明治四十四年一月二十五日印刷
明治四十四年一月二十八日發行

編輯者　早稻田大學編輯部
發行者　早稻田大學出版部
右代表者　高田早苗
東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地
印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

發行所　早稻田大學出版部
東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地
振替東京一一二三番　電話番町三七四 二四二三番

日清印刷株式會社印刷

けるが或る時病蓐を取り除きたる處下敷の蓆甚だ古びて損じ居れり、嗣公意外にも人を以て縣令に蓆を下賜せしめて曰く吾れ聞けるに汝此頃蓐を取り除きたるに蓆古び損じ居りしとの事なれば汝に蓐を遣すと、縣令大に驚き嗣君を以て神となせり、

概論

傳一章及び二章は敵國の敵國を伺察せし例にして三章は君の臣を伺察せしものなり、

韓非子國字解上 終

【講說】此の理論に關する說は秦の侏儒が惠文君に告げたるに在り、是の理由を以て襄疵は鄴を襲ふべしと言ひ、嗣公は縣令に蓆を賜はれり、
案ずるに篇首に明々六徵の名あり、然るに又此經一章あるときは即ち七徵にして之と合せず、蓋し是は參疑廢置の二經に就て特に總說を附したる者なれば、經の字七の字を削り去るべきなり、

【傳】七

秦侏儒善於荊王、而陰有善荊王左右、而內重於惠文君、荊適有謀、侏儒常先聞之、以告惠文君、

【解題】此れ經の「侏儒之告惠文君也」の傳なり、
【講說】秦の侏儒にて楚王と親しき者あり、楚王の左右とも內々懇意を結び居りしが、自國に於ては惠文王に重んぜられたり、此者楚國にて何事か計畫する所あれば、每も先づ之を聞知り、惠文王に報告せしとぞ、

鄴令襄疵陰善趙王左右、趙王謀襲鄴、襄疵常輒聞而先言之魏王、魏王備之、趙乃輒還、

【解題】此れ經の「襄疵言襲鄴」の傳なり、
【講說】鄴の令襄疵と云へる者趙王の左右と秘密の交誼あり、趙王の鄴を襲はんとするや、襄疵逸早く聞出して先づ魏王に告げ用心を爲さしめしかば、趙は每も空しく兵を反せしとなり、

衞嗣君之時、有人於令之左右、縣令有發蓐、而席弊甚、嗣公還令人遺之席、曰、吾聞汝今者發蓐、而席弊甚、賜汝席、縣令大驚、以君爲神也、

【解題】此れ經の「嗣公賜令席」の傳なり、
【講說】衞の嗣君の時、人を縣令の家に入込ませ置き

就き壇と廣場とを設けて右の文書を埋め、此には雞と家の子の血を塗り連判狀の如くに見せかけぬ、鄶君は之を發見し、內亂の企なりと思ひしかば、盡く其文書中に見えたる國家有用の臣を殺し盡せり、鄭の桓公は斯く敵の肱股を除き置き急に鄶を伐て遂に之を取りしと云ふ、

槩論

傳一章、文王の費仲を用ゆる經に謂はゆる淫察是なり、

傳二章、秦王楚の使を謀る、廢置の未だ實行に及ばざる者なり、

傳三章、齊の仲尼を除く、廢置の目的を達したる者なり、

傳四章、淫察に關する得失の計較なり、

傳五章、廢置の一手段なり、

傳六章、淫察の一手段なり、

傳七章、廢置の別手段なり、

傳八章、是れ亦廢置の術なるが、敵國の良を一網打し盡したる者にして規模殊に大なり、

【經】廟攻七

參疑廢置之事、明主絕之於內、而施之於外、資其輕者、輔其弱者、此謂廟攻、第一段なり、本題を說明す、

【講說】以上陳べたる參疑廢置の事は明君たる者敵國より之を自國に行はしめざると共に我れ之を他國に施行し、其輕き者に資給し其弱き者を輔翼するを廟堂の上に坐して敵を攻むるとは謂ふなり、

【字解】〔資其輕者輔其弱者〕此れ傳文中に當る所なし、疑ふべし、

參伍既用於內、觀聽又行於外、則敵僞得、第二段なり、敵の詐僞に對する道を言ふ、

【講說】既に內に於ては比較對照の術を用ゐ、外に於ては耳目を放て偵察を施すときは敵の詐僞盡く發見す、

其說在秦侏儒之告惠文君也、故襄疵言襲鄴、而嗣公賜令席、第三段なり、前說の事實を擧ぐ、

之乘、垂棘之璧、女樂六、以榮其意而亂其政、

【解題】此れ經の「內美人而虞虢亡」の傳なり、

【講說】晋の獻公虞と虢とを伐つの志ありしかば、先づ之に屈より產出せし名馬、垂棘より產出せし名玉並に女樂十六人を贈り其君の心を惑はし、其政治を亂りぬ、

叔向之讒長弘也、爲萇弘書謂叔向曰、子爲我謂晉君、所與君期者時可矣、何不亟以兵來、因佯遺其書周君之庭、而急去行、周以萇弘爲賣周也、乃誅萇弘、

【解題】此れ經の「佯遺書而萇弘死」の傳なり、

【講說】叔向が萇弘を讒したる仕方は叔向先づ萇弘より己に與ふる書信を僞造し、其文句は、貴下我が爲に晉君に告げよ君と豫て御約せし事は今や時期到來せり、速に兵を率ゐ來攻せられて然るべしとなり、叔向は竊に此手紙を周君の庭に棄て置きて急に立ち去りぬ、周にては此れを見て萇弘を賣國の賊となして誅しけり、

鄭桓公將欲襲鄶、先問鄶之豪傑良臣辨智果敢之士、盡與名姓、擇鄶之良田賂之、爲官爵之名、而書之、因爲設壇場郭門之外、而埋之、釁之以雞猳、若盟狀、鄶君以爲內難也、而盡殺其良臣、桓公襲鄶、遂取之、

【解題】此れ經の「用雞猳而鄶傑盡」の傳なり、

【講說】鄭の桓公は鄶を襲ふの計畫あり、先づ鄶の豪傑良臣若しくは智辯あり剛勇の人々を問ひ調べて一々姓名を記し、鄶の良田を擇び之に賂すること、並に與ふべき所の官名を定めて一の書類を作り、此れに

事如何あらんと、于象答て不可と云ひしかば王は其故を問ひけるに于象云ふ、甘茂は少きときより史擧先生を師として之に從ひしが、史擧先生は上蔡の門を監守する職を勤め、其人となり、大にしては君の事を放擲し小にしては家の事に頓着せず、氣むづかしく口やかましき事を以て世に名高き人なるに、甘茂は能く之に事へて機嫌を損せず、又秦の惠王の明察と張儀の智辯との間に立て庸人は勤まるまじきに、甘茂之に事へ十たびも升進して罪を得ることを免れたるは、實に其賢なるに由ると、王は之を聞き怪んで問ひけるやう、敵國に此方より宰相を置くに賢者の宜しからざるは何故ぞやと于象云ふ、以前王は邵滑を越に仕へしめ五箇年にて越を亡ぼし玉ひし事あり、此の如き成功を得たる所以は越は亂れて楚は治まり居たるが故に外ならず、昔し之を越に用ゆることを知り玉ひながら今之を秦に用ゆることを忘れ玉ふは餘りに早からずやと、王曰く左すれば如何爲すべき于象答ふ、共立を秦の相となすに若かずと、王が其故を問ふに及びて象は說明すらく、共立は少きときより秦王に寵せられ、年長じて後貴き卿の位に昇り、身に美服を着け、口に香氣を含み、手に玉環を握る、斯の如く深宮に長じ柔媚婦人の如き人物なれば、若し朝廷の上に立ち宰相とならんには、先以て秦國を亂すに適當なりと、

【字解】〔監門〕主門なり、〔邵滑〕楚人、〔日者〕往日なり、〔杜若〕香草、

吳攻荊、子胥使人宣言於荊曰、子期用將擊之、子常用將去之、荊人聞之、因用子常而退子期也、吳人擊之、遂勝之、

【解題】此れ經の「子胥宣言而子常用」の傳なり、

【講說】吳の將に楚を攻めんとするや、伍子胥人を楚に遣し流言を放て曰く、若し楚の國に於て子期を用ゐば、吳よりして攻擊すべきも、子常を用ゐば兵を止むべしと、楚人は之を誠と思ひ子常を用ゐて子期を退けぬ、吳は已に敵の畏るべき人物を除きたれば楚を擊て之を敗れり、

晉獻公欲伐虞虢乃遺之屈產

はしめ玉はゞ宜しからん、哀公女樂を見ば必ず之を樂み、之を樂まば必ず政事に怠るべし、仲尼は此に至つて諫めざれば已むまじ諫めて容れられざらば直ちに魯を見限るに相違なし、斯くして魯より仲尼を取去ることを得べしと、景公之に從ひ黎且を使として女樂十六人を哀公に贈りしに、哀公は之を面白く思ひ、黎且の謀りしが如く政事を怠りければ、仲尼諫言を進めたれども用ゐられず、遂に魯の國を退去して楚に赴けり、

【字解】〔哀公〕定公の誤、〔欒〕熒に通じ、マドフなり、〔六〕二八の誤、八人二列の舞樂隊なり、

楚王謂于象曰、吾欲以楚扶甘茂而相之秦可乎、于象對曰、不可也、王曰、何也、甘茂少而事史擧先生、史擧上蔡之監門也、大不事君、小不事家、以苛刻聞天下、茂事之順焉、惠王之明、張儀之辯也、茂事之取十官、而免於罪、是茂賢也、王曰、相人敵國、而相賢、其不可何也、于象曰、前時王使郡滑之越、五年而能亡越、所以然者越亂而楚治也、日者知用之越、今亡之秦、不亦太亟乎、王曰、然則爲之奈何、于象對曰、不如相共立、王曰、共立可相何也、對曰、共立少見愛幸、長爲貴卿、被王衣、含杜若、握玉環、以聽於朝、且利以亂秦矣、

【解題】此れ經の「于象沮甘茂」の傳なり、

【講說】楚王于象に意見を求めて云ふ、吾れ楚の力を以て甘茂を扶け之を秦の宰相たらしめんと欲す、此

荆王使人之秦、秦王甚禮之、王曰、敵國有賢者、國之憂也、今荆王之使者甚賢、寡人患之、群臣曰、以王之賢聖與國之資厚、願荆王之賢人、王何不深知之而陰有之、荆以爲外用也、則必誅之、

【解題】此れ經の「秦王憂楚使」の傳なり、

【講説】楚王使節を秦に派遣せしに秦王は甚だ之を禮遇せしが其臣下に謂て曰く、凡の敵國に賢人あることは國の害なり、然るに今楚の使者は甚だ賢なるゆゑ、此方は心配に堪へずと、群臣云ふ王の賢聖と此國の富强とを以て楚の賢人を患ひ玉ふ道理やある、王宜しく深く之と結托し陰に之を善くなし玉ふべし、左すれば楚に於ては彼を以て外國の爲に働く者として誅するは必定なりと、

【字解】〔願〕徂徠の説に從ひ患の誤と視て譯す、

仲尼爲政於魯、道不拾遺、齊景公患之、黎且謂景公曰、去仲尼猶吹毛也、君何不迎之、以重祿高位、遺哀公女樂、以驕榮其意、哀公必樂之、必怠於政、仲尼必諫、諫必輕絶於魯、景公曰善、乃令黎且以女樂六遺哀公、哀公樂之、果怠於政、仲尼諫、不聽、去而之楚、

【解題】此れ經の「黎且去仲尼」の傳なり、

【講説】仲尼魯の政治を行ひ國中大に治まり、道路に遺失物あるも人之を拾はざるに至りぬ、齊の景公は隣國の治まれるを見て之を憂ひし處、黎且云ふ、君憂ひ玉ふに及ばず、仲尼を除くことは毛を吹き飛ばすよりも容易なり、其手段は君先づ高位重祿を以て仲尼を迎ふると共に魯君には女樂を贈て其心を驕り狂

り、

傳九章、以上列擧せし所は寵妾の后に擬し、寵臣の相に擬したるより起れる禍なるが、今孤突の一言を以て之を槩括す、好結搆と謂ふを得べし、

傳十章、太子儼乎として在るにも拘らず太子未だ生れずと云ふ、何等の警語ぞ、此れに非ざれば以て惑主を聳動するに足らず、深く諫めずして諫むるの法を得、對曰太子未生也と故曰太子未生也と開闔相應す、

【經】廢置六

敵之所務、在淫察而就靡、人主不察則敵廢置、『第一段なり、人物の用舍敵手に歸することを概論す』

【講說】凡そ敵の力を用ゆる所は我が聰明を惑亂して不是の事を爲さしむるに在り、人君之を察せざれば敵の爲に我が臣下を左右せらるゝに至る、

【字解】〔淫察〕淫は亂る、〔靡〕非に通ず、〔廢置〕猶ほ任免と云ふが如し、

故文王資費仲、而秦王患楚使、黎且去仲尼、而干象沮甘茂、是以子胥宣言、而子常用、內美人、而虞虢亡、佯遺書而萇弘死、用雞猳、而鄶傑盡、『第二段なり、敵の廢置に關する事實を擧ぐ、』

【講說】故に文王は費仲に資金を授け、秦王は楚の使の賢なるを憂ひ、黎且は魯國より仲尼を除き、干象は甘茂を妨げぬ、此の理由を以て、子胥の宣言は楚をして吳に利なる子常を用ゐしめ、虞虢は敵國の贈りたる美人を入れしが爲めに滅亡に及び、晉の萇弘は僞書の爲に殺され、鷄猳の計の爲めに鄶國の豪傑は盡き果てたり、

【傳】六

文王資費仲而遊於紂之旁、令之間紂而亂其心、

【解題】此れ經の「文王資費仲」の傳なり、

【講說】昔し周の文王費仲に資金を授け、殷に至て紂王に取入らしめ、紂王の隙を窺ひ其心を惑はすやうに料はせたり、

鄭君問鄭昭曰、太子亦何如、對曰、太子未生也、君曰、太子已置、而未生何也、對曰、太子雖置、然而君之好色不已、所愛有子、君必愛之、愛之則必欲以爲後、臣故曰、太子未生也、

【解題】此れ經の「鄭昭之對未生」の傳なり、

【講說】鄭君鄭昭に問ふ、太子の人物は如何にと鄭昭答へて、否太子は未だ生れざるにと云ひければ、鄭君不思議の餘り、太子は已に立てられし程なるに未だ生れずとは合點行かず、如何なる意味にて左樣に申すやと問ふ、鄭昭答へて云ふ、成る程仰の如く太子は已に立てられたるに相違なし、然るに吾君の色を好み玉ふこと已まず、君の愛し玉ふ所の婦人に子あるときは君必ず之を愛し玉はん、之を愛し玉はゞ其子を世繼と爲すの御心あらん、其故に臣は太子未だ生れずと申せしなり、

槩論

傳一章、驪姬の后妻に於ける謂はゆる參疑の勢なり、

傳二章、美女の子の太子に於ける亦參疑の勢なり、前章は惡妻に由り、此章は惡后に由る、一は己の子の太子たらんことを欲し、一は己の子の太子を廢せられんことを恐る、對照頗る妙、而して倶に人主の愼まざるより起る、極めて經文に切なり、

傳三章、州吁の衞君に於ける參疑の勢なり、

傳四章、公子根の周太子に於ける參疑の勢なり、一は君を殺し、一は君の死後に叛を謀る、

傳五章、公子職の商臣に於ける、參疑の勢將に成らんとする者なり、而して商臣先づ事を擧げて成王爲に死す、是れ事實の原因前例と同くして結果の異る者潘崇との問答一節、描寫の妙通篇色を生ず文情絕佳、

傳六章、嚴遂の韓廆に於ける參疑の勢なり、韓廆哀衣の袖に隱れて禍を免れんとせしも其効なく、哀侯反て害に遇ふ、前轍鑒むべき者あり、

傳七章八章、闞止の田恒に於ける、皇喜の戴驩に於ける參疑の勢なり、而して齊に在て其君を弑せし者は田恒、宋に在て其君を弑せし者は皇喜、事體自ら變せ

龐、而稱哀公、

【解題】此れ經の「嚴遂韓廆爭」の傳なり、

【講說】韓廆は韓の哀侯の宰相となつて地位高く嚴遂は又君より重んぜられて勢力多く、此の二人互に相忌めり、嚴遂は韓廆を亡き者にせんとて之を朝廷にて刺殺さしめたるが、其時韓廆は君の御座處に走り行きて哀侯に抱き着き、袞龍の袖に隱れて免れんとなせしも賊は韓廆を刺して哀侯までも併せて之を殺せり、

田恒相齊、闞止重於簡公、二人相憎而欲相賊也、田恒因行私惠、以取其國、遂殺簡公而奪之政、

【解題】此れ經の「田常闞止敵」の傳なり、

【講說】田常齊の宰相となつて地位高く、闞止は簡公に重んぜられて勢力多く、二人互に憎み合て殺さんことを謀れり、其中田常は私の恩惠を施して齊國の人心を取り、遂に簡公を殺して主權を奪へり、

【字解】〔田恒〕 田常の事、恒は原文常に作りたるに漢の世に至り天子の諱を避けて恒となしたるなり、〔取其國〕 國を取るは必ずしも國土を奪ふに非ず國民の心を收攬するなり、老子に謂はゆる「取天下」の取に同じ、

戴驩爲宋太宰、皇喜重於君、二人爭事而相害也、皇喜遂殺宋君而奪其政、

【解題】此れ經の「戴驩皇喜敵也」の傳なり、

【講說】戴驩宋の太宰となつて地位高く、皇喜は君に重んぜられて勢力多く、此の二人互に政柄を爭つて相忌みしが、皇喜遂に宋君を弑して之が主權を奪へり、

孤突曰、國君好內、則太子危、好外則相室危、

【解題】此れ經の「孤突之稱二好」の傳なり、

【講說】晉の孤突の言、凡そ一國の君女色を好むときは太子危く、嬖人多ければ宰相危しと、

察也、乃僞其傳潘崇曰、奈何察之也、潘崇曰、饗江芊而勿敬也、太子聽之、江芊曰、呼役夫、宜君王之欲廢女而立職也、商臣曰、信矣、潘崇曰、能事之乎、曰、不能、能行乎、曰不能、能擧大事乎、曰、能、於是乃起宿衞之甲、而攻成王、成王請食熊膰而死、不許、遂自殺、

【解題】此れ經の「王子職甚得寵而商臣果作亂」の傳なり、

【講說】楚の成王は商臣を以て太子とせしが、後に至り之を廢して公子の職を立てんと謀りしかば、商臣は亂を作し成王を殺せり、

一說に云ふ楚の成王商臣を以て太子となせしも後に至り公子の職を以て之に易へんとしけり、商臣は之を聞きしかども未だ十分實否を知らず其守役の潘崇に語るやう、如何にして實否を確めんかと、潘崇云ふ王の姊婿なる江芊を饗して無禮を行ひ玉へ或は樣子分るべしと、太子其如くになせし處、江芊果して罵つて曰く、やー役夫君主が汝を廢して職を立てんとし玉ふは尤十萬なりと、商臣之を聞いて云ふ、成程信なるぞと、潘崇云く斯かる以上太子には忍んで職に從ひ玉ふやと、太子出來ずと答ふ、又問ふ從ふこと能はざれば能く國を去り玉ふやと、太子又出來ずと答ふ、又問ふ去ること能はざれば、能く大事を擧げ玉ふやと、太子曰く是は能く果すべしと、是に於て太子の營に宿衞する者を召び集めて成王を攻めければ、成王敵する能はずして最早免るべき見込なかりしかば、最後の思出に熊の掌を食つて死にたしと望みたれども之を許さず、成王遂に自殺せしとぞ、

【字解】〔呼役夫〕呼は罵聲、役夫は勞働者なり、

韓廆相韓哀侯、嚴遂重於君、二人甚相害也、嚴遂乃令人刺韓廆於朝、韓廆走君而抱之、遂刺韓

【講說】晉の獻公の時驪姬と云へる妾貴くして正夫人と同等の地位に在り、太子の申生を廢して己の生める奚齊を太子に立てんと欲せしかば、申生を獻公に讒言して之を殺し遂に奚齊を立てたり、

【字解】〔擬〕なぞらう、

鄭君已立太子矣、而有所愛美女、欲以其子爲後、夫人恐、因用毒藥賊君殺之、

【解題】此れ經の「鄭夫人用毒藥」の傳なり、

【講說】鄭君は已に太子を定めて之を立てたる後、愛する所の美人に惑つて心を變じ美人の生みし子をば繼嗣となさんとせり、夫人は之を恐れ毒藥を用ゐて非道にも鄭君を殺せり、

【字解】〔賊〕人を殺すに道を以てせざるを賊と謂ふ、

衛州吁重於衛、擬於君、群臣百姓盡畏其勢重、州吁果殺其君而奪其政、

【解題】此れ經の「州吁殺其君完」の傳なり、

【講說】衛の州吁は國中に重んぜられ其勢力衛君と紛ふばかりなり、群臣より百姓に至るまで盡く其權力の重きを畏れけるが、州吁果して其君の完即ち桓公を殺して政治を奪へり、

公子朝、周太子也、弟公子根甚有寵於君、君死、遂以東周叛、分爲兩國、

【解題】此れ經の「公子根取東周」の傳なり、

【講說】公子朝は周の太子にてありき、弟の公子根は甚だ君寵を得、君の死するや、遂に東周を楯に叛き、是れより周分れて二國となりぬ、

楚成王以商臣爲太子、既而又欲置公子職、商臣作亂、遂攻殺成王、一曰、楚成王以商臣爲太子、既欲置公子職、商臣聞之未

の妙は辭令の妙と合拍一となる、愛誦するに餘りあり、但堂下得無微有疾臣者乎の一語は暴露に過ぎて味なし、

【經】參疑五

參疑之勢、亂之所由生也、故明主愼之、『第一段なり、參疑の長ずべき結果を生ずることを槩論す、』

【講說】參疑の勢は亂の生する本なるが故に明主は之を戒む、

【字解】〔參疑〕參は雜ゆる、疑は似る、臣を以て君に並び殆ど分別なく庶子を以て嫡子に並び殆ど分別なく、妾を以て后に並び殆ど分別なきを言ふ、

是以晉驪姬殺太子申生、而鄭夫人用毒藥、衞州吁殺其君完、公子根取東周、王子職甚有寵、而商臣果作亂、嚴遂韓廆爭、而哀侯果遇賊、田常闞止戴驩皇喜敵、而宋君簡公殺、其說在孤突之稱二好、與鄭昭之對未生也、『第二大段なり、參疑の結果を證すべき事實を擧ぐ、』

【講說】以上の理由により晉の驪姬は太子の申生を殺し、鄭の夫人は毒藥を用ゐ、衞の州吁は其君の完を殺し、公子根は東周を取り、王子職は甚だ寵を得て商臣果して亂を作し、嚴遂韓廆は相爭ひ、哀公は果して賊に遇ひ、田常戴驩皇喜は威權相敵し、宋君の簡公は殺されぬ、此の論據は孤突が二好を稱したると、鄭昭が未生を對へたるに在るなり、

【傳】五

晉獻公之時、驪姬貴、擬於后妻、而欲以其子奚齊代太子申生、因惡申生於君而殺之、遂立奚齊爲太子、

【解題】此れ經の「晉驪姬殺太子申生」の傳なり、

差出せし燒肉に髮の毛纏ひ居りしかば、平公は怒つて直ちに料理番を殺さんとし、嘆願などを許すまじと云ひけるとき、料理番は天に叫んで曰く、扨も臣に三箇條の罪あり、此罪は縱令死するとも身に覺えなきことならんやと、平公は其は如何なる緣故なるやと問はれけるに答へて、臣の庖刀の切味善きこと風の草を靡す如く、如何なる硬き物と雖も手應あらず、然るに堅き肉が切れて髮の毛が切れざりしは是れ臣の死すべき罪一なり、尤も火力の烈しき桑の炭にて肉を炙り肉は紅白の色を成せしに髮の毛の焦げざりしは、是れ臣の死すべき罪二なり、肉善く熟したる上幾度もすかし視たるに髮の毛が肉に纏ひ居たることの見えざりしは、是れ臣の死すべき罪三なり、考へみるに下役の中にて臣を邪魔として惡み思ふ者あるが如し、然るに何の詮議もなく臣を殺し玉ふは少しく早まりたる事に非ずやと、

【字解】〔干將〕 吳越春秋に干將は吳の人、劍二枚を作る、一に干將と曰ひ一に莫邪と云ふと、

穰侯相秦而齊强、穰侯欲立秦爲帝、而齊不聽、因請立齊爲東帝、而不能成也、

【解題】此れ經の「穰侯請立帝」の傳なり、

【講說】穰侯秦の宰相にてありし時齊國の勢强かりき、穰侯秦王を立てゝ帝と爲さんとせしも齊之を肯んぜざりしかば、先づ齊王を立てゝ東帝となさんことを請ひたるも終に成立せずして已みぬ、

槩論

傳一章、利異の傳に見えたる呂倉の事と同一にして此經文に適切なる所以を看出する能はず、

傳二章、是れ「國害則省其利者」と云へる經文の注脚に當る、

傳三章、前に同じ、

傳四章、「臣害則省其反者」と云へる經文の注脚なり、

傳五章、前に同じ、

傳六章、髮の毛の炙を繞る、其事情羹中の生肝湯中の礫と異る所あらず、而して宰人の辯疏を挾みたるが爲め自ら波瀾あり、彼れ自ら罪ありと爲す所は即ち其罪なき事を明擧する所以、今寫し來つて躍如、文字

而不見髮、臣之罪二也、奉熾爐炭火盡赤紅而炙熱、而髮不燒、臣之罪三也、堂下得無微有疾臣者乎、公曰善、乃召其堂下譙之、果然、乃誅之、一曰、晉平公觴客、少庶子進炙而髮繞之、平公輒殺炮人、毋有反令、炮人呼天曰、嗟乎、臣有三罪、死而不自知乎、平公曰、何謂乎、對曰、臣刀之利風靡、骨斷而髮不斷、是臣之一死也、桑炭炙之、肉紅白而髮不焦、是臣之二死也、炙熱又重睫而視之、髮繞炙而目不見、是臣之三死也、意者堂下其有翳憎臣者乎、殺臣不亦蚤乎、

【解題】此れ經の「文公燒炙」の傳なり、

【講說】文公の時大膳職の者燒肉を差上げし處、髮の毛其肉に卷き附てありしかば文公大膳職の者を召し之を責めて云ふ、汝は我が咽につかへよとて斯く髮の毛を肉に纒ひしかと、大膳職の者頭を地に着け再拜して罪を請ひ申出づるやう、臣は實に死すべき罪三箇條あり、砥石を取て庖刀をとぎ、干將の名劍も斯くやと思ふ程銳利に爲し、此を以て肉を切りたるに肉は切れて髮の毛が切れざりしは是れ臣の罪一なり、木を取て肉片を串刺になせるも髮の毛の見えざりしは是れ臣の罪二なり、火氣の盛なる火鉢の上に載せて炙れるに、炭火は盡く眞火となり肉は十分に熱したるに、髮の毛の燒けざりしは臣の罪三なり、臣の下役に內々臣を惡む者あるに相違なしと、公尤なりとて其下役を召し詰問に及びし處果して其言の如くなりしかば乃ち之を誅せり、

一說に云ふ晉の平公客と酒宴を爲せし時、少庶子の

るなり、

【字解】〔倉〕穀物藏なり、〔廥〕芻を納るゝ藏なり、

昭僖侯之時、宰人上食、而羹中有生肝焉、昭侯召宰人之次、而誚之曰、若何爲置生肝寡人羹中、宰人頓首服死罪曰、竊欲去尙宰人也、一曰、僖侯浴、湯中有礫、僖侯曰尙浴免則有當代者乎、左右對曰有、僖侯曰、召而來、譙之曰、何爲置礫湯中、對曰、尙浴免則得代之、是以置礫湯中、

【解題】此れ經の「僖公譙其次」の傳なり、

【講說】昭僖侯の時、料理番の差上げたる食物中に生の肝ありけり、昭侯は其者の仕業に非ずと思ひしかば、次席の者を召して之を責め、汝何故に余の羹の中に生ける肝を入れ置きたるやと云はれしに、彼頭を地に擦附け死罪に服して曰く、實は主任の落度を作り之を除いて其地位を得んが爲めなりきと、一說に云ふ、僖侯入浴の時湯の中に小石ありければ、左右の者に問ひて風呂番の主任免職せば其代となるべき候補者ありやと云ふ、皆之ありと答へぬ、乃ち僖侯は之を召び來らしめ、直ちに責め問ふて曰く、汝何故に小石を湯の中へ入置きたるやと、彼者答へて云ふ、風呂番の主任免職とならば小臣之に代ることを得るが故に斯く爲せりと、

文公之時、宰臣上炙、髮繞之、文公召宰人而譙之曰、女欲寡人之哽耶、奚爲以髮繞炙、宰人頓首再拜請曰、有死罪三、援礪砥刀、利猶干將也、切肉、肉斷而髮不斷、臣之罪一也、援木而貫臠、

【講說】此の理論に關する說は楚王兵を率ゐて至りし結果、陳需宰相となりしに在り、黍の種騰貴して倉役人が取調を受けたるに在り、此の理由により昭奚恤は茅を商ふ者を捕へ、僖侯は厨吏の次席を責問し、文公は炙に髮毛の附きたるを見、穰侯は帝號を立てんことを請へり、

【字解】〔誚〕語を以て責むるなり、

【傳】四

陳需魏王之臣也、善於荊王、而令荊攻魏、陳需因請爲魏王行解之、因以荊勢相魏、

【解題】此れ經の「楚王至而陳需相」の傳なり、

【講說】陳需は魏王の臣にてありけるが、楚王と親密なることを利用し、楚をして魏を攻めしめ、己は魏王に請ひ敵陣に赴いて和解を行ひ、遂に楚の勢力に因て魏の宰相となりぬ、

韓昭侯之時、黍種常貴甚、昭侯令人覆廩吏、果竊黍種而糶之甚多、

【解題】此れ經の「黍種貴而廩吏覆」の傳なり、

【講說】韓の昭侯の時代に黍の種非常なる價格の騰貴を來せしかば、定めて倉役人に仔細あるべしとて、有司に命じ之を吟味せしめし處、果して倉に蓄へたる黍の種を盜み出して之を外國に賣出せし額頗る夥かりし、

【字解】〔糶〕賣出すなり、

昭奚恤之用荊也、有燒倉廥窌者而不知其人、昭奚恤令吏執販茅者而問之、果燒也、

【解題】此れ經の「昭奚恤執販茅者」の傳なり、

【講說】昭奚恤が楚の政柄を執りける時、米倉馬草倉を燒きし者ありしが、何人の所爲とも知れざりき、昭奚恤は心に思附ける節ありしかば役人に命じて茅を商へる者を捕へて鞫問に及びし處、果して放火せし人なりき、是は茅の多く賣れんことを欲して燒きた

傳一章、刖跪が夷射の酒を與へざるを恨み水を涓て、齊王を怒らし之を殺さしむるに至る、凡そ讒毀は虛構の言に起る、而して此れは虛構の事に出づ、先づ讒すべき事を作り、君の問を待て之を讒す、小人陰毒を施すの巧なるを見るに足らずや、

傳二章、僞つて人をして王命を矯め己を攻めんことを謀らしむ、是れ亦用意の迂曲なるに驚からざるを得ず、

傳三章、六章と全く其揆を一にす、是れ姦人が私仇を殺すの慣用手段のみ、

傳四章、鄭袖美人を害せんとし先づ之を愛し、王をして己が妬心なきを知らしめ然る後、他を害するの手段に出で、其必聽を期する處、謂はゆる「僞をなせば心勞する」もの、御者を誡めて機會を失はざらんとするの一事辣の極なり、

傳五章、罔羅を設くるの密を證す、

傳六章、計甚だ深からずして尙ほ善く中る、人主の愚に因る、

傳七章、老儒を刺すの曲折語つて詳ならざるの恨あり、

【經】有反四

事起而有所利、其尸主之、有所害、必反察之、是以明主之論也、國害則省其利者、臣害則察其反者、『第一段なり、反察の要を槩論す、』

【講說】凡そ玆に一事の起るあつて其れに因り利を得べくば其君之を主り、害あるべくば必ず翻つて之を察す、故に明主の事を論ずるや、國の害になることなれば誰か此に因て利を得るかを考へ、臣下の害になることなれば、之が爲に利益を得べき人を察す、

【字解】〔尸〕文字の如くに解すれば君の事なり、然れども恐らく誤脫あり、

其說在楚王至而陳需相、黍種貴而廩吏覆、是以昭奚恤執販茅、而僖侯譙其次、文公髮繞炙、而穰侯請立帝、『第二段なり、前論を證すべき事實を擧ぐ、』

魏有老儒、不善濟陽君、客有與老儒私怨者、因攻老儒殺之、以德於濟陽君曰、臣爲其不善也、故爲君殺之、濟陽君因不察而賞之、一曰、濟陽君有少庶子、不見知、欲入愛於君、齊使老儒掘藥於馬梨之山、濟陽少庶子、欲以爲功、入見於君曰、齊使老儒掘藥於馬梨之山、名掘藥也、實間君之國、君殺之、是將以濟陽君抵罪於齊矣、臣請刺之、君曰、可、於是明日得之城陰而刺之、濟陽君還益親之、

【解題】此れ經の「殺老儒而濟陽賞」の傳なり、

【講說】魏の國に老儒あり、濟陽君と不和なりき、客に此老儒を怨める者あり、老儒を攻め殺し、此れを以て濟陽君に恩を掛けて曰く、臣は彼が君に善からざるを以て君の爲に之を殺せりと、濟陽君は彼が之を殺せし本意を察せず吾が爲に爲したる事と思ひ之に褒美を與へたり、

一說は左の如し、濟陽君の許に少庶子の官を勤むる者あり、未だ君に知られざりしかば取入て愛を得んと欲し、其手段を考ふるに、適ま齊より老儒を遣はして馬梨山に藥材を採らしめたる處、少庶子は之を種に己の功を立てんと欲し、入て君に見えて云へらく、齊より老儒を派して藥を馬梨山に採らしめ候が、右は藥を採ると云ふ名義にて實は君の國を窺ふ爲の間諜なれば君之を殺し玉へ、想ふに彼の謀は魏國の陰事を齊に告げ、濟陽君を罪に落さんとするに在り、臣之を刺殺し申さんと、遂に君の許を得、明日老儒を城陰に探し出して之を刺殺せしが濟陽君は反て益す之を親しめり、

槩論

に令尹の家に出入して甚だ愛せらるゝを見て之を忌み、或る時令尹に云ふやう君には宛を愛し玉ふこと甚し、一たび彼が家にて酒宴を爲し玉はゞ宜しかるべきにと、令尹之に同じ、無極に申付け郄宛の家に赴き豫め準備を爲さしめぬ、無極郄宛に敎へけるやう、令尹は甚だ傲慢にして兵を好む事なれば、足下は殷勤になすべきは勿論、先づ取急ぎて堂下並に門内の廣場に兵を陳列すべしと、宛は之に從ひし處令尹は其家に往き此有樣を見て大に驚き、此れは何事ぞと問ふ、無極云ふ君危し此を去り玉へ、謀反なるやも知れずと、令尹大に怒り兵を擧げて郄宛を責め遂に之を殺せり、

【字解】〔事〕其人の爲に用事を働くを謂ふ、

犀首與張壽爲怨、陳需新入不善犀首、因使人微殺張壽、魏王以爲犀首也、乃誅之、

【解題】此れ經の「陳需殺張壽而犀首走」の傳なり、

【講說】犀首張壽と仲違を爲しけるに、仕官せし陳需と云ふ者犀首と善からず、因て人をして張壽を暗殺せしめたり、魏王は犀首の仕業なりとして之を誅せり、

中山有賤公子、馬甚瘦、車甚弊、左右有私不善者、乃爲之請王曰、公子甚貧、馬甚瘦、王何不益之馬食、王不許、左右因微令夜燒芻廐、王以爲賤公子也、乃誅之、

【解題】此れ經の「燒芻廥而中山罪」の傳なり、

【講說】中山に公子の賤しき者あり、馬は甚だ瘦せ車は甚だ古びたり、王の左右の臣にて之と不和なる者あり、因て公子の爲に王に願ひけるやう、公子は甚だ貧しく從て馬も甚だ瘦せたり、馬の飼料を益し玉へと、然るに王は之を許さゞりき、左右の者は此ぞ公子を陷るべき處なりとて、密に人をして馬草小屋を燒かしめしが、王は果して此公子が恨を霽す爲の所以なりとて之を誅せり、

は勃然として怒り、彼の鼻を切れと命ずるや、侍者は其儘刀を引寄せて美人の鼻を切れり、

一說は左の如し、魏王より楚王に一人の美女を贈りしに楚王甚だ之を愛ぬ、夫人の鄭袖は王が其美人を愛づると看て取りしかば、己も亦之を愛づること王よりも深く、衣服は勿論裝飾品弄物に至るまで彼の望むが儘に作り與へたり、王の宣ふやう、夫人は予が美人を愛するを知つて之を愛すること予よりも甚し、此れ孝子が親を養ひ忠臣が君に事ふると同一の致方なりと、夫人は最早王が己を妬心ある者と爲さゞるを知りたる故、美人に云ひけるやう王は甚だ御身を愛し玉へども、御身の鼻つきを嫌はるゝことなれば、御身王を見奉る節は每も必ず鼻を掩ふに若かず、左あるときは長く寵愛を被るべしと、美人は其忠言に從ひ王を見る度每に鼻を掩へり、王夫人に問はるゝやう、彼女は予を見る度に鼻を掩ふ、如何なる仔細にやと、夫人は初め妾は存じ候はずと答へしも、王强て問はれしかば答へて云ふ、此の頃ろ彼れ王の腋臭がつらしと申したる事ありと、王は之を聞くと怒心頭より起り侍者に鼻を切れと命ぜり、是より先き夫人は侍者に向ひ王何事にても仰あらば必ず執行せよと注意を與へ置きたるに因り、侍者は刀を引寄せて遂に此美人の鼻を切り取りぬ、

費無極荊令尹之近者也、郄宛新事令尹、令尹甚愛之、無極因謂令尹曰、吾愛宛甚、何不一爲酒其家、令尹曰善、因令之爲具於郄宛之家、無極教宛曰、令尹甚傲而好兵、子必敬謹、先以陳兵堂下及門庭、宛因爲之、令尹往而大驚曰、此何也、無極曰、君殆、去之、事未可知也、令尹大怒、舉兵而誅郄宛、遂殺之、

【解題】此れ經の「費無忌敎郄宛」の傳なり、

【講說】費無極は楚の令尹の近習なりしが、郄宛が新

言、美女前近王、甚數掩口、王勃然曰、劓之、御因揄刀而劓美人、

一曰、魏王遺荊王美人、荊王甚悅之、夫人鄭袖知王悅愛之也、亦悅愛甚於王、衣服玩好擇其所欲爲之、王曰、夫人知我愛新人也、其悅愛之甚於寡人、此孝子之所以養親、忠臣之所以事君也、夫人知王之不以己爲妬也、因謂新人曰、王甚悅愛子、然惡子之鼻、子見王常掩鼻、則王長幸子矣、於是新人從之、每見王常掩鼻、王謂夫人曰、新人見寡人常掩鼻何也、對曰、不已知也、王強問之、對曰、頃常言惡聞王臭、王怒曰、劓之、夫人先誡御者曰、王適有言、必可從命、御者因揄刀而劓美人、

【解題】此れは經の「鄭袖言惡臭而美人劓」の傳なり、

【講說】楚王の愛妾に鄭袖と云ふ者あり、楚王新に美人を手に入れける處、鄭袖は此女に敎ゆるやう、王は甚だ人が口を掩ふことを喜び玉ふ、左れば王の御側に出てなば必ず口を掩はれよと、美人御目見えをなし王に近づきし折、鄭袖の注意に從ひ袖にて口を掩ひしかば、王は其故を鄭袖に尋ねたるに其は彼が王の脇臭を嫌ふ故に候と答へぬ、此時は其れにて濟みけるが、或る日王と鄭袖と美人と三人同坐せり鄭袖は豫め侍者に向ひ王何事にても仰せあらば是非速に其通に爲すべしと申含め置き機會を待居たるに、美女は進んで王に近づき餘りに屢ば口を掩ひしかば王

君因僞矯王命而謀攻己、王使人問濟陽君曰、誰與恨、對曰、無敢與恨、雖然、嘗與二人不善、不足以至於此、王問左右、左右曰、固然、王因誅二人者、

【解題】此れ經の「濟陽自矯而二人者誅」の傳なり、

【講説】魏王の臣下の中濟陽君と不快なる者二人あり、濟陽君因て人を入込せ王命なりと稱して己を攻むることを企てしめぬ、二人濟陽君を攻めけるに王は固り濟陽君の計略なることを知らざりしが故に濟陽君に問ふて云ふ、汝誰にか恨を受けたる覺えなきやと、濟陽君答ふるやう、別段何人より怨まるゝ覺なきも只彼の二人とは不和にて候ひぬ然れども斯くまでには至る程の事にも候はずと、王は左右の者に問はれたる處皆其通なりと云ふにより、遂に二人を誅せしとぞ、

季辛與爰騫相怨、司馬喜新與季辛惡、因微令人殺爰騫、中山之君以爲季辛也、因誅之、

【解題】此れ經の「司馬喜殺爰騫而季辛死」の傳なり、

【講説】季辛と爰騫と仲惡かりし處、司馬喜又季辛と不和になりぬ、因て人を使ひ爰騫を暗殺し季辛の仕業の如くになしぬ、中山の君季辛と爰騫との仲惡きを知りしかば果して季辛が暗殺せし者と思ひ之を誅しけり、

荊王所愛妾有鄭袖者、荊王新得美女、鄭袖因教之曰、王甚喜人之掩口也、爲近王必掩口、美女入見近王、因掩口、王問其故、鄭袖曰、此固言惡王之臭、及王與鄭袖美女三人坐、袖因先誡御者曰、王適有言、必亟聽從王

【講說】是の理由により門衞の者水を棄てたるが爲に夷射は誅に遇ひ、濟陽君王命を矯りし結果魏王の二臣罪せられ、司馬喜爰騫を殺して季辛寃に死し、鄭袖は美人が王の臭氣を嫌ふと言ひたるにより新參の妾其鼻を切られ、費無極が郄宛に敎へて令尹誅戮を被り陳需と云へる者張壽を殺して犀首脫走せざるを得ざりき、故に馬草倉を燒きたる咎にて中山罪となり、老儒を殺したる功に因て濟陽は賞を受けぬ、

【傳】三

齊中大夫有夷射者、御飮於王、醉甚而出、倚於郎門、門者刖跪請曰、足下無意賜之餘瀝乎、夷射曰叱去、刑餘之人、何事乃敢乞飮長者、則跪走退、及夷射去、則跪因捐水郎門霤下、類溺者之狀、明日王出而訶之曰、誰溺於是、刖跪對曰、臣不見也、雖然昨日中大夫夷射立於此、王誅夷射而殺之、

【解題】此れ經の「門人捐水而夷射誅」の傳なり、

【講說】齊の中大夫に夷射と云へる者あり、王の酒宴に侍し、大醉の餘り出てゝ郎門に倚りかゝりぬ、門番の刖跪酒の殘りあらば賜はるまじきやと請ひしに、夷射叱して、去れ、處刑を受けし身分を顧みず目上の者に酒を乞ふと云ふ法やあると曰ひければ、刖跪は畏れて走り退きぬ、其れより夷射其處を去りし後、右の門番は水を郎門の雨落の處へ撒き棄て小便を爲したるが如くに見せかけたり、明日王は門を出づるとき之を見咎め此處に尿せし者は誰なるやと責め問ひしに、門番答へて曰く、臣は別に尿せし者を見申さゞりしも、昨日中大夫の夷射此に立ち居られたるのみと王因て夷射を刑に宛てゝ之を殺せしとぞ、

【字解】〔刖跪〕 刖は足を斷つなり、刖の刑を蒙り足なき人を謂ふ、跪は其者の名なり、〔瀝〕 したみ、〔刑餘之人〕 刖跪を指す、

魏王臣二人不善濟陽君、濟陽

韓、

【解題】此れ經の「自圭敎暴譴」の傳なり、

【講說】白圭は魏の宰相にてあり、暴譴は韓の宰相にてありき、白圭より暴譴に申込めるやう、君は韓の勢力を以て、我が魏に於ける位地に力を添へよ、我れは又魏の勢力を以て君の韓に於ける地位を大切にせん、左すれば吾れは長く魏を自由にし、君は常に韓を自由にすることを得んと、

【字解】〔待〕重んずると云ふが如し、〔用魏〕魏に用ゐらるゝと解くは非なり、魏を用ゆるにて魏の柄を握るを謂ふ、用韓亦同じ、

槩論

傳一章、夫婦の利害異る點を以て君臣の利害異る點を示したる者、擧ぐる所の事實誠に好笑の文字なり、

傳二章、父子の利害異る點を以て君臣の利害異る點を示したる者、

傳三章、是れ即ち正面より君臣の利害異る所を擧げたる者、

傳四章、敵兵を召して外除するの例なり、

傳五章、外事を擧げて以て主を眩するの例なり、

傳六章、君臣の利害異る點を側面より示したる者、

傳七章より十一章に至る、共に私利を成し國憲を顧みざるの例なり、

【經】似類三

似類之事、人主之所ニ以失レ誅、而大臣之所ニ以成レ私也、『第一段なり、似類の患を概論す、』

【講說】凡そ事の紛はしき者は人君が往々誅すべきを誅せず誅すべからざるを誅し、大臣が一己の私を成就する原因となる、

是以門人捐レ水而夷射誅、濟陽自矯而二人罪、司馬喜殺ニ爰騫一而季辛死、鄭袖言ニ惡臭一而新人劓、費無極敎ニ郄宛一而令尹誅、陳需殺ニ張壽一犀首走、故燒ニ芻廥一而中山罪、殺ニ老儒一而濟陽賞也、『第二段なり、似類の害を證すべき事實を擧ぐ、』

司馬喜、中山君之臣也、而善於趙、常以中山之謀、微告趙王、

【解題】此れ經の「司馬喜告趙王」の傳なり、

【講說】司馬喜は中山君の臣なりしも反て趙の國と親しく、嘗て中山國の計畫を趙王に密告せしことあり、

【字解】〔常〕 古文往々嘗と通用す、

呂倉、魏王之臣也、而善於秦荊、微諷秦荊、令之攻魏、因請行和、以自重也、

【解題】此れ經の「呂倉規秦楚」の傳なり、

【講說】呂倉は魏王の臣なりしも反て秦楚二國と親しく、此二國にさそひを掛けて魏を攻めしめ、因て和睦を乞ひ、吾力にて國難を救ひたるが如くになして己を魏國に重からしめぬ、

宋石、魏將也、衛君、荊將也、兩國構難、二子皆將、宋石遺衛君書曰、二軍相當、兩旗相望、唯毋一戰、戰必不兩存、此乃兩主之事也、與子無有私怨也、善者相避也、

【解題】此れ經の「宋石遺衛君書」の傳なり、

【講說】宋石は魏の將、衛君は楚の將にてありき、此二國の間に戰爭起りし時二人共に兵を率ゐて出征に及びぬ、宋石より敵將衛君に申遣しけるは斯く二軍互に向ひ合せ兩國の旗相望むも努々戰は爲すまじきぞ、若し戰ふときは吾れと君と何れかは無難を得じ、此戰は本と雙方の主君の事にて、御互に私怨ある譯に非ざれば益なき儀なり、若し吾言を尤と思ひ玉はゞ成るべく避けて戰ひ玉ひぞ、

【字解】〔善者〕 善しとすればなり、

白圭相魏、暴譴相韓、白圭謂暴譴曰、子以韓輔我於魏、我請以魏待子於韓、臣長用魏、子常用

越乎、大夫種受書讀之、太息而歎曰、殺之、越與呉同命、

【解題】此れ經の「太宰嚭說大夫種」の傳なり、

【講說】越王呉王を攻め、呉王謝罪して降參を申込めり、越王之を許さんとせしに范蠡及び大夫の種は之を不可として曰く、昔し天は越を以て呉に與へたるに呉は之を受けずして吾が越を赦せり、今日天が夫差に反對の運命を與へたるは是れ夫差が天の賜を取らざりし爲め天より禍を下せしなり、斯く天が呉を以て越に與ふる以上、宜しく再拜して之を受け賜ふべし許すべからずと、呉の太宰嚭は越の大夫種に書を送つて曰く、狡き兎已に狩り盡されたる後は良犬も不用なりとて烹て食はるべく、其れと同じく敵國滅れば謀臣も無用に歸する故殺さるべし、大夫何とて呉を許し置きて越の外患となし謀臣の必要なる地盤を留めざると、大夫種此書を受けて讀み太息つきて嘆ずらく、彼の使者を殺せ、越と呉とは天命を同うすと、

【字解】〔越王〕勾踐なり、〔呉王〕夫差なり、〔昔天云々〕呉が越を會稽山に圍みし時を謂ふ、〔太宰嚭〕呉の大夫の名〔狡兎〕狡はしこきことなり、〔太息而歎〕其言の一理あつて吾が前途の運命測るべからざるが故に嘆ぜしなり、〔越與呉同命〕此下或は脫文あり、今本文の如くに解すれば、天命は越に於けると呉に於けると同じく、前には呉が越を亡さざりし爲め天命を失ひしが如く、今越が呉を許すときは亦天命を失ふべしとの義なり、王先愼は呉を以て吾の誤とす、此れに據れば越と己とは利害禍福を同うするが故に一身の爲に呉を許し難し、然るに吾れに不忠を勸むるは惡むべしとて其使を殺せしことゝなる、

大成牛從趙謂申不害於韓曰、以韓重我於趙、請以趙重子於韓、是子有兩韓、我有兩趙、

【解題】此れ經の「大成牛敎申不害」の傳なり、

【講說】大成牛は趙の相なりしが韓の相なる申不害に申込けるやう、君は韓の勢力を以て我れを趙の國に重からしめよ、我れは又趙の勢力を以て君を韓の國に重からしむべし、左すれば自他とも兩國に跨つて勢力を得ることゝなる故、則ち君には兩つの韓あり、我れには兩つの趙あるに均しからんと、

旗が季孫の陣へ入るを見て亦之を救ひ、三桓合して一體となりしかば昭公戰つて利あらず、三桓昭公を逐出し乾侯の地に死せしめたり、

【字解】〔家臣〕卿大夫の臣を家臣と云ふ、諸侯に對すれば陪臣に當る、

公叔相韓、而有功齊、公仲甚重於王、公叔恐王之相公仲也、使齊韓約而攻衞、公叔因內齊軍於鄭、以劫其君、以固其位而信兩國之約、

【解題】此れ經の「公叔內齊軍」の傳なり、

【講說】公叔韓國の相となり且つ齊の國に功あり、然るに公仲甚だ王に重せられしかば王が之を宰相となされんことを恐れ、齊韓をして同盟を結び衞を攻めしむ公叔之に乘じて齊の軍を鄭(韓の事)に引込み、之を以て王を刼し自己の地位を堅固にし、且つ兩國の約束を鞏固になしぬ、

翟璜魏王之臣也、而善於韓、乃召韓兵、令之攻魏、因請爲魏王構之以自重也、

【解題】此れ經の「翟璜召韓兵」の傳なり、

【講說】翟璜は魏王の臣なりしが、韓の國と親しき所より韓兵を招き寄せて魏を攻めしめ、因て魏王に請て和解の任に當り、此れを以て己の重きを爲せり、

越王攻吳王、吳王謝而告服、越王欲許之、范蠡大夫種曰、不可、昔天以越予吳、吳不受、今天反夫差、亦天禍也、以吳予越、再拜受之不可許也、太宰嚭遺大夫種曰、狡兎盡則良犬亨、敵國滅則謀臣亡、大夫何不釋吳而患

不便、

【解題】此れ經の「戴歇議公子」の傳なり、

【講說】楚の或る王其諸子を四隣の國に仕官せしめんと欲せし處戴歇之を止めて云ひけるやう、其は宜しからず、若し公子を四隣の國へ仕官せしめ玉ふときは其國に於て何れも之を重んずべし、公子の出で外國に仕ふる者先方より重んぜられなば、必ず其國に心を寄せて身方となるべし、左すれば御子達に外國と利益の交換をなすことを敎ゆると同然にて甚だ不都合の至りなりと、

【字解】〔日子出者重〕曰は公の誤なるべし韓非一滴巳に之を言ふ、

魯孟孫叔孫季孫相戮力劫昭公、遂奪其國、而擅其制、魯三桓偪、昭公攻季孫氏、而孟孫氏叔孫氏相與謀曰、救之乎、叔孫氏之御曰、我家臣也、安知公家、凡有季孫與無季孫、於我孰利、皆曰、無季孫必無叔孫、然則救之、於是撞西北隅而入、孟孫見叔孫之旗入、亦救之、三桓爲一、昭公不勝、逐之死於乾侯、

【解題】此れ經の「三桓刼昭公」の傳なり、

【講說】魯の孟孫氏叔孫氏は桓公の後裔にして三桓と稱し、又三家と稱し、魯國の卿なりしが、此三家共に力を合せて國君の昭公を逐ひ、其國を奪つて擅に命令を發せり、右は歷史の成文なるが、其顚末を案ずるに、魯の三桓の勢君主に逼りしかば昭公は權力を回復せんとて先づ季孫氏を攻めし處、孟孫叔孫の二氏は之を救ふべきか救ふべからざるかに就て相談に及びけり、此折叔孫氏の御者衆人に向つて云ふやう、御互に陪臣なれば公家の事は無關係なり、但し季孫の有ると無きと孰れか御互に善きやと、皆曰く季孫亡ぶれば叔孫も亦亡ぶるに相違なしと、御者云ふ然らば季孫氏を救へと是に於て叔孫の兵は官軍の圍める西北の隅を突て季孫の陣へ入りぬ、孟孫も叔孫氏の

敵を除き、外交の事を引用して君主を惑亂し、一意に己が私利を成して國家の憂を顧ることなし、

其說在衞人之妻夫禱祝也、故戴歇議子弟、而三桓劫昭公、公叔內齊軍、而翟黃召韓兵、太宰嚭說大夫種、太成牛敎申不害、司馬喜告趙王、呂倉規秦楚、宋石遺衞君書、白圭敎暴譴、（第二大段なり、第一段を證すべき事實を擧ぐ、）

【講說】此の理論に關する說は衞人夫婦が禱祝せし事に在り、又此の理由により戴歇は子弟の隣國に出仕するを議し、三桓は昭公を劫し、公叔は齊國の兵を引入れ、翟黃は韓兵を召迎へ、太宰嚭は大夫の種に說き、太成牛は申不害に敎へ、司馬喜は趙王に告げ、呂倉は秦楚を謀り、宋石は衞君に書を呈し、白圭は暴譴に敎へたり、

【傳】二

衞人有夫妻禱者、而祝曰、使我無故得百束布、其夫曰何少也、對曰益是子將以買妾、

【解題】此れ經の「衞人之妻夫禱祝」の傳なり、

【講說】衞人にて夫婦神に祈る者ありけるが其妻の願言には何卒我が夫婦の者別に仕事を爲さずして百束の布を得るやう爲し玉はれと、其夫の云ふやう百束とは餘り少からずやと、妻答ふるやう、若し是より多くあるときは良人は其れにて妾を買ひ玉ふべければと、

荊王欲官諸公子於四隣、戴歇曰、不可、官公子於四鄰、四鄰必重之、曰子出者重、重則必爲所重之國黨、則是敎子於外市也、

【字解】〔束〕五兩を一束とす、兩は今の二丈、

ば、其時密夫は尙ほ寢室に在り、妻殆ど取り隱す術もなく困し果けるが女中頭は智慧を授けて云ふ、彼の君に裸體となり髮をさばいて墓地に門を出でさせ玉へ、妾は見かけずと申し侍らんと、密夫は此計略に從ひ裸體にて髮をさばき門を駈け出でけり、夫は家に入り今斯く斯くの男を見たるが何人なるやと問ふ、家內の者皆云ふ、左樣なる者は一向心附かずと、夫の云ふ、誰の目にも入らざるに吾れ獨り見たりとすれば鬼にてはあるまじきやと、女中頭云ふ其れに相違あるまじと、夫の曰ふ如何にして物の怪を拂ふべきと、女中頭云ふそは五種の獸の糞汁を取り其れに浴して不祥を除き玉へと、夫は左なりとて糞汁に浴せしとぞ、一說には蘭草を漬したる湯に浴せりと、

【字解】〔惑〕魂を奪はるゝなり、〔惑易〕は易は神經の變調を謂ふ、〔內中〕閨門の中なり、〔取五姓之矢〕是は魔障は糞汁を忌むと云へる迷信に由るなり、姓は太平御覽に牲に作る、從ふべし、〔蘭湯〕蘭は香草にして潔齋の用をなせばなり、

槩論

傳一章、經文の「權勢不可以借人」を正面より說明せし者なり、

傳二章、權勢は其影法師すらも猶ほ甚だ利害あることを說明せし者なり、

傳三章、權家を存するの害を說明せし者なり、

傳四章、內外權家の用を爲して人主を壅ぐことを說明せし者なり、

傳五章、前章と一意なるが其左右に愚弄せらるゝ有樣を示す、尤も切にして且つ鑿てり、

【經】利異二

君臣之利異、故人臣莫忠、故臣利立而主利滅、是以姦臣者召敵兵以內除、擧外事以眩主、苟成其私利、不顧國患、　第一段なり、臣が君と利を異にし外國の力を借ることを槩論す、

【講說】君の利は功ある者に限て之を賞するに在り、人臣の利は功無くして賞を受くるに在り、人臣は己の利を謀り君の利に反するが故に忠なる者なし、其結果臣利の私成ると共に君利の公滅ぶ、是の如き次第なるを以て、姦臣は敵國の兵を招き入れて國內の公

ば左右に向つて問ひけるに左右は決して左る事なしと答へけるが其答は殆ど一人の口より出でたるやうなりき、

【字解】〔州侯〕楚の襄王の佞臣なり、

燕人無惑、故浴狗矢、燕人其妻有私通於士、其夫早自外而來、士適出、夫曰、何客也、其妻曰、無客、問左右、左右言無有、如出一口、其妻曰、公惑易也、因浴之以狗矢、一曰、燕人李季好遠出、其妻私有通於士、季突至、士在内中、妻患之、其室婦曰、令公子裸而解髮直出門、吾屬佯不見也、於是公子從其計、疾走出門、季曰、是何人也、家室皆曰無有、季曰、吾見鬼乎、婦人曰然、爲之奈何、曰取五姓之矢浴之、季曰諾、乃浴以矢、一曰、浴以蘭湯、

【解題】此れ經の「燕人浴矢」の傳なり、

【講説】燕人が物の怪に魅れしにも非ざるに、殊更に犬の糞汁を身に浴びたりと云ふ咄は、昔し燕に一人の男あるけるが、其妻或る獨身者と姦通を爲し居れり、一日夫が朝早く他處より歸宅せし折、右の密夫の門より出づるを見たり、夫は妻に向ひて今の客は何人なりやと問へるに、妻は否客はあらざるにと曰ふ、左らばとて側に居る召使の者に問ひけるに是も客など無かりしと曰ひ、殆ど一人の口より出づるが如くなりき、妻其夫に云へるやう、君は物の怪に附かれ玉ふなりとて犬の糞汁を浴せかけぬ、一説は左の如し、燕人の李季常に遊歷を好み留守勝なる處より、其妻は密夫を引入れ不義を爲しけるに、或る日其夫突然歸宅に及びぬ、固り斯くと知る譯も無かりしか

國不危者未嘗有也、公曰善、乃誅三卿、胥僮長魚矯又諫曰、夫同罪之人、偏誅而不盡、是懷怨而借之間也、公曰、吾一朝而夷三卿、予不忍盡也、長魚矯對曰、公不忍之、彼將忍公、公不聽、居三月、諸卿作難、遂殺厲公而分其地、

【解題】此れ經の「胥僮諫厲公」の傳なり、

【講説】晉の厲公の時六卿の威勢盛んなりしかば、胥僮長魚矯の二人諫めけるやう、今や國の大臣たる六家の人々貴重にして國君と匹敵し、爭ふて外國と結託するが上に私黨を立て、下は國法を亂り上は國君を劫す、此の如き形勢を以て國の危からざるは曾て之れなき事なり、此儘に爲し置き玉ふべからずと、厲公尤なりとて六卿の中なる郤錡郤犨郤至の三人を誅しける、二人又諫めけるやう、六卿は皆同罪の人なり、然るに一部分のみを誅して全體を殺し盡さざるは是れ其遺りし者に怨を抱かしめ此方に伺ふべき隙を貸し與るが如き者なりと、公云ふ、吾れ一朝にして三卿を滅したるが是れすら思ひ切て斷行せしなり、餘の三卿を全滅するに至つては余の忍びざる所なりと、胥長の二人此事に就き推して意見を陳べて曰く、吾君彼等に忍び玉はざらば彼等將に吾君に忍び申すべしと、厲公遂に之を聽入れざりし處此より三箇月を過ぎ諸卿謀反を起し結局厲公を弑して其土地を分割に及びぬ、

州侯相荊、貴而主斷、荊王疑之、因問左右、左右對曰、無有、如出一口也、

【解題】此れ經の「州侯之一言」の傳なり、

【講説】州侯と云ふ者楚の宰相となり、貴重の勢位を占めて國政を專斷しけり、楚王彼の專斷を疑ひしか

はるゝときは復び回收することを得ず、右は君臣の間柄に渉れる儀なれば古人も明白には言ひ兼ねたる所より之をば魚に喩へたるなり、

賞罰は乃物の如く利害持手に因て變ず、即ち人君が之を握るときは臣下を制御する所の機關となり、臣下が之を手に入るゝときは君主を壅蔽する所の機關となる、君主に取ては最も大切にして人に貸すべからざるのみならず、其端緒をも示すべきに非ず、臣下は常に之を得んとするが故に君主人を賞せんとするに當り豫め何人を賞するかを示すときは臣下は私に之を其人に施して恩を賣らん、君主人を罰せんとするに當り豫め何人を罰するかを示すときは臣下は私に之を其人に加へて己の威を立てん、故に古人も國の利器は人に示すべからずと曰へり、

【字解】〔臣者勢重之魚也〕臣の字にては意義全く通ずべからず、翼義には當に君に作るべしとあり、是れ卓見なり、〔正言〕俗にさしつけて云ふなり、〔古之人〕老子を指す、老子に魚は淵に脱すべからずとの語あり、〔擁〕壅の義に用ゆ、〔故曰云々〕是れ亦老子の語、喩老篇己に之を引く、

靖郭君相齊、與故人久語則故人富、懷左右刷則左右重、久語懷刷、小資也、猶以爲富、況於吏勢乎、

【解題】此れ經の「人主久語而左右鬻懷刷」の傳なり、

【講說】靖郭君が齊國の宰相たりし頃、其舊友と夜中物語をなすや、世間は此人が靖郭君の信用を得たる者と信じ爭ふて賄賂を贈りしかば富裕となりぬ、又靖郭君が近侍の髮刷を取て懷中に入れし處、餘人は此者が寵愛を受け居ることゝ思ひ爭ふて歡心を求めしかば勢力を生ぜり、夫れ夜談と云ひ髮刷を懷にすると云ひ、誠に僅なる資なるに拘らず猶は富を成せり、況や吏の如きは君の威を藉る更に大なる者なれば其勢ある亦宜ならずや、

【字解】〔靖郭君〕田嬰なり、孟嘗君の父、〔刷〕ヘヤブラッシなり、一說にハンカチーフの類とす、

晉厲公之時、六卿貴、胥僮長魚矯諫曰、大臣貴重敵主、爭事外市樹黨、下亂國法、上以劫主、而

人主久語、而左右鬻懷刷、其患在胥僮之諫厲公、與州侯之一言、而燕人浴矢也、第二段なり、借權の害を證明すべき事實を擧ぐ、

【講說】此の理論に關する說は老子が魚を失ふべからざる事を言ひしに在り、又此の理由により人君夕に人と談り、左右の者刷を懷にせし事あり、又其害は胥僮が厲公を諫めたる事、州侯の左右が唯々諾々一口に出てし事、並に燕人が糞を浴せかけたる事に在り、經文は僅に傳文の標題の如き者なれば從つて語を省略せし場處多し、故に傳文に據り言語を補足して解せざるべからず、然れども傳文已に詳に之を解したること故、斯く重複の勢を取るの必要なきのみならず、如何に經文を說明するも到底傳文を待たざれば十分に事實を察する能はざるを以て、今經文の講義は唯本文の語格を顚倒して訓點に代へたるに過ぎず、

【傳】一

勢重者、人主之淵也、臣者、勢重之魚也、魚失於淵、而不可復得也、人主失其勢重於臣、而不可復收也、古之人難正言、故託之於魚、賞罰者利器也、君操之以制臣、臣得之以擁主、故君先見所賞、則臣鬻之以爲德、君先見所罰、則臣鬻之以爲威、故曰國之利器、不可以示人、

【解題】此れ經の「老聃之言失魚」の傳なり、

【講說】勢なり重みなり之を譬ふれば人主の淵(人主に取つては魚の淵に於けるも均しく大切なる物との意)にして離るべからざる者、而して君は其勢重と云へる淵に住まふ所の魚なり、今魚が淵を失ふときは復び得られざるが如く、人君其臣下の爲に勢重を奪

韓非子卷十

內儲說下　六微

【篇旨】此れ本書の第三十一篇にして總說一章經六章傳五章より成る、體裁は都て上篇に同じ、

○總說

六微、一曰、權借在臣、二曰、利異外借、三曰、託於似類、四曰、利害有反、五曰、參疑內爭、六曰、敵國廢置、『第一段なり、六微の名を擧ぐ、』

【講說】六微の第一は人君が其權を臣下に貸すこと、第二は君臣の利害同じからずして臣下が他國の勢力を借りて己を重からしむること、第三は類似の事に因て私曲を遂ぐること、第四は利害を省みて察すること、第五は臣下の中にて其勢力兩々相並ぶ者あれば、必ず內訌を生ずること、第六は敵國が干涉をなして吾邦の臣下を任免すること、

此六者、主之所察也、『第二段なり、六微の忽にすべからざることを言つて以て上を結ぶ、』

【講說】此六箇條の事は人君たる者の注意すべき所なり、

【經】權借一

權勢不可以借人、上失其一、臣以爲百、故臣得借則力多、力多則內外爲用、內外爲用、則人主壅、『第一段なり、人に權を貸すの弊害を槩論す、』

【講說】凡そ權勢は人に貸すことを許さゞる者なり、何となれば人君が若し一を貸して之を失はんか、臣下は百倍となして之を用ゆ、左れば臣下若し君權を吾が手に入るれば勢力多く、勢力多ければ朝廷の內外となく、皆其機關となつて働くに至り、內外皆其機關となつて働くときは人主其聰明を塞げらる、

其說在老聃之言失魚也、是以

通辭、倒其言以告而知之、

【解題】此れ經の「子產離訟者」の傳なり、

【講說】鄭の國に於て原被相訟ふる者ありしに、子產は之を別々に引分け置き互に言語を交ゆることを得せしめずして、甲には乙の言を逆にして斯く云へりと申し聞かせ、乙には甲の言を逆にして斯く言へりと申し聞かせ、是に因て實情を知りたりとぞ、

衞嗣公使人爲客、過關市、關吏苛難之、因事關吏、以金與關吏乃舍之、嗣公謂關吏曰、某時有客過而所、與汝金而汝因遣之、關吏乃大恐、而以嗣公爲明察、

【解題】此れ經の「嗣公過關市」の傳なり、

【講說】衞の嗣公腹心の者を旅客となし市の關門を通過せしめける處關吏は嚴しく吟味して通行を許さず因て賂を差出せしに關吏は其儘大目に見て問はざりき、其後嗣公此の關吏に謂へるやう、何月何日旅客あつて汝の守れる關門を過ぎ汝に金を與へしかば汝之を出し遣りし事有るならんと、關吏之を聞て大に恐れ嗣公を以て明察となしぬ、

【字解】【過而所】而は汝なり、

槩論

傳一章、人の夷思せざる處より着想す機智なり、

傳二章、其智の猾なるよりも寧ろ其膽の大なるを見る、

傳三章、是れ古來敵國の間に往々用ゆる所にして未だ以て珍となすに足らず、

傳四章、昭侯の爪は物を以て君臣相僞るなり、子之の馬は言を以て君臣相僞るものなり、

傳五章、此れ亦能吏の慣用手段にして常套を免れず、

傳六章、前傳南門の黃犢と同一の談なり、

案ずるに傳六は倒言反事の事例を擧げたる者なるが就中傳一傳二傳四傳五は倒言の例、傳三傳六は倒事の例なり、又傳一傳二傳三は臣の君に向つて之を用ゐたる例、傳四傳五傳六は君の臣に向つて之を用ゐたる例なり、

陽山君相衞、聞王之疑己也、乃僞謗樛豎以知之、

【解題】此れ經の「故陽山謾樛豎」の傳なり、

【講説】陽山君衞國の宰相たりしが王が己を疑へる由を聞き之を確めんと思ひしかば、王の寵愛せるボーイの樛に對し僞つて惡口を爲せしかば、樛は大に憤り閣下は王の信任を失へるにと言ひたるに由り、愈よ其信なることを知りぬ、

淖齒聞齊王之惡己也、乃矯爲秦使以知之、

【解題】此れ經の「淖齒爲秦使」の傳なり、

【講説】淖齒は齊王が己を惡める由を聞き、我が腹心の者を秦國の使に出で立たせ王より其實情を聞取らしめたりとぞ、

【字解】〔矯〕詐稱なり、

齊人有欲爲亂者、恐王知之、因詐逐所愛者、令走王知之、

【解題】此れ經の「齊人欲爲亂」の傳なり、

【講説】齊國に謀叛を企つる者ありけるが、王に覺らるゝこともやと氣遣ひしかば僞つて己の愛する者を放逐し、王の所に赴いて己を讒せしめ、以て王の意中を探るの機關とせり、

子之相燕、坐而佯言曰、走出門者何、白馬也、左右皆言不見、有一人走追之、報曰、有、子之以此知左右之不誠信、

【解題】此れ經の「子之以白馬」の傳なり、

【講説】燕の宰相子之が、或る時堂上に座し、僞て臣下に云ひけるやう、今走つて門を出てたる者あり、何ならん、白馬と思るゝがと、左右の者何れも左樣の物を見ざりしと云へるに其中一人走り出でゝ其跡を追ひ、報告せるには仰の如く白馬にてありしと、子之は此れにて左右の者の不誠實なることを知りぬ、

有相與訟者、子産離之、而無使

處民家の屋根の間に於て之を發見せり、
此一章は王先愼の說の如く、下に脫文あるに相違なし、經文此條の原注に「淸明の稱を取らんと欲するなり」とあり、然るに今本の儘にては淸明云々の事實を見る能はず、是れ蓋し原注を作りし時には尙ほ完全にてありしならん、

槩論

傳一章、織田信長が小姓輩をして其刀室の紋數を猜せしめたるは原と一時の戲にして昭侯の佯つて爪を藏せしとは事異れり、然れども此に因て森蘭丸の誠實なりしを知りしが如きは正に此と反對にして同一の效を收めたる適例に非ずや、

傳二章、前傳に見えたる商の太宰の事と全く其揆を一にするも、彼は單純にして文の妙簡に在り、此は複雜にして文の妙繁に在り、唯其繁なる昭侯の爲す所太宰に比して更に周到なるの觀あり、

傳三章、周主の曲杖、前傳周主の玉簪と器物を異にする外毫も異る所あらず、唯此章には「豈に忠と謂ふべけんや」の斷語あり、而して此の斷語あるが爲に前傳に比すれば稍平筆に陷れり、

傳四章、是れ術の尤も下等尤も訓とすべからざる者、傳五章、周主の事と重複し殆ど無意味なり、但し脫文あるや知るべし、

【經】倒言七

倒ㇾ言反ㇾ事以嘗ㇾ所ㇾ疑、則姦情得、

第一段なり、試疑の道を槪論す、

【講說】心に思ふ所と反對の言を出し、人の裏をかくべき逆なる行爲に因て疑ふ所を試むるときは、姦人の心情を知ることを得、

故陽山謾二樛豎一、淖齒爲二秦使一、齊人欲ㇾ爲ㇾ亂、子之以二白馬一、子産離二訟者一、嗣公過二關市一、

第二段なり、第一段を證明すべき論據を擧ぐ、

【講說】故に陽山は樛豎を欺き、淖齒は秦の使となり、齊人は亂を爲さんと欲し、子之は白馬を以て人を試み、子産は訴訟人を分離し、嗣公は關市を過ぎたり、

【傳】七

事也、曲杖甚易、而吏不能得、我令人求之、不移日而得之、豈可謂忠哉、吏乃能悚懼其所、以君爲神明、

【解題】此れ經の「周主索曲杖」の傳なり、

【講說】周君令を下して紛失に及びたる曲杖を搜索せしめしに、役人は數箇月を經るも發見せざりき、然るに周君は初より其在處を知り居りたる事とて、餘人に探さしめたる處其日の內に探り出せり、周君は此時役人に向て云はるゝ樣、吾れ汝等役人が其職務を盡さゞるを知りぬ曲杖を探すが如きは本と容易なるに、汝等は探し得ずして他人に命ずれば一日の中に之を得たり、汝等は何として忠實なりと謂ふを得んやと、之が爲め役人は周君を神明なりとして以後其職分を謹み守れり、

【字解】〔乃能悚懼其所、以君爲神明〕　此句前例に據れば倒置なり、

卜皮爲縣令、其御史汚穢而有愛妾、卜皮乃使少庶子佯愛之、以知御史陰情、

【解題】此れ經の「卜皮事庶子」の傳なり、

【講說】卜皮が縣令を勤めし頃、縣の御史は賄賂を貪り、行の汚れたる人なりしが彼に一人の愛妾あり、卜皮は彼が愛妾あるに乘じ下役の少庶子に策を授け佯つて其妾を愛せしめ妾よりして御史の隱れたる惡事を聞知りぬ、

【字解】〔御史〕　解詁に鄕吏の誤ならんと云へるは違へり、戰國の御史は書記に過ぎず、卑官なり、

西門豹爲鄴令、佯亡其車轄、令吏求之、不能得、使人求之、而得之家人屋間、

【解題】此れ經の「西門豹佯遺轄」の傳なり、

【講說】西門豹、鄴の令たりし時、其車の轄を隱し置きて遺失せしと言ひ觸らし、役人に命じて之を求めしめたる處探り出すこと能はず、餘人に搜らしめたる

侯曰、雖然何見、曰、南門之外有黃犢食苗道左者、昭侯謂使者毋敢洩吾所問於女、乃下令曰、當苗時、禁牛馬入人田中、國有令、而吏不以爲事、牛馬甚多入人田中、亟擧其數上之、不得將重其罪、於是三鄉擧而上之、昭侯曰、未盡也、復往審之、乃得南門之外黃犢、吏以昭侯爲明察、皆悚懼其所、而不敢爲非、

【解題】此れ經の「審南門而三鄉得」の傳なり、

【講說】韓の昭侯縣の事情を探らんとて一騎士を派遣して巡視せしめ、其者歸り來つて使命を果せることを奏上せし時、昭公は何か見當りしかと問はれけるに、何も見當らずと答へぬ、昭侯推し返して、併し何か目に入りたることあるべしと、使者答へけるやう、南門外に出たる折黃き小牛が道の左側にて苗を食ひ居れりと、昭公は此事を何人にも洩す勿れと戒め置き、命を下して曰く、苗の生長する時節に牛馬を田中に入るゝことは豫てより法令を以て禁止する所なるに、役人が取締を怠る爲め他人の田中へ牛馬を放つ者夥き由なり、至急其數を取調べて上申すべし、若し取調べ着かざれば重き罪科に行はんと、是に於て東西北の三方面は其數を調べて上申に及びし處、昭侯は此外に尙ほ有る筈なりと云はれければ役人復び出張の上篤と視察せしに果して南門外に黃犢あつて田の苗を食ひ居れり、役人は何れも昭侯を明察の君なりとおびえ畏れて銘々其職分を怠らざりしと、

〔字解〕〔三鄉〕城外の四鄉を東西南北に配當し、其東西北の三鄉を指て云ふ、

周主下令索曲杖、吏求之數月、不能得、周主私使人求之、不移日而得之、乃謂吏曰、吾知吏不

きを時とす拜の意に至つては安にかある、乃ち知る是れ小人に處するの術なることを、聖人に在ては之を權と云ひ、小人に在ては之を詐と云、要するに動機の如何に在つて形式に在らざるなり、

【經】挾智六

挾智而問、則不智者至、深智一物、衆隱皆變、」第一段なり、察知の効を概論す、

【講說】己の知る所を得物として人に問ふときは、己の知らざる所の者も亦知ることを得るに至り、深く一事を知り拔くときは衆人の隱匿せる情狀悉く一變して露見すべし、

其說在昭侯之握一爪、故必審南門而三鄕得、周主索曲杖而群臣懼、卜皮事庶子、西門豹詳遺轄、」第二段なり、第一段を證すべき事例を擧ぐ、

【講說】此の理論に關する說は昭侯が一爪を握りたる事實に在り、右の道理なるが故に南門の樣子を探り究めて三方面の事情手に取るが如くなりき、周主は曲れる杖を搜索して群臣懼れ、卜皮は庶子を使ひ、西門豹は佯つて車の轄を遺失せり、

【傳】六

韓昭侯握爪、而佯亡一爪、求之甚急、左右因割其爪而效之、昭侯以此察左右之臣不誠、

【擲題】此れ經の「昭侯之握爪」の傳なり、

【講說】韓の昭侯と云へる君、指の爪を剪り取つて之を手に握り持ち、其中の一を失ひたる風をなして遽く之を求め、左右に命じて詮索せしめけるに、左右の者は君の機嫌を失はんことを恐れ、己の爪を割き此に有之侯とて差出せり、昭侯は此事に因て近侍の臣が誠實ならざることを看拔きぬ、

韓昭侯使騎於縣、使者報昭侯、問曰、何見也、對曰、無所見也、昭

【講說】宋の太宰、少庶子を市に遣はし、戻りける後之に尋ねて云ふ、何か市中にて見當りしかと、少庶子曰く別に何も見たる者なししと、太宰押して問ふ、然し何か目に入りたるならん申して見よと、答へて云ふ、市の南門の外に牛車多く、辛うじて車を通する程なりきと、太宰乃ち少庶子に向ひ余が汝に尋ねたる事をば決して他人に告ぐる勿れと言ひ含め、其れより市役人を召び附け之を責めて曰ひけるは市門の外牛糞夥しきに其儘掃除を爲さゞるは如何の始末なるやと市役人は太宰が斯くも早く之を知りたるを不思議に思ひ、其明察を恐れければ深く愼しみて其職務を守りしとぞ、

【字解】〔商〕宋國の事なり、〔太宰〕前の戴驩、〔少庶子〕官名、〔屎〕音シ、糞なり、〔其所〕王先愼は禮記の鄭注孔疏等を引き、其所知となす、然れども上句との關係上甚だ穩ならず、是れ蓋し得其所の所にして地位を指せるのみ、

　　槩論

傳一章、俗に傳へて云ふ、徂呂利新左衞門或る時豐太閤に耳を貸さんことを請ひ、諸大名列坐の席に於て太閤に近づき口を其耳に附つけ語る所あるが如し、而して其實一語をも告げしに非ず、然るに諸大名は何事か密事を告ぐる者と視做せしかば爭ふて徂呂利に賄賂を送り歡心を求めたりと、是れ其趣は異れども其事は相似たり、亦以て智囊を養ふべし、

傳二章、是れ亦用意頗る詭秘、人の想ひ到らざる所にして、小人を用ゆる場合之を試みるの一術なり、

傳三章傳四章、共に古來人君の多く慣用せる手段、唯時に隨つて其事を同うせざるのみ、

已に題して疑詔詭使と云ひ七術の一として之を擧ぐ、固り儒者の謂はゆる正道に非ず、原注に「亦伺察以得人之情」と云へるが如く、至聖至哲に非るよりは伺察を用ゐずして能く人情を得る者あらず、苟も伺察を用ゐんとせば疑詔詭使の如きは亦時あつてか行はざるを得ず、唯此に出づる者多くは姦人にして其目的とする所人を害するに非ざれば即ち私曲を營むに在り故に遂に智巧を併せて之を陋とするに至るも殊に知らず正人君子の小人に陷れらるゝ者は智巧の及ばざるが爲にして君子可欺とは是れ之を謂ふに非ずや、孔子陽貨の亡きを時として往て拜す、人を他邦に使せしめ再拜して之を送るの孔子にして主人の亡

と談話せし者あり、暫くして李史が之を受け收めたる事なりと、

【字解】〔轀車〕車に幕の掛りたる者、或は云ふ臥車なりと、案ずるに初より筍を奉ずる者を見來れと命ずる時は或は其事に秘密あるべしと先方と內通などをなして詐の報告をなすやも測り難ければ轀車に乘ずる者あるか否を見來れと命ぜしなり、是一は又使の誠僞を試みんが爲なり、

周主亡玉簪、令吏求之、三日不能得也、周主令人求而得之家人之屋間、周史曰、吾知吏之不事事也、求簪三日不得之、吾令人求之、不移日而得之、於是吏皆悚懼、以爲君神明也、

【解題】此れ經の「周主亡簪」の傳なり、

【講說】周主或る時玉の簪を失ひ役人に命じて之を探らしめし處、三日を過ぎたるも發見せざりき、次に別人に命じけるに、忽ち民家の屋根の間に於て之を得たり、因て周主は役人の事を惡しざまに謂て曰く、此方は役人が其職務を勤めざるを知れり、簪を求むるに三日を費せども探り出さず、餘人に命じて求めしめたれば翌日をも待たずして探り得たりと、役人等皆身をすくめて恐れ畏み、君は實に神明なりと云ひ合へり、

【字解】〔簪〕笄、冠を髮に止める「ピン」の事、

商太宰使少庶子之市、顧反而問之曰、何見於市、對曰、無見也、太宰曰、雖然何見也、對曰、市南門之外甚衆牛車、僅可以行耳、太宰因誡使者、無敢告人吾所問於女、因召市吏而誚之曰、市門之外、何多牛屎、市吏甚怪太宰知之疾也、乃悚懼其所也、

【解題】此れ經の「商太宰論牛矢」の傳なり、

を以て利を釣ることとなけん、

【字解】待を侍となすは、校注の說に據る、

是以龐敬還公大夫、而戴驩詔視輜車、周主亡玉簪、商大宰論牛矢、（第二段なり、聽察の事例を擧ぐ）

【講說】此の理由を以て龐敬は公大夫を還し、又戴驩は人に命じて輜車を視察せしめたり、周主は玉の簪を遺失せり、商大夫は牛矢を論ぜり、

【傳】五

龐敬、縣令也、遣市者行、而召公大夫而還之、立有間、無以詔之、卒遣行、市者以爲令與公大夫有言、不相信、以至無姦、

【解題】此れ經の「數見久待」の傳なり、

【講說】龐敬は縣令を勤め居りけるが或る時市場を巡回せし時、市をなす者を去らしめたる後特に公邑の大夫にて監督の爲め市場に在りし者を召び還し、暫く之と向ひ合ひて立ちたるが、一言の話も爲さずして那方に去らしめたり、市をなせし人人は縣令が公邑の大夫に何か取締の事を命じたるならんと思ひ大夫は決して然る事なしと云へども之を信ぜず、銘々警戒して惡事を爲さゞりき、

戴驩宋太宰、夜使人曰、吾聞數夜有乘輜車至李史門者、謹爲我伺之、使人報曰、不見輜車、見有奉笥而與李史語者、有間、李史受笥、

【解題】此れ經の「戴驩視輜車」の傳なり、

【講說】戴驩は宋國の太宰なりけるが一夜或る人に使を命して曰く、吾れ聞けるに幾夜となく輜車に乘つて李史の門に入るものある由、善く注意して竊に見來れと、其使歸り來つて報告すらく、輜車は見えざりしも見當りたるは簞笥を捧げて李史の所へ赴き之

用ゆべしと、

【字解】〔在一而已〕韓非考には此句讀むべからずと云へり、誠に然り、今原注に據り解詁を參酌して且く之が意義を釋す、〔其處〕太田全齋は甚劇と字形相似たる處より誤れる者なりとて、衍文と謂ふ、蓋し上黨之安樂の之の字に着目するときは文勢上此說の當れるを覺ゆ、

槩論

傳一章、藺相如が秦王をして缶を擊たしたると同一の談なり、相如は敵の事に因て敵を制し、鄭公子は敵の言に因て敵を屈す、

傳二章、齊の湣王客をして一人每に竽を奏せしむるに及び、南郭處士馬脚を露はして去る、何等の滑稽何等の笑柄、亦以て議員三百の譬となす得べし、

傳三章、是れ庸臣の通態、別に珍とするに足らず、

傳四章、公子汜兩端を擧げて當に出づべき方針を敎ゆ、眞に說林の一材なり、

傳五章、是れ當日の事情を審にせざれば、言の利害を知るに由なし、

傳凡て五章、原注に「通じて應對辭會の善」と云へるは略ぼ要を得たり、然るに經文と對照するに至り頗る當らざる所あるが如し、故に物徂徠の讀韓子中に、「引く所吹竽を除くの外皆泛にして切ならず、未だ其解を得ず」との言あり、余を以て之を觀るに申子の一章の如き經文の「責下則人臣不參」に對し裏面の事例となすを得れども、其他は徂徠の說の如し、解詁は「公子汜議割河東」の句下に「此れ皆詐を挾み嘗試の說をなし其王を愚弄する者なり、一聽下を責むれば即ち臣下此行を爲すを得ず、引く所の事何ぞ切ならざることか之れ有らん」とて徂徠を駁するも是れ謂はゆる强て事を解する者にして取るに足らず、要するに疑を缺くを可とす、

【經】詭使五

數見久待而不任、姦則鹿散、使人問他、則不鬻私、『第一段なり、聽察の法を概論す、』

【講說】屢ば一人の者を接見し久しく之を傍に居らしむる時は、縱令其人を任用せざるも、外間にては此人を君の意に叶ひ己等の曲事を告ぐべしとなして復た姦をなさず、鹿の駭いて逃るが如くならん、又人をして己れの問んとする以外の事を問はしむるときは私

を爲したりと宣ふに相違なし、是れ和議を結びて後悔せらるゝに非ずや、又和議を結ばざる時は三國進んで函谷關に入るべし、左すれば非常に國土を攻め取らるべし、其時に至り吾君は大に悔い玉ひて三城を割讓せざりし爲め此の始末に及びたりと宣ふは必定なり、是れ和議を結ばずして後悔せらるゝに非ずや、故に和議を結ぶも亦悔い玉ふべく、和議を結ばざるも亦悔い玉ふべしと言へる所以なりと、秦王云はるゝやう、何れにしても此方の後悔になることなれば、寧ろ三城を失つて後悔するも國の危急に迫つて後々悔すまじきぞ、左れば斷然和議を結ばんと、

【字解】〔三國至韓王〕識誤には三國之兵至函の誤にて王の上に秦の字を脱せりとなす、今之に從ふ、〔入韓〕衍文に非されば入函の誤函は函谷關を謂ふ、

應侯謂秦王曰、王得宛陽、藍田、陽夏、斷河內、困梁鄭、所以未王者趙不服也、弛上黨在一而已、以臨東陽、則邯鄲口中虱也、王拱而朝天下、後者以兵中之、然上黨之安樂、其處甚劇、臣恐弛之而不聽、奈何、王曰必弛易之矣、

【解題】此れ經の「應侯謀弛上黨」の傳なり、

【講說】應侯秦王に告げて曰ふやう、王は已に宛、葉、藍田、陽夏の五邑を得玉ひ河內を遮斷し梁鄭二國を困しめ玉ふに拘らず王業の未だ成らざるは趙が服せざる爲なり、而して趙を服せんと欲せば、上黨の守を弛めざるべからず、然れども右は上黨の內一箇所の守を弛むれば足れり、右の上黨の兵を以て趙の東陽に乘しかゝらば敵の都なる邯鄲は殆ど口中の虱と同樣一潰となりぬべし、趙已に服するときは王手を拱きて天下の諸侯を參朝せしめ、躊躇する者は兵を以て之に加へ玉ふを得ん、然れども上黨の土地たる非常に安富の場所にて大切なれば恐らくは王は其守備を弛むることを聽き玉はざらん、知らず如何に思召し玉ふやと、王曰く、此方是非とも之を弛めて東陽に

云ふ、〔内則知昭侯之意外則有得趙之功〕本文簡に過ぎたる爲め注家往々誤解を免れず、皆此二句を以て趙紹韓沓の二人を用ひたる目的の説明として之を解せり、然れども前に兩個の恐の字を以て己に二人を用ゆる意を示したるに拘らず復た玆に之を説くは蛇足に非ずして何ぞ、故に余は謂ふ是れ二人を用ゐたるの結果を擧げたるなり、即ち申子は二人を用ゐて君の意を窺知り遂に援兵を出すの許を得趙に恩義を掛けしものと知るべし、〔動貌〕擧動と容貌、

三國兵至、韓王謂樓緩曰、三國之兵深矣、寡人欲割河東而講、何如、對曰、夫割河東大費也、免國於患、大功也、此父兄之任也、王何不召公子汜而問焉、王召公子汜而告之、對曰、講亦悔、不講亦悔、王今割河東而講、三國歸、王必曰、三國固且去矣、吾特以三城送之、不講三國入也、入韓則國必大擧矣、王必悔、曰、不獻三城也、臣故曰、王講亦悔、不講亦悔、王曰爲吾悔也、寧亡三城而悔、無危乃悔、寡人斷講矣、

【解題】此れ經の「公子汜議割河東」の傳なり、

【講説】齊魏韓三國の兵、秦を攻めて函谷關に至りければ、秦王樓緩に謀つて云ふ、三國の兵深く內地に攻入れり、此方河東を割讓して平和條約を結ばんとす、汝の意見は如何んと、樓緩答ふるやう、河東の地を割讓するは大損なり、然るに此の場合に國難を救ふべき大功を立つるは公族の責任なれば公子汜を召し御尋あつて然るべしと、王は乃ち公子汜を召して和議の一條を告げ意見を求められしに、公子汜答へて曰く、吾君には和議を結ばるゝも悔い玉ふべく、和議を結ばれざるも亦悔い玉ふべし、其故は今吾君河東を割き玉はゞ三國の兵撤退に及ばん、其時に至り吾君に於ては三國の兵は其儘に爲し置くも退去すべくありしなり、其れに態々三城を敵に與へしは惜しき事

侯曰、吹レ竽者衆、吾無三以知二其善者一、田嚴對曰、一一聽レ之、

【解題】此れ經の「吹竽」の傳なり、

【講說】齊の宣王人に命じて竽を吹き樂を奏せしむるに每も三百人の合奏に定まれり、南郭に住へる浪人輩竽を吹くことに堪能なる由を申立て採用を願ひし處、王は之に吹奏せしめて大に心に叶ひ、扶持米を給して召抱へ、數百人の多數に及べり、其後宣王死し湣王立つて君となりしが湣王は獨奏を好まれしかば浪人ども逃れ去りぬ、是れ合奏の如く胡麻化すことを得ざる故なり、

一說は左の如し、韓の昭侯嘗て臣下に語つて云ふ、竽を吹く者一時多數なるが故に吾れ其中孰れが善きかを知るに由なしど、田嚴意見を進めて曰く、君一人宛吹かしめて之を聽き玉へと、

【字解】〔齊宣王〕威王の子、孟子時代の人、〔竽〕竹を以て造り笙に似たる樂器、前に出づ、〔南郭處士〕是れ本と音樂を知らざりし者なるも僞て伶人と稱し仕を求めたるなり、而して多人數合奏せし事ゆゑ、齊王固り之を知らざりしと見ゆ、

趙令三人因二申子一於レ韓請レ兵、將三以攻二レ魏、申子欲レ言二之君一、而恐三君之疑二己外市一也、不レ則恐レ惡二於趙一、乃令下趙紹韓沓嘗二試君之動貌一而後言上レ之、內則知二昭侯之意一、外則有レ得二趙之功一、

【解題】此れ經の「以趙紹韓沓爲嘗試」の傳なり、

【講說】趙は魏を伐たんとして援兵を韓に求むるに方り、人を遣し申子に傳達を求めぬ、申子韓君に趙の請ふ所を言はんと欲すれども、之を言へば他國の爲に周旋をなして利を取る者と思はれんを恐れ、言はざれば又趙より賴み甲斐なしとて怨まれんを恐れぬ、乃ち趙紹韓沓の二人に意中を含め君の樣子を窺はせ然る後趙の事を君に奏上せり、斯くして內は其君昭侯の意を知り、外は趙に恩を被するの好結果を收めたり、

【字解】〔申子〕申不害なり、〔外市〕外人と利益の交換問題をなすを

黨、第二段なり、第一段を證すべき事實を擧ぐ、

【講說】此の理論の說は魏王が鄭を索めたると、齊にて竽と云へる樂器を吹きたるに在り、又其弊害は申子が趙紹韓沓の二人を以て韓君を試みたるに在り、左れば公子汜は河東の地を割かんことを議し、而しめて應侯は上黨を弛めんことを謀れり、

【傳】四

魏王謂鄭王曰、始鄭梁一國也、已而別、今願復得鄭而合之梁、鄭君患之、召群臣而與之謀所以對魏、鄭公子謂鄭君曰、此甚易應也、君對魏曰、以鄭爲故魏而可合也、則弊邑亦願得梁而合之鄭、魏王乃止、

【解題】此れ經の「索鄭」の傳なり、

【講說】魏王突然鄭王に申入けるやう、本を尋ぬるときは鄭と梁と一國にして、其別れたるは後の事なり、今何卒鄭を手に入れて之れを梁に合し、本の如く一國となしたしと、鄭君之を患ひ群臣を召集めて如何なる回答をなすべきを相談せしに、鄭の公子鄭君に告ぐるやう此答は容易なる儀なり、君には魏に向ひ、若し貴國に於て鄭が本と魏の地なりし爲め之を魏に合すべしと主張せらるゝならば、弊邑に於ても亦魏が本と鄭の地なりしとの理由により之を鄭に合さんことを願ふと、魏王も鄭の侮るべからざることを知りしかば此問題を中止せり、

【字解】〔梁〕魏の都なり故に又魏を稱して梁と曰ふ、〔鄭〕鄭は此時已に亡びて韓となれり、故に鄭と謂へるは韓の事なり、〔一國〕韓魏趙は本と晉の三卿にして戰國の初まで未だ分れざりしを以て云ふ、

齊宣王使人吹竽、必三百人、南郭處士請爲王吹竽、宣王說之、廩食以數百人、宣王死、湣王立、好一一聽之、處士逃、一曰、韓昭

犧牲に供せし一證となすに足る、
傳五章、親喪を服するは愛に出づ、夫れ已に愛に出づ、賞を待たざるも自ら之を爲す所以なり、然るに尙ほ賞を以て之を勵ますべしとなす、是れ賞の効を極言する者題意を發揮して已に十二分に至る、然れども喪を服して哀毀する者は往々至情に出でずして名を求むるに出づ、而して之に由り更に官爵を得るとせんか、是れ利を併せて之を得るなり、十餘人の毀死者を出す亦宜ならずや、且つ夫れ賞に勸み罰に懲るの道德的なるや否やは姑く之を置き、實際利害榮辱の念より起るに至つては復た疑ふべからず、然らば則ち親を愛するが爲にして尙ほ賞勸すべきが如きは是れ豈に眞愛ならんや、故に此章の意を換言せば親の喪を服する者は名を求むるなり、而して尙ほ利を以て勸むべきなりと言ふに同じ、斯く改むるときは趣味索然として盡くべしと雖も、漢俗の陋習と法家の秘訣、諸を掌に視るが如くならん、
傳六章、越王の怒蛙を敬する小黠大痴殆ど兒戲に等し、若し此を以て實有となす者あらば是れ亦笑ふべきのみ、而して其文字は前說簡を以て勝り後說繁を以て愈る、後說賞火に在り賞水に在り賞兵に在りの疊句を用ゐて、賞の人を動かす所以を示す尤も力あり、唯結語作者に在つては竿頭の步を進めたる考なるべきも、其言ふ所明晰を缺くが爲に反て弩末の觀あり、
傳七章、無功を賞せざるの談柄として人の知る所なり、

【經】一聽四

一聽則愚智不分、責下則人臣不參、（第一段なり、偏聽の害と衆聽の利とを槪論す、）

【講說】唯一偏の道理を聞て之を信ずるときは、智愚の分別立たず、一々下を責むれば、人臣の美惡混ずることなし、

其說在索鄭與吹竽、其患在申子之以趙紹韓沓爲嘗試、故公子氾議割河東、而應侯謀弛上

聞明主之愛一嚬一笑、嚬有爲嚬、而笑有爲笑、今夫袴豈特嚬笑哉、袴之與嚬笑遠矣、吾必待有功者、故收藏之、未有予也、

【解題】此れ經の「昭侯藏弊袴」の傳なり、

【講說】韓の昭侯弊袴ありけるを臣下に收め置けと申付けしかば、近侍の者申しけるは君も亦吝嗇に在ませり、弊袴をば御側の者に賜はずして收め置かせらるゝとはと、昭侯之に諭さるゝやう、是は汝等に解せぬなり、吾聞く明君は一寸眉をひそめ、一寸笑ふことをも惜みて妄に爲さず、眉をひそむるには眉をひそむるの理由あつてひそめ、笑には笑ふの理由あつて笑ふとかや、然るに現在此袴は弊れたりと云へ眉をひそめ若しくは笑ふ抔の比に非ず、眉をひそめ若しくは笑ふすらも容易になすべからざるに袴は其れとは更に大切なる者ゆゑ、吾れは有功の人を待て之を與へんと欲す、左れば今の處之を蓄へ置き何人にも與へざるなりと、

鱣似蛇、蠶似蠋、人見蛇則驚駭、見蠋則毛起、然而婦人拾蠶、漁者握鱣、利之所在、則忘其所惡、皆爲孟賁、

【解題】此れ經の「厚賞之使人爲賁諸也婦人之拾蠶漁者之握鱣是以效之」の傳なり、

【講說】此章說林に載せたる所と事實全く同じく文亦大差なければ講義を省く、

槩論文評

傳一章、獸鹿の喩は賞に關して罰に關せず、賞罰之爲道利器の語は畢竟偏枯を免れず、

傳二章、「經第二の傳に見えたる孔子の言と相類す、然れども彼れは奇にして此れは凡、蓋し彼れ逆にして此れ順なればなり、

傳三章、吳起の策は商鞅の事と相類す、恐らくは一事にして異傳ならん、

傳四章、李悝富國强兵の世に出でゝ富國强兵の實を擧げし者、此れ其强兵の一術にして之が爲に萬事を

使民赴火者、賞在火也、臨江而鼓之、使人赴水者、賞在水也、臨戰而使人絶頭刳腹而無顧心者、賞在兵也、又況據法而進賢、其功甚此矣、

【解題】此れ經の「勾踐知之故式怒鼃」の傳なり、

【講説】越王豫てより吳を伐つの計畫あり、人民が命を惜まずして戰に强からんことを欲し、一日外出せし折途中に蝦蟇が目を張り腹を膨して怒れる樣を見るや、車上より之に敬禮を施せしかば、從者呆れて何故斯る物を敬ひ玉ふぞと言ひけるに、王は彼が氣概あるを以て敬ふなりと宣ひぬ、其翌年自己の首を奉らんと願ひ出づる者十餘人に及びしとぞ、

一説は左の如し、越王勾踐怒れる蛙を見て敬禮を施せしに、御者は何として敬禮なし玉ふやと言へり、王答へて、蛙に此の如き氣概ある以上何として敬せずに在るべきと、越の士民之を聞き傳へて言ひ合へるやう、蛙が氣概あるすらも王は之が爲に敬禮を行ひ玉ふ、況や士民にして勇あるおやと、是歲自ら己の首を斬り之を獻上せし者ありき、此の道理により、越王が吳に復讎せんとせしとき、軍令の如何に行はるゝやを試みんとて、其臺に放火し號令の鼓を鳴らして人民を火に赴かしめたるは、是れ賞が火に在りしを以てなり、江水に臨んで號令の鼓を打ち人民をして水に赴かしめたるは、是れ賞が水に在りしを以てなり、竟に戰陣に臨み人をして首を斬られ腹を割かれても尙ほ敵に背を見するの心無らしめたるは、是れ賞が戰に在りしを以てなり、然るに況んや法に據て賢者を進むるに於ては、其功此より甚しからん、

【字解】〔鼃〕蛙に同じ、〔式〕車の横木、男子は立乘し敬すべき人に遇へば俯して此横木にもたるゝなり、〔剄〕刀を以て頭を斬るなり、

韓昭侯使人藏弊袴、侍者曰、君亦不仁矣、弊袴不以賜左右而藏之、昭侯曰、非子之所知也、吾

果に外ならず、

【字解】〔狐疑〕狐は疑深き性質なるより疑を稱して狐疑と言ふ、從つて此には疑しきの意に轉用せしなり、〔射戰〕本と戰射に作る今顧說に據て改む、

宋崇門之巷人服喪而毀、甚瘠、上以爲慈愛於親、擧以爲官師、明年人之所以毀死者、歲十餘人、子之服親喪者爲愛之也、而尙可以賞勸也、況君上之於民乎、

【解題】此れ經の「宋崇門以毀死」の傳なり、

【講說】宋國の崇門巷に住める者親の喪に籠り、哀み疲の爲め甚だしく瘦衰へぬ、宋君之を聞き此者親に慈愛深ければこそと思ひ、其孝を賞して官師の爵を賜ひけり、然る處其翌年に及びて親の喪を務め哀傷して瘠死する者十餘人を出せりと云ふ、抑も子として親の喪を務むるは親を愛する至情より出づる者なり、然るに其れすらも賞を以て勵ますことを得、況や君上の民に於ける賞を以て之を勵さゞるべけんや、

【字解】〔毀〕喪瘠を毀と云ふ、

越王慮伐吳、欲人之輕死也、出見怒鼃、乃爲之式、從者曰、奚敬於此、王曰、爲其有氣也、明年請以頭獻王者、歲十餘人、由此觀之、譽之足以勸人矣、一曰、越王勾踐見怒鼃而式之、御者曰、何爲式、王曰、鼃有氣如此、可無爲式乎、士人聞之曰、鼃有氣、王猶爲式、況士人有勇者乎、是歲人有自剄死以其頭獻者、故越王將復吳、而試其敎、燔臺而鼓之

【解題】此れ經の「吳起倚車轅」の傳なり、

【講說】吳起が魏の武侯に仕へ西河の鎭將にて在りし時西河の境に秦の斥候臺あつて目の上の瘤の如くなりしかば、吳起は其攻擊を思立ちぬ、然るに此斥候臺を取除かざれば秦の兵卒等田畝を蹂躪して耕作の妨となるが故に斯く決心せしもの丶、此の如き小敵を攻むるに國中の兵を徵發する迄もなきことなれば忽ち一策を案出し、一の車轅を西河城の北門に倚せかけ標札に此を南門外に運び往く者あらば賞として其者に上等の田宅を與ふべしと書き記るせり、其の當坐何人も之を移す者なかりしが暫くして移す者出で來りぬ、其者は無論試に爲したる處、意外にも法令の如く上田宅を賜はりぬ、其後又突然一石の赤豆を東門の外に置き令を下して曰く、能く之を西門外に移す者あらば賞を與ふること前例の如くならんと、然るに今度は人民先を爭ふて之を運べり、吳起は最早人民の信用を得たりと思ひしかば令を下して明日秦の斥候臺を攻むる都合なり、能く先登する者あらば、之を國大夫に任じ且つ上等の田宅を與ふべしと言ひければ、人民競ふて募に應じぬ、左ればとて斥候臺を攻めたるに、僅か一朝の間に之を陷れたり、

【字解】〔亭〕高く築き上げたる小砦にして敵の動靜を伺ふ爲に設くる者、〔轅〕車の梶棒なり、〔徙〕移す、〔還〕反つての意、

李悝爲魏文侯上地之守、而欲人之善射也、乃下令曰、人之有狐疑之訟者、令之射的、中之者勝、不中者負、令下而人皆疾習之射、日夜不休、及與秦人戰、大敗之、以人之善射戰也、

【解題】此れ經の「李悝以射」の傳なり、

【講說】魏の文侯の時李悝上地の鎭將となりけるが、人民の弓術に達せんことを望み令を下して云ふ、理非の決し難き訴訟あらば原被兩造に的を射らしめ、中りし者を勝とし外れし者を負とすべしと、此令下りし後は人民逸早く弓術を習ひ日夜止まざりき、已にして魏が秦人と戰ひし場合に至り非常に敵を破りしが、是は李悝の政略により人々射戰に巧なりし結

【解題】此れ經の「越王焚宮室」の傳なり、

【講説】越王その大夫なる種に向ひ、吾れ呉を伐たんと欲す、知らず伐つことを得べきかと問ひければ、種答ふるやう伐つことを得べし、但し吾が兵を賞すること手厚くして約を違へず、之を罰すること嚴厲にして確實なるを必要とす、君之を實驗せんと思はれなば、試に宮室を焚きて見玉へと、是に於て其通り宮室を焚きたるも賞罰を立てざりしかば敢て消防をなす者なかりき、因て令を下して曰く、消防の爲め死せし者には敵と戰つて死せし者と同一の賞を與へん、消防は爲せども死せざる者には唯敵に勝ちたる者と同一の賞を與へん、消防を爲さゞる者には敵に降參し又は逃走したる者と同一の罪に處せんと、此令を聞くと均しく人々各其身體に泥を塗り其上に水を以て濡らしたる衣服を着けて消防に赴ける者、左隊に三千人右隊に三千人ありき、此に於て越王は必ず呉に勝つべきことを知りぬ、

【字解】〔種〕姓は文、字は子禽、

呉起爲魏武侯西河之守、秦有小亭臨境、呉起欲攻之、不去則甚害田者、去之則不足以徵甲兵、於是乃倚一車轅於北門之外、而令之曰、有能徙此於南門之外者、賜之以上田上宅、人莫之徙也、及有徙之者、還賜之如令、俄又置一石赤菽東門之外、而令之曰、有能徙此於西門之外者、賜之如初、人爭徙之、乃下令大夫曰、明日且攻亭、有能先登者、仕之國大夫、賜之上田宅、人爭趨之、於是攻亭、一朝而拔之、

ざることを示し、李悝は弓術奬勵の爲め上手なる者に訴訟の勝を與へ、宋の崇門の人は國君が喪を哀んで瘠する者を賞せし結果哀死の者多かりき、勾踐は之を知りしが故に路上の怒蛙に禮を施し、昭侯は之を知りしが故に弊れたる袴を蓄へ置けり、夫れ賞を厚くするときは何人も之に勵まされて孟賁專諸の如き勇士と同一の働を爲さしむを得べし、婦人が氣味の善からぬ蠶を拾ひ、漁者が蛇に似たる鰻を握るも利益と云へる厚賞あるに因て之を致すなり、

【傳】三

齊王問於文子曰、治國如何、對曰、夫賞罰之爲道、利器也、君固握之、不可以示人、臣者猶獸鹿也、唯薦草而就、

【解題】此れ經の「文子稱若獸鹿」の傳なり、

【講說】齊王或る時文子に向つて國を治むるの道を問ひけるに、文子答へて曰く、夫れ賞罰は如何なる者なりやと云ふに、治國の用に供する刄物なり、左れば君には緊と之を握り人に示し玉ふべからず、臣下の如きは譬へば獸鹿と同樣なり、獸鹿は唯草の茂れる處へ近づく者なるが、人臣も其れと均しく只賞譽の厚き方へと赴く者なれば人君は其權を握らざるべからず、

【字解】〔利器〕刄物なり、〔薦〕美草なり、又茂草なり、

越王問於大夫種曰、吾欲伐吳、可乎、對曰、可矣、吾賞厚而信、罰嚴而必、君何不試焚宮室、於是遂焚宮室、人莫救之、乃下令曰、人之救火死者比死敵之賞、救火而不死者、比勝敵之賞、不救火者比降北之罪、人塗其體被濡衣、赴火者左三千人、右三千人、此知必勝之勢也、

に拘らずして觀るに足らざる所以なり、
傳六章、人をして其易き所を去り其難き所に繫ることと無らしむるの議論は韓非に在て已に遼家に屬す、唯刑を以て刑を去るの一語は書經に刑は刑なきに期すると同一の意にして公孫鞅の如き法家と雖も其目的に至つては決して謬らざりし一證となすべし、
傳七章、第一章と異事同意にして文も亦異曲同工、
傳八章、孔子の言なるや否とは必ず論ずるに及ばず、賞を以て人を勵さんよりは罰を以て人を戒むるの効力大なることの眞理を示したる者と謂ふべし、
傳八章、是れ韓非の家常茶飯なり、唯史事を以て之を出せるの一事他篇と異る所あるのみ、
傳九章、前章と類を以て相次せる者、
傳十章、名利に樂む者名利に苦む、管仲の說彼の矛を執て彼の盾を破る者、
傳十一章、必誅の貴むべき城地より大なるを示す、斷々乎として力あり、以て此傳の殿となすに足る、

【經】賞譽三

賞譽薄而謾者下不用、賞譽厚而信者下輕死、（第一段なり、賞譽の効無効を概論す、）

其說在文子稱若獸鹿、故越王焚宮室、而吳起倚車轅、李悝斷訟以射、宋崇門以毀死、勾踐知之、故式怒鼃、昭侯知之、故藏弊袴、厚賞之使人爲賁諸也、婦人之拾蠶、漁者之握鱣、是以效之、（第二段なり、賞譽の効無効に關する事實を擧ぐ、）

【講說】凡そ賞譽薄きが上に欺いて與へざるに於ては臣民何等の甲斐なしとし之が用をなさじ、賞譽厚きが上に實行して違へざるに於ては、臣民は之が爲に勵まされて命をも輕んずべし、此理論に關する說は文子が人臣の恩賞に赴くことは猶ほ獸鹿が草の茂へ就くが若しと云ひたるに在り、左れば越王は消防の命を用ゆるや否を試みんが爲に宮室を焚けり、又吳起は車轅を移す者を賞して、小事なりとも信を破ら

十左氏の都會ありとも無益なり、法立て誅を遂ぐることを得ば十左氏の地を失ふも害なし、魏王之を聞きて曰く、一國の君たる者左までに治世に熱心なるに其言を聽き入れざるは神慮の程も畏しとて、衞の罪人をば車に載せて護送し無報酬にて引渡しぬ、

【字解】〔胥靡〕鐵鎖に繋がれて服役する刑徒なり、

概論文評

傳一章、董閼于が人の必死を知つて深澗に入る者なきより人の必罰に近つかざるべきことを悟入せしは理致喜ぶべく、三問三答を以て本意を迫り出し、吾能治矣の一語神識天來、些の作意なく、而して悟入せる所以反て叙して後に在り、何爲不治は是れ自ら説て自ら斷ずるの口氣、

傳二章、子產の水火の譬は左傳にも出で金言として世に知らる、織田信長足利氏の後を承けて京都を治るや一錢を盜みし者をも斬罪に處し盜賊頓に跡を絕てりと云ふ、嚴の必要此の如し、抑も刑法の寬嚴は文化の程度に從ふ、文化尙ほ幼稚なるに徒に刑を寬にして以て一國の道德を飾る豈に可ならんや、然れども敎育を舍て獨り嚴法に依るが如きは是れ謂はゆる民を罔する者なり、蓋し情は寬に流れ易し故に之を救ふに嚴を以てすべく、法は嚴に陷り易し故に之を救ふに寬を以てすべし、嚴情を以て寬法を行はば其可なるに庶幾からんか、

傳三章、殺すべくして殺す固なり、孔子小正卯を誅せし事實より視れば此言必ず虛構に非ず、然れども「子政を爲す何ぞ殺を用ゐん」と言ひ宰我戰栗の對に就き「既往咎めず」と言はれたるに據れば戰國策士の虛托に出でたる者の如し、

傳四章、殷人灰を棄つる者を刑す、本文已に子貢の疑を載せたるを見ても陳深が聖世法を立つる此ある宜らずとの議論も亦須有の言なり、然れども三代を以て聖世と定め凡百の事皆純德無垢にして黃金時代となすは儒者の僻なり、殷人の質を尙びし者蓋し其人情の剛强なるに出づ、從つて法律の如きも亦嚴なりしや知るべきのみ、韓非の叙する所豈に史逸を補ふものなからん、

傳五章、樂池の客利害の柄なきを以て其責任なきことを辯ずるや善し、然れども利害の柄を與へられざるに尙ほ其任を受けたるは何ぞ、是れ其言一理ある

ふ「管仲對曰」より以下盡く管仲の語にして「下令曰」は令を下して曰へと讀むべし、斯く視るときは夫戮屍の一節は管仲は此令の効力ある所以を說明せし語となり、前の二句始めて落着あり、但し諸注家は「於是乃」の三字ある爲め「下令曰」より以下の文字が又管仲の語なることに氣附ざりしならん、蓋し「於是」の二字は衍文に非ざれば則ち君の字の誤なり、唯別に確たる考證なきが故に本講は且く本文に據て說きたるのみ、

衞嗣君之時、有胥靡逃之魏、因爲襄王之后治病、衞嗣君聞之、使人請以五十金買之、五反而魏王不予、乃以左氏易之、群臣左右諫曰、夫以一都買胥靡可乎、王曰、非子之所知也、夫治無小而亂無大、法不立而誅不必、雖十左氏無益也、法立而誅必、雖失十左氏無害也、魏王聞之曰、主欲治而不聽之不祥、因載而往徒獻之、

【解題】此れ經の「嗣公知之故買胥靡」の傳なり、

【講說】衞嗣君の時懲役人の逃亡して魏の國へ往ける者あり、此男醫術の心得ありし者と見え、魏の襄王の后の病氣を治療しけり、衞嗣君之を聞き罪人を取り逃せしは國の耻辱なる上、其罪人が他國にて用ゐらるゝを心よからず思ひ使を遣し五十兩の金を以て買取たしと申込たれども魏王容易に承諾せず、使の往くこと五回に及べり、乃ち左氏と云へる都會との交換問題を交渉せんとせしかば、群臣及び近侍の輩諫めて云ふやう、一都會を以て一人の懲役人を買ふは宜しかるまじと、王之を諭して曰く、是は汝等には解せぬなり、夫れ治術は如何に大なりとも安んぜざるべからず、亂狀は如何に小なりとも爲さざるべからず、今法ありて確實ならず、誅すべき者を誅せざらんか、

ずや、

【字解】〔欣々〕につつく貌、

齊國好厚葬、布帛盡於衣衾、材木盡於棺椁、桓公患之、以告管仲曰、布帛盡則無以爲蔽、材木盡則無以爲守備、而人厚葬之不休、禁之奈何、管仲對曰、凡人之有爲也、非名之則利之也、於是乃下令曰、棺椁過度者戮其尸、罪夫當喪者、夫戮死無名、罪當喪者無利、人何故爲之也、

【解題】此れ經の「管仲知之故斷死人」の傳なり、

【講說】齊國の風俗は葬禮を立派にすることを好みしかば國中の布や帛は死人の經衫若しくはふすまを製するが爲に缺乏し、材木は棺槨を造るが爲に皆無とならんとする有樣なりき、桓公之を患へ、此事を管仲に告げて云はるゝやう、布帛盡くるときは幕の如き物を作るべき材料なく、材木盡くれば陣營城郭等の守備をなすべき材料なし、此の如き弊害あるに拘らず人民は厚葬の習慣を止めず、如何にして之を禁ずべきかと、管仲答へて曰ふ、凡そ人が何にてもあれ行ふ事は名譽の爲に非ざれば則ち利益の爲なり、左らば此點を捉へて禁制を立て申さんと、乃ち令を下して曰く、棺槨の規定に過ぎたる者は其尸を暴し其喪主を罰すべし、夫れ尸を暴さるゝは不名譽なり、其喪主となつて罰せらるゝは不利益なり、名利兩つながら無しとせば何の爲に厚葬をなす者あらん、

【字解】〔棺槨〕棺は直接に遺骸を納むる者槨は其外部を包む箱なり、〔蔽〕太平御覽淵鑑類函に幣に作る、進物の禮に用ゆる帛なり、

案ずるに本文に據るときは管仲の言、「凡人之有爲也非名之則利之也」の二句に止まり、「於是」より「罪夫當喪者」に至るまでは敍事にして記者の辭、又夫以下は論評に屬する者なり、然れども前に擧げたる二句のみにては對問として不完全なるのみならず最後の一節「何故爲之也」の句論評の語氣に非ず、余は則ち謂

に就ては領會せり、此方を非常に人に忍びずと謂ふは如何なる點を指すにやと、答へて云ふ、王は薛公に對して非常に仁に在し、諸の田氏に對しては非常に忍び玉はぬなり、薛公に對して非常に仁なるときは大臣の權自然に重く、諸の田氏に對して非常に忍ばざれば御一族の者法を犯すべし、大臣の權重ければ外國抔と結托するが故に我が兵力弱き憂あり、御一族法を犯さば內政紊亂の結果を免れず、外にして兵弱く內に於て政亂るゝは國家滅亡の原因なり、

【字解】〔薛公〕 孟嘗君の父靖郭君田嬰薛に封ぜられしより薛公の稱あり、〔諸田〕 齊は田氏なり、諸田は齊王の一門を謂ふ、〔大臣無重〕 王先愼は無重を重きなからんやと反語に視て解せり、從ふべし、若し正語として解せんか他篇に見ゆる韓非の持論に矛盾す、

魏惠王謂卜皮曰、子聞寡人之聲聞亦如何焉、對曰、臣聞王之慈惠也、王欣然喜曰、然則功且安至、對曰、王之功至於亡、王曰、慈惠行善也、行之而亡何也、卜皮對曰、夫慈者不忍、而惠者好與也、不忍則不誅有過、好與則不待有功而賞、有過不罪、無功受賞、雖亡不亦可乎、

【解題】此れ經の「卜皮以慈惠亡魏王」の傳なり、

【講說】魏の惠王其臣の卜皮に問ふて云ふ、其方が聞ける所にては寡人の噂如何なるやと、答へて云ふ、臣は世間にて王を慈惠の君と噂するを承れりと、王は面に笑を湛え喜んで問はるゝやう、左らば此の効力は如何なる程度まで至るべきかと、卜皮答へて云ふ、王の効力の至る所は滅亡ならんと、王怪みて問ふ、慈惠は善行なるに其善行を爲して亡ぶるは何故ぞと、卜皮答ふるやう、慈なれば人の苦痛に忍びず、惠なれば人に物を與ふるを好む、忍びざるの結果は過罪ある者をも誅することなく、與ふるを好むの結果は未だ功勞あらざる者をも賞するに至る、過罪ある者を誅せざれば人法を犯すべく、功勞なき者に賞を與ふれば人勵まざるべし、則ち其滅亡するも亦當然なら

是に於て仲尼令を下して曰く、消防を爲さゞる者は戰時敵に降り又は逃走すると同一の罪と視做すべく、獵を止めざる者は禁制の場所へ入りたる者と同一の罪と視做すべしと、此令未だ遍ねく行渡らざるに銘々消防に盡力せし爲め已に鎭火に及べり、

【字解】〔積澤〕齊の北澤、〔國〕國都なり、〔趣救火者〕太平御覽には者の字なし、從ふべし、〔請徒行賞〕賞の字、藝文類聚其他は書罰に作る者あり、即ち賞するの暇なく又盡く賞する能はざるゆゑ、罰の一方のみを行ふの意となる、徒はタダなり、斯くすれば意義稍順なり、本文の儘なれば曲解を覺さゞるを得ず、〔入禁〕山林苑囿等禁制の地に入ること、

成驩謂齊王曰、王太仁、太不忍人、王曰、太仁、太不忍人、非善名邪、對曰、此人臣之善也、非人主之所行也、夫人臣必仁而後可與謀、不忍人而後可近也、不仁則不可與謀、忍人則不可近也、王曰、然則寡人安所太仁、安不忍人、對曰、王太仁於薛公、而太不忍於諸田、太仁薛公、則大臣無重、太不忍諸田、則父兄犯法、大臣無重、則兵弱於外、父兄犯法、則政亂於內、兵弱於外、政亂於內、此亡國之本也、

【解題】此れ經の「成驩以太仁弱齊國」の傳なり、

【講說】成驩或る時齊王に忠言して曰く、王は非常に仁に在し、非常に人に忍び玉はずと、王は如何にも不審に堪へず、非常に仁なると非常に人に忍びざるとは善き評判にてはなきやと問はれければ、成驩之に答へけるやう、右は善は善なれども臣下たる者の善に之れあり、人主の行ふべき所には非ず、何故となれば、臣下は仁者にして始めて相談相手と爲すを得べく、人に忍びざる者にして始めて近づくるとを得べく、之に反して不仁者なるときは相談すべからず、忍人なるときは近づくべからずと、齊王云ふ、臣下の儀

すまじ、夫れ天下を我物とするは莫大の利益なり、然るに尚ほ受けざるは受けなば死すべきことが確なればなり、左れば捕へらるゝと定まらぬ以上、縱令車裂の刑あるも金を盜みて止まざるべし、必ず死すべきことを知らば天下を與ふるも受けざるべし、

【字解】〔辜〕尸を暴すなり、〔蘊離〕本講は兪曲園の說を取る、依田利用は方言により蘊を羅列と解し、又離をかゝると解す、一說に供すべし、

魯人燒積澤、天北風、火南倚、恐燒國、哀公懼、自將衆趣救火、者左右無人、盡逐獸而火不救、乃召問仲尼、仲尼曰、夫逐獸者、樂而無罰、救火者、苦而無賞、此火之所以無救也、哀公曰、善、仲尼曰、事急不及以賞、救火者盡賞之、則國不足以賞於人、請徒行賞、哀公曰善、於是仲尼乃下令曰、不救火者、比降北之罪、逐獸者、比入禁之罪、令未下遍、而火已救之矣、

【解題】此れ經の「積澤之火不救」の傳なり、

【講說】魯の國人獵をなして積澤に火を放ちし處、偶ま北風にて火勢南方に靡き國都を延燒せんとする懸念ありしかば、哀公懼れ自ら衆くの家人を從へ消防を督促せしも、近侍の者等は皆獸を逐ひゆきて消防を爲さゞりき、哀公も困却の餘り仲尼を召して意見を問はれけるに仲尼答ふに、夫れ獵をなす者は面白き事をなすに拘らずして罰なく、火消を爲す者は困難の事をなすに拘らずして賞なし、火の消えざるは此の如く賞罰の立たざるが故なりと、哀公成程と宣ひければ、仲尼更に言上あるやう、今は急場の事なれば賞するの暇なく、其上消防せし者を盡く賞するときは其人數夥しければ國帑も之に堪へざるべし、左れば罰のみ行ひ玉へと、哀公又然るべしと宣ひけり、

も容易に之を犯さず、小過は誰も止むるに困難ならざるものなれば、人をして其去り易き小過を去て其犯し難き重罪に掛らしめざるは此れ人を治むるの道なり、夫れ小過生ぜざれば大罪至らずとすれば則ち國家に罪人なくして亂の起る憂あらざるなり、
一說に云ふ公孫鞅曰く、刑を行ふに其罪の輕き者を重く罰する所以は、輕罪すらも犯さゞらば自然重罪を犯さゞるの結果を來すが故にして、是を稱して刑を以て刑を去ると謂ふ、

【字解】〔是人無罪而亂不生也〕 舊注には今重罪は輕く、輕罪は避く、故に能く罪なくして亂を生ぜずとあれども誤れり、本文固り重罪を輕くするの意なし、重罪は勿論重刑を以て論じ、輕罪も亦重刑を以て論ずるのみ、

荊南之地、麗水之中生金、人多竊采金、采金之禁、得而輒辜磔於市、甚多、壅離其水也、而人竊金不止、夫罪莫重於辜磔於市、猶不止者不必得也、故今有人於此曰、與汝天下、而殺汝身、庸人不爲也、夫有天下大利也、猶不爲者知必死、故不必得也、則雖辜磔竊金不止、知必死、雖予天下不爲也、

【解題】此れ經の「麗水之金不守」の傳なり、

【講說】荊南の地に麗水と呼ぶ川あつて、其中より砂金を出せり、然るに人民之を盜み取る者多かりしかば政府は禁制を設け、苟も密採者を捕へたる時は之を市に於て車裂の刑に行ひ、やがて其尸を水中に投棄たる處、犯罪者夥かりし爲め河も塞つて水が左右に分れて流るゝ程なりしも金を盜み出す者は尙ほ止まざりき、夫れ罪は市に磔せらるゝより重刑なるはなきに、猶ほ犯罪の止まざる所以は犯罪者が一人も殘らず捕へらるゝ次第に非ざる故、己は免るゝこともあらんかとて萬一を僥倖するが爲なり、故に今此に人あつて汝に天下を與へん、但し與へたる後にて汝を殺すべしと申出なば、庸人と雖も受くることを爲

亂也、嘗試使臣彼之善者、我能以爲卿相、彼不善者、我得以斬其首、何故不治、

【解題】此れ經の「將行去樂池」の傳なり、

【講說】中山國の相にてありける樂池が百乘の車を從へて趙に使せんとなせし時己の客分の中より一人智能ある者を選び出し途中の宰領となしけるが、半途に行列崩れ不規律となりしかば樂池之を責めて曰く、吾れ君をば才智ありと思ひ宰領となしたるに半途にして斯く不取締の有樣は何如の次第なるやと客は之を聞くと均しく其職を辭し暇を乞ひて云ふ、貴下は人を治むることを知り玉はぬなり、凡そ人を服するに足る程の威力あり、人を勵ます程の權利あればこそ人を治むることを得るに、今臣は客の中にても位地卑し、年下の者より年上の人を正し、位賤しき者より位貴き者を治むるには、利害の柄を使用して之を制せねばならぬ處、臣は此柄を使用することを得ざるが故に亂れたるなり、左れば試に隨行者の中其善き者は之を卿相となし、其善からざる者は首を斬ることを得せしめ玉はゞ爭てか治まらざることあらんと、

【字解】〔將行〕道中の宰領役なり、〔少客〕年少の少に非ず、下客と云ふ義、即ち客中末座に在る者、

公孫鞅之法也、重輕罪、重罪者人之所難犯也、而小過者人之所易去也、使人去其所易、無離其所難、此治之道、夫小過不生、大罪不至、是人無罪而亂不生也、一曰、公孫鞅曰、行刑重其輕者、輕者不至、重者不來、是謂以刑去刑也、

【解題】此れ經の「公孫鞅重輕罪」の傳なり、

【講說】公孫鞅の立てたる法律は輕罪に對する刑を重くせり、蓋し重罪は固り重刑を受くることゆゑ、何人

を刑罰に處せり、子貢は此箇條をば甚だ重きに過ぐると思ひしかば之を孔子に問へり、孔子曰く右は政治の仕方を心得たる掟なり、夫れ灰を道路に棄つる時はぱつと起つて往來の者にかぶさる、斯く不意に灰を浴せかけられたる者は必ず怒らん、怒らば必ず爭鬪に及ばん、爭鬪に及ばゝ一家親族に至るまで連累の罪を受けて散々の體となる、左すれば灰を棄つることは些細のやうなれども三族を害する源因となることとなれば十分刑すべき理由あり、其上重罰は誰も忌み畏るゝ所にして灰を棄てざることは誰も容易と思ふ所なり、左れば人民に其爲し易き事を行はしめて惡む所の刑罰に觸れしめざるは此れ政治の仕方なりと、一說に云ふ殷は法律により灰を大道に棄つる者あるときは其者の手を切斷せしとぞ、子貢之に就き孔子に問ふて曰く、灰を棄つるの罪は輕く、手を切るの罰は重し、輕罪に重罰を課する此の如し古人何とて斯く殘忍なりやと、孔子曰く灰を棄てざるは人の易しとする所、手を切らるゝは人の惡む所なり、其易き所の事を行はしめて惡む所の罪に入ることなからしむる、古人之を難からずと考へたればこそ、彼の如き法律を行ひしなりと、

【字解】〔殷〕夏の次に當り周の前に當れる國號、一名を商と云ふ、始祖は湯王是れなり、〔掩〕不意におほひかぶさる、〔三族〕三說あり、甲は父子孫を曰ひ、乙は父母兄弟妻子を曰ひ、丙は父族母族妻族を曰ふ、〔離〕かゝると訓す、〔殺〕此にては酷と義を同うす、〔不闕〕闕は集解に大傳を引て「入る」と解す從ふべし、斷手の法に入らざるを言ふ、

中山之相樂池以車百乘使趙、選其客之有智能者、以爲將行、中道而亂、樂池曰、吾以公爲有智、而使公爲將行、今中道而亂、何也、客因辭而去曰、吾不知治、有威足以服人、而利足以勸人、故能治之、今臣者君之少客也、夫從少正長、從賤治貴、而不得操其利害之柄以制之、此所以

記此、仲尼對曰、此言可以殺而不殺也、夫宜殺而不殺、梅李冬實、天失道、草木猶犯干之、況於君人乎、

【解題】此れ經の「仲尼說隕霜」の傳なり、

【講說】魯の哀公孔子に問はれけるは春秋の記事に冬十二月霜降つて豆を枯さずとあり何の爲に之を書き載せたるにやと、孔子答へて此れは嚴冬の際霜降て植物を枯らすべきに、枯らさざりし爲にして、殺さざるを言へるなり、夫れ殺すべきに殺さざれは梅や李が時候違の冬季に其實を結ぶに至る、是れ天が其道を失へるなり、天すら其道を失ふときは無情なる草木も尙ほ之を犯して時令に從はざるものなり、況んや人に君たる者が道を失ふに於ては人臣之を犯すべき理なり、

【字解】〔春秋〕魯史の名、〔冬十二月云々〕僖公三十三年に見ゆ、〔霣〕隕に同じ、〔菽〕大豆なり、

殷之法、刑弃灰於街者、子貢以爲重、問之仲尼、仲尼曰、知治之道也、夫弃灰於街、必掩人、掩人必怒、怒則鬬、鬬必三族相殘也、此殘三族之道也、雖刑之可也、且夫重罰者、人之所惡也、而無弃灰、人之所易也、使人行之所易、而無離所惡、此治之道也、一曰、殷之法弃灰于公道者、斷其手、子貢曰、弃灰之罪輕、斷手之罰重、古人何太毅也、曰無弃灰所易也、斷手所惡也、行所易、不關所惡、古人以爲易、故行之、

【解題】此れ經の「殷法刑弃灰」の傳なり、

【講說】殷の法律に於ては灰を市中の道路に棄つる者

死後子必用鄭、必以嚴莅人、夫火形嚴、故人鮮灼、水形懦、故人多溺、子必嚴子之刑、無令溺子之懦、故子産死、游吉不忍行嚴刑、鄭少年相率爲盜、處於雚澤、將遂以爲鄭禍、游吉率車騎與戰、一日一夜而僅能尅之、游吉喟然歎曰、吾蚤行夫子之教、必不悔至於此矣、

【解題】此れ經の「子産之教游吉也」の傳なり、

【講説】子産は鄭國の宰相にて有りけるが、病氣重りて臨終の折、游吉と云へる者に告げけるは我れ死せし後、君には鄭の國政を總ぶるに相違なし、其時是非とも嚴を以て人の上に立つべきぞ、君知らずや火は一目見て其様子の怖しき爲め、誰も初より用心して燒死する者少し、然るに水の形質は柔にして勢弱きが故に誰も心を許す處より溺死する者多きにこそ、左れば君には是非とも君の取扱ふべき刑罰を嚴にし、民をして君の柔弱なる點に溺死せしむる勿れと、然るに子産已に死し游吉其後任に立ちし處、元來子産が特に忠告せし程の好人物なりければ刑罰を嚴にするに忍びざりき、果せるかな鄭の年少は團結して盜賊を働き、雚澤を根據地となして行々は鄭の國に寇せんとする有樣なりき、是に於て游吉は戰車騎兵を引率し之を征討せしが、交戰すること一日一夜にして辛うじて勝利を得たり、游吉は是に至り子産の遺言を想ひ出し喟然として嘆息すらく、吾れ早く那の公の教に從ひ刑罰を嚴にせしならば一大事を仕出して斯くは後悔すまじきものをと、

【字解】〔子産〕公孫僑の字、字を以て著る、當時有數なる外交家にして小國の鄭を扶翼し大國の間に位地を保たしめたる人なり、〔游吉〕鄭の大夫子大叔の事、〔莅〕臨なり、〔灼〕燒なり、〔懦〕ぐづぐづして勢なきなり、

魯哀公問於仲尼曰、春秋之記曰、冬十二月霣霜不殺菽、何爲

旁鄉左右曰、人嘗有入此者乎、對曰、無有、曰、嬰兒癡聾狂悖之人嘗有入此者乎、對曰、無有、牛馬犬彘嘗有入此者乎、對曰、無有、董閼于喟然大息曰、吾能治矣、使吾法之無赦、猶入澗之必死也、則人莫敢犯也、何爲不治之、

【解題】此れ經の「董子行石邑」の傳なり、

【講說】董閼于趙の上黨地方の太守となり、或時管內の石邑と云へる地方を巡回せしに、其山中の谷川底深く兩岸切立たる有樣、宛も牆壁の如く、俯して望めば百仭の深さあり、董閼于は之を見て己の左右に附き隨へる近旁の里人に問ふて曰ふ、以前誰か此中へ入りたる人ありやと、答へて曰く之なしと、又問ふ小供、盲人氣狂の者にて以前此に入りたる人ありやと、答へて曰く之なしと、左らば牛馬犬豕の類にて以前此中に入りたる者あるかと、答へて曰く之なしと、董閼于之を聞き扨もと嘆息して言ふ、吾れ一の工夫を得たり能く任地を治むべきぞ、吾が法が有罪の人を赦さゞること猶ほ此谷に入る者が必ず死するが如く、豫め其恐るべきことを示すときは敢て法を犯す者なかるべし、何として治まらざらんと、

【字解】〔董閼于〕 閼、一に安に作る趙簡子の臣、〔行石邑山中澗深峭如牆〕 集解には藝文類聚太平御覽等を引き行石邑山中見深澗峭如牆に作る即ち「石邑山中を行ろ、深澗峭なる牆の如くなるを見ろ」となる、然れど本文にて意義善く通ずるが上に先秦の文致反て此に存するが故に今舊に依て改めず、〔峭〕 削れるが如くに聳ゆるなり、〔仭〕 八尺を仭といふ、〔旁鄉左右〕 旁鄉の人にして左右に侍する者とも解するを得ると共に、又左右旁鄉となし左右にある附近の村落とも解するを得、古代の漢文に在ては往々此の如き疑似の文字あり、〔嬰兒〕 女子を嬰と曰ひ男子を兒と曰ふ、一說には胸の前を嬰と曰ひ、小兒は初め之を胸に抱へ乳を飲ましむるが故に男女を通じて嬰と曰ふとあり、〔盲聾〕 盲本と癡に作る、選注に因て之を改む、聾は淮南子高誘注に無知とあり、〔悖〕 俗に云ふ無鐵砲の人物、〔喟然〕 嘆息の聲容、

子產相鄭、病將死、謂游吉曰、我

市有虎王信之乎」を三層重ねて叙したるは一見煩重なるが如くなれども、是れ强て一語を反復し以て委態を取りし者なり、

【經】必罰二

愛多者則法不立、威寡者則下侵上、是以刑罰不必則禁不行、

第一段なり、刑罰不信の害を概論す、

【講說】凡そ愛の多き者は兎角忍びざるが故に法立たず、威の少き者は侮られ易きが故に下より侵さるゝなり、是の理由に因り刑罰が規定通に施されざるときは禁令も行はれず、

其說在董子之行石邑、與子産之教游吉也、故仲尼說隕霜、而殷法刑弃灰、將行去樂池、而公孫鞅重輕罪、是以麗水之金不守、而積澤之火不救、成驩以太仁弱齊國、卜皮以慈惠亡魏王、管仲知之、故斷死人、嗣公知之、故買胥靡、

第二大段なり、刑罰の必不必とに關する事實を擧ぐ、

【講說】此理論に關する說は董子が石邑を巡行せし事と、子産が游吉を教へし事とに在り、左れば仲尼は隕霜の事を說き、殷の法律にては灰を棄つる者を刑し、將行は樂池を去て公孫鞅は輕罪を重くせり、是を以て麗水の金は人の盗む者あり、而して積澤の火は打消すことを得ず、成驩は齊が仁に過ぎたるを以て其衰弱すべきことを曰ひ、卜皮は魏王の慈惠なるより其必ず亡ぶべきを豫期せり、管仲は此理を知りしかば死人を刑せり、嗣公は之を知りしかば胥靡を買取れり、

【傳】二

董閼于爲趙上地守、行石邑、山中澗、深峭如墻、深百仞、因問其

と、王曰く信ぜす、恭更に問ふ、然らば三人の者市に虎ありと申さば王之を信じ玉ふや〻と、王曰く此方之を信ずべしと、龐恭云ふ、君知し召さずや市に虎の在らざることは分りぬいたる哉なり、然るに尙ほ三人の者が虎が居ると申せば虎が出來るなり、今臣の往かんとする邯鄲は魏を離るゝこと市と王宮との比に非ず、其上臣の不在に乘じ臣の事を彼此れ申す者は三人に止まらず、何卒之を察し玉ひ讒言を用ひ玉ふ勿れと、然るに他日龐恭邯鄲より歸りし處市虎の譬の如く王は讒言を信じ謁見を許さゞりき、

槩論文評

傳一章侏儒の言、諷を以て始まり、正言を以て終る、譬を竈に取る奇想天外、乃ち能く人臣の言ひ難き所を言て罪を得ず、尋常の徒に非ざるを知るべし、公を見るの前兆として竈を夢みたりと言はずして、先づ臣の夢當れりと逆叙法を用ゐ、而して靈公の問を呼び起せしは活筆なり、煬君の二字正喩を縮合し、結句に至り明に正意を出す、此等の處最も學ぶべし、

傳二章孔說の眼目は「擧魯國盡化爲一」の一語に在り、晏說の眼目は「所言者一人也」の一句に在り、若し此れなければ殆ど收拾すべからず、

傳三章齊人大魚を指して河伯なりと曰ひ以て王を欺く、唯「有間大魚動、因曰此河伯」と言へるのみにて齊王の愚なる情態躍然として見るが如し、妙は一愚字を着けざるに在り、

傳四章是王亡牢の論至理妙論、善く眞相を道破せる者と謂ふべし、

傳五章姦人の毒計人をして悚然たらしむると共に當時父子の關係如何に疎なりしかを知る、

傳六章江乞の言ふ所嘲けるに似、諷するに似、規するに似、終に其眞意を知る能はず、

傳七章衞嗣君の壅蔽を防ぎし擧措の如き亦一手段たるを失はざる者なれども韓非の意見の萬全なるに若かず、試に見よ薩長二閥をして互に牽制せしむるは議會を開て之を是非せしむるに孰れぞや「使賤議貴、下偪上」とは即ち此中の消息を洩せるもの、古今人情相遠からず今を以て古を解かば思半に過ぎん、

傳八章譬喩稗氣ある處即ち古味あり、

傳九章は戰國策史記新序等にも載せられ古來人の善く知れる談說にして屢ば後人の文に引用せらる、「言

る故更に壅蔽を施すの臣下を造る理なり、左れば嗣君の壅蔽を受くることは反て此より始まるべし、

【字解】【如耳】衞の大夫、【姬】衆妾の總稱なり、

夫矢來有鄕、則積鐵以備一鄕、矢來無鄕、則爲鐵室以盡備之、備之則體不傷、故彼以盡備之不傷、此以盡敵之無姦也、

【解題】此れ經の「是以明主推積鐵之類」の傳なり、

【講說】夫れ敵の射出せる矢が方向一定し居らば胸にせよ頭にせよ、其矢面に立つ處は何れの部分を問はず鐵板を其場所に集中して防禦すべく、若し又何れの方面へ飛來るか定まらざるときは鐵の座敷を造つて防禦すべし、苟も防禦をなすときは吾が身體に傷を受けず、故に彼の矢を防ぐ者は有らゆる方面に用心するを以て傷かざると同じく、人主は有らゆる人物を敵と視做すを以て姦人の害なし、

【字解】【一鄕】一箇所と云ふが如し、【鐵室】室は讀て字の如し必ずしも全身甲となさず、

龐恭與太子質於邯鄲、謂魏王曰、今一人言市有虎、王信之乎、曰不信、二人言市有虎、王信之乎、曰不信、三人言市有虎、王信之乎、王曰寡人信之、龐恭曰、夫市之無虎也明矣、然而三人言而成虎、今邯鄲之去魏乎遠乎市、議臣者過於三人、願王察之、龐恭從邯鄲反、竟不得見、

【解題】此れ經の「察一市之患」の傳なり、

【講說】魏の臣龐恭太子と共に趙に人質となつて其都なる邯鄲に赴かんとせし時、魏王に向つて謂ひけるは、今玆に一人の男あつて市に虎が出てたりと申さば王之を信じ玉ふやと、王曰く信せず恭又問ふ、然らば二人共に市に虎ありと申さば王之を信じ玉ふや

【解題】此れ經の「江乞之說荊俗」の傳なり、

【講說】江乞が魏王の使となつて楚に赴きし時、楚王に謂ふ、臣は王の御領內に入り貴國の風俗を承りたるに、紳士は何れも他人の善事を蔽ふことなく、人の惡事を言ひ立つることなき由誠に其通りに候やと、王左なりと答ありしかば、江乞乃ち言ひけるやう然るときは白公の亂の如く、如何にも危險に被存候が、誠に人の善を蔽はず人の惡を言はざるやうに行くことならば臣も惡事ありとて人より言はるゝ憂なければ死罪を免れ候はんと、

【字解】〔白公之亂〕「喩老篇」に說明せり、但し白公亂を企つるに方り其姦謀を言ふ者なかりしかば遂に大事に至りたるを言ふ、〔得無危乎〕危險に御座なく候やの意、蓋し語格は問なれども精神は斷言するに在りと知るべし、

衛嗣君重如耳、愛世姬、而恐其皆因其愛重以壅己也、乃貴薄疑以敵如耳、尊魏姬以耦世姬、曰以是相參也、嗣君知欲無壅、而未得其術也、夫不使賤議貴、下偪上、而必待勢重之鈞也、而後敢相議、則是益樹壅塞之臣也、嗣君之壅乃始、

【解題】此れ經の「嗣公欲治不知故便有敵」の傳なり、

【講說】衛嗣君は大夫の如耳を重んじ又其妾の世姬を愛しけるが、此二人の者が寵愛に乘じて吾が眼を昏ますことも有らんかと、薄疑の地位を高めて如耳と同等となし、魏姬の格を上せて世姬に並ばしめ此手段にて双方を取組ますなりと曰へり、嗣君は壅蔽なきやうにせんとの心得ありしも其手段は誤れり、蓋し牽制的の取組をなさしめんとするには賤者をして貴者を評論せしめ、下流をして上流を告發せしむるに若はなし、然るに今嗣君の爲す所は此に出でずして勢力の同一なる者を待て互に牽制せしめ然る後双方と相談すれば壅蔽なしとするも、彼れ已に勢力同一にして結托を爲し易く、如耳世姬の壅蔽に加ふるに薄疑魏姬の壅蔽を以てすることゝな

牛の語の如く玉環を佩びしかば怒つて之を殺せり、壬の兄の名を丙と云へり、竪牛は之をも忌みて殺さんと欲し、時機を覗ひけるに、或時叔孫氏特に丙の爲に樂器の鐘を鑄造し、已に出來上りたれども丙は之を用ゆることを差扣へ竪牛を以て父なる叔孫氏に許可を請はしめぬ、然るに竪牛は丙の言を取次がずして之を欺くやう、余は已に足下の爲に父君に願ひ使用の出來得るやう取料へりと、丙は之を眞と思ひ其鐘を打鳴らせしに叔孫氏は其聲を聞き、丙は吾が許可をも請はず勝手に鐘を撃つは不埒なりと、怒て之を放逐せしかば丙は國を出でゝ隣邦なる齊へ赴けり、

其れより一年を過ぎし後、竪牛は丙の爲め叔孫に詫言をなせしかば叔孫は竪牛を以て之を召寄せけるに竪牛は其言をば丙に傳へず、其儘歸國して報告すらく、臣は先方へ赴き歸參致すやう申聞せ候ひき、然るに丙は前年の事を怒り參ることを承知致さずと、叔孫之を聞て大に怒り人をして之を殺させぬ、

叔孫氏の二子已に斯く無殘の最期を遂げたる後、叔孫氏病氣に罹りし處、他に子息とてはあらざりしかば竪牛獨り側に附て介抱せしが、腹に一物あることゆゑ、近侍の人を退け主公には人の聲を聞くことを厭はせ玉ふと言ひ觸らして一切人を入れず、食物を杜絕して餓死せしめたり、

斯くて叔孫死去せしも竪牛は其儘喪を發せずして秘密に爲し置き、季孫氏の府庫に積蓄へたる寶物を殘りなく運び出し、之を携へて齊國に出奔せり、夫れ叔孫氏が己の信用せし者の言ふ所を聽て父子諸共世に恥を暴せし所以は專ら一人の言を信じ餘人の言と照し合せざりし弊害に外ならず、

【字解】〔叔孫〕名は豹、〔竪〕前に出づボーイの如き者なり、

江乞爲魏王使荊、謂荊王曰、臣入王之境內、聞王之國俗、曰君子不蔽人之美、不言人之惡、誠有之乎、王曰有之、然則若白公之亂、得無危乎、誠得如此、臣免死罪矣、

欺之曰、吾已爲爾請之矣、使爾擊之、丙因擊之、叔孫聞之曰、丙不請而擅擊鐘、怒而逐之、丙出走齊、居一年、竪牛爲謝叔孫、叔孫使竪牛召之、又不召而報之曰、吾已召之矣、丙怒甚、不肯來、叔孫大怒、使人殺之、二子已死、叔孫有病、竪牛因獨養之、而去左右不内人曰、叔孫不欲聞人聲、因不食而餓死、叔孫已死、竪牛因不發喪也、徙其府庫重寶、空之而奔齊、夫聽所信之言、而子父爲人僇、此不參之患也、

【解題】是れ經の「竪牛之餓叔孫」の傳なり、

【講説】叔孫氏魯國の宰相となり位貴くして専ら國政を裁斷せり、叔孫氏の寵愛せる家來に竪牛と呼ぶ者ありしが、叔孫氏が魯國の政治を自由にすると均しく此男も亦恣に叔孫氏の家政を專にせり、叔孫氏に壬と云ふ子ありけるに竪牛は之を忌みて殺意を生じ、竊に謀を設けて壬と魯君の在す所に伺候せし處、魯君は玉環を壬に賜ひぬ、壬は拜受したれども未だ父の許を得ざることと故直に佩用することを憚り、竪牛に命じて之を父なる叔孫氏に請はしめけり、竪牛欺て云ふやう、余は已に足下の爲に願置けり、足下佩用あるも差支なしと、壬も左らばとて佩用しけり、竪牛は是にて吾謀成就せりとて叔孫氏に申し出づるやう主君には最早壬をば魯君に御目見え致させ玉ふて宜しかるべきに、何とて未だ其沙汰に及び玉はぬやと、叔孫氏曰く那の如き小兒何とて主君に見ゆる資格あらんやと、竪牛云ふ、主公には左樣仰せらるゝも其實壬は是迄も已に度々謁見致し居り候ぞ、其證據には魯君彼に玉環を下し置かれ、壬は最早其れを佩用しつゝありと、叔孫氏は壬を召附けて逢けるに竪

は能々念を入れて觀察せざるべからず、夫れ齊楚を攻むるの事が誠に利益にして全國盡く之を利となすなれば何たる智者の衆きことぞ、齊楚を攻むる事誠に不利なるに一國擧つて利となすなれば、何たる愚人の多きことぞ、凡そ事を人に謀るは疑あつての事なり、已に疑と云ふ以上は疑つて宜しとなす者が半數、疑つて宜しからずとする者も亦半數なるべき理なるに、今一國盡く以て可となすは是れ疑を致す人なき爲めにして、是れ王は半數の相談相手を失ひ玉へる者と謂ふべし、而して彼の臣下の爲めに劫さるゝ人主は從來其の半數を亡ひたる者に外ならずと、

【字解】〔偃〕ふせる偃兵は戰爭を息めること、〔王果〕果は張儀の贊成者多く、惠施の贊成者多き必然の結果としてなり、普通は案の如くと云ふ義なるも此處は義少しく轉ぜり、〔夫齊荊の事也〕夫の下當に攻の字あるべし、也は恐らく衍文、〔固〕平素と云ふが如し、〔亡其半者也〕前章の擧魯國盡化爲一の語を參照すべし、自ら明瞭ならん、

叔孫相魯、貴而主斷、其所愛者曰豎牛、亦擅用叔孫之令、叔孫有子曰壬、豎牛妒而欲殺之、因與壬游於魯君所、魯君賜之玉環、壬拜受之、而不敢佩、使豎牛請之叔孫、豎牛欺之曰、吾已爲爾請之矣、使爾佩之、壬因佩之、豎牛因謂叔孫、何不見壬於君乎、叔孫曰、孺子何足見也、豎牛曰、壬固已數見於君矣、君賜之玉環、壬已佩之矣、叔孫召壬見之、而果佩之、叔孫怒而殺壬、壬兄曰丙、豎牛又妒而欲殺之、叔孫爲丙鑄鐘、鐘成、丙不敢擊、使豎牛請之叔孫、豎牛不爲請、又

伯と云へば已に水神と云ふ觀念あり、特に水神なりと云ふ必要なし、舊に依るに如かず、「壇場」土を高く築けるを壇と云ひ土をならして平坦にせるを場と云ふ、

張儀欲以秦漢與魏之勢、伐齊荊、而惠施欲以齊荊偃兵、二人爭之、群臣左右皆爲張子言、而以攻齊荊爲利、而莫爲惠子言、王果聽張子、而以惠子言爲不可、攻齊荊事已定、惠子入見、王言曰、先生毋言矣、攻齊荊之事果利矣、一國盡以爲然、惠子曰、說不可不察也、夫齊荊之事也、誠利、一國盡以爲利、是何智者之衆也、攻齊荊之事誠不利、一國盡以爲利、何愚者之衆也、凡謀者疑也、疑也者誠疑、以爲可者半、以爲不可者半、今一國盡以爲可、是王亡半、劫主者固亡其半者也、

【解題】此れ經の「惠子之言亡其半也」の傳なり、

【講說】張儀魏に在りし時秦韓の兵と魏の兵とを以て齊楚を伐たんとせしに、惠施は之と反對の意見を持し齊楚を身方として秦韓の攻擊を免れんとし、二人互に爭論に及ける處、群臣並に近侍輩は張儀の議論に左袒し齊楚を伐つを得策なりと言ひ惠子の爲に贊成の論を吐く者なかりき、王は言ふまでもなく張儀の說を採用し惠子の言を以て不可となし齊楚を攻むるの廟議は已に一定せり、惠子は尚ほも王を諫めんとて參内謁見せしに王之に謂て曰く、先生最早言ふ勿れ、齊楚を攻むる事は果して余の考の如く得策なり、左ればこそ一國皆異議なしと、惠子曰く、凡そ說

國全體皆化して一となれり、又何の異見かあらん、君群臣はさて置き、遍く國中の人に問ひ玉ふとも一人として季氏の身方ならぬ者なき故、名は衆なれども實は一人と均しく猶ほ亂を免れ玉はじと、

一說に據れば、齊の晏子が魯國に來聘せし時、哀公問はれけるやう、古語に三人の智慧にて迷ふことなしとあり、然るに今此方は三人は愚か一國の人と相談するに此國の猶ほ亂を免れざるは何故ならんと、晏子云ふ、古人が三人にして迷ふなしと謂ひし意味は一人仕損じても他の二人が中れば誤なき故、三人なりとも亦衆人と同樣の効力あり、左れば三人と共にしながら迷ふなしと曰ふなり、今魯國の群臣千人百人を以て數ふる程の多數なるも、其言ふ所は季孫氏の私利に一致す、則ち人數は衆ならざるにあらねど、其言ふ所に至つては一人にて言ふと異ならず、何として三人の相談相手を得んやと、

【字解】〔莫衆而迷〕俗に云ふ三人寄れば文殊の智慧の意味、〔同軌〕車の兩輪の引ける痕を轍と曰ふ、兩轍の廣さを軌と云ふ、季孫の仕方と一樣と云ふこと、俗に謂はゆる同じ寸法、〔境內之人〕全領土內の人を謂ふ、〔一曰〕王先愼は漢の劉向が叙錄の當時校せし所の語とし、太田全齋は韓非が別に異聞を述べたるものとす、〔晏子〕晏嬰字は平仲、

齊人有謂齊王曰、河伯大神也、王何不試與之遇乎、臣請使王遇之、乃爲壇場大水之上、而與王立之焉、有閒大魚動、因曰、此河伯、

【解題】此れ經の「齊人見河伯」の傳なり、

【講說】齊國の或る人齊王に申けるは、河伯と云ふは實に重大の神に在す、大王一度之に遇ひ玉へ、若し思召あらば臣の力にて御引合せ申さんと、是に於て祭場をば大河の岸に作り、其者王に陪從して其所に立ちけるが、暫くして一疋の大魚波間に動き出でぬ、其者之を見ると均しく王に示して曰く此れが其河伯にて候と、

是れ齊王餘りに一人を信ぜしかば遂に欺かれて大魚を河伯なりと思ふに至れるを言へるなり、

【字解】〔河伯〕河の主と云ふが如し、〔大神〕太平御覽には大を水に作る、大と水とは字形相類し、意味に於ても、尤に聞ゆ、然れども河

語調、

魯哀公問於孔子曰、鄙諺曰、莫衆而迷、今寡人擧事、與群臣慮之、而國愈亂、其故何也、孔子對曰、明主之問臣、一人知之、一人不知也、如是者明主在上、群臣直議於下、今群臣無不一辭同軌乎季孫者、擧魯國盡化爲一、君雖問境內之人、猶不免於亂也、一曰、晏子聘魯、哀公問曰、語曰、莫三人而迷、今寡人與一國慮之、魯不免於亂、何乎、晏子曰、古之所謂莫三人而迷者、一人失之、二人得之、三人足以爲衆矣、故曰、莫三人而迷、今魯國之群臣以千百數、一言於季氏之私、人數非不衆、所言者一人也、安得三哉、

【解題】此れ經の「哀公之稱莫衆而迷」の傳なり、

【講說】魯の哀公孔子に問はるゝやう、下下の諺に大勢にてありながら迷ふことはなしと曰ふ、即ち衆人と事を共にせば惑はざる筈なり、然るに今此方は政治を擧行する每に獨斷をなさず、群臣と相談の上取料ふに拘らず、國の益す亂れて治らざるは道理に合はぬことなり、此の仔細は如何にと、孔子對へて曰く、明君が臣下に意見を問はるゝ仕方は譬ば此に臣下二人ありとせんか、其問を蒙りたる一人のみ之を知つて他の一人は何事の相談ありしかを知らず、則ち臣下は互に氣脈を通じて徒黨するの便なし、是の如くなるときは明君上に機密を握り群臣思ひ思ひに隱しだてなき議論を吐くことなり、然に今君の群臣は議論と云ひ擧動と云ひ、季孫氏と同一にせざる者なく、魯

【傳】一

衛靈公之時、彌子瑕有寵、專於衛國、侏儒有見公者曰、臣之夢踐矣、公曰何夢、對曰、夢見竈、爲見公也、公怒曰、吾聞見人主者夢見日、奚爲見寡人而夢見竈、對曰、夫日兼燭天下、一物不能當也、人君兼燭一國、人不能擁也、故將見人主者、夢見日、夫竈、一人煬則後人無從見矣、今或者一人有煬君者乎、則臣雖夢見竈、不亦可乎、

【解題】此れ經の「侏儒夢見竈」の傳なり、

【講説】衛の靈公の時、彌子瑕君の寵愛を得て國事を我が意の如くに振舞ひき、一人の狂言師靈公に謁せし砌に語り出づるやう、臣の夢は中り候と、公如何なる夢を見たるにやと問はれければ、之に答へて臣は夢に竈を見候ひしが是は今日君公を見奉るの前兆に候ひきと云へり、公怒つて申されけるは此方の聞きたるには君主を見る者は夢に日を見る由、君は太陽に象(カタド)ること故左もあるべし、然るに汝が此方を見るに就て竈如き粗末なる物を夢みしと云ふは怪しからぬと、侏儒對へて言ふ、夫れ日は天下中を照すものにて如何なる物も其前に立塞つて日光を遮る能はず、又人君は一國中を照すものにて一人も之を塞ぎとむる能はず、左ればば人君を見る前には夢に日を見ることに有之、然るに竈は一人其火に炙(アタ)る者ある時は後に居る者、此男の陰(カゲ)になり竈の火を見るわけにゆき不申、今如何にも一人の男君公に炙(アタ)つて居るかの如くに思はれ候、左ればば臣が夢に竈も見候ひしも亦尤の次第に之なきやと、

【字解】〔踐〕約束を踐むにて其通になること、即ち當るなり、〔奚爲〕何爲に同じ、なんすれぞ、〔擁〕顧説に從つて擁に作る、本と土にて塞ぐ意、〔煬(ヤウ)〕炙なり、火にあてる、火にあたるのあたる、〔無從見〕見るに由なしと云ふに同じ、〔不亦可乎〕亦は「なんと」と云ふ

【講説】以上の七ヶ條は人君の用ゆべき所なり、

【經】 參觀一

觀聽不參、則誠不聞、聽有門戶、則臣壅塞。『第一段なり、偏聽の害を槩論す、

【講説】凡そ人の説を観察するに當り、種々の議論を取り合せて研究せざれば眞理耳に入るを得ず、若し衆言を取次ぐ者唯寵臣の如き者一人に限り、宛も人家の門戶の如く唯一の入口なる時は臣下或は變改し或は假托し或は沮格する等、言路を妨害して君主の眼を遮り昏ますなり、

其說在侏儒之夢見竈、哀公之稱莫衆而迷、故齊人見河伯、與惠子之言亡其半也、其患在竪牛之餓叔孫、而江乞之說荆俗也、嗣公欲治不知、故使有敵、『第二大段なり、偏聽と其結果との事實を擧ぐ、

【講説】此理論に關する説は侏儒が竈を夢み、哀公が衆人と事を謀らざれば迷ふと稱し、此等の事實の明示する偏聽の結果、齊人が河伯を見、並に惠子が半を亡ふと言ひたるに在り、又其害は竪牛が叔孫子を餓死せしめ、而して江乞が楚の風俗を陳べたるに在り、嗣公は國の治まらんことを欲して其術を知らざりき、故に己の忌む所の人に敵すべき者を作れり、事實及び文字の解釋は傳文を観るべし、以下皆之に倣ふ、

是以明主推積鐵之類、而察一市之患、『第三段なり、防備の道を言ふ、

【講説】左れば明君は鐵を積み累ねて敵の矢石を防ぐの例を應用して臣下の侵犯に備へ、而して一市の患なる訛傳虚説を察し、之が爲め誤らるゝが如きこと有らざるやうにするなり、

【字解】〔察一市之患〕原注には一市の人市に虎ありと言ふと雖も猶ほ信ずべからず、況や三人おやと釋せり、迂曲に失す、唯だ虚構の言を察することゝ解すべし、

傳は之を注文と視るべし、普通本には先づ經七章を載せ後に其傳を叙次すれども、左あるときは參觀に便ならざるが故に今經一章毎に直ちに其章の傳を附することゝなせり、

○總說

主之所レ用也七術、所レ察也六微、

第一段なり、內外兩儲說の大綱を揭ぐ、即ち上句は內儲說の綱にして君主の外面的法術に係り、下句は外儲說の綱にして君主の裏面的法術に係る、

【講說】凡そ人主の用ゆべき方術七種あり、人主の察すべき秘密六項あり、

【字解】〔也〕なりと讀まずして「や」と讀む、「何であるかと云ふに」とも謂ふべき語氣、

七術、一曰、衆端參觀、二曰、必罰明威、三曰、信賞盡能、四曰、一聽責下、五曰、疑詔詭使、六曰、挾知而問、七曰、倒言反事、

第二段なり、七術の目を揭ぐ、

【講說】七術は第一が衆端參觀、衆人の口先を取て彼と此と比較して觀察を下す、第二が必罰明威、苟も罪ある者は罰せざれば已まず、以て君主の威光を示す、第三は信賞盡能、賞すべしと定めたることは確實に之を履行し、臣下をして之に勵まされ其才能を盡さしむ、第四は一聽責下、臣下の言を聽き用ゐたる以上、其言に從て其實行若しくは成功を責む、第五は疑詔詭使、凡そ命令を下すに懷疑心を以て之を試み、事務を任ずるに權略を以て之を操る、第六は挾知而問、人君己の知る所の事を根柢とし、知らざる風をなして臣下に問ふ、第七は倒言反事、言ふべき所は心の裏を言ひ、行ふべき所は反て逆に出づ、

【字解】〔端〕緒口なり、〔參〕參考の參なり、入りまぜる、〔一聽〕一は每になり、就てなり、いなやなり、〔詔〕告ぐるなり、昔し上下の別なく用ゐ、必ず天子のみことのりに限らず、〔詭〕たばかる、謀を構へるなり、〔挾〕藏の意あり、〔倒言反事〕譬へば譽むべきに殊更之を毀り、毀るべきに伴て譽むるが如きを倒言とす、愛する者を憎むが如くし、憎む者を愛するが如くするは反事なり、酒井左衛門尉が畫巢山を襲ふの策を建てたりしを信長の罵りしは反言の例なり、漢の高祖の雍齒を封ぜしは倒事の例なり、

此七者主之所レ用也、

第三段なり、七者の用處を言ひ、上を結ぶ、

りと謂ふべく、唯彼は簡にして此れは繁なるの點に於て異るのみ、

文評

此篇一冒頭を立てずして直ちに本題に入る、起勢浩瀚にして句法謹嚴、其應用の術を說くや、類句を層架して推衍放開、滔々として來り汨々として去り、其間の類句或は雙排、或は三連或は四層、而して字に多少あり、對に參差あり、故に自ら古氣を失はず王維楨此篇を評して禮記に似たりと曰ふ、余を以て之を觀れば謹嚴は禮記に及ばずして逸宕は之に過ぐ、

韓非子卷九

內儲說上　七術

【篇旨】此れ本書の第三十篇なり、儲說を分つて內儲說外儲說とし、內儲說又上下に分れ、外儲說又左右に分れ、左右の中復び上下の別をなす、是篇は即ち內篇中の上篇なり、儲とは「たくはへおく」の義、說とは特に指す所あつて云ふ、即ち各章に先づ一理を立て「其說在」三字を以て史事に轉じ理論の然る所以を說明せる「其說」の說にして猶ほ論據と曰ふが如し、此等の諸說をたくはへて置きて人君の採用に備ふるが故に之を儲說と曰ふ、原注儲を解して聚となすも未だ切ならざるを覺ゆ、

凡そ成書の卷篇を分つて上下となすは簡冊の大なるが爲め便宜上より之を爲すに過ぎずと雖も、內外を以て表識するときは概ね精なる者を內とし、疎なる者を外とし、純なる者を內とし駁なる者を外とす、是れ亦知らざるべからず、原注には其說く所皆君の內謀なるが故に內儲說と曰ふとあり、史記索隱の如きも明君術を取り以て臣下を制す私の己に在るが故に內と曰ふとあり、稍內の字に拘泥したるの說なり、

【分段】此篇は總論一章、經七章、傳一章より成る、經傳とは何ぞ、元來は聖經賢傳と稱し聖人の書を經と呼び、賢人の書を傳と呼べども、傳は率ね經の說明なるより經と傳とは猶ほ本文と注文との如し、故に此篇の經は之を本文と視るべく、

【字解】〔匠石〕古の名匠、〔干將〕莫邪と並稱せらる、名劍の名、〔離〕かゝる、

○第二章

上不天則下不遍覆、心不地則物不必載、太山不立好惡、故能成其高、江海不擇小助、故能成其富、故大人寄形於天地、而萬物備、措心於山海而國家富、上無忿怒之毒、下無伏怨之患、上下交順、以道爲舍、故長利積、大功立、名成於前、德垂於後、治之至也、

【講說】上に在る者天の如くならざれば其下に在る者普く覆はれず、君の心地の如くならざれば、有らゆる者を載せ兼ぬることあり、彼の泰山は土の好し惡を擇ばず受け附くるが故に其高きを成し、江海は小なる流れ込をも擇ばずして之を受け收むるが故に其充滿を成す、故に大人は吾形體に合して萬物皆完く心神を山海に同うして國家富裕なり、上は忿怒を以て下を毒することなく、下に怨を隱して上を犯すことなく、上下君臣兩つながら和順にして各道を守り其外に出でず、故に巨利重なり大功立ち、生前名譽を得て身後德を垂る、是れ治世の頂上なり、

【字解】〔小助〕細流を謂ふ、

槩論

謂はゆる大體なる者第一章に於ては「因道全法」の四字を以て之を盡し、第二章に於ては「以道爲舍」の四字又之を盡す、而して謂はゆる道なる者は自然を政化せしものに外ならず、是れ實に老子に胚胎し無爲を以て貴とす、試に老子を見よ、「道常にして爲さゝるなし王侯若し能く守らば萬物將に自ら化せんとす」第三十七章と曰ふに非ずや「靜靜天下の正と」なる第四十五章と曰ふに非ずや、其兵戎の禍なきを論ずるや、老子の「戎馬郊に生ず」第四十六章及び「甲兵ありと雖も之を陳する所なし」第八十章と同一の意想な

〔雄駿〕 雄は禽獸のをすなり、をすは強き意を含む、駿は馬の美稱すぐれたる意、〔劍〕 きずなり、そこなふ意となる、〔壽〕 猶ほ生命と云ふが如し、〔旗幟〕 幟は采配の如き者、〔圖書〕 圖畫と記錄、〔盤盂〕 盤は金盥の如き者、盂は飯を盛る器、大抵金屬の如き硬質を以て作る、昔し此等の物にも手柄談を刻したる者と見えたり、〔記年之牒〕年代記なり、牒は木の札、

使匠石以千歲之壽、操鉤、視規矩、舉墨而正太山、使賁育帶干將而齊萬民、雖盡力於巧、極盛於壽、太山不正、民不齊、故曰、古之牧天下者、不使匠石極功以敗太山之體、不使賁育盡威以傷萬民之性、（第四段なり、宇宙の理法に反するの無効を言ふ）

【講說】昔し有名なる大工として聞えたる匠石に千年の長壽を與へ、半圓規を手にし曲り金やブンマハシを目安とし、墨繩を持廻つて泰山の不正を正さしむるとも泰山は正しくなるまじ、孟賁夏育に干將の名劍を佩かせ、之をして平民を均一にせしめんとするも萬民は均一になるまじ、故に古語に古の天下の民を治むる者は匠石に伎倆を極めて泰山の形を敗るが如きことを爲さしめず、賁育に威武を窮めて萬民の性を傷らしめずと、

【字解】〔牧〕 牧畜の牧なり、君の民に於ける牧夫の家畜に於けるが如くなるを言ふ、

因道全法、君子樂而大姦止、澹然閒靜、因天命持大體、故使人無離法之罪、魚無失水之禍、如此、故天下無不治、（第五段なり、前段を總結す、）

【講說】古の君たる者は道理により法度を全うするの結果として有德者は安樂にして大姦は跡を絕ち澹然と物に動く所なく、閒靜無事なり、天の命ずる所に從ひ治國の大體を持するの結果として何人も法に觸るの罪なく、何人も其所を失はざる、猶ほ魚の水を失ふことなきが如くなり、右の如くなるを以て天下治まらざるなし、

く自然の輕重に從ふを謂ふ)天然の理數に逆はず、固有の性情を害せず、毛を吹き除けて其中に在る瑣細の疵を探し出すが如きことなく、垢を洗ひ取て其下に在る知り惡き瘢痕を看出すが如きことなく、而して法律は大工の墨繩の如く曲直を分つ者なるが、此繩の外に出づるを許さざると共に又强て此繩の內に推入れて罪に落さず、法律の範圍外は强て問はざれども、範圍內は敢て緩漫に付せず、即ち疑似の事に就ては苛細の詮議をなさゝれども、違法の者に對しては又敢て一歩を假さず、凡て一定の理を守り物の自然に從ふ、故に人に福を授くるも禍を與るも、賞罰生殺、皆道理と法度より生じて人君の愛憎に出でず、賞罰を被る人より言へば、賞の榮たる罰の辱たる、自己に在て他人に在らず、善惡ともに自ら取る、人君豈に一點の私心あらんや、

【字解】〔難知〕 淵鑑類函に索瘢に作り今其語を用ゐて解す、

故至安之世、法如朝露、純樸不散、心無結怨、口無煩言、故車馬不疲弊於道路、旌旗不亂於大澤、萬民不失命於寇戎、雄駿不創壽於旗幢、豪傑不著名於圖書、不錄功於盤盂、記年之牒空虛、故曰、利莫長於簡、福莫久於安、 第三段なり、宇宙の理法を應用するの効を言ふ、

【講説】左れば至極泰平の世は法の効果により其情態宛も草の上に結べる朝露の圓なるが如く、純粹質樸の儘にして心に積怨なく、口に爭論なし、故に戰爭などの起らざるは言ふまでもなく車馬奔命に疲れざる也、旌旗大澤に入り亂れざるなり、萬民敵國外患の爲に生命を失はざるなり、猛勇の士卒戰爭に死せざるなり、豪傑の將校功名を圖書に記され金石に刻せられざるなり、天下無事なるが故に年代記の如きも記載すべき事あらず故に古語にも簡易なるより大なる利益なく、平安なるより久しき福なしと曰へり、

【字解】〔純樸〕 純は絲の未だ他物を雜へざるもの、樸は木の未だ斷らざるもの、〔煩言〕 かまびすしきなり、〔大澤〕 是れ兵家地理上の利害に係るが故に用ゐしなり、〔寇戎〕 寇はあだなり戎は兵なり、

統合せる者は人の大體なり、天下を治むる君道の上に於ても亦大體と小體との別あり、而して此篇は之が大體を論ぜし者なるが故に、此を以て題を命じたるなり、

【分段】通篇分つて二章となす、第一章は道に因り法を全うすべきを言ふ、第二章は天地の仁と山海の量とを具ふべきを言ふ、

○第一章

古之全大禮者、望天地、觀江海、因山谷、日月所照、四時所行、雲布風動、第一段なり、宇宙の理法に法るを言ふ、

【講説】古に於て謂はゆる大體を全うせし者は其法則を何物に取りしかと云ふに、天を仰ぎ地に俯して其普く覆ひ厚く載するが如くならんと欲し、江海を觀て其大にして容れざるなきが如くならんと欲し、山谷に就て其高且つ深なるが如くならんと欲し、其光輝は日月の照す具合に比すべく、其功用は春夏秋冬の循環する有樣に譬ふべく、德澤の行渡るや雲の天上に敷くが如く、威力の盛なるや風の草物を吹靡かすが如し、

不以智累心、不以私累己、寄治亂於法術、託是非於賞罰、屬輕重於權衡、不逆天理、不傷性情、不吹毛而求小疵、不洗垢而察難知、不引繩之外、不推繩之內、不急法之外、不緩法之內、守成理、因自然、禍福生乎道法、而不出乎愛惡、榮辱之責在乎己、而不在乎人、第二大段なり、宇宙の理法を應用するの道を言ふ、

【講説】妄に智を動かして心を苦しめず、私を謀つて身を惱さず、治亂は之を法術に寄せ、是非は之を賞罰に任せ、輕重は之を權衡に歸し(事の輕重は權衡にて物の輕重を分つが如く私意を以て判斷することな

山之功長立於國家、而日月之名久著於天地、此堯之所以南面而守名、舜之所以北面而成名也、第四大段なり、功名成立の原因となるべき者を言ふ、

【講説】故に古代に於て能く功名を致せし君は、衆人其力を以て之を助け、近き者は信を以て之に結び、遠き者は名を以て之を譽め、國中にて位尊き輩は勢を以て之を戴きし人なり、右の如き次第なるを以て太山の高きに比すべき功業は國家に建てられ、日月の如く輝きたる名譽は天地に著はる、此れ堯の君臨して名を守り、舜の臣事して功を收めたる所以なり、

槃論

大旨人君が其勢位を以て臣下の技能を用ゐ以て遠近の人心を得るは功名を成す所以にして此の如きは又自然に法らざるべからずと言ふに在り、文評の處を參觀すべし、

文評

第一章は立功成名を致すべき四點を掲げて略ぼ其効用を示したる者なるが、天時人心の二點は先づ「非天時」と曰ひ「逆人心」と曰ひ逆説より起り、「得天時」と曰ひ「得人心」と曰ひ順説を以て之を受けたるに、伎能勢位の二項は「因技能」と曰ひ「得勢位」と曰ひ順説のみにして逆説なし、是の如にして平板の弊を免るゝなり、

第二章は四項の中に專ら勢位と伎能とを論じ中復人心を得るの一點を挿み、末又人心を得るに重きを置いて尙ほ勢位を離れず、一見頗る奇を覺ゆと雖も開闔斷續の法未だ精妙ならざるが故に痕跡歷然不自然に陷りたる處あり、意の未だ錬れざる者あるか、筆の未だ到らざる者あるか、要するに推して以て上乘の文字となす能はず、而して一手獨拍の譬と兩手圓方を畫くの喩に至ては亦此文の爲に精彩を加ふる者なるが如し、

大體

【篇旨】此れ本書の第二十九篇にして體は身體の體を假借せる者、四肢五官は人の小體にして其

得一、故曰、右手畫圓、左手畫方、不能兩成、故曰、至治之國、君如桴、臣若皷、技若車、事若馬、故人有餘力、易於應、而技有餘巧、易於事、立功者不足於力、親近者不足於信、成名者、不足於勢、近者已親、而遠者不結、則名不稱實也、聖人德若堯舜、行若伯夷、而位不載於世、則功不立、名不遂、

『第三段なり、君必ず助を要するを言ふ、人主の患より易於事まで』で之を第一小段とす、君臣の一體となるべきを言ふ、立功者より以下を第二小段とす、近者のみならず遠者までも結托せざるべからざるを言ふ

【講說】人主の患とする所は人主或る事を唱ふるも臣下の之に應ずる者なきに在り、故に古語に片手ばかりにてはたく時は何程早しと雖も聲なしと、人臣の憂ふる所は專任ならざるに在り、故に古語に右の手にて圓形を畫き左の手にて方形を畫くときは双方とも成就するを得ずと、故に又古語に曰く至極治まれる國に於ては君は撥の如く臣は皷の如く、撥を以て皷を打てば則ち成る、技能は車の如く職事は馬の如く車は馬の往く所に從ふ、故に人に十二分の功あれば君の意に應ずるに易く、技能に十二分の智巧あれば職事を爲すに易し、抑も功を立つるには何程の助力あるも尙ほ足らず、近き者を親むには何程信あつても尙ほ足らず、名を成すには何程勢あつても尙ほ足らず、而して近者已に親しむと雖も若し遠者と結托せざるときは其助となる者尙ほ不足なるが故に君の名あるも末だ其實に稱はざるなり、堯舜の如き聖人の德伯夷の如き聖人の行ありとするも世人より推戴せられざるときは功も立たず名も成らず、

故古之能致功名者、衆人助之、以力、近者結之以成、遠者譽之以名、尊者戴之以勢、如此、故太

【講説】夫れ人に役に立つべき本質ありとも、勢なければ賢者も不肖を制する能はざるものなり、此の如き道理なるが故に僅か一尺程の短き材木を高山の上に立てゝ見るときは千仞の深き谷川を瞰下して其上に聳つことなるが、是は材木の高き爲に非ずして其位地の高きが故なり、桀の如き惡虐の人が天子となつて天下を制するを得たるは其賢なるが爲に非ずして勢の重きが故なり、堯も匹夫とならば三軒家の村をも治むる能ふまじ是れ其不肖なるが爲に非ずして地位の卑きが故なり、千鈞の重き物も船を得れば水に浮び、錙銖の輕き品も船を離るれば水中に沈むべし、是れ千鈞が輕くして錙銖が重き爲めに非ず、一方は勢あり一方は勢なきとの差別に因るなり、左れば短き物を以て高きに臨む所以は位置に因るなり、不肖を以て賢を制する所以は勢に因るなり、

【字解】〔錙銖〕輕量の稱なり、十黍を絫とし十絫を銖とし、二十四銖を兩とし、八兩を錙とす、

人主者天下一力以共戴之、故安、衆同心以共立之、故尊、人臣守所長、盡所能、故忠、以尊主御忠臣、則長樂生而功名成、名實相待而成、形影相應而立、故臣主同欲而異使』第二段なり、勢位を以て伎能を用ゆるを言ふ、

【講説】凡そ人君の地位は、天下の人が其力を合せて共に之を戴くが故に安きなり、多數の人が其心を同くして共に之を立つるが故に尊きなり、又人臣は己の得意なる所を守り、己れの能力ある所を盡すが故に忠なり、尊位に居る君を以て忠臣を御すれば永久の樂を享けて功名成る、尊は名なり忠は實なり、名實互に相待て完く、君は形なり、臣は影なり、形影互に相應じて立つ、故に君臣共に安寧福利を欲するは同一なれども君は上に佚樂して爲す所なく、臣は下に勤勞して忠を盡すが故に其働は同じからず、

【字解】〔使〕働と云ふが如し、

人主之患、在莫之應、故曰、一手獨拍、雖疾無聲、人臣之憂在不

得天時則不務而自生、得人心、則不趨而自勸、因技能則不急而自疾、得勢位則不進而名成』

第二大段なり、四大綱領に從へば百事容易に遂ぐべきを言ふ、

【講說】天の時即ち季節に乘ずるに非ざれば冬に於て稻を生ぜしめんとするが如く聖人の名ある堯帝十人出でたりとて一本をも生ずる能ふまじ、人心に逆らふときは猛勇の賁育と雖も衆人をして其力を盡さしむる能ふまじ、左れば天の時を得れば力を用ゐざるも禾穀は自然に生ずるなり、人の心を得れば督促を爲さゞるも人々自ら勵むなり、技能の儘に用ゆれば急がざるも自ら敏速に運び、勢力地位を得れば勉めざるも自ら名譽成る、

若水之流、若船之浮、守自然之道、行毋窮之令、故曰明主、』

第三段以上の効力を形容す、

【講說】穀の生ずるや、人の勸むや、事の敏なるや、名の成るや、水の卑きに流るゝが如く、船の水に浮ぶが如し、斯かる自然の道を守り、無窮の令を行ふが故に其君を賛して明主と曰ふ、

【字解】〔毋〕無に同じ、

○第二章

夫有材而無勢、雖賢不能制不肖、故立尺材於高山之上、則臨千仞之谿、材非長也、位高也、桀爲天子能制天下、非賢也、勢重也、堯爲匹夫、不能正三家、非不肖也、位卑也、千鈞得船則浮、錙銖失船則沈、非千鈞輕錙銖重也、有勢之與無勢也、故短之臨高也、以位、不肖之制賢也、以勢』

第一段勢位の有力なるを言ふ、

る、嗚呼外國の勢力を恃んで輿論を壓し、國人を鄙んで外人を尊び人の爲に兩立すべからざるの官を兼ねしむるが如き、豈に獨り二千年前に於て其弊を見るのみならん、歷史は反復す、吾れ韓子の言に慨然たるなき能はず、

「厲廉耻招仁義」の二句は頗る儒者の口吻に類す、豈に其初荀子に學びたる習氣未だ脫せず此に至つて覺えず微露したる者か、然れども此一章筆意鹵莽通曉する能はざることは前已に述べたるが如く、仁義の說竟に明白ならず、

文評

篇中文として稍取るべき者は最後の一章なり、起手一喩突如として來り、以下六句、「不謹不用」を以て「慕固結」を呼び起し、而の字其轉捩をなす、其れより飄風五字單句を用ゐて「賁育外交」は叉對承を用ゐ、「禍莫大於此」に至つて一束す、「當今之世」以下「無使」の字を疊用して雙々論じ去り、結末は三字を用ゆる三、一氣呵成の中奇偶迭出の妙あり、

功名

【篇旨】此れ本書の第二十八篇なり、明君の功名を成す所以の道を陳ず、篇首立功成名の語あるに因り其二字を取て以て名となす、

【分段】通篇分つて二章となす、第一章は大體を概論し、第二章は第一章に掲げたる四要項の中特に勢位技能の二者に就て論じたるものなり、

○第一章

明君之所以立功成名者四、一曰天時、二曰人心、三曰技能、四曰勢位、『第一段なり、功名の四大綱領を掲ぐ、』

【講說】明君が功業を立て名譽を成すに要する所のもの四あり、一を天時と曰ひ、二を人心と曰ひ、三を技能と曰ひ、四を勢位と曰ふ、

非天時、雖十堯不能冬生一穗、逆人心、雖賁育不能盡人力、故

飄風一旦起、則賁育不及救、而外交不及至、禍莫大於此、當今之世、爲人主忠計者、必無使燕王說魯人、無使近世慕賢於古、無思越人以救中國溺者、如此則上下親、內功立、外名成、』

【講說】今天下を以て墻壁に喩えんか、人君其破れ目や穴を塞がずして白赤の土を塗り外觀を飾ることに力を盡さば暴雨疾風の爲に破壞するに相違なし、此の道理なれば眉や睫の如き身に近き禍を除かずして徒らに賁育の如き勇士を得て國家の爲に命を捧げしめんと欲し、內部より發する禍に注意せずして遠き國境に堅固の城を備へ、手元に居る賢者の謀を用ゐずして千里外の大國と交を結ばゝ一朝つむぢ風の如く突然に禍の起ることあらんか賁育の如き勇者も救ふべき暇もなく、外の交際國も援兵を送るべき暇もなく、恐らく此より大なる禍なからん、今日の世に當り人主の爲に忠計を設くる者は燕王の魯人を好みたる談の如く國民を棄てゝ外國人を愛する無らしめよ、今人を棄てゝ古代の賢者を慕ふ無らしめよ、遠き越人を以て中國の溺者を救はんと思ふ無からしめよ、若し果して右の如くならば則ち上下相親み、內國の功成立して、外國の名譽發揚せん、

【字解】〔赭堊〕赭は赤土、堊は白土、〔蕭墻〕蕭は肅即ちつゝしむの意、墻は屏なり、君臣相見の禮、屏の處に至つて敬を加ふとあり、蕭墻の內とは庭の圍內と云ふが如く手近なる場所を謂ふ、〔金城〕堅固の城、〔萬乘〕大國を指す、〔千里〕千里の遠きなり、〔外交〕交際ある外國、〔無思〕韓子一滴には思を使の誤とす、余は思ふ無の下或は使の字を脫せるならん、

槩論

本篇は當時列國の君が其臣下を用ゆるに就き誤れる點を痛論すると共に他の時弊にも論到す、蓋し外國の勢力に依賴して自國識者の意見を用ゐざる其一なり、喜怒を以て賞罰を行ふ其二なり、外人を愛して國人を疎んずる其三也、兼官に任じて爲し難きを責むる其四なり、間々重複して說く所あるが故に意緒甚だ多きが如くなるも通篇大概此の數條を出でず、而して其之を論ずるや痛切にして核實善く肯綮に中

聖人極有刑法、而死無螫毒、故姦人服、發矢中的、賞罰當符、故堯復生、羿復立、如此則上無殷夏之患、下無比干之禍、君高枕而臣樂業、道蔽天地、德極萬世矣、

【講說】弓を射るに定まりたる的なく妄に矢を發するときは縱令何物にか中るとも偶中なれば巧とは爲し難し、國を治むるに法制を用ゐずして怒るに任すときは縱令殺戮を行ふと雖も姦人を恐れしむる効力なし、今罪を犯せし者は甲なるに怒に乘じて乙を罪せば、乙は本と罪なくして禍を受くること故不平を抱て窃に怨を蓄ふべし、故に極めて政治の行屆ける國には賞罰あれども喜怒に由て恩讎を加ふることなし、左れば聖人は刑法を以て人を誅するも惡意を以て人を殺すことあらず、故に姦人も服するなり、矢を發して的に中り賞罰を施して原則に叶はば是れ堯が復び世に生れ羿が復び世に立つと視て可なり、以上の如くなれば上君主たる者には殷夏の患なく、下臣隷たる者には比干の禍なく、君は枕を高くして心安く眠るを得、臣は業を樂んで其道を竭し、君道の大なるは天地をも蔽ふべく、君德の遠きは萬世までも達すべし、

【字解】〔儀的〕猶ほ標と曰ふが如し、〔罪生甲禍歸乙〕解詁に其首謀を誅せずして其連坐を罰す故に下服せざるを言ふとあれ共誤れり、是れ妄怒を受けて言へるは明白にして疑ふべからず、〔極〕殛に通ず刑誅なり、〔螫毒〕蟲の尾を以て刺し毒を爲すこと、暴虐を言ふ〔符〕主道篇に符契の合する所、賞罰の生ずる所なりとあり、符はワリフ、功罪を言行に照し合せ、功は之を賞し惡は之を罰するを謂ふ、〔殷夏之患〕殷の紂王は周の武王に亡ぼされ、夏の桀王は殷の湯王に亡ぼさろ、〔比干之禍〕殷の忠臣比干紂王を諫めて殺さる、

〇第九章

夫人主不塞隙穴、而勞力於赭堊、暴雨疾風必壞、不去眉睫之禍、而慕賁育之死、不愼蕭墻之患、而固金城於遠境、不用近賢之謀、而外結萬乘之交於千里、

毀君子、使伯夷盜跖俱辱、故臣有叛主。

【講說】人君若し一人にて數職を兼ぬるが如き臣下の爲し難き仕組を立て、力に及ばずとて之を罪するが如きことを爲さば臣下の私怨を招くべし、又人臣の方より言はゞ己の長所を沒して其力に及ばざる事務に使役せるゝ時は表に出さゞる怨を積む、君たる者臣下の勞苦をいたはらず、憂悲を哀れまず、喜べば則ち小人なるも之を譽め賢不肖の差別なく與ふるに賞を以てし、怒れば則ち君子なるも之を惡口に及び盜跖伯夷の差別なく一樣に辱しむるが故に臣下其君に叛することあるなり、

○第七章

使燕王內憎其民、而外愛魯人、則燕不用而魯不附、民見憎、不能盡力而務功、魯見說而不能離死命而親他主、如此則人臣爲隙穴、而人主獨立、以隙穴之臣、而事獨立之主、此之謂危殆。

【講說】今假に燕王が內の燕民を憎んで外の魯人を愛するとせんか、燕人は固り用をなさず、去りとて魯人も身方となるまじ、燕民は憎まるゝが故に力を盡して働くことは望み難し、魯人は愛せらるゝと雖も自國の死刑に觸るゝ迄も他國の君に親しむべくもあらず、苟も此の如くなるときは臣下の者宛も人が穴隙より物を窺ふが如く其君の擧動を窺ひ、折もあらば姦曲を行はんとすべし、斯く隙間を覘ふ臣下が孤立の君に事るをば危險と謂ふなり、

【字解】〔說〕悅なり、〔離〕つくなり、

○第八章

釋儀的而妄發、雖中而不巧、釋法制而妄怒、雖殺戮而姦人不恐、罪生甲、禍歸乙、伏怨乃結、故至治之國、有賞罰而無喜怒、故

に人君其德を人に施して關係を密にするときは長く圖書に其名を著はすこと晉の文公の如くならん、人君の樂しむ所は使ふ所の臣下が公義を以て力を盡すに在り、苦む所は臣下が私曲を以て君威を奪ふに在り、而して人臣の安んずる所は自己の才能に相應したる官職を受くるに在り、苦む所は一身を以て二職の責を負ふに在り、左れば明君は人臣の苦とする兼官の制を除て君主の樂とする臣下の忠勤を確實ならしむるに在り、上下に取て利益なる此に過ぎたるはなし、然るに或は權力ある臣下の私門を營むを察せず、或は國家の大事を輕忽に謀慮し、或は些小の罪惡に嚴誅を加へ、或は微細の過失を永久に怨とし或は長く偸安を務め或は屢ば仇に恩を加ふるが如きは是れ己が手を切斷し玉を以て其斷片を補ふが如き者にして遂には君位を失ふの憂あり、

此一章主意徹せざる所あり、堯より「君人者」に轉ずるや「世未嘗無事」の句浮泛にして緊切ならず、爵祿富貴を輕んずる者にして始めて危國を救ふに足ると の議論は善し、然れども「故に明主廉耻を勵し仁義を招く」の語、迂曲の解を爲さゞる以上は上文との脈絡を看出するに苦む、而して介子推爵祿なくして義文公に隨ふの故事は廉耻仁義の句には切なれども爵祿を輕んせざる云々に對しては矛盾の引證と謂はざるを得ず、「不察私門之內」より以下題外に逸して落着を欠き、手を斷て續ぐに玉を以てするの譬喩若し應用適切ならんには拍案妙と呼ぶべきも、此處に在ては殆ど作者の意を把捉する能はず、翼毳の如きは之を解して曰く、人臣手の若きなり、今群臣離心して邪佞傍に在り、是れ猶ほ手を斷て續ぐに玉を以てするが如きなりと、或は然らん、然れども玉は君子の器にして未だ此の如き意味に用ゐたる例あらず、之を要するに通章滅裂、意義曖昧に失す、故に講義の如きも亦曖昧ならざるを得ざるなり、

○第六章

人主立難爲而罪不及、則私怨生、人臣失所長而奉難給、則伏怨結、勞苦不撫循、憂悲不愛憐、喜則譽小人、賢不肖俱賞、怒則

て削り女工が針に從つて縫ふが如く一々明主の規定に服すること丶なる、此の如くなれば上には私威を以て害毒を人民に下すことなく、下は愚拙の爲に誅せらるゝことなく、上は臣下の不忠に怒る場合少く、下は忠義を盡して罪を得る場合少し、

【字解】〔揆〕針なり、

○第五章

聞之曰、擧事無患者、堯不得也、而世未嘗無事也、君人者、不輕爵祿、不易富貴、不可與救危國、故明主厲廉耻、招仁義、昔者介子推無爵祿、而義隨文公、不忍口腹、而仁割其肌、故人主結其德、書圖著其名、人主樂乎使人以公盡力、而苦乎以私奪威、人臣安乎以能受職、而苦乎以一、負二、故明主除人臣之所苦、而立人主之所樂、上下之利、莫長於此、不察私門之內、輕慮重事、厚誅薄罪、久怨細過、長侮偷快、數以德追禍、是斷手而續以玉也、故曰、有易身之患、

【講說】余の聞きたる古人の語に、凡そ事を爲して少しも患なきことは帝堯と雖も能はずと云へり、然れども世の中に爲すべき事の無き例あらざることなれば、爲さずには居られぬ、唯如何になすべきやと云ふが問題なり、人君たる者爵祿を輕んじて人を賞し、富貴を度外して人に下るに非ざれば臣下の助を得て國の危急を救ふに足らず、故に明君は爵祿を惜まずして人の廉耻を勵し、富貴を挾まずして仁義の人を招く、昔し介子推が未だ爵祿を受けざるに拘らず晉の文公に隨從せしは義なり、文公が途中にて飢ゑたるを見兼ね、己の股の肉を割取て之に奉りしは仁なり、故

則兩危矣』

【講說】明主は人をして善を爲さしむべき賞を立て、人をして惡を避けしむべき罰を設く、故に賢者は賞を以て勵されて子胥の如き禍に遇はず、不肖者は罪を免れて傴が背を立ち割らるゝが如き無理なる罰を受けず、盲が常に無難なる處に居つて深溪を通行することなきが如く、愚者も妄動せざるが故に刑辟に觸れて險危に陷らず、此の如くなるときは上下の間に恩義の關係鞏固となる、古人の言に人の心は知り難く喜怒は適度の處を得難し、故に表識を設けて目に示し、鼓を打て耳に告げ、法を立てゝ人に敎へ、以て人の喜怒を節して中和を得せしむと、此三者は容易なることとなり、然るに人に君たる者此術を棄てゝ唯謂はゆる知り難きの心を行ひ私情にのみ馳するときは、上が喜怒を以て賞罰を行ふ度を重ぬるに從ひ、下の之を怨むる心も亦益す累積す、喜怒を重ぬるの君主を以て怨を重ぬるの下民を御するに至つては双方共に危險なりと知るべし、

【字解】〔傴剖背〕　安危篇に出づ、〔盲者〕　法刑を明にせず人が罪を犯すに及び之を罰するは盲者を谷川に陷るゝが如き處より喩を取る、〔三易〕　表鼓法の三事を指す、〔怒積於上〕　此れ怒の字を以て喜の字を帶ばしめたるなり、

○第四章

明主之表易レ見、故約立、其敎易レ知、故言用、其法易レ爲、故令行、三者立、而上無二私心一、則下得レ循レ法而治、望レ表而動、隨レ繩而斲、因レ攢而縫、如レ此則上無二私威之毒一、而下無二愚拙之誅一、故上居レ明而少レ怒、下盡レ忠而少レ罪』

【講說】明主の揭ぐる表的は目に入り易きが故に約束成立す、明王の敎は知り易きが故に其言聽容れらる、明主の法は爲し易きが故に其令は行はる、約束と言ひ訓戒と云ひ法令と云ひ一定して動かず、而して君主敢て私心を挾まざるときは其結果下民法に循て治まり、表的を望んで行動し、大工が墨繩の示す所に從

一輪、廢尺寸而差長短、王爾不能半中、使中主守法術、拙匠守規矩尺寸、則萬不失矣、君人者能去賢巧之所不能、守中拙之所萬不失、則人力盡而功名立、

第四段なり、法度の必要を論ず、

【講説】法術を棄て置き己が心に任せて政略を行ふときは堯の聖と雖も一國を正す能はず、曲り金、ブンマハシを棄てゝ無闇に見積をなすときは奚仲の如き造車術の名人と雖も片輪をも成就する能はず、物差を廢棄して長短を比ぶるときは、王爾の如き巧なる匠人も物の中心中央を得る能はず、苟も法術を守らしめんか、中等の主なりとも萬に一を失はず、曲り金ブンマハシ又は物差に從つて積をなさんか、拙き大工も亦萬に一を失はず、是故に人に君たる者國を治め人を用ゆるに當り、賢君巧匠にも能はざるが如き恃み難き心算を棄てゝ、中主拙工と雖も萬に一を失はざるべき法術尺度を守らば、人力盡すを得べくして功名立つを得ん、

【字解】〔釋〕ときはなす意、〔奚仲〕夏禹の時車服を掌りし者、〔王爾〕古代著名の大工、〔半中〕長短の中を半とし、廣幅の半を中とす、

○第三章

明主立可爲之賞、設可避之罰、故賢者勸賞、而不見子胥之禍、不肖者少罪、而不傴剖背、盲者處平、而不過深谿、愚者守靜而不陷險危、如此則上下之恩結矣、古之人曰、其心難知、喜怒難中也、故以表示目、以鼓語耳、以法敎心、君人者釋三易之數、而行一難知之心、如此則怒積於上、怨積於下、以積怒而御積怨、

ふと訓ずスナホなり、逆はざるなり、

治國之臣、效功於國、以履位、見能於官、以受職、盡力於權衡、以任事、人臣皆宜其能、勝其官、輕其任、而莫懷餘力於心、莫負兼官之責於君、故內無伏怨之亂、外無矯服之患、『第二大段なり、人を用ゆるの實體を言ふ、』

【講說】治道を得たる國の臣下は、其國に勳功を立てたる者にして始めて其爵位を履み、官吏たる能力を現はしたる者にして始めて其官職を受け、責務を厲行したる者にして始めて其事業に任ず、是に於て人臣は皆其才能に適して其官に堪へ、其任を輕しとして心の底より力の限り勤むるなり、若し官職を兼任するときは責多くして力足らず從て過勞の嘆、無能の譏を免れざるべきも、今や君主より此の如き責を課せられざるが故に內に於ては臣下が怨を蓄ふるが爲に起る所の亂なく、外に於ては臣下が不平を隱して服從を粧ふが如き害なし、

明君使事不相干、故莫訟、使士不兼官、故技長、使人不同功、故莫訟爭、爭訟止、技長立則彊弱不觳力、氷炭不合形、天下莫得相傷、治之至也、『第三段なり、專任分業の効を言ふ、』

【講說】明君は人を使ふに其事體の區別を立てゝ互に干涉せざらしむ、故に職權などの紛議なし、一人に兩官を兼ねしめず、故に其人の技能益す發達す、兩人に一事を爲さしめず、故に責任などの爭論なし、斯く爭訟なくして技能伸るを得るときは强者と弱者と其力を競ふことなく、善人惡人と並に立つことなく、天下に於て害をなす者あらず、是れ治世の絕頂なり、

○第二章

釋法術而心治、堯不能正一國、去規矩而妄意度、奚仲不能成

而不以柙」より以下、獨創の見、奇闢の意、之を寫すに雄健の筆を以てし、透徹にして屆らざるなく、周匝にして洩さず、此れ必ず構思を待て成る者、隨筆諸篇と一樣の觀を爲す勿くんば可なり、

用人

【篇旨】此れ本書の第二十七篇にして君主の臣下に對する道を論じたる者なり、篇首用人の二字を以て名となす、

【分段】通篇分つて七章となす、第一章は人臣の任を輕くし官を兼ねしめざるべきを言ふ、第二章は法術は中材の君臣をして功あつて過なからしむる所以なるを言ふ、第三章は人君喜怒を以て賞罰を爲すべからざるを言ふ、第四章は明主は法敎簡明にして且私心なきを言ふ、第五章は人主の衆心を結ぶべきを言ふ、第六章は人君臣下の能力に餘れる事を以て之に責むべからざるを言ふ、第七章は內を踈じ外を親むべからざるを言ふ、第八章は賞罰は情に依らずして法に據るべきを言ふ、第九章は近きを忽にして遠を圖るべからざるを言ふ、

○第一章

聞古之善用人者、必循天順人而明賞罰、循天則用力寡而功立、順人則刑罰省而令行、明賞罰則伯夷盜跖不亂、如此則白黑分矣、『第一段なり、人を用ゆるの大綱を擧ぐ、』

【講說】聞く所に據れば古に於て善く人を用ゆる者は必ず自然の理法に從ひ人情の好惡に因り而して賞罰を明にせりと、蓋し自然の理法に循へば力を用ゆることは少くして功立つなり、人情の好惡に因るときは刑罰省けて令行はるゝなり、賞罰を明にすれば伯夷の善と盜跖の惡と混淆せざるなり、此の如くなれば黑白分明なるぞ、則ち何人も向背する所を知るべし、

【字解】〔循〕從ふと訓すれども依り傍て行く意あり、〔順〕亦從

が節に死するを恃まず、亂臣の如き極端なる惡人の詐ることとなきを豫期せず、唯だ臆病なる人を服せしむべき所の者を持ち、平凡の君にても守り易き所の者を握るに過ぎず、臣下として君主の爲に忠義の謀をなすも君主として天下の爲に恩德を植ゑ附くるにも此に愈りたる利益あらず、故に人の君たる者、亡國の圖に入ることとなく、忠義の臣悲劇の畫題となることとなし、功多くして力を盡す者は其位を尊くし、其賞を違へざるが故に人々力を盡して規則を守り、節を守て官職に死するの結果を致す賁育の如き勇者も死罪を犯すより寧ろ柔順にして生存を願ふ心ある事を辨へ盜跖の如き貪夫と雖も貨財より寧ろ生命を重んずるの念ある事を明にし、法を以て之を制するときは治國の道始て完全なるぞ、

【字解】〔柙〕檻なり、〔曾史〕前章に出づ、〔謾〕欺く、

槩論

主意は陳腐に屬すると雖も前篇に比すれば思想稍條緒あり、其排次も亦雅馴なり、殊に觀るべき者は末の一章にして、庸主衆人の論に至ては法治の効力制限的なるを自白すると共に法治の普通人類に已むべからざる所以を說き得て頗る精頗る妙、千歲の上能く眞理を體認せる者と謂ふべく法家として韓非を研究せんと欲せば此段の如き尤も宜しく溫燖すべき者に屬す、

文評

文字の上より之を觀るも、前篇は扁鵲の一喩と明主堅內の一段を除くの外多く取るに足らず、然るに此篇は各章皆眉目の燦たる色態の絢なるあり、第一章「上下相得」の一句を重ねて關鍵をなすの點、末段力戰守の三事を收束するの點、筆路紊れざるの趣あるに非ずや、第二章小人君子と俱に正、盜跖曾史と俱に廉と云ひ、暗に末章庸主衆人の論を伏す、針線密なるの趣あるに非ずや、第三章賁育と盜跖とを取て對說排敍其間一怠筆なし、慣用手段とは言へ、句格齊整の趣あるに非ずや、

第四章は篇中の巨擘に居り、規模の大自ら他章と撰を異にし、登場の人物伯夷、盜跖、賁育、曾史、比干等已に幾齣を演じ來りし者讀者の見るを厭ふ所なるに拘らず、操縱一新、頓に生面を開き、腐と雖も新なるが如し、羿の喩は人の直ちに想ひ到らざる所、「服虎

ろ者ならん、

服虎而不以柙、禁姦而不以法、塞僞而不以符、此賁育之所患、堯舜之所難也、故設柙非所以備鼠也、所以使怯弱能服虎也、立法非所以備曾史也、所以使庸主能止盜跖也、爲符非所以豫尾生也、所以使衆人不相謾也、不恃比干之死節、不幸亂臣之無詐也、持怯士之所能服、握庸主之所易守、當今之世、爲人主忠計、爲天下結德者、利莫長於此、故君人者無亡國之圖、而忠臣無失身之畫、明於尊位必賞、故能使人盡力於權衡、死節於官職、通於賁育之情、不以死易生、明於盜跖之貪、不以財易身、則守國之道畢備矣。（第四段なり、法の目的を言ふ、）

【講說】虎を制するには柙を要し、姦を止むるには法を要し、僞を防ぐには符を要す、然るに柙を設けずして虎を服し、法に因らずして姦を禁じ、符を用ゐずして僞を塞がんとするは賁育の如き勇者も心を苦しむ所にして、堯舜の如き仁者も困難を感ずる所なり、左れば柙を設くる目的は鼠の爲に非ず、如何なる臆病柔弱の者にも虎を服することを得せしむる爲なり、法を立つる目的は曾子史魚の如き廉潔の人の爲に非ず、如何なる凡庸の君にも盜跖の如き大惡人を止むることを得せしむる爲なり、符を作る目的は尾生の如き約束の堅き人の爲に非ず、衆人をして互に欺くことなからしむる爲なり、比干の如き天性忠烈の人

堯明於不失姦、故天下無邪、羿巧於不失發、故千金不亡、邪人不售而盜跖止、『第二段なり、法の的確なるを言ふ』

【講說】度量果して確實なれば伯夷も其善を不善とせられず盜跖も其惡を遂ぐるを得ず、法若し明白なればば賢も不賢をして立場を失はしむることを得ず强者も弱者を侵害することを得ず、多數も少數を苦しむるを得ず、天下を堯の法に任すときは正直堅固の士其位地を失はず、姦惡邪曲の人僥倖を以て罪を逃れず、譬ば千金を羿の矢先に置かんに之を取らんとせば射殺さるゝに相違なし、故に伯夷の如く無慾にして金を失ふことを何とも思はざる者も人に取らるゝことなく、盜跖の如く常に人の物を奪はんとする者も取るを得ざるが如し、堯の法は明にして姦人を取り逃さゞるが故に天下を擧げて邪惡の人なく、羿の射は巧にして射損の憂なきが故に千金も消失せず、邪人時を得ずして跖の如き大盜も跡を絕つなり、

【字解】〔度量信〕下の法分明と互文の法にして別義に非ず、

如此、故圖不載宰予、不擧六卿、書不著子胥、不明夫差、孫吳之略廢、盜跖之心伏、人主甘服於玉堂之中、而無瞋目切齒傾取之患、人臣垂拱金城之內、而無扼腕聚脣嗟惜之禍、『第三段なり、法の好結果を言ふ』

【講說】法度の的確以上の如くなるが故に宰予六卿の如き亂臣出でず、從て圖畫に上ることなく、子胥の如き寃死の者と夫差の如き亡國の君なきが故に從て書籍に記さるゝことなく、內外靜謐なるが故に孫吳の兵略も用ゐらるることなく、刑罰嚴重なるが故に盜跖の惡心も消ゆるに至る、是を以て人君に在ては壯麗なる宮中に美衣美食をなし、目をむき出し齒を喰ひしむるが如き禍もなく、人臣は堅固なる城中に衣を曳き手をこまぬき、腕を握りしめ脣を嚙み合せて嘆息するが如き禍なし、

【字解】〔傾取〕分明ならず、〔圖〕當時史跡を圖にせし風俗ありた

せられて物を盜むの能力を失す、故に賁育の如き剛勇も犯す能はざるやうに之を禁じ盜跖の如き貪慾も取る能はざるやうに之を守るときは、暴者も謹愼を守り、邪者も正道に復歸す、斯く大剛の者も謹直となり大惡の賊も正しくなるときは天下均一平和となり一般人民の情盡く正しくなるべきなり、

【字解】〔見侵於其所不能勝〕勝つ能はざる樣に刧かさるゝなり、語を換へて言へば侵されて勝つ能はざることになる、下句も同一の語氣、〔愨〕俗に云ふヲトナシキなり、〔巨〕大なり、〔貞〕正しくて固きなり、

○第四章

人主離法失人、則危於伯夷不妄取、而不免於田成盜跖之禍、今天下無一伯夷、而姦人不絕世、故立法度量、（第一段なり、法の立たざるべからざるを言ふ、）

【講說】人君たる者法度を離れて我が智慧を用ゐ、人の助を失つて我が獨力に任すときは、縱令伯夷の妄に一物をも受けざりし潔白を高尙として之を臣下に望むも、猶ほ田常の簒奪や盜跖の橫行を免れず、然るに今や伯夷の如き善人は一人もあらずして田常盜跖の如き姦人は世の中に絕えざるが故に、法を以て物の定規を立つる次第なり、

【字解】〔危〕解詁注には伯夷と雖も亦危きなりとあれども文義上留く解するを得ず、解詁に引く所の井子章の說にては兇の訛とあり、是れ亦義を成さず、韓子考には音近きが故に幾の字の誤となせども是は疑問なり、集解はタカウスルの意と爲す甚だ是なり、然れども危言危行の危の如く人主自身に關するは如何あらん、タカシトスルと訓ずるの愈れるに若かず、〔立法度量〕法と度量とを立つと解する者の如きは字法に通ぜざる者なり、宜しく法を度量に立つと讀むべし、法を以て度量を定むるなり、法は體裁より言ひ、度量は內容より言ふ、其實は一物なりと知るべし、

度量信、則伯夷不失是、而盜跖不得非、法分明、則賢不得奪不肖、彊不得侵弱、衆不得暴寡、託天下於堯之法、則貞士不失分、姦人不徼幸、寄千金於羿之矢、則伯夷不得亡、而盜跖不敢取、

古之善守者、以其所重、禁其所輕、以其所難、止其所易、故君子與小人俱正、盜跖與曾史俱廉、何以知之、夫貪盜不赴谿而掇金、赴谿而掇金、則身不全、賁育不量敵、則無勇名、盜跖不計可、則利不成、

【講說】昔に於て善く法を守る者即ち明主の法を行ふや、何人も己に取つて重大の禍と思へる嚴罰を以て、僅かの利益と思へる小惡を禁じ、何人も受くるに躊躇する苦痛を以て、止めんとすれば止むるに難からざる非行を止む、故に小人も君子と俱に正しくなり、盜跖の如き大惡人も曾參史魚と俱に淸廉となる、何故と云はゞ、彼の如き强慾の盜賊も谷川の中に飛込て金を拾ひ取らうとなさず、是れ谷川の中へ飛込て金を拾はんとすれば其命危ければなり、賁育も敵の强弱を見積らずして戰はゞ討死するのみにして勇名を得ることなく、盜跖も盜むに都合よき場合を見定めざれば利慾を遂げ難し、命あつての物種なれば嚴刑を受くることゝ定まる以上罪をば犯さゞるは必定なり、

【字解】【君子小人】倒置なり、【盜跖】古の大盜の名、莊子に出づ、【曾史】曾は孔子の弟子、曾子名は參、史は衞の大夫史魚、論語に孔子之を賛して直哉子魚と稱せられぬ、【掇】ひろひとる、

○第三章

明主之守禁也、賁育見侵於其所不能勝、盜跖見害於其所不能取、故能禁賁育之所不能犯、守盜跖之所不能取、則暴者守愿、邪者反正、大勇愿、巨盜貞、則天下公平、而齊民之情正矣、

【講說】明主が法禁を守るの結果として賁育も法禁に侵されて人に勝つべき資格を失ひ、盜跖も法禁に害

其威足以勝暴、其備足以完法、治世之臣、功多者位尊、力極者賞厚、情盡者名立、善之生如春、惡之死如秋、故民勸極力而樂盡情、此之謂上下相得、上下相得、故能使用力者自極於權衡、而務至於任鄙、戰士出死而願爲賁育、守道者皆懷金石之心、以死子胥之節、用力者爲任鄙、戰如賁育、守爲金石、則君人者高枕而守已難、

【講説】聖王の法を立つるや、其賞は人の善を勵ますの効力あり、其罰は人の惡を制するの効力あり、其種々なる機關設備は法を完くするの効力あり、從て其政治に與る所の臣下にして功多き者は尊き位を得、飽くまで勤勞する者は厚き賞を得、誠實を盡す者は名譽を受く、君主苟も嘉みる所の者は之に恩を布くこと猶ほ春の物を生養するが如く、君主の惡む所の者は之に刑を加ふること猶ほ秋の物を枯凋するが如し、故に人民は奮て力を竭すと共に樂んで誠を捧げ、怠たらず僞らず、此の如きをば上下一致すると謂ふ、夫れ上下一致するが故に上の爲に勞役をなす者は自ら其力の程度を推窮めて任鄙にも追附かんと心を摧き、戰士は命限の力を出して孟賁夏育の如くならん事を願ひ、金石に均しき心を抱いて伍子胥同樣の節義に死せんと欲す、力役に當る者果して任鄙となり、戰に臨む者果して賁育となり、節義を守ること金石の如くならば、君主は何等の懸念もなく枕を高うして安眠すると雖も其國守は已に完全なり、

【字解】〔暴〕惡の代字、〔威〕刑を謂ふ、〔權衡〕每々法度の事に使用するも、茲に在ては然らず、分量又は程度の義として視るを要す〔任鄙〕秦の武王の力士、昔し秦に於て力は則ち任鄙、智は則ち樗里と云ふ諺あり、

○第二章

皆一章となせし者なれども前後各一意にして共通の點なきが故に文脈上より分つて二章となさゞるべからず、安危在是非の一章は作者自ら指す所あつて之を提起せし者の如きも今其事實を審にするに由なし「明主堅內」の章は自ら安術危道の利害を略說せし者と視るべく、明主の道一章は儀表權衡云々と相照らし、忠法忠心の四字を以て之が骨子とす、

文評

凡そ漢文の正格に在ては初に二柱を立て兩扇を以て之を承くるときは之を結ぶに雙關を以てするか、又は單行を以てするを法とす、半扇を以て收むるが如きは多く其例を見ず、此篇の首章先づ安術危道の二柱を以て起り次に安術を擧げ次に危道を擧ぐ、是れ雙扇を以て承くる者に非ずや、然るに下文は獨り危道の弊を陳ぶるに止り安術の利に及ばず、是れ深く危道を警むるが爲め特に此の變格を設け、重きを一偏に歸したるのみ、

第六章は僅々五十字に過ぎざれども虛論あり實論あり虛論に順說逆說あり、實論にも亦逆說順說あり末結更に一層を進めて反振す、而して「拾遺於庭」の一喩古拙喜ぶべし此れ文の簡を以て勝る者、

第七章の「明主之道忠法、其法忠心」は錬句なり、已に大意を揭げたる後「臨法去思」を以て其効を言ひ堯舜を以て之を證し、道行は前に謂はゆる法なり、德結は前に謂はゆる思ふなり、其下の句中道と往古とは堯を收め、德と萬世とは舜を收め、結句の明主は即ち起句の明主、結構完密一字苟もせざる者と謂ふべし、

守道

【篇旨】此れ本書の第二十六篇なり、謂はゆる道は即ち法にして、法は賞罰に外ならず、揚權篇以來の持論復た此に見はる、

【分段】通篇分つて四章とす、第一章は賞罰當を得るの結果臣民忠勇となるを言ふ、第二章は禁令の行はるゝ所、賢邪の別なく正廉となるを言ふ、第三章は暴邪共に法に制せらるゝを言ふ、第四章は法制の庸主衆人に必要なるを言ふ、

○第一章

聖王之立ㇾ法也、其賞足ニ以勸ㇾ善、

周不敢望秋毫於境、而況易位乎、』

【講説】明主は先づ政治を愼み內部を堅固にす、故に外部に於て損失を受くることなし、近く朝廷に於て政治の道を失ひながら遠き邊境に土地を失はざる者はあらず、左れば周が殷の天下を取りたるは宛も殷が庭に遺失せしものを拾ひしのみ、若し殷をして朝廷の上に遺失する所無らしめたらんには、周は秋毫ほどの土地をも手に入るゝ見込なく、敢て之を企てざりしなるべし、況や天子の位を己に取るが如きことあらんや、

○第七章

明主之道忠法、其法忠心、故臨之而法、去之而思、堯無膠漆之約於當世而道行、舜無置錐之地於後世而得結、能立道於往古而垂德於萬世者、之謂明主、』

【講説】明主の道は法に忠實にして一點の僞なし、故に人民に君臨するときは人民之を標準とし、此世を去るときは人民之を追慕す、見よ堯は人民に對し別段堅固なる約束を結ばざりしも其時代に於て道行はれて民之に法り、舜は錐の尖ほどの地を有せざりしも、後世に於て其德長く弛まざりき、故に道を前代に立て德を萬世に傳ふる堯舜の如きをば稱して明主と曰ふ、

【字解】〔膠漆〕堅固の意に用ゆ、〔置錐〕立錐と云ふが如し、〔得〕德なり、

槩論

此篇安危の問題に就き概括的に其意見を叙べたるは第一章のみ、其他は殆ど漫筆の類にして體裁甚だ蕪雜を免れず、殊に使天下の一章の如き「聞古扁鵲之」以下は文格意匠稍や前半と歩趨を異にす、而して前半の中、「奔車之上無仲尼、覆舟之下無伯夷」の一語は長く後世に噲炙せらるゝ所の者にして、後半の中、甚病之人利在忍痛猛毅之君、福在拂耳の二句は作者の精神を注ぎし所の者、此二句即ち一章の眼目を成す所以、陳子淵が「治病在忍痛撥亂在開忠」と評せしは、此を謂へるのみ、人主と廢堯舜との二章は從來の注家

功御不樂生、不可行於齊民、如此則上無以使下、下無以事上。」

【講說】若し堯舜を廢して桀紂を君となす。時は、人民其幸福を樂み艱苦を憂ふることを得ず、幸福を授くるの道を失はば國家は功なからん、艱苦を致すべき弊政を守らば人民は生存を樂まざるべし、無功の政府を以て生存を樂まざるの人民を御するも一般に行はるゝことあらんや、右の如きときは上は下を使ひ難く、下は上に事へ難しと知るべし、

【字解】〔齊民〕平民と云ふが如し、

○第五章

安危在是非、不在於彊弱、存亡在虛實、不在於衆寡、故齊故萬乘也、而名實不稱、上空虛於國內、不充滿於名實、故臣得以成其簒弑也、而無是非、賞於無功、使讒諛以詐僞爲貴、誅於無辜、使傴以天性剖背、以詐僞爲是、天性爲非、小得勝大矣、」

【講說】安危は事の是非にあつて國の强弱に由らず、存亡は國の虛實に在て兵の衆寡に存せず、左れば齊は元來萬乘の國なるが名實叶はず、上は有れども無きが如く、名實十分ならざりしより、臣下の者簒弑を遂ぐることを得たるなり、然るに一向是非を定めて典刑を正さず、功なき者に賞を與へ、讒邪佞諛の臣を使用し、詐僞を貴んで無罪を殺し、傴は天性なるに脊骨を立ち割て之を直くするが如く詐僞を善とし天性を惡とす、是非此の如く顚倒するを以て他の小國が此大國に勝つに至る、

○第六章

明主堅內、故不外失、失之近、而不亡於遠者無有、故周之奪殷也、拾遺於庭、使殷不遺於朝、則

治せし場合には、刀を以て患者の骨に刺込みしとかや、又聖人が危亡の國を救ひし場合には忠言を以て君主の耳に逆ひしとかや、骨を刺すが如き荒療治をなすが故に身體こそ少しく痛め、長く己に其利を得、耳に逆ふが如き苦言を呈するが故に心中に少しく嫌と思ふもの丶、其國に取ては永久の福なり、左れば大患の病人は痛を忍ぶを利となし、猛き氣象の君は、耳に嫌な思をなすを福とす、苦痛を忍ぶが爲に扁鵲も十分其技倆を施すを得、耳に嫌な思をなさば伍子胥も失敗せざるべし、是は命を延べ國を安んずるの術なり、病氣にてありながら苦痛を忍ばざるときは扁鵲の技倆を空くすることゝなり、國危きも耳に嫌な思をなすを厭はゞ聖人の意を空しくすることゝなる。此の如くなれば長利永遠に傳はらずして功名長く維持するを得ざらん、

【字解】〔以福拂耳〕福在拂耳に作るべし、

○第三章

人主不自刻以堯、而責人臣以子胥、是幸殷人之盡如比干、盡如比干、則上不失、下不亡、不權其力、而有田成、而幸其臣盡如比干、故國不得一安、

【講說】人主自ら勉めて堯の如くなることを期せずして臣下に子胥の如き忠義を責るは宛も殷の紂王が其身は暴虐不仁なるに殷人が盡く比干の如くあれかしと希望すると同日の談なり、若し人臣盡く比干の如くなれば人主たる者上は天下を失はず下は其身を亡ぼさざるべし、然るに己が力を量らず臣下に田成の如き簒虐の臣あるをも覺ることなく、反て其臣が盡く比干の如くあれかしと望むが故に其國は少しも安きを得ざるなり、

【字解】〔不權其力〕上文或は脫漏あり、

○第四章

廢堯舜而立桀紂、則人不得樂所長、而憂所短、失所長則國家無功、守所短、則民不樂生、以無

智慧や德義を施すに暇あらず、抑も號令次第にて人民が或は生を樂み死を重じ、或は生を樂まず死を重んぜざるが故に譬ば號令は國の舟車の如きものなり、號令が謂はゆる安術に叶ふときは人民の智識廉耻を生じ、之に反して謂はゆる危道に陷るときは人民の爭奪陋劣起る、故に國を安んずるの法は宛も饑ゑて食ひ寒くして着るが如く一々指圖を爲さずして自然なるものなり、蓋し古の聖王は政法の理を文書に寓し、而して其道順當なるが故に後世も之に服す、今人をして饑寒を感ずる時に其衣食と離れしめたらんには號令を顧るに暇なきを以て賁育の如き勇者と雖も命令を行ふ能はざるべく自然の道に違ふときは先王の順道と雖も確立せざるべし、斯く强勇者と雖も命令を行ふ能はざるととなつては上たる人も安穩を得じ、上の慾心厭くことなく、人民の財力已に盡きたるに尙は誅求せば下は無と言て之に對へん、下財力なければ法を輕んず、法は國を治むる機關なるに人民之を輕んずるに至つては功名成立するを得ざるなり、

【字解】〔儀表〕手本なり、目じろしなり、標準と云ふが如し、〔權衡〕秤の竿と錘、儀表と共に法度を指す、前者は形式を以て云ひ、後者は實質を以て云ふ、〔竹帛〕古代紙なきとき字を寫すに竹若しくは帛を以てせしより書籍を指すことゝなる、

聞古扁鵲之治甚病也、以刀刺骨、聖人之救危國也、以忠拂耳、刺骨、故小痛在體而長利在身、拂耳故小逆在心而久福在國、故甚病之人、利在忍痛、猛毅之君、以福拂耳、忍痛、故扁鵲盡巧、拂耳則子胥不失、壽安之術也、病而不忍痛則失扁鵲之巧、危而不拂耳則失聖人之意、如此長利不遠垂、功名不久立、（第二段なり、英主苦言を容るゝを言ふ、）

【講說】傳說によれば昔し神醫扁鵲が非常の病氣を療

れ、謂はゆる自暴自棄となるべし、人民生を樂まざるときは無論君主を有難しと思はざれば君主尊からず又死を重んぜざるときは刑罰に觸るゝを顧みざるが故に法令ありと雖も行はれざるなり、

○第二章

使天下皆極智能於儀表、盡力於權衡、以動則勝、以靜則安、治世使人樂生於爲是、愛身於爲非、小人少而君子多、故社稷長立、國家久安、奔車之上無仲尼、覆舟之下無伯夷、故號令者國之舟車也、安則智廉生、危則爭鄙起、故安國之法、若饑而食寒而衣、不令而自然也、先王寄治理於竹帛、其道順、故後世服、今使人饑寒去衣食、雖賁育不能行、廢自然、雖順道而不立、彊勇之所不能行、則上不能安、上以無厭責已盡、則下對無有、無有則輕法、法所以治國也、而輕之則功不立、名不成、（第一段法を重んずべきを言ふ、）

【講說】天下の人をして孰れも標準に法つて智能を極め法度に從つて力を盡さしむ、語を換へて之を言へば法律の範圍に於て智力を用ゐ行動をなさしむ、此仕方により動いて戰へば則ち勝ち、靜にして國を治むれば則ち安し、夫れ世を治むるに信賞必罰を用ゐ、人をして善事を爲して幸福なる生命を保つを樂み、惡事をなして其身を失ふことを惜ましむるやうになせば、則ち世の中に小人少くして君子多し、其結果、社稷長く存立して移らず、國家久しく安泰にして亡びざるなり、跳ね飛ぶ車の上には仲尼なく、沈沒船の下には伯夷なしとかや、危急の折には聖人と雖も

れば隨て之を賞し非なれば隨て之を罰す、第二は禍福の標準を善惡に取り、善なれば隨て之に福を授け、惡なれば隨て之を禍に下す、第三は生死の標準を法度に取り、法活すべければ隨て活し、法殺すべければ隨て之を殺す、第四は賢不肖あつて愛憎なし、第五は智愚あつて毀譽なし、第六は定則あつて私意なし、第七は信あつて詐なし、

【字解】〔有賢不肖而無愛惡〕我が眼中唯其人の賢不肖あるのみにて、賢なれば之を用ゐ不肖なれば之を退け、愛するも爲に用ゐ惡むが爲に退くるが如きことなしと云ふ意なり、下句も之に準じて知るべし、但し賢不肖は德を以て云ひ、智愚は才を以て云ひたるなり、〔非譽〕非はそしる、〔尺寸〕法を謂ふ、〔意度〕自由意志なり、

危道、一曰、斲削於繩之內、二曰、斷割於法之外、三曰、利人之所害、四曰、樂人之所禍、五曰、危人之所安、六曰、所愛不親、所惡不疏、第三段なり危道を列擧す、

【講說】危道は第一、法度に從はずして行動す、第二、法度を破て施爲す、第三、人の害となる所を以て利となす、第四、人の禍となす所を樂む、第五、人の危しとする所を安しとす、第六、愛すべき所の者に親まず、惡むべき所の者に疏からず、

【字解】〔斲削於繩之內斷割於法之外〕法は當に繩に作り上句と一樣にすべし、但し繩即ち法を指すが故に自然法文などの混じて誤れるものならんか、斲削はそぎけづるなり、斷割はたちわるなり、二句元と大工の譬にして繩は墨繩を謂ふ、大工は墨繩に因りて曲直凸凹を定め手を下す者なるが故に斲削斷割等の術語を借用して仕事を爲すことに宛てはめたるなり、而して繩之內繩之外の語は及ばざると過ぎたるとを表し消極積極を分けたる者と知るべし、

案ずるに「五曰危人之所安」は上二句より推すも安危の字顚倒せしに相違なし、當に安人之所危に作るべし、

如此、則人失其所以樂生、而忘其所以重死、人不樂生、則人主不尊、不重死、則令不行、第四段なり、特に危道の結果を言ふ、

【講說】以上の如き危道を行ふときは人々生存を樂むべき所以を失ふと共に死することを恐るゝ所以を忘

なり、

文評

第一章目と鏡、智と道を以て起り、隔句相應じて雙々連下、西門豹董安子の故事を以て之を實にし遂に明主の術に歸着し、以有餘補不足、以長續短の二句は即ち以道正己の意を敷衍し發揮したる者なり、第二章以下は槩論に陳べたるが如く錯雜の嫌あり、脫誤の疑あり、完篇として之を視るを得ざるが故に評の下すべきものなし、但し「故明主」の一段可勢に因り易道を求るの語前の勢不便也と道不可との句を収め簡鍊を以て之を出せるは仍ほ古法を失はず、

安危

【篇旨】此れ本書の第二十五篇なり、多く國家安危の分るゝ所以を言ふを以て篇の名とす、凡て七章、第一章は安術七と危道六の目を掲ぐ、第二章は君たるの道、耳に逆ふの法言を容るゝに在るを言ふ、第三章は人君其道を盡さずして獨り臣下の忠を望むの誤れるを言ふ、第四章は暴君の國家民人を治むべからざるを言ふ、第五章は是非虛實を失ふの危險を言ふ、第六章は外患の內政より起るを言ふ、第七章は法を重んずるの結果を云ふ、

○第一章

安術有七、危道有六、『第一段なり、安危の綱を掲ぐ、』

【講說】君國の安穩なる手段七箇條あり、君國の危險なる筋道六箇條あり、

安術、一曰、賞罰隨是非、二曰、禍福隨善惡、三曰、生死隨法度、四曰、有賢不肖而無愛惡、五曰、有愚智而無非譽、六曰、有尺寸而無意度、七曰、有信而無詐、『第二段なり、安術を列擧す、』

【講說】安術の第一は賞罰の標準を是非に取り、是な

き士と雖も愛想をつかすべく、賢聖の人は其思慮の淺深を看破せんのみ、故に明主は己の方より人を觀察するも人よりは己れを窺はしめず、

○第四章

明於堯不能獨成、烏獲之不能自擧、賁育之不能自勝、以法術則觀行之道畢矣、

【章旨】此章獨力事を成すべからざるを論ず、

【講說】堯が獨力にて功を成すこと出來ず、烏獲が己が身を自ら擧ぐること出來ず、賁育が自ら勝つこと出來ざることを知り拔くときは我が行を觀察するの道全かるべきなり、

槩論

我が行の過失は吾れ自ら之を觀る能はず、故に人主は群臣の言を求めて我が行を觀、我が行を正さゞるべからずとは是れ作者の意見なり、而して第一章は簡略なれども善く其意を論辯し首尾貫徹するを見れば、全然韓子の舊を存し脫誤なき者なり、然るに「天下有信數三」以下の文は結構の上より頗る疑ふべき點あるに拘らず、諸注一も之に言ひ及ぶものなし、是れ更に疑ふべし、蓋し有信數三と曰て之を說明し堯烏獲賁育を引て獨力の事を成すに足らざるを示せしは仍ほ本題に緊切なるも、烏獲離朱より「勢不便道不可」を呼起すに至つては少しく旁徑に轉じたる痕跡あり、而して「明主云々」は直ちに之れを承けたる者なるが、此一段は人を用ゆるの道を述べたる者にして其主眼全く「因可勢求易道」の二句に在り、已に前文と大に徑庭を分つを見る、之を觀行とすれば則ち人の行を觀る所以にして我が行を觀る所以に非ず、初は我が行を觀るを主として論を立て、後は人の行を觀るを主として論を立つ、支離に非ずして何ぞ、是れ疑ふべきなり、

「時有盈虛」以下古來前に連ねて一章となすと雖も是れ亦題外の論に屬するのみならず前文との聯絡極めて精ならざるを以て別提すべきものとす、

明於堯以下は一見本篇の結末たるを知る、然れども上文とは毫も接續せず、今後に一章として獨立せしめたるは其前に必ず脫簡あるべきことを信ずるが故

第二段人の能力其用をなさゞる場合あるを言ふ

故明主不窮烏獲以其不能自擧、不困離朱以其不能自見、因可勢、求易道、故用力寡而功名立』第三段人を用ゆるに無理をなさゞるを言ふ

【章旨】此章人の能力を用ふべきを論す、

【講説】天下に少しも間違なき理窟三箇條あり、其一は智も功を立つる能はざる場合あること、其二は力も物を擧ぐる能はざる場合あること、其三は强も人に勝つ能はざる場合あること、此の如き道理なるを以て堯帝の如き智ありとも衆人の助なきときは大功立たじ、烏獲の如き力ありとも他人の助を得ざる時は己が身を擧ること能はじ、賁育の如き强壯の體軀ありとも仙方醫術に因らざるときは長生を得じ、左れば人の能力も勢の上に於て施し難きことあり、事の質に於て成し難きことあり、此に因て烏獲は千鈞の重量も輕々しく取扱へども己の身は重く思はる、烏獲の體量が千鈞より重きにはあらねど己が身を自ら持擧げんとせば勢が不便なる爲なり、又離朱は百歩先きを見るを容易となせども、己が眉や睫毛を見るを難しとす、是は百歩が近くして眉睫の遠きが故に非ず、其理合の上に於て不可能なる爲なり、右の道理なれば明主の仕方は烏獲に自ら擧ぐる能はざることを責め、離朱に自ら見えざることを强て之を困しむるが如きことを爲さず都合よき勢に從ひ容易なる筋道を求む、其結果力を用ゆる量は少きに拘らず功名成就す、

○第三章

時有滿虛、事有利害、物有生死、人主爲三者、發喜怒之色、則金石之士離心焉、賢聖之人測淺深矣、故明主觀人不使人觀己、

【章旨】此章喜怒を愼むべきを論ず、

【講説】時に機會の熟不熟あり、事に都合不都合あり、物に融通不融通あり、人主之を察せざるべからず、然るに只感情に激せられて此等の場合より生じたる結果に就き妄に喜怒の色を發するときは忠義金石の如

第五段他の長を以て我短を補ふの德を賛す

【章旨】此章明主の道は自ら恃まずして虚懐益を求むるに在るを云ふ、

【講説】古の人の爲す所を視るに、自分の目にて自分の容貌を觀ること出來ざるが故に鏡に因て顏を寫し自分の智慧にて自分の得失を知ること出來ざるが故に道を以て己が身を正すなり、故に鏡は吾が疵を示せども便利とこそ思へ、之を咎むるが如きことなく、道は己の過を明にすれども、必要とこそ思へ、之を怨むるが如きことなし、何故なれば、目ありとも鏡を借らざれば鬚や眉の不恰好を正し難く、身にして道を離れなば、心志の迷を悟り難きを以てなり、左れば昔し西門豹と云へる人性急なりしかば常になめし皮を腰に着け其軟なることを手本として性質を緩かならしめんとし、董安于と云へる人は心悠長なりしかば弓弦を腰に着け其堅く突張れることを手本として性質を嚴急ならしめんとせり、左れば他の餘りあるを以て我が不足を補ひ、他の長き處を以て我が短かき處を續き足す君あるときは之を明主と謂ふ、

【字解】〔古之人云々〕「目短於自見故古之人以鏡觀面」となして讀むべし、意義自ら明なり、然らざるときは古之人の三字、目短於自見の句に貼するが如き嫌あり、〔西門豹〕魏の文侯の臣、〔董安于〕趙簡子の臣、

○第二章

天下有信數三、一曰、智有所不能立、二曰、力有所不能擧、三曰、彊有所不能勝、故雖有堯之智、而無衆人之助、大功不立、有烏獲之勁、而不得人助、不能自擧、有賁育之彊、而無法術、不得長生、『第一段人必ず待つ所あるを言ふ』故勢有不可得、事有不可成、故烏獲輕千鈞而重其身、非其身重於千鈞也、勢不便也、『離朱易百歩而難眉睫、非百歩近而眉睫遠也、道不可也、』

○晉中行文子章　說苑權謀
○管仲章　呂子不廣
○智伯章　本書喩老　呂子權勳　戰國周赧王策
○荊伐陳章　說苑指武
○韓趙章　戰國魏文侯策
○齊伐魯章　呂子審己　新序節士
○韓咎章　戰國釐王策
○靖郭君章　戰國齊閔王策　新序　淮南人間訓
○荊王弟章　說苑權謀

以上下篇

文評

韓非議論に長ずると共に又叙事に巧なり、而して其特色は古勁なるに在り、愈よ簡なれば愈よ妙、說林上下篇以て其一斑を窺ふべし、

觀行

【篇旨】此れ本書の第二十四篇なり、次の安危、守道、用人、功名、大體の五篇と共に法術を雜論せる者、而して本篇の主意は人主宜しく法術の言を以て鑑となし其行の得失を觀ざるべからずと云ふに在り、故に又觀行の二字を以て名とす、

【分段】此篇四章より成る、各章短文なるが故に一々段を分つて之を講せず每段の要は本文の下に小注を挿む、

○第一章

古之人目短於自見、故以鏡觀面、智短於自知、故以道正己、『第一段、益を他に求むるの必要を言ふ、』故鏡無見疵之罪、道無明過之怨、『第二段益を求むる虛心なるを言ふ』目失鏡則無以正鬚眉、身失道則無以知迷惑、『第三段益を求めざるの失を言ふ』西門豹之性急、故佩韋以緩己、董安于之心緩、故佩弦以自急、『第四段他物を以て己を益せし例を擧ぐ』故以有餘補不足、以長續短之謂明主、『

林の材、長短茂密の同じからざる有るが如く、一篇の文、亦精疎靈惷の異るあり、子圉が太宰の語を以て太宰を脅すの章の如き、魏の文侯の道を趙に借るの一章の如き、田駟欺鄒君の章の如き、張譴韓に相たるの章の如き、紂長夜の飲を爲すの章の如き、衛人其子を嫁するの章の如き、桓赫刻削の章の如き、楊布の章の如き、許由の章の如き、悍者の隣人の章の如き、仇由の章の如き、樂正子春の章の如き、海大魚の章の如き、皆上乘に屬する者と謂ふべし、但し其中には莊列其他先秦漢初の諸書に雜出する事實固り少からざるも、韓非に特見の者も亦決して之なしとせず、陰謀狡計訓となすべからざる類は姑く置き異聞を廣め、機智を養ふに於て大に資するに足ると謂ふも豈に亦不可ならんや、

今本篇の事實他書に見ゆる者を擧げて參考に供すべし、

○秦武王章　孟卯の考呂子應言戰國魏昭王策
○魏惠王章　戰國韓釐王策
○子胥章　戰國燕惠王策
○慶封章　說苑說叢
○智伯章　本書十過　戰國魏桓子策　說苑權謀
○齊攻宋　戰國宋剔成策
○魏文侯章　戰國趙烈侯策
○温人章　戰國東周策
○韓宣王章　戰國韓宣惠王策　本書難一篇
○不死藥章　戰國楚項襄王策
○嚴遂章　本書内儲說下
○樂羊章　戰國中山策　說苑貴德　淮南子人間訓
○孟孫章　同上
○紂爲象箸章　本書喩老　淮南子繆稱訓
○魯人章　說苑反質　淮南子說山訓　莊子逍遙遊
○陳軫　戰國魏哀王策
○楊子章　莊子山木　列子黃帝
○衛人章　呂子遇合　淮南子氾論訓
○魯丹章　呂子觀世　新序節士

以上上篇

○鱣似章　本書内儲說　說苑說叢
○楊朱弟章　列子說符
○三虱章　莊子徐無鬼
○公孫弘章　戰國齊襄王策

楚王の弟を出せ、左すれば中止すべしと、秦は晉に背かるゝを不利益と思ひければ楚王の弟を出しやりぬ是に於て楚王大に悦び精金百鎰を晉に贈つて其恩に酬いたり、

【字解】〔見之晉平公〕之は衍文と視るを可とす、

○闔廬攻郢、戰三勝、問子胥曰、可以退乎、子胥對曰、溺人者一飮而止、則無溺者、溺者以其不休也、不如乘之以沈之、

【講說】吳の闔廬楚の都なる郢を攻め戰つて三たび勝てり、因て參謀の伍子胥に問ふて曰く、已に斯く勝ちたる上は退陣して然るべきかと、子胥對へて云ふ、今人を溺死せしめんとする者相手が水を一口飮みたる計なるに中止せば溺死する者あらじ、溺死する者は飮みに飮んで休まざるが爲なり、左れば楚も此勢に乘じ沈め了るに若くはなしと、

○鄭人有一子、將官、謂其家人曰、必築壞墻、是不善人將竊、其巷人亦云、不時築、而人果竊之、以其子爲智、以巷人爲盜、

【講說】鄭人の一子遠國に往て仕官せんとするに臨み其家人に申し置くやう、家の墻破損の處あり、是非とも修繕を加へよ、此儘にては惡人が物を盜むべければと、其同町の或る人も同樣の忠言をなせしが、家人取紛れて築くべき時に築かざりしかば果して賊入て物を盜み去れり、然るに家人は其子をば智慮ありとし、忠告を與へたる町內の者を其賊なるべしと疑ひけり、

此事說難に見えたる談と略ぼ同一なり、

槩論

說林上篇凡て三十三章、下篇凡て三十六章每章一事、手に隨つて之を錄す、識者の見る所、策士の畫する所智者の議する所、忠臣の爭ふ所、喜ぶべく、驚くべき、嘆ずべき、畏るべき辭令談說、千變萬化人をして應接に暇あらざらしむ、眞に說林の名に負かず、而して一

載百金之晉、見叔向曰、荊王弟在秦、秦不出也、請以百金委叔向受金而以見之晉平公曰、可以城壺丘矣、平公曰何也、對曰、荊王弟在秦、秦不出也、是秦惡荊也、必不敢禁我城壺丘、若禁之、我曰爲我出荊王之弟、吾不城也、彼如出之、可以德荊、彼不出、是卒惡也、必不敢禁我城壺丘矣、公曰善、乃城壺丘、謂秦公曰、爲我出荊王之弟、吾不城也、秦因出之、荊王大說、以錬金百鎰遺晉、

【講說】楚王の弟なる公子午秦に使せし處、秦は其儘之を囚へ置きて還らしめず中射の役を勤むる一人の者楚王に申出て曰く、臣に百金を運動費として托し玉はゞ必ず弟君を出させ申さんと、楚王之を許せしかば百金を車に積込て晉に赴き叔向に遇て云ふ、楚王の弟秦に在り秦之を出さず、因て百金を差出し申すべき間宜しく御盡力を願ふと、叔向其金を受取り之が爲め其主君の平公に謁見して曰く、壺丘に城を造り玉ふべしと、平公曰く如何なる譯ぞと、對へて云ふ楚王の弟秦に在り秦出さず、是れ秦は楚と仲惡しきが故なり、左れば吾國壺丘に城を築いて楚に與することを示すも敢て之を禁ずまし、若し抗議を申來るならば我は我が爲に楚王の弟を出せ、出さば城を築くことを止めんと申遣すべし、彼れ若し楚王の弟を出さば是れ楚に恩惠を掛くることゝなり他日の利益なり、又彼之を出さゞれば是れ何處までも楚との不和を繼續する者にして我が壺丘に城き秦の敵となるをも顧ざるべく、是れ此城は秦の押となる次第なれば亦我に損なしと、公尤なりとて壺丘の築城に着手し、秦公に言はしめけるやう、此の築城を欲せざらば

君曰、請聞其說。客曰、臣不敢以死爲戲。靖郭君曰、願爲寡人言之。答曰、君聞大魚乎、網不能止、繳不能絓也、蕩而失水、螻蟻得意焉。今夫齊、亦君之海也、君長有齊、奚以薛爲、君失齊、雖隆薛城至於天、猶無益也。靖郭君曰、善。乃輟不城薛、

【講說】齊の公族田嬰は靖郭君と諡せられたる人なるが、己が領地の薛に城を設けんとせり、其門下の客の中にて之をば諫めし人多かりしも靖郭君の決心極めて固く、且つ諫言を五月蠅く思ひければ、客にて面會を求むる者ありとも案内をなさぬやう取次の者に申含めけり、然るに齊國の人にて面會を請へる者あり、其申條は臣は僅か三言だけ申上たし、若し三言を踰えなば釜煎の刑に處し玉ふとも苦しからずと、靖郭君も何を言ふにやと、試に遇ひたる處、其者小股に進み出で海大魚と三言言ひ放ちたるまゝ逃出せり、靖郭君之を呼び止め如何なる議論なるや承りたしと言ふや、其者曰く臣は命懸の戲言をば申さゞるなり、三言を踰えなば釜煎になることとなればと、靖郭君は何卒此方の爲に話し呉れよと慇懃に請はれければ其者答へて曰く、君には大魚の事を御承知なきや、大魚は網を下すも止むること叶はず、絲矢を放つも引纒ふこと叶はず、左れど漂ひ流れて水なき處に至りなば螻蟻などの蟲の爲に思ふ存分苦しめらる、今齊の國は君に取ての海なり海を離れ玉ふは危し、君長く齊に背かず之を據處となし玉ふならば薛の如き彼此れ大切にし玉ふ必要あらんや、若し齊と離れ玉はゞ縱令天に達する程高く城を築くとも益なしと靖郭君曰く、至極尤なりと、乃はち其計畫を止めて城を築かざりき、

【字解】〔靖郭君〕孟嘗君の父なり、〔輟不〕或は謂ふ、輟は輙の誤と、戰國策には不の字なし、

○荊王弟在秦、秦不出也。中射之士曰、資臣百金、臣能出之、因

臣亦愛臣之信、

【講說】齊より魯國を伐ち勝に乘じて魯の寶器なる讒鼎を差出さしむ、然るに魯は其鼎の僞物をば送り遣りぬ、齊人は其れを僞物なりと曰ひ、魯の使者は眞物なりと曰ひ、其爭果てざりしかば齊人の曰く、左らば貴國の樂正子春を來らしめよ、此人に尋ねて眞僞を分つべしと、魯君は樂正子春に賴み齊に赴き眞物なりと言はしめんとせしに、樂正子春魯君に尋ねて曰ふ、何故眞物を遣はし玉はざるにやと、魯君曰ふ、我れは眞物を惜しく思ふが故なりと、樂正子春曰ふ、君が君の鼎を惜み玉ふが如く臣も亦臣の信義を惜く思ふなりと、遂に齊に往くことを辭せり、

【字解】〔讒鼎〕讒の地より出でたる鼎なり、〔鴈〕贋に同じ、〔樂正子春〕曾子の高弟なり、

○韓咎立爲君、未定也、弟在周、周欲重之、而恐韓咎不立也、綦母恢曰、不如以車百乘送之、得立、因曰爲戒、不立則曰效賊也、

【講說】韓の太子咎立て君となりしも地位未だ確實ならず其弟の蟣虱は周に在りけるが周にては此蟣虱を韓王の位に即けんと欲せしも韓にて之を立てまじきを恐れぬ、其時周の臣綦毋恢策を獻じて曰く、百乘の兵車を以て蟣虱を送り込むに若くはなし、若し吾が計成功に及び蟣虱立つことを得しならば途中警護の爲に兵を附けたりと曰ふが宜し、若し又失敗して彼立つことを得ざりしならば韓國の位を奪はんとする賊を引渡すが爲め非常に備へたりと曰ふが宜し、左すれば成否孰れにせよ韓に恩義を賣ることゝなり、得あつて損なき計なりと、

【字解】〔恐韓咎不立也〕咎は之の字の誤なるべし、

○靖郭君將城薛、客多以諫者、靖郭君謂謁者曰、毋爲客通、齊人有請見者、曰、臣請三言而已、過三言、臣請烹、靖郭君因見之、客趨進曰、海大魚、因反走、靖郭

に若かずと、因て陣列を布き未だ十分出來上らざりしも吳の兵來て楚が陣を作るを見て用意ありと知り引返しぬ、左史計を立てゝ曰く、吳の兵は往復六十里も行軍せしことゆゑ疲れもし飢ゑもせしならん、思ふに其身分ある者は休息をなし、兵卒は食事をなしつゝあるは必定なれば此方より三十里を行て之を伐たば破るべきなりと、乃ち追擊して吳軍を破りぬ、

【字解】〔甲輯而兵聚〕此にては雨十日無意義となる、說苑に甲裂壘壞に作る今之に從て解す、

○韓趙相與爲難、韓子索兵於魏曰、願借師以伐趙、魏文侯曰、寡人與趙兄弟、不可以從、趙又索兵以攻韓、文侯曰、寡人與韓兄弟、不敢從、二國不得兵、怒而反、已乃知文侯以構於己、乃皆朝魏、

【講說】韓趙の二國互に兵を交へけり、韓子援兵を魏に索めて曰く、何卒兵を貸し玉へ、其力に因て趙を伐たんと存ずるが故にと、魏の文侯答ふるやう、寡人は趙と兄弟の好あり、貴國の要求に從ひ難しと、趙も亦魏の援兵を請ふて韓を攻めんと欲し韓と同樣の口狀を以て魏に交涉を試みたるに、文侯之に對しても亦答へて曰く寡人は韓と兄弟の好あり、貴意に從ひ難しと、二國の使者共に援兵を得る能はざりしかば怒つて歸國に及べり、然るに程經て二國は始て文侯が己を和解するの意なりしことを知り其好意に服して孰れも魏に朝參せり、

【字解】〔已〕已にしての意なり、〔構〕講の字と同じく和解の義なり、

○齊伐魯、索讒鼎、魯以其鴈往、齊人曰、鴈也、魯人曰、眞也、齊曰、使樂正子春來、吾將聽子、魯君請樂正子春、樂正子春曰、胡不以其眞往也、君曰、我愛之、答曰、

起師與分呉、荊王曰、善、因起師而從越、越王怒、將擊之、大夫種曰、不可、吾豪士盡、大甲傷、我與戰必不克、不如賂之、乃割露山之陰五百里以賂之、

【講説】越已に呉を伐ちし後又晉を攻めんとて兵を楚に求めたり、楚の左史を勤むる倚相楚王に告げけるやう、越は呉を破りたれども之が爲め猛將鋭卒或は死し或は傷き大に戰闘力を損せり、然るに今又吾國に兵を借りて晉を攻めんとするは其決して弱らざることを我に示すなり、其實彼は隨分疲弊せる故、吾國は先方の云ふが儘に兵を起すも此兵を以て越と呉を分割するに如くはなしと、楚王成程とて兵を起し越の軍に就て與に戰はんとせしかば越王怒つて之を擊たんとしけるに、大夫の種諫めて曰く不可なり、吾が猛將勇兵已に死傷せし者多ければ縱令戰ふとも勝たざるに定れり、左れば賂を以て干渉を止むるが得策なりと、因て露山の北五百里の地を割て楚に與へたり、

【字解】〔大甲〕偉大の體軀を有し爲に特別の大なる甲を着る兵なり、

○荊伐陳、呉救之、軍間三十里、雨十日、夜星、左史倚相謂子期曰、雨十日、甲輯而兵聚、呉人必至、不如備之、乃爲陳、陳未成也、而呉人至、見荊陳而反、左史曰、呉反復六十里、其君子必休、小人必食、我行三十里擊之、必可敗也、乃從之、遂破呉軍、

【講説】楚より陳を伐ち呉は陳を救へり、此時兩軍の間三十里を隔て居りしが、十日計り雨天續き夜に入て天晴れ星見えぬ、楚の左史倚相子期に告ぐるやう、雨十日も降りたるため甲は綻び壘は壞れたれば呉人が之に乘じて夜討に來るは必定なり、其用心をなす

自分の血を皷に塗らるゝとも耻辱とも苦痛とも思はざれば益あらじ、又死して知覺ある者とせば自分はいざ交戰と云ふ場合に當り一念皷に止り之を鳴らぬやうになさんのみと、楚人も因て殺さざりき、

【字解】〔犒〕酒肉を以て慰問すること、〔釁〕物の罅隙に血を塗り或は寃除けとし或は神を祭る、〔卜〕前に出づ、龜甲を炙つて占ふなり、〔因不殺〕に楚人には迷信あり、鬼靈を怖るゝが故に吳使を赦せしとの説あり、

○智伯將レ伐ニ仇由一、而道難レ不レ通、乃鑄ニ大鐘一遺ニ於仇由之君一、仇由之君大說、除レ道將レ內レ之、赤章曼枝曰、不可、此小之所ニ以事一レ大也、而今也大以來、卒必隨レ之、不レ可レ內也、仇由之君不レ聽、遂內レ之、赤章曼枝因斷レ轂而驅、至レ齊、七月而仇由亡、

【講說】晉の近隣に仇由と云へる夷狄の國あり、智伯之を伐たんと欲せしが、道路險隘にして通じ難かりしかば先づ敵の手を利用して之を開かしむべき計を立て、新に巨大の鐘を鑄造して仇由の君に贈れり、仇由の君深く之を悅び運搬に差支なきやう道路を開きて之を引取らんとせし處、赤章曼枝諫めて云ふ見合せ玉へ、斯かる鄭重の贈物は小國が大國に向つて爲すべき所なるに、今大國が此れを小國の吾へ贈るは唯事ならじ、之に繼て兵士の來るは必定なり、引取るは宜しからずと、然るに仇由の君其諫を聞入れずして此鐘を自國に運べり、赤章曼枝は禍遠かるまじと思ひ、車の轂を切り詰めて短くなし急行して齊に至れり、其先見空しからず、其れより七箇月にして仇由は智伯の爲に亡ぼされぬ、

○越已勝レ吳、又索ニ卒於荊一、而攻レ晉、左史倚相謂ニ荊王一曰、夫越破レ吳、豪士死、銳卒盡、大甲傷、今又索レ卒以攻レ晉、示ニ我不レ病也、不レ如ニ

【字解】〔君亂〕君は齊の襄公、〔小白〕後に桓公となりし人、〔人事〕銘々、〔巫咸〕巫は神おろし咸は名、〔秦醫〕名醫扁鵲、姓は秦、名は越人、〔彈〕針をうつこと、〔麋〕北夷、匈奴を指す、遊牧の人民なるが故に裘を製す、

○荊王伐呉、呉使沮衛蹶融犒於荊師、荊將軍曰、縛之、殺以釁鼓、問之曰、女來卜乎、答曰卜、卜吉乎、曰、吉、荊人曰、今荊將以女釁鼓、其何也、答曰、是故其所以吉也、呉使臣來也、固視將軍、將軍怒、將深溝高壘、將軍不怒、將懈怠、今也將軍殺臣、則呉必警守矣、且國之卜、非一臣卜、夫殺一臣而存一國、其不言吉何也、且死者無知、則以臣釁鼓、無益也、死者有知也、臣將當戰之時、臣使鼓不鳴、荊人因不殺也、

【講說】楚王呉を伐てり、呉より沮衛蹶融と云へる者を敵陣に遣はし其軍隊に慰勞の馳走をなさしめぬ、楚の將軍部下に命じて曰く縛せよ、殺して其血を鼓に塗り軍神の祭をなさんと、沮衛蹶融を眼前に引出し之に問ふて曰く、汝此に來るに吉凶を占ひ見しかと、答へて曰く、占へり、又問ふ、吉なりしか、答へて曰く吉なりと、楚の將軍曰く、余は今汝を殺して鼓に塗らんとす、吉なることあらじ是は如何にと、答へて其れ故に占が吉なりしなり、抑も吾國が自分を此に來らしめたる理由は無論將軍の態度を窺はんが爲なり、若し將軍が怒りなば堀を深うし屛を高くし十分備を固むべく、將軍怒らざらば自然懈怠すべし、然るに今貴諭の如く自分を殺し玉はば呉は必ず用心して堅守せん、其上國家の占を爲すは一人の臣下の爲に占ふにはあらず、夫れ一人の臣下を殺し其れが爲に一國の注意を引き保存を得ることゝならば吉と言はずして何とあるべき、且つ死して知覺なき者とせば

なかるべからず、而して孝の字より考ふれば恐らく母后楚より來りしなる人ならん、乃ち令尹が字の如くならば其れ是れ楚の令尹が太后に從つて宋に來り執政となりし者か、然らざれば解詁の說の如く太后と不義の關係ありし者なるべし、但し楚にては大夫と言はずして令尹と云ふ、〔知政〕此知は知縣又は知事の知に同じ、〔常〕長久の意に用ゆ、〔用宋〕宋に用ゐらるゝと讀まずして宋を用ゆと讀む、宋の事が自由になるを云ふ、

○管仲鮑叔相謂曰、君亂甚矣、必失國、齊國之諸公子、其可輔者非公子糾、則小白也、與子人事一人焉、先達者相收、管仲從公子糾、鮑叔從小白、國人果殺君、小白先入爲君、魯人拘管仲效之、鮑叔言而相之、諺曰、巫咸雖善祝、不能自祓也、秦醫雖善除、不能自彈也、以管仲之聖、而待鮑叔之助、此鄙諺所謂虜自賣裘而不售、士自譽辯而不信者也、

【講說】管仲と鮑叔と互に相談して云ふやう、君の不行跡は何たる始末ぞ必ず國を失ふべし、齊國の諸公子中先づ補佐するに堪へたる者は公子糾に非ざれば則ち小白なり、左れば君と各分れて其一人に事へ孰れか先へ立身せし者、他の一人を救ひ取らんと、是に於て管仲は公子糾に從ひ、鮑叔は小白に從へり、已にして二人の先見せしが如く國人は齊君を弑し、小白先に入て國君となり、魯の國人公子糾に從ひし管仲を囚へて之を齊に引渡しぬ、然るに鮑叔小白に申立てゝ管仲を宰相となせり、諺に巫咸は人の爲に善く祈ると雖も自ら吾身の上の禍を祓ふこと能はず、秦醫は善く他人の病氣を取り除くも己の患部に針治を施す能はずと管仲の聖人なるも鮑叔の助を必要とせしは此れ卑近の諺に北方の夷狄が自ら其產物なる皮衣を賣ても善く捌けず、士が自ら己の辯舌を譽むるも人に信せられずと云ふに當る、

以有齊魏也、

【講說】魏の周趮、周の宮他に謂て曰く、貴下吾が爲に齊王に說いて左の如く申さるべし、若し齊の勢力を以て此方に貸與し玉ひなば之を笠に着て魏の朝廷を左右し、魏をば齊王の御自由になし奉らんと、宮他曰く其れは不得策なり、齊の力を貸し呉れよと云はば是れ足下が魏に無勢力なることを知らしむる道理に當る、左すれば齊王は魏に無勢力なる者を資けて現在實權を有する者に怨まるゝ事をなさざるは明白なり、故に貴下には齊王の望み玉ふ所は何なりとも魏をして思召通りに致し申さんと言入るゝに若くはなし、左すれば齊王は貴下を以て魏に勢力ある者と思ひ依賴するに相違なし、然るときは貴下齊にも勢力を得、此れに因て兩國に重きを爲し玉へと、

○白圭謂宋令尹曰、君長自知政、公無事矣、今君少主也、而務名、不如令荊賀君之孝也、則君不奪公位、而大敬重公、則公常用宋矣、

【講說】白圭、宋の令尹に計を授けて曰く、今主君幼少なればこそ公に勢力あれども若し長生に及びなば自身政事を掌り玉ひなん、其時に至り無用の人となつて實權を失ふべし、今君は年少にして母后の監督を受けらるゝ事ゆゑ、母后さへ別條なければ公は母后と關係あるが爲め先は大丈夫なり、然るに幸にも主君は名聞を得るに熱心なれば楚の國より君の孝行を賀せしむるに若くはなし、主君益す母后を大切にせらるゝ結果、公の位を奪はざるのみか一層敬重を加へ玉ふべく、左すれば公は永久宋の權柄を握り玉はんと、

【字解】〔令尹〕戰國策大尹に作り、吳注に左傳杜注を引き「近臣有寵者」とす、讀韓非子には宋令尹の官なく、而して下に荊をして君の孝を賀せしむとあれば恐らく楚の令尹奔て宋に仕ふる者と、增讀韓非子には他國に適て故國の官を稱す理に非ずとて之を駁せり、案ずるに此章本文のみては意義十分に通じ難し、唯「令荊賀君之孝也」の一句あるが爲に推測を下すの餘地あるのみ、此句に據れば楚〔本書の荊と云ふは皆楚の事なり、初見秦の講義に詳なり〕と宋と何等の因緣

焉、故曰直於行者曲於欲、

【講説】此一章は脱誤錯出、主意明瞭ならず疑を闕くを可とす、

○晉中行文子出亡、過於縣邑、從者曰、此嗇夫公之故人、公奚不休舍、且待後車、文子曰、吾嘗好音、此人遺我鳴琴、吾好佩、此人遺我玉環、是不振我過者也、以求容於我者、吾恐其以我求容於人也、乃去之、果收文子後車二乘而獻之其君矣、

【講説】晉の中行文子齊に出奔し或る縣邑を通過せし折、從者云ふ此處に居る一小官は主公の舊るなじみなれば其家に休息せられ然るべし、後より來着すべき車もあれば暫時待ち玉ふに如かずと、文子云ふ余嘗て音樂を好みければ此者我に自鳴琴を贈れり、吾れ玉帶を好みければ此者我に玉の環を贈れり、是れ我が過失を救はんとはせず我氣に入らんことを求むる者なり、此の如く人の氣に入ることを務むる者なれば我を餌として他人の機嫌を取らんも亦測るべかず、用心するに若くはなしとて立寄もせず其儘行過ぎける、然るに果して文子の豫想せし如く此者文子の後車二輛を取押へて之を其君に獻せり、

【字解】〔嗇夫〕小臣の名、〔振〕動かすなり、揚ぐるなり、又救ふなり、孔子家語に不振に作る、今之に從ふ、〔其君〕晉君なり、

○周趮謂宮他曰、爲我謂齊王、曰、以齊資我於魏、請以魏事王、宮他曰、不可、是示之無魏也、齊王必不資於無魏者、而以怨於有魏者、公不如曰以王之所欲臣請以魏聽王、齊王必以公爲有魏也、必因公、是公有齊也、因

孫喜使人絕之曰、吾不與子爲昆弟矣、公孫弘曰、我斷髮、子斷頸而爲人用兵、我將謂子何、周南之戰、公孫喜死焉、

【講說】公孫弘と云へる者髮を切て越王の騎兵となりぬ、斷髮は夷俗として越の風なるに由る、公孫喜は公孫弘と兄弟の交を結びたる人なるが之を聞き人を以て絕交を申入れて曰く吾は最早足下と兄弟の交を爲すまじと、公孫弘之に答へけるは成程余は髮を斷てり、然れども足下頸を斷つをも顧ずして人の爲に戰爭するに非ずや、足下は余の斷髮に對して絕交を申送られたれども余は足下の斷頸に對して如何にせんかと、其後周南の戰に公孫喜は戰死せり、

○有與悍者鄰、欲賣宅而避之、人曰、是其貫將滿也、子姑待之、答曰、吾恐其以我滿貫也、遂去之、故曰、物之幾者非所靡也、

【講說】某の隣家に亂暴人住ひけり、如何なる災難に遇ふやも知れずと、己が住宅を賣却して亂暴者を避けんと欲せしに或人之に言ひけるやう、彼の罪惡は最早積りぬきて身を亡すも遠くはあらじ、少しの辛抱なれば待ち玉へと、主人答へて曰ふ、罪惡が滿ちて身を亡すと言ひ玉ふも、僕を殺すことが彼の罪の滿つる時なるやも知られず、間に合つた話に非ずと遂に其處を立退きぬ、故に物の兆あらば決して緩慢にすべきに非ずとは言ふなり、

【字解】〔靡〕緩なり、

○孔子謂弟子曰、孰能導子西之釣名也、子貢曰、賜也能乃導之〔脫誤アリ〕不復疑也、孔子曰、〔或ハ子西ノ誤〕寛哉、不被於利、絜哉〔脫文アリ〕民性有恒、曲爲曲、直爲直、孔子曰〔前ノ孔子曰ヲ誤ナシトスレバ此三字衍文〕子西不免、白公之難、子西死

外より來りたる虱云ふ、汝は近々に臘月の祭が來て茅に火を點けられて焚け死ぬことを心配せざればこそ斯樣なる爭ひを爲すと見えたり、呑氣なる事なりと、是に於て三虱も共同の利害を感じ相與に聚つて一彘となり其棲む所の豕の肉へ喰附きぬ、之が爲め豕瘦せければ人も最早供物となし難しとて殺さざりき、

【字解】〔肥饒之地〕虱のたかり居る豕の體中味き處を指す、〔若〕汝なり、〔臘〕十二月に行はるゝ祭の名、〔茅之燥〕燥は楚國の方言にて火を謂ふ、茅に火を附け豕を燒て神に供するなり、豕焚かるれば之に附着せる虱も共に焚かるゝ理なり、〔嘬〕共に食ふなり、〔彘臞〕彘には肥えたる豕を用ゆることゆゑ瘠せたる爲め殺さゞりしなり此に彘の字を出し前の肥饒の地と云ひ、其身と云へるは皆豕のことなるを示す、

○蟲有蚘者、一身兩口、爭相齕也、遂相食、因自殺、人臣之爭事而亡其國者皆蚘類也、

【講說】蟲類の中に蚘と稱する者あり、一個の身體に二つの口を備ふ此二つの口は爭ふて齕み合ひ遂に其身を食ひて自殺せり、人臣は國の一機關なる猶ほ口の身に於けるが如し、然るに人臣黨を分ち權を爭ふて其結果國を亡すは皆此蚘の類なり、

○宮有堊、器有滌則潔矣、行身亦然、無滌堊之地則寡非矣、

【講說】家屋にシックヒを塗り器物に洗滌を加ふれば奇麗となる、人も其通り、あくあらひなどすべき點のあらざるやうに心懸るときは則ち過失少し、

○公子糾將爲亂、桓公使使者視之、使者報曰、笑不樂、視不見、必爲亂、乃使魯人殺之、

【講說】公子糾謀叛をなすとの沙汰ありければ桓公使者を遣して其樣子を視察せしめけり使者歸り報告して曰く、公子糾笑へども樂しからず、物を視れども目に入らず、如何にも一大事を謀ると見ゆ、亂を作すに相違あるまじと、桓公之を聞き魯人の手を借て公子糾を殺せり、

○公孫弘斷髮而爲越王騎、公

是何也、曰、我笑勾踐也、爲人之如是其易也已、獨何爲密々十年難乎、

【講說】楚國にて一公子に命じ陳を伐たしめんとせり、時に故老の者之を送り曰ひけるは、陳の身方なる晋は强ければ尤も用心し玉はねばならぬと、公子云ふ、老體決して懸念に及ばず、吾れ老體の爲に見事晋を破て見せ申すべしと故老云ふ然るべし、吾れは其時陳の南門の外に喪の假屋を設けて凶報を待ち奉らんと公子それは如何なる故ぞと問へるに答へて、拙者は越王勾踐を笑ふなり、若し人を圖ることが公子の言はるゝやうに容易なりとせば、彼に限り何故に辛苦して十年の難儀を過ぎ申さんや、

【字解】〔丈人〕故老と云ふが如し、〔爲人之〕人の爲にすると訓すべし、〔密々〕精々と云ふが如し、

○堯以天下讓許由、許由逃之、舍於家人、家人藏其皮冠、夫弃天下而家人藏其皮冠、是不知許由者也、

【講說】昔し堯帝が天下を隱君子の許由に讓らんとせし時許由は之を汚しとして逃出し途中或る民家に休息せし處、其民家にて冠を所持せしが若しや許由が盗み去ることあらんかと之を仕舞込めたりと云ふ、夫れ許由は天下をも棄てたる無慾高潔の人なるに民家の者其皮冠に目を懸くる者として之を仕舞込むに至つては實に許由を知らざる人なり、

【字解】〔家人〕庶人の家を謂ふ、

○三虱相與訟、一虱過之曰、訟者奚說、三虱曰、爭肥饒之地、一虱曰、若亦不患臘之至而茅之燥耳、若又奚患、於是乃相與聚、嘬其身而食之、彘臞、人乃弗殺、

【講說】三疋の虱互に口論せり、他より一疋の虱其處に來合せ何の議論にて爭ひ居るやと問ひければ三虱答へて脂肪多く旨まさうなる場處を爭へるなりと、

之、負其百金、而埋其毀瑕、得千鎰焉、事有擧之而有敗、而賢其毋、擧之者負之時也、

【講說】宋の豪商に監止子と云ふ者あり、人と競爭して百兩の璞玉を買ひ取りしが、猶ほ氣前を見せんが爲に僞つて手過をなし其玉をば打毀し百兩の金をば支拂ひぬ、其れより其破損の處を取繕ひ賣物にして二萬兩を得たり、（此より下は必ず誤脫あり强解すべからず、增讀韓非子は解して曰く「事を擧ぐる者始め敗れて終に利なる者あり、人其始め敗れたるを見、擧ぐる者なきを以て賢となす、知らず此れ乃ち聰慧監止の如き者百金を負ひ千金を得るの時なることを」と、尤も揑造にして不自然を免れず唯錄して以て參考に供す、

【字解】〔負〕 集解に償の義とす、

○有欲以御見荆王者、衆騶妬之、因曰臣能撽鹿、見王、王爲御不及鹿、自御及之、王善其御也、乃言衆騶妬之、

【講說】馬を扱ふ術を以て楚王に拜謁を願ひ出し者あり、多くの御者之を妬みしかば其人己が所長を申立てゝ曰く臣は鹿の走る前を遮つて之を擊つことを能くすと、王之を聞て謁見を許し遊獵の隨行を命じぬ、然るに王自ら御となりしに鹿に追着かず、此者御者となれば鹿に追着きしかば、王は其御術を感賞せり、是に於て彼は、多くの御者が己を妬みしことを訴へぬ、

【字解】〔乃言云々〕「王善其御也」より視れば此句の主格は王の語と解すべきが如し、然れども言の字也の字より視れば御者の事のやうにも見ゆ、此等の邊漢文は頗る曖昧なる故何れにも取らるゝなり、然れども後說の方面白し、

○荆令公子將伐陳、丈人送之曰、晉彊、不可不愼也、公子曰、丈人奚憂、吾爲丈人破晉、丈人曰、可、吾方廬陳南門之外、公子曰、

て之れを打たんとせしに、兄の楊朱止めて曰ひけるは汝打つ勿れ、試みに思へ汝も此の如きことあるなり、若し汝の犬が外へ出て往くとき白色にてありしに黒色となつて歸り來りしならば汝能く怪しまずして居らるべきやと、

槩論

楊朱の解滑稽にして一讀笑はんと欲す、而して其中自ら眞理あり、戲謔として視るべからず、

○惠子曰、羿執鞅、持扞、操弓、關機、越人爲持的、弱子扞弓、慈母入室閉戶、故曰可必則越人不疑羿、不可必則慈母逃弱子、

【講說】惠子云ふ、羿か弓がけを執つて右手に着け、弓小手を持して左臂に宛て、弓を扱ひて弓はずを引くときは緣の遠き越人と雖も吾れ勝に的を手にして矢面に立たん、然るに童子が弓を一ばいに引絞るときは慈母と雖も部屋に逃げ込みて戶を閉づべし、故に知る、的を外づれぬと云ふ事が受合はるれば越人も羿を疑はず、自分に中らぬと云ふ事が定かならざればば慈母と雖も童子の矢先をば逃出すなり、

【字解】〔鞅〕は馬具にして射具に非ず、蓋し決の誤ならん、決は弓ガケにて右の親指に掛け弦を引かける道具、〔羿〕古の名高き射手、〔機〕筈を弦に挾む處、〔弱〕年少なり

○桓公問管仲富有涯乎、答曰、水之以涯、其無水者也、富之以涯、其富已足者也、人不能自止於足而亡、其富之涯乎、

【講說】齊の桓公管仲に向ひ富には水に水際あるが如く涯ありやと問はれけるに管仲答へて水が已に其涯となつては水なきものなり、富が涯となつては其富已に十分なるものなり、人が十分と云ふ處に止る能はざれば終に其富を失ふ、此の如きが富の際ならんと、

【字解】〔而亡〕而は則として視る、

○宋之富賈有監止子者、與人爭買百金之璞玉、因佯失而毀

崇侯惡來は人の心を知るも事の成行を知らず、比干子胥は事の成行を知るも人の心を知らざりし者といふべし、然るに聖人に至つては心を知ることも事を知ることも兩つながら備はれり、

槩論

此等の事實は人の爛熟する所なれども、心を知て事を知らず、事を知て心を知らずと云へる一見地を立てたる爲め頓に目新しくなれり、是れ謂はゆる腐を化して新となすの手段なり、

○宋太宰貴而主斷、季氏將見宋君、梁子聞之曰、語必可與太宰三坐乎、不然將不免、季子因說以貴主而輕國、

【講說】宋の太宰位高くして專ら國政を指圖せり、季子宋の君に謁見せんとせし折柄、梁子此事を聞き忠告をなして曰く、君宋君と語る時は必ず宋君と太宰と君と三人列坐の上にて話さるゝ方然るべきか、若し左もなくば、太宰が縱令己に不利なる言を申出づることを疑はざるまでも、己を差置きたりとて遺恨を挾むべければ禍を免れざらんと、之に因て季子が宋君に謁見せし際は、專ら其身を愛養して國事を放任すべき事を說けり、

【字解】〔貴主〕主の字にては說き難し識誤の說に從ひ生の字に改めて講ず、

○楊朱之弟楊布、衣素衣而出、天雨、解素衣衣緇衣而反、其狗不知而吠之、楊布怒將擊之、楊子曰、子勿擊也、子亦猶是、使汝狗白而往、黑而來、子豈能毋怪哉、

【講說】楊朱の弟楊布或る時白色の衣を着て出でけるが、雨天となりしかば白地は汚れ易きゆゑ、黑の衣服に着換へて歸宅せり、然る處其飼へる犬、衣服の變りたるため別人と思ひ楊布を見て吠えぬ、楊布立腹し

章の之を引きたるはツマラヌ事を敎へたるは反て實際の利益を得せしむる所以なるを示すに外ならず、〔千里馬〕一日に千里を行く馬即ち駿馬の事〔惑〕衍文なり、

○桓赫曰、刻削之道、鼻莫如大、目莫如小、鼻大可小、小不可大、也、目小可大、大不可小也、擧事亦然、爲其不可復者也、則事寡敗也、

【講說】桓赫の言に、雕像を作るの法は、先づ鼻は大なるに愈すことなく、目は小なるに愈すことなし、鼻を大きくなし置かば小になすことを得るも初より小なるときは大きくなすわけにゆかぬなり、又目を小さくなし置かば大きくなすことを得るも初より大なるときは小さくなすわけにゆかぬなり、凡そ人が事を遣り始むるも亦此と同然にて、豫め遣り直しの出來得る餘地を遺し置かば失敗すくなし、

【字解】〔刻削〕人體の彫刻術なり、〔鼻大云々〕削り取て小にするは易きも大にするには繼足して爲さねばならぬ故なり、〔目小〕大にするには鑿り開けば足る、小にするには埋木などせねばならぬ故、

文評

譬喩近切にして理致あり、頗る玩味するに足る、

○崇侯惡來知不遇紂之誅也、而不見武王之滅之也、比干子胥知其君之必亡也、而不知身之死也、故曰、崇侯惡來、知心而不知事、比干子胥知事而不知心、聖人其備矣、

【講說】崇侯惡來の二人殷の紂王の佞臣にして不忠の徒なるが、彼れ決して紂王の誅戮に遇はざることを知れり、然れども後に周の武王に滅さるゝことは覺らざりしなり、又殷の紂王の忠臣なる比干と、吳の夫差の忠臣伍子胥とは、共に己の君が必ず亡ぶべきを知れり、然れども己の身が其君に殺されて死することは知らざりしなり、故に一言を以て之を評すれば

【講說】鳥の一種に翢々と名づる者あり、其首重く其尾曲れり、之が爲め河にて水を飲まんとするときは毎も前の方に倒る、因て別の鳥が其羽を啣へ倒れざるやうになして水を飲ましむると云ふ、人も此鳥の水に於けるが如く要する所あつて、一人の力に及ばざる時は亦其助を求めざるべからず、

【字解】〔所有〕倒置なるべし、〔索其羽〕太田氏は羽を友の誤とす、

○鱣似蛇、蠶似蠋、人見蛇驚駭、見蠋則毛起、漁者持鱣婦人拾蠶、利之所在皆爲賁諸、

【講說】鰻は蛇に似、蠶は芋蟲に似たり、蛇と芋蟲とは人好きのせぬ蟲にて、何人も蛇を見れば驚怖し芋蟲を見れば身の毛立つ、然るに漁者は鰻を手に持ち婦人は蠶を拾ふ、商賣なればなり、故に利の在る所は何人も孟賁專諸の如き勇者に化す、

【字解】〔賁諸〕賁は衞の孟賁、諸は吳の專諸、共に古代勇を以て聞えたる人なり、

文評

第一句鱣と蛇とを揭げ、第二句蠶と蠋とを擧げ、第三第四兩句は蛇蠋を受け、第五第六の兩句は鱣蠶を受け、第七句議論を以て結ぶ、僅々數十字、双關單收の法備はる、皆勇士と爲ると言はずして皆賁諸と爲ると言ふ、語意をして警拔ならしむる所以なり、

○伯樂敎其所憎者相千里之馬、敎其所愛者相駑馬、千里之馬時一、其利緩、駑馬日售、其利急、此周書所謂下言而上用者惑也、

【講說】伯樂人に馬の鑑定法を敎ゆるに、己の憎める者には千里の馬を鑑定することを敎へ、己の愛する者には駑馬の鑑定法を敎へけり、是れ千里の馬は罕に一度出遇ふ位のものなれば其鑑定法を心得たりとて利益は遠き話なり、之に反し駑馬は每日捌けるもの故、從て鑑定者の利益も早ければ斯く爲せしなり、此れ周書に謂へる下言にして上用の事に當る、

【字解】〔周書所謂〕此語今周書に見えず、意義に至つては諸注嘖々要領を得ず蓋し原文は卑き語なれども貴ぶべき効用あるを謂ふ、本

子釋文に伯樂姓は孫名は陽とあり、〔擧踶馬其一人〕其は之と同じ踶馬を擧ぐるの一人、〔馬不踶〕踶の下に此字あり衍なり、〔任〕愈氏の說に從ひ在の字の誤とす、在は察なり、

○惠子曰、置猿於柙中、則與豚同、故勢不便、非所以逞能也、

【講說】惠子云ふ猨は極めてはしこき者なれども之を檻の中に入れ置くときは遲鈍なる豚と異る所あらず左れば能力ある人も不便の勢に處しては其能力を發揮するを得ず、

【字解】〔故勢不便非所以逞能也〕此語格は日本に見ざる所にして、意は譯すべきも辭は譯すべからず、若し直譯を下す時は故に勢の便ならざることは能を逞うするわけに非ずとなるも、わけ即ち所以と云へる語甚だ明瞭ならず、要するに才能を逞うせんと欲するも勢が不便にて如何とも爲し難しとの意なり、

此章原と上文に連り、一章をなすも踶馬の譬と猿の譬と主意の上に於て稍異る所あるが故に之を分つを以て正當とす、

○衞將軍文子見曾子、曾子不起、而延於坐席、正身於奧、文子謂其御曰、曾子愚人也哉、以我爲君子也、君子安可毋敬也、以我爲暴人也、暴人安可侮也、曾子不僇命也、

【講說】衞の將軍文子曾子を尋ねて面會せしに、曾子は起立の常禮を行はずして之を坐席に請じ、己は上席に居り文子を旁に坐せしめければ文子は心中其不敬を憤り、後に其侍者に謂ひけるやう、曾子は何たる愚人ぞや、我を以て君子となすなれば君子を敬はざると云ふ方やある、又我を以て亂暴者となすなれば亂暴者は何として侮るを得んや、孰れにしても誤れり、曾子の辛き目に遇はざるは僥倖なり、元來無事にてあるべき人物に非ずと、

【字解】〔命〕澁井太室は幸字の誤とす、

○鳥有翢々者、重首而屈尾、將欲飮於河、則必顚、乃銜其羽而飮之、人之所有飮不足者、不可不索其羽也、

密に研究せざるべからずと、

說林下

【篇旨】此れ本書の第二十三篇にして體裁結構全く前篇に同じ、

○伯樂教二人相踶馬、相與之簡子廐觀馬、一人擧踶馬、其一人從後而循之、三撫其尻而馬不踶、擧踶馬其一人自以爲失相、其一人曰、子非失相也、此其爲馬也、踒肩而腫膝、夫踶馬也者、擧後而任前、腫膝不可任也、故後不擧、子巧於相踶馬、而拙於任腫膝、夫事有所必歸、而以有所腫膝而不任、智者之所獨知也、

【講說】昔し伯樂蹴癖ある馬の鑑定法を二人の者に敎へ、之と同道して趙簡子の廐に赴き其處に居る各種の馬を觀たり、弟子の一人或る一頭の馬を引拔て蹴癖ある馬なりと指定しぬ、他の一人馬の後方より進みて右に廻り左に廻り三たびまで其尻を撫でたるも一向蹴らざりしかば前に蹴癖ある馬なりと指定せし一人は自ら見損ぜりと謂へり、然るに他の一人の云ふ、君は鑑定を誤りしに非ず、元來此馬は肩短く膝腫れ居れり、凡そ蹴癖ある馬と云ふ者は後足を擧げて重力を前足に托する者なるに、前足腫膝なれば全身を支ふるに足らず、此馬腫膝なる爲め後足擧らざるなり、左れば君は蹴癖ある馬の鑑定には巧なれども腫膝を察するは拙なりと、夫れ事には、必ず馬の前足の如く中心となるものあり、然るに此馬の腫膝と同樣なる缺典あるが故に之に一任する能はざるなり、右は唯智者のみぞ知る、

【字解】〔伯樂〕バクラウと讀む、晉語に郵無正字は伯樂とあり、莊

好過したりとて前途を危み逃れ去りたるは如何にも解し兼ぬるなり、故に宮内氏の講義などは其言矛盾なりと一筆に掃去れり、然れども余は謂ふ韓非の意は魯丹の先見あり思慮あることを寫すに在り、然るに此の如く前後矛盾する者とせば魯丹擧ぐるに足らずして韓非言ふに足らず豈に其れ然らん、魯丹三たび中山の君に説て受けられず則ち又進見を許されざりしなり、是に於て左右を籠絡して先容を爲さしめたる結果謂はゆる「復見」となりしのみ、而して商君が秦王に見えて最後に富彊の策を陳し忽ち知遇を得るが如く、千鈞の弩、滿を引て此の機一髪を待ちたるに非ざるか、然るに中山王の定見なき、未だ其説を聞かざるに早や近臣の言に因て好遇せしかば玆に其爲すなきのみか全く近臣の傀儡たることを看破し身を全うするの計に出でたるや必せり、此邊の消息は本文の「未語」と云へる二字中に在り、細心玩味せば或は余の説の架空に非ざるを覺らん、

○田伯鼎好士而存其君、白公好士而亂荊、其好士則同、其所以好士之爲則異、公孫友自刖而尊百里、豎刁自宮而諂桓公、其自刑則同、其所以自刑之爲則異、惠子曰、往者東走、逐者亦東走、其東走則同、其所以東走之爲則異、故曰、同事之人、不可不審察也、

【講説】田伯鼎は士を好み、之を用ゐて其君を全うし、白公は士を好み、之を用ゐて楚に亂をなせり、双方とも士を好みし點は同一なれども其士を好みし動機たる事柄は異れり、公孫友は自ら足を斷て百里奚を高位に薦め、豎刁は自ら生殖器を切棄て桓公に諂へり、双方とも自ら肉刑を施せし點は同一なれども其肉刑を施せし動機たる事柄は異れり、惠子曰く、狂人が東に走れば追手も亦東に走る、双方とも東に走る點は同一なれども其東に走る動機たる事柄は異れりと、故に曰く、事の同じき人も決して一樣にあらぬ故精

の心情躍如として出づ、
「爲人婦而出常也」の句左傳の「人皆夫也」の語と參觀するときは、亦以て當時支那に於ける夫婦一倫の如何なる地位に在りしかを知るに足るべし、

文評

通章故事を叙し今の字を以て時事に折入し皆是類の三字を以て古今を湊合す章法簡にして完し、

○魯丹三說中山之君而不受也、因散五十金事其左右、復見未語、而君與之食、魯丹出而不反舍、遂去中山、其御曰、及見乃始善我、何故去之、魯丹曰、夫以人言善我、必以人言罪我、未出境、而公子惡之曰、爲趙來間、中山君因索而罪之、

【講說】魯丹三たび中山の君に說きしも中山の君其說を受け附けざりしかば、五十兩の金を撒て近侍の人々に取入れり、其後二度目の謁見には魯丹未だ一言をも陳べざるに中山の君之に食を賜ひしが、魯丹は退出すると其儘寓所にも反らず中山を去りければ其從者問ふて云ふ、今度の謁見に始めて優遇を受けられしに反て去らるゝは何故ぞと、魯丹曰く今度の好遇は余の金を受けたる近臣の周旋に因る、夫れ人の言を以て我を善くする者なれば又必ず人の言を以て我を罪に落すべきが故なりと、其れより退去して未だ中山の境を出でざるに案の如く中山の公子之を惡みて言ひなして曰く、魯丹は趙の爲に間諜となつて我國に來りしなりと、中山の君然らばとて追手をかけ搜し出して之を刑に行ひぬ、

槩論

此れ管子に「取人以人者、其去人也亦用人吾不仕矣」と言へるに類せり、而して其事は呂子の『觀世』、新序の『節士』にも見ゆ、我が青砥藤綱が夢を以て人を用ゐば又夢を以て人を殺さんと言ひたるも和漢同談なり、唯魯丹が五十金を賂ひしは固り左右の口を借らんとせしに非ずや、然るに其左右の言に因て

○衛人嫁其子而教之曰、必私積聚、爲人婦而出常也、其成居幸也、其子因私積聚、其姑以爲多私而出之、其子所以自反者、倍其所以嫁、其父不自罪於教子非也、而自知其益富、今人臣之處官者皆是類也、

【講說】或る衛國の人其娘を嫁入らせし時之に敎へて言ひけるは、先方に往きしならば內々にて金錢なり物品なり溜置くこそ肝要なれ、人の妻となつて出さるゝは有勝の事ぞ、末の末まで添遂ぐるは勿怪の仕合にて宛にならずと、其娘は父の敎に從ひ內內貯蓄に及びし處、其姑は之を發見し、多く家の物を着服せしとて逐出しけり、扨此女が持參して戻りたる貲財は嫁入せし時携へ往きたる物の一倍に當れり、而して其父はと云へば吾娘に曲事を敎へたることを非惡と認めざるのみか、反て貲財の多くなれるを自ら巧く計りしことよと得々たり、今人の臣下となり、官職に居る者は大方此の類なり、

【字解】〔成居〕　成は集解に書經『益稷』の鄭注を引き終ると訓するは當れり、成居は即ち夫婦偕老の意、〔此類也〕　人臣たる者何時罷免せらるゝや測り難しとて私利私慾を營み之が爲に罷免せらるゝも反て得を爲したりとて悔いざるを謂ふ「今人臣之處官者」は衛人父子兩方の譬を擬したる者なり、王先愼は之を解して「人主臣聚斂附益せしめ益す國體を傷損す、其子を嫁するに敎へたると異るなしと云へり、何等の迂遠ぞや、苟も此の如く解するときは此章索然として味なし、故に吾れ古書の大意を解するに至つては考證家に雷同する能はず、

槃論

夫れ人の妻となつて出さるゝの恐あるが爲に夫家の物を着服するを知つて、夫家の物を着服するは即ち出さるゝ原因なるを知らず、是れ豈に智と言ふべけんや、而して自ら其益す富めるを智とす、其智とするや即ち其愚なる所以なり、然れども見來れば此陋劣なる老夫初より其女の幸福に意ありしに非ず、貨財を以て目的とせし者なるが故に其女の多く貨財を齎して歸りしは目的を達したる者と謂ふべし、目的を達したるが故に彼れ自ら智となせしのみ、愚の邊より視れば則ち愚、智の邊より見れば則ち智にして陋劣

變更し玉ふやと、隰子曰く、古の諺に水の深味に潜める魚を故意に見出す者は不吉なりと言へり、彼の田成子は將に大望を行はんとす、然るに吾れが人の內心を知ると云ふことを示さば此の大望の事をも看破せし者として忌むべきが故に吾れは必ず危かるべきぞ、樹木の事も氣の附かぬ風をなすに若くはなし、樹を伐らずとも彼が明白に伐れと命じたるにも非ざれば別段罪もなけれど、人の未だ口外せぬ所を知るに至つては其罪とせらるること大なるぞ、故に伐らざるなりと、

【字解】〔隰斯彌〕齊の賢大夫にして管仲と名を齊くせし隰朋の後裔、〔暢〕見晴の遠く屆くなり、〔離〕折なり、〔大事〕齊を奪ふ計畫、〔微〕隱れ知れざる心事、此處にては田成子が木を伐らせたしとの心底を指す、直ちに大望を指すと見るは非なり、〔乃不伐也〕此れ恐らくは隰子の語にして記者の辭に非ざるべし、何となれば前に「止之」とあれば已に伐らざりしことは明なり、且つ一也字を置きたるに因れば益〻叙事となすの穩當ならざるを知るべし、

○楊子過於宋、「宿於」東之逆旅、有妾二人、其惡者貴、美者賤、楊子問其故、逆旅之父答曰、美者自美、吾不知其美也、惡者自惡、吾不知其惡也、楊子謂弟子曰、行賢而去自賢之心、焉往而不美、

【講說】楊子宋の國を旅行し或る旅店に宿せしに、旅店に二人の妾ありけるが、其一人の容貌醜き方上等の扱を受け、容貌麗しき方下等の扱を受け居れり、楊子不思議に思ひ其理由を尋ねしに旅店の主人曰ふ、彼の美なる者は自ら美として之を矜る、故に拙者は其美なることを知らず、又醜なる者は自ら醜として柔順なる故に拙者其醜なるを知らずと、楊子之を聞き隨行の門人に語て曰く、凡そ行の賢なる人にして自己を賢なりと思ふ心を除きさらば何處に往くとても美ならざらんやと、

【字解】〔楊子〕名は朱、字は子居、墨翟と竝び稱せられし人〔東之〕義を成さず、莊子に據て之を改む、此章の事實莊子の『山木篇』列子の『黃帝篇』に出づ、美惡の論は老子第二章の「天下皆知美之爲美、斯惡已、皆知善之爲善、斯不善已」と殆ど其揆を一にす、

始血、其毋乃未可知也、吳起因去之晉、

【講說】魯の季孫氏近く其君を弑せり、當時吳起適々季氏に仕へたりしが或人之に謂ふ樣、凡そ人の死せし當坐は尙ほ生血あれども其れより皮肉敗れ其れより骨朽ちて灰となり、其れより全身土に化す、全身土に化するに至つては最早爲すべきやうなし、今季孫は死せし當座なり、前途衂となり灰となり土となるや知るべきのみと、吳起是に因て晋に奔れり、

【字解】〔季孫〕 魯の三卿の一、〔弑其君〕 哀公を弑したるなり、〔始死〕 死したてなり、〔衂〕 敗傷なり、〔今季孫乃始血〕 是れ恐らくは季孫の君を弑せしを以て終に家を亡ぼすの兆となせしならん、韓子考は「此章不可讀、疑有脫誤」と云へり、誠に其言の如し、諸家皆牽强して解釋を下せしのみ、今此講も亦臆測に因て姑く注明を施せしに過ぎず、

○隰斯彌見田成子、田成子與登臺四望、三面皆暢、南望、隰子家之樹蔽之、田成子亦不言、隰子歸、使人伐之、斧離數創、隰子止之、其相室曰、何變之數也、隰子曰、古者有諺曰、知淵中之魚者不祥、夫田子將有大事、[事大]而我示之知微、我必危矣、不伐樹未有罪也、知人之所不言、其罪大矣、乃不伐也、

【講說】隰斯彌或る時田成子に伺候せし處田成子は之を誘て共に臺に登り四方を眺望しけるに、東西北の三面は何れも空濶にして目を遮る物もなかりき、然るに南方を望み見れば隰子の家の樹木邪魔になつて善く見えず、隰子心の中に是れはと思ひながら何とも言はず、田成子も心中は兎も角是れ亦無言なりき、隰子家に歸り人に申付けて邸內の木を伐らしめ斧にて數箇所を切離したるが俄に命じて中止せり、其家老怪みて何故主公には或は伐らしめ或は中止し度々

矣、夫以十人之衆、樹易生之物、而不勝一人者、何也、樹之難而去之易也、子雖工自樹於王、而欲去子者衆矣、子必危矣、

【講說】魏の陳軫國王に貴ばれ信用厚かりしが惠子之に敎へて曰く、何は兎もあれ如才なく王の近臣の機嫌を取るべし、見よ楊と云へる木は根の着き易き植物にて、横に植ゑても生じ、倒に植ゑても生じ、折て植ゑても生ずる者なり、去りながら十人の手にて之を植ゑ着けたりとて、一人之を拔く者あらば直ちに枯れ果つるぞかし、夫れ植手は十人の多數、植ゑらるゝ者は生じ易き木なり、然るに一人に勝たざるは何故なるや、他なし之を植ゆるは難くして之を取り去るは易ければなり、足下は己を國王と云へる地盤に植ゑ着くるには巧なれども、足下を除かんとする者も多數なれば足下は必定危かるべし、故に左右に事へざるべからず、

【字解】〔楊〕吾邦の河柳なり、

文評

此章の主意は國王に取入るは難きも棄てらるゝは容易なるを說くに在り、故に「樹之難而去之易也」の一句は精神の在る處にして楊の喩は之が爲に設けたるに外ならず、然るに前の横に樹ゑ倒に樹ゑ折て樹ゆる云云には樹ゆるの容易なる意味こそ籠れ、難き意味は看出し難し、唯「十人樹之」の句あつて稍難き意味を生ずれども、若し此れにて難き意を生ずるとせば、以前の譬は甚だ効力を失はざるを得ず、又譬には植る者を十人とし拔く者を一人とせるに、正文には王に樹ゆる者陳軫一人となし之を去らんと欲する者を衆人とす、正喩の對比逆となつて主意の曖昧を致せり、是れ思想の緻密ならざるより生ずる弊にして論理上看過すべからざるの疵瑕を留む、

○魯季孫新弑其君、吳起仕焉、或謂起曰、夫死者始死而血、已血而衄、已衄而灰、已灰而土、反其土也、無可爲者矣、今季孫乃

すと、但し深室の中に坐し窓を閉ぢ燈を點じ、晝を夜の趣となし、晝夜一連に宴飮するを謂ふ、〔懼〕 太田氏は懊の誤とし顧廣圻は懼の誤とす、意義に於ては相同じけれども懼は懼と字體尤も類似するが故に之を取る、

文評

此章短篇なりと雖も敍事簡勁にして一語の浮泛なるものなく、失の字を以て下の三個の不知を起し「天下甚危矣」と云ひ「吾其危矣」と云ひ「其危矣」の三字を複して委致を取る、結末の「辭以醉而不知」の一句餘味益然たり、是を畫龍點睛の手段となす、

○魯人身善織屨、妻善織縞、而欲徙於越、或謂之曰、子必窮矣、魯人曰何也、曰屨爲履之也、而越人跣行、縞爲冠之也、而越人被髮、以子所長、遊於不用之國、欲使無窮、其可得乎、

【講說】魯國に一人の男あり、自身上手に屨を編み、其妻は生絹を織るに巧なりしが何事かの動機に因て南方野蠻の越に移住せんとせり、時に或人之に謂ふやう、貴公越に往かば窮するに相違なしと、魯人何故にやと問ひければ、答へて屨は足にはく爲めの品なり、然るに越人は素脚にて步行すれば屨の必要なし、生絹は冠として頭に載する物なり、然るに越人は常に髮の毛を振りさばきて居れば、冠の必用なし、貴公は己の得手なる技術を楯にして其技術の必用なき國に旅することとなれば窮すまじと思ふとて窮せざることを得んやと、

概論

此れ智者の相手を知らず學術の用處を失へる者の爲に設けたる譬喩にして寓意の文なり、莊子逍遙遊の「資章甫而適越」一段より脫化せるもの丶如し、

○陳軫貴於魏王、惠子曰、必善事左右、夫楊橫樹之即生、倒樹之即生、折而樹之又生、然使十人樹之、而一人拔之、即無生楊

【講説】案ずるに此一章喩老篇に載せたる事と大同小異なり、故に全章に就ては講説を略す、

【字解】〔天下不足〕 天下の富を以てするも尚ほ足らずと謂ふ義なり、

○周公旦已勝殷、將攻商蓋、辛公申曰、大難攻、小易服、不如服衆小以劫大、乃攻九夷而商蓋服矣、

【講説】周の周公旦已に殷を伐て之に勝ち、進んで商蓋二國を攻めんとするや辛公申忠告して曰く、大國は攻むるに難く、小國は服せしむるに易ければ多くの小國を服し其勢を以て大國を劫かすに若くはなしと、周公此の意見に從ひ先づ九夷を攻めたるが其勢に怖れて商蓋の二大國も亦歸服しけり、

【字解】〔商蓋〕 蓋一名は奄、商奄が二國の名なることは太田方書序皇傳を引て之を辨ず、從ふべし、〔九夷〕 或は東夷の九種となし、或は八蠻に對して單に多數を謂へるとなし、或は徐州莒魯の間に在りとなす、後説は劉歆の執る所にして尤も當れるが如し、唯其出處の詳ならざるは惜むべし、

○紂爲長夜之飲、懼以失日、問其左右、盡不知也、乃使人問箕子、箕子謂其徒曰、爲天下主、而一國皆失日、天下其危矣、一國皆不知而我獨知之、吾其危矣、辭以醉而不知、

【講説】殷の紂王晝を夜にして飲續けの酒宴をなし、有頂天となつて今日は何日なるか分らずなりぬ、因て左右近侍の者に尋ねけれども誰一人知る者なかりき、因て箕子に問はしめたる處、箕子は其徒に語るやう、天下の君にてありながら斯かる行をなし一國の者も皆日を忘るゝに至つては天下は行く行く危險なるぞかし、然るに吾れ獨り之を知るとあらば彼等に忌まれて目指さるゝゆゑ吾れも危かるべきぞと、因て使者に向ひ自分も醉て知らざる由を言立てゝ斷りぬ、

【字解】〔長夜之飲〕 傳説に紂淫樂をなし百二十日を以て一夜となな

呉王、曾從子曰、呉王好劍、臣相劍者也、臣請爲呉王相劍、拔而示之、因爲君刺之、衞君曰、子爲之是也、非緣義也、爲利也、呉彊而富、衞弱而貧、子必往、吾恐子爲呉王用之於我也、乃逐之、

【講說】曾從子は刀劍の鑑定に堪能なりし人なり、當時衞國の君呉王を怨むことありしかば、曾從子衞君に申出けるやう、呉王は刀劍を好まる、而して幸に臣は刀劍の鑑定家なれば呉に往きて呉王の爲に刀の目利を爲し、拔放つて呉王に示すとき之を機會に君の爲め刺殺し申さんと、衞君曰く、汝が此事を行はんとするは是れ義に由るに非ずして利の爲めなり、此方の報酬に有附かんとするに過ぎず、元來呉は強きが上に國富み、衞は弱きに加へて國貧し、苟も利の點より言へば衞の爲にするは呉の爲にするに若かず、左れば汝が愈よ往くと定まらば汝は呉王の爲に反て其手段を我に用ゐんことを恐るとて曾從子をば追放しける、

【字解】〔子爲之是也〕　此五字解し難し、徂徠は「子之言固是也」と解したれども「爲之」の二字通せず、增井子章は「爲之」の二字倒置ならんかと疑へるも、是にても「子之爲是」となり、爲の字甚だ窮す、余は謂ふ是也の二字倒置にて「子爲之也是」の誤りたる者なるべし、故に本文は此に據て講說せり、

○紂爲象箸而箕子怖、以爲象箸必不盛羹於土簋、則必犀玉之杯、玉杯象箸、必不盛菽藿、則必旄象豹胎、旄象豹胎、必不衣短褐而食茅茨之下、則必錦衣九重、高臺廣室也、稱此以求、則天下不足矣、聖人見微以知萌（明）、見端以知末、故見象著而怖、知天下之不足也、

得麑、使秦西巴持歸、其母隨之而啼、秦西巴不忍而與之、孟孫歸至而求麑、荅曰、余不忍而與其母、孟孫大怒逐之、居三月、復召以爲其子傅、其御曰、曩將罪之、今召以爲子傅何也、孟孫曰、夫不忍麑、又且忍吾子乎、故曰、巧詐不如拙誠、樂羊以有功見疑、秦西巴以有罪益信、

【講說】樂羊、魏の將となつて中山を攻めたるに樂羊の子適々中山に在りけるが、中山の君は之を煮殺して肉汁を作り樂羊に進物とせり、樂羊は幕の下に坐しながら平氣にて吾子の肉汁を吸ひ一盃喫し盡しぬ、魏の君文侯堵師贊に語らるゝやう、樂羊は我に忠義を盡す爲に其子の肉を食ひたりと、堵師贊之に應へて彼れ其子の肉すらも之を食ふ程なれば誰の肉をも食ひ兼ねまじと、已にして樂羊中山より歸りしに文侯は其功を賞したれども其心術を疑ひ始めぬ、魯の一門なる孟孫氏獵をなして子鹿を手に入れ秦西巴に申付て之を持歸らしめたり、然るに秦西巴は子鹿の母が後より附き來つて啼くを見、如何にも憐と思ひ忍びずして母鹿に與へけり、孟孫歸館して先刻の子鹿を出せと命じたる時秦西巴は手前忍びずして母鹿に遣し候ひきと云ひければ孟孫氏大に怒り秦西巴を放逐せしが其れより三箇月を過ぎ復び召出して其子の附役とせり、孟孫氏の近侍問ふて曰ふ、前には之を罪せんとし玉ひしに今召出して郎君の附役と爲し玉ふは如何にと、孟孫氏云ふ、試に思へ子鹿にさへも忍びざる程なれば吾子に忍ぶことあらんや必ず大事に守り育つべしと、左れば古語に上手なる詐は下手なる誠に及ばずとあり、此言の如く樂羊は功あれども反て疑はれ、秦西巴は罪あれども益す信用せられぬ、

○曾從子善相劍者也、衞君怨

居り、周君後難を憂ひられぬ、馮沮策を獻じて曰く、嚴遂は韓の宰相なれども韓傀と申す者韓君に貴ばる、されば刺客を放つて之を害するに若かず、然るときは韓君必ず嚴遂が嫉妬の心より出でたる仕業なりと思ひ嚴遂を其儘には爲し置かじと、

○張譴相韓、病將死、公乘無正懷三十金而問其疾、居一月、自問張譴曰、若子死、將誰使代子、答曰、無正、重法而畏上、雖然不如公子食我之得民也、張譴死、因相公乘無正、

【講說】張譴は韓の宰相にてありけるが病重り死せんとせし折、公乘無正と云ふ者三十兩の金を懷にして見舞に赴きぬ、其れより一箇月程經て韓公親しく張譴に問ひけるは若し卿死しなば誰を以て後任となす所存なるやと、答へて曰く、無正は法を重んじて君を畏る、左りながら公子食我の民心を得るには及び申さずと、已にして張譴は死せり、韓公は其言に因て公乘無正を宰相となしぬ、

案ずるに「無正重法而畏上」は無正を褒めたるなり「雖然不如公子食我之得民也」は無正を貶したるなり、左れば表面公子食我を勸めたることゝなる、然れども民心を得ると云ふ事は當時の君に取つては禁物なれば法を重んじ上を畏るゝ無正を擇ぶに相違なしとは張譴の豫期せし所にして、裏面より推擧したる言方なり、

○樂洋爲魏相、而攻中山、其子在中山、中山之君、烹其子而遺之羹、樂羊坐於幕下而啜之、盡一盃、文侯謂堵師贊曰、樂羊以我故而食其子之肉、答曰、其子而食之、且誰不食、樂羊罷中山、文侯賞其功而疑其心、孟孫獵、

を閉ぢて君に向ひなば何とせらるゝぞと、鄒君曰く、斯ゝる無禮を爲す以上余は是非とも殺さずしては置かじと、惠子又問ふ、瞽は兩眼とも閉ぢ居るに君は何とて殺し玉はざるやと、鄒君云ふ、瞽は閉ぢざることを得ざる者故咎むる譯にゆかずと、惠子云ふ、左ればにて候、田駟は東に往ては齊侯に無禮を働き南に往ては楚王を欺けり、彼の人を欺くは瞽が生來兩目を閉づると同じく天性なり、君別段怨み玉ふには及ぶまじと、鄒君是に因て田駟を殺さずして止みぬ、

○魯穆公使衆公子或官於晉、或官於荊、犂鉏曰、假人於越而救溺子、越人雖善游、子必不生矣、失火而取水於海、海水雖多、火必不滅矣、遠水不救近火也、今晉與荊雖彊、而齊近、魯患其不救乎、

【講説】魯の穆公其多數の公子をして或は晉に仕官せしめ、或は楚に仕官せしめぬ、是れ兩國に關係を作り置きて他日事ある時に其援を得んとするの方便なり、然るに犂鉏の云ふやう今小兒が水に落込たるを救はんとて越より人を借り來るとせんか、越人如何に水泳に巧みなるも遠國の事とて間に合ふ筈なければ其子は必ず助かるまじ、又火災あつて之を消さんが爲め海より水を取るとせんか、海水如何に多しと雖も時日を要すること故鎭火すまじ、是れ遠方の水は近火を救はざるなり、今晉と楚とは强國に相違なきも魯國を距ること遠く而して魯國の禍たる齊は近きに在り、左れば此譬の如く魯の患は恐らく救ひ難からんと、

○嚴遂不善周君、周君患之、馮沮曰、嚴遂相而韓傀貴於君、不如行賊於韓傀、則君必以爲嚴氏也、

【講説】韓國の相嚴遂と云へる者周君に惡感情を抱き

故食之、是臣無罪、而罪在謁者也、且客獻不死之藥、臣食之而王殺臣、是死藥也、是客欺主也、夫殺無罪之臣、而明人之欺主也、不如釋臣、王乃赦之、

【講說】不死の藥を荊王に獻上せし者あり、執奏の役人之を受取り王の御前へ持行かんとて奥に入りけり、近臣の一人之に出遇ひ問ふて曰く其品は食ふこと得る物かと、執奏の役人食ふことを得る物なりと答へければ其儘引き奪ひて之を食ひぬ、王聞て大に怒り人に命じて之を殺さんとせし處、近臣は別人に賴み王に說かしめけるやう、臣は執奏の役人に尋ねたる處食ふことを得る物と申せし故に之を食へり、左れば臣には罪なく、罪は執奏の役人に在り、且つ外より獻上したるは不死の藥なり、是れをば臣が食したる廉を以て王は之を殺し玉はゞ此藥は不死の藥にはあらで死の藥なり、死の藥をば不死の藥なりと申立てたるは獻品者が王を欺き奉りしなり、夫れ罪もなき臣を殺し、むざと人に欺かれしことを發表し玉ふよりは寧ろ臣を赦し玉ふが愈なりと、王も成程とて殺さゞりき、

【字解】〔中射の士〕十過篇に詳なり、

○田駟欺鄒君、鄒君將使人殺之、田駟恐告惠子、惠子見鄒君曰、今有人見君、則眣其一目、奚如、君曰、我必殺之、惠子曰、瞽兩目眣、君奚爲不殺、君曰、不能無眣、惠子曰、田駟東慢齊侯、南欺荊王、駟之於欺人瞽也、君奚怨焉、鄒君乃不殺、

【講說】田駟と云ふ者鄒君を欺けり、鄒君之を憤り人に命じて殺さんとせしに田駟恐れて惠子に相談せしかば惠子は田駟の爲に鄒君に謁見し先づ問ふて云ふ、今玆に一人君に見參する者あり、其折殊更に片目

【字解】〔康誥〕書經周書の篇名なり、本文に引きたる句は今の書經の酒誥中に在り、康誥には見えず、

○管仲隰朋從於桓公而伐孤竹、春往冬反、迷惑失道、管仲曰、老馬之智可用也、乃放老馬而隨之、遂得道、行山中無水、隰朋曰、蟻冬居山之陽、夏居山之陰、蟻壤一寸、而仭有水、乃掘地、遂得水、以管仲之聖、與隰朋之智、至其所不知、不難師於老馬與蟻、今人不知以其愚心而師聖人之智、不亦過乎、

【講說】管仲隰朋の二人齊の桓公の孤竹國を征伐せし時之に隨行し、春出發して冬歸りけるが寒氣の時節ゆゑ雪にても積もりたるなるべし、方角に迷ひて道を失へり、管仲曰ひけるは斯ゝる折には老馬の智慧の役に立つものなりと、因て老馬を放つて先へ行かしめ其後より隨つて歩みけるほどに遂に本道へ出づることを得たり、然るに山中を行きし處水なくして困難に及ぶ、隰朋云ひけるは、蟻と云ふ蟲は冬になれば山の南に住ひ、夏になれば山の北に住ふ、蟻塚のある場所には八尺程下に水あるものなりと、因て蟻塚を目宛として地を掘りたるに果して水を得たりとかや、管仲の聖と、隰朋の智と雖も己の知らざる點に至ては老馬や蟻の如き動物を師とするに憚からず、然るに今日の人は愚鈍なる心にてありながら聖人を師とすることを知らざるは何と間違へる次第に非ずや、

○有獻不死之藥於荊王者、謁者操之以入、中射之士問曰、可食乎、曰可、因奪而食之、王大怒、使人殺中射之士、中射之士使人說王曰、臣問謁者、曰可食、臣

公仲公叔、其可乎、對曰、不可、晉用六卿而國分、簡公兩用田成闞止、而簡公殺、魏兩用犀首張儀、而西河之外亡、今王兩用之、其多力者樹其黨、寡力者借外權、羣臣有內樹黨以驕主、有外爲交以削地、則王之國危矣、

【講說】韓の宣王其臣樛留に向つて曰はれけるは、此方公仲公叔の二人を並び用ゐんと欲するは何如に宜しかるべきかと、對へて曰ふ、宜しからず、晉は六卿を用ゐたるため其國の分割を來たし、齊の簡公は田成と闞止の二人を並び用ゐたるため弑虐に遇へり、魏は犀首張儀を並び用ゐたる爲め西河以外の地を亡失せり、先例此の如し、今王公仲公叔の二人を兩用し玉はゞ其中の勢力ある者は私黨を立て、勢力少き者は外國の權威を借らん、斯く群臣內に黨を作つて其君に驕り、外は他國に內通して其國の土地を削らるゝが如き事あらば王の國は危からんと、

【字解】〔樹〕立てるなり、

紹績昧醉寐而亡其裘、宋君曰、醉足以亡裘乎、對曰、桀以醉亡天下、而康誥曰、毋彝酒、彝酒者常酒也、常酒者、天子失天下、匹夫失其身、

【講說】紹績昧と云ふ者酒を飮み醉臥したる間に已が着たる皮衣を失ひて氣附かざりき、宋君之に仰せけるは、扨も酒に醉ふときは皮衣を失ふまでに立至るものかと、紹績昧對へて曰く、昔し夏の桀王は醉へるが爲に天下を失へり、康誥に酒を彝するなかれとの戒あり、酒を彝するとは酒を常にすることにて酒浸しとなるなり、酒を常にするもの天子なれば天下を失ひ、下賤の者なれば其身を失ふ、皮衣などは言ふに足らずと、

負ひ鵠夷子皮の伴をなして宿屋に着きけるが、宿屋の主人は貴人と見て之を待つこと甚だ丁寧にして特に酒肉をば捧げたりと云ふ、

【字解】〔傳〕木にて作れる長さ五寸の札にして關門を通過する時役人に示すべき手形なり、

○温人之周、周不納客、問之曰、客耶、曰、主人、問其巷人而不知、也、吏因囚之、君使人問之曰、子非周人也、而自謂非客、何也、對曰、臣少也誦詩、曰、普天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣、今君天子、則我天子之臣也、豈有爲人之臣、而又爲之客哉、故曰、主人也、君使出之、

【講說】温國の人周へ赴きけるに、周にては他邦の者を國內へ入れざる規則とて國疆の役人之に問ふて云ふ汝は外人なるかと、温の旅人答へて云ふ拙者は周人なりと、因て役人は之に其同町の人を尋ねたれ共知らざりき、乃ち役人は胡亂の者と爲して之を拘禁せり、周の天子人を以て此男に問はせけるやう、汝は確に我が周人に非ず、然るに自ら外人ならざる由を言ふは如何なる譯ぞと、其者對へて曰く、臣の少き折には詩經を吟詠せしが其中に普遍なる天空の下、天子の土地に非ざる處なく、土地の有る限、何れの海邊と雖天子の臣に非ざる人なしと、今周君は天子に在すなれば我れは天子の臣なり、何として人の臣下なると共に又其客分なるの道理あらんや故に周人と申せしなりと、周君尤の事とて之を赦し牢より出し遣りぬ、

【字解】〔周〕武王の開きたる統一の國號なると共に又其天子直轄の領地を指して周と曰ふ、〔之〕ゆく、〔客〕主人側に對して曰ふ、周より見たる外人なり、〔詩〕今の詩經のこと、古は單に詩と云へり、〔率土〕率はしたがふ、土地に附て他處までも行きわたる、此句は小雅北山の詩なり、

○韓宣王謂樛留曰、吾欲兩用

り、結局勞して功なしと思ひて此計畫を止むるやも知り難し、故に之に道を貸與へ已むを得ずして承諾せしが如くに見せかけ其心を油斷せしむるに若くはなしと、

○鴟夷子皮事田成子、田成子去齊、走而之燕、鴟夷子皮負傳、而從至望邑、子皮曰、子獨不聞涸澤之蛇乎、涸澤蛇將徙、有小蛇、謂大蛇曰、子行而我隨之、人以爲蛇之行者耳、必有殺子、不如相銜負我以行、人必以我爲神君也、今子美而我惡、以子爲我上客、千乘之君也、以子爲我使者、萬乘之卿也、子不如爲我舍人、田成子因負傳而隨之、至逆旅、逆旅之君待之甚敬、因獻酒肉、

【講說】齊の鴟夷子皮は田成子の臣下にて、田成子が齊國を去り燕に出奔せし時、鴟夷子皮は關所の手形を負ひ田成子に隨行して望邑に至りし頃、田成子に語れるやう主公にも涸澤の蛇の話を聞知り玉ふならんが、澤の水が涸れて蛇が他所に住換んとせし折、小蛇が大蛇に謂ひけるは吾れ君の後より從ひ行かば、人は尋常の蛇と心得君を殺す者あるに相違なければ双方の口にて銜へ合ひ、吾れ君の脊に乘て行く方然るべし、大蛇が小蛇を大切に負ふて行くこと故、人は吾を以て神君となし、害を加へざるべく君も從て無事なるべし、今主公の容貌は立派にして臣は醜惡なり、左れば主公を以て臣が上客となさば臣は千乘の君に見え、主公を以て、臣が召使と爲さば臣は萬乘の卿と見え、主公を卑く見せるほど臣は益す貴く見ゆべければ主公臣が舍人即ち僮僕となり玉ふに若かずと、因て主從其位地を取換へ、田成子は關所の手形を

の國に遣はして援兵を求めしめけるに楚は大に悅び非常に臧孫子を歡迎せり、然るに臧孫子心配の樣子にて歸途に就きしかば其近侍怪みて尋けるやう、此度援兵を請ひて目的を達したるに主公反て心配の色あるは如何なる次第にやと、臧孫子云ふ、宋は小國にして齊は大國なり、試に思へ小國の宋を救ふて大國の齊と仇を結び後患を招くことは誰としても憂懼すべき所なり、然るに楚王が我が援兵の請求を受けて悅ぶは別義に非ず、我が宋の齊に對する關係を堅固に爲し置き齊に降つて之と合體せしめざる爲なり、我堅く楚との關係を守り而して齊を疲敝せしむるは楚の得策とする所なり、我を救ふの意あるに非ずと、斯くて臧孫子歸國に及びしが果せるかな齊兵は宋の五城を攻取りたれども楚の援兵は來らざりき、

【字解】〔堅我〕 諸解多く堅守として說く、堅守の義に歸着せざるに非ざれども直ちに堅守とするは緊切ならず、

○魏文侯借道於趙而攻中山、趙肅侯將不許、趙刻曰、君過矣、魏拔中山而不能取、則魏必罷、罷則魏輕、魏輕則趙重、魏拔中山、必不能越趙而有中山也、是用兵者魏也、而得地者趙也、君必許之、許之而大歡、彼將知君利之也、必將輟行、君不如借之道、示以不得已也、

【講說】魏の文侯趙の領土を通過して中山を攻んとて其許諾を請ひけるに、趙の肅侯は之を拒絕せんとせり、趙刻諫めて云ふ、其は御心違なり、魏中山を攻めて取り得ざらば國力疲敝せん、國力疲敝せば魏の勢威輕くなるべく、魏の勢威輕くならば之と反比例に我が勢威重くならん、是れ趙の利益ならずや、若し又魏が中山を拔くとするも、我が趙を中間に隔てゝ中山を有すること能ふまじ、左すれば兵を用ゆる者は魏なれども土地を得る者は趙なり、是れ趙の利益に非ずや、君是非とも之を許し玉へ、之を許して大に使者を優待せば彼れ君が此事を利益と爲し玉ふ由を知

智伯は反て己の滅亡を致せり、

○秦康公築臺三年、荊人起兵、將以兵攻齊、任妄曰、饑召兵、疾召兵、勞召兵、亂召兵、君築臺三年、今荊人起兵將攻齊、臣恐其攻齊爲聲、而以襲秦爲實也、不如備之、戍東邊、荊人輟行、

【講說】秦の康公臺を築き工事に着手せしより三箇年に及べり、時に楚國は動員令を下し其兵を以て齊を攻めんとしけり、康公の臣任妄忠言して曰く、凡そ國飢饉なるときは敵國の攻擊を招き、疾病流行すれば敵國の攻擊を招き、人民勞苦すれば敵國の攻擊を招き、騷亂あれば敵國の攻擊を招く、今君臺を築き玉ひてより已に三箇年の久しきに及ぶ、人民は賦役に追使はれて勞苦すること故、敵國の兵を招くべき理なり、目下楚は齊を攻んとて兵を起すと雖も、臣の見る所にては是れ恐らく齊を攻むる名義を以て其實は我が秦を襲はんとするなり、用心に若くはなしと、是に於て楚國の侵入すべき東部の國疆に守備兵を配置せり、楚人も謀破れたりと見てければ出兵を中止せり、

【字解】〔康公〕穆公の子、名は罃、

○齊攻宋、宋使臧孫子南求救於荊、荊大說、許救之、甚歡、臧孫子憂而反、其御曰、索救而得、今子有憂色、何也、臧孫子曰、宋小而齊大、夫救小宋而患於大齊、此人之所以憂也、而荊王說、必以堅我也、我堅而齊敝、荊之所利也、臧孫子乃歸、齊人拔五城於宋、而荊救不至、

【講說】齊より宋を攻めしとき宋は臧孫子を南の方楚

下必懼、君予之地、智伯必驕而輕敵、隣邦必懼而相親、以相親之兵、待輕敵之國、則智氏之命不長矣、周書曰、將欲敗之、必姑輔之、將欲取之、必姑與之、君不如與之以驕智伯、且君何惜以天下圖智氏、而獨以吾國爲智氏質乎、君曰、善、乃與之萬戸之邑、智伯大說、因索地於趙、弗與、因圍晉陽、韓魏反之外、趙氏應之內、智氏自亡、

【講說】晉の智伯魏宣子に土地を要求せし處魏宣子與へざりしかば、魏の臣の任章と云へる者何故に與へ玉はずやと問ひけるに魏宣子は彼れ理由もなきに我が土地を望むが故に與へぬなりと答ふ、任章曰く四隣の諸國彼が理由なくして我が土地を求めんことを聞きなば此次は己に及ばんかと氣遣ふべし、彼れ益す慾を深くして厭ふこと無きときは天下の中之を懼るゝに相違なし、君兎も角も土地を與へ玉へ、左すれば智伯必ず增長して敵を侮らん、而して一方には四隣の諸國彼を懼るゝ所より利害上親密の關係を生ずるは疑なし、一致團結の聯合軍を以て敵を輕んじて油斷せる國に對しなば智氏の運命は長かるまじ、周書に相手を敗らんとせば是非とも先づ之を輔けよ、向より取らんとせば是非とも姑く之を與へよとあり、君土地を與へて智伯を增長せしむるに如くはなし、且つ君何故に土地を與へ置き天下と智伯を圖ることを打棄てゝ智氏の攻擊を受くる的に立ち玉ふやと、魏宣子成程尤也と曰ひ、智伯に戸數一萬を有する都會を與へしかば智伯は大に滿足に及び、此れを手初として今度は、土地を趙に要求せしも趙は拒絕しければ然らばとて趙の晉陽を圍めり、然るに任章の豫料せしが如く智伯の同盟軍なる韓魏は外より裏切を爲し、趙は城內より之に應じ齊しく攻破りしかば

保全せば其名義の上に於て立派なりと、桓公之が爲め邪をば救はざりき、

【字解】〔蚤〕早に同じ、〔齊實利〕齊を其の字の誤となすは王先愼の説、下の實の字を删るは王渭の説なり、

○子胥出走、邊候得之、子胥曰、上索我者、以我有美珠也、今我已亡之矣、我且曰子取吞之、候因釋之、

【講説】楚の伍子胥呉の國に脫走の途中、國境の見張人に捉へられぬ、其時子胥は之を欺いて云ふ、君公が吾を詮索に及び玉ふは吾が美珠を有するを以て、其れを手に入れんと爲し玉ふ故なり、然るに其珠は最早之を失つて今は吾手に在らず、左れば吾れ若し君公の前に引出されなば汝が余の玉を取て之を呑みたりと申立てん、其れにても尙ほ余を囚ふるやと、見張人も此言に恐れて子胥を解放せり、

○慶封爲亂於齊、而欲走越、其族人曰、晉近、奚不之晉、慶封曰、越遠、利以避難、族人曰、變是心也、居晉而可、不變是心也、雖遠越、其可以安乎、

【講説】齊の慶封亂を起し遂に自國に留まる能はずして越に出奔せんとせり、其一族の者之に言ふやう晉は近國なり何故晉に往かざるやと、慶封曰く越は遠けれども遠きが故に難を避くるに利ありと、族人曰く子若し此度の如き良からぬ心を改むれば晉に居るとも差支なし、若し之を改めざれば縱令越より遠き國へ赴くとも何とて安穩なることを得んやと、

○智伯索地於魏宣子、魏宣子弗予、任章曰、何故不予、宣子曰、無故請地、故弗予、任章曰、無故索地、隣國必恐、彼重欲無厭、天

ことを恐れしかば、窃に一策を運らし宰相に告ぐるやう、今の御咄に因て觀るときは、商君一旦孔子に逢ひ玉はゞ今度足下をばやはり蚤虱の如くに御覽ずるならんと、宰相此一言を聞き斯くては吾身の不利益なりと思ひ、之が爲め最早孔子を其君に謁見せしめざりしとなり、

【字解】〔商〕宋國を云ふ、宋は殷の後裔なるが殷の本號は商なり、故に代稱す、〔大宰〕宰相なり、

○魏惠王爲臼里之盟、將復立於天子、彭喜謂鄭君曰、君勿聽、大國惡有天子、小國利之、君與大不聽、魏焉能與小立之、

【講説】魏の惠王臼里の地に列國を會し、周の王室を尊んで故の如く推戴せんとせし時、彭喜と云ふ者鄭君に告げて曰く、君此の提議を賛成し玉ふ勿れ、抑も天子即ち統一の君あることは大國の嫌ふ所にて小國の利益とする所なり、君若し他の諸大國に加はつて魏の提議に從ひ玉はざらんには魏も何とて利害の反對なる小國と共に之を立つるを得んや、自然中止となるは必定なりと、

【字解】〔鄭〕戰國策には韓となす、是なるが如し、

○晉人伐邢、齊桓公將救之、鮑叔曰太蚤、邢不亡、晉不敝、晉不敝、齊不重、且夫持危之功、不如存亡之德大、君不如晚救之以敝晉、齊實利、待邢亡而復存之、其名實美、桓公乃弗救、

【講説】晉國が邢を伐ちし時、齊の桓公は邢を救はんとせしに鮑叔之を止めて云ふ、邢を救ふには尚ほ甚だ早きに失す、邢亡びざれば晉疲敝すまじ、晉疲敝せざれば吾が齊國勢を增し難し、其上他國の危險を扶殖するの功は其滅亡を復活する恩惠の大なるには及ばざるなり、故に君の良策は成るべく晚く之を救ひ、其れ迄に晉の力を疲弊せしむるに在り、是れ事實の上に於て利益なり、又邢の亡ぶるを待ち然る後之を

が君を殺して取りたる天下を受け繼がば、是れ足下は君を殺すの罪名をも併せて受け繼ぐ事となるべしと、務光は之を耻ぢ河に身を投じて溺れ死せり、

○秦武王令甘茂擇所欲爲於僕與行事、孟卯曰、公不如爲僕、公所長者使也、公雖爲僕、王猶使之於公也、公佩僕璽而爲行事、是兼官也、

【講說】秦の武王其臣甘茂に宮內官と外交官と孰れにても望める方を擇ぶべしと沙汰ありし時、孟卯と云へる者甘茂に智慧を授けて曰く、君は宮內官を志願するに若かず、何故となれば君の得意とする所は使節の役なり、左れば縱令君が宮內官となるも王は猶ほ外國へ使節の必要ある時は君を以て之に任じ玉ふべし、則ち君は一方に於て宮內官の印を帶びながら、一方に於ては使節の役を勤め、双方の官を兼ぬると同じく、從つて勢力を得らるべしと、

【字解】〔武王〕惠文王の子、名は蕩、〔僕〕近臣なり、〔行〕使者なり、〔璽〕印なり、其職々に從て任官の時之を授かり、常に之を佩用して其官職の證となす、

○子圉見孔子於商太宰、孔子出、子圉入、請問客、太宰曰、吾已見孔子、則視子猶蚤虱之細者也、吾今見之於君、子圉恐孔子貴於君也、因謂太宰曰、君已見孔子、亦將視子猶蚤虱也、太宰因弗復見也、

【講說】子圉と云ふ者孔子を紹介して商の宰相に逢はせけり、孔子の退出と引違に子圉は宰相の邸に赴き、今の客人を如何に思召やと尋ねし處、宰相云ふ、吾れ已に孔子に逢ひてより足下を見るに丁度蚤や虱の如きつまらぬ者と思はる、迚も足下などの比較にはならず、是より孔子を吾君に御目通なさしむる都合なりと、子圉は孔子が商君に謁見の結果尊敬せられん

は之を與へたり、是れ膠鬲は賢人にして費仲は無道の人なりしかば周に於ては膠鬲の如き賢人が紂の氣に叶ひ志を得るを惡み終に費仲に與へたるなり、文王が太公を渭濱より引擧げて任用せしは之を貴びたるにて費仲に玉版を授けたるは之を愛したるに外ならず、故に本文に其師を貴ばず、其資を愛せざる者知と雖も大に迷ふ、是を要妙と謂ふと曰へり、

【字解】〔玉版〕玉にて作りたる札にて其上に圖書を刻したる者、其大さは一尺四方にして堯が河洛の濱に得たる者と言ひ傳へ、頗る神秘的の寶器なり、

韓非子卷八

說林上

【篇旨】此れ本書の第二十二篇にして談說の術に渉れる史上の事蹟を彙錄し說客の材料に供したる者なり、林は群木の叢る所、此篇は衆說の集る所、故に林の字を借り其繁多なるを示し、名づけて說林と曰ふ、史記の索隱には廣く諸事を說き其多きこと林の如し故に說林と曰ふとあり、此れに據れば說の字韓非に屬するも原注に從へば汎く策士論客の遊說を指す、原注愈れるに似たり、

○湯以伐桀、而恐天下言己爲貪也、因乃讓天下於務光、而恐務光之受之也、乃使人說務光曰、湯殺君而欲傳惡聲於子、故讓天下於子、務光因自投於河、

【講說】殷の湯王夏の桀王を伐ち亡ぼせし後天下の人が己を譏り利慾の爲に其君を殺し天下を取れりと言はんことを恐れぬ、因て此汚名を免れん爲め天下をば其時の賢者務光と云ふ者に讓らんと申出せしも元來一時の計略にして眞に之を讓るの心ありしに非ざれば務光が正直に其讓を受けんことを恐れ、防禦策として人を使ひ務光に說かしめけるやう、湯は其君の桀王を殺し、其惡名を足下に移さんとする心あるが故に天子を足下に讓らんとするなり、足下若し湯

不在勝人、在自勝也、故曰、自勝之謂彊、

【講説】子夏或時曾子に逢へり、曾子尋ねて云ふ、如何にして左様に肥滿せられたるやと子夏戰に勝ちたる故に肥えりと答へければ、曾子又戰に勝てりとは如何なる譯なるやと問へり、子夏云ふ吾れ入て先王の義理を見るときは之を結構と思ひ、出でゝ富貴榮華の樂を見れば又之を結構と思ひ、双方吾が胸中に戰つて勝敗定まらざりしかば心配して瘦せたるなり、然るに今先王の義理遂に富貴の樂に打勝ちたる故に肥えたるなりと、左れば志は人に勝つことを難とせず、自ら己に勝つこそ難きなり、故に本文自ら勝つ之を彊と謂ふと曰へり、

○善行無轍跡章 第二十七章

〔善行無轍跡、善言無瑕讁、善計不用籌策、善閉無關楗、而不可開、善結無繩約、而不可解、是以聖人常善救人、故無棄人、常善救物、故無棄物、是謂襲明、故善人不善人之師、不善人善人之資、不貴其師、不愛其資、雖智大迷是謂要妙〕

【解題】此章不貴其師不愛其資雖智大迷是謂要妙の六句を解せし者、

周有玉版、紂令膠鬲索之、文王不予、費仲來求、因予之、是膠鬲賢而費仲無道也、周惡賢者之得志也、故予費仲、文王擧太公於渭濱者貴之也、而資費仲玉版者、是愛之也、故曰、不貴其師、不愛其資者、雖知大迷、是謂要妙、

【講説】周の寶物に玉版あり、殷の紂王其臣の膠鬲を周に遣はし之を懇望しけるに周の文王は之を與へず、二度目に費仲と云へる者又來り求めたる處今度

臣患智如目也、能見百步之外、而不能自見其睫、王之兵自敗於秦晉、喪地數百里、此兵之弱也、莊蹻爲盜於境內、而吏不能禁、此政之亂也、王之弱亂、非越之下也、而欲伐越、此智之如目也、王乃止、故智之難、不在見人、在自見、故曰、自見之謂明、

【講說】楚の莊王越を伐つことを思ひ立たる時、杜子諫めて云ふ、王の越を伐ち玉はんとせらるゝは如何なる理に有之やと、王は越の政治亂れ兵力弱きが故に之を伐つなりと答へらるゝや杜子は又云ふ、臣は王の知慧が目に似たるを患ふ、目は百步も離れたる遠き處を見ることを得るも、自ら吾が睫を見ること能はざる者なり、王の兵は秦晉二國の爲に破られ七百里も領地を失へり、此れ兵の弱きなり、莊蹻が領土の內に盜賊を恣になすも王の有司は之を禁ずる能はず、此れ政治の亂れたるなり、是を以て觀れば王の兵弱く政亂るゝ決して越に減ぜず、然るに越を伐たんとせらるゝは是れ百步を見て睫を見ざると同一の弊にして王の智は目の如しと、王も此言を聞て越を伐つことを中止に及びぬ、故に智は人を見るに難からずして己を見るに難し故に本文に自ら見る之を明と謂ふと曰へり、

○知人者智章　其二

【解題】此章自勝之謂彊の句を解せし者、

子夏見曾子、曾子曰、何肥也、對曰、戰勝、故肥也、曾子曰、何謂也、子夏曰、吾入見先王之義、則榮之、出見富貴之樂、又榮之、兩者戰於胸中、未知勝負、故臞、今先王之義勝、故肥、是以志之難也、

不穀知之矣、處半年、乃自聽政、所廢者十、所起者九、誅大臣五、擧處士六、而邦大治、擧兵誅齊、敗之徐州、勝晉於河雍、合諸侯於宋、遂霸天下、莊王不爲小害善、故有大名、不蚤見示、故有大功、故曰、大器晚成、大音希聲、

【講說】楚の莊王君臨して政務に當ること三年に至るも何等の命令を發せず、何等の政治を施さず、或る時右司馬の某王の側に侍しけるが王に謎を以て伺ふやう、或鳥あつて南方の岡に止れり、此鳥三年の間羽ばたきもせず飛びもせず鳴きもせず、默然として何等の聲もなし、此れは何と申す鳥にやと、王曰く三年羽ばたきを爲さゞるは羽翼を大切にして伸びさせんとするなり、飛ばず鳴かざるは人の樣子を伺はんとするなり、左れば今こそ飛ばざるも一たび飛ぶ時は天にも達すべく、今こそ鳴かざるも一たび鳴く時は人を驚すべし、其方姑く其儘に致し置け余は善く其方の心を讀みたるぞと、斯くて半年を過ぐるや、王自ら政治を執り、廢止に及びたる事十條、新に起せし事九條、大臣五人を誅して處士六人を登庸し、而して一國大に治まれり、內政已に整ひしかば兵を擧げて齊の罪を攻め之を徐州の地に破り、又晉と戰つて河雍の地に勝てり、是に於て諸侯を宋に會合し、遂に天下の霸王となれり、莊王初より區々たる事を爲して善道を害せざりしが故に大なる名譽を得たり、早くより己の才能を示さざりしが故に大なる功業あり、故に本文に大器は晚成大音は希聲と曰ふ、

○知人者智章 第三十三章 其一

《知人者智、自知者明、勝人者力、自勝者彊、知足者富、强行者有志、不失其所者久、死而不亡者壽、》

【解題】此章自見者明の句を解せし者、

楚莊王欲伐越、杜子諫曰、王之伐越何也、曰、政亂兵弱、杜子曰、

にては此方の事を怨み居るに相違なし、如何にして忘れんやと、故に本文に「其出づる彌よ遠き者其智彌よ少し」と曰ふ、此れ智慧が遠き所に行屆くときは反て手近なる事を取遺すを言へるなり、是を以て聖人には此れと定めたる行あらず、能く遠きも近きも推なべて知識あるが故に、本文に行かずして知ると曰ふ、遠きも近きも推なべて見透すが故に、本文に見ずして明と曰ふ、時に隨つて以て事を擧げ、固有の材質に因て功を立て、萬物の能力を使用して己は上より其利得を得、故に本文に爲さずして成ると曰ふ、

【字解】〔白公勝〕　楚の平王の太子建の子なり、建は楚を亡命し鄭に至り國人の爲に殺されたり、白公は鄭を伐つて仇を復せんとて、令尹子西に請ひ、子西之を許せしも未だ實行に及ばず、然るに適ま鄭は晉の攻撃を受け救を楚に求めしが子西は鄭の賂を受け之を救ひしかば白公怒り亂を謀るに至れり、〔鋭〕　は尖に同じ貌の端に尖りたる金具、〔頤〕　音ゐ頤に同じ、アゴなり、

槩論　文評

本篇數十章皆一個の事實を以て老子の一句を說明せり、然るに此章は一個の事實を以て老子の四句を說明す、是れ亦別に一格を立てたる者なり、唯老子の四句の内白公勝の事實に適切ならざる者あり、稍牽强に屬す、

○上士聞道章　第四十一章

《上士聞道、勤而行之、中士聞道、若存若亡、下士聞道大笑之、不笑不足以爲道、故建言有之、明道若昧、進道如退、夷道若纇、上德若谷、太白若辱、廣德若不足、建德知偸、質直如渝、大方無隅、大器晚成、大音希聲、大象無形、道隱無名、夫惟道善貸且成、》

【解題】此章大器晚成、大音希聲の二句を解せし者、

楚莊王莅政三年、無令發、無政爲也、右司馬御坐而與主隱曰、有鳥止南方之阜、三年不翅、不飛不鳴、嘿聲無聲、此爲何名、王曰、三年不翅、將以長羽翼、不飛不鳴、將以觀民則、雖無飛、飛必冲天、雖無鳴、鳴必驚人、子釋之、

最早盡く授け奉れり、然るに御心通にならざるは之を用ゆる方法を誤り玉へるのみ、此の御術に於て肝要とする所は馬の身體が車に落着き、乘手の心が馬と一致するに在り、斯くて後始めて早く駈けさする事を得れば遠道をも行かしむべし、然るに今君に於ては後るれば臣に追附かんと思はれ、先へ駈け拔けらるれば臣に追附かれんことを恐れ玉ふ、夫れ道を進み遠きを爭はゞ先きだつに非ざる以上後るゝは知れたることとなり、而して先きだち玉ふときも後れ玉ふときも王の御心は臣と競爭し玉ふに在り、一心其方に心を配り玉ふ故馬を整へ玉ふことは思ひも寄らず、此れ後れ玉ふ所以なり、

槩論　文評

此章結末恐らくは「故曰」を以て老子の語を引きたるも脱略せし者ならん、注家多く下章と接續せしむれども其當を得ざるが如し、

○不出戸章　下

【解題】此章は其出彌遠、其知彌少、是以聖人不行而知、不見而名、不爲而成の六句を解せし者、

白公勝慮亂、罷朝、倒杖策而鋭貫頤、血流至於地而不知、鄭人聞之曰、頤之忘、將何爲忘哉、故曰、其出彌遠者其知彌少、此言知周乎遠、則所遺在近也、是以聖人無常行也、能並知、故曰、不行而知、能並觀、故曰、不見而明、隨時以擧事、因資而立功、用萬物之能、而獲利其上、故曰、不爲而成、」

【講説】白公勝亂を爲さんと種々思慮を凝せし餘り、倒に鞭に頰杖をつきけるが、鞭の端の尖りたる處にて頷の下を刺し貫き、血が流れて地上に滴りたるも尙ほ氣附かず、鄭人は白公より怨を受くべき理由あるが故に、之を聞て云へるやう、己の頷を忘るゝやう

天下、不闚於牖、可以知天道、此言神明之不離其實也、

【講說】身體の中空虛にして穴ある處、即ち耳目鼻口の如き精神の戸たり窓たる用をなす者なるが、音樂や美色の爲に此戸牖なる耳目の力を竭すときは則ち精神の力は外形の爲に盡くるなり、左れば精神の斯くなりし以上、身內に主宰なく脫殼同樣なる故、縱令禍福が丘山の如く大なるにせよ、之を見分る由あらず、故に本文に戸を出でず以て天下を知るべく、牖を窺はず以て人道を知るべしと曰ふ、右は神明が外物の誘惑を絕し其身體を離れざることを論じたる者なり、

【字解】〔神明〕精神と云ふが如し、

文評

他章は皆「故曰」を以て局を結ぶに拘らず、本章は老子の語下更に一句を補ふて說明となす、是れ常套を一變せる者と謂ふべし、

○又

趙襄主學御於王子期、俄而與子期逐、三易馬而三後、襄主曰、子之敎我御、術未盡也、對曰、術已盡、用之則過也、此御之所貴、馬體安於車、人心調於馬、而後可以進速致遠、今君後則欲逮臣、先則恐逮於臣、夫誘道爭遠、非先則後也、而前後心皆在於臣、尙何以調於馬、此君之所以後也、

【講說】趙襄主御車の術を王子期に學びけるが、未だ十分其術を會得せざるに子期と競爭を爲し、三度馬を取り易へて試みたれども三度ともに後れたり、襄子王子期に謂ふやう其方余に御術を敎へたるも其術の全體に非ず、尙ほ敎へ遺したる所あるべし、左もなくば斯くまで負る理なしと、王子期對へて曰く、術は

稷不能羨也、豐年大禾、臧獲不能惡也、以一人力、則后稷不足、隨自然則臧獲有餘、』

【講說】列子は宋人の象牙にて楮葉を作りたる話を聞て曰く、「天地が三年を費して一枚の葉を作ることゝせば有らゆる樹木の葉を作るに堪へずして、葉のある物は極めて微々たるべしと、左れば天地固有の資力を利用せずして一人の身に之を行ひ果さんとし、道理一定の元則に隨はずして一人の智を學ぶが如きは孰れも皆一葉を作ると同一の仕方にして世務を辨ずることは思も寄らず、故に冬の寒き時に耕し植附くるときは不自然なるゆゑ后稷の如き農業家と雖も穀物を美ならしむる能はず、又豐年の稻に於ては普通の奴婢と雖も其賜を受けて之を惡しからしめんとするも得べからず、乃ち知る一人の力にて行ふときは后稷と雖も足らず、自然に隨ふときは臧獲と雖も餘あり、

【字解】〔列子〕名は禦寇鄭の人、〔載〕事に同じ、行ふなり、〔后稷〕周の先祖にして農業に精しき人、〔羨〕美の誤なり、後の惡と對す、〔臧獲〕奴婢

故曰、恃萬物之自然、而不敢爲也、』

【講說】故に老子の本文に萬物の自然を恃んで敢て爲さずと曰ふ、

【字解】〔恃〕老子には輔に作る、

○不出戸章 第四十七章 上

《不出戸、知天下、不窺牖、見天道、其出彌遠、其知彌少、是以聖人不行而知、不見而名、不爲而成、》

【解題】此章不出戸知天下、不窺牖見天道の二句を解せし者、

空竅者神明之戸牖也、耳目竭於聲色、精神竭於外貌、故中無主、中無主、則禍福雖如丘山、無從識之、故曰、不出於戸、可以知

學び知りたるなり、故に本文に學ばざるを學ぶ、衆人の過ぐる所に復歸すと曰ふ、

○又

【解題】此章萬物之自然而不敢爲也の句を解せし者、

【分段】一章分つて四大段とす、第一大段は章首より動則順乎道に至る、自然に順ふべきを言ふ、第二大段は宋人より食祿於宋邦に至る、不自然の事實を敍す、第三大段は列子聞之より臧獲有餘に至る、自然不自然の利害を論ず、第四大段は老子の一句とす、

夫物有常容、因乘以導之、因隨物之容、故靜則建乎德、動則順乎道、

【講說】夫れ物には常久不變の形式あり、其天性に因り其定質に乘じて之を導く外はあらず、是に因て物の形式に隨ひ、敢て不自然の事を爲さず、故に靜なる時は心に一定の締あるが故に德は其基礎を固うすべく、動くときは物と逆はざるが故に道に叶ふべし、

宋人有爲其君以象爲楮葉者、三年而成、豐殺莖柯、毫芒繁澤、亂之楮葉之中、而不可別也、此人遂以功食祿於宋邦、

【講說】宋の人にて國君の爲に象牙を以て楮の葉を作りたる者あり、三年を經て成就せしが其幅の廣き處端の尖れる處莖と云ひ、枝と云ひ、とげとげと云ひ、色艶と云ひ、眞物の通に出來上り之を楮の葉の中に雜せて觀るも殆ど辨別し難き程なりけり、右の美術家は此細工を爲せし功に因り宋の朝廷より食祿を宛て行はれぬ、

列子聞之曰、使天地三年而成一葉、則物之有葉者寡矣、故不乘天地之資、而載一人之身、不隨道理之數、而學一人之智、此皆一葉之行也、故冬耕之稼、后

寶、是鄙人欲玉、而子罕不欲玉、故曰、欲不欲、不貴難得之貨、』

【講說】宋の田舍者玉ゴモリの石を手に入れ之を子罕に獻ぜし處子罕受けざりしかば田舍者云ふやう、此れは寶なり、左れば君子の用品となすに適當なれども小人の用品となすには不適當なる故受け納め玉へと、子罕曰く、汝は玉を寶とするも、余は汝の玉を受けざるを寶とすと終に受けざりき、是れ田舍者は玉を欲するに拘らず子罕は玉を欲せざりしなり、故に本文に欲せざるを欲し、得難きの貨を貴ばずと曰ふ、

○又

【解題】此章學不學、復歸衆人之所過也を解せし者、

王壽負書而行、見徐馮於周、塗、馮曰、事者爲也、爲生於時、知者無常事、書者言也、言生於知、知者不藏書、今子何猶負之而行、於是王壽因焚其書而儛之、故知者不以言談敎、而慧者不以藏書篋、此世之所過也、王壽復之、是學不學、故曰、學不學、復歸衆人之所過也、』

【講說】王壽と云へる讀書家遊歷するにも必ず書籍を脊負て行きけるが周に至り隱君子の徐馮に遇へり、徐馮之に語つて謂ふ、凡そ事は作用にして死物に非ず、而して作用は臨機應變の者なれば時に隨つて生ず、又時は變轉するが故に一定の事あるべきやうなし、書物は古人の語を載する者なるが、言論は智に生ず、要するに自得自悟に在り、左れば知者は外に求めずして內に求むるが故に書を藏せず、然るに足下は何が故に遙々書物を負ふて旅を爲すやと、是に於て王壽は尤と思ひ其書を焚き棄て嬉しさの餘り舞躍れりとかや、故に智者は言語を以て人に敎へず、聰敏なる者は書物を篋中に藏することなし、此の如き眞理は世人が輕々に付して行き過ぐる所なるが、王壽は殊勝にも其本に復れり、是れ學ばずと云へることを

となりしなり、斯く屈したればこそ後に勢を得て吳王夫差を姑蘇に殺し會稽の辱を雪げり、

【字解】〔洗馬〕馬前に前導となるを謂ふ、

文王見詈於王門、顏色不變、而武王擒紂於牧野、』

【講說】周の文王は王門に於て殷紂の爲に罵しられしも顏色を變ずることもなく自若として之を忍べり、左ればこそ武王に至り紂と戰つて之を牧野に擒せり、

【字解】〔文王〕武王の誤なるべし、

故曰、守柔曰彊、』

【講說】故に本文に柔を守るを彊と曰ふとあり、柔の結果强となればなり、

○知不知章 第七十一章

《知不知上、不知知病、夫惟病病、是以不病、聖人不病、以其病病、是以不病、》

【解題】此章聖人不病是以不病の二句を解す、

越王之霸也、不病宦、武王之王也、不病詈、故曰、聖人之不病也、以其不病、是以無病也、

【講說】越王勾踐の霸を成すや仕官を疵として心に掛けず、周の武王の王を成すや、紂王の罵詈を疵として心に掛けず、故に本文に聖人の病まざるや、其病まざるを以てす、是を以て病むなしと曰ふ、

槩論　文評

以上二章は同一の事を二方面より捉へて老子二章の語に分應せしめ以て之を接合せし者なり、

○其安易持章 第六十四章本文前に出づ、

【解題】此章欲不欲而不貴難得之貨の二句を解せし者、

宋之鄙人得璞玉、而獻之子罕、子罕不受、鄙人曰、此寶也、宜爲君子器、不宜爲細人用、子罕曰、爾以玉爲寶、我以不受子玉爲

ざるべく、九重の錦衣を重ね、廣き室、高き臺を家とするに至らん、吾は其結果を危險とするが故に其端緒を憂懼するなりと、

【字解】〔紂〕殷の最後の王にて名は受、〔箕子〕一說に紂の叔父とす、〔土鉶〕かはらけ、〔羹〕あつもの、〔菽藿〕菽は豆、藿は豌豆、〔旄〕長毛の牛、〔卒〕終と訓す、

居五年、紂爲肉圃、設炮烙、登糟丘、臨酒池、紂遂以亡。』

【講說】其れより五箇年を過ぐるや、紂は肉を陳ねて圃の如く、銅の大ハウロクを作り其下に火を焚き肉を欲する者をして自在に炙り食はしめ、又糟は積んで丘の如く以て登るに足り、酒は蓄へて池の如く、以て臨むに堪へたり、此の如く奢侈を極めたる爲め紂は遂に亡びぬ、

【字解】〔炮烙〕普通は銅柱に油を塗り之を炭火の上に架して罪人をして其上を行き火中に滑り落ちしむる刑を云ふ、然れども此處にては飮食の事に關するゆゑ適切ならず、蓋し炮烙に三種あり、今俞曲園の說に從ふ、

故箕子見象箸、以知天下之禍、』

【講說】故に箸子は初め紂が象牙の箸を作りたるを見ると均しく他日天下の禍が此れより生ずべきことを知れり、

故曰、見小曰明、』

【講說】故に本文に事小にして常人の目に入らざる者を見透すを明と曰ふとあり、

概論　文評

論旨文法ともに格別言ふべき者なし、

○天下有始章其二

【解題】此章守柔曰彊の一句を解す、

【分段】一章分つて三大段とす、第一大段は章首より殺夫差於姑蘇に至る勾踐を引く、第二大段は文王より擒紂於牧野に至る文王を引く、第三大段は故曰の一句とす、

勾踐入宦於吳、身執干戈、爲吳王洗馬、故能殺夫差於姑蘇、』

【講說】越王勾踐吳の爲に破られ、吳に入て仕官せしが、其役はと言へば自身干戈を手に持て吳王の前驅

文評
其安持し易く其未兆謀り易し、此れ聖人の蚤く事に從ふ所以、故に其主意自ら前章と關聯する所あり、從つて文章の上に於ても亦前章の扁鵲と腠理とを應用して巧を弄せり、若し前と合して一章と視做すときは、尤も奇構の文體なるを覺ゆ、然れども老子本文の順序に因り且く之を分つて解說の混淆を避けたり、

○天下有始章 第五十二章 其一

《天下有始、以爲天下母、既得其母、以知其子、既知其子、復守其母、沒身不殆、塞其兌、閉其門、修身不勤、開其兌、濟其事、終身不救、見小曰明、守柔曰彊、用其光、復歸其明、無遺身殃、是謂襲常、》

【解題】此章見小曰明の一句を解す、

【分段】一章分つて三大段とす、第一大段は章首より怖其始に至る、箕子の言を叙す、第二大段は居五年より紂以亡に至る、箕子の言適中せしことを叙す、第三大段は故箕子より以知天下之禍に至る小を見るに歸納す、第四大段は故曰の一句とす、

昔者紂爲象箸、而箕子怖、以爲象箸必不加於土鉶、必將犀玉之杯、象箸玉杯、必不羹菽藿、則必旄象豹胎、旄象豹胎、必不衣短褐、而食於茅屋之下、則錦衣九重、廣室高臺、吾畏其卒、故怖其始、

【講說】昔し殷の紂王象牙の箸を作りし處、其庶兄なる箕子は憂懼して謂ふやう、象牙の箸を作りたる以上、瓦器には不相應ゆゑ、最早瓦器には載せまじく、瓦器の代に犀角又は玉の杯を用ゆることゝならば、食物も亦自然之に應じて奢侈に赴き、最早豆汁などを食はず、旄牛の肉、象の肉、若しくは豹の腹ごもりの如き美味珍羞を嗜むは必定なるが、食物の斯くなるに從ひ、衣服居住も亦皆華美を求め、最早短き毛布を着し茅屋の下に住は

晉獻公以垂棘之璧、假道於虞而伐虢、大夫宮之奇諫曰、不可、脣亡而齒寒、虞虢相救、非相德也、今日晉滅虢、明日虞必隨之亡、虞君不聽、受其璧而假之道、晉已取虢、還反滅虞、』

【講説】晉の獻公は虢の國を伐たんが爲め垂棘の地より產出せし名玉を餌として虞に通路を借らんことを請へり、虞の大夫の宮之奇と云ふ者之を諫めて曰く其は宜しからず、脣無くなれば齒寒しとかや、虞虢の互に救はざるを得ざるは必至の勢にて、別段恩愛を施す儀には非ず、今日晉が虢を滅さば明日は虞が其跡を追ふて亡ぶるは必然なりと、然るに虞君は其言に從はず、晉より贈れる璧を受納して通路を貸與へけり、晉は其計圖に中り遂に虢を取つて兵を反せしが更に引返して虞を亡ぼせり、

此二臣者皆爭於腠理者也、而二君不用也、然則叔瞻宮之奇、亦虞鄭之扁鵲也、而二君不聽、故鄭以破、虞以亡、』

【講説】此二人の臣下は共に前章に言へる病を腠理に爭ふ者なり、然るに鄭虞の兩君は之を用ゐざりき、右の如くなれば叔瞻宮之奇は先見の明ある人にして虞鄭に於ける政治上の扁鵲其人なり、二君が其言を用ゐざる宛も桓侯が扁鵲の言を用ゐざると同じく、則ち又桓公が遂に死亡せしと一般鄭は破れ虞は亡びぬ、

故曰、其安易持也、其未兆易謀也、』

【講説】故に本文に其安き時に於て注意するときは維持し易く、其未だ兆候あらざるときに處置を求むるときは方法を立て易しと曰ふ、

槩論

主意前章と同一なり、

○其安易持章 第六十四章

〔其安易持、其未兆易謀、其脆易破、其微易散、爲之於未有、治之於未亂、合抱之木、生於毫末、九層之臺、起於累土、千里之行、始於足下、爲者敗之、執者失之、是以聖人無爲、故無敗、無執、故無失、民之從事、常於幾成而敗之、愼終如始、則無敗事、是以聖人欲不欲、不貴難得之貨、學不學、復衆人之所過、以輔萬物之自然、而不敢爲〕

【解題】此章其安易持其未兆易謀の二句を釋せし者、

【分段】一篇分つて四大段とす、第一大段は章首より取八城に至る、鄭君の事を引て證となす、第二大段は晉獻公より反滅虞に至る、虞君の事を引て證となす、第三大段は此二臣者より虞以亡に至る、前の事實より論斷を下す、第四大段は故曰より結末に至る、老子の本文を掲ぐ、

昔晉獻公重耳出亡過鄭、鄭君不禮、叔瞻諫曰、此賢公子也、君厚待之、可以積德、鄭君不聽、叔瞻又諫曰、不厚不若殺之、無令有後患、鄭君又不聽、及公子返晉、邦舉兵伐鄭、大破之、取八城焉、

【講說】昔し晉公重耳が本國を出奔せし頃、流浪の途中鄭に立寄りし處、鄭君は粗略なる取扱を爲せしかば、鄭の臣叔瞻之を諫めけるやう、重耳は賢明の公子なれば君宜しく優待を加へ玉ふべし、左あるときは恩義を掛け置く次第とならんと、然るに鄭君其言を聽入れず、叔瞻因て又諫めけるやう、若し手厚く爲し玉はざる以上は殺す方愈なり、恨を抱かしめなば返報すべきが故に、後の患を留むるは宜しからずと、鄭君又之にも從はざりき、其後重耳本國に返るに及び、鄭の無禮なりし罪を咎め之を征伐して城八箇所を攻め取りたり、

【字解】〔晉公重耳〕晉の文公、重耳は名なり、此時未だ君とならざりしも追稱して公と曰ひたるなり、〔鄭君〕鄭の文公名は捷、

を出すに及ばず桓侯を望み見ると均しく逃出せり、桓侯も不思議の餘り人を遣はして問はせけるに扁鵲の言ふやう疾が腠理にある中なればパップを宛てゝも間に合ふべく、肌膚に在る中なれば針を打ても間に合ふべく、腸胃に在る中なれば火齊湯を用ゐても間に合ふべし、然るに骨髓に至つては司命星の手に屬することにて、醫術の如何ともする能はざる所なり、其れゆゑ臣は何とも申上げざりしなりと、

【字解】〔湯熨〕藥布を以て患部を蒸すなり、〔鍼石〕金針と石針となり、〔火齊〕藥液、

居五日、桓侯體痛、使人索扁鵲、已逃秦矣、桓侯遂死、

【講說】又其儘五日を過ぎし處桓侯は身體に痛を覺えしかば早速治療を請はんとて扁鵲の在處を尋ねしめけるに、扁鵲は此時已に秦國に逃げ行きたる後にて力及ばず、桓公は遂に薨じぬ、

故良醫之治病也、攻之於腠理、此皆爭之於小者也、夫事之禍福、亦有腠理之地、故曰、聖人蚤從事焉、

【講說】左れば良醫が病氣を療治する仕方は病氣の尙ほ腠理に在る時に於て之を攻むることとなるが、右は些細の時に之を平げんとする者なり、夫れ人事の禍福にも亦丁度病氣の腠理に於けると同樣の場合あり、此の場合に何とか始末を爲さゞるべからず、故に本文に聖人は蚤く事に從ふと曰ふ、

槩論

桓侯の事實を引て聖人の蚤く事に從ふ所以を說明す理義自ら透徹す、

文評

通篇累棊法を用ゐ、桓侯の病勢一日一日と進み、療治一日一日と後るゝを叙し、桓侯遂に死に至つて止む、以上數百字は即ち桓侯の死せし原因にして、其結果を揭ぐるは唯此一句、詳略法ありと謂ふべし、又全文盡く事實の引證なるが「夫事之禍福亦有腠理之地」の一句を以て本論に轉じ、而して本論も亦唯此一句、繁簡宜しきを得ると謂ふべし、

と稍暫くして言へるやう、君には疾あり其患部は皮肉の筋目にて、若し療治を爲し玉はざらんには次第に病勢を增すべしと、桓公之を聞き此方病氣など更になしと曰はれけるが、扁鵲退出せし後桓侯近侍に申さるゝやう、醫士と云ふ奴は扨も利を好む者かな、有りもせぬ病氣を療治して手柄を立てんとすと、

【字解】〔扁鵲〕名は秦、越の人、史記に傳あり、古の神醫、倉公と並び稱せらる、〔蔡桓侯〕古書に或は齊の桓公とし、或は晉の桓侯とす、孰れにても本意に大關係なければ考證を要せず、〔腠理〕一說に皮膚の穴、即ち分泌物の出づる處とす、〔將恐〕片山兼山の說に此の二字倒置なるべしと、〔寡人〕諸侯の謙稱、〔寡人無〕史記に據り無の字に疾を加ふ、〔醫之好〕好の下に利を加ふるも亦史記に據る、

居十日、扁鵲復見曰、君之病在肌膚、不治將益深、桓侯不應、扁鵲出、桓侯又不悅、

【講說】其儘十日を過ぎて、扁鵲復た桓侯を見て云ふ君の疾今は肌膚に在り、療治せざれば益す深くなるべしと、桓侯は何とも之に挨拶せられず、扁鵲は退出せしが桓侯は一層不機嫌なりき、

居十日、扁鵲復見曰、君之病在腸胃、不治將益深、桓侯又不應、扁鵲出、桓侯又不悅、

【講說】又其儘十日を過ぎ扁鵲復たも桓侯に見えて云ふ、今は君の病已に腸胃に入れり、治療し玉はざれば更に甚しくなるべしと、桓侯例の如く何等の返答なく、扁鵲は退出せしが桓侯不機嫌の上にも不機嫌なりき、

居十日、扁鵲望桓侯而還走、桓侯故使人問之、扁鵲曰、疾在腠理、湯熨之所及也、在肌膚、鍼石之所及也、在腸胃、火齊之所及也、在骨髓、司命之所屬、無奈何也、今在骨髓、臣是以無請也、

【講說】又其儘十日を過ぎ扁鵲は宮中に至りしも一語

治水の名を以て聞えたる白圭が隄防を巡檢するときは穴をば注意して之を塞げり、主人翁が火の用心を爲すや必ず竈の隙を塗る、是を以て白圭には水害なくして主人翁には火災なし、此等は皆易き中に用心して難儀に及ばぬやうになし、小さきことを大切にして大事に至らぬやうに爲したる者なり、

【字解】〔螘〕蟻の大なる者、

槩論

徹明の解は具體的に偏するの疵あるも尙ほ一說たるを失はず、弱勝强の解は疎淺にして味なし、難易大小の解は平易明白眞成に好注脚なり、

文評

「謂謂」を以て老子の語を出す二箇處、「故曰故曰」を以て老子の語を出す二箇處、而して最後に老子の語を本とし溯つて說明を下せしは前解と面目を殊にせしものなり、且つ說明の首に譬を設け、尋で白圭と丈人との故事を引き此譬を實にせしが如き豈に新案と謂はざるべけんや、而して譬喩故事兩つながら一火一水、是を新の又新なるものとす、

○扁鵲章

此文引く所今の老子に無之、假に名づけて扁鵲の章と云ふ、

【章旨】此章聖人が早く禍を處置して手後れとならざるを言ふ、

【分段】一章分つて六大段とす、第一大段は章首より欲治不病以爲功に至る、腠理の病あるを叙す、第二大段は居十日扁鵲復見曰君之病在肌膚より桓侯又不悅に至る、肌膚の病あるを叙す、第三大段は居十日扁鵲復見曰君之病在腸胃より桓公又不悅に至る、腸胃の病を叙す、第四大段は居十日扁鵲望桓侯而還走より臣是以無請也に至る、骨髓の病を叙す、第五大段は居五日より桓侯遂死に至る、第六大段は故良醫之治病也より結末に至る、論斷を下す、

扁鵲見蔡桓侯、立有間、扁鵲曰、君有疾、在腠理、不治將恐深、桓侯曰、寡人無疾、扁鵲出、桓侯曰、醫之好利、欲治不病以爲功、』

【講說】扁鵲と云へる名醫蔡の桓侯に謁見し、立つこ

《爲無爲、事無事、味無味、大小多少、報怨以德、圖難於其易、爲大於其細、天下難事必作於易、天下大事必作於細、是以聖人終不爲大、故能成其大、夫輕諾必寡信、多易必多難、是以聖人猶難之、故終無難、》

有形之類、大必起於小、行久之物、族必起於少、故曰、天下難事、必作於易、天下大事、必作於細、

【解題】右は天下難事必作於易、天下大事必作於細を解す、

【講說】凡そ有形の類は大なる者必ず小より起り、永續の事は多き者必ず少より起る、故に天下の難事、必ず易きに起り、天下の大事は必ず細に起ると曰ふ、

【字解】〔族〕多なり、

是以欲制物者、於其細也、故曰、圖難於其易也、爲大於其細也、』

【解題】右は圖難於其易爲大於其細の句を解す、

【講說】是の理由を以て物を制して增長せしめざらんとせば其細なる間に於てするなり、故に難を其易きに圖り、大を其細きに成すと曰ふなり、

【字解】〔是以欲制物云云〕是れ恐らくは本と二句あつて其中の一句のみ存したるものなるべし、何となれば、故曰の下に難を其易きに圖ると大を其細になすとの兩意あるに拘らず、解釋は唯だ大を其細に爲すの一句に止ればなり、

千丈之隄、以螻蟻之穴潰、百尺之室、以突隙之煙焚、故曰白圭之行隄也、塞其穴、丈人之愼火也、塗其隙、是以白圭無水難、丈人無火患、此皆愼易以避難、敬細以遠大者也、』

【解題】右は譬喩と事例とを以て易と細の愼むべきを言ふ、

【講說】千丈の長隄も僅に蟻の穴より崩れ、百尺の巨室も竈の隙より洩るゝ火氣の爲に焚かる、故に周代

ろ川なり、〔强之於黄池〕晉公と黄池に會したろ事を謂ふ、

晉獻公將欲襲虞、遺之以璧馬、智伯將襲仇由、遺之以廣車、故曰、將欲取之、必固與之、』

【解題】右は將欲取之、必且與之の句を解す、

【講說】晉の獻公、虞の國を襲はんと欲するや、之に璧と馬とを贈物として油斷を爲さしめ、晉の智伯が仇由を襲はんと欲するや廣車を贈物として油斷を爲さしめたり、故に將に之を取らんと欲す、必ず固く之を與ふと曰ふ、

槩論

此れ亦陰謀として老子を解せし者なれども、此意味に於ては擧ぐる所の實例尤も適切なりと謂ふべし、

文評

此の二解倶に實例のみを示して虛論を加へず前解に比して其變化の在る所を知るべし、

○將欲噏章　其三

起事於無形、而要大功於天下、「故曰、是謂微明、』

【解題】右は是謂微明を解す、

【講說】凡そ至人の爲す所は其初何等の形跡なき處より事業を起し、而して天下に大功あることを求む、故に是を微明と謂ふと曰ふ、

【字解】〔微明〕事を無形に起すは微なり、大功を天下に要むるは明なり、然れども老子の本義には非ず、

處小弱而重自卑損、謂弱勝强也、』

【解題】右は弱勝强を解す、

【講說】小弱の地位に居る者、重く自ら卑下退讓するときは敵國も敢て無法に兵を加へざるを以て、是を弱、强に勝つと謂ふ、

【字解】〔自卑損謂〕本と自卑謂損に作る、今顧廣圻の言に據て之を改む、

槩論

此二節亦老子の本意を得ず、

○天下大事章　第六十三章

なし頗る議論ある個處なり、從て利器の解に至つても亦異なり、韓非より以前に於ては莊子利器を以て賢智の稱となし、韓非より後に於ては蘇轍呂吉甫以て柔弱の事なりとし王純甫以て兵刄の義とす、是皆威柄賞罰と視做さゞる者なり、六韜には人に利器を借す勿れ、人に利器を借さば則ち人に害せられて其世を終へずと此れ威柄を以て利器となす者にして淮南子の如きも亦然り、然れども此れ反て韓非より出でたるものゝ如し、但し六韜は呂望の作と稱すれども今本は僞書にして其作必ず韓非の先に非ず、抑も老子の意決して賞罰を指さず然るに韓非が賞罰となせしは亦己の主義に牽强したるのみ、

文評

此れ一章中の二句を擧げて之を解せし者なるが一段は勢重者人君之淵也を以て淵の徴意を發し、一段は賞罰者邦之利器也を以て利器の徴意を發す、起法相同じ、而して前段は一小段虛論、一小段事例なり、後段は唯虛論のみをなし事例を略す、是れ聊か變化を取りたるなり、

○將欲噏章　其二

越王入官於吳、而勸之伐齊、以弊吳、吳兵既勝齊人於艾陵、張之於江濟、彊之於黃地、故可制於五湖、故曰、將欲噏之、必固張之、將欲弱之、必固彊之、

【解題】右は將欲噏之、必固張之の句を解す、

【講說】越王勾踐吳の爲に敗られ吳に降つて之に仕へ吳王夫差に勸めて齊を伐たしめ吳を疲弊せしめんと謀れり、吳の兵艾陵に於て齊に勝ちし後、江濟に威を張り黃池に彊を示せり、是れ皆勾踐の計略なりしが、此の如く一旦吳を驕らし且つ之を疲弊せしめしかば終に五湖に於て吳を制することを得たり、故に將に之を噏んと欲す、必ず固く之を張れと曰ふ、

【字解】〔勸之伐齊〕史記に據れば勾踐其大夫なる種を遣し吳王に言はしめけるやう、竊に聞く大王暴齊を困して周室を撫せんとすと、請ふ越の境內の士卒を悉し、孤自ら堅を被り士卒に先だつて矢石を受けんと、〔艾陵〕齊の地、〔江濟〕江は楊子江、濟水は齊晉の間を歷

警策の一段とす、

○將欲噏章 第三十六章 其一

〔將欲噏之、必固張之、將欲弱之、必固強之、將欲廢之、必固與之、將欲奪之、必固與之、是謂微明、柔勝剛、弱勝剛、魚不可脫於淵、國之利器、不可以示人、〕

勢重者人君之淵也、君人者、勢重於人臣之間、失則不可復得也、簡公失之於田成、晉公失之於六卿、而邦亡身死、故曰、魚不可脫於深淵、

【解題】右は魚不可脫深淵の句を解す、

【講說】人君に在つて其勢の貴重なるは魚の深淵に於けると一般、極めて大切なる事にて、人君たる者其勢人臣の間に重かるべく、若し其重を失ふときは復た恢復することを得ず、昔し齊の簡公は田成に奪はれて之を失ひ、晉公は六卿に奪はれて之を失ひ、邦亡び身死せり、故に魚は深淵に脫すべからずと曰ふ、

賞罰者邦之利器也、在君則制臣、在臣則勝君、君見賞、臣則損之以爲德、君見罰、臣則益之以爲威、人君見賞、而人臣用其勢、人君見罰、而人臣乘其威、故曰、邦之利器、不可以示人、

【解題】右は邦之利器不可以示人の句を解す、

【講說】賞罰は邦の利器なり、此利器君に在れば君其臣を制し、臣に在れば臣其君に勝つ、君其臣に對して賞を示すときは臣之を握り潰し置き己の恩惠として之を行ふ、君其臣に對して罰を示すときは臣之に尾鰭を附して己の威力を施す、即ち人君賞を示すの結果人臣其勢を用ゐ、人君罰を示すの結果人臣其威に乘ず故に國の利器は以て人に示すべからずと曰ふ、

槩論

老子の本章古來或は陰謀の言となし、或は然らずと

主父萬乘之主、而以レ身輕ニ於天下一、』

【解題】右は奈何萬乘之主、而以身輕天下を解す、

【講説】主父は萬乘の主即ち大國の君なり、大國の君なれば須らく自重すべきに反て天下の事に其身を輕しく振舞へり、

【字解】〔萬乘〕數ば前に出づ、〔以身輕於天下〕主父は西北の胡地を略し、雲中九原より直ちに南下して秦を襲ふべき企圖を抱き、詐つて自ら使者となつて秦に入れり、秦の昭王初は覺らざりしが、其去りける後に考へ見たる處如何にも其狀貌唯人ならず、因て人を派して之を追はしめたれども此時は主父已に函谷關を逃げ出でし後にて間に合はず、善く探索せしに此使者は主父なりき、蓋し此事實を指せし者ならんか、

無レ勢之謂レ輕、離レ位之謂レ躁、是以生幽而死、故曰、輕則失レ臣、躁則失レ君、主父之謂也、』

【解題】右は輕則失臣、躁則失君を解す、

【講説】無勢力なるをば輕と名づけ、其位地を失ふを躁と名づく、主父は重からずして輕く、靜ならずして躁なりしかば遂に生きながら閉込られて生命を失ふに至れり、故に輕ければ則ち臣を失ひ、躁なれば則ち君を失ふと曰ふ、主父の事に當れり、

【字解】〔躁〕變動の意に用ゆ、〔生幽而死〕惠文王の四年に當り、公子成と李兌と主父の宮殿を圍むこと三月餘、主父之が爲め沙邱宮に餓死せり、其詳細は前に出づ、〔輕則失臣躁則失君〕輕ければ臣下之に背くこと臣下を失ふなり、躁なれば其位地を離るゝこと故君たる資格を失ふ、

槩論

君子輜重の句、老子は以て君子の自ら輕んせざる一例となせしなり、而して韓非は譬喩と視做し主父傳國の事蹟を以て之に擬す是れ活解なり、然れども主父の一事に據り輕躁の害を示すは老子の本旨をして稍狹隘ならしむるの恨あり、燕處超然の解に至つては縱令斷章取義の精神に出でたるにせよ、文理字義を曉らざる亦甚しと謂ふべく、韓非の無學なる是に於てか掩ふべからず、

文評

是れ亦逐句分解の結構を用ゆ、邦者の一句先づ隱喩を提起し、主父生傳の二句を以て正喩を混淆す、此を

○重爲輕根章 第二十六章

《重爲輕根、靜爲躁君、是以君子終日行不離輜重、雖有榮觀、燕處超然、奈何萬乘之主、而以身輕天下、輕則失臣、躁則失君、》

制在己曰重、不離位曰靜、重則能使輕、靜則使躁、故曰、重爲輕根、靜爲躁君、

【解題】右は重爲輕根、靜爲躁君を解す、

【講説】人を制すべき權柄己の身に在るを重と曰ひ、其所を離れぬを靜と曰ふ、己重ければ輕き者を使ふことを得、己靜なれば躁がしき者を使ふを得、故に重は輕の根たり、靜は躁の君たりと曰ふ、

邦者人君之輜重也、故曰、君子終日行不離輜重也、『主父生傳其邦、此離輜重者也、

【解題】右は君子終日行不離輜重を解す、

【講説】邦の人君に取て大切なるは猶ほ輜重の軍隊に於けるが如し、即ち邦は人君の輜重なり、故に終日行て輜重を離れざるなりと曰ふ、主父が生存中其王位を傳へたるは是れ輜重を離れたる者と謂ふべし、

【字解】〔輜重〕輜は衣服を載する車、重は重量ある者を載する車、〔主父〕史記趙世家に云ふ、武靈王二十七年五月戊申、大に東宮に朝して、國を傳へ王子何爲を以て王と爲す、王廟見禮畢り出で丶朝に臨む、大夫悉く臣たり、肥義相たり、併せて王に傳たり、是を惠文王とす、武靈自ら號して主父となすと、

故雖有代雲中之樂、超然已無趙矣』、

【解題】右は雖有遊觀、燕處超然を解す、

【講説】故に主父は代及び雲中に於て觀樂の事ありしと雖も、趙の國は已に彼が手を離れて復た其有に非ざりしなり、

【字解】〔代雲中之樂〕趙の二郡なり、〔超然已無趙〕元來老子の文意は縱ひ人君に遊觀樂むべき者あるも、必ず安居して動かず超然と高く物外に出づべしと云ふ事なり、然るに韓非は榮觀ありと雖も燕處超然と讀まずして榮觀燕處ありと雖も超然と讀み且つ超然を高く出づる意となさず物の脫け離れたる意に取りたる者にして大に原義を失へり、

之處、是邦之法、祿臣再世而收地、唯孫叔敖獨在、此不以其邦收者、瘠也、故九世而祀不絕、故曰、善建不拔、善抱不脫、子孫以其祭祀、世世不輟、孫叔敖之謂也、

【講說】昔し楚の莊王既に晉と河雍に戰つて勝利を得凱旋の後孫叔敖の功を賞せんとせし時、孫叔敖は漢間の地にて沙石多く地味善からざる處を賜はりたしと願ひ、遂に聞届けられたるが、元來楚の國法に據れば臣下に祿を授くるに二代を限り、二代を過ぐれば之を回收するの規定なり、然るに孫叔敖のみは子孫に至るも其領地依然として存在せり、蓋し彼の領地が國法を以て取上げられざりし所以は土地が瘠せて政府の利益にならざるが爲なりき、故に九代の後に至るも其祀は連綿として持續せり、故に善く建て拔けず、善く抱きて脫せず、子孫其祭祀を以て世々輟めずと曰ふ、是は孫叔敖の事に當る、

【字解】〔楚莊王〕穆王商臣の子、共王の父、名は侶、〔晉〕狩に作れる本あり、從ふべからず、〔孫叔敖〕楚の令尹薳賈の子、〔請漢間之地〕呂氏春秋に記す、孫叔敖國に功あり病で將に死せんとす、其子を戒めて曰く、王數ば我を封ぜんと欲す、我辭して受けず、我れ死せば必ず汝を封ぜん、汝利地（善き地）を受くる勿れ、荊楚の間寢邱なる者あり、其地たる利あらずして前に妬谷あり後に戾邱あり其名惡し長く有すべきなり、其子之に從ふ、楚の功臣は封二世にして收む唯寢邱は奪はざるなり、獨り在り（在は猶ほ存の如し）、淮南子に載する所も亦大同小異、此れに據れば孫叔敖が生前自ら請ひたるには非ず、〔瘠〕は磽确即ち石地を謂ふ、

槩論

此れ「善建不拔、善抱不脫、子孫以其祭祀、世世不輟」の四句を悉く孫叔敖の事に宛てゝ說明せし者、解老の抽象的なると其歸を異にせり、但し老子の本文には善建者不拔、善抱者不脫、子孫祭祀不輟に作る、老子を正しとす、

文評

楚の莊王の六十字は孫叔敖の事を敍し「故曰」の二十字は老子の文を揭げ而して「孫叔敖之謂也」の六字は雙方を合拍して一となし、文始めて全し、

たる璧とを得んと欲し、忠臣宮之奇の諫言を聽入れざりし爲め其國は亡び其身は死せり、故に咎は得るを欲するより憯なるはなしと曰ふ、

【字解】〔虞君〕此一條の事實悉く十過篇に出づ、〔憯〕はげしきこと、老子には大の字に作る、

邦以存爲常、霸王其可也、身以生爲常、富貴其可也、不欲自害、其邦不亡、身不死、故曰、知足之爲足矣、

【解題】右は知足之爲足矣を解す、但し今の老子には知足之足常足矣に作る、

【講說】夫れ邦は存在すれば其れにて十分なり、存在する上にて霸とも爲るを得べく、王とも爲るを得べし、即ち霸王は十二分の事なり、又人は生存すれば其れにて十分なり、生存する上に於て富者とも爲り貴人とも爲るを得べし、即ち富貴は十二分の事なり、國と人とを問はず、自己保存のみを事とするは足るを知ると謂ふべく、霸王富貴を欲するは足るを知らずと謂ふべし、足を知らざるは自ら害する所以にして自ら害することを欲せざれば邦も亡びず身も死せざるべし、故に足るを知る之を足ると爲と曰ふ、

槩論

此章解老に釋せし所と比較するに頗る明晰を以て勝れり、而して戎馬生於郊の解此れに據れば馬常に戰場に在り故厩に歸る暇なきが爲め郊外に孕むと爲せしが如く、解老とは其解を異にせり、余は寧ろ喩老の解を以て穩妥なりと思惟す、

文評

順次を逐ふて本意の六句を解し、各句の解終る毎に「故曰」を以て之を束ぬ、眉目頗る明なり、而して六段の中第一第二第六は虛論を以て說明し、第三第四第五は史蹟を以て說明す、一虛一實人をして厭はざらしむるの妙あり「知足之爲足矣」の解は着意特に奇拔を覺ゆ、

○善建者不拔章　第五十四章にして本文は解老に載せたり

楚莊王既勝晉河雍、歸而賞孫叔敖、孫叔敖請漢間之地、少石

文公、文公受客皮而歎曰、此以皮之美自爲罪、夫治國者、則以名號爲罪、徐偃王是也、則以城與地爲罪、虞虢是也、故曰、罪莫大於可欲、』

【解題】右は罪莫大於可欲を解す、

【講說】昔し翟國の人晉の文公に豐狐と玄豹の皮を獻せし處、文公は之を受け收めながら嘆息して曰ふ、此の狐と豹と何の罪かあらん、然るに災を得たるは皮の美なることが罪となりしなりと、夫れ國を治むる上に於て名の爲に罪を造りしは徐の偃王即ち其例なり、城と土地との爲に罪を造りしは虞虢即ち其例なり、故に罪は欲すべきより大なるなしと云ふ、

【字解】〔翟〕國名、狄に同じ、〔豐狐〕尾の毛繁密なる狐、〔玄豹〕黑色の豹、〔以名號爲罪〕徐の偃王國を治め仁義の名あり、江淮間の諸侯服從する者三十六國に及びしが周王楚の文王に命じ討て之を滅す、〔虞虢〕二國の名、事前に出づ、

智伯兼范中行而攻趙不已、韓魏反之、軍敗晉陽、身死高梁之東、遂卒被分、漆其首以爲溲器、故曰、禍莫大於不知足、』

【解題】右は禍莫大於不知足を解す、

【講說】晉の智伯は范中行氏を滅ぼして之を併せたる上尙ほ趙を攻めて足ることを知らざりしが、結局其身方なりし韓魏の二國裏切を爲せしため、其軍は晉陽に於て打敗られて高梁の東に戰死しけり、是に於て其領地は趙魏韓三國に分割せられ、趙襄子は智伯の腦蓋に漆を塗り之をば溲器となして用ゐたり、故に禍は足るを知らざるより大なるなしと曰ふ、

【字解】〔溲器〕或は便器とし或は杯とす、

虞君欲屈產之乘與垂棘之璧、不聽宮之奇、故邦亡身死、故曰、咎莫憯於欲得、』

【解題】右は咎莫憯於欲得を解す、

【講說】虞國の君は屈より出てたる馬と垂棘より出て

至」の三字を把捉して疊用せし一節は古藤の樹を繞るが如く、姿致愛すべし、

韓非子卷七

喩老

【篇旨】此れ本書の第二十一篇なり、喩を以て老子の書を釋くが故に喩老と名づく、迂評に曰く、比辭連事以て老子の意を明にすと、解老に比すれば毎章の布置稍整齊の觀あり、故に分章逐段の例を趁て之を解す、但し毎章に何何の章と題せしは余が讀者の便宜上加へたる者にして本書に之あるに非ず、

○天下有道章

第四十六章にして其文は解老に載せたり、

天下有道無急患、則曰靜遽傳不用、故曰、却走馬以糞、

【解題】右は却走馬以糞を解す、

【講說】天下に道あつて國政宜しきを得、內亂外寇等の如き急變なきときは、宿次の車馬を用ゐて急を報じ兵を召ぶが如きことなし、故に走馬を却けて以て糞すと曰ふ、

【字解】〔糞〕播に通ず、種まきなり、

天下無道、攻擊不休、相守數年不已、甲冑生蟣虱、燕雀處帷幄、而兵不歸、故曰、戎馬生於郊、

【解題】右は戎馬生於郊を解す、

【講說】天下に道なく內治外交宜しきを得ざるの結果戰亂の世となり、或は敵國を攻擊して休息の暇なく、或は退て自國を守ること數年に亙つて猶ほ已まず、兵士は絕えず甲冑を着くる所より甲冑に虱を生ずるに至り、燕雀も戰場に狃れて帷幄に巢を造るに至る、而して兵士は長く歸ることを得ずして軍中に在るが故に戎馬郊に生ずと曰ふ、

【字解】〔蟣〕虱の子、

翟人有獻豐狐玄豹之皮於晉

第一章は是れ老子學說の大綱大要を揭げたる處にして、苟も此章の神髓を攫するときは以下八十章乃を迎へて解けん、則ち其解釋の深淺は老子を咀嚼するの精疎を見るべき者に非ずや、然るに韓非が「道可道非常道也」の語を說明するや、敢て肯綮に中らざるには非ざれども此の如きは何人も知るに難からず、豈に能く柱下叟の又玄を發明するとせん、韓非の老學に於ける造詣の甚だ深からざる已に其幾微を見る、

第五十章は本文に就て直ちに其解を求めんか沒理的にして無意味に終るの弊あるも、解老は常識に因て之を講するが故に人をして首肯せしむるに足るものあり、初學の士に裨益すること少からず、

第六十七章の三寶を解するや、「慈故能勇」の說は切當にして易ふべからず、「儉故能廣」の說は附會にして從ふべからず、「不敢爲天下先」の說は卑俗にして觀るべからず、

第五十三章の「服文采」と「帶利劍」とは少しく文字を識る者誰か其實事なることを認めざらん、然るに韓非は倶に譬喩として之を觀たり、其文義に昧き亦甚しと謂ふべし、且つ後半の文字論理達せず「厭飲食」の三字亦歸着する所なく、要するに牽强の誚を免るべからず宜なり其嘖嘖たるや、

第五十四章の原文は老子中平易なる者に屬し、從て其解も亦平易にして他奇なし是れ勢自ら然らざるを得ず、

文評

解老一篇、老子の順序に從はず、又其全部に及ばず、摘出せし所僅僅十餘章に止る、去りとて其間に聯絡ありとも思はれざれば篇法として見るべき者なく、唯だ個個獨立の章を以て成りたる者なり、而して每章亦原句の前後に拘らず隨意に位置を顚倒せしが如き決して深く心を用ゐたる作に非るに似たり、

一篇の特色として一言すべきことは多く疊句を用ゐたる點に在り、譬へば「人有福、富貴至、富貴至則衣食美、衣食美則驕心生、驕心生、則行邪僻而動棄理、」の如し、陳深曰く「文字含蓄を以て貴となす者あり言はずして意に見ゆ故に盡く美と爲さゞるなり、反覆を以て貴となす者あり、愈よ複愈よ味あり、故に其往返を厭はず」と、然れども每章層見するに至ては厭ふべきを見るも喜ぶべきを見ず、第五十八章の解中「所欲

りと言へるは固り詭激の論なりと雖も是れ原と禮の弊に就て云云せしに過ぎず豈に絶對的に禮其物を無視せんや、則ち其言や一種の眞理を含む者と謂はざるべからず、而して善く其論旨を發揮せる者は韓非の此一段に若くはなし、

第五十八章の本文中に於て「禍兮福之所倚、福兮禍之所伏」と云へる語は人生變轉の眞相を穿ち、後世賈誼の「禍福如糾纆」と云へると一對の名言なるが、老子は元來世人智を用ゆる上より提醒せし者なるに、韓非が行事の上より之を説明するに及んで奇警なる者一變して平凡となりぬ、蓋し彼れ老子を學ぶと雖も未だ化するに至らず得る所皮相に止まるが爲なり、仙骨なき者豈竟に度すべけん、

第五十九章の事天治人は王者の立場より言ひたる者なれば、天は上天、人は人民を指すに外ならず、然るに韓非は、天を自然、人を人爲として之を解す、即ち具體的の意をば抽象的に變じ政治的の語を心理的の語に化したる爲め一層原文をして高尚ならしめたり、然れども此より以下の解釋は別に深意なく、只其呶々を覺ゆるのみ、

第六十章は「治大國如烹小鮮」の句を始として韓非の解する所委曲明晰、眞に本文の注脚として觀るに足れり、而して明の沈一貫は韓非功利を尙ぶ未だ老子の大を得ずと雖も亦觀るべきなりと云ひながら、殆ど全く其説を襲ふに至つては何たる事ぞ、

第四十章の「却走馬以糞」の解、「戎馬生於郊」の解は後世注家の取らざる所なれども亦以て一説に供すべし、蓋し却走馬以糞を以て馬を戰爭に用ゐず田疇に用ゆるの意となすは普通の解なり、而して韓非は更に「遠通淫物」の一事を加ふ、戎馬生於郊を以て馬が城市に生れずして疆場の外に生るゝとなすは普通の解なり、而して韓非は戎馬乏しくして將馬を用ゆることゝし、「郊者言其近也」と釋く、韓非の解は迂遠なり支離なり、余の以て一説に供すべしと云へるは其説を可とするに非ず、或は韓非以前此の如く解し來り韓非は之を敷衍せしに過ぎず、適々古人の解釋力を研究すべき一材料となすを得べきが故のみ、

第十四章は動物の象に因て象字の意義を示す、是れ創解に屬し易象の象の如きも之に考ふるときは渙然氷釋すべし、

【講說】身を脩むる者此法則に因て君子と小人とを區別し鄕を治め邦を治め、天下に臨む者各此條を以て利害消長を正當に觀察するときは、萬に一をも誤ることなし、故に本文に身を以て身を觀、家を以て家を觀、鄕を以て鄕を觀、邦を以て邦を觀、天下を以て天下を觀る、吾れ奚を以て天下の然るを知るや此を以てすと曰ふ、

【字解】〔息耗〕 息は長ずるなり、耗は消するなり、

槩論

太史公曰く韓非は形名法術の學を喜び而して其歸黄老に本づくと、班固曰く申韓黄老よりして流れて形名に入ると、形名法術の學本と黄老と相涉らずと雖も、彼が一たび黄老に尸祝せしや疑なく、而して其之を尸祝するや其道を信じて然るに非ず、乃ち此を用ゐて其術を飾らんとせしのみ、解老喩老の二篇は彼が其老子に對する見解を發揮せし者なるが往往老子の原意に拘らずして一流の說を立てたる處あり、謂ふべし老子を以て自己の注脚と爲したる者と、其れ然り老子の解說としては甚だ取るべきもの少きも時として奇創の見、獨闢の境なきに非ず、又老子の解說としても或は先秦人の思索に出でゝ、後人と其趣を異にし吾人をして玩味に堪へざらしむる者も一にして足らざるが故に未だ郢書燕說を以て一槩に排すべからざるに似たり、

第三十八章に「夫故以無爲無思爲虛者、其意常不忘虛、是制於爲虛也、今制於爲虛、是不虛也、」と言へるは流石に上德不德の眞意を得たる者にして老子の「無名之樸、亦將不欲」より得來れるを見る、唯本文の「無不爲」の三字終に落着する所なきは疎なりと謂はざるを得ず、仁を以て「中心欣然愛人」と爲すに至ては古書中未だ此の如く的然仁を解せし者あらず、禮に就ては「所以貌情」と曰ひ、「群義之文章」なりと曰ふ、是れ亦簡にして盡く、且つ衆人の禮を爲すを他人を尊ぶとし、君子の禮を爲すを其身の爲にするとせしは內外を以て眞僞を分てる者にして虛禮の虛禮たる所以是に於てか明なり、然るに「上禮爲之而莫之應、則攘臂而仍之」の句を割裂して二事となせしは、獨り老子の本意を失ふのみならず、縱令自ら新義を建てたる者として些の妙味なく、徒に揑造の痕跡を認むるのみ、夫れ老子の「禮者忠信之薄而亂之首」な

動かし冗費を爲す等の事なければ則ち資財に餘裕あり、故に本文に之を身に修む其德餘ありと曰ふ、

治鄕者、行此節、則家之有餘者益衆、故曰、脩之鄕、其德乃長、

【解題】右は第五十三章の脩之鄕其德乃長の句を解せし者、

【講說】又一鄕を治むる者が此法則を行へば鄕中に於て餘裕を有する家增加すべし、故に本文に之を鄕に修む其德乃ち長と曰ふ、

治邦者行此節、則鄕之有德者益衆、故曰、脩之邦、其德乃豐、

【解題】右は第五十三章の脩之邦其德乃豐の句を解せし者、

【講說】邦を治むる者此法則を行ふときは有德の地方益す增加すべし、故に本文に之を邦に治む其德乃ち豐と曰ふ、

蒞天下者行此節、則民之生莫不受其澤、故曰、脩之天下、其德乃普、

【解題】右は第五十三章の脩之天下其德乃普の句を解せし者、

【講說】天下に君臨する者此法則を行ふときは、凡そ生を此に受けたる人民は一として其恩澤を被らざるはなし、故に本文に之を天下に脩む其德乃ち普しと曰ふ、

脩身者以此別君子小人、治鄕治邦蒞天下者、各以此科適觀息耗、則萬不失一、故曰、以身觀身、以家觀家、以鄕觀鄕、以邦觀邦、以天下觀天下、吾奚以知天下之然也以此、

【解題】右は第五十三章の以身觀身以下の六句を解せし者、

爲動神不爲動之謂不脫、

【解題】右は第五十三章の善抱者不脫の句を解せし者、

【講說】一たび其情を抱持せし以上、縱令望ましき種類ありとも精神之が爲に動くことなし、精神の外物に移動せられざるを不脫と謂ふ、

【字解】〔於〕此字誤に非れば則ち上に脫字あるなり、若し誤とすれば抱の字なるべし、今抱の字として解す、

爲人子孫者、體此道以守宗廟、宗廟不滅、之謂祭祀不絕、

【解題】右は第五十三章の子孫祭祀不輟の句を解せし者、

【講說】人の子孫たる者此の不拔不脫の道を履行し是に因て宗廟を守るときは宗廟滅びざるべし、之を祭祀絕えずと謂ふ、

身以積精爲德、家以資財爲德、鄉國天下、皆以民爲德、今治身而外物不能亂其精神、故曰、脩之身、其德乃眞、眞者愼之固也、

【解題】右は第五十三章の脩之身其德乃眞の句を解せし者、

【講說】凡そ德は其對象に從つて種類を異にす、個人の德は積精、精神を保守して積み蓄ふるを德となす、家は家財を德とし、一鄉一國乃至天下に於ては民を以て德とす、今個人が其身を治め、趨舍義あり、禍福計あらば如何なる外物も其精神を亂す能はず、故に本文に之を身に修む其德乃ち眞と曰ふ、但し眞は大切に守ること堅固なるなり、

治家者、無用之物、不能動其計、則資有餘、故曰、脩之家、其德有餘、

【解題】右は第五十三章の脩之家其德有餘の句を解せし者、

【講說】又一家を治むる者が無用の物に因て其會計を

○善建者不拔章

《善建者不拔、善抱者不脫、子孫祭祀不輟、脩之身、其德乃眞、脩之家、其德乃餘、脩之鄕、其德乃長、脩之國、其德乃豐、脩之天下、其德乃普、故以身觀身、以家觀家、以鄕觀鄕、以國觀國、以天下觀天下、我何以知天下之然哉、以此、》第五十三章

人無愚智、莫不有趨舍、恬淡平安莫不知禍福之所由來、得於好惡、怵於淫物、而後變亂、所以然者、引於外物、亂於玩好也、恬淡有趨舍之義、平安知禍福之計、而今也玩好變之、外物引之、而往、故曰拔、至聖人不然、一建其趨舍、雖見所好之物、不能引、不能引之謂不拔、

【解題】右は第五十三章の善建者不拔の句を解せし者、

【講說】凡そ人は智者と愚者とを問はず善に趨き惡を舍つるの方針を有せざるなし、而して心地平安にして起居無事なる時は人欲未だ萠さゞるが故に、善の福を得惡の禍を來たすことを知らざる者あらず、然るに好惡の念に驅られ、奢侈無用の物品に誘はれ、玆に始めて趨舍の方向を誤るに至る、其方向に變動を來たす所以は實に外物に引附けられ娛樂品に亂さるゝに外ならず、夫れ無慾なれば方向の適處に叶ひ、平安なれば禍福の計算を知ることとなるに、今や娛樂品之を變じ身外の物之を誘ひ、遂に我が本心を引去き了る、故に本文に拔とあり、右は常人の事なるが聖人に至つては之に異り、一たび方向を確立せし以上、縱令己の好む所の物に出遇ふも本心堅固なれば此物は聖人を誘ふ能はず、斯く外物に引去られざるを不拔と謂ふ、

一於其情、雖有可欲之類、神不

必和、故服文采、帶利劍、厭飲食、
而資貨有餘者、是之謂盜竽矣、

【解題】右は第五十三章の全文を解せし者、但し今本の老子と異る所頗る多し、

【講說】老子の書に大道とあるは正しき道なり、施と云へるは邪なる道なり、徑と云へるは華美の事なり、華美は邪道の一分殊なり、朝甚除すとは裁判事件の繁多なるなり、裁判事件繁多なれば連坐の人民從て夥く、耕作の業妨げられて田荒る、田荒るれば收穫少きが爲め國の府庫空虛となり、府庫空虛となれば國貧しく、國貧しきに拘らず人民の風俗淫靡にして嗜慾に馳するときは衣食の業塞がるべし、衣食の業塞れば詐を飾らざるを得ず、詐を飾るときは則ち文飾を知るなり、文飾を知るをば文采を服すと曰ふ、

裁判沙汰繁くして倉廩は空虛となり、而して其風俗淫侈ならんか、國の傷を受くるや宛も人が利劍を以て其身を刺さるゝと一般、故に本文に利劍を帶ぶと曰ふ、

彼等種々に智巧を飾て國を傷くる者、國を傷くると雖も己の私家は之に因て富を致す、故に本文に資貨餘ありと曰ふ、

國に此の如き徒あるときは愚民其感化を受けて之に倣ふは自然の勢なるが、然るときは小盜生出す、是に由て觀察するに、大姦作れば小盜其後に附き隨ひ、大姦率先するときは小姦之に應じて一致する者なり、

竽と云へる樂器の音は五音の頭を爲す者なるが故に竽にして先づ奏せらるれば鐘なり瑟なり之に隨ひ、竽にして發聲するときは他の諸樂之に和して鳴る、之と同じく今大姦作れば俗民唱へ、俗民唱ふれば小盜必ず和す、故に本文に文采を服し、利劍を帶び飲食に厭きて資貨餘ある者是れ之を盜竽と謂と曰ふ、

（盜竽とは猶ほ盜賊の兆候と云ふが如し）

【字解】〔貌施〕施は邪なり、貌は衍文、集解には貌を飾ると訓じ、下文謂はゆる巧詐を飾る事とす、〔徑大〕大字又衍文なるべし、〔朝甚除〕朝は朝廷なり、獄訟無ければ朝廷人出入少なく草などを生ずれども獄訟繁きときは自然掃除行屆くなり、〔竽〕笙に似たる樂器、三十六簧あり、〔瑟〕日本の謂はゆる琴、〔俗之民〕俗民を謂ふべきを、語調を伸べて斯く書きたるに過ぎず、

結末論理不整の處あり、殆ど義を成さず、

道なる慈を以て己を守るときは事物擧措萬全にして一も當を得ざるなし、斯くあるときは之を寶と曰ふ、故に本文に吾に三寶あり持して之を寶とすと曰ふ、

○使我介然有知章

《使我介然有知、行於大道、唯施是畏、大道甚夷、而民好徑、朝甚除、田甚蕪、倉甚虛、服文采、帶利劍、厭飲食、財貨有餘、是謂盜夸、非道哉》第五十三章

書之所謂大道也者、端道也、所謂貌施也者、邪道也、所謂徑[大]也者、佳麗也、佳麗也者、邪道之分也、朝甚除也者、獄訟繁也、獄訟繁則田荒、田荒則府庫虛、府庫虛則國貧、國貧而民俗淫侈、民俗淫侈、則衣食之業絕、衣食之業絕則民不得無飾巧詐、飾巧詐則知采文、知采文之謂服文采、獄訟繁、倉庫虛、而有以淫侈爲俗、則國之傷也、若以利劍刺之、故曰、帶利劍、諸夫飾智故、以至於傷國者、其私家必富、故曰、資貨有餘、國有若是者、則愚民不得無術而效之、效之則小盜生、由是觀之、大姦作則小盜隨、大姦唱則小盜和、竽也者、五聲之長者也、故竽先則鐘瑟皆隨、竽唱則諸樂皆和、今大姦作則俗之民唱、俗之民唱、則小盜

は、何の事として運ばざるなく、何の功として成らざるなく、而して其言論たる天下第一たらん、苟も然らば縦令自ら大官の地位に處らざらんと欲するも、處らざるを得ず、必ず大官となるべし、大官の地位に處るをば仕事を爲すに就て首長たるべき人と謂ふ、故に本文に敢て天下の先たらず、故に能く事を成すの長たりと曰ふ、

【字解】〔成事長〕老子の書には器長とあり、文字の誤か、將た韓非故意に之を更めたるか、未だ知るべからず、

慈於子者、不敢絶衣食、慈於身者、不敢離法度、慈於方圓者、不敢舍規矩、故臨兵而慈於士吏、則戰勝敵、慈於器械、則城堅固、故曰、慈於戰則勝、

【解題】右は第六十七章の慈以戰則勝の句を解せし者、

【講説】己の子に慈なる者は決して其子の衣食を絶やさず、己の身に慈なる者は決して規律に違はず、方圓に慈なる者は決して規矩を棄てず、左れば大事に臨んで戰士軍吏に慈なれば則戰爭に於て敵に勝ち、器械に慈なれば其城堅固なり、故に本文に戰に慈なれば則ち勝ち、以て守れば則ち固しと曰ふ、

夫能自全也、而盡隨於萬物之理者、必且有天生、天生也者生心也、故天下之道盡之生也、若以慈衞之也、事必萬全、而擧無不當、則謂之寶矣、故曰、吾有三寶、持而寶之、

【解題】右は第六十七章の我有三寶、保而持之の句を解せし者、

【講説】夫れ能く自ら全うして慈儉、天下の先たらずの教を守り、事毎に萬物の道理に從ふ者は必ず行く行く天の生命を助くることあるべし、天の生命を助くるとは天が物を生ずるの心を得るに外ならず、天下の有らゆる道は生存に向はざるなし、故に生存の

故欲成方圓、而隨於規矩、則萬事之功形矣、而萬物莫不有規矩、議言之士、計會規矩也、聖人盡隨於萬物之規矩、故曰、不敢爲天下先、

【解題】右は第六十七章の不敢爲天下先の句を解せし者、

【講説】凡そ何に限らず形ある物なれば裁つに難きことなく、割くに難きとなし、何故なるやと云ふに、物の形ある以上長さあり、長さある以上大きあり、大さある以上方とか圓とかの狀あり、方とか圓とかの狀ある以上、堅きと脆との別あり、堅と脆との別ある以上、輕くなければ必ず重し、已に然る以上又白黑の色別あり、以上の短長と曰ひ、大小と曰ひ、方圓と曰ひ、堅脆と曰ひ、輕重と曰ひ、白黑と曰ふの類をば名づけて理と稱す、此理の定まらざる者は力に及ばざれども苟も理の定まれる者は即ち形のある者なれば之を割かんとするときは割き易し、故に朝廷に衆議を集めて後之を斷ずる場合に、權謀ある者能く之を決するなり、故に器の方圓を作らんとして規矩に從ふときは萬事に就て其功果實現すべし、萬物何れも規矩即ち法則なき者はあらず、權謀の士は此規矩に引合せて之と一致するなり、故に聖人は遂一萬物の規矩に從ひ敢て私智を用ゐて事を始めざるが故に、本文に敢て天下の先たらずと曰ふ、

【字解】〔大庭〕門より堂に至る廣場、猶ほ朝廷と曰ふが如し、〔知之〕其理を知るなり、

不敢爲天下先、則事無不事、功無不功、而議必蓋世、欲無處大官、其可得乎、處大官之謂爲成事長、是以故曰、不敢爲天下先、故能爲成事長、

【解題】右は第六十七章の不敢爲天下先、故能成器長の句を解せし者、

【講説】自ら押切て天下中の事に先驅とならざるとき

以智士儉用其財則家富、聖人愛寶其神則精盛、人君重戰其卒則民衆、民衆則國廣、是以擧之曰、儉故能廣、

【解題】右は第六十七章の儉故能廣の句を解せし者、

【講說】周公の言、冬季に當り、陽氣が地中に閉ぢ籠り氷雪等の凝結すること固からざれば春や夏に至り草木の發生すること繁茂ならず、斯く陰氣一たび盛にして然る後始めて陽氣あるが如く、天地の大勢力天地の大作用を以てするも尙ほ常に侈って勢力を振ひ常に費して作用を勞する能はず、月の盈虧の如く潮の滿干の如く暴風驟雨の長く續かざるが如く、毎も毎も一樣にはゆかぬものなり、況や人に於て豈に一定不變なるを得ん、故に萬物に必ず盛と衰とあり、萬事に必ず弛むと張るとあり、國家には文と武とあり、政治に賞と罰とあり、是の理由を以て智士其財を儉約して用ゆるときは財反て裕となつて家富むべく、聖人其心を大切にして濫思せざるときは德益す積で精根盛なるべく、人君たる者其兵卒を戰に役することを重大として差扣ゆるときは人民非命に死せずして愈よ多數となるべし、人民多數となるときは實利擧るが故に其國の廣がれると同一の功利を收むべし、是を以て本文に此理を擧げ示して曰く儉、故に能く廣しと、

【字解】〔周公〕姓は姬、名は旦、周の文王の子、武王の弟、聖人として文武周公の稱あり、

凡物之有形者、易裁也、易割也、何以論之、有形則有短長、有短長則有小大、有小大則有方圓、有方圓則有堅脆、有堅脆則有輕重、有輕重則有白黑、短長大小方圓堅脆輕重白黑之謂理、理定而物易割也、故議於大庭而後言則立權議之士知之矣、

熟則得事理、得事理則必成功、必成功則行之也不疑、不疑之謂勇、聖人之於萬事也、盡如慈母之爲弱子慮也、故見必行之道、見必行之道、則明其從事、亦不疑、不疑之謂勇、不疑生於慈、故曰、慈故能勇、

【解題】右は第六十七章の慈故能勇の句を解せし者、

【講說】子を愛する者は子に慈を行ひ、生活を重んずる者は身に慈を行ひ、功を貴ぶ者は事に慈を行ふ、慈母は幼兒に對して幸福を得せしめんと心懸ることなるが、幸福を得せしめんと心懸るときは其害を除くことに身を入れる、害を除くことに身を入るれば思慮行屆く、思慮行屆くときは事の筋合に當り事の筋合に當るときは必ず成功す、成功すれば慈愛の道を行ふに何等の疑念なく誠一無二とならん、疑はざるをば名づけて勇と曰ふ、慈母の其子を養育する此の如くなるが、聖人は萬事に於て宛も慈母が幼兒の爲に注意すると異らず、左れば是非とも斯くせねばならぬと云へる仕方を發見す、其仕方を發見すれば之に關する智慧自然明白となる、從つて其爲すべき事柄を行ふや亦疑ふ所なく、勇往直進勢當るべからず、疑はざるをば名づけて勇と曰ふ、而して此の疑はざる事は本と慈より生ずるが故に本文に慈故に能く勇と曰ふ、

【字解】〔弱子〕弱は虛弱の弱に非ずして幼弱の弱なり、〔慈〕其製字並に從ひ心に從ふ、ましそだてるの意あり、〔必行〕行はずしては置かざるを謂ふ、

周公曰、冬日之閉凍也不固、則春夏之長草木也不茂、天地不可常侈常費、而況於人乎、故萬物必有盛衰、萬事必有弛張、國家必有文武、官治必有賞罰、是

ふ、

【字解】〔兵革〕　兵は劍戟等の武器、革は鎧、〔不被甲兵〕　被は甲の字に係けて云ふ、〔故曰陸行不遇兕虎入山〕　此十字は紛れ入りたる者にして刪るべし、

遠諸害、故曰、兕無所投其角、虎無所措其爪、兵無所容其刄、

【解題】右は第五十章の兕無所投其角、虎無所措其爪、兵無所容其刄の句を解せし者、

【講說】精神を愛して處靜を貴ぶときは諸般の害に遠かるが故に、本文に兕も其角を突き入るべき所なく、虎も其爪を宛てべき所なく、兵器も其刄を容るゝ所なしと曰ふ、

不設備而必無害、天地之道理也、體天地之道、故曰、無死地焉、動無死地而謂之善攝生矣、

【解題】右は第五十章の以其無死地の句を解せし者、

【講說】凡そ備を設くる者は我に害心あればなり、聖人は無心誠一なるが故に如何なる物も之を害せず、此の如きは天地の道理なるが、聖人は天地自然長久の道を踏むを以て本文に死地なしと曰ふ、其擧動に死を致すべき間隙なくして始めて善く攝生を爲す者と謂ふ、

【字解】〔善攝生〕・老子の本文に蓋聞善攝生者の語あるが故に此句を以て結びしなり、

○天下皆謂章

〔天下皆謂我大似不肖、夫惟大、故似不肖、若肖久矣、其細也夫、我有三寶、保而持之、一曰慈、二曰儉、三曰不敢爲天下先、慈故能勇、儉故能廣、不敢爲天下先、故能成器長、今舍慈且勇、舍儉且廣、舍後且先、死矣、夫慈以戰則勝、以守則固、天將救之、以慈衞之〕第六十七章

愛子者慈於子、重生者慈於身、貴功者慈於事、慈母之於弱子也、務致其福、務致其福、則事除其禍、事除其禍、則思慮熟、思慮

物凄き廣野を過ぎ、又は夜明け夕暮を犯して山川を跋渉するときは風露と云へる爪角の害を受け、君主に事へて忠義ならず輕々しく禁令を違犯するときは刑法と云へる爪角の害を受け、郷里に處て其身を檢束せず愛憎度なきときは爭鬪と云へる爪角の害を受け、嗜好慾望際限なく動靜不規律なるときは腫物と云へる爪角の害を受け、好んで區々たる一己の智慧を振舞して道理を棄つるときは法網と云へる爪牙の害を受く此等は其害の甚だ大なる兕虎の害などの比すべき所に非ず、兕虎には場處あり、萬害には根源あり、其場處に避け其源を塞げば諸般の害を免かるゝぞ、

【字解】〔此甚大於兕虎之害〕此一句原文の儘にては前後の接續を缺き意義を成さず、翼毳が之を網羅之爪角害之の下に移したるは善く文理を觀たる說にして眼識ありと謂ふべし、今之に從ふ、〔痤疽〕前に出づ、腫物なり、

凡兵革者、所以備害也、重生者、雖入軍、無忿爭之心、無忿爭之心、則無所用救害之備、此非獨謂野處之軍也、聖人之遊世也、無害人之心、無害人之心、則必無人害、無人害、則不備人、故曰陸行不遇兕虎、入山不恃備以救害、故曰、入軍不被甲兵、

【解題】右は第五十章の入軍不被甲兵の句を解せし者、

【講說】凡そ武器甲冑は害を防ぐの用意に供する者なるが、生命を重んずる者は軍中に入るも忿怒爭鬪の心なし、されば害を救ふべき準備を要する所なし、但し此事たる獨り野外の戰爭即ち實戰を謂ふに非ずして社會上の戰爭に於ても亦然り、聖人の此世を渉るや此方より人を害するの心なし、此方已に人を害するの心なければ人も亦此方を害するの心なく、此方を害するの事なし、苟も他人の害を被らざる以上、人に對して用心するに及ばず、則ち又害を救ふの備を恃まざるが故に本文に軍に入り、甲兵を被らずと曰

となるなり、故に本文に民の生々にして動く、動く皆死地に之く亦十有三と曰ふ、

【字解】〔死死〕生生に對して云ふ、生ずる方より言へば生ずるが上にも生ず、死の方より言へば死するが上に又死するが故に云ふ、

是以聖人愛精神而貴處靜、此甚大於兕虎之害

夫兕虎有域、動靜有時、避其域、省其時、則免兕虎之害矣、民獨知兕虎之有爪角也、而莫知萬物之盡有爪角也、不免萬物之害、何以論之、時雨降集、曠野閒靜、而以昏晨犯山川、則風露之爪角害之、事上不忠、輕犯禁令、則刑法之爪角害之、處鄉不節、憎愛無度、則爭鬬之爪角害之、嗜欲無限、動靜不節、則痤疽之爪角害之、好用其私智、而棄道理、則網羅之爪角害之、此甚大於兕虎之害、兕虎有域、而萬害有原、避其域、塞其原、則免諸害矣、

【解題】右は第五十章の陸行不遇兕虎の句を解せし者、

【講說】是を以て聖人は精神を愛して之を盡さず、靜に處るを貴んで妄に動かず、兕虎には之と出遇ふべき所の區域あり、而して人の動靜には各之を適用すべき所の時機あり、危險の場處を避け動靜の時を擇へば兕虎の害と雖も免るゝことを得るなり、此理は兕虎の事のみには限らざるに人民は單に兕虎に爪や角あつて畏るべきを知るに止り、萬物盡く爪と角あるを知らず、知らざるが故に萬物の害を免れず何に由て斯く論ずるやと云ふに、時雨の降りすさむ最中

其大具也、四肢與九竅、十有三者、十有三者之動靜盡屬於生焉、屬之謂徒也、故曰、生之徒、十有三者、至其死也、十有三具者、皆還而屬之於死、死之徒亦十有三、故曰、生之徒十有三、死之徒十有三、

【解題】右は第五十章の生之徒十有三、死之徒十有三の句を解せし者、

【講説】人の身體は總て三百六十の骨節あり、四肢と九竅とは其大機關なり、四肢と九竅とを合せて十有三、此十三機關の靜と云ひ動と云ひ盡く生に屬す、屬するをば徒即ち附隨者と名づく故に本文に生の徒十有三と曰ふ、然るに人の死するに及び、此十有三の機關は皆本に復す、是は死に屬す、乃ち死の徒亦十有三なり、故に本文に生の徒十有三、死の徒十有三と曰ふ、

【字解】〔四肢〕兩手兩足、〔九竅〕九穴と云ふに同じ、耳目鼻口兩門を曰ふ、

凡民之生生而生者固動、動盡則損也、而動不止、是損而不止也、損而不止則生盡、生盡之謂死、則十有三具者、皆爲死死地也、故曰、民之生生而動、動皆之死地亦十有三、

【解題】右は第五十章の民之生生而動、動皆之死地、亦十有三の句を解せし者、

【講説】凡そ民の生れて死する者あれば又新に生るゝ者あつて此世に生活する者は固り勞動す、勞動の極端なるときは其エナルジーを損するなり、然るに動いて止まざらんか、是れ損して止まざるなり、損して止まざれば生活力盡く、生活力の盡くるを死と謂ふ、斯に至れば生々の機關なりし十三の物は皆死の材料

之一存一亡、乍死乍生、初盛而後衰者、不可謂常、唯夫與天地之剖判也倶生、至天地之消散也、不死不衰者謂常、而常者無攸易無定理、無定理、非在於常、是以不可道也、聖人觀其玄虛、用其周行、彊字之曰道、然而可論、故曰、道可道非常道也、

【解題】右は第一章の道可道非常道の句を解せし者、

【講說】凡そ理は物の形に於て方圓長短、物の質に於て粗細堅弱の分界なり、故に理定つて後、物は道を得らるゝなり、左れば理に存亡あり、死生あり、盛衰あり、夫れ物の或は存し或は亡ぶるが如き、死すかと思へば生き、生きるかと思へば死するが如き、初は盛にして後に衰ふるが如きは常ありと謂ふを得ず、唯天地の開闢と倶に生じ、天地の消滅に至つても死せず衰へざる者を常と謂ふ、而して常は易る所なく、常は定理なし、一定の理なきは常處なきに因る、是を以て指て道となすべからず、聖人は道の玄妙虛無を觀、又其循環して遍く行はるゝ所を用ゐ、强て之を名づけて道と曰ふ、此名定つて後始めて論ずることを得、故に本文に道の道とすべきは常道に非ずと曰ふ、

○出生入死章

〔出生入死、生之徒十有三、死之徒十有三、人之生、動之死地、亦十有三、夫何故、以其生生之厚、蓋聞善攝生者、陸行不遇兕虎、入軍不被甲兵、兕無所投其角、虎無所措其爪、兵無所容其刃、夫何故、以其無死地〕第五十章

人始於生、而卒於死、始之謂出、卒之謂入、故曰、出生入死、

【解題】右は第五十章の出生入死の句を解せし者、

【講說】人は生に始つて死に終る、始を出と謂ひ終を入と謂ふ、故に出生入死と曰ふ、

人之身三百六十節、四肢九竅、

運之以斗、とあり維は角なり、斗は北斗の破軍星、〔五常〕水火木金土の五行を指す、〔端其行〕端は規則正しきなり、行は運行なり、〔御〕乘り回す意、〔統〕は終の誤、〔遊〕のびわたる、〔適〕程よきなり、

○視之不見章

《視之不見、名曰夷、聽之不聞、名曰希、搏之不得、名曰微、此三者不可致詰、故混而爲一、其上不皦、其下不昧、繩繩不可名、復歸於無物、是謂無狀之狀、無象之象、是爲惚恍、迎之不見其首、隨之不見其後、執古之道、以御今之有、以知古始、是謂道記》第十四章

人希見生象也、而得死象之骨、按其圖、以想其生也、故諸人之所以意想者、皆謂之象也、今道雖不可得聞見、聖人執其見功、以處見其形、故曰、無狀之狀、無物之象、

【解題】右は第十四章の無狀之狀、無物之象の句を解したる者、

【講說】生きたる象は常に在らずして容易に之を見ること無ければ、死したる象の骨を得、圖と見合せて生きて居るときの形貌を想像す、此事よりして人々が心の中にて斯くあるならんと想像する對象をば象と謂ふ、今道は見るを得ず聞くを得ざる者なれども聖人は其現在に於ける功化の跡を捉へて彼此れ安排して其形を見るなり、故に本文に無狀の狀、無象の象と曰ふ、

○道可道章

《道可道、非常道、名可名、非常名、無名、天地之始、有名、萬物之母、故常無欲、以觀其妙、常有欲、以觀其徼、此兩者同出而異名、同謂之玄、玄之又玄、衆妙之門》第一章

凡理者方圓長短、麤靡堅脆之分也、故理定而後可得道也、故理有存亡、有死生、有盛衰、夫物

得之以成、道譬諸若水、溺者多飲之即死、渴者適飲之則生、譬之若劍戟、愚人以行忿則禍生、聖人以誅暴則福成、故曰得之以死、得之以敗、得之以成、

【解題】右は佚章の得之以死得之以敗得之以成の句を解せし者、

【講説】凡そ物に理あり、互に相侵さず、故に理は物の性格にして物々皆其理を異にし、道は萬物の理を總べて之が本たる者なれば從て自然に流移せざるを得ず、自然に流移するが故に一度の常度なし、是を以て體質の厚薄により或は生を保ち或は死する者皆道より稟くる所、萬智皆道を酌むの大小に因て淺深あり、萬事皆道に對する得失に因て廢興あり、天の高き道を得るに由り、地の萬物を藏する道を得るに由り北斗七星の向ふ所、方位上敵する者なき威力も道を得るに因り、日月の光易はることなきも道を得るに因り、列星の軌道亂れざるも道を得るに因り、五行の氣其位を失はざるも道を得るに因る、四時の變化を移し行くも道を得るに因る、黃帝軒轅氏は道を得て四方を制し、赤松子は之を得て天地と終を同うし、聖人は之を得て制度文物を成し、道は堯舜に伴へば智となり、接輿に伴へば狂となり、桀紂に伴へば滅び、湯武に伴へば昌ふ、是れ近しと思へば豈測らんや四方の極端まで遍ねく、之を遠しと思へば實際常に吾が左右に在り、暗しと思へば其光昭昭として明に、明かと思へば其物たる冥冥として窺ひ難し、而して其功を言ふときは宇宙の創造者として天地を成し、其調和力を言ふときは陰陽を操縱して雷霆を變化す、宇内の者成るも敗るゝも之に因る、譬へば水の如し、溺るゝ者多く飲めば直に死し、渴する者適度に之を飲めば則ち生く、又譬へば劍戟の如し、愚人其忿怒を實行するときは禍を生じ、聖人が暴を誅する機關となすときは福を成す、故に本文に之を得以て死し、之を得以て生じ、之を得以て敗れ、之を得以て成ると曰ふ、

【字解】〔薄〕本訓迫る、侵すの意、〔維斗〕淮南子に帝張二四維一、

稽也、理者成物之文也、道者萬物之所以成也、故曰、道理之者也、

【解題】右は佚章の道理之者也の句を解せし者、

【講説】道は萬物の均しく違はざる所、萬理の則る所なり、理は實在せる物の條緒なり、道は萬物を成立せしむる者なるが故に本文に道は之を理する者と曰ふ(筋を立つると云ふこと、)

物有理、不可以相薄、故理之爲物之制、萬物各異理、萬物各異理而道盡、稽萬物之理、故不得不化、不得不化、故無常操、是以生死氣稟焉、萬智斟酌焉、萬事廢興焉、天得之以高、地得之以藏、維斗得之以成其威、日月得之以恒其光、五常得之以常其位、列星得之以端其行、四時得之以御其變氣、軒轅得之以擅四方、赤松得之與天地統、聖人得之以成文章、道與堯舜俱智、與接輿俱狂、與桀紂俱滅、與湯武俱昌、以爲近乎、遊於四極、以爲遠乎、常在吾側、以爲暗乎、其光昭昭、以爲明乎、其物冥冥、而功成天地、和化雷霆、宇內之物恃之以成、凡道之情、不制不形、柔弱隨時、與理相應、萬物得之以死、得之以生、萬物得之以敗、

ら欲利の心ある所以なるが、欲利の心の除かざるは其身の憂なり、故に聖人は衣が寒氣を防ぐに足り、食が空腹を充させば則ち憂ひず、凡俗の人は之に異り縱令大にして一國の諸侯となり、小にして千金の財産を餘すも欲得の心配は尙ほ消滅せず、懲役人も或は免さるゝ事あり、死刑の罪人も或は逃るゝ事あり、唯足るを知らざる徒の憂に至ては終身消滅せざるが故に本文に禍は足るを知らざるより大なる莫しと曰ふ、

【字解】〔五色〕青黃白赤黑、美色の意味に用ゆ、〔胥靡〕刑徒の人、鐵の鎖にて珠數繫ぎとせらるゝ者、

故欲利甚則憂、憂則疾生、疾生而智慧衰、智慧衰則失度量、失度量則妄擧動、妄擧動則禍害至、禍害至而疾嬰內、疾嬰內則痛禍薄外、痛禍薄外則苦痛雜於腸胃之間、則傷人也憯、憯則退而自咎、退而自咎也、生於欲利、故曰、咎莫憯於欲利、

【解題】右は第四十六章の咎莫大於欲利の句を解せし者、

【講說】故に欲利甚しき時は心配を生じ、心配を生ずれば病氣となる、病氣となれば智慧衰ふ、智慧衰ふれば心の寸法を失ひ、心の寸法を失へば妄に行動す、妄に行動すれば禍至る、禍至つて病氣は益す內部にまつはる、病氣內部にまつはれば則ち劇烈なる禍、外部より迫り來る、劇烈なる禍外部より迫り來れば苦痛腹心に入込み其人を害するや鋭し、斯に至つて纔に顧て自ら其過を咎むるとなるが、其根本は欲利の念に外ならず故に本文に咎は欲利より大なるなしと曰ふ

【字解】〔憯〕鋭利の利なり、

○佚文 道理之者也

《以下一章二段今の老子に見えず、蓋し佚文なり》

道者萬物之所然也、萬理之所

心勝てば事物の常理絶ゆ、事物の常理絶ゆれば則ち困難生ず、右の次第より觀察を下せば禍災難儀は邪心より起り、邪心は欲情の對象たる物より誘はる、凡そ欲情の對象たる食色衣器等の如き、積極的には良民をして姦曲を爲さしむる本となり、消極的には善人に禍を蒙らす源となる、姦民起れば薄弱なる君主を侵し、禍善人に至るときは人民の中害を受くる者多し、左れば欲すべき事物は結局弱君を侵し民人を害する者なり、上は弱君を侵し下は民人を害するは大罪なり、故に本文に禍は欲すべきより大なる莫しと曰ふ、

【字解】〔計會〕思慮を指す、〔事經〕事の筋道なり、〔教〕はシムル、

是以聖人不引五色、不淫於聲樂、明君賤玩好而去淫麗、人無毛羽、不衣則不犯寒、上不屬天、而下不著地、以腸胃爲根本、不食則不能活、是以不免於欲利之心、欲利之心不除、其身之憂也、故聖人衣足以犯寒、食足以充虛、則不憂矣、衆人則不然、大爲諸侯、小餘千金之資、其欲得之憂不除也、胥靡有免、死罪時活、今不知足者之憂、修身不解、故曰、禍莫大於不知足、

【解題】右は第四十六章の禍莫大於不知足の句を解せし者、

【講說】右の故を以て聖人は美色の爲に誘はれず、音聲樂曲に耽らず、娛樂物を輕んじて奢侈心を遠ざくるなり、人には禽獸の如き毛羽なきゆえ衣服なければ寒氣に抵抗する能はず、上は星辰の天に屬すると異り、下は金石草木の地に屬するを異り、他物を借て生活せざる能はず、而して其生活の根本たる者は腸胃なり、即ち物を食はざるときは生活し難し、是れ自

少則戎馬乏、士卒盡則軍危殆、戎馬乏則將馬出、軍危殆則近臣役、馬者軍之大用、郊者言其近也、今所以給軍之具、於將馬近臣、故曰、天下無道、戎馬生於郊矣、

【解題】右は第四十六章の天下無道、戎馬生於郊の句を解せし者、

【講說】人君たる者無道なれば内其民を暴虐し、外其隣國を侵し侮る、前者の結果は人民の產業消失し後者の結果は屢ば戰爭を起すに至る、民の產業絕ゆれば家畜減じ、家畜減ずれば戎馬缺乏す、士卒盡くれば軍勢危殆なり、戎馬乏しきときは牝馬を使はざるを得ず、軍勢危ければ近臣を使はざるを得ず、馬は軍の大用、郊は其近きを言ふ、今軍に供給する所の者、牝馬近臣なるが故に本文天下無道なれば戎馬郊に生ずと曰ふ、

【字解】〔將馬〕顧氏の說に從へば將は牸の誤なり、

人有欲則計會亂、計會亂而有欲甚、有欲甚則邪心勝、邪心勝則事經絕、事經絕則禍難生、由是觀之、禍難生於邪心、邪心誘於可欲、可欲之類、進則教良民爲姦、退則令善人有禍、姦起則上犯弱君、禍至則民人多傷、然則可欲之類、上侵弱君、而下傷人民、夫上侵弱君、而下傷人民者大罪也、故曰、禍莫大於可欲、

【解題】右は第四十六章の禍莫大於可欲の句を解せし者、

【講說】人に欲心あれば思慮亂れ、思慮亂るれば欲情其度を增し、欲情其度を增せば邪惡の心勝つ、邪惡の

於欲得、故知足之足常足、」第四十六章

有道之君、外無怨讎於鄰敵、而內有德澤於人民、夫外無怨讎於鄰敵者、其遇諸侯也、外有禮義、則役希起、治民事務本、則淫奢止、凡馬之所以大用者、外供甲兵、而內給淫奢也、今有道之君、外希用甲兵、而內禁淫奢、上不事馬於戰鬪逐北、而民不以馬遠通淫物、所積力唯田疇、積力於田疇、必且糞灌、故曰、天下有道、却走馬以糞也、

【解題】右は第四十六章の 天下有道、却走馬以糞也 の句を解せし者、

【講説】有道の君は外は隣國の敵に怨も讎もなく、而して內は人民に恩惠あり、外隣國と怨讎なきは、平生諸侯に對して必ず禮儀を失はざる結果にして、內人民に恩惠あるは、其民事の行政に本を務めたる結果なり、諸侯との交際に禮儀あれば平和を保つが故に兵役の起ること少なく、民事の行政に本を務むれば遊惰に陷らざるが故に淫奢止む、凡そ馬が大に用ゐらるゝ所以は外は之を戰役に供し內は之を贅澤品の運搬に供するに在り、然るに今有道の君は外に於て干戈を用ゆる場合希なると共に內に於て奢侈を禁ず、左れば上たる者馬を交戰追擊に用ゐず、民たる者亦馬背に因て遠方の奢侈品を輸入せず、其力を盡す所は唯田畝の事のみ、田畝の事に力を盡す以上は必ず肥料を施し水を引くが爲に馬を用ゆ、故に本文に天下道あれば走馬を却け以て糞すと曰ふ、

人君者無道、則內暴虐其民、而外侵欺其鄰國、內暴虐則民產絕、外侵欺則兵數起、民產絕則畜生少、兵數起則士卒盡、畜生

傷、故曰、兩不相傷、

【解題】右は第六十章の兩不相傷の句を解せし者、

【講說】上と民と互に相害することなく、人と鬼と相傷むことなきが故に、本文に兩ながら相傷めずと曰ふ、

上內不用其刑罰、而外不事利其產業、則民蕃息、民蕃息而蓄積盛、民蕃息而蓄積盛、之謂有德、凡所謂崇者、魂魄去而精神亂、精神亂則無德、鬼不崇人、則魂魄不去、魂魄不去、則精神不亂、精神不亂、之謂有德、上盛蓄積、而鬼不亂其精神、則德盡在於民矣、故曰、兩不相傷、則德交歸焉、言其上下交盛而俱歸於民也

【解題】右は第六十章の兩不相傷、故德交歸焉の句を解せし者、

【講說】上に居る者內にしては人民に對して其刑罰を用ゐず、外にしては聚斂等の惡手段により人民の產業を己の私利に供することを務めざれば其結果人口繁殖して貨財增加す、之を有德と稱す、凡そ謂はゆる崇は人の魂魄散出して精神錯亂し其知覺官能を失ふことなるが、斯く精神亂るゝときは則ち德なる者あらず、之に反して鬼が人に崇らざるときは其人の魂魄去ることなく、魂魄去らざるときは精神亂れず、精神の亂れざるを有德と謂ふ、上が人民の財產を裕にして鬼が人民の精神を亂さゞるときは、人民は盡く其德を失はずして保有することゝなる、故に本文に兩ながら相傷めざれば則ち德、交も歸すと曰ふ、

〔字解〕〔言其德上下〕此一句刪るべし、

○天下有道章

〔天下有道、却走馬以糞、天下無道、戎馬生於郊、罪莫大於可欲、禍莫大於不知足、咎莫大〕

ものなり、然るに聖人上に立つて君主の位に在るときは感化の及ぶ所人民も淡泊にして慾情少く、慾情少ければ健康も全く擧動も筋道を失はず、擧動筋道を失はざるときは禍害少し、夫れ健康にして腫物痔疾等の害なく、擧動筋道を失はずして刑罰誅戮の禍に遇はざるときは、鬼神も畏るゝに足らざるが故に非常に之を輕侮するなり、故に本文に道を以て天下に莅めば其鬼神ならずと曰ふ、

【字解】〔血氣〕身體の換稱、〔痤疽癉痔〕痤は小さき腫物、疽は癰、癉は疲勞病、〔恬〕易なり、あなどる、

治世之民、不與鬼神相害也、故曰、非其鬼不神也、其神不傷人也、

【解題】右は第六十章の非其鬼不神也、其神不傷人の句を解せし者、

【講說】聖人を戴ける治世の民は鬼神の憎を受けず鬼神も亦之を害せず、故に本文に其鬼神ならざるに非ず、其神人を傷めざるなりと曰ふ、（鬼神が靈驗なきには非ず、人人皆正直にして秩序を保つが故に鬼神も罰すべき材料なしと云ふ意）、

鬼祟也疾人之謂鬼傷人、人逐除之、之謂人傷鬼也、民犯法令、之謂民傷上、上刑戮民、之謂上傷民、民不犯法、則上亦不行刑、上不行刑之謂上不傷人、故曰、聖人亦不傷民、

【解題】右は第六十章の聖人亦不傷民の句の解なり、

【講說】鬼神、祟を爲して人を惱すを鬼、人を傷むと曰ふ、又人の疫拂などをして鬼神を逐ひ除けるを、人、鬼を傷むと曰ふ、又人民が法令を犯すを、民、上を傷むと曰ひ、上が其罪に因て人民を刑戮するを、上、下を傷むと曰ふ、民にして法を犯さゞる以上、上も亦刑を行ふ必要なし、上の刑を行はざるを、上、人を傷めずと曰ふ、故に本文に聖人も亦民を傷めずと曰ふ、

上不與民相害、而人不與鬼相

貴虚靜而重變法、故曰、治大國者、若烹小鮮、

【解題】右は第六十章の治大國若烹小鮮の句を解せし者、

【講說】工藝に從事する者が屢ば其業を變更するときは其功を失ひ、勞働者屢ば其仕事を變更するときは其功を失す一人が一日中に半日の工作を無にするとせば、十日間には五人の功を無にすることゝなり、一萬人が、一日中に半日の工作を無にするとせば、十日間には五萬人の功を無にすることゝなる、左すれば度度其業を變ず人多ければ多き程其損失大なりと知るべし、凡そ政府の法令變ずれば從て利なる者害となり、害なる者は利となるが如き變動を生じ、其結果人民の生活上日日の務とする所變せざるを得ず、斯く務を變ずるをば業を變ずと謂ふ、故に道理上より觀察を下せば、多數の人を扱ふのに數ば之を動かせば成功少なく、貴重の器物を所藏するに屢ば之を移し運ばゞ破損多く、小き魚を烹るに度度之を掻き亂さば其風味を害す、大國を治むるに幾度となく法を變ずれば人民の之に苦しむ以上の譬と異らず、是の理由を以て有道の君は安靜を大切として變法を憚る故に本文に大國を治むる小鮮を烹るが如しと曰ふ、

【字解】〔虧〕損失なり、〔賊〕害する、〔重〕はゞかる、〔小鮮〕鮮は魚なり、

人處疾則貴醫、有禍則畏鬼、聖人在上、則民少欲、民少欲則血氣治而擧動理、擧動理、則少禍害、夫內無痤疽癉痔之害、而外無刑罰法誅之禍者、其輕恬鬼也甚、故曰、以道莅天下、其鬼不神、

【解題】右は第六十章の以道莅天下其鬼不神の句を解せし者、

【講說】凡そ何人に限らず病氣中は醫者を有り難しと思ひ、災難あれば何かの祟ならんかとて鬼神を畏る

固其柢、柢固則生長、根深則視久、故曰、深其根、固其柢、長生久視之道也、

【解題】右は第五十九章の是謂深根固柢、長生久視之道の句を解せし者、

【講説】樹木に横に生へたる根もあれば竪に生へたる根もあり、其眞直なる根は老子の「書に柢と云へる者なり、柢の方は樹木の本を立て風などに倒れざらしむるの用を爲し、曼根の方は地氣を吸取して樹木の生命を持するの用を爲す、之と同じく、德と云へる者は人生に於て建設的の作用あり、祿と云へる者は營養的の作用あり、今理に據て立つ者は其祿を維持する久しきに及び、其道を履む者は其生氣日日に延ぶ、故に本文に其柢を固うすると曰ふ、柢鞏固なるときは生長し、根深きときは活すること久し、故に本文に其根を深うし其柢を固うす、長生久視の道なりと曰ふ、

○治大國章

《治大國如烹小鮮、以道莅天下、其鬼不神、非其鬼不神、其神不傷人、非其神不傷人、聖人亦不傷人、夫兩不相傷、故德交歸焉、》第六十章

工人數變業、則失其功、作者數搖徙則亡其功、一人之作、日亡半日、十日則亡五人之功矣、萬人之作、日亡半日、十日則亡五萬人之功矣、然則數變業者、其人彌衆、其虧彌大矣、凡法令更則利害易、利害易則民務變、務變之謂變業、故以理觀之、事大衆而數搖之、則少成功、藏大器而數徙之、則多敗傷、烹小鮮而數撓之、則賊其澤、治大國而數變法則民苦之、是以有道之君

とを得べきに之を亡失し、身あつて保全せんと欲せば、保全することを得べきに之に禍するが如きは能く其國を維持し其身を保全する者と謂ふべからず、能く其國を維持する者は必ず能く其社稷を安固にし能く其身を保全する者は必ず其天壽を全うす、社稷を安んじ天壽を全うしてこそ能く國を維持し能く身を保全する者と謂ふを得、夫れ能く國を有ち身を保つ者は他の方法あるに非ず、兎も角も道を履むのみ、道を履めば其智深く、其智深ければ其計る所遠く、其計る所遠ければ衆人は其奥底を窺ふ能はず、其奥底を見る能はざらしむる者こそ能く身を保ち國を有つ、故に本文に其極を知る莫し、其極を知るなければ則ち以て國を有つべしと曰ふ、

【字解】〔會〕計慮なり、

所謂有國之母、母者道也、道也者、生於所以有國之術、所以有國之術、故謂之有國之母、夫道以與世周旋者、其建生也長、持祿也久、故曰、有國之母、可以長久、

【解題】右は第五十九章の有國之母可以長久の句を解せし者、

【講説】老子の謂はゆる有國の母の母は道のことなり、道と云へる者は國を有つべき術の生ずる所なるが、國を有つの術を生ずるは猶ほ母の子に於けるが如くなるゆゑ有國の母と曰ふ、元來道は世と推移して無窮なるを以て、國の生命を建つるも亦長く君の福祿を持するも亦久し、故に本文に國を有つの母は以て長久なるべしと曰ふ、

【字解】〔周旋〕推移と云ふが如し、

樹木有曼根、有直根、「直」根者書之所謂柢也、曼根者木之所以持生也、德也者人之所以建生也、祿也者人之所以持生也、今建於理者、其持祿也久、故曰、深其根、體其道者、其生日長、故曰、

を積めば克たざるなしと曰ふ、

戰易勝敵、則兼有天下、論必蓋世、則民人從、進兼天下、而退從民人、其術遠則衆人莫見其端末、是以莫知其極、故曰、無不克、則莫知其極、

【解題】右は第五十九章の無不克、則莫知其極の句を解せし者、

【講說】戰つて容易に敵に勝つことを得れば則ち天下を統一すべく、名聲一世に行渡るときは人民之に歸服すべし、進んでは天下を統一し、退いては民人を服從せしむ、其本づく所の術深遠なるの結果、衆人は其本末を認むる者なく、其本末を認むる者なき位なれば其至極の處を知らず、故に本文に克たざるなければ其極を知るなしと曰ふ、

凡有國而後亡之、有身而後殃之、不可謂能有其國、能保其身、夫能有其國、必能安其社稷、能保其身、必能終其天年、而後可謂能有其國、能保其身矣、夫能有其國、保其身者、必且體道、體道則其智深、其智深則其會遠、其會遠、衆人莫能見其所極、唯夫能令人不見其事極、不見其事極者、爲能保其身有其國、故曰、莫知其極、莫知其極、則可以有國、

【解題】右は第五十九章の莫知其極、則可以有國の句を解せし者、

【講說】凡そ國あつて維持せんと欲すれば維持するこ

【解題】右は第五十九章の重積德の三字を解せし者、

【講說】人爲を治むることを知る者は思慮靜にして精神其位を離れず、自然を尊ぶことを知る者は精神の門戸なる耳目鼻口等の機關虛にして物に執着せず、思慮靜なるが故に德は其身を去らず、感官空虛なれば善美の氣絕えず之を通じて吾が心に入り、日日に新に又日に新なりと云ふが如く、德益す加はるが故に本文に重ねて德を積むと曰ふ、

夫能令故德不去、新和氣日至者、蚤服者也、故曰、蚤服是謂重積德、

【解題】右は第五十九章の蚤服謂之重積德の一句を解せし者、

【講說】夫れ已に得たる德を取り留めて失はず、其上新規なる德を日日至らしむる者は即ち早く道德に服從せし者なり、故に本文に蚤服是を重ねて德を積むと曰ふ、

積德而後神靜、神靜而後和多、和多、而後計得、計得而後御萬物、能御萬物、則戰易勝敵、戰易勝敵、則論必蓋世、論必蓋世、故曰、無不克、

【解題】右は第五十九章の無不克の三字を解せし者、

【講說】德を積みてより後始めて精神靜にして物に動せず、精神靜にして後始めて心安泰にして餘裕あり、心安泰にして餘裕あるに至り始めて思慮する所當を得、思慮する所當を得れば戰ふと雖も敵に勝ち易し、戰つて敵に勝ち易ければ其名譽は天下に行き度るは必定なり、故に本文に克たざるなしと曰ふ、

無不克、本於重積德、故曰、重積德、則無不克、

【解題】右は第三十九章の重積德、則無不克の句を解せし者、

【講說】扨克たざるなき所以は重ねて德を積むに在り、重ねて德を積むは根本なるゆゑ、本文に重ねて德

なり、天に事ふる者とあるは聰明の力を極めず智識の量を盡さざるなり、若し聰明を極め智識を盡さば多く精神を費すこととなる、多く精神を費せば盲や聾や悖狂の害來る、是の故を以てケチに爲すなり、之をケチに爲すと云は其精神其智識を愛惜して容易に發せざるなり、故に本文に人を治め天に事ふる嗇に如くはなしと曰ふ、

衆人之用神也躁、躁則多費、多費之謂侈、聖人之用神也靜、靜則少費、少費之謂嗇、嗇之爲術也、生於道理、夫能嗇也、是從於道而服於理者、衆人離於患、陷於禍、猶未知退、而不服從於道理、聖人雖未見禍患之形、虛無服從於道理、以稱蚤服、故曰、

夫謂嗇、是以蚤服、

【解題】右は第五十九章の夫惟嗇、是謂早服の句を解せし者、

【講說】衆人の精神を用ゆる方は手荒し手荒ければ支出多し、支出多きを指して侈と謂ふ、聖人の精神を用ゆる方は落ち着けり、落ち着けば支出少し、支出少きを嗇と謂ふ、嗇の術と云へる者は道理より生ずるが故に能く嗇を行ふは道に從ひ理に服する者なり、然るに衆人は害に罹り禍に陷りても猶ほ退くことを知らずして道理に服從せず、聖人は未だ禍害の兆候を見ざるも虛心無我にして道理に服從す、斯く豫め道理に從ふを以て蚤服と稱す、故に本文に夫れ唯だ嗇、是以蚤服と曰ふ、

【字解】〔離〕カヽルと訓す、〔蚤〕早に同じ、〔夫謂〕謂は惟と音通、ただなり、

知治人者、其思慮靜、知事天者、其孔竅虛、思慮靜、故德不去、孔竅虛、則和氣日入、故曰、重積德、

則謂之盲、耳不能別清濁之聲、則謂之聾、心不能審得失之地、則謂之狂、盲則不能避晝日之險、聾則不能知雷霆之害、狂則不能免人間法令之禍、書之所謂治人者適動靜之節、省思慮之費也、所謂事天者、不極聰明之力、不盡智識之任、苟極盡則費神、費神多則盲聾狂悖之禍、至、是以嗇之、嗇之者、愛其精神、嗇其智識也、故曰、治人事天、莫如嗇、

【解題】右は第五十九章の治人事天莫如嗇の句を解せし者、

【講説】聽力の精微なるを聰と曰ひ、視力の精微なるを明と曰ひ、思力の精微なるを睿と曰ひ、知力の精微なるを智と曰ふ、聰明睿智は自然なり、目を働かして視、耳を澄まして聽き思考し計慮するは人爲なり、人爲は宜しく自然に從ふべし、故に人てふ者は天の明に乘じて視、天の聰に依て聽き、天の智に就て思慮せざるを得ず、故に人が自然に違ひ視力を用ゆること劇しきときは目は明に見えざるなり、聽感を用ゆること甚しき時は耳審に聞えざるなり、思慮其度に過ぐるときは智識の錯亂を致すなり、而して目の明かならざる結果は黑白の差別を定め難く、耳の聰ならざる結果は聲の清濁を辨じ難く、智識錯亂の結果は利害得失の在る所を明白に知り難し、目が黑白の色を定むる能はざるをば盲と名づけ、耳が清濁の聲を別つ能はざるをば聾と名づけ、心が利害得失の在る所を明白に知る能はざるをば狂と名づく、盲なれば白晝見易き危險をも避くる能はず、聾なれば雷霆の害をも知る能はず、狂なれば人間に行はるゝ法令の禍に罹る事を免るゝ能はず、老子の書に人を治むる者とあるは動靜の程度に叶ひ思慮の不經濟を除く

者を侮り貪婪なる者を辱しめず、己は正義を守り偏頗を爲さゞるも、去りとて他人の邪惡を去り私曲を罪することを爲さず、己は勢尊の衣冠美を盡すも之が爲め貧賤の者に誇り或は之を欺くことなし、何故に然るかと言へば若し目的を達すべき道筋を失へる衆人が經驗ある人の説に從ひ又は知識ある人に敎を請はゞ迷ふに至らず、然るに今衆人が功を爲さんと欲しながら反て失敗を招く所以は彼等が道理を知らず經驗知識の人より益を受くる心なきが故なり、己に益を受くるを欲せず、左るを聖人が彼等の禍災失敗を取て之を責むる時は反て聖人を怨むべし、衆人は多數にして聖人は少數なれば衆寡敵せざるは自然の理なり、今方廉直光を以て彼等に臨まんか、天下中を仇とする事となり身を全うし長生を保つの道に非ず、是を以て方廉直光の四德は手加減を施して後之を行ふ也、故に本文に方にして割ならず廉にして劌ならず、直にして肆ならず光にして耀ならずと曰ふ、

【字解】〔恬〕安んじて心を動かさゞるなり、〔窮堕〕堕は惰に同じ不正の言、窮は窘める、〔罷〕怯弱、〔習〕事に慣れたる人、〔適〕謫に同じ、責むる、〔軌節〕制限の意、〔方而不割〕四角なれども等邊のさつぱり目立たざるなり、〔廉而不劌〕廉は稜、劌は傷つく、角あれども鋭くして他を傷つくるに至らず、〔直而不肆〕直なれども、何處までも伸るが如きことなし、〔光而不耀〕光あれどもキラキラせず、

○治人事天章

〔治人事天、莫若嗇、夫惟嗇、是謂早服、早服謂之重積德、重積德、則無不剋、無不剋、則莫知其極、莫知其極、可以有國、有國之母、可以長久、是謂深根固柢、長生久視之道、〕第五十九章

聰明睿智天也、動靜思慮人也、人也者乘於天明、以視、寄於天聰以聽、託於天智以思慮、故視强則目不明、聽甚則耳不聰、思慮過度、則智識亂、目不明則不能決黑白之分、耳不聰則不能別清濁之聲、智識亂則不能審得失之地、目不能決黑白之色、

稱也、所謂廉者必生死之命也、輕恬資財也、所謂直者義必公正心不偏黨也、所謂光者官爵尊貴衣裘壯麗也、今有道之士雖中外信順、不以誹謗窮墮、雖死節輕財、不以侮罷羞貪、雖義端不黨、不以去邪罪私、雖勢尊衣美、不以夸賤欺貧、其故何也、使失路者而肯聽習問知、即不成迷也、今衆人之所以欲成功、而反爲敗者、生於不知道理、而不肯問知而聽能、衆人不肯問知聽能、而聖人强以其禍敗適之則怨、衆人多而聖人寡、寡之不勝衆數也、今擧動而與天下之爲讎、非全身長生之道也、是以行軌節而擧之也、故曰、方而不割、廉而不劌、直而不肆、光而不耀、

【解題】右は第五十八章の方而不割、廉而不劌、直而不肆、光而不耀の四句を解せし者、

【講説】謂はゆる方とは內外相應ずることなく言行一致することとなり、謂はゆる廉とは何處までも死生の分を守り節に死することとなり、富貴に汲汲たらず財產に冷淡なることとなり、謂はゆる直とは公正を貫くことを主義とし其心偏頗を爲さゞるなり、謂はゆる光とは官爵の尊貴なる衣裘の立派なることとなり、今有道の士、內は信言を出し外は順行を爲すと雖も他人の信順ならざるに對して敢て之を非難窮追せず、己は節義に死し財利を輕んずと雖も他人の卑怯なる

に行動するは是れ其禍福の關する所深大にして人道の遠大なること此の如くなるを知らざるに由る、故に老子は人を諭して孰か其極を知らんと曰へり（禍福循環の端を知らずと云ふこと）、

【字解】（倚頓陶朱卜祝） 倚頓は魯國の貧士、陶朱の富めるを聞き其術を問ひ五疋の牝牛を蓄へて富を成し十年の後王公にも勝り、陶倚と並び稱せらる、陶朱は越の范蠡なり、卜祝は蒲坂氏は卜叔の音轉にして端木叔即ち子貢の事とし、王先愼は十倍の誤字とす、

人莫レ不レ欲二富貴全壽一、而未レ有三能免二於貧賤死夭之禍一也、心欲二富貴全壽一、而今貧賤死夭、是不レ能レ至二於其所一レ欲レ至也、凡失二其所一レ欲之路一、而妄行者謂二之迷一、迷則不レ能レ至二於其所一レ欲レ至矣、今衆人之不レ能レ至二於其所一レ欲レ至、故曰レ迷、衆人之所レ不レ能レ至二於其所一レ欲レ至也、自二天地剖判一以至レ今、故曰、人之迷也、其故以久矣、

【解題】右は第三十八章の故民之迷其日固久の句を解せし者、

【講說】凡そ人は富貴全壽を欲せざる者なきに、反て貧賤死夭の禍を免るゝ者あらず、夫れ心に富貴全壽を願へども現在貧賤死夭なりとすれば、是れ己が至らんと欲する所の富貴全壽に至る能はざるなり、凡そ己が欲する所に至るべき方針手段を失ひ妄行するを迷と謂ふ、苟も迷ふときは、其至らんと欲する所に至る能はざるぞ、今世俗の衆人は皆其至らんと欲する所に至る能はざるが故に、之を稱して迷と曰ふ、但此の如く衆人が己の至らんと欲する所に至る能はざることは、天地開闢の初より今日に至り、一朝一夕の事に非ず、故に本文に人の迷ふや其故以に久しと曰ふ、

【字解】（其故以久矣） 故は過去よりの事實、（以） 既になり、

所レ謂方者、外內相應也、言行相

曰、福兮禍之所伏、

【解題】右は第五十八章の福兮禍之所伏の一句を解せし者、

【講説】凡そ人に福あれば富貴其身に來る、然るに富貴來れば自然衣食美となる、衣食美となれば增長の念生ず、增長の念生ずれば其行曲り僻む、と同時に事を爲すに道理を棄てゝ由らず、行曲り僻むときは小惡を爲すも何の妨あらんと、遂に積で大惡に入り其身を滅すに至り、事を爲すに道理を棄てゝ由らざれば小善は行ふとも益なしとて善を積まざる故成功するに足らず、夫れ內は一身に取り死亡短命の患あり、外世間に對し成功の譽なきは大なる禍なり、而して此禍は本と福あるより生ず、故に本文に福は禍の伏する所と曰ふ、

夫緣道理以從事者、無不能成、無不能成者、大能成天子之勢尊、而小易得卿相將軍之賞祿、夫棄道理而妄擧動者、雖上有天子諸侯之勢尊、而下有倚頓陶朱卜祝之富、猶失其民人而亡其財資也、衆人之輕棄道理、而易忘擧動者、不知其禍福之深大、而道之潤遠若是也、故諭人曰、孰知其極、

【解題】右は第五十八章の孰知其極の一句を解せし者、

【講説】夫れ道理に從つて其事を務むる者は成功せざるなく、其成功せざることなき程度を言はんか、大にしては天子の尊き勢力をも得べく、小にしては公卿宰相又は將軍の賞勳爵祿をも得るに難からず、然るに一方に於て道理を棄て妄に行動をなす者は縱令其人が上に在て天子諸侯の尊き勢を有し或は下に在て猗頓や陶朱や卜祝の富を有する人なるも、猶は天子諸侯なれば其人民を失ひ財産家なれば其資財を失ふなり、衆人が輕卒にも道理を棄て何の思慮もなく妄

《其政悶悶、其民淳淳、其政察察、其民缺缺、禍兮福所倚、福兮禍所伏、孰知其極、其無正、正復爲奇、善復爲妖、民之迷其日固久、是以聖人方而不割、廉而不劌、直而不肆、光而不耀》

第五十八章

人有禍則心畏恐、心畏恐則行端直、行端直則思慮熟、思慮熟則得事理、得事理則無禍害、無禍害則盡天年、得事理則必成功、盡天年則全而壽、必成功則富與貴、全壽富貴之謂福、而福本於禍、故曰、禍兮福之所倚、以成其功也、

【解題】右は第五十八章の禍兮福之所倚の一句を解したる者、

【講説】凡人が禍に遇ふときは心に畏ろしと思ふ、畏ろしと思へば愼むゆゑ其行方正となる、其行方正となれば思慮も惑ふことなくして十分となる、思慮十分となれば萬事善く筋道に當る、其行方正なる結果は災難なく、災難なき結果は天年を遂ぐるを得、萬事筋道に當れば成功するに相違なし、天年を遂げらるれば生命を保つて長生し、必ず成功するときは富貴を兼ぬるに至る、全壽富貴をば福と謂ふ、而して此福は本と禍より起る、故に本文に禍は福の倚る所と曰ふ、

【字解】〔富與貴〕與は而の字と同義に用ゆ、〔以成其功也〕解詁は注の誤つて本文中に混じたる者とす、余は此説に從ふ、

人有福則富貴至、富貴至則衣食美、衣食美則驕心生、驕心生則行邪僻、而動棄理、行邪僻則身死夭、動棄理則無成功、夫内有死夭之難、而外無成功之名者大禍也、而禍本生於有福、故

【字解】〔忘〕古は妄に通ず、〔題〕額なり、〔嬰〕惑す意、

嘗試釋詹子之察、而使五尺之愚童子視之、亦知其黑牛而以布裹其角也、故以詹子之察、苦心傷神、而後與五尺愚童子同功、是以曰愚之首也、故曰、前識者、道之華也、而愚之首也、

【解題】右は第三十八章の前識者、道之華也、而愚之首也の全句を解せし者、

【講説】今試に詹子の推察に由らず、十か十一になる愚鈍の子供をして之を視せしむるも、其牛が黑色にして角を布に包み居ることは解るなり、左れば詹子が其推察を用ゐたる處にて心を苦しめ氣を疲らし、やつとの事此愚童子と同一の効果を得るなり、故に本文に愚の首と曰ふ、又以上段段と述べたる通りなれば本文に前識は道の華にして愚の首なりと曰ふ、

【字解】〔五尺〕身長なり周尺ゆゑ我が三尺に出です、

所謂大丈夫者謂其智之大也、所謂處其厚、不處其薄者、行情實而去禮貌也、所謂處其實、不處其華者、必緣理不徑絕也、所謂去彼取此者、去貌徑絕、而取[緣]理[好]情實也、

【解題】右は第三十八章の是以大丈夫處其厚、不居其薄、處其實不居其華、故去彼取此の六句を解せし者、

【講説】謂はゆる大丈夫とは其知力の大なるを指すなり、謂はゆる其厚きに處り其薄きに處らずとは情即ち內實を行ひ、禮即ち外貌を去ることなり、謂はゆる其實に處り其華に處らずとは必ず道理に因て行ひ臆測せざることなり、謂はゆる彼を去り此を取るとは貌と臆測を去り、理と情實を取ることなり、

【字解】〔徑絕〕妄に推測すること、

○其政悶悶章

得ず與ふれば奪ふを得ず、孰れか一方に歸す、威の罰を施し德の賞を加ふるが如き是なり、內實と外貌との關係も之と同じく、實が厚き者は貌薄し、父子の禮の如き是なり、右の道理より推すときは禮の繁雜なる者は實心の足らざる者と謂ふべし、左すれば禮を行ふは本と人の飾なき心情を先方に通ずる手段なるに、衆人の禮を爲す有樣を觀るに此方より禮を施せば先方が答禮すべきことゝ結果を望んで行ふこと故、先方が果して應ずれば輕輕しく歡び、應ぜざれば之を責め怨む、今禮を爲す者は本と眞實の內情を通ずる目的なるに、相互義務報酬關係を禮の中に設くるが爲め、何として爭なからんや、爭へば則ち騷動となる故に本文に夫れ禮者忠信之薄也、而亂之首乎と曰ふ、

先物行、先理動、之謂前識、前識者、無緣而忘意度也、何以論之、詹何坐、弟子侍、有牛鳴於門外、弟子曰、是黑牛也、而白題、詹何曰、然、是黑牛也、而白在其角、使人視之、果黑牛、而以布裹其角、以詹子之術、嬰衆人之心、華焉殆矣、故曰、道之華也、

【解題】右は第三十八章の前識者道之華也、而愚之首也、の二句に就て上の一句を解したる者、

【講說】凡そ事物の已に接し道理の已に明なるを待たずして言動知慮する者を前識と謂ふ、前識とは事の因緣もなきに妄に推測を行ふ者なり、何を以て斯く言ふとなれば楚の隱者の詹何が堂に坐せし時門人其傍に陪りたるが、會々門外に牛の鳴聲聞えけり、門人云ふ是は黑色にて額の白き牛ならんと、詹何云ふ左樣黑牛なり、但し白き處は其角に在りと、人を遣はして之を視させたる處案の如く黑牛なりしが、布を以て其角を包み居れり、詹子の術を以て衆人の心を惑はす、如何にも善く中つて奇麗に見ゆれども、偶中と云ふべき者にして必中の術に非れば、宛にならぬ事なり、故に本文に道の華と曰ふ、

也、

【解題】右は第三十八章の夫禮者、忠信之薄也、而亂之首乎の二句に就き、前一句を解せし者、

【講說】禮は内情の爲に外貌を修むる者、文は實質の爲に外面を飾る者、君子は情を取て貌を棄て質を好んで飾を嫌ふ、一體外貌を宛にして情を彼此れ言ふは其情が宜しからざればなり、飾に因て始めて質の如何を言ふは其質が惡しくなりたればなり、何故に斯く論ずるやと云ふに和氏の明玉は五色を以て飾らず隋侯の水晶は金銀を以て飾らず、是れ其質の極めて美なる者は如何なる物も之を飾るには足らざればなり、飾を得て始めて用を爲す者は其質が美ならざる故なり、是の理由を以て一家父子の間に於ける禮は質樸にして目立たず、故に本文に禮は薄しと曰ふ、

【字解】〔論〕 厚薄美惡を論ずるなれども此にては美厚の一偏に係る、〔五釆〕 五色の色素青黄白赤黑、〔和氏之璧〕 和氏篇に詳なり、〔隋侯之珠〕 淮南子に隋侯大蛇が傷を受け身體中斷したるを見藥を塗て之を續き合せ其命を救ひし處或夜此大蛇が大珠を銜て隋侯に奉り恩返を爲したる事を記せり、又王充の論衡には隋侯が藥を以て珠を作れりと云ふ、藥を以て作るとは今の化學作用なり、

凡物不並盛、陰陽是也、理相奪予、威德是也、實厚者貌薄、父子之禮是也、由是觀之、禮繁者實心衰也、然則爲禮者、事通人之樸心者也、衆人之爲禮也、人應則輕歡、不應則責怨、今爲禮者事通人之樸心、而資之以相責之分、能無爭乎、有爭則亂、故曰、夫禮者、忠信之薄也、而亂之首乎、

【解題】右は第三十八章の夫禮者、忠信之薄也、而亂之首也の全句を解せし者、

【講說】凡そ物對待なる時は一盛一衰をなし雙方共に盛なるを得ず、陰陽の互に反して消長を異にするが如き是なり、世の中の道筋に於ても奪へば與ふるを

也、事有禮而禮有文、禮者義之文也、故曰、失道而後失德、失德而後失仁、失仁而後失義、失義而後失禮、

【解題】右は第三十八章の故失道而後德、失德而後仁、失仁而後義、失義而後禮の四句を解せし者、但し韓非子は四個の而後の下に失を加へて解す、是れ別に一意を立てたる者なるか、抑も其見たる老子の本文此の如くなりしか未だ知るを得ざるなり、

【講說】道は積むを得るのみならず又積むべき者にして、之を積むときは則ち其積みたる丈の効果あり、德は道を己に得ることとなれば是れこそ道の功として成れる者なり、而して其功たる德は虛象に非ずして實體あり此實體には光輝あり、仁は即ち德の光、光には潤澤の物に及ぶものあり、物に及ぶ潤澤なるが故に自ら事爲の上に見れざるを得ず、之を澤に事ありと謂ふ、義は即ち仁の事、事には其れ其れ禮と稱する秩序作法あり而して禮には文飾あり、禮は即ち義の飾、左れば本文に道を失ひ而して後德を失ひ、德を失ひ而して後仁を失ひ、仁を失ひ而して後義を失ひ、義を失ひ而して後禮を失ふと曰ふなり、(道德は根本なり、根本立たざれば仁義生ぜず、仁義は先なり禮は後なり、先づ始に失ひ而して後終に失ふ、即ち道を失へば將基倒となつて禮を失ふと云ふ意なるが如し)、

禮爲情貌者也、文爲質飾者也、夫君子取情而去貌、好質而惡飾、夫恃貌而論情者、其情惡也、須飾而論質者、其質衰也、何以論之、和氏之璧不飾以五采、隋侯之珠不飾以銀黃、其質至美、物不足以飾之、夫物之待飾而後行者、其質不美也、是以父子之間、其禮樸而不明、故曰、禮薄

【解題】右は第三十八章の上禮爲之而莫之應則攘臂而仍之の二句を分解せし者、

【講説】禮は内部の情を外面に飾る所以、君臣父子朋友の間に存する元質にあらで華に發表せる者なり、君子父子の間柄を定むる者なり、貴賤賢愚を辨別する者なり、但し禮の起る所以を言へば、吾れ他人に對し好意を抱くも、只好意を抱けるのみにては先方は之に氣附かざる事故、足早にチョコチョコと歩み、身を屈して拜を爲し、我が情意をば表はすなり、又吾れ誠の心より他人を愛する共唯愛するのみにては先方に通ぜざるゆゑ優しき言葉を遣ひ多辯を用ゐて彼に信ぜしめんとす、即ち禮は外部の飾に因り内心の情を知覺せしむる所の者なり、左ればこの禮は情の飾なることを知るべし、凡そ人が外物に動かされて禮に外るゝ所以は他なし、禮は本と已が身を治るの禮なることを知らざるが故にして、世人の禮を行ふは他人を尊ぶ爲にして他人本位なればこそ、時としては熱心となり時としては冷却するを免れず、然るに君子の禮を治むるや其身の爲にするが故に中心誠なるを上禮とす、上禮は中心誠なる者なるに、衆人は他人の爲にする事ゆゑ内と外と別別となり一致する能はず、故に本文に上禮は之を爲して之に應ずるなしと曰ふなり（之に應ずるなしの語、老子の本文は上禮は之を爲しても人が之に應ぜざれば則ちと下句に接すれども韓非は斷句として之を解したるなれば自ら原意と異る、蓋し韓非は君子上禮を行ふも衆人は之に應ぜずと理會せし者の如し）、

扨衆人は内外一致にして吾れ中心より恭敬を盡すに拘らず、或は之に答へざる事あり、然れども聖人は自ら吾が至らざる所あるにやと反省して益す恭敬を履み手足の禮を盡して決して減ずることなし、故に本文に臂を攘げて之に仍くと曰ふ（是れ亦原意と異り、臂を攘ぐとは扼腕と曰ふが如く奮激するなり之は禮なり、先方が無禮なれば益す躍起となつて禮に就くなり、）

【字解】（神）精神の神なり、

道有積而德有功、德者道之功、功有實而實有光、仁者德之光、光有澤而澤有事、義者人之事

朋之相助也、宜、親者内而疎者外、宜。義者謂其宜也、宜而爲之、故曰、上義爲之而有以爲也、

【解題】右は第三十八章の上義爲之而有以爲也の一句を解せし者、

【講説】義は君臣上下の等級なり、父子貴賤の差別なり、面識交際の人即ち朋友の關係なり、親疎内外の區域なり、臣は君に事ふる宜しく、下は上に懷く宜しく、子は父に事ふる宜しく、賤者は貴者を敬する宜しく、知交朋友の互に助くる宜しく、親しき者を内とし疎き者を外にする宜しき等皆義なり、義は其宜しきを謂ふ即ち適當なる事、適當の處を得て事を行ふ、故に本文に上義は之を爲して而して以て爲すあるなり、

【字解】〔禮〕一に事に作る、

禮者所以貌情也、羣義之文章也、君臣父子之交也、貴賤賢不肖之所以別也、中心懷而不諭、故疾趨卑拜而明之、實心愛而不知、故好言繁辭以信之、禮者外飾之所以諭内也、故曰禮以貌情也、凡人之爲外物動也、不知其爲身之禮也、衆人之爲禮也、以尊他人也、故時勸時衰、君子之爲禮、以爲其身、以爲其身、故神之爲上禮、上禮神而衆人貳、故不能相應、故曰、上禮爲之、而莫之應、衆人惟貳、聖人之復恭敬盡手足之禮也不衰、故曰、攘臂而仍之、

れば外界の誘惑を受けて、之が爲に左右せらるゝが故に云ふ)、然る處、彼の道術の心得なき者は故意に無爲無思を以て虛を致すことなるが、斯く故意に無爲無思を以て虛を致す者は、虛と云ふ事を思ひ詰めて忘れざるなれば虛となる事に迫はるゝなり、元來虛とは、空空寂寂として執着する所なく、物に應じて窮まらず、意志の拘束を受けざるを謂ふなるに、今虛が如何に大切なりとて、虛を致すが爲に精神を役するときは則ち已に虛に非ず、眞に虛を致す者の無爲の如きは、無爲を以て常道となさず、虛を得る手段なる無爲其物までも之を忘る、斯く無爲を以て常道となさず即ち虛を求むるが爲に心を用ゐざるときは、始めて虛たることを得、虛なるときは其德盛大、其德盛大なるをば上德と謂ふ、德の至極なる者、故に本文に上德は無爲にして爲さゞる無しと曰ふ、

【字解】〔生於德〕 於の字今本有に作る、注家之に從ふ者多し、然れども有にては下句と接せずして文義を成さず、〔在有德〕 在の字は顧說に從つて衍文とす、〔舍〕 ヤド、〔夫無術者故〕 故はコトサラニなり、

仁者謂其中心欣然愛人也、其喜人之有福而惡人之有禍也、生心之所不能已也、非求其報也、故曰、上仁爲之而無以爲也、

【解題】右は第三十八章の上仁爲之而無以爲也の一句を解せし者、

【講說】仁は其人の腹の奧底より如何にも喜ばしく思ひながら人を愛するを謂ふ、仁者が他人の福あるを喜び又他人の禍あるを惡むの一念は、心の自然に出で、已むこと能はざるより生し、殆ど衝動と一般にして、賞讚好意等の結果を求むる爲に非ず、即ち功利主義に非ず、故に本文に上仁は之を爲して而して以て爲すなしと曰ふなり、

【字解】〔欣然〕 喜悅の貌、

義者君臣上下之禮、父子貴賤之差也、知交朋友之接也、親疎內外之分也、臣事君宜、下懷上宜、子事父宜、賤敬貴宜、知交友

今制於虛、是不虛也、虛者之無爲也、不以無爲爲有常、不以無爲爲有常則虛、虛則德盛、德盛之謂上德、故曰、上德無爲而無不爲也、

【解題】右は第三十八章の上德不德是以有德の二句と第四十八章の「無爲而無不爲」の一句とを解せしもの、蓋し第四十八章の「無爲而無不爲」は、第三十八章の「上德無爲而無以爲」と、文字の上に於て相矛看するも、意義の上に於ては其效用を說明するものなるが故に、牽連して解釋を施せしに過ぎず、故に文法より言へば判然二段に分つべきものなれども、韓非がことさらに之を接聯したる意に從って、本文は之を分たずして止みぬ、

【講說】德は己の身に蓄ふるものなれば內的なり、得は他より取るものなれば外的なり、(德は元來己の身に得ると云ふ義なれども、得ると云へば猶は對他の嫌あるが故に、韓非は德と得とを內外に分ち、德の主觀的なるべきを示したるなり)老子の上德不德とは精神が外界にうはつくことなく、耳目鼻口の爲に使はれざるを謂ふ、精神が外にうはつくこと無ければ萬事道に違はずして其身全し、其身の全きをば德と稱す、德とは己の身に得て我物となる義なり、凡そ德の結晶するは安靜に在り、成就するは物を欲せざるに在り、德の安泰なる所以は無心なるに在り、德の堅固なる所以は妄に動かさゞるに在り、然るに若し世事に手を出し外物に望を掛くるときは、名利其他の念が心の中を橫領し、德の居るべき場所あらず、德の居るべき場所あらざるときは其德全たからず、又或は考へ或は働かすときは、勞作の結果、本體動搖に及び、其德固からず、苟も固からざれば則ち德の功を失ふ、德の功を失ふことは德をば德として之を意識するより起る、德をば德とすれば德なく、德をば德とせざれば德あり、(無德有德の德は眞德を指す)故に本文に上德は德とせず是を以て德ありと曰ふ、爲すことなく思ふことなく何處までも虛にて在ることを貴ぶ所以は吾が意が他より制せらるゝこと無きを謂ふなり、(虛とは寂然不動、若し寂然不動ならざ

便を免れざらしむ、是を以て此講義には一一老子の本文を掲出し、韓非が何れの章何れの句を解釋せしかを知らしむ、敢て妄に體裁を變更するに非ざるなり、

老子の本文は『』を以て之を分つ、

○上德不德章、爲學日益章、

『上德不德、是以有德、下德不失德、是以無德、上德無爲而無以爲、下德爲之而有以爲、上仁爲之而無以爲、上義爲之而有以爲、上禮爲之而無應、則攘臂而仍之、故失道而後德、失德而後仁、失仁而後義、失義而後禮、夫禮者忠信之薄、而亂之首、前識者道之華而愚之始、是以大丈夫處其厚、不處其薄、處其實、不處其華、故去彼取此』第三十八章

『爲學日益、爲道日損、損之又損、以至於無爲、無爲而無不爲、取天下常以無事、及其有事、不足以取天下』第四十八章

德者內也、得者外也、上德不德、言其神不淫於外也、神不淫於外則身全、身全之謂德、德者得身也、凡德者以無爲集、以無欲成、以不思安、以不用固、爲之欲之則德無舍、德無舍則不全、用之思之則不固、不固則無功、無功生於德、德則無德、不德則[在]有德、故曰、上德不德、是以有德』、所以貴無爲無思爲虛者、謂其意無所制也、夫無術者、故以無爲無思爲虛也、夫故以無爲無思爲虛者、其意常不忘虛、是制於虛也、虛者謂其意所無制也、

龜筴鬼神を恃むの愚を論じ畢るや直ちに明法を揭げて治彊亂弱の分るゝ所以を說き、越王の故事に於て大明之龜を恃み吳に敗れたるを敍せしは前段に應じ、法を明にし吳に勝ちたるを敍せしは本段に貼し、「恃鬼神者慢於法」を以て鬼神と法との關係を繫ぎ、鬼神を恃より諸侯を恃むに轉じて「恃諸侯者危其國」に入り其實例を歷擧して主位たる韓を喚起し、法禁に論着して「恃外」の二字を以て前の恃諸侯を收む、此等の處整齊にして局せず、奇變にして亂れず、尤も筆力を見るに足る、

篇末人主の公義と人臣の私義とを雙提し其治亂を殊にするを示して、收むるに「公私有分」の單句を以てす、人臣の公義と人臣の私心とを雙提して君主の如何により其行止を殊にするを示し、又收むるに「君臣異心」の單句を以てす、而して「君以計畜臣」の一論は實に此に胚胎せし者なり、斯く君臣公私の利害得失を同うせざるを說くは法の効力に論到せんが爲なれば「至夫臨」の一句を設け「爲法爲之也」を以て勒住す所謂「有力如虎」者、而して此篇先王を以て針線となし「古者先王盡力於親民」を以て起し「先王知之」を以て終り、中間「先王以明古之功者」と曰ひ「先王以道爲常」と曰ふ、是れ宜しく注目すべきなり、

韓非子卷六

解老

【篇旨】此れ本書の第二十篇にして、老子の書に就て解釋を施したる者なるが故に解老と名づく、但し上篇を解せる者二章、現在本文に在らざる處を解せる者一章、其他は盡く下篇に係る、凡そ十三章、故に全書の六分の一に當らずと雖も、韓非が如何に、老子を見たるかは是に由つて窺ふことを得べし、且つ其解釋が漢注以前に在るを以て、章句の間尙ほ老子の舊を存せし者あるや疑なし、然らば則ち老子を硏究する者に在つても、亦必讀すべき篇なりと謂ふべし、

解老の順序は老子と前後する所あり、是れ宜しく知らざるべからず、但從來の注本は老子の本文を附せざる故、讀者をして搜索を勞するの不

に出づるなり、此に出でざるを得ざるなり、

故先王明賞以勸之、嚴刑以威之、賞刑明則民盡死、民盡死則兵彊主尊、刑賞不察則民無功求得、有罪而幸免、則兵弱主卑、故先王賢佐、盡力竭智、故曰、公私不可不明、法禁不可不審、先王知之矣、第六大段なり、

【講說】臣下を駕御すべき道は唯法に在るが故に先王は賞を明にして之を勵まし、罰を嚴にして之を畏れしむ、刑賞明確なれば人民君國の爲に死力を盡して働くべく、人民死力を盡すときは兵力強く君主尊し、之に反して刑賞不行届きなれば人民は功もあらざるに賞を得んとし罪あるも罰を免れんことを僥倖すべく、其結果兵力弱く、君主卑し、故に公私の區別は明かならざるべからず、法令禁制は精密ならざるべからず、先王は此理を知り居られたるぞ、

【字解】〔先王賢佐〕此八字衍文に非ざれば則ち下文に脫語あるが如く思はる、之を削つて觀る方意義善く通ず、

槩論

是れ亦法治論の一にして「以道爲常、以法爲本、本治者名尊、本亂者名絕」の四句は其大眼目を揭げたる處なり、而して均しく法治論なるも每篇各主とする點なきに非ず、今此篇に於て韓非が特に唱道せし者は法の萬全にして智能の失多きを論じたる、君臣公私の別を論じたる、君臣交計の事を論じたる諸節是なり、彼れ君臣の關係を以て專ら利害に成るとし「君臣也者、以計合者也」と云ひ、其利を離れ害に就くは偏に法の力に因るとなす、是れ法治萬能主義に非ずして何ぞや、儒者名敎上の是非は姑く之を置くも此の如きは固り事理を得ざる者にして法律を過重するの餘り法律以外の勢力を認めざるの致す所、欲する所生より甚しき者あり惡む所死より甚しき者あり、賞罰の二柄のみを以て富强を致すべしと思へるに至つては彼の政見たる者亦淺しと謂ふべきのみ、

文評

而行公行正、居官無私、人臣之公義也、汚行從慾、安身利家、人臣之私心也、明主在上、則人臣去私心、行公義、亂主在上、則人臣去公義、行私心、故君臣異心』

第五大段の第二小段なり、君臣の心事相反するを言ふ

【講説】人臣に私心と公義との別あり、其身を修むる潔白にして公平正直の行を爲し官職の上に於て私なきは人臣の公義なり、腐敗の行をなし慾望を肆にし一身一家の安便利益を事とするは人臣の私心なり、然るに上に明君あれば人臣私心を去つて公義を行ひ、上に亂君あれば人臣公義を去つて私心を行ふ、左れば君は人臣の公義を望み臣は吾が私心を遂げんとする者ゆゑ君と臣とは其心を同うせざる者なり、

【字解】〔從〕縱に同じ、

君以計畜臣、臣以計事君、君臣之交計也、害身而利國、臣弗爲也、害國而利臣、君不行也、臣之情、害身無利、君之情、害國無親、君臣也者、以計合者也、』第五大段の第三小段なり、

【講説】君は利害上より臣下を養ひ、臣下は利害上より君に事へ、君臣互に利害勘定をなす者なり、左れば己の身を害して國に利益することは臣下の爲さゞる所なると共に其國を害して臣下に利益を附することは君主の爲さゞる所なり、何となれば臣下の情とすれば身を害すれは不利益なればなり、君主の情とすれば國を害する者は親愛するに足らざればなり、然らば則ち君臣の間柄は計算づくにて合する者なり、

至夫臨難必死、盡智竭力、爲法爲之也』第五大段の第四小段なり、法が臣下の利害心をして行はれざらしむるを言ふ、

【講説】斯く臣下は己に不利益なる事を敢てせざるに彼の君國の一大事に臨むときは其生命を抛ち智力のある限を出して君に事ふる所以は他なし法の爲に此

好んで世に平なる事を言ふ、譬へば伊尹管仲の功比干子胥の忠の如し、暴亂の君主が迷はさるゝ所以、賢佐の風を粧ふ臣下が君主を侵す所以なり、左れば人臣が伊尹管仲の功あつて用ゐられたる事を稱するときは法に背き智を飾るに根據とする所あり、比干子胥の忠を以て殺されたる事を稱するときは君主と激論を爲し强諫を爲すに口實あり、能く伊尹管仲を用ゆる者は賢明の主にして比干子胥を殺す者は暴亂の主なりと云ふ議論は古人が其君を刼制し下よりは進み易く上よりは罰し難からしむる手段なるが、伊尹管仲は常に在らず、諫を進むる者比干子胥の如き忠臣とは限らざれば此れを例とは爲し難し、是の如き徒は君主が法を立てゝ國是と爲すことを抑止するなり、今臣下は其私智を立てゝ法を否定する者多き次第なるが是れ眞の智慧を智とするに在らず邪智を以て智となすなり、常法を蹈えて私智を立つるは君主を束縛するの道なり、

【字解】〔賢佐〕佐は輔弼なり、賢は眞の賢に非ず、賢を僞る者を謂ふ、

明主之道、必明ニシ二於公私之分一チ、明ニシ二法制一ヲ去ル二私恩一ヲ、夫レ令必ズ行ハレ、禁必ズ止ム、人主之公義也、必ズ行ヒ二其私一ヲ、信ニ二於朋友一ニ、不レ可ラ二爲ニ賞ノ勸ム一、不レ可ラ二爲ニ罰ノ沮ス一、人臣之私義也、私義行ハルレバ則チ亂レ、公義行ハルレバ則チ治ル、故ニ公私有レ分、『第五大段の第一小段なり、公私の別を言ふ、』

【講説】明君の行ふ所は必ず公私の差別を明にし之が爲に法制を明にして私の恩情を去るなり、夫れ命令する所行はれざるなく禁止する所已まざるなきは君主の公義なり、何處までも吾が自由を貫ぬき朋友に對する信を全ふし、法制あるも頓着することなくして賞の爲に勵まず、罰の爲に憚らざるは人臣の私義なり、此私義行はるれば國亂れ公義行はるれば國治る、故に公私は一致せず宜しく之を明にして公義を立つべし、

人臣有リ二私心一、有リ二公義一、修身潔白、

を脩めしむるが故に安佚にして勞せずと雖も功あり、ブンマハシを棄てゝ技巧に任せ、法律を棄てゝ智慧に任すは惑亂の手段なり、然るに昏亂の君主は人民をして智を飾らしめ道理の事例を知らざるが故に勞すと雖も功なし、抑も法禁を外にして運動次第になるときは群臣皆己の官位を利用して下より報酬を取る、是に於て利權と云ひ威勢と云ひ私家に歸し群臣に歸するを以て、人民は力を盡して君主に事ふるの心なく、政府の有力者に取入ることを以て專務となす、人民有力者に取入るときは賄賂公行に及び運動上手の者採用せらるゝことゝなる、愈よ此の如くならば、何人も功を以て進むことをまだるしと爲し從つて功を立つる者減少す、姦臣愈よ進んで器量ある者退けば即ち君主は惑ふて爲すべき所を知らず、人民は聚まるも從ふべき所を知らず、此れ法禁を用ゐずして功勞を後にし、評判ある人を擧げて運動を聽くの過失なり、

【字解】〔故〕跡なり、

凡敗法之人、必設詐託物以求親、又好言天下之所希有、此暴君亂主之所以惑也、人臣賢佐之所以侵也、故人臣稱伊尹管仲之功而見用、則背法飾智有資、稱比干子胥之忠而見殺、則疾爭彊諫有辭、夫上稱賢明、下稱暴亂、不可以取類、若是者禁君之立法以爲是也、今人臣多立其私智以法爲非者、以邪爲智、過法立智、如是者禁主之道也、

〔一〕第四大段の第五小段なり、人臣私智を以て法を敗るを言ふ、内凡より所以侵也までを一節とす、人臣の詐術を言ふ、故人臣より有辭までを二節とす、姦臣の口實とする所を言ふ、夫上稱賢明より以下を四節とす、其人主に及ぼす害を言ふ、

【講説】凡そ法を敗る所の人物は必ず詐僞の手段を設け或る事柄に托して君主に親近せんことを求め、又

萬全之道也、』第四大段の第三小段なり、道法萬全にして智能萬全ならざるを言ふ、

【講說】故に鏡は唯清を守るのみにて何等の働をなさず、然るに美なるも醜きも之に由て並に見ゆるなり、秤は平均を守るのみにて何等の働をなさず、然るに輕きも重きも之に由て懸けらるゝなり、見よ鏡を搖せば物を映すこと出來ず秤を搖せば平均を保つを得ず、是れ法の喩なり、故に道を常とし法を本とす、本治まれば名分尊く、本亂るれば名分亡ぶ、凡そ知能明通の人は用ゐらるれば用を爲すと雖も、用ゐられざれば用を爲さず、故に智能は個人的の者にして人に傳へ難し、道を標準とするは萬全の策なれども智能は誤多し、夫れ秤を懸けて物の平均を知りブンマハシを設けて形の圓なるを知る、是は萬全の道なり、目分量の如きは決して賴とするに足らず、

明主使民飾於道之故、故佚而有功、釋規而任巧、釋法而任智、惑亂之道也、』亂主使民飾於智、不知道之故、故勞而無功、』釋法禁而聽請謁、群臣賣官於上、取賞於下、是以利在私家、而威在羣臣、故民無盡力事主之心、而務爲交於上、民好上交、則貨財上流、而巧說者用、若是則有功者愈少、姦臣愈進、材臣退則主惑而不知所行、民聚而不知所道、』此廢法禁後功勞、擧名譽聽請謁之失也、』第四大段の第四小段なり、法禁を忽にして名譽請謁を用ゆるの失を言ふ、

內、初より惑亂之道也までを一節とす、明主の爲す所を述べて任智の弊を言ふ、亂主より無功までを二節とす亂主の爲す所を述べて不結果に終ることを言ふ、釋法禁より務爲交於上までを三節とす、民の有力者に依賴するを言ふ、民好上交より不知所道まで四節とす、其結果を言ふ、此廢法禁より以下は遡つて其源因を斷言す、

【講說】明君は人民にして道理の舊經驗即ち萬全の策

【講說】古語に曰く、家に常業あるときは飢饉に遇ふも餓死するに至らず、國に常法あるときは奇難に際するも滅亡するに至らず、常法の必要なること此の如し、夫れ常法を舍てゝ私意に任さば臣下は智能を飾り、臣下智能を飾れば法禁立たず、是れ不分別の意見行はれて治國の道は廢するなり、治國の道は法を害する者を除くに在り、若し法を害する者即ち謂はゆる私意を除けば智能の爲に惑はさるゝこともなく、名譽の爲に欺かるゝこともなし、

昔者舜使吏決鴻水、先令有功、而舜殺之、禹朝諸侯會稽之上、防風之君後至、而禹斬之、以此觀之、先令者殺、後令者斬、則古者必貴如令矣、『第四大段の第二小段なり、古代法律を嚴行せしことを言ふ』

【講說】昔し舜は官吏に命じて洪水を切り落さしめたるに、其官吏訓令を待たずして功を立てたり、舜は訓令を受けざる廉を以て之を殺せり、禹が諸侯を會稽山の上に召集せし時防風國の君期に後れて參會せしかば禹は之を斬罪に處せり、此を以て之を觀れば、令に先きだつ者も令に後る者も共に之を誅すべし、則ち古の聖人は全く法の如くするを貴びしなり、

【字解】〔鴻〕洪に同じ、〔先令者殺後令者斬〕殺すも斬るも兩句に共通す、互文なり、

故鏡執清而無事、美惡從而比焉、衡執正而無事、輕重從而載焉、夫搖鏡則不得爲明、搖衡則不得爲正、法之謂也、故先王以道爲常、以法爲本、本治者名尊、本亂者名絕、凡知能明通、有以則行、無以則止、故知能單道、不可傳於人、而道法萬全、智能多失、夫懸衡而知平、設規而知圓、

東縣齊國、南盡中山之地、及奉法已亡、官斷不用、左右交爭、論從其下、則兵弱而地削、國制於鄰敵矣』故曰、明法者彊、慢法者弱、彊弱如是其明矣、而世主弗爲、國亡宜矣、』 第三大段の第四小段なり、趙魏燕の例を擧げて、法の行廢に因て國の强弱を異にするを言ふ、内初より法慢妄予而國日削矣までを一節とす、魏の例を言ふ、當趙之方明國律より用者弱而國日削矣までを二節とす、趙の例を言ふ、當燕之方明奉法するより制於隣敵矣までを三節とす、燕の例を言ふ、故曰より以下を四節となす、論斷なり、

【講說】魏が明かに法を立て制令に從つて政を行ひし當時にては、功ある者は必ず之を賞し罪ある者は必ず之を罰せり、之が結果として其勢力は天下を正し其威光は四隣に行はれたるが、法制弛み妄に賞與を行ふに及び日に土地を削られぬ、又趙が國律を明かにし大軍を取締りたる時は其軍隊多數にして强く、齊燕二國の地を伐り取り領土を增したれども國法弛み事を用ゆる者懦弱なるに及び日に土地を削られぬ、燕が明に法律を奉行し、官府の決斷を周到にせし時は東に於て齊國を平げて吾が縣となし、南に於て中山を伐つて之を亡ぼせり、然るに法を奉ずること已に止むに及び官權も用ゐられず、左右交も爭ひ、下の議論に從ふことゝなりければ兵は弱く地は削られ、其國は四隣のために制せられぬ、右の次第なるが故に法を明にする者は强く、法を忽にする者は弱しとは曰へるなり、强弱の理は此の如く明白なるに世の君主は國を强うする手段たる明法の事を爲さず、國の亡ぶるは當然なり、

語曰、家有常業、雖飢不餓、國有常法、雖危不亡、夫舍常法而從私意、則臣下飾於智能、臣下飾於智能、則法禁不立矣、是妄意之道行、治國之道廢也、治國之道、去害法者、則不惑於智能、不矯於名譽矣、』 第四大段の第一小段なり、私意の法禁を害するを言ふ、

なりと見て、持ち去れ此は酒にては無きかと云ひければ、穀陽は否酒に非ずと云ひしかば、子反は受け取つて一口之を飲みけるが、元來子反は酒好きの人なりしゆゑ旨さの餘り息をも繼かず飲乾し大醉して打臥しぬ、恭王は一たび敗軍に及びしも尚ほ一戰を試みんとて、子反に相談を爲さん爲め使を以て之を召ばしめたれども子反は泥醉の事とて胸痛を申立てゝ之を辭せり、王は兎も角も其樣子を尋ねばやと、態態車を命じて其陣所に赴かれ、子反の臥せる幕の中に入られけるに、樽柿の如き臭鼻を衝きしかば呆れて其儘本營に歸り、左右に向つて云はれけるやう、今日の合戰に此方自身目を射られて傷を負ひ、恃む所は司馬のみ、然るに其司馬が此有樣は何事ぞ、是れ楚の社稷を亡ぼして吾が衆くの將士を心に懸けざるなり、此方最早戰ふことも出來ざる故戰ふまじと、兵を收めて退却に及び子反を斬つて大罪を正せり、故に余は云ふボーイが酒を進めしは故意に子反を害せんとなしたるに非ず、眞心より信切を施せしなれども、反て之を殺すに至りしのみ、即ち此れは生信切を行つて大なる信切を害せし者なり、故に曰く小忠は大忠の賊なりと、若し此の如き生信切の者に法を主らしめたらんには、罪ある者を赦しかねまじ、其罪を赦して愛憐を加ふるなれば、人民に取つては至極無事なるべし、然れども人民を治むる上に於ては妨害なりと謂はざるを得ず、

子反の事は已に十過篇に出でたる故、其中の難字は別に解釋するの要なし、唯十過篇に在らざる者のみを擧げん、

【字解】〔端〕ことさらになり、態態の意、

當魏之方明立辟、從憲令行之時、有功者必賞、有罪者必誅、彊匡天下、威行四鄰、及法慢妄予、而國日削矣、當趙之方明國律、從大軍之時、人衆兵彊、辟地齊燕、當國律慢、用者弱、而國日削矣、當燕之方明奉法、審官斷之

司馬子反渴而求飮、其友豎穀陽奉卮酒而進之、子反曰、去之、此酒也、豎穀陽曰、非也、子反受而飮之、子反爲人嗜酒甘之、不能絕之於口、醉而臥、恭王欲復戰、而謀事、使人召子反、子反辭以心疾、恭王駕而往視之、入幄中聞酒臭而還、曰、今日之戰、寡人目親傷、所恃者司馬、司馬又如此、是亡荊國之社稷、而不恤吾衆也、寡人無與復戰矣、罷師而去之、斬子反以爲大戮、故曰、豎穀陽之進酒也、非以端惡子反也、實心以忠愛之、而適足以殺之而已矣、此行小忠而賊大忠者也、故曰、小忠大忠之賊也、若使小忠主法、則必將赦罪、赦罪以相愛、是與下安矣、然而妨害於治民者也、『第三大段の第三小段なり、法は小忠を忌むを言ふ、內初の二句を一節とす、先づ小忠を排斥す、荊恭王より以爲大戮までを二節とす、小忠の事實を擧ぐ、故曰豎穀陽之進酒也より小忠大忠之賊也までを三節とす、例證に就て小忠の害を斷ず、若使小忠主法以下を四節とす、小忠の法に於ける害を論結す、』

【講說】刑賞は嚴正ならざるべからざるが故に左の格言あり、曰く小智惠のある者は事を計らしむべからす生信切の者には法律を主らしむべからずと、其の證據には楚の恭王が晉の厲公と鄢陵と云へる處に戰ひし時、楚の兵は敗軍に及び恭王も傷を受けられぬ、扨此戰の眞最中司馬即ち陸軍卿と云ふべき子反は喉乾きて堪へられず水を求めたるに、ボーイの穀陽杯に酒を注ぎて持來り之を差出せり、子反は酒

土地と人民なき以上堯舜の如き聖人と雖も王たること能はず、三代の如き昭代と雖も强きこと能はず、

【字解】〔國雖大兵弱者〕兵の字者の字恐らくは衍、

人主又以過予、人臣又以徒取、舍法律而言先王、以明古之功者、上任之以國、臣故曰、是顯古之功、以古之賞賞今之人也、主以是過予、而臣以此徒取矣、主過予、則臣偸幸、臣徒取則功不尊、無功者受賞、則材匱而民望、財匱而民望、則民不盡力矣、故用賞過者失民、用刑過者民不畏、有賞不足以勸、有刑不足以禁、則國雖大必危、『第三大段の第二小段なり、賞罰過當の害を言ふ、』

【講説】君主たる者又臣下に與ふる道を誤り、功なくして賞を與へ、臣下君主より受るの義を失ひ、功なくして賞を取る、法律を除外して先王の德政を論じ、古の功績を明にする者あるときは君主之に國政を任するが故に、臣は以爲らく右は古の功業を望み古の賞を以て今の人を賞する者にして君主は之が爲に過予し臣下之が爲に徒取するに至るなりと、君主が過予を爲すときは臣下功なきも賞典を僥倖し臣下功なくして徒取するときは眞の功績は價値を失ひ、功なき者賞を受くるの結果は財政の窮乏負擔の過重となり人民は怨望すべし、人民怨望すれば國の爲に力を盡すまじ、故に賞其當を得ざれば民心を失ひ、罰其當を得ざれば民之を畏れず、賞ありと雖も善を鼓舞するに足らず、罰ありと雖も惡を禁ずるに足らずとせば其國如何に大なるも危險なるは必定なり、

故曰、小知不可使謀事、小忠不可使主法、『荊恭王與秦厲公戰於鄢陵、荊師敗、恭王傷、酣戰而

【講說】曹は齊を恃として宋に從はざりしが、其恃とせし齊が楚と交戰の間に於て宋は曹を滅せり、是れ一、楚は吳を恃として齊に從はざりしが、越が其恃とせし吳を伐つに乘じ齊は楚を滅せり、是れ二、許は楚を恃として魏に從はざりしが、其恃とせし楚が宋を攻むるに當つて魏は許を滅せり、是れ三、鄭は魏を恃として韓に從はざりしが、其恃とせし魏が楚を攻むるに際し韓は鄭を滅せり、是れ四、

今者韓國小而恃大國、主慢而聽秦、魏恃齊荊爲用、而小國愈亡、故恃人者不足以廣壤、而韓不見也、荊爲攻魏、而加兵許鄢、齊攻任扈而削魏、不足以存鄭、而韓不知也、』第二大段の第四小段なり、韓が他國を恃んで滅亡すべき憂あるを言ふ、

【講說】此一小段の事實は歷史に明徵なき者あり、又脫誤の處あり、大意に關せざるを以て講義を闕く、

此皆不明其法禁、以治其國、恃外以滅其社稷者也、』第二大段の第五小段なり、前述の例證を總括して斷論を下す、

【講說】以上は何れも其法制禁令を明かにして國を治めず、他國を恃として己の社稷を滅ぼせし者なり、

臣故曰、明於治之數、則國雖小富、賞罰敬信、民雖寡彊、賞罰無度、國雖大兵弱者、地非其地、民非其民也、無地無民、堯舜不能以王、三代不能以彊、』第三大段の第一小段なり、賞罰の必要を言ふ、

【講說】故に臣は左の說を爲す、治國の理に明なれば縱令其國小なるも富むことを得、賞罰愼重確實なれば、民少きも强さを得、若し賞罰不規律なるときは其國大なるも兵力弱し、是れ土地ありと雖も其土地に非ず、人民ありと雖も其人民に非ざるが故なり、已に

り邪臣止までを一節とす、明法の効を言ふ、忠勸邪止より秦是也までを二節とす、明法の國治强なりし例を擧ぐ、群臣より山東までを三節とす明法に非ざる國の薄弱なりし例を擧ぐ、亂弱より以下を四節とす、亂弱治强の別を言ふ、

【講說】昔し先王は力を人民の革新に盡し、法律を明かにして之を行へり、彼の法にして明なる時は忠臣勵み罰にして確實なる時は邪臣も畏れて姦惡を止む、忠臣勵み邪臣止んで土地弘まり君威高まりし國は秦なり、群臣互に徒黨結托し正道を隱して私曲を行ひ其結果領土削られ君威衰へたる國は山東なり、是れ他なし亂弱なる者の亡ぶるは人事の常にして治强なる者の王たるは古聖の道なればなり、

【字解】〔親民〕親は新に通ず、

越王勾踐、恃大明之龜、與呉戰而不勝、身入官於呉、反國弃龜、明法親民、以報呉、則夫差爲擒、故恃鬼神者慢於法、恃諸侯者危其國、

第二大段の第二小段なり、鬼神を恃むと法を恃むとの結果を示す、内初より爲擒までを一節とし越が鬼神を恃みたる場合と法を恃みたる場合とを叙す、故以下を二節とす上句は鬼神を恃めば法を恃まざる事を言ひ、下句は轉じ外國を恃む事に及び、後の一小段を孕む、

【講說】越王の勾踐は大明と云ふ靈龜の占を恃み呉と戰ひたる處勝利を失ひ、其身臣下となつて呉に仕へたり、是れ龜卜を信じたる害なるが其後本國に歸るや龜卜を棄てゝ用ゐず、法を明にし民を新にして國勢を强め、呉に向つて前度の仇を報ゆるに及び今回は呉王夫差俘虜となれり、是れ人事の効驗なり、左れば鬼神を恃とする者は法を麁略にし大事を誤るに至る者なり、而して獨り鬼神に限らず他の諸侯を恃とするも亦其國を危くするの結果を來たすなり、

【字解】〔大明〕龜の名なり、〔弃〕棄なり、

曹恃齊而不聽宋、齊攻荊而宋滅曹、荊恃呉而不聽齊、越伐呉而齊滅荊、許恃荊而不聽魏、荊攻宋而魏滅許、鄭恃魏而不聽韓、魏攻荊而韓滅鄭、

第二大段の第三小段なり、他國を恃んで滅亡せる例證を擧ぐ、

を擧ぐ、此非より以下を二節とす、勝敗得失の天文に關せざるを言ふ、

【講說】以前魏は數箇年の間東に兵を向け、陶衞を攻めて悉く之を略したるに、又數箇年西に兵を向け、秦と爭つて其國土を失へり、抑も豐隆、五行、太乙、攝提、六神、五括、般槍、歲星の在る所は天文上其國が勝つと云ふ事なれども、此等の物が數年間始終西方に在りたるに非ず、然るに秦勝て魏敗れぬ、天缺、弧逆、列星、熒惑、奎台の在る所は天文上其國敗るゝと云ふ事なれども、此等の物が數年の間每も東に在りたるに非ず、然るに陶衞敗れて魏勝ちぬ、

【字解】〔豐隆〕雷神なり、〔五行〕水火木金土を謂ふ、〔太乙〕天極星の一、一說に天神とす、〔攝提〕大角星の左右に三個づゝ鼎足の形を成せる星の名、〔王相〕五行の氣春夏秋冬の間に更迭消長するの稱、王を主となし相は之を輔くる者にて之に次ぐ、譬ば春は木を王とし、火を相とし、土を死とし、金を囚とし水を休とする類、〔六神〕軍神にして一は魁光、二は勝光、三は弧甲、四は岡中、五は功曹、六は神功、〔五括〕未だ審ならず、〔天河〕星名、山林妖變を察するを掌る、〔般槍〕星名、兵亂の光を爲すもの、〔歲星〕木星なり、天官書に其舍する所の國は伐つべからずとあり、〔天缺〕電母を謂ふ、〔弧逆〕弧不順と云へる四星の事を指す歟、〔刑星〕徂徠は太白星とす、〔熒惑〕一名罰星、〔奎台〕二星の名、

故曰、龜筴鬼神、不足擧勝、左右背鄕、不足以專戰、然而恃之、愚莫大焉』 第一大段の第四小段なり、卜筮等の人事に如かざるを斷言す、

【講說】是に由て臣は斷言す、卜筮鬼神の豫言若くは祐助ありとも每も勝つに足らず、左右前後の方位吉に叶ひたりとて一圖に戰を爲すに足らず、此の如くなるに之を恃むは此より大なる愚あらざるなり、

【字解】〔左右背鄕〕方位の吉凶を指す、背はそむく鄕は向に同じ、

古者先王盡力於親民、加事於明法、彼法明則忠臣勸、罰必則邪臣止』忠勸邪止、地廣主尊者、秦是也』羣臣朋黨比周、以隱正道、行私曲、而地削主卑者、山東是也』亂弱者亡、人之性也、治彊者王、古之道也』 第二大段の第一小段なり、明法治強の必要なるを言ふ、内初よ

梁、而秦出上黨矣、兵至釐而六城拔矣、至陽城、秦拔鄴矣、龐煖揄兵而南、則彰盡矣、臣故曰、趙龜雖無遠見於燕、且宜近見於秦、秦以其大吉、辟地有實、救燕有名、趙以其大吉、地削兵辱、主不得意而死、又非秦龜神而趙龜欺也、』第一大段の第二小段なり、趙秦の關係に就て卜筮の恃むべからざるを示す、內初句より宜近見於秦までを一節とす、專ら趙に就て卜筮の恃むべからざるを言ふ、秦以其大吉以下秦趙二國を對照して卜筮の恃むべからざるを言ふ、

【講說】趙は又前と同じく卜筮を用ひ北の方燕を伐ち之を劫かして秦に反抗することを占ひし處大吉なりとの兆を得たり、是に於て第一着に魏の都なる大梁を攻むる名義の下に燕を襲はんとせしに、秦は其虛に乘じて趙の上黨郡に兵を出たせり、趙の兵が燕の釐に至りし頃、趙の六城は秦の爲に拔かれ、趙の兵が燕の陽城に至りし頃、秦の兵は趙が嘗て魏より取りたる鄴の地を拔き取り、趙將龐煖が燕を引拂つて兵を南に返せば趙の枝城は已に盡く秦に落されぬ、臣は故に曰ふ、趙の龜は縱令燕を攻むる事の大吉に就て遠見なかりしは尙ほ可なるも、近く秦が其空虛を襲ふの大凶なるを見ざりしは分らぬ話なりと、秦の占大吉なりしに果して領地を擴ぐるの實利と燕を救ふの名義とを得、趙の占も大吉なりしに是は反つて地を削られ兵威を汚し其君悼襄王は失望して死せり、是れ亦秦の龜が靈驗あつて趙の龜が不實なりしには非ず、

【字解】〔彰〕地名に非ず城堡なり、

初時者、魏數年東鄉、攻盡陶衞、數年西鄉以失其國、此非豐隆、五行、太乙、王相、攝提、六神、五括、殷槍、歲星數年在西也、又非天缺、弧逆、刑星、熒惑、奎台數年在東也、』第一大段の第三小段なり、魏に就て天文の恃むべからざるを言ふ、內初より失其國までを一節とす、魏の事實

曰明於治之數、則國雖小富より而世主弗爲國亡宜矣に至る、法を恃まずして賞罰の正しからざる害を言ふ、第四大段は語曰家有常業より如是者禁主之道也に至る、智を恃むの弊を言ふ、第五大段は明主之道、必明於公私之分より盡智竭力爲法爲之也に至る、公私の分を言ふ、第六大段は故先王明賞以勸之より結末に至る、法禁の重大なる點に歸納して總束を行ふ、

鑿龜數筴、兆曰大吉、而以攻燕者趙也、鑿龜數筴、兆曰大吉、而以攻趙者燕也、劇辛之事、燕無功而社稷危、鄒衍之事、燕無功而國道絕、趙代先得意於燕、後得意於齊、國亂飾高、自以爲與秦提衡、非趙龜神而燕龜欺也、

第一大段の第一小段なり、燕趙の關係に就て卜筮の恃むべからざるを示す内首句より攻趙者燕也までを一節とす、燕趙相戰ふ時に倶に筮を用ゐたるを言ふ、劇辛より國道絕までを二節とす、燕の占外れたるを言ふ、趙代より與秦提衡までを三節とす、趙の占中りたるを言ふ、非趙龜一句を四節とす、勝敗人事なるを言ふ、

【講說】龜の甲に穴を掘り之を灼いて占ひ筮の莖を數へて占ひ、占の上に大吉と現はれしより燕を攻めたる國は趙なりき、又同じく占の上に大吉と現はれしより趙を攻めたる國は燕なりき、然るに劇辛の一條、燕は敗北に及び社稷危かりしなり、鄒衍の一條、燕又敗北して國道絕えぬ、趙は初に燕に勝ち、後に齊に勝ち、國亂の時にも拘らず、戰勝の功に因て國勢の高きを誇示し、殆ど自ら秦と雌雄を爭ふべき資格ありとせり、夫れ卜筮は齊しく大吉なりしに、燕は敗れ趙は勝てりとすれば、決して趙の龜が靈驗ありて燕の龜が不實なりしに非ず、

【字解】〔鑿龜數筴〕卜筮の法なり解釋前に出づ、〔兆〕同上〔劇辛〕燕の將軍の名、趙將龐煖に破られて戰死す、〔鄒衍〕齊國の人燕の昭王の師となる、〔國道絕〕未だ詳ならず解詁の注は臆測にして據り難し、〔趙代〕代の字三說あり、一は衍文とし、一は氏の誤とし、一は代は原と一國なりし處趙之を并せたるに由り連稱せるものとす、〔提衡〕衡は平なり、兩兩相對して輕重を爭ふ事なり、

趙又嘗鑿龜數筴、而北伐燕、將劫燕以逆秦、兆曰大吉、始攻大

に壅言の一偏を說く、之を一頭兩脚の法と謂ふ、責任論の初に言責不言責を揭ぐるや誘壅論に異らず、次に二句を以て言責を解し二句を以て不言責を解し次に三句を以て言責に於ける術を說き、三句を以て不言責に於ける術を說き「人臣莫敢妄言矣」の一句言責を承け「又不敢默然矣」の一句不言責を承け、結末に至り、忽ち單句を以て截住す、而して句中言の字は言責を結び默の字は不言責を結び責の字は責を結び皆の字を以て一括し一語の懈弛なく、一毫の滲漏なく、意義簡明、章法嚴密、眞に法家の文、初學の士反對せる兩問題を說明すべき場合に此等の法に倣はゞ蕪雜晦澁の憂なからん、

經費論は第一に明主の爲す所を叙す、此處論を先にし事を後にす、第二に暗主の爲す所を叙す、此處事を先にし論を後にす、第三は「凡功者」の二句明主に應じ、今より以下暗主に應ず、而して其痕跡なき處前論に對して變化の妙あり、

變法論は一論一證、「故雖拂於民、必立其治」を以て斷案となす鏗然戛然、句調響あり、

飾邪

【篇旨】此れ本書の第十九篇にして鬼神の恃むに足らず、他國の恃むべからざる事より例の法治論に說き入りたる者にして、宛も孟子が如何なる問題に遭遇するも必ず王道に歸納せしが如し、而して孟子の初に梁の惠王を見るや「王何必言利、亦有仁義而已矣、」と言ひ「王亦曰仁義而已、何必言利」と言ひ仁義を以て標準となすと雖も直接の目的は利を破るに在り、願ふに韓非の韓王に於けるも亦此の如きのみ、蓋し當時韓は外國の力を恃み、而して其外國を恃みしも亦或は卜筮を信じて然りしならん、乃ち韓非は此論を草したる本意は迷信と卑屈とを破るに在り、其韓の爲に作りたる者なるや疑なし、

【分段】此篇分つて六大段とす、第一大段は篇首より愚莫大焉に至る鬼神を恃む愚を言ふ、第二大段は古先王より恃外以滅其社稷者也に至る、外國を恃むの危險なるを言ふ、第三大段は臣故

人臣に利益を私せしめたる者の如し、是の如きは後世に於ても往往見る所にして臣下が君主を欺騙するの術は古今一揆なりと謂ふべし、

第五章の變法論は立言堂堂、自ら是れ正論なり、而して其本づく所は彼れの尸視せる商鞅の主義に外ならず、商鞅の言に曰く、民は倶に成るを樂しむべし、與に始を圖るべからずと、是れ實に政治家の妙訣なりと謂ふべし、大田錦城は其梧窓漫筆に之を論じて云ふ「新規に事を興さんとすれば洶洶然として物論涌沸、左支右吾、これを沮格せんとす、畢竟姑息に因仍するを喜ぶ愚昧より起るなれば蚩蚩無智の舌頭を怯れて興すべき利をも興すに憚り、除くべき害をも除くに畏るゝは、才力の淺劣にて共に治道を語るに足らず、事の紛更を好むは甚だ不善事ながら、心を食貨に用ゐ、民生の敎育國用の富實を旨とし山林藪澤等の土宜等を稽へ萬世の必利を觀ることあらんには、一時財を散じ民を勞することをも隱忍し、果決を以て事を拠むべし」と、支那の俗因循にして變更を忌み獨り蚩蚩無智の民のみならず、士大夫等亦安に狃れ故に安んじ改革を畏るゝ蛇蝎の如く商鞅以來變法の徒を視れば或は其人格を擧げ或は其失敗を擧げて之を國賊視し、變法を以て國家を顚覆する者となす、殊に知らず其利害は變法の動機、手段、實質、目的の如何に在るを、韓非は則ち云ふ「變與不變、聖人不聽、正治而已、」と、又曰く「古之無變、常之毋易、在常古之可與不可」と、如何なる迂儒と雖も否と曰ふ能はざるならん、「故雖拂於民、必立其治」とは則ち商鞅の「民不可倶圖始」の意にして一言の斷案利鐵を斫る者、此勇氣あるに非ざれば豈能く改革を爲すを得んや、若し人を以て言を廢せざるか、韓非の此論は決して廢すべからざる者なり、

文評

明法論に於ては第一大段獨り其勝を擅にす、看よ「人生之過」の一句を以て普通の過を言ひ、「又必反」の一句、此過を救はんとする手段、即ち反つて過を重ぬべき事を言ひ、「其説」の一句は君主の心算を言ひ、而の字を以て一轉し結果の意外に出づるを言ひ、今を以て舊過と新過、監督者と被監督者とを綰束す、其意は拗折して筆路繚繞武夷九曲の妙あり、

誘壅論は首に二問題を掲げ次に誘事の一偏を説き次

小變而失長便、故鄒賈非載旅、狎習於亂、而容於治、故鄭人不能歸、

此數十字他篇の斷簡にして解すべからず、故に姑く疑を闕く、

槩論

題して南面と曰ふ、君臨の道を說けるなり、唯其之を說くや四方面よりす、一は明法論なり、二は事誘言壅論なり、三は責任論なり、四は經費論なり、五は變法論なり、而して均しく君臨の道なるが故に其間互に相涉ること無しとせざるも本より脈絡貫通する者に非ず、故に合觀すれば則ち其要領を失ひ分觀すれば則ち其精神を認む、是れ分つて五章と爲す所以なり、

第一章の明法は讀んで字の如く、而して其主意は苟も法を恃まず人を恃んで當局者を監するときは監視者の君主を制する猶ほ被監視者の爲す所に異らずと云ふに在り、彼れ曩に官一人を置く云云の說あり、此篇は更に進んで其亦恃むに足らず恃めば反つて害あるを言ひ、以て前論の不備を補ひたる者の如し、

第二章は誘事と壅言とを論ずる者なるが、壅言は是れ迄屢ば反覆せし所なれども誘事は始めて此篇に出づ、唯所論簡單にして未だ十分其本旨を發揮するに至らず第四章を參觀せば其專ら何事を指せし者なるか稍之を窺ふを得べし、而して壅言の點に於ても「人臣爲主設事而恐其非也則先出說設言曰議是事者妬事者」と云ふに至つては、姦臣の言路を壅ぐの一手段を摘發したる者にて未だ嘗て論及せざりし所他篇の遺を補ふに足る、

第三章に於ける人臣の言責は種種なる形式の下に間見錯出せしも、不言の責は此を以て嚆矢とす、

第四章は少しく利財論に涉り、收入多くして支出少き事業を擇んで之に着手すべきを言ふ、是れ三尺の童子と雖も善く知る所、殊更に之を提起するは頗る笑ふべきが如しと雖も、韓非の意は此に在らず、蓋し當時の臣下なる者は第二章に言へるが如く些少の豫算を以て人主を誘ひ新事業を興さしめ追加又追加、遂に巨額の國費を耗するも人君の暗愚なる唯其成功のみを見て費用の大なるを覺えず、己其害を受けて

心者、恣姦之行也、民愚而不知亂、上懦而不能更、是治之失也』第三大段の第一小段なり、民を憚つて變せざるの非を言ふ、

【講説】凡そ人が古法を改革する事を憚る所以は人民が習慣上安んずる所を動かすは如何あらんと躊躇するが爲なり、然れども古を變せざるは前代の亡亂に及びたる惡制を其儘に繼續する者と謂ふべく、人民の機嫌を取るは姦惡の行を自由ならしむる者と謂ふべし、抑も人民が愚にして積弊の極國亂に至るを知らず、君主懦弱にして革新を施す能はざるは是れ政治の缺點なり、

人主者明能知治、嚴必行之、故雖拂於民必立其治』第三大段の第二小段なり、民意に關せず變革を行ふべきを言ふ、

【講説】人君たる者は治國の道を明知し之を厲行すべき理なれば縱令民心に逆ふと雖も斷然其政治を確立するを要とす、故に變革の如きは毫も憚るべき所に非ず、

説在商君之内外、而鐵殳重盾而豫戒也、故郭偃之始治也、文公有官卒、管仲始治也、桓公有武車、戒民之備也、第四大段なり、

【講説】此説は商君の著はしたる内外篇に見えたるが、商君は實に外出する毎に鐵の殳と重き盾とを用意して豫め不慮の變に備へたり、此の理由を以て郭偃が始て國の政治を行ふや晋の文公には護衞兵ありき、管仲の始て政治を行ふや、武車と稱して四十歲以下にして七尺以上もある壯士隊の警護あり、以て人民に備ふる用心とはなせしなり、第一句恐らくは誤あり、

【字解】〔殳〕 戟の種類、

是以愚贛窳情之民、苦小費而失大利也、故奮虎受阿謗、而輾

○第五

【分段】通章分つて四大段とす、第一段は章首より在常古之可與不可に至る、政治上利なれば變革を妨げざるを言ふ、第二大段は伊尹毋變殷より桓文不覇に至る、變革の必要なる例證を擧ぐ第三大段は凡人難變古より必立其治に至る必ずしも民意を顧みざるべきを言ふ、第四大段は説在商君之内外より結末に至る人民の反抗に備ふる例證を示す、

不知治者必曰、無變古、毋易常、變與不變、聖人不聽、正治而已、然則古之無變、常之毋易、在常古之可與不可、』第一大段なり、

【講説】政治の術を知らざる者は古制を變じてはならぬ常式を易へてはならぬと云ふに定まれるも、聖人に至つては變せよと云ふも必ず之に從つて變ずることなく、變ずる勿れと云ふも必ず之に從つて變ぜざることあらず、唯治國を期するのみ、左れば古俗常法を變更せざる理由は其古俗常法なるが爲には非ず、何れも變ずべければ之を變じ變ずべからざれば變せざるのみ、問題は可不可に在り、變不變に非ず、

伊尹毋變殷、太公毋變周、則湯武不王矣、管仲毋變齊、郭偃毋變晉、則桓文不覇矣、』第二大段なり、

【講説】若し伊尹が殷を一變すること無くして夏の弊法に因り、太公望が周を一變すること無くして殷の惡習に因りしならば殷の湯王周の武王は王者となるを得ざりしなり、管仲と郭偃との齊晉二國に於けるも之と同じく、若し變革を行はざりしならば、齊の桓公晉の文公も諸侯の覇となるを得ざりしなり、

【字解】〔郭偃〕孤偃のことなり、劉向の新序に載せたる偃の法に曰く至德を論ずる者は俗に和せず、大功を成す者は衆に謀らずと、

凡人難變古者、憚易民之安也、夫不變古者、襲亂之迹、適民之

ふ、

人主欲爲事、不通其端末、而以明其欲有爲之意者、其爲不得利、必以害反、知此者任理去欲、擧事有道、計其入多其出少者可爲也、』第一大段なり、

【講説】今君主が一事業を爲さんとするに其事業の顚末を理會して建議者の動機を明察せざる以上、其施設は利益なきのみならず反て害を招く所以となる、故に善く此理を知る者は道理に任せて欲心を去り、之に着手するに就ては自ら當然の仕方あり、即ち收入多くして費用少なき方法を講究して始て實施すべきなり、

惑主不然、計其入、不計其出、出雖倍其入、不知其害、則是名得而實亡、如此者功小其害大矣、』第二大段なり、

【講説】然るに智慧の昧き君主は之と異り、收入の方のみを計算するも支出の方を計算せず、支出が收入の二倍に至るも尚ほ平然として損失なることを知らず、果して然らば利益と云ふ名のみを得て其實を失ふことゝなるが、此の如き者は功小にして害大なり、

凡功者其入多、其出少、乃可謂功、今大費無罪、而少得爲功、則人臣出大費而成小功、小功成而主亦有害、』第三大段なり、

【講説】凡そ功とは何事を謂ふや、其收入多くして支出少ければ始めて功と謂ふを得るなり、然るに今や非常の經費を要するも罪とならず、僅の收入あれば功となるときに於ては、臣下たる者、誰れしも國家より巨額の資金を出さしめて些少なる功を成すべく、小功の成就する結果君主の方は大損を受くる次第なり、

主道者使人臣知有言之責、又有不言之責、』第一大段なり、

【講說】君主の道は臣下をして言ふの責と言はざるの責とあることを知らしむべきものなり、

言無端末、辯無參驗者、此言之責也、』第二大段の第一小段なり、言ふの責を說明す、

【講說】言說する所首なく尾なく前後符合せざるが如き是れ言ふの責なり、

以不言避責、持重位者、此不言之責也、』第二大段の第二小段なり言はざるの責を說明す、

【講說】責を負ふことの恐ろしさに沈默を守り高貴の地位を取り失ふまじと大切に維持するが如き、是れ言はざる方の責なり、

人主使人臣言者、必知其端以責其實、不言者、必問其取舍以爲之資、則人臣莫敢妄言矣、又不敢默然矣、言默皆有責也、』第三大段なり、

【講說】君主は如何に爲すべきやと云ふに、臣下をして意見を言はしめたる時は其議論の端緒を知り置き議論通りに實行することを責むるなり、又意見を言はずして沈默する者に對しては其贊成と反對との事柄を問ひ究めて其人に責を負はすなり、斯くする時は敢て出放題の言を陳ぶる者もあらざるぞ、又敢て沈默する者もあらざるぞ、何となれば言ふも言はざるも兩つながら責任を免れざればなり、

【字解】〔以爲之資〕資は責の誤、識誤の說に從ふ、

○第四

【分段】通篇分つて三大段とす、第一大段は章首より計其入多其出少者可爲に至る行ふべき標準を示す、第二大段は惑主不然より功小而害大矣に至る、其反對の害を言ふ、第三大段は凡功者其入多より結末に至る、功利と費用との關係を言

必伏其罪、謂之任下、人臣爲主設事而恐其非也、則先出說設言曰、議是事者、妬事者也、人主藏是言、不更聽羣臣、羣臣畏是言、不敢議事、二勢者用、則忠臣不聽、而譽臣獨任、如是者謂之壅於言、壅於言者制於臣矣、』第三大段なり、

【講說】臣下が進言するに方つては費用を少く云ひ做すも、退いて實際其事業に着手するに及び經費膨脹せんか、縱令功績擧がるとするも、初の建言は虛妄なることを免れず、凡そ不實の言論を爲たる者は有罪とし、如何に功あるも賞せざるときは群臣も妄に言論を飾つて君主を欺く者なかるべし、君主の人臣を御するの道は人臣の前日陳べたる言論が後日と合はず若しくは後日の言論が前日に相違する時は功あるに拘らず不信の罪に伏せしむるに在り、之をば任下と謂ふ、又臣下が君主の爲に何事をか計畫して他人の反對を恐るゝや、豫め防御線を設け云ひ出すやう、此事件に就き彼此れ是非を言ふ者あらば是れ功を妬む者なりと、君主は此言を腹に持つことゆゑ群臣が何を言ふも嫉妬心より出でたる讒構として取合はず、群臣も亦是言を恐るゝが故に敢て是非の議論を言はず、君主の諫言を拒むと群臣の沈默するとは共に必然の勢なるが此二勢の行はるゝ以上忠臣は採用せられず當局者を譽る者のみ獨り信任せらる、此の如きを言論の上に於て塞げらるゝと云ふ、言論の路を妨げらるゝ君主は必ず臣下の爲に制を受くることゝなる、

○第三

【分段】通篇分つて第三大段とす第一大段は章首より有不言之責に至る、言不言ともに人臣をして其責を知らしむべきを言ふ、第二大段は言無端末より此不言之責也に至る、言不言雙方の責を說明す、第三大段は人主使人臣より言默則皆有責に至る雙方ともに責を免れしめざるを言ふ、

る者も法を差置て罪を免かるゝを得ざらしむ、此れを稱して明法と曰ふ、

【字解】〔不得釋法而不禁〕無心の過と云ふ名義を以て罪を加へざる事なしとの意なり、

○第二

【分段】通章分つて三大段となす、第一大段は章首より二者不可不察也に至る、君主の二患誘と壅とを擧げて主意を揭ぐ、第二大段は人臣易言言者より誘於事者困於患に至る、誘を論ず、第三大段は其進言少より結末に至る、壅を論ず、

人主有誘於事者、有壅於言者、二者不可不察也、『第一大段なり、』

【講說】君主は臣下の爲め事功に釣出さるゝ事あり言路を塞がるゝ事あり、此の二つは善く注意せねばならぬ、

人臣易言事者、少索資以事誣主、主誘而不察、因而多之、則是臣反以事制主也、如是者謂之誘、誘於事者、困於患、『第二大段なり、』

【講說】臣下の者君に向つて無造作に新事業などを建言する者は、先づ少しく其經費を要求し斯く斯くの利益あるべしとて其君を欺くなり、君主は此れに釣出されて善くも實否を取調べず、其事に就て彼を一廉の人物なりと信ずるに至る、是れ臣下が反て事業上より君主を左右する事なるが、此の如きを誘と名づく、人君事業に誘ひ出さるゝ時は必ず其惡結果に困しむべし、

【字解】〔少〕今本に必に作るは誤なり、

其進言少、其退費多、雖有功、其進言不信、夫不信者有罪、「雖」有功者必賞、則羣臣莫敢飾言、以惽主、主道者使人臣前言不復於後、後言不復於前、事雖有功、

か之れあらん、抑も君主が肝心の國法を明にし之に因て大臣の威を制する能はざる以上、小臣をして己に信服せしむるの道なく、從つて之を目附とするも其用を爲さゞるなり、

【字解】〔在任臣矣〕此の在の字識誤の説に從つて衍文と爲すべし、〔與〕以と訓とべし、〔今所與備人者〕人の字解詁に載する尾宣陽の說に從ひ之の字に作るべし、

人主釋法、而以臣備臣、則相愛者比周而相譽、相憎者朋黨而相非、非譽交爭、則主惑亂矣、『第二大段なり、

【講說】君主若し法を外にして用ゐず徒に小刀細工を施して臣下を以て他の臣下の目附となすときは、若し其監視する臣下と監視せらるゝ臣下と互に親密なる間柄なれば之を譽め、怨敵の間柄なれば之を誹る、而して監督者も一人に非ざるべければ譽むる所あると同時に誹る者あり、雙方互に爭ふときは君主は何れが非にして何れが是なるを知る能はずして惑亂すゝるのみなり、

人臣者非名譽請謁、無以進取、非背法專制、無以爲威、非假於忠信、無以不禁、三者惛主壞法之資也、『第三大段なり、

【講說】人臣たる者評判を求め運動せざれば進んで升級を得ず、法を破り權を擅にせざれば威力を張るを得ず表面忠信を假らざれば君主の監督を免れず、此の三者は君主を昏まし法を崩すの本なり、

人主使人臣、雖有知能、不得背法而專制、雖有賢行、不得踰功而先勞、雖有忠信、不得釋法而不禁、此之謂明法、『第四大段なり、

【講說】君主が臣下を使ふに於て、知能ある者も法に違つて制を專にするを得ざらしめ、賢行ある者も功勞ある人を踰えて其上に立つを得ざらしめ、忠信あ

解亦之に從へり、之を從來の注家に比すれば大體を看得たる者と謂ふべく、先づ分析を行つて之を解するの一事多少其觀察力の精緻なるを見る、然れども余を以て之を視るときは猶ほ未だ十分なる者に非ず、宜しく分つて五章となさゞるべからず、何となれば別々に五條の事項を論ずればなり、而して第一第二第三第四は御臣に係り第五は改革に係る、

南面とは君を言ふなり、北を陰とし卑とし、南を陽とし尊しとす、故に君は南面し臣は北面す、此篇君道君術を論ずる所より南面を以て名とす、

○第一

【分段】通章分つて第四大段とす、第一大段は章首より無道得小臣之信也に至る、姦邪を豫防するの機關反て姦邪となるを言ふ、第二大段は人主釋法より則主惑亂矣に至る豫防機關の恃むべからざるを言ふ、第三大段は人臣者非名譽請謁より壞法之資也に至る、臣下の國法を破る所以を言ふ、第四大段は人主使人臣より此之謂明法に至る、國法を明かにする所以を言ふ、

人主之過在已任[在]臣矣、又必反與其所不任者備之、此其說必與其所任者爲讎、而主反制於其所不任者、今所與備人者、且曩之所備也、人主不能明法而以制大臣之威、無道得小臣之信也、（第一大段なり、）

【講說】君主の過は餘りに其臣下に政柄を任すに在り、而して君主は又必ず別に重く任せざる臣下を目附として其擧動を監視せしむ其考に依るときは此監視者が現在任用に當れる大臣と反對すべきに相違なしとの理由なり、然るに君主は反て今目附として大臣の姦邪を制せしめんと爲したる者の爲に制せらる、但し今日豫防を要する所の人物は、兎も角其昔豫防機關に備へし所の者なれば、何の恃むべきこと

戰國の古のみならず、近代に於て亦殆ど之と相須する者あるを見る、古を以て今を觀、今を以て古を考ふれば支那宮廷の事情男女の關係思半に過ぐる者あり、韓非皮肉の言亦以て後世の參考となすに足れり、

文評

韓非の人となり忍にして酷、毛を吹き瘢を索むるは其得意とする所にして隱微伏匿、毫も假借する所なく、直ちに人の骨髓を剜らざれば已まず、而して彼の筆は亦以て其深刻なる思想を發揮するに餘あり、此篇の冒頭「人主の患人を信ずるに在り」と云ひ、破題一番已に凡筆に非ず、之を承くるに人臣の君を窺ふたるを言ひ、「夫以妻之近與子之親而猶不可信」の句を以てし、次に子の禍根たるを言ひ、又次に妻の禍根は妻子を收め「其餘無可信者」の句は人臣を收め、而して忽ち又后妃夫人適太子の信ずべからざる事を詳論す、是れ即ち備內本意の存する所、一篇の警策にして語々峭に筆々刻、曰く「有欲其君之蚤死者」と、曰く「此后妃夫人之所以冀其君之死者也」と、曰く「此酖毒扼昧之所以用也」と、曰く「人主之疾死者不能處半」と、曰く「利在君之死」と、而して之を結ぶに「禍在所愛」の一語を以てす、洞胸擢髓、說て十二分に至る、如何に無神經の人主と雖も之を讀まば安んぞ悚然たらざるを得ん、「男女之樂不減於先君」、淫后の心事を暴露して隱秘靡然、何ぞ其大膽なる、韓非に非ざれば誰か敢て此に道ひ及ばん、內固り畏るべし然れども外の畏るべき者之を利用するに至つて更に畏るべし、此れ後半篇に於て專ら人臣に權勢を借すべからざるを論ずる所以なり、但其論ずる所の如きは屋上の屋にして前半の喜ぶべきに似ず、獨り水火釜鬲の一喩古質にして奇、異彩の燦然たるを覺ゆるのみ、

南面

【篇旨】此れ本書の第十八篇にして御臣の術と改革の道とを論せし者なるが、意緒多端にして前後一貫せず、自然分れて數章の文字をなす、故に韓子識誤の如きは「人主有誘於言者」を以て別に行を掲げ、「不知治者必曰」を以て又別に行を掲げ、三章より成れる者となし、王先愼の韓非子集

をなして、私なきことを示し、互に耳となり目となり君主の間隙を窺ひ之に乘ぜんとするなり、人主彼等の爲に昏まされて眞實の言論を聞きたくも其手掛なく、君主は有名無實のものとなり、臣下獨り法を執つて之を行ふ、周の天子の如き即ち其例なり、

偏借其權勢、則上下易位矣、此言人臣之不可借權勢也、『第六大段の第四小段なり、權勢の下移すべからざるを言ふ』

【講說】君主若し專ら其權勢を臣下に貸すときは上下位地を顚倒し、君主反つて臣下に制せらるに至る、此れ人臣に權勢を貸すべからざるを言へるなり、

【字解】〔偏〕偏重の偏なり、〔此言云云〕此一句太田方は古き韓非子の注語が誤つて混入せしものとなせり或は然らん、

槩論

人臣の權勢を竊むは君主を欺くに因り、其君主を欺くは信任太だ過ぐるに因る、故に信ずべき非ず、父子骨肉の間尚ほ信ずべからず、況や夫婦男女の間をや、夫婦男女の間尚ほ信ずべからず又況や單に勢を以て服從するに過ぎざる臣下をや、而して臣下を御するの道は亦唯形名法術に在り、是れ此篇の大意なり、良臣を信ずれば即ち腹心干城、姦臣を信ずれば則ち狐狸豺狼、信ずべきと、否とは全く臣下の忠姦如何に在り、今一概に信ずべからずと謂ふ是れ極端の論なり、然りと雖も韓非をして極端の論を爲さしむるに至る、戰國の君臣たる者知るべきのみ、彼れ更に進んで夫妻骨肉の信ずべからざることを推論す、沈痛激切の言、所謂驚神動魄なる者に非ずや、夫れ君主年老て色慾衰へず之が妾たる者三十に至つて色褪め香消え其寵を失ふより其子の立て君たらざるを恐れ君を弑して國母となり、一は以て國政を擅にせんと欲し、一は以て意中の男子を延て不義の快樂を貪らんと欲す、世道の亂、人倫の變一に此に至る豈に嘆ぜざるを得んや、韓非之が實例を示さずと雖も、曾て幾何時ぞ秦の宣太后は宦者嫪毒を寵して失體を釀せしに非ずや、若し韓非の時未だ其實例あらざりしなれば彼已に此等の事を豫想せしなり、抑も春秋二百四十年間國家の禍多くは閨門に起り、烝と云ひ通と云ひ、妻妾の爭、嫡庶の分、亂源を爲すに非るはなし、則ち戰國時代の如き更に甚しき者ありしは疑ふべからず獨り

獨明於胸中而已、失其所以禁姦者矣』第六大段の第一小段なり、守法其人を得ざれば効なきを言ふ、

【講說】今水が火に勝つことは誰も知れるが如く明白なる事實なり、然れども鍋釜に水を入れて火の上に懸けんか、即ち水と火との間に鍋釜あつて之を隔つるときは、水は其上にて沸騰の極、蒸發して盡くるに至るも、火は其下に在て盛に燃ゆるなり、是れ鍋釜が間を隔つる爲にて勝つべき水も勝つべき所を失ふなり、今治法が能く姦を禁ずるを得ることは水が火に勝つよりも尙ほ明白なる道理なり、然るに此法を守り行ふ所の官吏が鍋釜の水火に於けるが如く、中間に立つて遮斷するときは法ありと雖も唯人君の胸中に明かなるのみにて下に行はれず、則ち姦を禁ずべき國法も姦を禁ずべき力を失ふなり、

【字解】〔鬲〕一本鬵に作る、鼎の種類、

上古之傳言、春秋所記犯法爲逆、以成大姦者、未嘗不從尊貴之臣也、然而法令之所以備、刑罰之所以誅、常於卑賤、是以其民絕望、無所告愬、』第六大段の第二小段なり、法の下に行はれて上に行はれざるを言ふ、

【講說】上古の傳說により、春秋の記する所によるに、國法を犯し惡逆を爲し以て大姦を遂げたる者は何れも尊貴の臣にあらざるはなし、之に反して法令の行屆き刑罰の實行せらるゝは每も卑賤の者に限れり、是を以て人民は絕望に及べども去迚苦痛を訴へて憐を乞ふ所あらず、

大臣比周、蔽上爲一、陰相善而陽相惡、以示無私、相爲耳目、以候主隙、人主擁蔽、無道得聞、有主名而無實、臣專法而行之、周天子是也、』第六大段の第三小段なり、法の上に行はれざる結果君主擁蔽せらるゝを言ふ、

【講說】大臣グルになり君主の聰明を昏まして一體となり、內實は親密の關係を結ぶも表面は不和の樣子

赦すことなし、然るときは姦邪の者も私曲を施すの隙間あらざるべし、

【字解】〔不參之事〕參は毎々見えたる參驗にして諸種の點より實證を看出すことなり、〔外內〕外は朝廷、內は後宮、〔同異〕唯唯諾諾を同とし、侃侃直言を異とす、〔偶參伍之驗〕偶は合す、參伍は元來入り雜りたること、照り合せ突き合せ見るなり、驗は其結果なり、〔陳言〕陳述せし言論、〔衆端〕衆口の端、

徭役多則民苦、民苦則權勢起、權勢起則復除重、復除重則貴人富、苦民以富貴人、起勢以藉人臣、非天下長利也、故曰、徭役少則民安、民安則下無重權、下無重權、則權勢滅、權勢滅則德在上矣、『第五大段の第二小段なり、姦邪の本を絶つべき道を言ふ』

【講說】凡そ土木と運輸とを問はず人民を賦役に用ゆること多ければ人民は苦痛を感ず、而して人民が苦痛を感ずれば必ず貴人に哀訴嘆願の運動を試み、權勢を得んと欲する者は之を機會として打て出づるなり、彼等打て出づれば徭役の免除數ば行はる、但し其間には無論賄賂など行はるゝが故に、度重なる時は貴人之に因つて富を致すべし、人民を苦しめて貴人を富まし、權勢を得んとする者に機會を與へて人臣に勢力を供するは天下の爲め得策とは謂ひ難し、故に余は斷言す徭役少ければ人民安く人民安ければ下に之を利用して權を重くすべき機會あらず、從つて權勢を得んと欲する者其跡を絶ち、此輩跡を絶てば則ち君主獨り恩德の源泉となる、

【字解】〔徭役〕は賦役にして古は租税を以て一切の國務を辨せず、建築其他工事の如き人民に日割を宛てゝ之を課す、〔復除〕賦役を免除するなり、

今夫水之勝火亦明矣、然而釜鬲間之、水煎沸竭盡其上、而火得熾盛焚其下、水失其所以勝者矣、今夫治之禁姦、又明於此、然守法之臣、爲釜鬲之行、則法

死を欲するも君主が死せざれば勢重からざるの致す所にして是れ亦君を憎むの情よりして此の如くなるにはあらず君主の死することが我が利益なればなり、故に君主は己の死を以て利益とする者に警戒せざるべからず、

故日月暈圍於外、其賊在內、備其所憎、禍在所愛、『第四大段の第二小段なり、』己の愛する所の者が禍根なるを言ふ、

【講說】左れば日月の周圍に暈があつて之を昏ますやうなれども、其實日蝕月蝕を起す蝦蟇は反つて其中に在り、之と同じく、君主は己の憎める者に對して警戒するも豈に知らんや其愛する所の者こそ反つて禍の種なることを、

是故明主不擧不參之事、不食非常之食、遠聽而近視、以審外內之失、省同異之言、以知朋黨之分、偶參伍之驗、以責陳言之實、執後以應前、按法以治衆、衆端以參觀、士無幸賞、賞無踰行、殺必當罪、有罪不赦、則姦邪無所容其私矣、『第五大段の第一小段なり、姦邪を豫防すべき手段を言ふ』

【講說】此の如く君主の禍は其愛する所の人に在り、之を防がざるべからざるが故に明君は名實の取調を經ざる事を擧行せず、其欺かるゝことを防ぐが爲なり、珍異の食物を食はず、毒殺せられんことを恐るゝが爲なり、遠き處は耳を以て聽き、近き處は目を以て視、內は后妃夫人太子の黨、外は大官貴臣の徒の過失を審にし、群下の言論に就き雷同し若しくは反對の在る所に注意して朋黨の區別を知り、比較對照の成跡を湊合して臣下に向ひ建言の實効を責め、功罪に從て賞罰を加へ、法律に據て衆人を治む、而して衆人の言葉尻を執へ彼此參考の上賞罰を行ふが故に士たる者は僥倖を以て賞を得ることなく、上たる者亦情實を以て賞を與ふることなく、人を殺すに至つても必ず殺すべき罪に當り、苟も罪ある者は決して之を

上に處るときは喪亂の原動力たる者多し、故に君主の死亡を利益とする者多ければ君主危しとは云ふなり、

【字解】〔桃左春秋〕 俞曲園の説に左は亢の誤にして桃亢は即ち檮兀の異文なり、楚の記錄なる檮兀にも亦晉の歷史と同じく春秋の名ありし者なりと、

故王良愛馬、越王勾踐愛人、爲戰與馳、醫善吮人之傷、含人之血、非骨肉之親也、利所加也、故輿人成輿、則欲人之富貴、匠人成棺、則欲人之夭死也、非輿人仁而匠人賊也、人不貴則輿不售、人不死則棺不買、情非憎人也、利在人之死也、故后妃夫人太子之黨成而欲君之死也、君不死、則勢不重、情非憎君也、利在君之死也、故人主不可以不加心於利己死者、

第四大段の第一小段なり、死を希ふは己を利する者なるを言ふ、

【講說】故に昔し王良が馬を愛し越王勾踐が人を愛せしも其人を戰爭に用ゐ其馬を驅馳に供する爲にして、徒に之を愛したるに非ず、醫者は善く人の傷口を吮ひ其血膿を口中に含むことあれども、本と骨肉親愛の情あるに非ず、患者の報酬を期するが爲にして即ち利益の附帶するが故なり、是と同一の理由に因り車の製造者が車を作りたるときは人が富貴にてあれかしと願ひ、棺屋が棺を作りたるときは人が早死をせよかしと思ふ、車匠が仁愛にして棺屋が殘忍なるには非ず、人が富貴ならざれば車に乘らず從て車の需用を得ず、人が死亡せざれば棺桶の必要なく從て買手あらざればなり、人を憎む情よりして此の如くなるにはあらで人の死することが我が利益なればなり、故に后妃夫人太子の黨派組織せられて君主の

此后妃夫人之所以冀其君之死者也、『第三大段の第三小段なり、自己の子が世繼となれぬことを恐るゝを言ふ、君主の死を希ふ理由の一、』

【講説】元來夫婦は血を分けたる間柄の恩情あるに非ず、愛すれば親しみ愛せざれば疎んずるまでなり、而して愛は決して恃むべきに非ず、世人の言葉に云ふ、其母が好かるれば其子までが抱かると、則ち其反を言へば、其母が惡まるれば其子も構ひ附けられぬ理なり、然る處男子は五十歳に及ぶも性慾は未だ減せざるに、婦人は最早三十となれば其美貌衰ふるものなり、美貌の衰へたる婦人の身を以て好色の男子に事へんには、無論疎んじ賤められ、從つて前の譬の如く自然其子までも愛を失ひ、繼嗣となるを得ざるの疑あり、此れ后妃夫人が其君の死を希ふ次第なり、

【字解】〔解〕懈に通ず、おこたると訓ず、弛むなり、

唯母爲后而子爲主、則令無不行、禁無不止、男女之樂、不減於先君、而擅萬乘不疑、此酖毒扼昧之所以用也、『第三大段の第四小段なり、自己の子が國君となれる後の快樂を言ふ、』

【講説】但し母が太后となつて子が國君となりたる場合、太后は心の儘に國家を治め其命する所は行はれぬことなく、其禁止する所は止らざることなく、而して臣下と肉體の關係を作るが故に性慾を逞うする點に於ては先君在世の時と異らず、斯くして萬乘の大國を我が自由となして少も憚る所なし、此れ酖毒や絞殺の手段に因て君主を亡き者とする次第なり、

【字解】〔酖〕鴆の字に同じ、鳥名、毒素あり、用ゐて毒藥を作る、〔扼昧〕暗中に縊ろなり、

故桃左春秋曰、人主之疾死者、不能處半、人主不知則亂多資、故曰、利君死者衆、則人主危、『第三大段の第五小段なり、君主の死を希ふ者の多き危險を言ふ、』

【講説】故に桃左春秋に人君の病死は死亡率の半にも足らずと記せり、即ち皆弑虐に罹るの意なり、然るに君主若し之に氣附かずして前に述べたるが如く怠傲

らざるを言ふ、

【講說】君主の地位に在つて非常に其后妃を信ずるときは、姦惡の臣下は其后妃を利用して己の私を遂ぐ、故に晉の獻公の俳優人施と云へる者は麗姬に附き、太子の申生を殺して麗姬の生みたる奚齊を立てぬ、

夫以妻之近與子之親、而猶不可信、則其餘無可信者矣、』第二大段の第四小段なり、何人も信ずべからざるを言ふ、

【講說】夫れ妻は己に接近する者、子は己と親密なる者、此點に於て殆ど他に比類すべき者なし、然るに斯かる間柄にても尙ほ信ずるに足らずとすれば、其餘の者は信ずべき者あらざるぞ、臣下の如き豈に信ずべけんや、

且萬乘之主、千乘之君、后妃夫人、適子爲太子者、或有欲其君之蚤死者、第三大段の第一小段なり、妻子其君父の死を欲することあるを言ふ、

【講說】其上萬乘、大國の君主に在つても千乘、小國の君主に在つても、其后妃、夫人、若しくは本腹にて太子となれる者が、間其君の早く死せんことを願ふこと無きに非ず、

【字解】〔蚤〕早なり、

何以知其然、第三大段の第二小段なり、自ら問を設けて下の說明を起す、

【講說】如何なる理由に因て、后妃夫人太子が君の早く死せんことを願ふと云ふ事情を知るや、

夫妻者非有骨肉之恩也、愛則親、不愛則疏、語曰、其母好者、其子抱、然則其爲之反也、其母惡者其子釋、丈夫年五十、而好色未解也、婦人年三十、而美色衰矣、以衰美之婦人、事好色之丈夫、則身見疏賤、其子疑不爲主、

人主之患、在於信人、信人則制於人、『第一大段なり、

【講說】君主の禍を爲す者は即ち君主が他人を信じ專ら之に任せて警戒せざることなり、人を信ずれば其結果、人に制せらるゝことゝなる、

人臣之於其君、非有骨肉之親也、縛於勢而不得不事也、故爲人臣者、窺覘其君心也、無須臾之休、而人主怠傲處其上、此世所以有劫君弑主也、『第二大段の第一小段なり、臣下の信ずべからざるを言ふ、

【講說】臣下は其君主に對して血脈の關係あるに非ず、則ち人情上何等の先天的連鎖なく、唯だ上下の勢に束縛せられ已むを得ず君に勤むる者なり、左れば人臣たる者は君主の心を窺ひ其好む所惡む所を知つて利己の目的を達せんとし、暫時の間と雖も休止することなし、然るに君主は油斷增長して彼等の上に居り、毫も其危險なるを覺らず、此れ何れの時代にも君主を劫かし又は弑する者ある原因なり、

【字解】〔覘〕のぞく事、〔須臾〕一寸の間なり、〔劫君弑主〕互文の體にして劫殺君主の四字を分けて言ひたるなり、

爲人主而大信其子、則姦臣得乘於子以成其私、故李兌傅趙王而餓主父、『第二大段の第二小段なり、子の信ずべからざるを言ふ、

【講說】君主の地位に在つて非常に其子を信ずるときは、姦惡の臣下は其子を利用して己の私を遂ぐ、故に李兌は趙王に附き主父即ち武靈王をば餓死せしめたり、

【字解】〔乘〕因るなり手蔓にするを謂ふ、〔李兌傅趙〕此事實は姦劫弑臣篇に出づ、

爲人主而大信其妻、則姦臣得乘其妻以成其私、故優施傅麗姬、殺申生而立奚齊、『第二大段の第三小段なり、妻の信ずべか

よりも、寧ろ其不完全なる結果の弊害を示すに在り、抑も作者の本意は三守の完全なる結果の利益を示す故に「三守不完則劫之徵也」より三劫の論を生ぜしなり、是に於て余は以爲らく初に「何謂三守」の下、不完の二字を脱したるに相違なしと、何となれば、「何謂三守」とありながら之を承けたる說明は三守の完からざる事實なればなり、又說明の終るや「此謂三守不完」とあればなり、然るに古來注家漫然看過して一も疑を挾みし者あらず、彼の考證家なる者は唯異本と他書に因り魯魚の同意を考訂するに過ぎず、宜なり其文法を觀るの疏なるや、
夫れ文の內容は三守の完からざる事體と其れより起るべき三劫を論ずるに止まると雖も、若し此の如くにして終る時は三守の題名と背馳する者と謂ふべし、然るに篇末に至り「三守完則三劫者止、三劫止塞則王矣」と云ひ、積極の筆を用ゐて本題に歸り、且つ王の一字を以て篇首の「國安身榮」より更に一步を進む、是れ此文の奇にして正を失はざる處なり、

備內

【篇旨】此れ本書の第十七篇にして、君主の賊は其身邊に在り、其愛する所に在るが故に、用心せざるべからず、妄に之を信ずる時は必ず彼の毒手に罹ることを論ぜし者なり、

【分段】通篇分つて五大段となす、第一大段は篇首より信人則制於人に至る、人を信ずるの害を喝破して一篇の主意を揭ぐ、第二大段は人臣之於其君より其餘無可信者矣に至る、天下信ずべき人なきを言ふ、第三大段は且萬乘之主千乘之君より故曰利君死者衆則人主危に至る、君主の夫人太子尙ほ君主の死を欲するを言ふ、第四大段は故王良愛馬より禍在所愛に至る、君主の死を欲する者は其死に因つて利益する所あるを言ふ、第五大段は故日月暈圍於外より權勢滅則德在上矣に至る、君主が其愛する所に備ふべき道を言ふ、第六大段は今夫水之勝火亦明より結末に至る、防御の道、即ち法術は近親の者より始むべきを言ふ、

【講說】大臣たる者動もすれば恩寵を賣り權力を擅にし、外國關係に托して內國を威壓し、禍福得失の形勢を陳ぶるや聳動的の言辭を用ゐ、而して君主の好む所惡む所に曲從す、君主は其言を信じ身をも國をも顧みずして彼に對外の事を一任するに至る、已にして失敗すれば其禍を君主に及ぼし、成功すれば彼れ獨り之を專有す、政務に與る者心を同くし語を揃へ、彼の忠實なることを語るときは、其惡事を發言するも、到底信用せられず、此れを事劫と謂ふ、

【字解】〔主言惡〕主は首唱なり、

至於守司囹圄、禁制刑罰、人臣擅之、此謂刑劫、『第三大段の第四小段なり、刑劫を說明す、』

【講說】法術監獄禁制刑罰に至るまで人臣之を擅にする此れを刑劫と謂ふ、

【字解】〔囹圄〕牢なり、

三守不完、三劫者起、三守完、則三劫者止、三劫止塞則王矣、『第四大段なり、』

【講說】三守完全ならざれば三劫者起り、三守完ければ三劫者止む、三劫止まつて塞がれば則ち王となるを得るなり、

槩論

此篇の三守三劫は其分析甚だ妙ならず、而して全體の議論亦彼の常談にして取るに足らず、是れ韓非中の竹頭木屑のみ、

文評

主意は平凡にして取るに足らずと雖も、結構に至つては稍觀るべし、蓋し此篇大體より論ずれば判然兩截をなし、即ち前一截は三守を言ひ後の一截は三劫を言ふ、而して各其始に綱領を置くは同一なれども三守の一截に在つては三守と云ふのみにして其何たるを示さず、三劫の一截に在つては先づ其名目を列す、是れ一變なり、前一截に在つては三不完を說明せる各項の下に其何れの守に係るやを明言せず、後一截に在つては「此之謂」を三疊して一一其何の劫たるを明言す、是れ二變なり、三守の方は反て不完ならざる點より言を立て、三劫の方は正面より言を立つ、是れ三變なり、

人臣有大臣之尊、外操國要、以資羣臣、使外内之事非己不得行、雖有賢良、逆者必有禍、而順者必有福、然則羣臣莫敢忠主、憂國、以爭社稷之利害、人主雖賢、不能獨計、而人臣有不敢忠主、則國爲亡國矣、此謂國無臣、國無臣者、豈郎中虛而朝臣少哉、羣臣持祿養交行私道、而不效公忠、此謂明劫、（第三大段の第二小段なり、明劫を説明す、）

【講說】人臣にして大臣の尊に居り、他に對し賞罰の柄を握つて群臣を佐となし、內外の事自己を經由せざれば施行出來ざるやうになし、國家に賢良の臣無きに非ざるも、大臣に逆へば禍を得、從へば福を得ることなれば、禍を避け福に就くの人情として、誰か大臣に從はざるものあらん、斯かる時は群臣其れをも踐み切て君に忠を盡し、國家を憂ひて社稷の利害を爭ふ者は之なきなり、君主如何に賢なるも獨りにて國事を計る能はず、是に於て是非とも忠臣を要するに、人臣君に忠義ならざる以上、其國は亡國となる外はあらず、此れを國に臣なしと謂ふ、國に臣なしとは郎中の人が空虛にして、朝廷の官吏が少きとならんや、群臣が只管祿位を重んじ交際を成して、私行を務めて公義を盡さゞることを指す、此を明劫と謂ふ、

【字解】〔國要〕賞罰の柄、

鬻寵擅權、矯外以勝內、險言禍福得失之形、以阿主之好惡、人主聽之、卑身輕國以資之、事敗、與主分其禍、而成功則臣獨專之、諸用事之人、一心同辭、以語其美、則主言惡者、必不信矣、此謂事劫、（第三大段の第三小段なり、事劫を説明す、）

恐るゝ爲なるが、此の如くならしむるは君主が秘密を守らざるに因り、其結果正論直道の士は君主に謁見する能はず、從つて忠直の者日に疏遠となる、

【字解】〔擧臣〕衆臣なり、或は云ふ擧は譽の誤にて譽臣とは名聲ある臣下を謂ふ、

愛人不獨利也、待譽而後利之、憎人不獨害也、待非而後害之、然則人主無威而重在左右矣、』

第二大段の第三小段なり、三守の中威福を守らざるの弊を言ふ、

【講說】君主愛する所の人ありと雖も、自己の心より之を利することなく、左右の者の譽むるを待て之を利し、憎む所の人あるも、自己の心より之を害することなく、左右の者の誹るを待つて之を害す、此の如くなる時は君主に威なくして左右の者反つて權力あるなり、

惡自治之勞憚、使羣臣輻輳用事、因傳柄移籍、使殺生之機、奪予之要在大臣、如是者侵、』

第二大段の第四小段なり、三守の政柄を守らざるの弊を言ふ、

【講說】人君自ら政治の煩雜勞苦を厭ひ、群臣をして執政の處に集つて訓令を仰ぎ指圖を受けしめ、其儘人君の握れる權柄を彼の手に傳へ、人君の藏すべき政治上の必要文書を彼の處へ移し、生殺與奪の原動力をして大臣に歸せしむ、是の如き者は大臣の爲に侵害せらる、

此謂三守不完、則劫殺之徵也、』

第二大段の第四小段なり、上の一句を以て前を結び下の一句を以て後を起す、

【講說】以上を稱して三守完からずと曰ふ、三守完からざるは即ち劫殺の前兆なり、

凡劫有三、有明劫、有事劫、有刑劫、

第三大段の第一小段なり、劫の種類名目を揭ぐ、

【講說】凡そ劫に三種あり明劫と云ふもあり事劫と云ふもあり刑劫と云ふもあり、

主席を占む、豈に之を奇文と謂はざるを得んや、

三守

【篇旨】此れ本書の第十六篇にして、人君が言を守り、威福を守り、政柄を守り、以て明刧事刧刑刧の三禍を避くべきを言ふ、

【分段】通篇分つて四大段とす、第一段は篇首より國危身殆に至る、三守の國家に大關係あるを言ふ、第二大段は人臣有議當途之失より刧殺之徵也に至る、三守完からざるを言ふ、第三大段は凡刧有三より此謂刑刧に至る、三刧を言ふ、第四大段は三守完不完の結果を言つて、篇首に應す、

人主有三守、三守完則國安、三守不完、則國危身殆、第一大段なり、

【講說】人君たる者守るべき者三あり、此三守が堅固にして缺損なければ國家安泰にして一身尊榮を保つべきも三守が堅固ならずして缺損あれば國危くして身も亦無難ならず、

何謂三守、第二大段の第一小段なり、問を以て下の說明を喚起す、

【講說】如何なる事を三守と曰ふや、

人臣有議當塗之失、用事之過、擧臣之情、人主不心藏而漏之近習能人、使人臣之欲有言者不敢不下適近習能人之心、而乃上以聞人主、然則端言直道之人、不得見而忠直日疏、第二大段の第二小段なり、三守の中言を守らざるの弊を言ふ、

【講說】人臣にして大臣の缺點や權臣の過失や一般官吏の內情を君主に論告する者あるに方り、君主が之を自己の心に秘せずして、近侍や幸臣に漏して相談などを爲すときは、臣下の中にて建言せんと欲する者、必ず先づ近侍幸臣の心に叶ふやうにし、然る後君主に建白することゝなる、是れ彼等の妨害讒陷を

【講說】萬乘大國の君主にして能く術を守り法を行ひ、亡徵の君に對する疾風大雨となつて之に乘ずる者あらば片端より之を亡ぼして天下を兼幷するも容易なり、

槩論

是れ當時韓非が見たる列國の亡形を列擧せし者にして、擧ぐる所、內政に關する者あり、外交に關する者あり、君臣の地位に關する者あり、君と太子とに關する者あり、太子と庶子とに關する者あり、妻妾に關する者あり、太后と君主とに關する者あり、人の任廢用舍に關する者あり、內廷外廷に關する者あり、君主の心術に關する者あり、當時の情狀千歲の下尙ほ歷々として眼に在り、就中用時日事鬼神の數語は以て迷信の如何に行はれしかを觀るべく、后妻淫亂主母畜穢の數語は、宮廷の如何に腐敗せしかを觀るべく、不爲人主之孝而慕匹夫之孝の數語は、太后が如何に政事に干預せしかを觀るべく、歷史上參考と爲すべき點亦少からず、唯時として同一の事を別項の下に反覆するに至つては、彼の慣用手段なると共に特有の弊處なりと謂ふべし、

文評

亡徵凡て四十七、一徵每に一項を立て四十七項順次相逐て下り、「可亡也」の三字を連用し、之に附するに「亡徵者非曰必亡也、言其可亡也」の二句を以てす、是れ第一段を收むると共に第二段を起す者なり、而して第二段は則ち四十七項の歸宿する處にして「千山萬壑赴荊門」の槩あり、然れども又須く仔細に觀るべし、此れは是れ一篇の結論なるに相違なしと雖も、其結論たるや尋常の結論に非ずして、忽然翻案、忽然餘意而も尙ほ本題を離れず「兩桀不能相亡」の一小段、亡徵の國が亡徵の國を亡ぼす能はざるを言ふ、已に亡徵論の效力を薄弱ならしむる者なり、「無疾風不折、無大風不壞」と言ふ、更に亡徵論の效力を薄弱ならしむるに非ずや、然れども「木蠹牆隙」の結果を輕視するは即ち風折雨壞の力を重視する所以なるを、果然最後に術を服し法を行ひ亡徵の君の風雨となる者を點出し以て時君を鼓舞す、然らば則ち題意は亡徵の國を論ずるに在るも、文意は亡徵の國を亡ぼすべき道を示すに在り、通篇數百句皆主にして篇末の四句僅に客を見はし、吾人此客に見到る時に於ては客已に

第一大段の第四十六小段なり、亡徵の四十六、

【講說】父兄大臣の祿秩が其功に比して過當を極め、其章服に至つても分を越え宮室其他一切の生活奢侈甚だしきに、人君之を禁ずることなければ、人臣の心足るを知らずして益々增長すべし、人臣の心增長する時は滅亡の傾向あり、

【字解】〔章服〕等級を表すべき制服なり、

公壻公孫與民同門、暴傲其鄰者、可亡也、『第一大段の第四十七小段なり、亡徵の四十七、』

【講說】公婿公孫等人民と同里に住し、其近隣に傲り高ぶつて亂暴を行ふ者は滅亡の傾向あり、

亡徵者非曰必亡也、言其可亡也、『第一大段の第四十八小段なり、亡徵を說明し、以上皆亡徵なることを示す、』

【講說】亡徵と云ふも、必ず滅亡すると言ふには非ず、滅亡すべきを言ふなり、

夫兩堯不能相王、兩桀不能相亡、亡王之機、必其治亂、其强弱相踦者也『第二大段の第一小段なり、比較的亂弱なる者の亡ぶるを言ふ』

【講說】夫れ雙方帝堯たらば一時に王たること出來ず雙方桀王たらば互に亡ぼすこと出來ず、亡王の機は其國の治亂と强弱とが必ず一方に偏したる者ならざるべからず、

木之折也、必通蠹、牆之壞也、必通隙、然木雖蠹無疾風不折、牆雖隙無大雨不壞、『第二大段の第二小段なり、亡徵ありと雖も外患なければ尙ほ亡ぶるに至らざるを言ふ、』

【講說】木の折るゝは必ず中に蟲が通ずるが故なり、牆の崩るゝは必ず中に破目が通ずるが故なり、然れども木に縱令蟲の腐蝕あるも急風なきときは折れず牆は隙間を生ずるも大風なければ崩れず、

萬乘之主、有能服術行法、以爲亡徵之君風雨者、其兼天下不難矣、『第二大段の第三小段なり、法術を行ふ君あらば天下を併すべきを言ふ、』

緒を、耳にしながら怠つて用心せず、攻擊と防禦とに論なく戰爭の事に精通せず、只管仁義を以て己を飾り得々たる者は滅亡の傾向あり、

不爲人主之孝、而慕匹夫之孝、不顧社稷之利、而聽主母之令、女子用國、刑餘用事者、可亡也、

第一大段の第四十三小段なり、亡徵の四十三、

【講說】君主の孝は社稷を保つに在り、然るに之を務めずして下賤の者の行を慕ひ、社稷の爲を謀らず偏に母后の命令を聽き女子跋扈して內謁行はれ、宦者勢力を占むる者は滅亡の傾向あり、

【字解】〔主母〕太后なり、〔刑餘〕刑を被りたる事ある者、宦者は腐刑と稱して生殖器を取り去られたる者を以て之に充つ、

辭辯而不法、心智而無術、主多能而不以法度從事者、可亡也、

第一大段の第四十四小段なり、亡徵の四十四、

【講說】其語は辯なれども條理なく、浮華にして無用なり、其心は智なれども術數なく勞して功あらず、君主自身多能にして臣下の職分を侵し、事を爲すに法度に由らざる爲め不規則なる者は滅亡の傾向あり、

【字解】〔主〕此字獨り下句に係るのみならず上句にも關到す、

親臣進而故人退、不肖用事而賢良伏、無功貴而勞苦賤、如是則下怨、下怨者、可亡也、

第一大段の第四十五小段なり、亡徵の四十五、

【講說】新參の徒が時を得て舊來の臣下が寵任を失ひ、愚昧の徒が勢力を占めて賢良の臣下が閟塞し、功勞なき者は爵祿を授けられ、勞苦の者反て貧賤を免れず、此の如きときは下怨む、下怨む者は滅亡の傾向あり、

【字解】〔親臣〕親は新に通ず、

父兄大臣、祿秩過功、章服侵等、宮室供養大侈、而人主勿禁、則臣心無窮、臣心無窮者、可亡也、

【講説】本妻卑しくして妾貴く、太子卑くして庶子貴く、宰相輕くして典謁重し、此の如くなれば內は妻黨妾黨に分れ外は太子黨庶子黨に分れ內外和せざる者は滅亡の傾向あり、

【字解】〔典謁〕取次役なり、

大臣甚貴、偏黨衆彊、壅塞主斷、而重擅國者、可亡也、『第一大段の第三十九小段なり、亡徵の三十九、』

【講説】大臣の勢力威望甚だ貴く、之に徒黨する者多數にして強く、君主の聰明を塞げ專斷を爲して其權重く、國家の事を心の儘にする者は滅亡の傾向あり、

私門之官用、馬府之世絀、鄉曲之善舉、官職之勞廢、貴私行而賤公功者、可亡也、『第一大段の第四十小段なり、亡徵の四十、』

【講説】私門出身の官吏登庸せられて大臣の黨志を得、幕府の子孫黜けられて公卒微弱となり、一鄉の善人を擧ぐれば農民皆官員たらんとす、官職に功勞ある者を廢すれば官吏勤めず、人民個人主義を貴んで公利公益を賤む者は、滅亡の傾向あり、

【字解】〔馬府〕將帥の府なり、〔世〕世族即ち子孫なり、〔絀〕しりぞける、

公家虛而大臣實、正戶貧而寄寓富、耕戰之士困、末作之民利者、可亡也、『第一大段の第四十一小段なり、亡徵の四十一、』

【講説】君主の府庫空虛にして大臣の倉廩充實し、本籍を有する人民貧くして寄留者富を有し、入つては農業を事とし出ては戰闘に從ふべき者は困難を免れざるに、末利を逐へる人民利益を得る者は滅亡の傾向あり、

【字解】〔正戶〕戶籍を其地に一定し他に遷移せざる者、〔末作〕前に出づ、

見大利而不趨、聞禍端而不備、淺薄於爭守之事、而務以仁義自飾者、可亡也、『第一大段の第四十二小段なり、亡徵の四十二、』

【講説】大利を見ながら因循して之に就かず、禍の端

十四、

【講說】君主愚昧なるに側室英明の資あり、太子の地位輕くして妾腹の兄弟之と匹敵し、官吏弱くして人民反て傲る、此の如くなるときは國不穩なり國不穩なれば滅亡の傾向あり、

【字解】〔側室〕八姦篇に出づ、〔桀〕傲なり、

藏怒而弗發、懸辠而弗誅、使羣臣陰憎而愈憂懼、而久未可知者、可亡也、『第一大段の第三十五小段なり、亡徵の三十五、

【講說】怒るべきも之を藏めて敢て發せず、罪すべきも之を懸案として敢て誅せず、群臣をして暗に君主を憎み愈よ憂懼を重ねしめ、久きを經れば如何に成行かを知る能はざる者は、滅亡の傾向あり、

【字解】〔辠〕罪なり、〔而久〕余は謂ふ必ず誤脫あり、或は久而の誤ならんか、今久を久しき後の意として解す、

出軍命將太重、邊地任守太尊、專制擅命、徑爲而無所請者、可亡也、『第一大段の第三十六小段なり、亡徵の三十六、

【講說】凡そ出兵の際將軍に權を授くること重きに過ぎ、國疆の守牧に職を任ずる尊きに過ぎ、其結果彼等制を專にし命を擅にし、直接に萬事を施行し君主の指令を仰がず、是れ滅亡の傾向あり、

后妻淫亂、主母畜穢、外內混通、男女無別、是謂兩主、兩主者可亡也、『第一大段の第三十七小段なり、亡徵の三十七、

【講說】后妃は淫亂、太后は禽獸的汚行あり、奧向と表方と混合して男女の限界なきときは或は后妻に黨し或は主母に黨する者を生ずるが故に、之を兩主と名つく、兩主は滅亡すべき傾向あり、

后妻卑而婢妾貴、太子卑而庶子尊、相室輕而典謁重、如此則內外乖、內外乖者、可亡也、『第一大段の第三十八小段なり、亡徵の三十八、

【字解】〔種類〕血筋の相屬する者、〔交〕交際國を謂ふ、

太子尊顯、徒屬衆彊、多大國之交、而威勢蚤具者、可亡也、『第一大段の第三十小段なり、亡徵の三十、』

【講說】太子、人より推戴せられ、之に隨從する者多數有力なる上、大國との交際ありて太子の威勢早くより具はる者は、滅亡の傾向あり、是れ君の位を奪はんとするの兆なればなり、

攣褊而心急、輕疾而易動、發心悁忿而不訾前後者可亡也、『第一大段の第三十一小段なり、亡徵の三十一、』

【講說】こせつきて性急、かるはづみにて變り易く、何事に就てもムカ腹を立て前後の考なき者は滅亡の傾向あり、

【字解】〔攣褊〕褊狹なること、〔悁忿〕悁は躁急、忿は恨怒、〔訾〕量るの意、

主多怒而好用兵、簡本教輕戰伐者、可亡也、『第一大段の第三十二小段なり、亡徵の三十二、』

【講說】君主が怒ること多く、小事の爲にも進んで干戈を動かし、農業及び軍事教育を棄てゝ攻戰を輕視する者は滅亡の傾向あり、

【字解】〔本教〕本は農事、教は練兵、

貴人相妬、大臣隆盛、外藉敵國、內困百姓、以攻怨讎、而人主弗誅者、可亡也、『第一大段の第三十三小段なり、亡徵の三十三、』

【講說】貴顯の徒相妬み、大臣の勢隆盛にして、外は敵國を後援とし、內は人民を虐げ、其讎敵たる忠臣義士を攻むるも、君主其罪を正して之を誅せざる者は滅亡の傾向あり、

【字解】〔藉〕借なり、

君不肖而側室賢、太子輕而庶子伉、官吏弱而人民桀、如此則國躁、國躁者、可亡也、『第一大段の第三十四小段なり、亡徵の三

悲惋、而數行不法者、可亡也、『第一大段の第二十五小段なり、亡徴の二十五、

【講說】奥向に於ては妾などの言を聽き、外向に在ては小姓などの智慧を用ゐ、內外の者ども悲み嘆くに拘らず、屢ば不法を行ふ者は滅亡の傾向あり、

【字解】〔愛玩〕君主がオモチャになす所の臣、〔惋〕驚嘆なり、

簡侮大臣、無禮父兄、勞苦百姓、殺戮不辜者、可亡也、『第一大段の第二十六小段なり、亡徴の二十六、

【講說】大臣を疎略にし父兄に禮なく、百姓を惱ませ、無罪の者を虐殺する者は滅亡の傾向あり、

好以智矯法、時以私雜公、法禁變易、號令數下者、可亡也、『第一大段の第二十七小段なり、亡徴の二十七、

【講說】動もすれば私智を以て法を曲げ、往往公事に私を挾み、法度禁制變更常なく、號令幾度となく下る者は滅亡の傾向あり、

無地固、城郭惡、無畜積、財物寡、無守戰之備、而輕攻伐者、可亡也、『第一大段の第二十八小段なり、亡徴の二十八、

【講說】土地に要害なく、城郭不完全なる上に糧食等の貯あらずして、貨財少く、又攻擊防禦の備なきに、輕輕しく侵略の態度に出づる者は滅亡の傾向あり、

種類不壽、主數即世、嬰兒爲君、大臣專制、樹羇旅以爲黨、數割地以待交者、可亡也、『第一大段の第二十九小段なり、亡徴の二十九、

【講說】君主の血脈が皆短命の人のみにて、立つ者立つ者幾代となく死去に及び、幼兒が君となり從つて大臣命令を專にし、他邦より來れる者を官に就けて己の黨を作り、屢ば土地を割讓して對外策となす者は滅亡の傾向あり、

【講說】臆病沮喪して退守を事とし、早くより危險の兆候を見ると雖も、其心柔弱なるより斷ぜねばならぬと知りながら決行せざる者は、滅亡の傾向あり、

【字解】〔懾〕氣を失ふなり、

出君在外、而國更置、質太子未反、而君易子、如是則國攜、國攜者可亡也、『第一大段の第二十二小段なり、亡徴の二十二』

【講說】君主が或は逃亡し或は放逐せられて他國に在り、而して其國が更に君を立つる者、又人質となつて他國に赴きたる太子が未だ反らず、而して君主が別の子を立てゝ太子となす者、此兩者の如き場合には國人皆離るゝなり、國人の離るゝ者は滅亡の傾向あり、

【字解】〔攜〕ハナル、

挫辱大臣、狎其身、刑戮小民、而逆其使、懷怒思恥、而專習則賊生、賊生者、可亡也、『第一大段の第二十三小段なり、亡徴の二十三』

【講說】大臣に恥辱を與へながらはしぢかく之と昵み小民に刑戮を加へつゝ之を暴虐に使用するときは、彼等表面には不平を現はさゞれども怒を隱し恥を思ふは必然なり、其れをも察せず專ら斯かる事を繰返す時は、必ず叛賊を生ずべく、叛賊を生ずるときは滅亡の傾向あり、

【字解】〔思恥〕思は忍の字なりとの說あり、若し忍の字とせば善く通ず、〔專習〕專の字尋の字の誤なりとの說あり、其說に從ふも此語到底解し難し、恐らくは習の字反て誤れるならん、依田利用は習を狎るゝと訓ずれども未だ據る所を知らず、

大臣兩重、父兄衆彊、內黨外援、以爭事勢者、可亡也、『第一大段の第二十四小段なり、亡徴の二十四』

【講說】大臣兩立して相下らず、君主の目上なる一門多勢にして勢力あり、內は徒黨を組み外は敵國を延て身方となし、互に政權を己に得んと欲する者は滅亡の傾向あり、

嬖妾之言聽、愛玩之智用、外內

とす、

輕其適正、庶子稱衡、太子未定而主即世者、可亡也、『第一大段の第十七小段なり、亡徵の十七、

【講說】本腹の子を輕んじ、妾腹の子之と匹敵し、上下の區別なく、太子未だ誰とも定まらずして君主薨去せる者は、滅亡の傾向あり、

【字解】〔稱衡〕同じ重さなり、

大心而無悔、國亂而自多、不料境內之資、而易其隣敵者、可亡也、『第一大段の第十八小段なり、亡徵の十八、

【講說】放縱にして悔ゆることなく、其國治まらざるに、自ら賢能なりとし、國內の實力をも量らず、妄に隣國の敵を輕侮する者は、滅亡の傾向あり、

【字解】〔大心〕小心の反、不謹愼を謂ふ、〔多〕えらしとするなり、〔料〕量る、〔資〕資力、〔易〕輕視するなり、

國小而不處卑、力少而不畏彊、無禮而侮大隣、貪愎而拙交者、可亡也、『第一大段の第十九小段なり、亡徵の十九、

【講說】小國なるに大國に對して謙遜せず、微力なるに强國に對して警戒せず、無禮にして大國を侮り、剛愎にして交際に拙なる者は、滅亡の傾向あり、

【字解】〔不處卑〕小國なれば固り卑下すべき態度に出づべきに其地位相當の振舞を爲さゞるなり、

太子已置、而娶於彊敵、以爲后妻、則太子危、如是則羣臣易慮者、可亡也、『第一大段の第二十小段なり、亡徵の二十、

【講說】太子已に立ちたる後國君たる父王が强國の女を娶つて正夫人となす時は、太子の地位危險となる、右の如くならば、群臣心を變じて夫人の黨となり、從つて夫人の生國なる强敵に、心を寄する者あるに至るべければ、滅亡の傾向あり、

怯懾而弱守、蚤見而心柔懦、知有可斷、而弗敢行者、可亡也、『第一段の第二十一小段なり、亡徵の二十一、

人を言伏することを好み、國家の利害に心を留めず、輕く事を行ひ自ら己を信ずる者は、滅亡の傾向あり、

【字解】〔狠〕違ふなり從はざるなり、〔愎〕サカラフなり、

恃交援而簡近隣、怙彊大之救、而侮所迫之國者、可亡也、〔第一大段の第十三小段なり、亡徵の十三、〕

【講說】同盟國を恃んで近隣の國を輕んじ、强大國の救を宛にして己に接近する國を侮る者は滅亡の傾向あり、

【字解】〔交援〕前に出づ、〔簡〕アナドルと訓す、齒牙に掛けざるなり、〔怙〕恃に同じ、〔所迫之國〕亦隣國なり、上下二句語を替へたるのみにて、同一の事に屬す、

羈旅僑士、重帑在外、上間謀計、下與民事者、可亡也、〔第一大段の第十四小段なり、亡徵の十四、〕

【講說】外國より來つて寄留せる說客等、其妻子は本國に留まつて在らず、而して上政府の謀に參與し、下民事に關係する者は、滅亡の傾向あり、

【字解】〔僑士〕旅寓を僑と曰ふ、〔間〕仲間入をなすこと、

民信其相、下不能其上、主愛信之、而弗能廢者、可亡也、〔第一大段の第十五小段なり、亡徵の十五、〕

【講說】民其國の宰相を信じて其君に服せず、然るに君主其宰相を愛し親しみ、私恩を賣るに任せて之を廢する能はざる者は滅亡の傾向あり、

【字解】〔民信其相〕諸子平議には民下に不の字を脫せりとす、

境內之傑不事、而求封外之士、不以功伐課試、而好以名問擧錯、羈旅起貴、以陵故常者、可亡也、〔第一大段の第十六小段なり、亡徵の十六、〕

【講說】國內の人物に官職を授けず、反つて外國の士を聘用し、功勞を以て試驗となさず、只評判のみに因て人の進退を爲し、外人を信任して其地位を貴からしめ、舊來の臣下より上に置く者は滅亡の傾向あり、

【字解】〔擧錯〕擧は登庸すること、錯は棄て置くこと、〔伐〕功を積むを伐と曰ふ、〔名問〕問は聞に同じ、〔起貴〕一說に貴を超の誤

【字解】〔重〕前に屢ば出てたる重人なり、

緩心而無成、柔茹而寡斷、好惡無決、而無所定立者、可亡也、『第一大段の第八小段なり、亡徵の八、』

【講說】氣永にして物事成就せず、柔弱にして決斷少く、好む所も惡む所も一定の標準あらずして確然たる操守なき者は滅亡の傾あり、

【字解】〔緩心〕今日爲さずとも明日ありと云ふ風に惰つて志立たざるを謂ふ、〔茹〕軟なり、

饕貪而無厭、近利而好得者、可亡也、『第一大段の第九小段なり、亡徵の九、』

【講說】貪慾にして足ることを知らず何事も利益に接近して得るを好む者は、亡ぶべき傾向あり、

【字解】〔饕〕多食を饕と云ふ處より貪るの甚しき名となる、

喜淫刑而不周於法、好辯說而不求其用、濫於文麗而不顧其功者、可亡也、『第一大段の第十小段なり、亡徵の十、』

【講說】刑罰を濫用するを好んで法律に合せず、徒に辯說を好んで實用を求めず、文飾に溺れて其功を顧みざる者は、滅亡の傾向あり、

【字解】〔淫刑〕濫刑と云ふに同じ、〔濫〕アフレル、文飾に過ぐるを謂ふ、

淺薄而易見、漏泄而無藏、不能周密、而通羣臣之語者、可亡也、『第一大段の第十一小段なり、亡徵の十一、』

【講說】淺はかにして人より容易に窺はれ、機密の洩るゝに任せて之を保たず、注意行屆かずして群臣の語を外に知らしむる者は滅亡の傾向あり、

【字解】〔通〕漏すと云ふが如し、

狼剛而不和、愎諫而好勝、不顧社稷而輕爲自信者、可亡也、『第一大段の第十二小段なり、亡徵の十二、』

【講說】剛情我慢にして優しき心なく、諫言に戻つて

小民右仗者、可亡也、『第一大段の第三小段なり、亡徵の三、』

【講說】群臣が學問を事とし、大夫の嫡子が辯舌を好み、商人が其財産を別に貯蓄して政府に隱し、小民が武藝を重んじて講習する者は滅亡の傾向あり、

【字解】〔門子〕大夫の正妻の子なり、父に代り門に當るとの意、〔爲學〕學問の弊空論を吐き、好辯の弊時事を論じ、政治を攪亂するが故に亡ぶべし、〔商賈外積〕商は行商、賈は店持ち、外積は徂徠の說に據れば貿易商が外國に在て富を造り留って還らざる者なれども、余は太田方の說を採る、即ち政府擅に苛稅を課するが故に、商人は之を恐れて租稅を避くるが爲、表向に非ざる財産を藏する事なり、〔右仗〕一に內困に作る、是れ上文外積の語と下文內困百姓の語あるに因り改作せしに似たり、右は尙ぶなり、仗は兵器なり、武藝を學ぶことを言ふ、

好宮室臺榭陂池、事車服器玩好、罷露百姓、剪靡貨財者、可亡也、『第一大段の第四小段なり、亡徵の四、』

【講說】建築や園藝を好み、賦役の爲に人民を苦しめ、貨財を消費する者は、滅亡の傾向あり、

【字解】〔宮室〕室は外、宮は內、〔臺榭〕二說あり、一說に據れば高く土を築き上げたるを臺と曰ひ、其上に樹木あるを榭と云ふ、一說に據れば臺上に建築物あるを榭と云ふ、〔陂池〕陂は池の側の塘、校注には禮記鄭注を引きて貯水池とす、〔露〕衰へさすなり、〔剪靡〕たゞらし費すなり、

用時日、事鬼神、信卜筮而好祭祀者、可亡也、『第一大段の第五小段なり、亡徵の五、』

【講說】日の吉凶に拘泥し鬼神に事へ卜筮を信じて祭祀を好む者は滅亡の傾向あり、

不以衆言參驗、以一人爲門戶者、可亡也、『第一大段の第六小段なり、亡徵の六、』

【講說】衆人の言を參考とせずに唯信用せる一人をして要地に居らしめ、吾が命令を傳へ群臣の建白を受くるときは亡ぶるの傾向あり、

【字解】〔門戶〕出入の口なるより言ふ、

官職可以重求、爵祿可以貨得者、可亡也、『第一段の第七小段なり、亡徵の七、』

【講說】官職は要路の人の手引に因て求むることを得、爵祿は運動に因て得べき者は亡ぶ、

分多きに居るに非ずや、惜むべし錯簡あり攙入あり完璧ならざることを、

韓非子卷五

亡徵

【篇旨】此れ本書の第十五篇にして、人君が邦國を亡ぼすべき徵候を列擧し、人主を警戒せる者、蓋し人君政務を怠り、國事を顧ず、而して其爲す所道理を履まざるときは、現在其國家尙ほ存するも、已に亡ぶべき情態に在り、是れ韓非の特に提起して未然に覺らしむる所以なり、

【分段】此篇分つて二大段とす、第一段は篇首より言其可亡也に至る、亡ぶべき事體を縷陳す、第二大段は夫兩堯不能相王より結末に至る、法術を行へば亡徵を免るゝのみならず、他の亡徵ある國を併すに足るを言ふ、

凡人主之國小而家大、權輕而臣重者、可亡也、『第一大段の第一小段なり、亡徵の一、』

【講説】總じて人君の公領小にして大夫の私領大に、君權輕くして臣重き者は滅亡の傾向あり、

【字解】〔國〕〔家〕 天子に天下と曰ひ、諸侯に國と曰ひ、大夫に家と曰ふ、〔權〕 君權を指す、君主が其臣下と賞罰を共にする時は威分れ、威分るれば權輕し、樹木に就て觀るも本小にして末大なる者は折れ易し、之と同じく、亡びざるを得ざるなり、

簡法禁而務謀慮、荒封內而恃交援者、可亡也、『第一大段の第二小段なり、亡徵の二、』

【講説】法令禁制を等閑にして一個の智計のみを用ゐ、領分を荒らして同盟國などの助力を恃みとする者は滅亡の傾向あり、

【字解】〔簡〕 輕忽に付するを謂ふ、法禁を簡にすれば姦惡止まざる故亡ぶべし、〔務謀慮〕 彌縫手段を案出するを事とするなり、謀慮を務れば詐僞僥倖に陷るが故に亡ぶべし、〔封內〕 諸侯の封ぜられたる國內、〔荒〕 地力を盡さず財力を枯らすが如き事を謂ふ、封內を荒す時は國貧しきが故に亡ぶべし、〔交援〕 交與援救の國と云ふ義なり、與國の關係あつて一旦事ある場合に援助を得べき者、交援を恃めば備なきが故に亡ぶべし、

羣臣爲學、門子好辯、商賈外積、

と關係を有する處は第一段の結語なる「此田成之所以弑簡公者也」の一句と、篇末「厲憐王」の一段に過ぎず、是れ其一なり、讒言の憂を叙する一段落着なきこと其二なり、且つ「處非道之位」より以下三百八十四字原と「天下知之者少則義非矣」の下に在りしを、陳深之を改めしより解詁の如きも亦之に從へり、余を以て之を觀るに文脈より論ずる時は改本の布置古本に比して多少勝る所あるが如し、故に本講も亦姑く此れに據れり、然れども右は比較上勝れりと云ふのみにて、其實究竟妥當を得ず、「非道之位」の前に脫句あるか、或は他の段に接續すべき一節の亡逸せし者なるべし、厲王を憐む一段是れ自ら獨立の一章なり、然れども若し之を獨立せしむる時は全篇全く氣脈を失ひ無意味のものとなるべきが故に、今前に連ねて一篇の成分とせり、

此篇の中に於て尤も注目すべき點は左の數言に在り

將以救群生之亂、去天下之禍、使彊不凌弱、衆不暴寡、耆老得遂幼孤得長、邊境不侵、君臣相親、父子相保、而無死亡繫虜之患、此亦功之至厚者也、

此れ實に儒者先生の口より出づべき議論にして、誰か謂はん遊說家たり形名學者たり戰國策士たる韓非にして此言をなさんとは、乃ち知る彼れ亦治國平天下を以て究極の目的となし、獨り一國の君權を强めて呫呫自ら喜ぶ者に非ず、抑も彼の性格が法家的なるは則ち之あり、然れども其一意法に任じて仁義を排斥せるは、亦焉んぞ只さへも迂濶の嫌ある仁義が益す空論虛名に趨きて實用に適せず、其君主の柔弱となる者は宋襄となり、其君主の愚騃なる者は燕噲となり、其臣下の黠なる者は仁義を假て私惠を行ひ、其臣下の悍なる者は仁義を名として湯武を學び、仁義反て世を禍するの資となりしに非ざるを知らん、老子曰く「大道廢而有仁義」と、老子の時已に其弊に堪へず、況や世風愈よ降れる韓非子の時に於てをや、時運の變と共に儒敎の衰を見るに足る、

文評

韓非の文自ら二體を成し、一は古奧艱澁、一は明快疏通、各其妙を擅にす、蓋し前者は蘇老泉王臨川の私淑せる所にして、後者は長少兩蘇の指を染めし所なり、而して本篇は即ち後者に屬す、見よ滔滔數百言一も剕字棘句なく、殆ど注釋を要せずして諒解すべき部

るまじと走り出てゝ、北の墻を乘越え逃げんとする處を、賈擧の爲に股を射らして墻の上より轉び落ち、又崔子の徒戈を以て莊公を斬り殺し、其弟の景公を立てゝ、君とせり、

【字解】〔春秋〕孔子の作れる二百四十年間の歴史、〔冠纓〕冠を結び着ける爲の長き紐、〔絞〕首をしめる、〔自刄〕自殺、〔斫〕斬る、〔死之〕之を殺すなり、

近之所見、李兌之用趙也、餓主父百日而死、淖齒之用齊也、擢湣王之筋、懸之廟梁、宿昔而死、

第六大段の第四小段なり、春秋以後に就て刼弑の實例を擧ぐ、

【講說】近世に於て見る所の二者を擧げんか、李兌が趙の全權を振ふや、其君の主父を飢餓に迫らしめ、主父は百日にして死せり、淖齒の全權を振ふや、王の筋を拔て廟の梁に引懸けたる處、一夜にして死せり、

【字解】〔主父〕趙の武靈王なり、〔淖齒〕齊の宰相、〔擢〕引拔くなり、

故厲雖癰腫疕瘍、上比於春秋、未至絞頭射股也、下比於近世、未至於飢死擢筋也、故刼殺死亡之君、此其心之憂懼、形之苦痛也、必甚於厲矣、由此觀之、雖厲憐王可也、

第六大段の第五小段なり、斷定を下す、

故に癘病やみは身體腫れ上り、頭も瘡蓋だらけにて人間並の形に非るとは云へ、上之を春秋の世の君主に比するときは如何、未だ首を絞められ股を射らるゝが如き有樣に至らず、下之を近世の君主に比するときは如何、未だ干乾に遇ひ筋を拔かるゝが如き有樣に至らざるなり、左れば弑虐に遇ふ所の君の心の精神不安にして、肉體の苦痛なる癘病患者より甚しきに相違なし、此れに由つて觀るときは、厲王を憐むと云ふも尤なる次第なり、

槩論

此篇頗る疑ふべき者あり、何となれば姦刼弑臣と題するも其內容は千篇一律の法術治國論にして、命題

大臣は猶ほ勢力を得政事を勝手にし、專斷の處置を行つて以て各自の私を營まんとす、而して君の一族たる諸公子、若しくは法術主義の豪傑が人君の力を假り己を抑制し誅戮することを恐るゝが故に、才氣ある年長の君を弑して虛弱なる子供を立て、正當の嫡子を廢して無資格の者を立つ、

【字解】〔父兄〕八姦篇に見えたる側室公子の類、〔豪傑〕法術家を指す、

故春秋記之曰、楚王子圍將聘於鄭、未出境、聞王病而反、因入問病、以其冠纓絞王而殺之、遂自立也、齊崔杼其妻美、而莊公通之、數如崔氏之室、及公往、崔子之徒賈擧、率崔子之徒而攻公、公入室、請與之分國、崔子不許、請自及於廟、崔子又不聽、公乃走踰於北牆、賈擧射公中其股、公墜、崔子之徒、以戈斫公而死之、而立其弟景公、第六大段の第三小段なり、春秋時代に就て劫弑の實例を擧ぐ、

【講說】其證據には春秋に此事實を記載して云へり、楚の王子圍なる者が楚王の命を奉じ鄭の國へ禮問を爲すが爲に出立しけるが、未だ國境を出でざる中に楚王病氣の由を聞て立戾り、其足にて直ちに王宮に入て病氣の御見舞を申上げけるが、眞實見舞をなすにはあらで、其冠の紐にて王を絞め殺し其儘自ら王位に即けり、又齊に崔杼と云へる者あり、其妻は美人なりしが齊の莊公之と姦通し、度度崔氏の家に赴きけり、或る時公が每の如く崔子の家に往かれたる折、崔子の家來賈擧は同家中の者を率ゐて公を攻めしかば、公は崔子の室に入り、國の半分を分け與ふべければ許し吳れよと請ひたるも、崔子は承知せず、因て何卒祖宗の廟まで立歸り其處にて自殺することを許し吳れよと請ひたるも、又承知せざりし故、最早助か

不可以罰禁也、不可以賞使也、此之謂無益之臣也、吾所少而去也、而世主之所多而求也、第五大段の第五小段なり、伯夷叔齊の無益の臣なるを言ふ、

【講說】昔し伯夷叔齊と云ふ者ありけり、周の武王之に天下を讓りたれども辭して受けず、二人共に首陽の岡にて餓死に及べり、此等は人の臣として重誅をも畏れず重賞をも得となさゞる者なるが故に、罰も威して制すること能はず、賞も誘ひて使ふ能はず、俗に謂ふ箸にも棒にも掛らぬ人物なり、此れを無益の臣と名つけ、余がつまらぬ人として排斥する所なるも、世の中の人君は反で優れたる者として之を求むるなり、

【字解】〔伯夷叔齊〕孤竹君の二子、兄弟互に國を讓り終に倶に國を逃れたる人なり、周武王が殷紂王を伐つに方り馬を叩へて之を諫め周の粟を食ふを耻ぢて首陽山に餓死す、史記に傳あり、〔少〕動詞として用ゆ價値なしとするなり、〔多〕亦動詞として用ゆ取るに足るものとするなり、

諺曰、厲憐王、此不恭之言也、雖然古無虛諺、不可不察也、謂劫殺死亡之主言也、第六大段の第一小段なり、諺を借りて主意を掇く、

【講說】諺に癘病患者が王を憐むと云ふ言あり、此れは無禮千萬の申分なれども古の諺は眞理を含むものなれば察せねばならぬ、即ち弑虐などに遇へる君主の爲に謂へる語なり、

【字解】〔厲憐王〕厲は癘病なり、此れは難病にはあれども尚ほ人に殺さるゝより勝なる故反て國王の境界を氣の毒に思ふなり、

人主無法術以御其臣、雖長年而材美、大臣猶將得勢、擅事主斷而各爲其私急、而恐父兄豪傑之士、借人主之力、以禁誅於己也、故弑賢長而立幼弱、廢正的而立不義、第六大段の第二小段なり、人君の劫弑に遇ふべきを言ふ、

【講說】人君が法術を用ゐて臣下を御せざる以上、縱令相當の年齡に達し立派なる器量を有すると雖も、

【講說】殷の湯王は伊尹を得たるに因り、僅か百里の小國より一躍して天子となり、齊の桓公は管仲を得たるに因り、一躍して五覇の第一となり、九たび諸國を會合して己之が牛耳を執り、一たび周の天子を定めて天下を正せり、秦の孝公は商君を得たるに因り、地は廣きを得、兵は强きを得たり、左れば忠臣の在る處には外に於て敵國の患なく、内に於て叛逆の禍なく、永久に天下の泰平を致して名を後世に垂るゝ、此れ謂はゆる忠臣なり、

【字解】〔九合一匡五覇〕皆前に出づ、

若夫豫讓爲智伯臣也、上不能說人主使之明法術度數之理、以避禍難之患、下不能領御其衆、以安其國、及襄子之殺智伯也、豫讓乃自黥劓、敗其形容、以爲智伯報襄子之仇、是雖有殘形殺身、以爲人主之名、而實無益於智伯、若秋毫之末、此吾之所下也、而世主以爲忠而高之、

第五大段の第四小段なり、豫讓の不忠臣なるを言ふ、

【講說】彼の豫讓が智伯の臣たりしが若き、上は其君に說き法術度數の理を明かにして災難を豫防せしむることも出來ず、下は智伯の人數を統御して其國を安んずることも出來ず、趙襄子が智伯を殺せし後に至り、自ら入墨を爲し自ら鼻を切り落し、全く其形を打毀つて人に見分けられぬやうになし、智伯の爲に襄子に復讎を謀れり、是れ身體を殘ひ命を捐てゝ主君の爲にしたる名は是れあるも、實際智伯には秋の毛筋程の利益もなし、此れ吾が卑む所なるが、世の人君は此の如きを忠となして高尙に考ふるなり、

【字解】〔劓〕鼻をそぐ事、〔秋毫〕毛は元來細き物なるが秋に至り脫け代る時分には殊に細くなるより極小なることに譬ふ、

古有伯夷叔齊者、武王讓以天下而弗受、二人餓死首陽之陵、若此臣者、不畏重誅、不利重賞、

第一小段なり、法術賞罰の治國に必要なることを反復し、之を用ゆる者の成功を言ふ、是れ專ら人臣に就て說ける者にして下の三人を喚起す、

【講說】國を治むるに法術賞罰あるは、猶ほ陸を行くに完全なる馬車あり水を行くに輕便なる舟楫あるが如し、此舟車に乘れば能く目的を達すると均しく、此の法術賞罰を用ゆれば遂に成功に至る、

伊尹得之、湯以王、管仲得之、齊以霸、商君得之、秦以彊、此三人者、皆明於霸王之術、察於治彊之數、而不以牽於世俗之言、適當世明主之意、則有直任布衣之士、立爲卿相之處、處位治國、則有尊王廣地之實、此之謂足貴之臣、第五大段の第二小段なり、伊尹等三人法術を得て貴ぶべき臣なるを言ふ

【講說】伊尹此術を得、殷湯之が爲に王となれり、管仲之を得、齊國之が爲に霸となり、商君之を得、秦之が爲に强國となれり、以上の三人は何れも霸王の術を呑込み、國を治め兵を强くすべき計に精通し、世俗の保守迂濶なる言論の爲に動かさるゝことなく、當時の明君の心に叶ふときは其身の布衣なるに拘らず直ちに信任を蒙り、立どころに卿相の地位に登庸せられ、其の卿相の地位に在つて國を治むるときは、其君主を尊くし其國の領土を廣むるの實跡あり、此の如きをば貴ぶべき人臣とは云ふなり、

【字解】〔布衣〕處士、

湯得伊尹、以百里之地、立爲天子、桓公得管仲、立爲五霸主、九合諸侯、一匡天下、孝公得商君、地以廣、兵以彊、故有忠臣者、外無敵國之患、内無亂臣之憂、長安天下、而名垂後世、所謂忠臣也、第五大段の第三小段なり、伊尹等三人の功業を詳說して其忠臣なるを言ふ、

法は國に臨むの機關にして若し之なき時は堯舜と雖も世を治むる能はず、然るに今や世の人主其大切の機關たる重罰嚴誅を事もなげに打棄てゝ愛惠を行ふ、此の如くにして覇王とならんするゝ期すべきに非ず、

【字解】〔棰策〕馬鞭のこと、〔銜橛〕銜はクツワ、橛は車の心、〔王爾〕古代巧妙の大工、

故善爲主者、明賞設利以勸之、使民以功賞、而不以仁義賜、嚴刑重罰以禁之、使民以罪誅、而不以愛惠免、是以無功者不望、而有罪者不幸矣、託於犀車良馬之上、則可以陸犯阪阻之患、乘舟之安、持檝之利、則可以水絕江河之難、操法術之數、行重罰嚴誅、則可以致霸王之功、（第四大段の第七小段なり、賞罰の利器ある時は覇王たるを得るを言ふ、）

【講說】故に君主として賢明なる者は賞を明にし利を設けて奬勵を行ひ、人民を使ふに一方には功と賞とを用ゐ、仁義を以て無功の人に施與することを爲さず、刑を嚴にし罰を重くして禁制を行ふ、又一方には罪と誅とを用ゐ、愛惠を以て有罪の人を免すことを爲さず、之が爲め功なき者は妄に慾望を抱かず、罪ある者は萬一を僥倖するが如きことなし、丈夫なる車、善良なる馬の上に身を托するときは、陸に於て山阪の險をも冒すべく、安全なる舟に乘つて楫を働かせば、水に於て江河の難處をも橫ぎるべし、之と同じく法術の籌策を握つて重罰嚴誅を行はゞ、覇王の功を致すを得ん、

【字解】〔望〕覬覦なり、望むべからざる事を望むに用ゆ、〔犀車〕堅車なり、

治國之有法術賞罰、猶若陸行之有犀車良馬也、水行之有輕舟便檝也、乘之者、遂得其成、（第五大段）

を立つることをもどかしく思ひ、人民皆戰時に際しては敵に當り首級を取ることを務めず、平時に於ては耕作に勉强せず、只管運動費を抛て富貴を事とし、利己的の善行を以て名譽を博し高官厚祿を求んとするに至るが故に、姦私の官吏益〻增加し、暴亂の徒愈〻時を得る有樣となり、亡びずして何とあるべき、

夫嚴刑者民之所畏也、重罰者民之所惡也、故聖人陳其所畏、以禁其邪、設其所惡、以防其姦、是以國安而暴亂不起、吾以是明仁義愛惠之不足用、而嚴刑重罰之可以治國也、『第四大段の第五小段なり、法術家刑罰の利を言ふ、

【講說】夫れ嚴刑は民の畏るゝ所重罰は民の惡む所なるが故に聖人は其畏るゝ所の嚴刑を列して人民の邪を爲す事を止め、其惡む所の重罰を設けて人民の姦を行ふことを防ぐ、其結果國家安泰にして騷動起らず、吾れ此理由により仁義惠愛は用ゆるの價値なく、國を治むべき道は嚴刑重罰に在ることを明にするなり、

無棰策之威、銜橛之備、雖造父不能以服馬、無規矩之法、繩墨之端、雖王爾不能以成方圓、無威嚴之勢、賞罰之法、雖堯舜不能以成治、今世主皆輕釋重罰嚴誅、行愛惠、而霸王之功亦不可幾也、『第四大段の第六小段なり、賞罰の利器なき時は霸王たるを得ざるを言ふ、

【講說】鞭は馬を威すべき道具、クツワと車の心棒とは馬車に要する設備にして、若し之れなき時は御者の名人と云はれたる造父と雖も馬を自由に扱ふ能はず、差金ブンマハシ水盛墨繩は長短曲直を量るべき道具にして若し之なき時は大工の名人と云はれたる王爾と雖も方圓の形を造る能はず、威嚴の勢賞罰の

【字解】〔道德〕普通謂はゆる道德に非ず、韓非の自ら道德となす所にして嚴刑重罰是なり、〔義〕俗論に對する眞理を謂ふ、後に謂はゆる仁義の義に非ず、

世之學術者說人主、不曰乘威嚴之勢、以困姦衺之臣、而皆謂仁義惠愛而已矣、世主美仁義之名、而不察其實、是以大者國亡身死、小者地削主卑、何以明之、夫施與貧困者、此世之所謂仁義、哀憐百姓、不忍誅罰者、此世之所謂惠愛也、夫施與貧困、則無功者得賞、不忍誅罰、則暴亂者不止、國有無功得賞者、則民外不務當敵斬首、內不急力田疾作、皆欲行貨財、事富貴、爲私善、立名譽、以取尊官厚俸、故姦私之臣愈衆、而暴亂之徒愈勝、不亡何待、『第四大段の第四小段なり、愚學者仁義の害を言ふ、』

【講說】世間の愚學者は人君に說くに當り、威嚴の勢力に乘じて姦邪の臣を困ましむべしと言はずして仁義惠愛を行へと曰ふに過ぎず、而して世の人君は仁義と云へる名の立派なるに心を奪はれ、其得失利害を察せず、之が爲め大にして其國を亡ぼし其身を殺し、小にしては土地を削られ尊嚴を失ふ、其說明の如何にと云ふに、元來貧困の者に物を施與するは世間の謂はゆる仁義にして、人民を憐み之に誅罰を加ふるに忍びざるは世の謂はゆる惠愛なり、然る處試に思へ貧困なればとて之に施與する事あらんか、是れ功なき者も貧困なる理由の下に賞を得るに非ずや、誅罰に忍びざらんか叛逆人も忍び難しとの理由の下に罪を免るゝが故に、暴亂の者已まざるに非ずや、若し國に功なくして賞を得る者あれば何人も功

の實在する所を知り、儒道と法術とに就て治亂の眞相を察するなり、左ればこそ其國を治る仕方は明法を掲げ嚴刑を示し、其目的とする所は萬民を亂世の中より救ひ出し、天下の害を除き、強者の弱者を犯し多數の少數を殘ふことなく、老人は餘生を全うし、幼兒孤兒は發育を遂げ、外は敵國の侵寇を受けず、君臣相親み父子相保護し、或は殺害せられ或は俘虜となるが如きこと無らしむるに在り、此れ無上の功業となすに足らざるや、然るに愚學の徒は之を知らず、反て法術を以て暴なりとなすなり、

愚者固欲治、而惡其所以治者、惡危而喜其所以危者、何以知之、夫嚴刑重罪者民之所惡也、而國之所以治也、哀憐百姓輕刑罰者、民之所喜、而國之所以危也、聖人爲法國者、必逆於世而順於道德、知之者同於義而異於俗、弗知之者、異於義而同於俗、天下知之者少、則義非矣、

第四大段の第三小段なり、愚學者の俗論なるを言ふ、

【講說】愚學者と雖も無論世の治まるを望むなり、然るに反て治まるべき仕方を嫌ふ、愚學者と雖も無論世の危きを嫌ふなり、然るに危かるべき方法を好む、如何にして之れを知るとなれば元來嚴刑重罪は人民の惡む所なるも、國の治まる所以は嚴刑重罪に在り、又百姓に憐愍を垂れ刑罰を輕くするは人民の喜ぶ所なるも、國の危き所以は百姓を憐むと刑罰の輕きとに在り、故に嚴刑重罰は道德にして憐愍輕刑は俗情なり、聖人即ち明君は必ず世俗に反對して道德に依る者なるが、此理窟を知る人は義即ち道德に贊成して俗情を排斥するも、之を知らざる者は此義を排斥して俗情に贊成す、而して天下之を知る者少きが故に義をば不當となす、故に治まる所以を惡んで危き所以を好むと曰ふ、

之至大、而患之至甚者也、俱與有術之士、有談說之名、而實相去千萬也、此夫名同而實有異者也、『第四大段の第一小段なり、愚學即ち儒者の取るに足らざるを言ふ、』

【講說】治道の極處に達すべき法術の功用は已に明白なるぞ、然るに世の學者は之を知らざるなり、其上世の愚學者は治亂の實際を辨せず、口喧しく古臭き書物を並べ立てゝ世の中を亂る者にして、其智慧に至つては陷し穴の中へ入れらるゝことも覺らざる迂濶漢なり、然るに身の程をも顧ず妄に法術の士を誹るは片腹痛きことなり、但し彼等の守舊頑固なる、新法の如きは輕んじて之を犯さんとし、禮樂の如き無用の學を以て世を治めんと欲する者なれば、其言に從へば危く其計を用ゆれば亂る、此れ世の中に於て最大の愚物とや云はん、最大の害物とや云はん、左れば彼も法術の士と同樣辯論家の名あるも、實際は千萬の相違あり、即ち名の同くして實の異れる者なり、

【字解】〔情〕實なり、〔諞談〕多言細語なり、

夫世愚學之人、比有術之士也、猶螘垤之比大陵也、其相去遠矣、而聖人者審於是非之實、察於治亂之情也、故其治國也、正明法、陳嚴刑、將以救羣生之亂、去天下之禍、使彊不陵弱、衆不暴寡、耆老得遂、幼孤得長、邊境不侵、君臣相親、父子相保、而無死亡繫虜之患、此亦功之至厚者也、愚人不知、顧以爲暴、『第四大段の第二小段なり、明君は愚學を舍てゝ法術を取るを言ふ、』

【講說】夫の世間の愚學者を以て法術の士に比較する時は、蟻塚の小山に於けるが如く其懸隔は甚だ大なり、而して聖人即ち明君は愚學と術家とに就て是非

となすの例を擧ぐ、

【講說】左れば善く必至の勢に任す者は其國安泰にして、之を知らざる者は危險なり、昔し秦の國情は君臣共に法を廢して私のみを事としたるが、之が爲め國は亂れ兵は弱くして君主は輕んぜられたり、然るに商君は法律を改革し風俗を一變すべきことを孝公に說き、新法の實質は國家道德を明にし、人の姦惡を告發する者を賞し、商工の如き些末の作業を爲す者を鄙みて之を困しめ耕織の如き本業を事とする者を貴んで之に利益を與へたり、然るに此の時代秦の人民は尙ほ舊來の習慣に狃れ新法を犯すことを何とも思はざりしが、舊習とは即ち有罪の者も罰を免るゝ事を得、功なき者も地位榮譽を得るの惡弊なり、是に於て商君は之を制するの術として新法を犯す者は重刑を課し斷じて許すことなく、密告せる者は重賞を授けて違はざりしかば、犯罪者を取り失ふことなく從て刑罰を被る者夥く、人民は怨言を放ち苦情を啣ち、罪過日日に聞えたれども孝公は其れ等の言に耳を傾けず、飽くまで商君の法を履行に及びたり、已にして人民は犯罪者が必ず誅せらるゝを知り告發する者も多く出て來たりしより、最早法を犯すことなく從て刑罰も施すべきものあらず、其結果國は治り兵は强く、版圖は加はり君主は尊くなりぬ、此の如くに立至りたる所以は罪を匿すの罰重くして姦を告ぐるの賞厚かりし爲なるが、此術も亦天下を以て我が耳目となすの手段なり、

【字解】〔末作〕本業に對して云ふ、或は末利とも稱す、古は農業本位にして商工の如きは之を制限するを必要とし、租稅などを重くして之を困辱せり、〔本事〕本業と云ふが如し、〔私姦者衆〕私は告の誤、

至治之法術已明矣、而世學者不知也、且夫世之愚學、皆不知治亂之情、讘詼多誦先古之書、以亂當世之治、智慮不足以避穽井之陷、又妄非有道之士、聽其言者危、用其計者亂、此亦愚

の如き耳を有することを以て聽感鋭し(聽)と爲さゝるなり、必然の理に任せず有形の目を恃んで萬事を洞觀するが如きは見ゆる所少く、必至の勢に因らず有形の耳を恃んで衆言を審聽するが如きは聞ゆる所僅なれば、共に人より欺かれざる仕方に非ず、左れば明君は之と異り、天下の人をして盡く自己の目とならざるを得ざらしめ、天下の人をして盡く自己の耳とならざるを得ざらしむ、故に己は奥まりたる宮室の中に在りと雖も、四海の内を見透し、何人も昏ます能はず、欺く能はず、是れ何故となれば昏惑の事情其跡を絶ち、聽明の力新に生じたればなり、

【字解】〔衺〕邪の古字、〔離婁〕古代視力の強きことを以て有名なる人、〔師曠〕晉の樂官長にして善く音を知りたる人、十過の篇を參照すべし、〔不弊之術〕弊は蔽なり、

故善任勢者國安、不知因其勢者國危、古秦之俗、君臣廢法而服私、是以國亂兵弱而主卑、商君說秦孝公以變法易俗、而明公道、賞告姦、困末作、而利本事、當此之時、秦民習故俗有罪可以得免、無功可以得尊顯也、故輕犯新法、於是犯之者其誅重而必、告之者其賞厚而信、故姦莫不得、而被刑者衆、民疾怨而衆過日聞、孝公不聽、遂行商君之法、民後知有罪之必誅、而私姦者衆也、故民莫犯、其刑無所加、是以國治而兵彊、地廣而主尊、此其所以然者、匿罪之罰重、而告姦之賞厚也、此亦使天下必爲己視聽之道也、第三大段の第八小段なり、天下を以て耳目

夫君臣非有骨肉之親、正直之道、可以得利、則臣盡力以事主、正直之道、不可以得安、則臣行私以干上、明主知之、故設利害之道、以示天下而已矣、『第三大段の第六小段なり、法術の作用なる利害の道を執るを言ふ、

【講說】夫れ君臣の間は骨肉天倫の親情ある次第に非ず、故に臣下の標準とする所は利安危害是なり、正直の道に由て利安を得べきことなれば力を盡して君に事へ、正直の道に由て利安を得ざることなれば私を行つて上を侵す、明君は之を知るが故に利害の道を立てゝ天下に示し、自然に我が爲にせざるを得ざらしむ、

夫是以人主雖不口教百官、不目索姦衺、而國已治矣、人主者非目若離婁乃爲明也、非耳若師曠乃爲聰也、目必不任其數、而待目以爲明、所見者少矣、非不弊之術也、耳必不因其勢、而待耳以爲聽、所聞者寡矣、非不欺之道也、明主者使天下不得不爲己視、天下不得不爲己聽、故身在深宮之中、而明照四海之內、而天下弗能蔽、弗能欺者、何也、闇亂之道廢、而聰明之勢興也、『第三大段の第七小段なり、利害の道を行へば自然に聰明を得るを言ふ、

【講說】夫れ利害の道を以て天下に示すが故に、人君は一々口を以て百官に指圖を爲さず、一々目を以て姦邪を詮索せざるも、百官は忠を盡し、姦邪は露見するが故に國は治平を得るなり、抑も人君は離婁の如き目を有することを以て視力强し(明)と爲さず、師曠

の第三小段なり、百官が己の安危を知るを言ふ

【講説】諸官職の役人等も亦姦曲私利にては安きを得べからざるを知り、必ず心に語つて曰はん、我れ清廉方正の行を爲して法律を遵守することをなさず、貪欲醜汚の心の儘に法を破つて私利を取るは、猶ほ高き丘の頂上より險しき谷川の底に落ちながら命を全うせんとするに同じく、遂げられぬは必定なりと、

安危之道、若此其明也、左右安能以虚言惑主、而百官安敢以貪漁居下、是以臣得陳其忠、而不蔽、下得守其職而不怨、此管仲之所以治齊、而商君之所以彊秦也、『第三大段の第四小段なり、法術の効一般の臣下に及ぶを言ふ、

【講説】斯くすれば安く斯くすれば危しと云へる道筋已に此の如く明白なる以上、何人も安きを避けて危きに就く者なきが故に、左右何の爲に虚言を陳べて君を惑さん、百官何として慾を逞うし、人民の利益を奪ひ取らん、左れば臣下の人々十分忠を盡すことを得て他より毀譽を行ふ者なきが故に蔽はるゝ憂ひなく、又其職を守ることを得て姦臣より黜陟を施す事なきが故に怨を抱く場合あらず、此れ即ち管仲が齊を治め商君が秦を强うしたる遣方なり、

從是觀之、則聖人之治國也、固有使人不得不愛我之道、而不恃人之以愛爲我也、恃人之以愛爲我者危矣、恃吾不可不爲者安矣、『第三大段の第五小段なり、恃むべきは法術にして人に非ざるを言ふ、

【講説】以上の事に從つて觀察を下すに、聖人が國を治る仕方は人をして己を愛せねばならぬ樣に仕向ける筋道あり、他人が愛情より我が爲にする事を恃とせず、人が愛情より我が爲にするを恃とするは先方が主なる故危險なるぞ、吾が先方をして我が爲にせしむべき仕方を恃とするは、此方が主なる故安穩なるぞかし、

人主誠明於聖人之術、而不苟於世俗之言、循名實而定是非、因參驗而審言辭、『第三大段の第一小段なり、法術の士の人主に勸むる所は、人主の操持すべき點なるを言ふ、

【講說】夫れ法術の士が人臣たれば法度術數の議論を上陳して、上は人君の大法を明にし、下は姦臣を惱まし、是に由て君を尊くし國を安んずる者なり、左れば若し其意見行はるゝとすれば、度數必然の結果として賞罰の實行を來すべし、人君たる者誠に聖人の術即ち法治の道を熟知し、世俗迂濶の言に惑はされて姑息を事とすることなく、名實の一致不一致に因て是非を定め、彼れと此れとの比較研究に因て臣下の議論を鑑別するを要す、

【字解】〔得效度數之言〕得の字衍文とするは集解に從ふ、

是以左右近習之臣、知僞詐之不可以得安也、必曰、我不去姦邪之行、盡力竭智以事主、而以相與比周、妄毀譽以求安、是猶負千鈞之重、陷於不測之淵、而求生也、必不幾矣、『第三大段の第二小段なり、左右が己の安危を知るを言ふ、

【講說】是の結果として君の左右に侍する近臣等は詐僞の手段にては安きを求むる能はざるを知り必ず心に自ら語つて曰はん、我れ姦邪の行を止め智力を盡くして君に事ふる事を爲さず、私に朋黨を結び妄に人を毀譽し、之に因て安きを求むるは、千鈞の重量ある物を負ふて深さの知れざる水瀨に陷ちながら生きんとなすに同じく遂げ難きに定まれりと、

百官之吏、亦知爲姦利之不可以得安也、必曰、我不以淸廉方正奉法、乃以貪汚之心、枉法以取私利、是猶上高陵之顚、墮峻谿之下、而求生也、必不幾矣、『第三大段

一妾之口也、何怪夫聖賢之戮死哉、此商君之所以車裂於秦、而吳起之所以枝解於楚者也、

第二大段の第四小段なり、君臣の離間に罹り易きを言ふ、

【講說】此物語に由て之を觀るに、父の子を愛する情は至極なるも、尙ほ惡言を以て之を害することを得るなり、況や君臣の關係は元と父子の如き親愛あるものに非ず、其上之を毀る者は多數の群臣なれば、彼の妾一人の口を以て讒言をなすの比に非ず、法術の士が衆人に害せらるゝは宛も此の如し、聖賢が誅戮を受けて死するも何の怪しむべき所あらん、商君の秦に車裂となり又吳起の楚に枝解せられたる皆此理由に外ならず、

【字解】〔與〕待對と云ふが如し、

凡人臣者、有罪固不欲誅、無功者皆欲尊顯、而聖人之治國也、賞不加於無功、而誅必行於有罪者也、然則有術數者之爲人臣也、固左右姦臣之所害、非明主弗能聽也、

第二大段の第五小段なり、法術者の害せらるゝ所以を言ふ、

【講說】凡そ臣下たる人の根性は自分勝手のものにて、罪あるも誅を逃れんと欲し、功なきも勳位を得んと欲す、然るに聖人の國を治むる仕方に於ては、功なき者に賞を與へざると共に有罪の者は必ず誅戮を行ふ、是れ即ち法術の士の主義とする所なり、故に人臣たる法術の士は彼の自分勝手を謀る左右姦臣の邪魔とする所なれば無論之を忌む譯なり、從て讒誣中傷の行はるゝは言ふまでもなく、明主に非れば其議論を用ゆる能はず、

【字解】〔人臣者〕此の者の字は罪の下に在るべきものなり、

夫有術者之爲人臣也、得效度數之言、上明主法、下困姦臣、以尊主安國者也、是以度數之言得效於前、則賞罰必用於後矣、

ば吾君に對し御奉公の道を失ふこととなる、左ればとて吾君の御意に叶ふやうにすれば、夫人に對し相濟ぬこと丶なる、妾は心足らぬ者故、兩つの君に事へて雙方の思召に叶ふだけの力なく、自然一方は行屆かざる事に立至り申すべく、妾は無論吾君をば大切に存ずるなれば、夫人には御氣に召さず、遂には御憎を受けて殺さる丶に定まれり、妾は夫人の所にて死するよりは寧ろ吾君の御前にて死を賜はるを嬉しく思ひ候、何卒吾君には御察あれかし、斯く夫人の爲すが儘に任し玉ひなば、世の物笑とならせ玉はんと、春申君は妾の詐を誠なりと信じ、終に夫人を逐出せり、

余又欲殺甲而以其子爲後、因自裂其親身衣之裏、以示君而泣曰、余之得幸君之日久矣、甲非弗知也、今欲彊戲余、余與爭之、至裂余之衣、而此子之不孝、莫大於此、君怒而殺甲也、故妻以妾余之詐弃、而子以之死、

第二大段の第三小段なり、父子離間の一例を叙す、

【講説】妾の余に於ては又夫人の子の甲を殺し吾が生める子を以て春申君の繼嗣となさんと欲し、自ら肌着の裏を引裂き之を春申君に示し泣て訴へけるやう、妾が君の御召使となつて御寵愛を蒙りしより已に年久しく、甲に於て之を知らざるの道理なし、然るに押て妾に向ひ猥りがましき擧動に及び、妾は之に抵抗致したる處、彼は其れにても尙ほ已めず、此の如く衣服を裂くまでに至り候が、實に人の子として此の上不孝は之あるまじと、春申君又此讒言に惑はされ、立腹の餘り甲を殺せり、左れば夫人は妾の奸計にて棄てられ、夫人の子は妾の奸計にて死せり、

【字解】〔親身衣〕はだぎ、〔余與爭之〕與は爲にと訓ず、

從是觀之、父之愛子也、可以毀而害也、君臣之相與也、非有父子之親也、而羣臣之毀言、非特

め上に於ては君主孤立となり、下に於ては群臣黨派を成し、齊の田成が簡公を弑したるも此の如き事情に由れり、

處非道之位、被衆口之譖、溺於當世之言、而欲當嚴天子而求安、幾不亦難哉、此夫智士所以至死而不顯於世者也、（第二大段の第一小段なり、法術の士の害を受くるを言ふ、）

【講説】今臣下の仕ふる所は非道の朝廷にして、多數人の讒言を被り俗論の爲に陷れられながら人君の心を犯して安きを求むるは如何にも難きことならずや、此れ彼の智者即ち法術の士が死するに至るまでも世に顯はるゝ能はざる原因なり、

【字解】〔當嚴天子〕物徂徠の説に從て解す、此一小段恐らく脱簡誤字あり今已むを得ず常識上より其義を説くのみ、

楚莊王之弟春申君有愛妾、曰余、春申君之正妻子曰甲、余欲君之弃其妻、因自傷其身、以視君而泣曰、得爲君之妾甚幸、雖然適夫人非所以事君也、適君非所以事夫人也、身故不肖、力不足以適二主、其勢不俱適、與其死夫人所者、不若賜死君前、願君必察之、無爲人笑、君因信妾余之詐、爲弃正妻、（第二大段の第二小段なり、夫婦離間の一例を叙す、）

【講説】楚の莊王の弟春申君の愛妾は其名を余と呼べり、又春申君の正夫人の子を甲と云へり、此妾は春申君をして正夫人を逐出さしめんと謀り、之に就き自ら其身體に傷を作り、之をば春申君に示し涙を流して云ひけるやう、君の御召使たることは仕合の至りなれども、如何にせん夫人の御意に叶ふやうにすれ

も聾にてありながら清濁の音聲を聞分けたしと思ふが如く、愈よ以て遂げ難かるべし、此の二つの仕方にては安きを求むる能はざるとせば、何として徒黨を結び我君を昏まし姦曲の道に由て權門の心に叶ふことを爲さゞらんやと、此の如きときは無論君臣の關係には頓著せざるなり、

【字解】〔情〕色の字の誤若し本字の儘解するときは實の意となすべし、〔幾〕期なり、一說にコヒネガフと解す、

其百官之吏、亦知方正之不可以得安也、必曰、我以清廉事上而求安、若無規矩而欲爲方圓也、必不幾矣、若以守法不朋黨治官、而求安、是猶以足搔頂也、愈不幾也、二者不可以得安、能無廢法行私、以適重人哉、此必不顧君上之法矣、『第一大段の第五小段なり、百官が權臣に從ふ事を詳說す、

【講說】諸官職の役人等も方正の行にては安穩を得ざることを知り、必ず心の中に思ふならん、我れ清廉を以て君に事へて安きを求むるは、差金ブンマハシ無くして方形圓形の物を造ると一般、必ず遂げられまじ、若し法律を守り朋黨に入らず、職務を勤めて安きを求むるは宛も足にて頭の上を搔くが如く益す遂げ難かるべし、此二つの方法にて安きを求むるを得ざるとせば、何として法律を抛ち私便を謀り以て權臣の意に投ずることを爲さゞらんやと、此の如きときは無論君主の法を顧みざるなり、

故以私爲重人者衆、而以法事君者少矣、是以主孤於上而臣成黨於下、此田成之所以弑簡公也、』第一大段の第六小段なり、以上の結果を一束して恐るべきを示す、

【講說】左れば私を謀つて權臣の爲に働く者多く、法を守つて君主に奉公する者少き道理なり、此れが爲

之道、而就危害之處哉、治國如此其過也、而上欲下之無姦、吏之奉法、其不可得亦明矣、『第一大段の第三小段なり、姦臣君主を自由にするの結果、一般の臣民不忠に傾くべきことを概言す、』

【講説】國に君主を左右する有力の大臣ある時は、總ての官吏己の知力を盡して忠を表はすに由なく、法令を奉じて功を立つるに由なし、其理由は左の如し、元來無難にして利のある方へ赴き、危險にして害ある方を去るは人の情誰も同一なり、然るに今臣下の身として力の有る限り功を立て、智の有る限り忠を表はすも、姦相に誹らるゝが爲め其身は難義に陷り、其家は貧窮に苦み、父子に至るまで其害を被り、又不正の私曲を以て君主の目を昏し、賂賄等の運動を爲して權門に取り入る者は、姦相に譽めらるゝが爲め、其身は地位を得て其家は富裕となり、父子諸共に其恩慶に與る、何人と雖も安利の道を去つて危害の方に就く者あらん、則ち皆忠義を棄てゝ姦相の鼻息を窺ふに至るは必然なり、此の如く間違たる政治を以て、官吏が惡事を働かず人民が善く法律を奉ずることを望むも、其目的を達すべからざるは明白なる次第なり、

【字解】〔群下百官之吏〕前に説明したる互文の句法なり、

故左右知貞信之不可以得安利也、必曰、我以忠信事上、積功勞而求安、是猶盲而欲知黑白之情、必不幾矣、若以道化「事上」行正理、不趨富貴、事上而求安、是猶聾而欲審清濁之聲也、愈不幾矣、『第一大段の第四小段なり、人君の左右が權臣に從ふ事を詳説す、』

【講説】故に左右の臣即ち近侍の輩は、忠貞信義の道にては安穩を得ざることを知り、必ず心に思ふならん、我れ忠信を以て君に事へ功勞を積で安きを求むるは宛も盲目にてありながら黑白の色を知りたしと思ふが如く、到底遂げらるべきに非ず、又道德法術を以て君に事へ、富貴に赴かずして安きを求むるは、宛

て之を是とすることなり、［同舍］舍はすておくなり、

夫姦臣得乘信幸之勢以毀譽進退羣臣者、人主非有術數以御之也、非參驗以審之也、必將以曩之合己信今之言、此幸臣之所以得欺主成私者也、故主必欺於上而臣必重於下矣、此謂擅主之臣、（第一大段の第二小段なり、姦臣信幸に乘して君主を我が自由に爲すを言ふ、）

【講說】夫れ姦臣が信幸の勢に乘じ、群臣の中にて己の進めんと欲する者は之を譽め、退けんと欲する者は之を毀り、君主の心を動して黜陟を思ふが儘になすとの出來得る仔細は、人君が術數を以て之を御することなく、調査の上之を明確にすることなく、從來萬事己と一致せしを以て、今先方より彼は用ゆべし彼は退くべしと云ふも、別心あるには非ずと信じ其言に從つて群臣を進退する也、此れ即ち姦臣が君を欺いて己の利益を成就するの方法なるが故に、臣權の重きを致すは君主が欺かるゝ結果に外ならず、君の欺かるゝは臣權の重きを致す原因に定まれり、此の如く信幸に乘じて人を毀譽し、進退して吾が權力を作る者をば名づけて君主を自由にする臣下と謂ふ、

國有擅主之臣、則羣下不得盡其知力以陳其忠、百官之吏、不得奉法以致其功矣、何以明之、夫安利者就之、危害者去之、此人之情也、今爲臣盡力以致功竭智以陳忠者、其身困而家貧、父子罹其害、以姦利弊人主行財貨以事貴重之臣者、身尊家富、父子被其澤、人焉能去安利

之爲人臣也より使天下必爲己視聽之道也に至る、法術の恃むべきを言ふ、第四大段は至治之法已明矣より可以致霸王之功に至る、霸王の道は刑罰に在つて仁義に非ざるを言ふ、第五大段は治國之有法術より而世主之所多而求也に至る、法術の臣は忠臣にして國家に益あるを言ふ、第六大段は諺曰厲憐王より結末に至る、人君法術を用ゐざるの結果を言ふ、

凡姦臣皆順人主之心、以取親幸之勢者也、是以主有所善、臣從而譽之、主有所憎、臣因而毀之、凡人之大體、取舍同者則相是也、取舍異者則相非也、今人臣之所譽者、人主之所是也、此之謂同取、人臣之所毀者、人主之所非也、此之謂同舍、夫取舍合而相與逆者、未嘗聞之也、此人臣之所以信幸之道也、（第一大段の第一小段なり、姦臣が君の信幸を取る手段を言ふ、）

【講説】凡そ姦臣は何れも君主の心に叶ふ樣にして寵愛と信任の勢力を得んと欲する者也、斯る目的を抱くが故に、君主が或る人を好めば姦臣は其尾に附て之を譽め、君主が或る人を憎めば此姦臣は其尾に附て之を誹る、凡そ人の多數誰も己と好嫌の同一なる者は其人を善となし、好嫌の異る者は其人を惡となすとなるが、今臣下の譽る所の人は君主の用ゆべしと爲す所なれば、此の如きをば同取と名づく、臣下の誹る所の人君主の舍つべしと爲す所なれば、此の如きをば同舍と名づく、斯く取舍の意見一致するに拘らずして仲の惡しきことは元より無き所也、即ち右樣に君主の心に叶ふ樣にするは信幸を取る所の手段也

【字解】〔大體〕大率なり、〔所是所非〕前の相是相非の人を指すに非ず、〔相是相非〕相の字は元來互の意なるも、時としては單に對他的の辭として用ゐらる、此場合は君主が己と取舍同じき者に對し

しめば、必ず有道者が法術の言を進むるは罪を得る所以なることを以て之を結び、和氏の足を刖られたる事實と照應を取るべきに、韓非は法術の士が未だ誅せられざるは猶ほ其議論を建言せざるが爲のみと逆に之を結びしが如き、獨り文想に於て奇拔なるのみならず、筆に拗折あり、語に力量あり、「有道者之不僇也特帝王之璞未獻耳」の二句こそ畫龍の點睛にして、八十一鱗之が爲に動かんとす、韓退之時に此種の警策あるも尙ほ未だ此句の大斡旋を有するに若かず況や其他をや、且つ「法術之士雖至死亡道必不論矣」と云ふに至つては、其兩足を失ふに止らざるを慨言せる者にして、是れ本論に於て譬喩より更に一層を進めたるに非ずや、已に一歩を進む、故に後半篇は復た和氏の事に涉らずして全く譬喩を脱却し、專ら法術の士の禍に罹る事を論ぜり、然らざれば譬喩は譬喩、本論は本論、個個相離れて何等の用を爲さゞるべし、是れ其文思極めて密なる處、

「主用法云云」の議論は吳起商君の事に一轉して中斷せるも、「大臣苦法而細民惡治」の二句に至り復び之を顧て文脈を接續し、末段は現代に論到するも尙ほ此大臣と細民とを承けて筆を起し、「甚於秦楚之俗」の一句を以て古今の時代を連結し、悼王孝公は秦楚を結び二子は吳起商君を結び、「明法術哉」は法術の士を收め、凡そ前段に登場せる主客君臣一として顧みざるなく、一として束ねざるなく、終に無覇王の三字を出して時君を諷する處、亦帝王之璞に應じて掉尾一振、謂はゆる毫髮遺憾なきもの歟、

姦劫弑臣

【篇旨】此れ本書の第十四篇にして、其主意は人君法術を以て國に臨まざる時は姦臣の爲に弑虐の禍を免れざるべしと謂ふに在り、

【分段】全篇分つて六大段となす、第一大段は篇首より此田成之所以弑簡公者也に至る、姦臣寵に乘じ國政を擅にする時は群臣皆其黨となつて君主の危險なるを言ふ、第二大段は處非道之位より非明主弗能聽也に至る、法術の士が姦臣の爲に讒害せらるゝを言ふ、第三大段は夫有術者

也』第三大段の第四小段なり、吳起商君の害せられたる原因を示し、前の二例を束ぬ、

【講說】楚に於ては吳起を用ゐざりしが爲め外國よりは土地を削り取られ、國內は亂れて治まらざりき、秦に於ては商君の法を用ゐたるが爲め富國强兵を致したりき、吳起と云ひ商君と云ひ其議論は結果の擧りたると擧らざるとの差別こそあれ、共に善く適中せし者なり、然るに楚は吳起を枝解の刑に處し、秦は商鞅を車裂の刑に處したるは如何なる原因に由つて然るか、是れ大臣が法度に束縛せらるゝを窮屈とし、小民は社會に秩序あるを好まざりしが故なり、

當今之世、大臣貪重、細民安亂、甚於秦楚之俗、而人主無悼王孝公之聽、則法術之士、安能蒙二子之危哉、而明己之法術哉、此世之所以亂無霸王也、』第四大段なり、

【講說】今日の世に於て大臣が私權を貪り細民が不秩序に安んずること秦楚の國情よりも甚し、然るに人君たる者、楚の悼王が吳起の言を聽き秦の孝公が商君の言を用ゐたるが如く法家の議論に從ふ所の人物に非ざるゆゑ、法術の士何とて此二人の如き危險を冒すべき、何とて己の法術を進言すべき、世の中の治まらず、霸王のあらざるは之が爲なり、

槩論

此篇和氏を以て法術の士に譬へ璧を以て法術に譬へ、和氏の足を刖られたるを以て法術の士の禍に遭ふに譬へ、厲武を以て暗君に譬へ、文王を以て明君に譬へ、楚悼秦孝を以て明君となし、人主苟も此の如くならざれは法術の士敢て進まざるべき事を痛論したる者なり、

文評

凡そ譬喩を用ゆる文體に於て、若し本論の各項をして一一譬喩の各件と對照せしむるときは平板に陷つて活氣を失ふの憂あり、必ず正喩混淆の一段あり始めて波瀾動盪の觀あるべし、此篇「夫珠玉人主之所急」の七十九字は則ち彼と此とを取り錯綜の致を盡したる者にして、姿態橫生、人をして翫味せしむる處實に此に在り、而して若し普通の人をして筆を下さ

に迫り下は人民を虐け、國家の貧弱を來すの道なる故、封君の子孫は三代までにて、其爵祿を取り上げ、一般の官吏の俸給を減少し、目下不要の冗官を淘汰し、此等の經費を以て精鍊の兵を養ふ方然るべしと、悼王は此說を用ゐ實施に及びしが一周年にして薨ぜられぬ、悼王の薨ずるや吳起は手足を斷り取られて殺されたり、

【字解】〔封君〕 或る土地に封ぜられて領主となれる者、戰國の時此種の領主は春申君又は馬服君と云ふが如く、各君號を稱せり、或は云ふ單に貴人を指すと、〔絕滅〕 識誤に纔滅の誤とす、從ふべし、〔枝官〕 聚義は技官の誤とす、〔奉〕 養に同じ、

商君教秦孝公、以連什伍、設告坐之過、燔詩書而明法令、塞私門之請、而遂公家之勞、禁遊官之民、而顯耕戰之士、孝公行之、主以尊安、國以富强、八年而薨、商君車裂於秦、 第三大段の第三小段なり、商君の故事を引く、法術の士の害せらる、一例、

【講說】商君は又秦の孝公に智慧を授け、民家を五軒一組として保と名づけ、十軒一組として連と名つけ、若し其中の一人罪を犯し他より之を告發するときは、保なり連なり共に其罪を連帶す、之を告坐と謂ふ、又詩經書經等の儒書を焚て法令を嚴明にし、私家の請託を杜絕すると共に公事に功勞ある者は其賞を滯らしめず、本業を守らずして獵官運動を爲す者を取締り、農事を勵み戰爭に盡せる者は其榮達を得せしむるやうに說き勸めたる處、孝公は之を實行に及び、其結果君主は尊榮安穩にして國家は富强を致せしが、八箇年を經て孝公薨ずるや、商君は車裂の刑に遇へり、

楚不用吳起而削亂、秦行商君之法而富彊、二子之言也已當矣、然而枝解吳起、而車裂商君者何也、大臣苦法、而細民惡治

耕農、而游士危於戰陳、則法術者乃羣臣士民之所禍也、人主非能倍大臣之議、越民萌之誹、獨周乎道言也、則法術之士雖至死亡、道必不論矣、〔一 第三大段の第一小段なり、法術の士の用ゐられずして害せらるゝを言ふ、〕

【講説】人君若し術を用ゆるときは大臣も國政を專決するを得ず、君側の近侍も敢て其地位を利用して私を爲すことなし、又官吏法を行ふときは無職業の者禁制を受くる結果となるゆゑ、流民の如きも至急耕作に就き、而して游説の士も言行一致を責められ、妄に無責任の戰爭論などを吐く者なかるべし、左れば法術は君國の爲福利なると共に、群臣士民の爲には害物なるが故に、縱令人君が法術を用ゐんとするの志あるも、彼等は動もすれば妨害の擧に出でんとす、是を以て人君が大臣の意見に違ひ人民の誹謗に頓着せず、獨り道言即ち法術の議論を用ゆるに非ざる以上、法術の士は死亡するに至るまでも檢定せらるゝ見込なし、

【字解】〔浮萌〕游民なり、〔獨周〕王先謙の説に從ひ周を用の字の誤として解す、若し本文に據れば合するの意に視るを可とす、楚辭王注に證あり、

昔者吳起敎楚悼王以楚國之俗曰、大臣太重、封君太衆、若此則上偪主而下虐民、此貧國弱兵之道也、不如使封君之子孫三世而收爵祿、絕滅百吏之祿秩、損不朽之枝官、以奉選練之士、悼王行之、期年而薨矣、吳起枝解於楚、〔二 第三大段の第二小段なり、吳起を引く、法術の士の害せらるゝ一例、〕

【講説】昔し吳起は楚の悼王に向ひ楚國の情態に就て智慧を授けて曰く、此邦にては大臣の權重きに過ぎ封君の數多きに過ぎたり、此儘にてあらば上は人君

世間に足を斬られし者は夥しきことにて獨り汝のみには非ず、然るに汝は何故に斯くも之を悲しむやと、和氏答へに云ふ己は足を斬られたるを悲しむに非ず、彼の寶玉にてありながら石と呼ばれ、忠直にてありながら詐僞と謂はるゝを殘念に思ふ餘り悲むなりと、文王は之を聞き左る事もあらんかと、今度は直ちに玉細工を爲す者に命じ此璞に手を入れしめたる處、果して和氏の云ふが如き寶玉となりにけり、是に於て之に名を附して和氏の璧と曰へり、

【字解】〔楚山〕 荊山に作れる本あり、當を得るが如し、〔貞士〕 和氏自ら言へるなり、

夫珠玉人主之所急也、和雖獻璞而未美、未爲王之害也、然猶兩足斬而寶乃論、論寶若此其難也、今人主之於法術也、未必和璧之急也、而禁羣臣士民之私邪、然則有道者之不僇也、特帝王之璞未獻耳、第二大段なり、

【講說】此一段恐らくは脫文あり、然れども姑く本文に從つて講ずべし、

夫れ珠玉は楚王が至急に其眞僞を知らんと欲せし所の者なり、而して和氏の獻じたる璞が美玉に非ざるにせよ、決して楚王の害となるべき理なし、然るに尚ほ兩足を切斷するが如き極端の手段を用ゐ始めて其寶なることを見分けぬ、寶を定むるは此の如く容易ならざる事なり、而して法術は人君の寶なるに、今日人君が法術の價値を知らんと欲するの心は楚王が和璧の眞僞を知らんと欲せし程に急ならず、此の如き時は如何にして群臣士民の私を禁ずるを得ん、抑も人君が法術の貴きことを知らざるは猶ほ楚王が玉石を辨ぜざりしが如く、有道者が法術を抱ける は猶ほ和氏が璧を有せしが如し、而して此有道者が尚ほ誅戮に遇はざる所以は、未だ帝王の璞たる法術を進めざるが爲のみ、嗚呼危いかな、嗚呼誤れるかな、

主用術則大臣不得擅斷、近習不敢賣重、官行法則浮萠趨於

人曰、石也、王以爲誑、而刖其左足、及厲王薨、武王卽位、和又奉其璞而獻之武王、武王使玉人相之、又曰、石也、王又以和爲誑、而刖其右足、第一大段の第一小段なり、和氏の璧が石と認められて之を獻ぜし人の罪を受けたるを叙す、

【講說】楚の國人に和氏と云へる者あり、楚の山中にて玉籠りの石を發見せしかば、之を持參して厲王に獻上せし處、厲王は何分素人目にて見分け兼ぬるに因り玉細工を爲す者に命じて鑑定を行はしめたり、然るに普通の石なりと言上しければ、厲王は和氏をば上を欺く者なりとて其左の足を切斷せり、其後厲王薨じ武王位に卽くに及び、和氏は又もや其石を持參して獻上せし處、武王も厲王と同じく玉細工を爲す者に鑑定を命ぜし處此れも亦普通の石なりと言上しければ、武王も和氏をば上を欺く者として今度は其右の足を切斷せり、

【字解】〔璞玉〕石の中に玉を孕める者、〔誑〕欺く、タブラカス、〔相〕鑑定なり、

武王薨、文王卽位、和乃抱其璞、而哭於楚山之下、三日三夜、泣盡而繼之以血、王聞之、使人問其故曰、天下之刖者多矣、子奚哭之悲也、和曰、吾非悲刖也、悲夫寶而題之以石、貞士而名之以誑、此吾所以悲也、王乃使玉人理其璞、而得寶焉、遂命曰和氏之璧、第一大段の第二小段なり、和氏の璧果して明玉なりしことを叙す、

【講說】武王薨じ文王が楚王の位に卽かれし時、和氏は其璞を懷て楚山の麓に哭すること三晝夜に亙り、終には最早涙も盡き果てゝ血を流すまでに至れり、文王此趣を聞き人を遣はして尋ねしめけるは、凡そ

在り」と、是れ實に彼が游說術の主義なり、秘訣なり、要點なり、此より以下は正面より反面より此句を說明するに過ぎず、即ち「所說」の一段は吾說の相手の意と背馳する場合を列擧し、「夫事」の一段は吾說當ると雖も相手の秘密に觸るゝ場合を列擧し、「故與之」の一段は當不當に係はらず惡意不利益に解せらるゝ場合を列擧す、以上「知所說之心」の五字を演繹せし者、而して「凡說之務」一段は游說の方法なるが故に「以吾說當之」の五字を解釋せし者、鄭君宋人の一段は智の恃むべからざるを云ひ以て首段「非吾知之有以說之之難也」に應ず、彌子瑕の一段は智の當不當人主の如何に由つて亦恃むべからざるを示し、前段の「處知則難」に應ず、末段逆鱗の譬は突然として起り、著想巧妙なると共に語語勁拔、人をして目を聳えしむ、蓋し此一段あり能く此陰鬱なる議論をして文學的ならしむ、

和氏

【篇旨】此れ本書の第十三篇にして、和氏の璧より趣向を起せしかば此れを以て名とせしなり、一篇の主意は法術が人君の寶なることは和氏の璧の如くなるも、人君の容易に之を辨識せざることも亦彼の璧に於けるが如く、法術の士が禍を免れざるも尙ほ彼の和氏の如し、然るときは禍を畏れて璧を獻ずる者なきと同じく、禍を畏れて法術を進むる者なかるべし、從つて世を治め覇を成す能はずと云ふに在り、

【分段】通篇分つて四大段とす第一大段は篇首より曰和氏之璧に至る、和氏の璧の故事を叙す、第二大段は夫珠玉人主之所急也より帝王之璞未獻耳に至る、譬より本題に引入る、第三大段は主用術より細民惡治也に至る、法術を進めたる者皆禍に遇たる事實を叙して和氏の譬を實現す、第四大段は當今之世より結末に至る、現在に就て主意を論結す、

楚人和氏得玉璞楚山中、奉而獻之厲王、厲王使玉人相之、玉

人と爲り知るべきのみ、然れども彼が游說の目的たる君權を張つて國本を固うするに過ぎず未だ必ず不善と謂ふべからず、伊尹百里奚の身を役して進みたる故事を引き、「以て聽用せられて世を振ふべし、此れ能士の耻づる所に非ず」と云ふに據れば、是れ今日謂はゆる目的の爲に手段を擇ばざる者にして、目的の爲に手段を擇ばざるの是非は兎もあれ、其手段としては其經驗を發揮し腦漿を披瀝せし者と謂ふべく、其游說家として摘發せる隱微の情今尙ほ其言ふ所の如くなるを思へば、其觀察力の鋭きに驚かずんばあらず、楊雄の言に曰く、「非、說難を作つて卒に說難に死す何ぞ反するや、曰く說難蓋し其死せし所以なり、君子禮を以て動き義を以て止む、合へば則ち進み否ざれば則ち退く、確乎其合はざるを憂ひざるなり、夫れ人に說て其合はざるを憂へば則ち亦至らざる所なし」と、此は是れ道德論なり、游說家を游說家として論ずるに適用すべからず、且つ「詐を逆へず信せざるを億(オモヒハカ)らず」と云へるが如きは其立場に到らざる以上決して行ふ能はず、人情世故を解するは處世に缺くべからざる所、孔子陽貨の不在を窺つて往て拜せられしが如き腐儒迂夫の能くすべきに非ず、乃ち此篇の如きも獨り游說術のみに非ず人情の如何なるを解するに於ても亦利益なしとせず、抑も韓非が說難を作つて自ら脫する能はざりしは司馬子長の悲む所、揚子雲の誹る所なれども、韓非の死せしは說の難きに在らずして其境遇の不幸に在りしことは存韓の篇に云云せしが如し、項羽言はずや「天の我を亡ぼすなり戰の罪に非ず」と、韓非も亦將に言はんとす天の韓を亡ばすなり、說の罪に非ずと、

文評

孫鑛の評に曰く、奇古精陗章法字法間なしと、張榜の評に曰く、天地間乃ち此等の文字あり、鳳洲其人巧極まり天工錯ると謂ふ虛話に非ずと、余は固り此等の評に雷同せずと雖も、韓非中第一の名篇と稱せらる丈ありて流石に其他篇に傑出する所あるを見る、彼れ說の最困難なる點を擧げんとするや、先づ普通人の困難とする點を擧げて一々其左まで困難ならざることを言ひ、以て己の困難となす所の點が最も困難なる者なりとの意義を强からしめ、曰く「凡そ說の難き說く所の心を知り吾が說を以て之に當つべきに

嬰之者、則必殺人、人主亦有逆鱗、說者能無嬰人主之逆鱗則幾矣、』第八大段なり、

【講說】夫れ龍といふ蟲は飼養次第にて人と狎れなじみ隨分其上に乘つて牛馬の如くなすことを得べき者なり、然しながら唯だ一つ恐るべき事は、龍の咽下に直徑一尺に及べる逆向の鱗あり、萬一人あつて此鱗に觸るゝときは龍は其人を殺す、是は龍のみの事と思ふ勿れ、人君にも亦龍の逆鱗と同じき急所あり、游說を爲す者善く注意して人主の逆鱗に觸れ其怒を挑發せざるやうに出來得れば先づは七八分の成功なり、

【字解】〔蟲〕 支那古代の生物分類法に據れば龍は蟲に屬せり、〔柔〕 史記には此字なく可擾狎而騎也に作る、擾の音は柔にして二字互に通用するが故に、今本書に柔可狎而騎也とあるは柔可の二字倒置せし者ならんか、史記に從へば飼ひ狃す意となるも、今本書の儘に講說せり、但し文義は史記を以て勝れりとす、〔嬰〕 觸なり、〔幾〕 甚だ說き惡き字面なり、前に何事か明文あるときは、略ぼ其れに類似し若しくは到達するの意に用ゆれども、往々漠として指す所なきことあり、斯かる場合は俗語の「其れでよい」又は「先づは頂上」と云ふが如し、

槩論

韓非は法家として戰國の學術界に一幟を樹て、形名參同の術、强幹弱枝の說、是れ實に其特色を成す所の者なり、然れども彼の法律思想に至つては淺薄にして稱すべき者少く、其議論の如きも單純にして觀るに足る者なし、然るに游說の一術は之に異り、其實行の巧拙は姑く置き、理論として殆ど獨得の妙あり、孟莊の未だ解せざる所、秦儀の未だ言はざる所、說難の篇を觀て以て之を知るべし、故に宋の朱子は之を評して曰く、術韓非の說難に至つて精密極まる矣、蘇張尙ほ疎なりと、蓋し時勢の酷薄は彼の人格をして孤峭ならしめ、時勢の陰險なるは彼の眼識をして犀利ならしめ、從つて人情を察するに明にして殊に其表裡を看破するに妙を得、深刻透徹直ちに敵手の肺腑を抉らざれば已まず、孔子は「十室の邑必ず忠信丘の如き者あらん」と曰へり、是れ己の忠信なるを以て人も亦忠信となすなり、然らざれば天下何ぞ孔子の多きや、韓非に至つては天下の人君を以て盡く猜忌、盡く險危、盡く毒惡なる者として此論を立つ、則ち其

も打忘れ、吾が車に乘る程に取急ぎしよと、又或る時彌子、君に隨つて菓園に遊び、桃を食ひし處味善かりしかば食ひ餘りの半を君に奉れり、君の曰はるゝやう扨も我を愛する事よ、己れの口をも忘れて此方に食せしめたりと、

及彌子色衰愛弛、得罪於君、君曰、是固嘗矯駕吾車、又嘗啗我以餘桃、（第七大段の第二小段なり、愛憎の例中憎の一邊を擧ぐ、）

【講説】其後彌子瑕の男色衰へ寵愛も減ずるに及んで君の御咎を蒙れり、此時君の云はれけるは此者以前余の命を僞つて余の車に乘りたることあり、又余に己の喰ひ殘しの桃を食はせたる不埒の奴なりと、

故彌子之行、未變於初也、而以前之所以見賢、而後獲罪者愛憎之變也、（第七大段の第三小段なり、賢とせられ罪とせらるゝ源因を斷ず、）

【講説】故に彌子瑕の行は最後に於ても最初と異りたる所あらざるに、其初衞君が賢なりと爲せし事柄が後日罪と爲りし所以は他なし、愛憎の變化に在り、

故有愛於主、則智當而加親、有憎於主、則智不當、見罪而加疏、故諫説談論之士、不可不察愛憎之主而後説焉、（第七大段の第一小段なり、游説者が相手たる人君の氣象を察するの必要なるを言ふ、）

【講説】故に人君の寵愛を有すれば其説能く人主の意に叶ひ一層親近せられ、人君の憎惡を受くれば其説人主の意に叶はず、一層疎外せらるゝことゝ知るべし、左れば諫言を爲し若しくは意見を論せんとする人士は、其説を陳ぶるに先きだつて豫め人君愛憎の在る所を見定め置き、其上にて游説を行はねばならぬ、

【字解】〔見罪〕群書治要に從て删るを可とす、〔愛憎之主〕主の愛憎と云へる意に同じ、

夫龍之爲蟲也、柔可狎而騎也、然其喉下有逆鱗徑尺、若人有

則難也』、第六大段の第三小段なり、前の二例より理論に歸納す、

【講說】關思其と隣人の父との二人は其說孰れも當を得て、胡は伐つべくあり、墻は築くべくありしなり、然れども共に不利益を來たし、重きは誅戮に遇ひ輕きは疑惑を蒙れり、左れば智識を以て事を見定むるは困難には非ずして、智識を出す場合を擇ぶこそ容易ならず、

【字解】〔厚者薄者〕 重則輕則と云ふが如し、

故繞朝之言當矣、其爲聖人於晉、而爲戮於秦也、此不可不察也、』此一小段史記には之れなし、文法上より之を視るも此に在ることは疑ふべし、或は錯簡ならんか、

【講說】繞朝の言は適中せり、然るに彼は晉國の人より聖人と曰はれしも、秦に於て誅せられたり、此れ察せねはならぬ事なり、

【字解】〔繞朝〕 秦が晉の爲に欺かれて士會と云ふ者を晉の手に渡せし時、秦の繞朝は君を諫めて士會を遣らざらしめんとせり、然るに用ゐられざりしかば士會の去るに臨み 繞朝は之に策を贈つて曰く、君に秦に人物なしと謂ひ玉ふな、余は君を返すことの秦に害あるを知つて諫めしも聽かれざりしのみと、

昔者彌子瑕有寵於衞君、衞國之法、竊駕君車者罪刖、彌子瑕母病、人聞往夜告彌子、彌子矯駕君車以出、君聞而賢之曰、孝哉爲母之故、忘其刖罪、異日與君遊於果園、食桃而甘、不盡、以其半啗君、君曰、愛我哉、忘其口味、以啗寡人、』第七大段の第一小段なり、愛情の例中愛の一邊を擧ぐ、

【講說】昔し彌子瑕と云ふ者衞君の寵愛を蒙れり、元來此國の法律に據れば私に君の車に乘る者は足を斬るの刑に處することゝ爲り居れり、然るに或る時彌子の母病氣に罹りしに、之を聞て夜中彌子に知らせし者あり、彌子は僞つて君命なりと稱し君の車を引出さしめ之に乘て母を見舞へり、衞君は此事を聞き反て彌子を賢人なりとて 言はれけるやう、何たる孝心ぞや、母の病氣を氣遣ひ刖罪に處せらるべき事を

臣、吾欲用兵、誰可伐者、大夫關思其對曰、胡可伐、公怒而戮之曰、胡兄弟之國也、子言伐之何也、胡君聞之、以鄭爲親己、遂不備鄭、鄭人襲胡取之、』 第六大段の第一小段なり、其智を用ゐて其人を殺すの例、

【講說】昔し鄭の武公と云ふ君胡の國を伐たんと欲せしが、先づ敵に油斷を爲さしむる爲め己の女子を胡君に嫁入らせて先方の機嫌を取り、尙ほ之に心を弛ませんとて或る時群臣に問ふて云ふ、吾れ一戰爭を試みんと思へるが何れの國を伐たば宜しからんと、大夫の關思其答ふるやう胡を伐つこそ然るべしと、武公怒つて關思其に向ひ、胡は吾邦と兄弟の好ある國なり、然るに其方之を伐つべしと云ふは奇怪千萬なりとて遂に之を誅戮せり、胡君此事を傳へ聞き鄭は自國に好意ありと思ひ鄭に對しては一向用心せざりしかば、鄭の武公は其計圖に中り不意に胡を攻めて之を取れり、

【字解】〔兄弟〕婦の黨を婚兄弟と曰ひ、婿の黨を姻兄弟と曰ふ、

宋有富人、天雨、牆壞、其子曰、不築必將有盜、其隣人之父亦云、暮而果大亡其財、其家甚智其子、而疑隣人之父、』 第六大段の第二小段なり、其智を用ゐずして其人を疑ふの例、

【講說】宋に一人の財產家ありけるが、或る時降雨の爲め外圍の土屛崩れて破損せり、其子の云ふやう若し築き直さゞれば盜難あるやも知れずと、隣家の親父も無用心なりとて共に注意に與へぬ、然る處案に違はず其夜賊忍び入り少からざる貨財を奪ひ去りしに、彼の財產家の人々は息子をば賢しとて譽め湛えたるも、隣家の親父は屛の壞れたるに氣を附けたる點頗る怪しとて之をば疑へり、

此二人說者皆當矣、厚者爲戮、薄者見疑、則非知之難也、處知

べし、若し此の游說法を得る時は、相手たる人君貴人己を親み近づけ、疑心を挾まざるが故に、我が說を完全に陳ぶることを得るなり、
【字解】〔槪〕沮格の格に同じ、押止るなり、〔讁〕敵に同じ、抵抗する意、

伊尹爲レ宰、百里奚爲レ虜、皆所三以干二其上一也、此二人者、皆聖人也、然猶不レ能レ無二役レ身以進一、如レ此其汚也、今以二吾言一爲二宰虜一而可三以聽用而振二世、此非二能仕之所一レ恥也、夫曠日離久、而周澤旣渥、深計而不レ疑、引爭而不レ罪、則明割二利害一以致二其功一、直指二是非一以飾二其身一、以レ此相持、此說之成也、第五大段

の第三小段なり、游說は目的の爲に手段を問はざるを言ふ、

【講說】昔し殷の湯王の賢宰相なる伊尹は初め料理人となり、又秦の穆公の賢宰相なる百里奚は俘虜となりたるが、是れ皆君主に任用を求むる手段として此に出でたるなり、伊尹と云ひ百里奚と云ひ何れも聖人なるに其れすら此の如く其身を汚して進まざるを得ざりき、左れば今吾が說を手段の爲めに忍んで卑屈となし、是に因て人君に採用せられ、此世を救ふことを得ば智能の士に於て決して恥とすべきに非ず、夫れ久しく日を經る間に君主との折合も親密となり、如何程立入たる計を運すも疑はるゝことなく、如何に正面より諫爭を爲すも罪を受くることなく、利害を明白に裁斷して功を立て、是非を有の儘に指示して譽を得、此の如くにして君は疑はず罪せず臣は功を致し身を飾るの域に至らば、其れこそ游說の成功せし者なり、
【字解】〔伊尹百里奚〕前に出づ、〔仕〕士に同じ、〔曠日離久〕曠は日が過つなり離久は久を經るなり、離一に彌に作る、〔引爭〕引は正す、

昔者鄭武公欲レ伐レ胡、故先以二其女一妻二胡君一、以娛二其意一、因問二於羣

はざるをえらしと爲すべし、然るときは彼れ自暴自棄の慰安を得て游說者に隔心なからん、是れ其三、若し相手が常に己の智能を誇らんとする心ある人ならんに、若し一問題に就き直接我が意見を陳べて相手に智慧を授くるやうになさば相手の鼻を折く事となる故、彼の爲に之と類似せる他の事項を擧げ、採擇すべき原料を豐富ならしむべし、彼は是に由て間接に我說を用ゆる次第なれども、我は飽くまでも知らざる風を粧ふ、是れ彼の智を助くる所以なるが、彼は己の浮誇心を害せずして智能を得る譯なれば、游說者を忌むこと無かるべし、是れ其四、游說者若し人を救濟するの議論を採用せしめんと欲せば、無論美名を以て其爲すべき事を明にし、而して其事が相手の私利に合するをほのめかすべし、危害の事を陳せんと欲せば、公然之を攻擊して其事が相手の個人として患ふる點に合するをほのめかすべし、他人にて我が相手と同一の行ある者は之を譽め、別事にて現在我が相手の畫策せると同一なる者は之を驚嘆し、若し其人と汚行同じき者あらば非常に之を取繕ひ、無疵のやうになすべく、若し其人と失錯を同うする者あらば、又十分に其過失を打消すべし、

【字解】〔私急〕身勝手の事にして著手を急ぐもの、〔欲內〕內は納と訓す、〔存〕イタハル、〔規〕驚視の貌、

彼自多其力、則毋以其難概之、也、自勇其斷、則毋以其謫怒之、自智其計、則毋以其敗窮之、大怒無拂忤、辭言無所擊摩、然後極騁智辯焉、此道所得、親近不疑、而得盡之辭、（第五大段の第二小段なり、消極的に游說の術を示す、）

【講說】我が相手たる者が自ら其力をえらしとせば力の及ばざる點などを擧げて其腰を折つてはならず、彼れ自ら勇斷なりと思はば、之に逆つて怒らしてはならず、彼れ自ら己れの計を智慮ありとせば、前に失敗せし事などを擧げて困らしてはならず、相手が非常に立腹せし時は少しも逆はぬやうになし、相手が如何なる言を爲すも之を攻擊せざるやうになし、先づ先方の機嫌を取り置きたる後十分吾が智辯を振ふ

而不能已、說者因爲之飾其美、而少其不爲也、其心有高也、而實不能及、說者爲之擧其過而見其惡、而多其不行也、有欲矜以智能、則爲之擧異事之同類者、多爲之地、使之資說於我而佯不知也、以資其智、欲內相存之言、則必以美名明之而微見其合於私利也、欲陳危害之事、則顯其毀誹而微見其合於私患也、譽異人與同行者、規異事與同計者、有與同汚者、則必以大飾其無傷也、有與同敗者、則必以明飾其無失也、『第五大段の第一小段なり、積極的に游說の術を示す、』

【講說】凡そ游說に於て肝要とする所は、第一相手たる人の得意なる點を知り、彼の爲に其事を飾り其虛榮心を滿足せしむると共に、相手たる人の心に耻づる所の事を知り彼の爲に回護の口實を作り、耻づべき點を消し不愉快の念を散せしむるに在り、此れに就て心得ざるべからざる件件は、彼れ一己の便益上至急に行はんと欲する所あらば、是非とも公義を示して實行を迫るべし、然るときは彼れ公義の體面を得ること故躊躇するの要なくして心窃に喜ぶは必然、是れ其一、彼れ過去の所行に就き聊か悔悟の念を生じ、而して人情の弱點より之を改むる能はざる者あるときは、游說者は相手の美德を稱贊して其改めざる事を缺典なりとすべし、然るときは彼れ新に勇氣を生じ、煩悶を免れ、游說者を力恃となすに相違なし、是れ其二、相手の志高尙にして堯舜の如き標準を有するも、其實力到底及ばざる者ならば、游說者は相手の標準たる人物の過惡を擧げ示し、反て其行に倣

與之論細人、則以爲賣重、論其所愛、則以爲藉資、論其所憎、則以爲嘗己也、『第四大段の第一小段なり、論題に因て惡意に解せらるゝを言ふ、

【講説】人君の游説者に於ける前述の如くなるゆゑ、之に向つて有位の人即ち大臣輩の事を評論するときは、人君たる者右は大臣を論ずるに非ずして間接に己を誹る者となす、之に向て微賤の人を評論するときは、人物に懸直を附けて用ゐしめんとする者となす、人君の寵愛する者を論ずるときは、彼を利用して己に取入るとなす、人君の憎惡する者を論ずるときは、己を試みて之を嫌ふ程度を知らんとする者となす、

【字解】〔大人〕儀禮の鄭注に卿大夫とす、〔細人〕小人と云ふに同じ、位を以て言ふ微賤の者なり、〔藉資〕藉はカル、資は裨益となすべき物、

徑省其説、則以爲不智而詘之、米鹽博辯、則以爲多而交之、略事陳意、則曰怯懦不盡、慮事廣肆、則曰草野而倨侮、此説之難不可不知也、『第四大段の第二小段なり、辯論の種類に因て不利益に解せらるゝを言ふ、

【講説】辯論の仕方に至つても、其説の本筋のみを一直線に述べて成るべく餘計の文句を言はざるときは、智識の缺乏せる者として退けらる、繁雜にして引證抔夥きときは多辯なりとして彼の文飾に過ぎたる記錄家と同一視せらる、問題を簡單にして大意を申述るときは、臆病にして十分事情を盡さゞる者とせらる、事件に關する見込を開陳するに放縱なる時は、田舍者の無作法とせらる、以上實に游説の難き所以にして心得ねばならぬ事なり、

【字解】〔詘〕黜に同じ、シリゾク、〔米鹽〕細かに入雜れる物なるが故に繁雜の事に用ゆ、〔交〕史の誤、識誤の説に從ふ、史は記錄の官、其文飾多きは論語に「文勝質則史」とあるに由るも明白なり、

凡説之務、在知飾所説之所矜、而滅其所耻、彼有私急也、必以公義示而彊之、其意有下也、然

第三大段なり、

【講說】元來事柄は秘密を保つに因て成就し、言語は漏洩するに因て失錯を來すが故に、人君は孰れも之を警戒せざる者なし、然るに游說者が人君の機密を知り、自身は之を泄すが如き事なしとするも、人君と談話中偶然人君の匿せる事柄に觸るゝことあり、然るときは人君其人を以て密事を知る者とし、他人にも或は之を洩すべしとの疑を抱くべきが故に其儘には見逃すまじ、左れば其身危險なり、人君が公然或る事を行ふも是は俗に謂はゆる敵本主義にして、他の目的を達せんが爲め形式を借る者なり、此場合に游說者が唯其爲したる行動の始末を知るのみならず、如何にして名義を借りたるかをも知るならば、人君は眞相を窺はれたりとて其人を忌むが故に一身甚だ危し、人君心に何事かを企つる所あり、然るに游說者が人君の爲め他の事柄に就て畫策を施すに際し、宛も人君の窃に抱ける考に適中する事なしとせず、然る處、外に智者あり、推測を下して其密謀を知り之を世間に洩すとせんか、人君は此智者の仕業とは思はず、游說者が之を洩せしに相違なしと爲すべきが故に此樣なる者は其身危し、人君との情義未だ深からず其恩澤未だ厚からざるに、智慧囊を搾つて說くときは、自然信用薄弱なるが故に其說が有效にして功ありとても、人君は其御蔭なることを忘るゝなり、若し又其說が無效にして人君失敗するとせんか、人君は反て游說者が其失敗の原因たる事實と關係あればこそ豫言せし者なりと疑ふべし、此の如きは其身危し、貴人に過失の端緖あるに當り游說者が正面より禮義の言を引き其惡を目に立つやうにするときは其身危し、貴人が他人より一策を得ることあり、是を自分の智慧より出でたるが如くにして己の功と爲さんとするに方り、游說者が其出處を知るときは邪魔とせらるゝが故に其身危し、又到底相手の力に及ばざる事を無理に行はしめんとし、又騎虎の勢中止する能はざる事をば已めしめんとする時は、聽かれざるは勿論、其怒を招くことゆゑ其身危し、

【字解】〔揣〕ハカル、推度なり、〔周澤〕周はメグム、澤はウルホス、恩德と云ふが如し、〔挑〕發揚する、

故與レ之論ニ大人一則以爲レ間レ已矣、

中心功利を得んと欲する者なるに、吾れ高尙名譽の事を以て之に說くときは、人君より沒常識にして世間に疎き者と思はれ收用せられざるに相違なし、吾が說かんとする相手の人君が內內は福利を求めながら表面には名聞を釣るべき行を爲す者なるに、吾れ名聞を以て之に說くときは、人君は兎も角外部に見はしたる己が意志に叶へる廉を以て形式上其人を收用すれども、己の目的には無用なるが故に事實上に於ては其人を疎ずべし、左れば迚吾れ人君の胸中を見拔き福利の事を以て之に說くときは、人君は己が志に適中するが故に內實は其說を採用すれども、飽くまでも道德の美名を飾らんと欲する處より、游說者其人は公然排斥して己が功利などを欲せざる樣子を粧ふべし、此等の事は善く之を察せざればならぬ、

【字解】〔名高〕 名は聖君賢主の稱、高は世人より高尙と視らるゝ事、〔見遇〕 二字共に游說者の受動詞なり、〔下節〕 節は猶ほ程度と云ふが如し、前の高尙の事を語るに足らざる卑き程度の人、〔拚〕 棄る、

夫事以密成、語以泄敗、未必其身泄之也、而語及所匿之事、如此者身危、彼顯有所出事、而乃以成他故、說者不徒知所出而已矣、又知其所以爲、如此者身危、規異事而當、知者揣之外而得之、事泄於外、必以爲己也、如此者身危、周澤未渥也、而語極知、說行而有功、則德忘、說不行而有敗、則見疑、如此者身危、貴人有過端、而說者明言禮義、以挑其惡、如此者身危、貴人或得計、而欲自以爲功、說者與知焉、如此者身危、彊以其所不能爲、止以其所不能已、如此者身危、

あるやと云ふに、游說者が是非利害の知識を以て之を悟すの困難なるには在らず、是とても決して容易とは謂はれまじきも、左までは難からざるなり、又游說者が辯口を以て十分其意志を明かにし先方に理會せしむるの困難なるものに在らず、是れ亦決して容易とは謂はれまじきも、左までは難からざるなり、又知慧の有らん限り、辯の續かん限り、遠慮會釋なく縱橫無盡に其說を究め盡すの困難なるにも在らず、是れ亦決して容易とは謂はれまじきも、左までは難からざるなり、

【字解】〔吾〕 游說者其人の代名詞なり、〔知〕 名詞として用ゐたり、〔說之〕 之は游說の目的たる人物を謂ふ、此篇に在つては即ち人君なり、〔失〕 佚に同じ、

凡說之難、在知所說之心、可以吾說當之、『第一大段の第二小段なり、游說の困難なる唯一の點を掲ぐ、』

【講說】凡そ君に說くの困難なる點は相手たる人君の心情を看破し吾が說を以つてきつぱり其心情にはまる樣に爲すことなり、

【字解】〔所說〕 吾が說く所の相手、

所說出於爲名高者也、而說之以厚利、則見下節而遇卑賤、必棄遠矣、所說出於厚利者也、而說之以名高、則見無心而遠事情、必不收矣、所說陰爲厚利、而顯爲名高者也、而說之以名高、則陽收其身、而實疏之、說之以厚利、則陰用其事、顯棄其身矣、此不可不察也、『第二大段なり、』

【講說】若し吾が說かんとする相手の人君が高尙の態度を示し名譽の慾望を遂げんと欲し、譬へば堯舜の如き古の聖王を眞似んとする者なるに、吾れ富國强兵と云ふ樣なる福利を以て之に說くときは人君より俗物と思はれ下等社會と視做され、棄て遠ざけらるるに相違なし、若し吾が說かんとする相手の人君が

説難

【篇旨】此れ本書の第十二篇にして游説の難きを論じたる者、韓非最も得意の文なりと稱せらる、而して韓非の不朽なる所以亦此に在り、故に後世韓非の人物を論ずる者必ず説難に據り、其文字を評する者亦説難に據る、説難は韓非の心血を注ぎし所、之を韓非の化身と謂ふも不可なきなり、是を以て史記の本傳の如き亦之を傳中に挿み、是に由て以て非の人となりを示せり、

【分段】通篇分つて八大段となす第一大段は篇首より在知所説之心可吾説當之に至る、説の困難なる要點を擧げて本題を説明す、即ち在知所説之心以吾説當之の句は一篇の主意を掲げたる者也、第二大段は所説出於爲名高者也より此不可不察也に至る、説く所の心を知らざれば益なきを言ふ、第三大段は夫事以密成より如此者身危に至る、説く所の心を知ると雖も其忌む所に觸るゝときは危險なるを言ふ、第四大段は故與之論大人より此説之難不可不知也に至る、游説の方法を誤るときは誤解の憂あることを言ふ、第五大段は凡説之務より此説之成也に至る、游説の方法を言ふ、即ち知所説之心以吾説當之の手段なり、第六大段は昔者鄭武公欲伐胡より而爲戮於秦也此不可不察也に至る、知に處するの難きを言ふ、第七大段は昔者彌子瑕より不可不察愛憎之主而説焉に至る、人君に愛憎の變あるが故に游説の困難なるを言ふ、第八大段は夫龍之爲蟲也より結末に至る、譬喩を以て危險に觸れざるべきを言ふ、是れ文の餘波なり、

凡説之難、非吾知之有以説之之難也、又非吾辯之能明吾意之難也、又非吾敢横失而能盡之難也、〔第一大段の第一小段なり、先づ普通游説に難しとする點の決して難しとするに足らざるを言ひ、以て下句を喚起す、〕

【講説】凡そ人君に説くの困難なる事は如何なる點に

法術家と重人の私黨とを對比するが故に、一方は「必死於私劍矣」を以て結束し、一方は「必重於外權矣」を以て結束し、今人主一小段雙方を收むること猶ほ第一段の如く、是れ亦雙關法に外ならず、例證に越を引ける處奇想天外より來り、「是國爲越也」の五字正喩を混淆せしが如き、古勁力あるのみならず、其味津津たる者あり、人主の公患を論ずる處亦智術の士と愚汚の吏を把つて兩兩並び論ずるも、智術は長く、汚愚は短く、且つ初に「不獨萬乘ならず」と言ひ大國を撇脫せしも、段末に「萬乘之患大臣太重」と言ひ、小國の侍臣が人主の患をなす事は大國の大臣に異らざるを示す、筆端の變化愛すべし、最後の一段、人臣の大罪と人君の大失を主意として立論せる者なるが、人臣の大罪を論ずる點は三百餘字を費せるに反し、人君の大失を論ずる點は「臣有大罪而主不禁」の一句に過ぎず、而も前の大罪の說明を承け僅に「主弗禁」の三字を以て人君の大失に轉じ、大罪大失、對偶の如にして對偶ならず、故に文氣活動して弛懈の弊なし、此の如き奇變は後世の文家にあらざる所なり、

此篇小段毎に小結束を施し、大段毎に大結束を爲す、

一　是智法之士、與當塗之人、不可兩存之仇也、

二　故人主愈弊、而大臣愈重、

三　故貧必不勝、而勢不兩存、法術之士、焉得不危、

四　故主上愈卑、私門益尊、

五　欲國之安存、不可得也、

六　此人主之所公患也、

七　索國之不亡者、不可得也、

右の中第二第四第五第七は全篇の支柱たる者にして、文の骨力あるは此の如き嚴格なる斷語あるに由る、

支那人の文章を評するや、古人に於けると今人に於けるとに論なく、誇大溢美の言とし、批評を視ること一種の美文の如く、必ず其切當を期せざるが故に、盡く首肯すべきに非ずと雖も、今本篇に對する一二の評語を錄して參考に資せんと欲す、

陳深曰く、法度繩の文、架柱あり、眼目あり、起結あり、拾收あり、照應あり、部勒齊整、句適し章妥なり、誰か古文紀律なしと謂ふ、

孫鑛曰く、文氣甚だ奇峭、其辭鋒却て肆筆を以て之を得たり、議論は則ち刻深痛快、

必ず當時の事實を叙べたるなるべし、韓非の時は戰國の季世に際し、上下の分益す紊れ列國の政柄盡く大夫若しくは執政の手に歸し、內は則ち主權確實ならず外は則ち敵國の虎視耽耽たるあり、謂はゆる「索國之不亡者不可得」もの此に在り、然れ共權臣の權臣たる所以は今猶ほ古の如し、敵國之が爲に訟すと言はずや、群臣之が用を爲すと言はずや、左右之が爲に匿すと言はずや、學士之が爲に談ずと言はずや、彼が閥閱を持する所以の道、千載の後尙ほ之を観るが如し、夫れ後の法治國と稱する者に在つても時に此種の狀なしとせず、況や專制時代の戰國に於て何ぞ復た怪しむに足らん、然るに後の法治論者は反て曲學阿世權門の狗となつて靦然愧づる所を知らず是れ此篇の謂はゆる汚愚の士なり、則ち韓非の如きは豈に君子として之を貴ばざるを得んや、

文評

篇首先づ智術能法の士と重人とを雙提し、次に智術能法の士が重人の害なることを言て兩者を湊合し、「不可兩存之仇也」を以て兩者の關係を斷定す、是れ雙關法を用ゐたるなり、第二大段は初に外內の者が當塗即ち重人の用を爲すと言ひ、以下分つて其用を爲す者を列擧し、而して終に至り「其仇其臣」の二語を以て暗に智術能法の士を帶說せしは頗る遺漏なしと謂ふべし、當塗と法術の士との便不便を比較するの一段、比較の事柄は五件なるが、當塗者の一面に於ける「希不信愛也、又且習故」の二件に對し、法術家の一面には「非有所親愛之親習故之澤也」に作り、「若夫郎主心同乎好惡」に對しては「將以法術之言矯人主阿辟之心」に作り、官爵貴重に對しては「處勢卑賤」に作り「朋黨又衆而一國爲之訟」に對しては「無黨孤特」に作る、一正一反、長短句錯綜して其趣を易へたるが故に、其一一反對の境に在ることを寫し出したりとは覺えざる程なり、而して五勝五不勝より法術家の進み難き事に論到して「法術之士奚道得進」と言ひ、「人主奚時得悟」の一句を挿み、以て君主と法術家との文脈を把捉し、當塗者の兩立を得ざるに點に戻り、又法術家の危險なるを點出して「焉得不危」に歸宿す、是れ百尺竿頭一歩を進むると共に下段を胚胎せしめたる者と謂ふべし、乃ち下段は緊切に之を承け、「其可以罪過誣云云」を以て呼び起したるも、此段は

爲す所に任せて之を禁制せざるは是れ即ち君主の大失なり、若し上に於て君主に大失あり、下に於て臣下に大罪ありとせば其國の滅亡せざることを求むるとても及ばざるなり、

槩論

今此篇の大旨を審にせんと欲せば、少しく其論理の順序を變じて之を示すに若くはなし、曰く國家の危亡する所以は君主が當局者の大罪を禁ぜざるに在り、大罪とは何ぞ、君を欺くなり、君を欺くの機關は何ぞ、愚汚の士なり、而して其結果は如何、君權輕くして臣權重きこと是なり、當局者をして大罪を犯さしむる所以は安にかある、信用厚きに過ぎ權力重きに過ぐるを以てなり、然らば則ち何を以て之を制すべきや、曰く法治論者を用ゆるに若くはなし、彼れ智あり德あり、當局者の機關なる愚汚の士と正に相反し、能く當局者の心術を看破し姦惡を矯正し、其專橫を防ぐに足る、然るに彼等の用ゐられざるは、迂愚の士に因て試驗せらるゝを耻ぢて自ら進まざる一なり、不正の手段に由て運動を爲さざるが爲め愚迂の士に妨害せらるゝ其二なり、君主に接近するの便なき其三なり、君主の意に叶はざる其四なり、又之と當局者とを比較するに、君主と親疎を異にするの外、一方には五勝の優勢あり、一方には五不勝の弱點あり、從つて當局の爲に危害に陷れらる、當局者は其敵たる法治論者を排斥して其身方たる汚愚の士を任用するの結果其權力益す重大となつて君臣其所を易ゆるに至る、

抑も尾大不掉は支那歷代の通弊にして、封建と郡縣とに由り其形式に異同あるも、主權の薄弱なるに至つては則ち一なり、但し後世の弊は多く制度の不完全なるに本づくと雖も、春秋戰國の間に於ては大抵其君主の暗愚柔懦の致す所に非ざるなく、若し君主にして英邁の資あらんには、其弊を矯めて實權を恢復する後世の如く難からざりしなり、然るに其人君たる者往往虎を養つて自ら知らざりし所以は其畏るべきを慮らざるが爲のみ、是れ韓非が大聲疾呼して之を警醒せんと欲したる所以なり、孟子曰く「萬乘の國其君を弑する者は必ず千乘の家、千乘の國其君を弑する者は必ず百乘の家」と、是れ豈に單に上下交も利を征するの害を推論せしものならんや、顧ふに

矣、賢士者修廉而羞與姦臣欺其主、必不從重人矣、是當塗者之徒屬、非愚而不知患者、必汚而不避姦者也、大臣挾愚汚之人、上與之欺主、下與之收利、侵漁朋黨、比周相與、一口惑主、敗法以亂士民、使國家危削、主上勞辱、此大罪也、』（第七大段の第三小段なり、人臣の大罪を說明す、）

【講說】人臣の君に於ける前述の如くなるゆゑ、現時跋扈する當局の有力者は目前こそ任用せらるゝものの、其君主が一旦從來の過を悟り其勢を一變するに至らば、必ず其罪を正すべきを以て君寵を持續する者は十人の中三人とは有らざるなり、此の原因は如何にと云ふに、人臣の罪大なればなり、人臣の大罪ある者は即ち君を欺くの行を爲す者にして、其罪の程度を言へば死刑に當る、彼の法治論者なる智者は此の如き事を先見し、罪惡に與して死刑に觸るゝ事を畏るゝが故に、到底當局者に從はず、又賢士は德義を修め廉潔を保ち、姦臣等の仲間となつて其君を欺くことを耻とするを以て、是れ亦當局者に從はざるは勿論なり、左れば當局者の部下は、愚昧にして後難を知らざる者か、左もなければ必定心の汚れて惡事を厭はざる者に過ぎず、當局者は此等愚汚の人を機關とし、上は之と共同して君主を欺き、下は之と共同して利益を取入れ、朋黨を立てゝ人民の財物を侵奪し、何事に因らず必ず組合ひて步調を同うし、語を揃へて君主を惑はし、法を破つて士民を亂し、之が爲め國家は土地を削られ、君主は勞苦卑辱の有樣に陷る、此れ人臣の大罪なり、

臣有大罪、而主不禁、此大失也、使其主有大失於上、臣有大罪於下、索國之不亡者、不可得也、』（第七大段の第四小段なり、君の大失を說明す、）

【講說】斯く臣下に大罪あるに拘らず、君主たる者其

臣主之利、與相異者也、何以明之哉、曰、主利在有能而任官、臣利在無能而得事、主利在有勞而爵祿、臣利在無功而富貴、主利在豪傑使能、臣利在朋黨用私、是以國地削而私家富、主上卑而大臣重、故主失勢而臣得國、主更稱蕃臣、而相室剖符、此人臣之所以譎主便私也』第七大段の第二小段なり、君臣利害を異にするを言ふ、

【講說】臣下の利益と君の利益とは雙方互に同じからずして反對する者なり、如何にして其事を理會するやと云ふに、他なし、君主より言へば才能ある臣下を任用するを利とするも、臣下より言へば無能力にして職務に就くを利とす、君主より言へば功勞ある臣下に爵祿を與ふるを利とするも、臣下より言へば功勞あらずして富貴なるを利とす、君主より言へば傑出の人々が己の爲に其才能を働かすことを利とするも、臣下より言へば朋黨を結んで私を逞うするを利とす、其結果君主の土地は次第に削減縮小して私家反て富を致し、君主卑くして大臣反て重んぜらる、故に君主勢力を失なつて臣下其國を横領し、君臣の地位顚倒し君主は藩臣と稱して、執政の大臣隨意に辭令書を下し人に官職を授く、右は人臣が其君を欺いて自家の便を謀る所の者なり、

【字解】〔蕃臣〕藩臣なり、〔譎〕イツハリと訓す、〔相室剖符〕相室は國の宰相、符はワリフ之を二つに分け一は官を授くる者之を持し、一は授けらるゝ者之を持し、以て信憑となす、

故當世之重臣、主變勢而得固寵者、十無二三、是其故何也、人臣之罪大也、臣有大罪者、其行欺主也、其罪當死亡也、智士者遠見而畏於死亡、必不從重人、

【字解】〔治辯〕治は才能と云ふが如し、〔枉法爲治〕此治は政治の治なり、〔其修士云云〕此一句の文字命曲圓の說を取れり、

人主之左右、行非伯夷也、求索不得、貨賂不至、則精辯之功息、而毀誣之言起矣、治亂之功、制於近習、精潔之行、決於毀譽、則修智之吏廢、而人主之明塞矣、不以功伐決智行、不以參伍審罪過、而聽左右近習之言、則無能之士在廷、而愚汚之吏處官矣、『第六大段の第三小段なり、無能愚汚の士の用ゐらるゝを言ふ』

【講說】人主の左右に居る近侍輩は伯夷の如き清廉の行ある者に非ず、故に若し脩智の士に何事か求る所あるも目的を達せず、心に賄賂を期するも彼之を贈らざれば則ち修智の士清節才辯ありと雖も無効となつて、讒誣中傷の議論起る、斯く才能辯力の功は近習の爲に制せられ、清潔の行も空しく毀譽に決するとすれば、賢智の役人は用ゐられずして、人主の聰明は塞げらる、智行を決するに功の有無を以てせず、罪過を審にするに證據を以てせず、徒に左右近侍の言を聽くときは、無能の士朝廷に在て愚迂の吏官に處ることゝなる、

萬乘之患、大臣太重、千乘之患、左右太信、此人主之所公患也、『第六大段の第四小段なり、大臣近臣の有害を斷ず、』

【講說】萬乘の大國の患は大臣が過重の權力を有するに在り、千乘の小國の患は侍臣が過大の信任を得るに在り、右は何れの人君も共に害を受くる所なり、

且人臣有大罪、人主有大失、『第七大段の第一小段なり、本段の大意を揭ぐ、』

【講說】且つ知らざるべからざる事は人の臣たる者に大なる罪あつて、人の君たる者に大なる過ある儀なり、

左右論其言、是與愚人論智也、人主之左右不必賢也、人主於人有所賢而禮之、因與左右論其行、是與不肖論賢也、智者決策於愚人、賢士程行於不肖、則賢智之士羞、而人主之論悖矣、

第六大段の第一小段なり、君の近侍賢才を左右するを謂ふ、

【講說】凡そ法術の行はれ難きは唯萬乘の大國のみに止らず、千乘の小國に於ても亦同樣なり、即ち君主の左右は智者とは限らざるに、國君が或る人をば智者なりとして其說を聽くや、之に就て近侍輩と議論の可否を相談するに至つては、是れ愚人と智者を論ずるなり、君主の左右は賢者とは限らざるに、國君が或る人をば賢人なりとして之を禮遇するや、之に就て近侍輩と其人の行を品評するは是れ不肖者と賢人を論ずるなり、智者の策が愚人の爲に取捨せられ、賢士の行が不肖者の爲に輕重せらるゝことならば、賢人智者は之を恥辱として進まざるべく、君主の論斷は不正當に歸着すると知るべし、

【字解】〔程行〕程は量る、

人臣之欲得官者、其修士且以清潔固身、其智士且以治辯進業、其修士不能以貨賂事人、恃其精潔治辯、而更不能以枉法爲治、則修智之士、不事左右、不聽請謁矣、

第六大段の第二小段なり、法治論者の獵官運動を爲さゞるを言ふ

【講說】人臣にして官途に就かんとする者の中に於て、自修の士即ち賢人は第一清淨潔白なることを以て其身を固め汚點あらしめず、又智者其人の如きは能力辯才を以て其功業を發展する者にして、共に賄賂などを以て人の機嫌を取ることなく、其潔白を恃み才辯を恃み、之を外にして妄に法を枉げ、政權を得んとせず、從つて君主の近侍に順はず、又周旋の依賴を爲すことを肯せず、

類』彼を知つて此を知らずと云ふが如し、

人主所以謂齊亡者、非地與城亡也、呂氏弗制、而田氏用之也、『第五大段の第二小段なり、齊の喩を引く、』

【講說】人が齊の國を亡びたりと云ふは、土地と城とが亡びたるを云ふに非ず、呂氏たる國君が國を統治せずして、田氏が其統治權を用ゐたればなり、

【字解】〔呂氏〕齊君は太公望呂尙の後にして呂姓たり、〔田氏〕齊の臣田常國を簒ふ、

所以謂晉亡者、亦非地與城亡也、姬氏弗制、而六卿專之也、『第五大段の第三小段なり、晉の喩を引く、』

【講說】晉の國を亡びたりと云ふも、亦土地と城とが亡びたるを云ふに非ず、姬氏たる國君が統治せずして六人の卿が統治權を專にしたればなり、

【字解】〔姬氏〕晉は周の成王の弟唐叔虞の封ぜられたる國なれば、周と同姓なり、故に姬氏と云ふ、

今大臣執柄獨斷、而上不知收、是人主不明也、與死人同病者、不可生也、與亡國同事者、不可存也、今襲蹟於齊晉、欲國安存、不可得也、『第五大段の第四小段なり、國情齊晉に均しきを言ふ、』

【講說】今や大臣が國政の柄を握り專ら政治を決するに、君主たる者之を己の手に取戻すことを知らず、是れ君主不明なるの致す所なり、但し死人と同樣の病に罹る者は迚も助かる見込なく、亡國と同一の事體に出づる者は存立することを得ず、然るに今や亡國たる齊の晉の二の舞を爲すことなれば、國家の安穩と保存とを望むも得べからず、

【字解】〔襲蹟〕跡をつぐ、行を同うすること、

凡法術之難行也、不獨萬乘、千乘亦然、人主之左右、不必智也、人主於人有所智而聽之、因與

られて貴顯とならざれば則ち必ず外國の勢力を以て重きをなす、

【字解】〔比周〕 比は親合、周は近密、〔功伐〕 功を積むを伐と云ふ、〔美名〕 功伐の名譽、〔私門〕 公廷に對して云ふ、

今人主不合參驗而行誅、不待見功而爵祿、故法術之士、安能蒙死亡而進其說、姦邪之臣、安肯乘利而退其身、故主上愈卑、私門益尊、（第四大段の第三小段なり、法治論者と當局者の徒黨と進退を異にするを言ふ、）

【講說】今君主の法治論者に對するや、證據をも取調ずして當局者の言ふが儘に死刑を行ひ、當局者の徒黨に對するや、未だ功勞の實現せざるに當局者の勸に從つて爵を授け祿を與ふ、其れ故に法治論者は何として死罪の危險を冒し意見を提出すべけんや、姦邪の臣下等又何として其利益を放擲して其身を退くことあらんや、法士進まず姦臣退かざるの結果、君主は一層卑くなり當局者は一層尊くなるなり、

夫越雖國富兵彊、中國之主、皆知無益於己也、曰、非吾所得制也、今有國者、雖地廣人衆、而人主壅蔽、大臣專權、是國爲越也、知不類越、而不知不類其國、不察其類者也、（第五大段の第一小段なり、越の喩を引く、）

【講說】夫れ越は國富み兵彊しと雖も、中國の諸君主は何れも自己に益なきことを承知して云ふ外國は吾が自由にならざる事ゆゑ、如何に財力あるも如何に兵力あるも吾が用を爲さずと、然るに今茲に一國あつて、土地は廣く人民は衆しと雖も、國君の聰明を妨げられ大臣政權を專にする者ならんか、是れ君主より言ふときは自國も外國の越となる譯なり、抑も自國が越に非ざることを知りながら、自國が自國に非ざるを知らざるに至つては、推理力を有せざる者と謂ふべし、

【字解】〔越〕 今の廣東地方にして當時蠻夷と爲せし處、〔不察其

事なれば、如何にしても進むを得べき、已に法治論者の如き忠諫を爲す者なき以上、君主は何れの日に於てか悟るを得べき、夫れ法治論者は資格に於て當局者に勝たず、而して事の勢並び立つことを許さゞるに、此の如く進むの道なくして人君亦悟らずとすれば、當局者が優勢を以て君主を左右し、法治論者を害するは自由なり、左れば法治論者は何として危からざるべき、

其可下以二罪過一誣上者、公法而誅レ之、其不レ可三被以二罪過一者、以二私劍一而窮レ之、是明二法術一而逆二主上一者、不レ僇二於吏誅一、必死二於私劍一矣、『第四大段の第一小段なり、法治論者の危害を被るを言ふ、』

【講說】若し法治論者中枉げて罪過を負はしむること出來得べき者は、當局者即ち國法を以て之を誅戮し、到底寃罪に落し入るゝ能はざる者は、刺客などを放ち私に其命を取るなり、是に由れば、法術に明にして君主に逆ふ者は、法吏の手にて誅せられざるとするも、又必ず刺客の手に殺され、何れにしても免れ難し、

【字解】〔窮之〕生命を窮むるなり絶つなり、〔僇〕戮に同じ、

朋黨比周、以弊レ主、言曲以便レ私者、必信二於重人一也、故其可下以二功伐一借上者、以二官爵一貴レ之、其不レ可三借以二美名一者、以二外權一重レ之、是以弊二主上一而趨二於私門一者、不レ顯二於官爵一、必重二於外權一矣、『第四大段の第二小段なり、當局者の朋黨が名利を受くるを言ふ、』

【講說】當局者の徒黨となり結托を行つて君主の聰明を蔽ひ、姦曲の言を吐て當局者の私便を謀る者は、必ず當局者より信ぜられ、當局者は其中恩惠的に功勞を認め遣すことを得る者には、官爵を與へて其身分を貴からしめ、斯かる名譽を許すべき口實なき者には、外國の勢力を以て其地位を重からしむ、是に由れば君主を昏して當局者の方に歸する者は官爵を授け

【字解】〔則〕乃の意に用ゐ、今謂ふ「之に反して」なり、〔干〕はオカスと訓ずれども、求むること、〔澤〕ウルホヒ、恩澤の澤、〔勢〕地勢などの勢、

夫以疏遠與近愛信爭、其數不勝也、以新旅與舊故爭、其數不勝也、以反主意與同好爭、其數不勝也、以輕賤與貴重爭、其數不勝也、以一口與一國爭、其數不勝也、』（第三大段の第三小段なり、當局者との便不便を一概に對擧して法治論者の勝ち難きを言ふ、）

【講説】夫れ法治論者は君主に疏遠の身を以て信愛せらるゝ當局者と爭ふことなれば、理數の上に於て勝つべきに非ず、新參を以て君主に舊き關係ある者と爭ふ、理數の上に於て勝つべきに非ず、君主の意志に反對する意見を以て君主の好惡に同じき者と爭ふ、理數の上に於て勝つべきに非ず、輕く賤しき身柄を以て貴官重職の人と爭ふ、理數の上に於て勝つべきに非ず、僅か一人の口舌を以て當局者の身方なる全國の人と爭ふ理數の上に於て勝つべきに非ず、

法術之士操五不勝之勢、以年數而又不得見、當塗之人、乘五勝之資、而旦暮獨說於前、』（第三大段の第四小段なり、法治論者と當局者との君主に面謁する機會の多少を比較す、）

【講説】法治論者は前に言へるが如く勝つべからざる五の傾向を取持ち、其上何年を經るも君主を見るを得ず、當局者は勝つべき五の資格あるを利用して、朝夕君主の前に我れ獨り說を陳ぶるを得、

【字解】〔以歲數〕今年も明年もと云ふ風に數ふるなり、〔旦暮〕朝暮なり、

故法術之士奚道得進、而人主奚時得悟乎、故資必不勝、而勢不兩存、法術之士焉得不危、』（第三大段の第五小段なり、法治論者が當局者の爲に害せらるべきを言ふ、）

【講説】斯く法治論者は君に見ゆる機會さへ有らざる

壅蔽するを言ひ、暗に法治論者の進み難き原因を寫す、

【講說】己の仇を推擧するは忠臣と雖も難しとする所なるに、重人は其君に忠なる者に非ざれば、其敵とする法治論者を進むるが如きは固り望むべからず、而して人君は彼の四助に邪魔せらるゝが故、縱令忠良の臣即ち法治論者ありとも之を見拔く能はず、左れば其結果人君は愈よ昏まされ、大臣即ち當局者は愈よ有力となる、

【字解】〔其臣〕法術の士なり、

凡當塗者之於人主也、希不信愛也、又且習故、若夫卽主心同乎好惡、固其所自進也、官爵貴重、朋黨又衆、而一國爲之訟、『第三大段』

の第一小段なり、當局者の便利を言ふ、

【講說】凡そ當局者の人主に於ける關係如何にと云ふに、多くは信任厚く寵愛深き者にして其上以前に近習などとなつて君との昵も年久しく、而して又君の好む所は之を好み、君の惡む所は之を惡み、少も違はざる等、是れ當局者が飛躍をなす所以なり、其朋黨は多數なり、一國皆當局者の爲に稱贊す、

【字解】〔習故〕古き關係に狃るゝを謂ふ、〔卽〕解詁本は郞に作れども、郞主にては義を成さず、卽は就に同じ、〔好惡〕すききらひ〔訟〕訴訟の訟に非ず、稱贊すること、

則法術之士欲干上者、非有所信愛之親、習故之澤也、又將以法術之言矯人主阿辟之心、是與人主相反也、處勢卑賤、無黨孤特、『第三大段の第二小段なり、法治論者の不便を言ふ、

【講說】然るに法治論者の方は君主に用ゐられんとしても、信用寵幸を受くるほどの親みなく、又舊來の間柄より生ずべき恩情もなきが上に、法術の議論を以て君主の曲り僻める心を正さんとする者ゆゑ、當局者とは違ひ君主の意に反する者なり、而して地位を言へば卑賤なり、立場を言へば何等の身方なく孤立の有樣なり、

當塗之人擅事要、則外內爲之用矣、』第二大段の第一小段なり、當局者の助となるべき者の全體を擧ぐ、

【講說】當局者が政治の中心となつて專權を行ふときは、外人も内人も共に其人の機關となる、

【字解】〔外內〕注に外は百官を謂ひ内は君の左右を謂ふとあれども、下文を觀るときは外は外國を指すにて、注の誤れるを知るべし、

是以諸侯不因、則事不應、故敵國爲之訟、百官不因、則業不進、故羣臣爲之用、郎中不因、則不得近主、故左右爲之匿、學士不因、則養祿薄禮卑、故學士爲之談、』第二大段の第二小段なり、當局者の助となるべき者の種類を列擧す、

【講說】右の次第なるを以て四隣の諸侯も當局者に依賴せざれば交渉も運ばず要求も聽かれざるが故に、相手の國も當局者を稱賛して好意を示し、一般の官吏も當局者の意に叶はざれば升進することを得ざるが故に、群臣皆當局者の機關となり、郎中の官に在る者も當局者の手引なければ君主に接近するを得ざるが故に、侍臣も當局者の過罪を隱蔽し、學士も當局者の周旋を待たざれば俸給少く待遇卑きが故に、是れ亦當局者の爲に其功德などを稱揚す、

【字解】〔諸侯敵國〕是れ辭を變じたるまでにて異義あるに非ず、下の百官と群臣、郎中と左右亦同樣なり、但し敵國とは交戰國を指すに非ず、猶ほ他國又は外國と云ふが如し、〔業不進〕表面は仕事の捗らざれども、裏面には位地の進まざるを含む、〔訟〕頌に通ず、〔養祿〕王先謙は此中の一字孰れか餘計なりと云ふ、此說當れるに近し、

此四助者邪臣之所以自飾也、』

第二大段の第三小段なり、四助が當局者の利益なることを言ひ、上を收め下を起す、

【講說】曰く敵國、曰く百官、曰く郎中、曰く學士、此の四種類の助は邪臣即ち當局者が己の忠賢を輝かしむる所の者なり、

重人不能忠主而進其仇、人主不能越四助而燭察其臣、故人主愈弊而大臣愈重、』第二大段の第四小段なり、四助が人主を

實法治論者を謂ふに外ならず、〔燭〕本義は燈なり、轉じて照す事となる、火を以て物を照し見るが如くに善く其狀を得るなり、〔彊毅〕毅は敢爲の力なり、〔勁〕俗に云ふ手硬し、〔矯〕物をタメナホスのタメル、正すなり、

人臣循令而從事、按法而治官、非所謂重人也、重人也者、無令而擅爲、虧法以利私、耗國以便家、力能得其君、此所謂重人也、

第一大段の第二小段なり、重人を說明す、

【講說】人臣として命令に從て政務を行ひ法律に據て官職を治むる者の如きは謂はゆる重人に非ず、重人とは、君主の命令あらざるに己れ專斷の所行を爲し、法律を破つて身勝手を料ひ、其國の利益を損して自家の便を遂げ、其力尙ほ能く君主を左右する者に外ならず、此の如き者こそ謂はゆる重人なり、

【字解】〔循〕附て行く意あり、〔案〕荀子揚注に據也とあり、〔耗〕損するなり、

智術之士明察、聽用且燭重人之陰情、能法之士勁直、聽用且矯重人之姦行、故智術能法之士用、則貴重之臣必在繩之外矣、是智法之士、與當塗之人、不可兩存之仇也、

第一大段の第三小段なり、智法の士、(法治論者は)重人(當局者)に不利なるを言ふ、

【講說】智術の士は明察なるが故に、若し人君に其意見を聽用せらるゝ時は、重人の內心を看破せんとす、又能法の士は勁直なるが故に、若し其意見を聽用せらるゝ時は、重人の惡事を正さんとす、左れば智法の士用ゐらるれば重人は必ず法律に照されて其不當なる權力を削り取らるゝ事となる、是に因て觀れば法治論者と當局者とは互に仇敵の立場に在り、雙方共に存立するを得ざる者なり、

【字解】〔且〕將と云ふ意あり、〔在繩之外矣〕繩は墨繩の繩にて其內に入らざる者なれば削らるゝなり、〔當塗〕當路と云ひ當局と云ふに同じ、政府の有力者なり、

【篇首】此れ本書の第十一篇なり、孤は孤兒孤立の孤にして、人と懸離れ我れ獨の意、憤は心中燃ゆるが如くにイキマキする事、一篇の主意は法治論者が當局者と反對の地位に立ち、而して當局者は君主に接近し易く、法治論者は疎外せられ易きを以て、終に當局者に勝つ能はず、當局者法を敗り君を犯して國家を危からしむると云ふに在り、韓非法治論者を以て孤立援なく、君國の爲に其智術を行ふ能はず、是れ其憤悶に堪へずして此論を作り、又孤憤を以て篇に名づけたる所以なり、

【分段】全篇分つて七大段とす、第一大段は篇首より是智法之士與當塗不可兩存之仇也に至る、法治論者と當局者と兩立し難きことを言ふ、第二大段は當塗之人擅事要より而大臣愈重に至る、當局者の助となるべき者多きを言ふ、第三大段は凡當塗之於人主也より法術之士焉得不危に至る、當局者と法治論者と勝負の在る所を言ふ、第四大段は其可以罪過誣者より私門益尊に至る、法治論者の危き所以を言ふ、第五大段は夫越雖國富兵強より欲國家安不可得に至る、當局者の專横が國家に禍を及ぼしたる前例を擧げて其危險なるを言ふ、第六大段は凡法術之難行也より此人主之所公患也に至る、人君が當局者と左右近臣とを過信する結果官吏は無能愚汚の者多きを言ふ、第七大段は且人臣有大罪より結末に至る、人臣の大罪を禁せざるは君主の大失なるを言ふ、

智術之士、必遠見而明察、不明察不能燭私、能法之士、必彊毅而勁直、不勁直不能矯姦、「第一大段の第一小段なり、法治論者を説明す、一小段の中智術の士一節を成し、能法の士又一節を成す、」

【講説】智術の士は見る所遠き將來に及び察する所明細なり、斯く明察に非ざれば人の私曲を看破すること出來ず、又能法の士は意志強く果敢にして撓まず曲らず一直線なり、斯く勁直に非ざれば人の姦惡を正すこと出來ず、

【字解】〔智術能法〕智術は心識より云ひ、能法は行爲より云ふ、其

盛衰此れより根を生ず、其結構蓋し有意無意の間にあり、已にして韓を寫す一節魏を寫す一節より遂に轉じて趙に入り、先づ防禦地を定むるを敍し、次に守城の準備を敍し、箭を求め金を求むるを敍し、「號令已定守備已具」の八字を以て趙の一面を收め、「三國之兵果至」の六字を以て復び主客を合し、晉陽の水攻に移る處、水到渠成るの槩あり、張孟談の遊說禍を轉じて福となす、摹寫極めて精、一篇の精彩此に在り、三國密約の後忽ち智過の諫諍を挾み波瀾湧き筆墨躍る、最後知伯の滅するを敍する處僅僅數句、而して主客盡く合して一となる、其分合の妙思議すべからず、史記鴻門の會沛公項羽と對し張良范增と對す、此一段は趙襄子知伯と對し張孟談知過と對す、其君は則ち一賢一貪、知伯の貪は智過との問答中より寫し出し、襄子の賢は張孟談を親信する點より之を見はす、其臣は則ち智謀相似て、一は用ゐられ一は用ゐられず、兩兩反映何等の奇觀ぞや、又謀臣の陪客としては韓に段規あり魏に趙葭あり、先づ張孟談智過の爲に二小影子を現じ、結局に至り智過の知伯に對する語中に於て之を收め、一毫洩す所なし、是れ文の提綴布置を以て勝る者、

第七大段　由余の論別に稱すべき者を見ず、後半筆を用ゆる簡淨始めて文を成す、

第八大段　顏琢聚の「奈人有圖國者何」の語を以て後の「聞國人有謀不內田成子者矣」を伏す、先見の明を言はずして先見の明其中に在り、

第九大段　文法の整然たる講義中段落の處を審にすれば之を知るを得べし、

第十大段　首尾完密の中尤も辭令の簡妙を見る、

第十一大段　初め曹君の無禮なりし事實を敍すると雖も敢て無禮と言はず、無禮の二字、一たび之を叔瞻の語中に於て出し、二たび之を釐負羈の語中に於て出だし、三たび之を釐負羈の妻の語中に於て出だし、結論に至り記者の辭として「以無禮莅之」の一語を置く、用意頗る奇なり、

韓非子卷四

孤憤

束す、八姦が題目を以て喚起し「此之」を以て結束すると相似たり、則ち相似たりと雖も全く其結構を一にせず、且つ八姦は議論を主として中に叙事あり、此は叙事を主として中に議論あり、故に八姦十過相次で篇を成すと雖も人をして其煩を覺えざらしむ、是れ文の變化を貴ぶ所以なり、

第二大段　左傳は叙事に神なる者なり、然れども此一事を記するや稍簡に過ぎて味なし、今試に之を抄出して讀者の參考に供すべし曰く「王聞之(晉の復た戰はんとせしことなり)召子反謀、穀陽豎獻飲於子反、子反醉而不能見、王曰、天敗楚也夫、余不可以待、乃宵遁」と、蓋し左傳の主とする所は鄢陵の戰の全局を叙するに在るが故に勢子反の瑣事を略せざるを得ず、而して事の大體は此れにても足れりとは云へ、文情に至つては尚ほ顧眄の致に乏し、則ち「穀陽豎獻飲於子反」とあるも軍中何故に酒を飲ましたるやの疑あり、然るに韓非の「渴而求飲」の句を觀れば善く其事情を解すべし、「噫退酒也」とは其苦苦しき有樣彷彿として見るが如し、而して穀陽が「非酒也」と言ふに因り受て之を飲む、是れ已に酒なるを知つて飲めるなり、一旦は斥けたるに終に忍ぶ能はず息をも繼がずして飲みたる所以を說明せんが爲に「子反之爲人也嗜酒而甘之」の句を挿しは頗る用意あり、又左傳の「子反醉而不能見」のみにては文學的の趣味を生せず、韓非は則ち曰く、共王駕而自往、入其幄中、聞酒臭而還」と、酒臭を聞くの三字其酒氣紛紛として樽柿の如く何如にも愛想の盡きたる樣子寫し得て神ありと謂ふべし、

第三大段　此段の妙は「璧則猶是也、雖然馬歯亦益長矣」の一句に在り、前句、尚ほ及ぶべし後句及ぶべからず、

第五大段　新聲即ち淸商より淸徵に進み淸徵より更に淸角に進み淺深序あり、緩急節あり、所謂累棊法是れなり、淸角一節神怪を寫す所腥風滿幅、鬼氣人を襲ふ、

第六大段　論旨は則ち知伯が貪愎を以て國を滅せし事を明にするに在るも、文の局面より之を觀れば趙は主にして知氏は客なり、韓魏は又客中の客なり、而して起首に「昔者知伯瑤率趙韓魏而伐范中行」の一句も掲げて緩緩と關係國全體の名を點出し主客の分合

蔑之、此所以絕世也、故曰、國小無禮、不用諫臣、則絕世之勢也、』

第十一大段の第七小段なり、論斷を下す、

【講說】其れ然り、曹は元來小國なる上晉楚の二大國に間に介るが故に、其君の危き宛も卵を積み重ねたる時は顚覆して破壞すると一般也、然るに無禮を以て晉の如き大國に對するに無禮を以てせしかば爲に滅亡に至りし也、故に小國にてありながら禮を失ひ諫言を用ゐざるは世を絕つの勢なりと曰へるなり、

槩論

十過盡く歷史上の事實を列擧して之を示し、每段の末論贊に類する數行の文字を附したる者に過ぎざれば特に論評を下すべきなし、但其事實は古來遍く傳誦せし所と見え先秦漢初の書中に散見する者少からず『韓非子解詁』にも段末の注に之を擧げたる處あれども、遺漏少からざるがに今一一其事實の載せられたる書名を揭ぐべし、即ち小忠の一段は本書の飾邪篇、左傳の成十六年、呂子の權勳篇、淮南子の人間訓、說苑の敬愼篇(以上解詁同じ)に出で、小利の一段は左傳の僖二年及び五年、公羊傳、穀梁傳、呂子の權勳篇、淮南子の人間訓、劉向新序の善謀上に出で、行僻の一段は左傳の昭四年に出で、好音の一段は史論に出で、貪愎の一段は國語戰國策、淮南子人間訓、說苑の權謀篇に出で、女樂の一段は說苑の反質篇、呂子の不苟篇韓詩外傳の卷九、史記の秦本紀に出で、離內遠遊の一段は說苑の正諫篇に出で、過而不聽於忠臣の一段は管子の戒篇、列子の力命篇、莊子の徐無鬼篇、呂子の貴公篇及び知接篇、淮南子の精神訓、說苑の權謀篇、史記の齊世家に出で、內不量力の一段は史記の韓世家、左傳僖二十四年及び二十八年、戰國策の韓宣惠王上、淮南子の人間訓道應訓、並に呂子に出づ、

文評

篇法は八姦と大同小異、其體相類して其質相分る、八姦に於ては「凡人臣之所道成姦者有八術」の一句を以て總提とし、以下「一曰」「二曰」を以て八姦を說明せり、然るに此篇の總提には盡く十過の題目と其害とを擧ぐ譬へば「一曰行小忠則大忠之賊也」と云ふが如し、而して每段「奚謂」を以て喚起し「故曰」を以て結

思召なりと言ひければ、穆公之が爲めに兵を起し、戰車五百輛、世襲の騎士二千、步兵五千を繰出し、遂に重耳を助けて晉に入れ、重耳は秦の力に因り立て晉の君主となりぬ、

【字解】〔離群臣〕群臣と別るゝ、死することゝ〔祓除〕祓はキヨメル、除は掃ふ、〔血食〕牲血を供へること、不血食とは祭の絕ゆること、〔出入十年〕古注に解なし、翼義には諸公子の出入とするも、如何に漢文は主格目的格が不充分なるにせよ、餘に緣故なし、故に余は十年內外の意となす、〔革車〕兵車なり、〔疇騎〕一說に據れば疇は組合ふ義にて五騎六騎一組となつて互に相助くる者、

重耳卽位三年、擧兵而伐曹矣、因令人告曹君曰、懸叔瞻而出之、我且殺而以爲大戮、又令人告釐負羈曰、軍旅薄城、吾知子不違也、其表子之閭、寡人將以爲令、令軍勿敢犯、曹人聞之、率其親戚而保釐負羈之閭者七百餘家、此禮之所用也、〔第十一大段の第六小段なり、重耳が曹君と叔瞻との無禮に怨を報じ、釐負羈の禮に恩を報じたるを敍す、〕

【講說】重耳位に卽き三年を經るや、前年の怨に酬ゐんとて兵を起し曹を征伐せり、此際人を以て曹君に告げて曰く、叔瞻を城壁より外へ吊り下すべし、吾れ之を殺して大なる見せしめと爲さんと、又一方に人を以て釐負羈に申遣すやう、今我が軍隊は城に逼れり若し陷らば城內の者皆全からじ、然れども余は足下と特別の關係あり、以前曹君が余を辱めし時足下も之に與りしとは言へ、是れ君命に違ふことを憚りし故にて足下の本心に非ざるを知る、左れば足下の住へる町の一郡に標を建てゝ、而して此方は命令を發し兵士をして妄に犯さゞらしむべしと、曹の人民之を聞き、釐負羈に附けば無難なりと思ひ、各其親戚を引きつれて釐負羈の住へる一郭に庇を求むる者七百餘家ありき、此れ釐負羈の禮を盡せし賜なり、

【字解】〔表〕表示、〔閭〕二十五家を閭とす、

故曹小國也、而迫於晉楚之間、其君之危、猶累卵也、而以無禮

なりと、妻又云ふ、妾の見たる所にては晉の公子は大諸侯たる人物にして其左右に附隨の人人も亦皆大諸侯の家老たるべき人物なり、今は勢窮して流浪の身となり此曹へ來りしに、曹君無禮を加へ玉ひしことゆゑ、公子若し歸國に及び是迄無禮なりし者に罰を與ふるに相違なければ、其時こそ曹は第一番に返報を受くるならん、良人先づ公子に向つて曹君と同心ならざる事を示し玉はゞ宜しかるべしと、負羈は成程其通に爲さんとて、壺の底へ黃金を盛り、飯を詰めて之を隱し、其上に璧を載せ夜人を以て贈りし處、重耳は使者に遇ひ好意を謝して再拜に及びし後、飯をば受け收め、璧は辭して之を返しぬ、

公子自曹入楚、自楚入秦、秦穆公召羣臣而謀曰、昔者晉獻公與寡人交、諸侯莫弗聞、獻公不幸離羣臣、出入十年矣、其嗣子不善、吾恐此將令其宗廟不祓除而社稷不血食也、如是弗定、則非與人交之道、吾欲輔重耳、而入之晉、何如、羣臣曰善、公因起卒、革車五百乘、疇騎二千、步卒五萬、輔重耳入之於晉、立爲晉君、（第十一大段の第五小段なり、秦が重耳を輔けて晉君たらしめたる事を敘す、）

【講說】公子重耳は曹より楚に入り楚より秦に入りし處、秦の穆公は群臣を召び集め之と相談に及びて曰く、昔し晉の先君獻公と此方と親交ありし事は列國にて知らざる者なし、獻公不幸にして群臣を棄てゝ薨去せられしより殆ど十年になりぬ、而して獻公の後嗣は奚齊と云ひ、悼子と云ひ、惠公と云ひ皆善からず、余は恐る、此の如き有樣にては宗廟の掃除も行屆かず社稷の祭を廢し、國家の存在を失ふべし、之を其儘にして整理を爲し遣さざれば、不信切にして友誼あるとは謂ひ難し、故に余は重耳に力を添へて晉に入れんと欲す、皆皆如何に思ふやと、群臣盡く結構の

起兵、即恐爲曹傷、君不如殺之、曹君弗聽、（第十一大段の第三小段なり、叔瞻無禮の返報を恐れて重耳を殺さむとするを叙す、）

【講説】此時釐負羈叔瞻の二人曹公の前に侍坐せしが叔瞻は曹君に申上るやう臣の視たる所にては晉の公子は凡人に非ず、然るに君は唯今の如き無禮の待遇を爲し玉ふ以上無難にては濟むまじ、彼れ若し他日本國に歸つて君となり兵を起すことあらんか、多分此怨を霽すが爲に曹の害を爲すならん、左れば今の内之を殺して禍根を絶ち玉ふに若かずと然れども曹君は此忠告を用ゐざりき、

【字解】〔傷〕猶ほ害と云ふが如し、

釐負羈歸而不樂、其妻問之曰、公從外來而有不樂之色、何也、負羈曰、吾聞之有福不及、禍來連我、今日吾君召晉公子、其遇之無禮、我與在前、吾是以不樂、其妻曰、吾觀晉公子、萬乘之主也、其左右從者萬乘之相也、今窮而出亡、過於曹、曹遇之無禮、此若反國、必誅無禮、則曹其首也、子奚不先自貳焉、負羈曰、諾、盛黄金於壺、充之以餐、加璧其上、夜令人遺公子、公子見使者再拜、受其餐、而辭其璧、（第十一大段の第四小段なり、釐負羈無禮の返報を恐れ重耳に結ぶことを叙す、）

【講説】釐負羈已に朝廷より退出し家に歸りし後不愉快の樣子ありしかば、其妻之に尋ねて云ふ、良人外より戻り來まして不快の樣子を爲し玉ふは、何故ぞと、負羈云ふ諺に君に福あれども臣下に及ばず君に禍あれば臣下に連ると、今日吾君晉の公子を招き玉ひしに斯く斯くの無禮あり、而して吾も實に其の場に在りたること故、後難あらんかとて自ら面白からざる

告我」 告は苦の誤、識誤の説に從ふ、〔輕誣〕 巠に從ひ巫に從ふ、文字は往往傳寫の時混じて誤を來す、此れも本と輕の一字なりしに、一本は輕に作り一本誣に作りし處より、後に至り誤つて之を合せし也、

宜陽益急、韓君令使者趣卒於楚、冠蓋相望、而卒無至者、宜陽果拔、爲諸侯笑、故曰、内不量力、外恃諸侯者、則國削之患也、第十大段の第五小段なり、韓が楚を恃みたる結果土地を失ひたるを叙す、

【講説】秦が韓の宜陽を攻むること益す急なりしかば韓君は楚の約束を信じたるが故に使者を發して援兵を催促し、前の使者の未だ到らざるに後の使者已に出立すると云ふが如き有樣なりしも、楚よりは一人の援兵も來らずして宜陽は遂に敵の爲に攻落され、諸侯の笑草となりぬ、故に内力を量らず外諸侯を恃む者は國を削らるゝの患ありと曰へるなり、

【字解】〔趣〕 うながす、

奚謂國小無禮、第十一段の第一小段なり、名目に因て發問す、

【講説】如何なる事を指して國小にして禮なしと謂ふや、

昔者晉公子重耳出亡、過於曹、曹君袒裼而觀之、第十一段の第二小段なり、曹君の重耳に無禮なりし事を叙す、

【講説】昔し晉の公子重耳が國亂の爲め出奔して諸國を流浪せし時曹を過ぎけり、曹君は豫て重耳の一枚肋なる由を聞及びしかば無理に肌脱とならしめて之を觀たり、

【字解】〔重耳〕 晉の獻公の子なり、獻公其愛妾驪姫の讒を信じて太子申生を殺し又諸公子をも殺さんとせしかば重耳は禍を避けて出奔し、十餘年の後國に反つて位に即きしが是れ所謂文公なり、〔曹君〕 曹の共公、〔袒裼〕 袒は片肌を脱ぐ、裼は上半身を露す、是に就ては曹公が浴場に於て觀たりと云ふ説と、池の魚を捕へしめて之を觀たりと云ふ説とあり、

釐負羈與叔瞻侍於前、叔瞻謂曹君曰、臣觀晉公子非常人也、君遇之無禮、彼若有時反國而

【講說】楚王は韓が秦に和せんとするを聞き大に恐れ陳軫を召し之に告ぐるやう、今韓の公仲朋西行して秦と和議を成さんとする由、如何にせばやと、陳軫曰く秦が韓の一都府を手に入れ、其精兵を率ゐ、秦韓二國一となつて南下し楚に向ふことは、此れ秦王が平生神に祈つて成功を求むる所なり、左れば楚の害を爲すや必定なり、王に於ては速に使者を韓に送り、使者の車乘を多くし韓國への禮物を手厚し、口狀を陳べしむるには、拙者の國は小なりとは申せ、貴國を援けんが爲め已に有る限りの兵を動せり、何卒大王十分に秦を破り玉へ、又貴國より使者を敝國に遣はし敝國動員の有樣を視察せしめ玉はゞ幸甚しと、

【字解】〔韓之都〕前に云へる名都の事、〔鍊甲〕精鍊の兵、〔鄕〕向なり、〔趣〕急なり、〔信〕伸に通ず、ノブル、

韓使人之楚、楚王因發車騎、陳之下路、謂韓使者曰、報韓君言、弊邑之兵、今將入境矣、使者還報韓君、韓君大說、止公仲、公仲曰、不可、夫以實告我者秦也、以名救我者楚也、聽楚之虛言而輕誣彊秦之實禍、則危國之本也、韓君弗聽、公仲怒而歸、十日不朝、〔第十大段の第四小段なり、韓が公仲朋の諫に從はずして楚を恃むを叙す、〕

【講說】韓は楚の交涉に應じ使者を遣せし處、楚王は戰車騎兵等を徵發し之を北道に整列せしめ使者に云ふやう、歸國せば韓君に敝國の兵が韓の界へ入らんとする所なる由を報告すべしと、使者は其通り韓君に復命せしかば韓君大に悅び、斯く楚の援兵ある以上は秦と和するに及ばずとて公仲を差止めしに、公仲は之を不可として曰く、夫れ事實上吾邦を苦むる者は秦にして、名義上吾邦を救ふ者は楚なり、秦は畏るべく楚は恃み難し、然るに楚の空言を信用して强國なる秦の事實的禍を輕んずるは此國の危險を招くの本なりと、然るに韓君聽かざりしかば、公仲怒つて途中より歸國に及び、十日の間も朝廷へ出でざりき、

【字解】〔下路〕楚の北道なり、〔弊邑〕楚を指す、謙稱なり、〔以實

を失ひ其盛なる名譽を失ひ天下の物笑となりしは何故ぞ、管仲の諫言を用ゐざりし咎なり、故に過つて忠臣の言を聽かず己の思ふ儘に行ふときは高名を失ひ人に笑はるゝ本なりと曰へる所以なり、

奚謂內不量力、（第十大段の第一小段なり、名目に因て發問す、）

【講說】何如なる事を指して內力を量らずと謂ふや、

昔者秦之攻宜陽、韓氏急、公仲朋謂韓君曰、與國不可恃也、豈如因張儀爲和於秦哉、因賂以名都、而南與伐楚、是患解於秦而害交於楚也、君曰善、乃警公仲之行、將和秦、（第十大段の第二小段なり、韓の公仲朋國力を量つて獻策するを敘す、）

【講說】昔し秦が韓の宜陽を攻めたる時韓の運命は甚だ切迫せり、宰相公仲朋と云ふ者韓君に告げけるやう、同盟國は迚も恃にならざるゆゑ、寧ろ張儀を手蔓として秦と和親を爲すに若かず、之と同時に韓國に於て天下に名を知られたる都府を秦に賂ひ、秦と連合して南方の楚を伐つに若かず、是れ秦の禍解けて楚の方へ移るなりと韓君之に從ひ公仲を派遣すべき諸種の準備を爲し今や秦と和親を行はんとす、

楚王聞之懼、召陳軫而告之曰、韓朋將西和秦、今將奈何、陳軫曰、秦得韓之都而驅其練甲、秦韓爲一、以南鄉楚、此秦王之所以廟祠而求也、其爲楚害必矣、王其趣發信臣、多其車、重其幣、以奉韓曰、不穀之國雖小、卒已悉起、願大國之信意於秦也、因願大國令使者入境視楚之起卒也、（第十大段の第三小段なり、楚の陳軫秦韓連合破壞の策を敘す、）

れば隣國の交際を親密にするに足れり、是れ實に覇王たる者を輔佐すべき人物なり、左れば君宜しく之を用ゐ玉へと、桓公尤なりとて承引せられぬ、

【字解】〔隰朋〕齊の大夫なり、〔堅中廉外〕中は心、外は行なり、外を外貌と視るは當らず、廉は廉隅と續く字面にて、角の出たること、方正なるを謂ふ、

居一年餘、管仲死、君遂不用隰朋、而與豎刁、刁臨事三年、桓公南遊堂阜、豎刁率易牙衛公子開方及大臣爲亂、桓公渴餒而死南門之寢公守之室、身死三月不收、蟲出於戶、（第九大段の第八小段なり、桓公管仲の諫を聽かざりし結果を叙す、）

【講説】其れより一年餘を過ぎて管仲は遂に病死せり桓公は結局管仲の薦めたる隰朋を用ゐず政治をば豎刁に授けたるが、豎刁政治を執ること三年の後、桓公は齊魯の境なる堂阜と云へる地に遊行せられたる時、豎刁は易牙開方及び大臣等の巨魁となりて謀叛を爲し、桓公は歸國の後全く幽閉せられて南門の居室に於て飢餓に逼り死去せられしが、是れ其一室に圍まれて出づるに由なかりしが爲なり、桓公已に薨せし後五人の公子位を爭ひ、葬式を行ふ暇なかりし爲め、三箇月の間屍骸は其儘となり、腐敗して蟲を生じ、其蟲が戶の處より外に匍出すが如き有樣なりき、

【字解】〔餒〕カツヱル、〔公守之室〕公或は兵に作る、〔戶〕或は尸に作る、

故桓公之兵、橫行天下、爲五伯長、卒見殺於其臣、而滅高名、爲天下笑者何也、不用管仲之過也、故曰、過而不聽於忠臣、獨行其意、則滅其高名、爲人笑之始也、（第九大段の第九小段なり、桓公が管仲の諫を聽かざるに就て論斷を下し、題目に歸宿す、）

【講説】左れば齊の桓公の兵は天下に橫行して勢力及ぶ者なく、五霸の中に於ても第一の位地に推されたるに拘らず、最後は其臣下の爲に干乾とせられて命

ずして往かるゝに、彼は十五年の間も父母に歸省せしことなし、此れは甚だ不人情の至にて、其父母すらも親まざるに何とて君を親み申さんや、

【字解】〔適〕叶ふ、〔故〕事なり、用向と云ふが如し、

公曰、然則易牙何如、管仲曰、不可、夫易牙爲君主味、君之所未嘗食、唯人肉耳、易牙蒸其首子而進之、君所知也、人之情、莫不愛其子、今蒸其子、以爲膳於君、其子不愛、又安能愛君乎、（第九大段の第六小段なり、管仲易牙を排斥するを叙す、）

【講說】桓公曰く、開方不可なりとすれば易牙何如あるべきと、管仲曰く、宜しからず、彼の易牙は君の御膳部掛を勤め居り、是迄如何なる珍味も君には已に聞召し玉へども、人肉のみは未だ召上りたる事なしとて、自分の長男を殺し其肉を蒸燒にして差上候事は、君にも御存知在らせらるゝ所なるが、人の情として其子を愛せざる者なきに、自分の子を蒸燒にして君の御料理に供するは殘酷と申す外なく、其子すら愛せざる者が何とて君を愛し奉るべき、

公曰、然則孰可、管仲曰、隰朋可、其爲人也、堅中而廉外、少欲而多信、夫堅中則足以爲表、廉外則可以大任、少欲則能臨其衆、多信則能親鄰國、此霸王之佐也、君其用之、君曰、諾、（第九大段の第七小段なり、管仲隰朋を薦むるを叙す、）

【講說】桓公曰く斯かる以上は何人が宜しきや、管仲曰く隰朋宜し、隰朋の人物を申さば、心實勁直にして行は角節あり、利欲に簿く信義に厚し、心勁直なれば人の表準となるに堪へ、行角節あれば大任を委するを得、欲少ければ衆人の上に立つの資格あり、信多け

夫鮑叔牙爲人、剛愎而上悍、剛則犯民以暴、愎則不得民心、悍則下不爲用、其心不懼、非霸者之佐也、『第九大段の第三小段なり、管仲鮑叔牙を排斥するを叙す、』

【講説】桓公は鮑叔牙は如何あるべきと問ふ、管仲の曰く、宜しからず、彼の鮑叔牙は生れつき剛情我慢にして、非道を善とする男なり、剛情なれば人民に手荒く當り、我慢なれば人望を失ひ、非道なれば民働きもせず又恐れもせず、到底霸者の輔佐たるべき人に非ずと、

公曰、然則豎刁何如、管仲曰、不可、夫人之情、莫不愛其身、公妬而好內、豎刁自獖、以爲治內、其身不愛、又安能愛君、『第九大段の第四小段なり、管仲豎刁を排斥するを叙す、』

【講説】桓公曰く、鮑叔牙不可なりとすれば豎刁如何あるべきと、管仲曰く、宜しからず、元來人情誰しも其身を愛せざる者あらず、然るに豎刁は吾君が妬心あらせられ婦人を好み玉ふより、自ら生殖器を切て宮中の掛となれり、自分の身をも愛せざる者が爭か君を愛せんや、

【字解】〔獖〕。獖に通ず、豕の生殖器を去る者を獖と云ふ、

公曰、然則衞公子開方何如、管仲曰、不可、齊魏之間、不過十日之行、開方爲事君、欲適君之故、十五年不歸見其父母、此非人情也、其父母之不親也、又能親君乎、『第九大段の第五小段なり、管仲開方を排斥するを叙す、』

【講説】桓公曰く豎刁不可なりとすれば開方如何あるべきと、管仲曰く宜しからず、開方は君に御奉公を致すが爲に、御用の間に合ひ思召に叶んと欲する所より、此の齊國より彼の本國なる魏へは十日をも費さ

遂に齊國を有つに至りたるも、此時本國を失はざりし故なれば全く顔涿聚の御蔭なり、故に內を離れ遠遊するは身を危くする道なりと曰へるなり、

奚謂過而不聽於忠臣、（第九大段の第一小段なり、名目に因て發問す、）

【講說】何如なる事を指して過つて忠臣に聽かずと謂ふや、

昔者齊桓公九合諸侯、一匡天下、爲五伯長、管仲佐之、管仲老不能用事、休居於家、桓公從而問之曰、仲父家居有病、卽不幸而不起、政安遷之、管仲曰、臣老矣、不可問也、雖然、臣聞之、知臣莫若君、知子莫若父、君其試以心決之、（第九大段の第二小段なり、桓公と管仲の問答の前提を叙す、）

【講說】昔し齊の桓公は諸侯の霸主として九たび列國の會合を開き、一たび天下の亂を正し、五霸の第一に推されたるが、是れ實に管仲が桓公の輔佐として此大業を成さしめたるなり、然るに管仲老年に及び、最早政治を執る能はず、自邸に引籠つて休養を事とせり、或る時桓公は態態管仲の處に臨み、之に問ひけるやう、老體には家に居られて病氣の由なるが、萬一不幸にして全快せざることあらば、誰を後任者として之に政治を渡すべきかと、管仲云ふ臣は已に老耄致せし事なれば、御尋あつても益なからん、乍去臣を知るは君に限り子を知るは父に限るとの語も有之事なれば、兎も角も吾君試に御考を以て定め見玉へと、

【字解】〔九合〕一說に九は數の九に非ずして糾の義なり、糾は收め纏める、〔一匡〕九合を糾合とすれば、是も一度二度の一に非ずして一統の一と解すべし、但し何れにしても周の襄王の位を定めたる事なり、〔五伯長〕伯は霸なり、春秋に前後五人の霸者あり、即ち齊の桓公、晉の文公、宋の襄公、楚の莊王、秦の穆王を謂ふ、〔長〕首と云ふが如し、〔管仲〕仲は字、名は夷吾、〔仲父〕父は男子の尊稱、仲父とは、桓公が平生管仲に對せし敬稱なり、〔卽不幸〕卽は若しなり、〔不起〕死すること、

君曰、鮑叔牙何如、管仲曰、不可、

之、『第八大段の第三小段なり、田成子の諫を拒むを叙す、

【講説】大夫の一人顔琢聚進んで諫めけるやう、君今海上の遊を爲して樂み玉ふと雖も、若し君の御不在中に國を奪はんとする者あらば如何に爲し玉ふや、萬一本國を失はゞ、君此海を好み玉ふとも豈に其樂を全うし玉はんやと、田成子は之を聞き怒つて云ふ、此方已に布告を發し歸國の事を申す者は殺すと定めたるに、今其方が歸國を勸むるは是れ此方の命令に背く者なれば許し難しと、戈を引寄せて顔琢聚を打たんとせり、

顔琢聚曰、昔桀殺關龍逢、而紂殺王子比干、今君雖殺臣之身以三之可也、臣言爲國、非爲身也、延頸而前曰、君擊之矣、君乃釋戈趣駕而歸、『第八大段の第四小段なり、田成子の諫に從ひたるを叙す、

【講説】顔琢聚は尙ほ君の顏を犯して云ふ、昔し夏の桀王は諫臣の關龍逢を殺し、又殷の紂王は其庶兄に當る王子比干を殺せり、今君斯く御立腹の上は臣を殺して彼の二人の跡を追はしめ玉ふも御隨意なり、抑も臣の諫言を奉るは又彼の二人と同じく國の爲に致すことにて、自身の爲に非れば死するも厭ひ候はずと、襟を伸べて君の前に進みて云ふ、君存分に斬り玉へかしと、田成子忽然として悟り、戈をば手放し乘物を催促して歸國しぬ、

【字解】〔以三之〕自分と關龍逢王子比干の二人とを合して三なり、三人にすると云ふこと、〔頸〕首筋なり、〔前〕進み出る、〔釋〕手から放つ、〔趣〕うながす、

至三日、而聞國人有謀不內田成子者矣、田成子所以遂有齊國者、顔涿聚之力也、故曰、離內遠遊、則危身之道也、『第八大段の第五小段なり、田成子の危かりし事を叙す、

【講説】三日目に至り國人の中田成子を國內に入れまじと計畫する者ある由を聞知せり、左れども田成子が兎も角歸國せし爲め無事にて濟みたるが田成子の

穆公は然るべしと宣ひ、内史廖を使として女樂師十六人を送り、其序に由余の延期問題を提出せし處、戎王は何の仔細もなく承知に及び、扨其女樂師を見けるに、蠻地に於て夢想だにも得られざる程の美人なりしかば、大に興に入り、酒宴を開いて日日音樂のみに耽り、其年の終に至るまでも一箇處に固着して更に動かず、蓋し彼等蠻族は水草を逐ふて遊牧を業とする者なるに、斯く定止して本業を怠りしかば、其財產とも云ふべき牛羊抔は半ば死亡に及べり、秦は最早善き頃なりとて由余を還しぬ、由余は歸國の上此有樣を見て戎王を諫めたれども、内史廖の謀計圖に中つて戎王は之を用ゐず、君臣の間自ら疎遠となり、由余も面白からず思ふ所より、戎王を見限つて、秦に往けり、穆公は心に待設けたる事とて自ら之を迎へ、上家老の地位を授け、戎の兵力地形とを問究め、十分呑込たる所にて兵を起し戎を征伐せしが、其結果蠻地の十二箇國を併せ、版圖を擴げたること千里に及べり、故に女樂に耽つて國政を顧みざるは亡國の禍なりと曰ひたるなり、

【字解】〔女樂二八〕一列を八人とす二八は即ち二列の事にて十六人なり、

奚謂離內遠遊、第八大段の第一小段なり、名目に因て發問す、

【講說】何如なる事を指して內を離れ遠遊すると謂ふや、

【字解】〔內〕國內なり、

昔者田成子遊於海而樂之、號令諸大夫曰、言歸者死、第八大段の第二小段なり、田成子の遠遊を叙す、

【講說】昔し田成子は遠く海上の遊を爲し、頗る氣に入つて歸國の志なく、凡ての大夫に命令を發して曰く歸國に就て彼此言ふ者あらば殺すべしと、

【字解】〔田成子〕田は姓、成子は諡、齊の大夫田常のこと、

顏涿聚曰、君遊海而樂之、奈人有圖國者何、君雖樂之、將安得、田成子曰、寡人布令曰、言歸者死、今子犯寡人之令、援戈將擊

由余出、公乃召內史廖曰、寡人聞隣國有聖人敵國之憂也、今由余聖人也、寡人患之、吾將奈何、內史廖曰、臣聞戎王之居、僻陋而道遠、未嘗聞中國之聲、君其遺之女樂、以亂其政、而後爲由余請期、以疏其諫、彼君臣有間、而後可圖也、君曰諾、乃使史廖以女樂二八遺戎王、因爲由余請期、戎王許諾、見其女樂而說之、設酒張飮、日以聽樂、終歲不還、牛馬半死、由余歸、因諫戎王、戎王弗聽、由余遂去之秦、穆公迎而拜之上卿、問其兵勢與其地形、既以得之、擧兵而伐之、兼國十二、開地千里、故曰、耽於女樂、不顧國勢、亡國之禍也、』第七大段の第三小段なり、戎王女樂を受けたる結果を言ふ、

【講說】由余退出の後穆公は內史の官を勤むる廖と云へる者を召し之に語つて曰く、此方曾て聞きたる事あり隣國に聖人ある事は其敵國に取り心配の種なりと今由余の議論を聽き其人物を視るに聖人なり、即ち吾國の害になるべき者なれば、此方甚だ心配に堪へず、何か善き工夫なきやと、內史廖の答ふるに、聞き及ぶ所戎王の住處は片田舍にして開けず、中國よりは道途遙なれば未だ中國の音樂を聞きしことあらざる由、君には宜しく戎王に女樂師を遣はされ、彼の政治を亂脈ならしめ置き、斯くして先方に交涉して由余の爲めに歸國の日限を延し、尙ほ暫く當國に留めて諫言の邪魔を爲し玉へ、戎の君臣に隔意の生じたる後に於て始て此方の計に落すことを得べしと、

すは君子を辱むる所以なるをも顧みず、押て御尋をを致せしに儉を以て國を得ると云ふが如き無意味の說を以て之に應ぜらるゝは何事ぞと、由余答へて曰く、臣承るに昔し堯が天下の君たるや、萬乘の位に在りながら土器にて食し、カハラケにて飮めり、此の如き節儉の德に因り其版圖南は交趾の遠きに至り、北は幽都の遙なるに達し、東西は日月の出入する所、即ち世界の極端に及ぶまで歸服せざる者之れなかりき、堯が位を辭して天下を讓るや、虞舜が受けて之を繼げり、然るに舜に至ては新に食器を製造せしが、山より木を伐つて材料とし、之にカンナをかけ鋸を施し斧の跡方を奇麗に爲し、漆を其上に流して黑色に染め、之をば御殿に取寄せて食器に用ゐたり、諸侯は之を見て堯の時より奢れるを悅はず、服從せざる者十三箇國に及べり、其後舜が天下を讓つて禹に傳へ、禹の時代となるや又祭器を製し、外部を黑塗とし、內部に朱塗の模樣を繪き、無地の絹にて茵を造り、室の下敷は蔣草(コモ)を以て織りたる者にして、其邊(ヘリ)には鋸形の飾を施し、角の杯長柄の銚子に彩色あり、酒樽肉置にも亦飾あり、是れ前に比ぶれば益す奢侈に赴きたるなり、是に於て諸侯の服せざる者三十三箇國に及べり、禹の子孫夏后氏滅び湯王天下を取つて殷の時代に移るや、大輅と云へる天子の乘車を作り、九つの旗を建て、食器には雲雷等の形を雕出し、杯や銚子にも模樣を刻み附け、金屬物をちりばめ、壁は白く、階壇は種種なる色の土を塗り、茵下敷に至るまで飾を設け、一層奢侈を極めたる結果、諸侯の服せざる者益す多く、五十三箇國に及べり、君の好む所自ら風を成し、上流の者何れも文華を知つて之を尙びたるが、其結果服從せんと欲する者次第に減少せり、是故に臣は儉を以て國を得るの道なりと申せしなり、

【字解】〔戎〕後の匈奴なり、〔土簋〕簋は黍稷を盛るの器、〔鉶〕羹を盛るの器、〔賓〕客なり、客分として來ると云へる意より轉じて來歸する義となる、〔財〕材に通ず、〔削鋸脩之迹〕從來鋸脩の迹を削ると讀ますれども脩の字に差支ゆ、削はカンナなれば本文の訓點に從つて讀むべし、之の字一に其の字に作る、〔以爲益侈〕益は比較上用ゐたる語にして此より以前已に奢たりと云ふに非ず、前に比ぶればと云ふ義、〔祭器〕一に酒器に作る、下に觴酌等の酒器あるゆゑ祭器の說に從ふ、〔縵帛〕一に細絹と解す、〔頬緣〕頬一に額に作る、布にて緣を取るなり、〔俎〕肉を載する器、〔輅〕大車、〔旒〕下に垂れたる旗、

曰、寡人不辱而問道於子、子以儉對寡人何也、由余對曰、臣聞昔者堯有天下、飯於土簋、飲於土鉶、其地南至交趾、北至幽都、東西至日月之所出入者、莫不賓服、堯禪天下、虞舜受之、作爲食器、斬山木而財之、削鋸脩之迹、流漆墨其上、輸之於宮、以爲食器、諸侯以爲益侈、國之不服者十三、舜禪天下、而傳之於禹、禹作爲祭器、墨染其外、朱畫其內、縵帛爲茵、蔣席頗緣、觴酌有采、而樽俎有飾、此彌侈矣、而國之不服者三十三、夏后氏沒、殷人受之、作爲大輅、而建九旒、食器雕琢、觴酌刻鏤、白壁堊墀、茵席雕文、此彌侈矣、而國之不服者五十三、君子皆知文章矣、而欲服者彌少、臣故曰儉其道也、」

第七大段の第二小段なり由余の秦の穆公に對へたる議論を叙し、秦が戎王に女樂を贈りし原因を掲ぐ、

【講說】昔し戎王其臣由余と云へる者を使として秦に聘禮を行ひたる時、秦の穆公は豫て其賢人なる事を聞き及びたる者と見え、由余に問ふて曰く、此方嘗て聖賢の道を聞きたる事あれども、唯理論のみにて其實形を見たる事なければ、事實上に於て之を知らまほし、何卒古の明主が或は國を得或は國を失ひし所以を承りたきものなりと、由余對へて曰く、其事に就ては臣嘗て學び知る事を得候が、之に據れば何れの世に於ても、儉約に因て國を得奢侈に因て國を失ふなりと、穆公云ふ此方不肖の身を以て君子の教を煩

に無事に濟み申べく候ぞと、知伯云ふ趙を破つて三部に分割する事故、此方の取る所は一部に過ぎず、其上萬家の縣を一人に一箇所づゝ分け與へなば此方の所得は僅少なる故不可なりと、智過は諫言の用ひられざるを見て退出し禍の及ばんことを豫防し其族を輔氏と更め知伯亡ぶとも無難を得るの策を取れり、

【字解】〔二君以約〕以は已に同じ〔轅門〕陣中車を以て門となし轅は外部に向ふ、〔旦暮〕朝夕と云ふが如し、〔釋〕トク、

至期日之夜、趙氏殺其守隄之吏、而決其水灌智伯軍、智伯軍救水而亂、韓魏翼而擊之、襄子率卒犯其前、大敗知氏之軍、而禽知伯、知伯身死軍敗、國分爲三、爲天下笑、故曰貪愎好利、則滅國殺身之本也、『第六大段の第十二小段なり、知伯の亡びたる所以を叙して論斷を下す、』

【講說】張孟談と韓魏二國と約束したる期日に至り趙は知伯の部下にて隄防を守れる役人を殺し逆に水を切落して知伯の軍に注ぎ、知伯の軍は水を防がんとして騷動しけるに、韓魏は忽ち裏切して敵と變じ、左右より之を挾み擊てり、城中よりは趙襄子兵卒を率ゐて敵の前面より突きかゝり、大に知伯の軍を敗つて知伯を虜にせしが、知伯は結局命を失ひ、其兵は潰散し領地は韓魏趙の三家に分割せられ、天下の物笑となりぬ、左れば利慾を貪り好むは國を滅ぼし身を殺すの本なりと曰へるなり、

奚謂耽於女樂、『第七大段の第一小段なり、名目に因て發問す、』

昔者戎王使由余聘於秦、穆公問之曰、寡人嘗聞道而未得目見之也、願聞古之明主得國失國何以、由余對曰、臣嘗得聞之矣、常以儉得之、以奢失之、穆公

可、智過見其言之不聽也出、因更其族爲輔氏、第六大段の第十一小段なり、智過の先見と知伯の貪吝にして愚なるを叙す、

【講說】韓君康子魏君宣子の二人は趙の使張孟談と密約を結びて之を返せし後、知伯の樣子を探らんとて參内をなし、其より退出に及びし時軍門の外にて知伯の一族なる智過に出遇へり、智過は二君の顏色に因て疑念を生ぜしかば、直に知伯の本陣に入り見えて曰く、韓魏二君の相貌を察するに異變を起さんとする樣なり君には知し召さずやと、知伯曰く、其れは如何なる樣子なりしか、智過曰く二君の心中は今に見よと言はぬ計に得意の色あり、步行も何となく傲慢に見え平日の態度と異れり、君先へ手を下して之を殺し玉ふに若かずと、知伯曰く吾れ二君と固く約束を爲し、趙を亡ぼして其地を三分する筈なれば利害上親密の關係あり、必ず此方に害心を挾んで欺くが事あらじ、我が連合軍が晉陽の城に肉薄すること已に三箇年に及び、今や殆ど朝夕の間に之を攻落して各其利益を享けんとするに當り、何の必要あつてか別心を生ぜん、其方疑を霽らして心配するに及ばず、又決して口外する勿れと、其翌朝韓魏の二子又參内の歸途軍門の處にて智過に逢へり、智過は内に入り知伯に見えて云ふ、君には臣が申したる言を二君に告げ玉ひしやと、知伯云ふ如何にして其方は之を知りたるか、智過云ふ今日二君が參内より退出の節臣を見て顏色を易へ、而して專ら臣に視線を注げり、是臣を忌み且つ戒心を有するが故と存ぜらる、已に臣に看破せられたりと思はゞ、愈よ謀を固むべければ、必定變事あらん、主君早く殺し玉ふに若かずと、知伯云ふ其方此儀に致し置き、再度此儀に就き何事をも申す勿れと、智過曰く宜しからず是非とも殺し玉へ、併し殺し玉ふこと出來ずとすれば親しみ玉ふ外なし、知伯問ふ親しむと云ふは如何にする事ぞ、智過答ふ魏宣子の謀臣に趙葭と申す者あり、韓康子の謀臣に段規と申す者あり、此二人は何れも其主人の考を左右する者なれば、吾君彼の二君と約を結び趙を破るに就て事成らば此二人に各一萬の戶數ある一大縣を與ふることとせば、二人は自己の利益上より銘々の主人に說き勸めて吾君と合體せしむべきが故

を以て喜べり、

二君以約遣張孟談、因朝知伯而出、遇智過於轅門之外、智過怪其色、因見智伯曰、二君貌將有變、君曰、何如、曰、其行矜而意高、非他時之節也、君不如先之、君曰、吾與二主約謹矣、破趙而三分其地、寡人所以親之、必不侵欺、兵之著於晉陽三年、今旦暮將拔之而嚮其利、何乃將有他心、必不然、子釋勿憂、勿出於口、明旦二主又朝而出、後遇智過於轅門、智過入見曰、君以臣

之言告二主乎、君曰、何以知之、曰、今日二主朝而出、見臣而其色動、而視屬臣、此必有變、君不如殺之、君曰、子置勿復言、智過曰、不可、必殺之、若不能殺、遂親之、君曰、親之奈何、智過曰、魏宣子之謀臣曰趙葭、韓康子之謀臣曰段規、此皆能移其君之計、君與其二君約、破趙國、因封二子者、各萬家之縣一、如是則二主之心可以無變矣、知伯曰、破趙而三分其地、又封二子者、各萬家之縣一、則吾所得者少、不

三軍之反于襄子、襄子迎孟談
而再拜之、且恐且喜、 第六大段の第十小段なり、張孟談趙の爲に敵を離間するを叙す、

【講説】敵軍至ると均しく晉陽の城に攀ぢ附き遂に交戰に及びし處、三箇月を過ぐるも攻落す能はざりしかば、乃ち軍を弛め遠巻を爲して之を圍み、晉水と云ふ河を切落して城を水浸となし此の如くに包圍すること三年に亘れり、城中の者は水を避くるが爲に鳥の巣と一般高き處高き處と擇んで居場所を設け、竈の如きも最早水中に在る故、釜も吊して米を炊ぐの有様なる上、貨財も食料も盡る計にて、士大夫さへも飢ゑ疲れて病に罹り、兵卒人民に至つては無論一層の苦境に在り、襄子も是迄なりと思ひ張孟談に謂へるやう、糧食は僅となり財力は盡き、士大夫は衰弱す、吾れ到底守る能ふまじきが故に、此城と共に敵に降らんと欲す、連合軍の中何れの國を擇んで降りなば宜しからんと、張孟談曰く、亡ぶる場合に維持すること出來ず危き場合に安穩ならしむること出來ざるならば智慧も貴ぶに足らずと云へる古語をば臣は聞き居るなり、今こそ智を以て禍を救ふべき時なり、君が降らんとせらるゝは今に處するの計に非ず、臣に御許あらば竊に圍を出でゝ韓魏の二君に逢ひ一計を試み申さんと、遂に二君に面會し之に告げて曰く、臣は脣亡ぶる時は齒寒しとの語を承る、今や知伯二君を從へて趙を伐ち趙は將に亡びんとす、趙を脣に譬ふる時は韓魏は則ち齒に譬ふべし、故に趙亡びなば二國又之に次で亡びんとす、此際思慮を運し玉へと、二君曰く我れも斯かるべしとは思ふなり、然れども知伯は元來心底の粗暴にして優しき處なき人物なれば、我れ之に叛くの計畫を立てゝ知伯に覺られなば必定禍に及ばん、之を如何にすべきと、張孟談曰く謀計は二君の口より申出てゝ臣の耳に入るのみ、餘人は之を知る者なければ胸中を洩し玉はるべしと、二君も是に因り必ず裏切を爲すべき事を張孟談に約し其時日を取定めたる上、夜に入り張孟談を晉陽に送り還し、密約の事をば趙襄子に報告せしめぬ、襄子は孟談の功勞を感賞の餘り、親しく之を迎へて再拜を爲し、密謀の漏洩を恐るゝと共に、大に希望を生じたる

を造れりと、君之を掘出して用ゐ玉へと、因て其通に爲せしかば、金属物も餘るやうになりぬ、

號令已定、守備已具、三國之兵畢至、『第六大段の第九小段なり、上二句を以て前を收め下一句を以て後を起す、』

【講説】號令も已に定まり防禦の準備も已に整頓せし處、宛も知伯と韓魏との連合軍は豫想の如く攻め來れり、

【字解】〔三國〕知伯と韓魏、

至則乘晉陽之城、遂戰、三月不能拔、因舒軍而圍之、決晉陽之水以灌之、圍晉陽三年、城中巣居而處、懸釜而炊、財食將盡、士大夫羸病、襄子謂張孟談曰、糧食匱、財力盡、士大夫羸病、吾恐不能守矣、欲以城下、何國之可下、張孟談曰、臣聞之、亡不能存、危不能安、則無爲貴智矣、君失此計者、臣請試潛行而出見韓魏之君、張孟談見韓魏之君曰、臣聞、脣亡齒寒、今知伯率二君而伐趙、趙將亡矣、趙亡則二國爲之次、二君曰、我知其然也、雖然、知伯之爲人也、麤中而少親、我謀而覺則其禍也必至矣、爲之奈何、張孟談曰、謀出二君之口而入臣耳、人莫知之也、二君因與張孟談約二軍之反、與之期日、夜遣張孟談入晉陽以報

能はざるに至れり、斯くて五日間を經るや城郭は修繕を終り守備は完くなりぬ、

【字解】〔五官〕 天、地、神、民、物の官を五官と謂ふ、〔其藏〕とは金、鐵、皮、革、筋、角、齒、羽、箭、幹、脂、膠、丹、漆等の物質を指す、〔奇〕奇は餘る、居らずとも家業に差支ざる子弟なり、〔繕〕 修復、〔夕朝〕速なるを言ふ、

君召張孟談而問之曰、吾城郭已治、守備已具、錢粟以足、甲兵有餘、吾奈無箭何、張孟談曰、臣聞董子之治晉陽也、公宮之垣、皆以荻蒿楛楚牆之、有楛高至于丈、君發而用之、於是發而試之、其堅則雖箘幹之勁、弗能過也、『第六大段の第七小段なり、矢を造るを叙す、』

【講説】襄主又張孟談を召び尋ねけるやう、今吾が城郭も已に修繕を遂げ守備も已に完く、金錢糧食も十分にして武器は餘る程なれども、唯難儀なるは矢の無き事なり、如何にせばやと、張孟談云ふ、臣の聞く所に從へば董閼于が晉陽を治めし時、公宮の垣には草にて荻蒿、木にて楛楚をば種着けて固と爲せしが、今其高さ一丈にも餘れる由、君之を拔取つて矢に用ゐ玉へと、襄子之に從ひ試に矢を造りたるに、箘と云へる美竹と雖も過ぎざる程の丈夫なる矢を得たり、

【字解】〔荻蒿楛楚〕 荻蒿は草名楛楚は木名共に矢となすべき物、

君曰、吾箭已足矣、奈無金何、張孟談曰、臣聞董子治晉陽也、公宮令舍之堂、皆以鍊銅爲柱質、君發而用之、於是發而用之、有餘金矣、『第六大段の第八小段なり、金屬物を集むるを叙す、』

【講説】襄子又張孟談に謂ふ、吾が矢も已に十分となれり、然るに金屬物の缺乏なるに窮す、之を如何にすべきやと、張孟談曰く臣の聞く所に據れば董閼于の晉陽を治めし時公宮並に縣廳の建築は皆鍊銅にて礎

人行城郭及五官之藏、皆不備具、吾將何以應敵、張孟談曰、臣聞聖人之治藏於臣、不藏於府庫、務脩其教、不治城郭、君其出令、令民自遺三年之食、有餘粟者入之倉、遺三年之用、有餘錢者入之府、有奇人者、使治城郭之繕、君夕出令、明日倉不容粟、府無積錢、庫不受甲兵、居五日而城郭已治、守備已具、（第六大段の第六小段なり、晉陽の守備全きを叙す、）

【講説】趙襄子愈よ晉陽を以て本據となすに決せしかば、其臣延陵生を召し、將軍並に戰車騎兵とを從へて先づ晉陽に赴かしめ、襄子は後より發向に及べり、已に晉陽に至り城郭を巡視し五官の蓄へたる物品を檢分せしに、城郭は頽破の儘にて完からず、穀物倉には取置きの米なく、金倉には貯蓄の錢なく、武器庫には甲冑劍戟なく、都邑には守備の機關なかりしかば、襄子は此の有樣を見て悲觀に堪へず、因て張孟談を召し相談しけるやう、此方城郭及び五官の貯藏を巡回して取り調べたる處、何れも完備せる者なく、此の如くなれば敵の攻擊に應ずべきやうなし、如何にせんかと、張孟談云ふ臣の承る所に由れば聖人の政治をなすや、財用を臣民に蓄へて官庫に蓄へず、又精精敎化を整へて城郭などに手を入れずと、君は宜しく法令を發し玉ひ人民に命じて自用に供する爲め三年分の食料を遺し置き、尙ほ餘分の米ある者は之を政府の米倉に入れしめ、又自用に供する爲め三年分の生活費を留め置き、尙ほ餘分の錢ある者は之を政府の金藏に入れしめ、一家に餘分の勞働者ある者は之を城郭の修繕に使ひ玉ふべし、襄子夕に此令を下せし處翌日に至れば米倉は忽ち充滿して最早收容すべからざるに至り、金藏も盡く塞つて復た錢を積むべき餘地を餘さゞるに至り、武器庫も亦戰具を受納する

地、趙襄子弗與、知伯因陰約韓魏、將以伐趙、第六大段の第四小段なり、知伯『趙の地を貪らんとするを叙す、

【講説】知伯は韓魏の土地を貪つて猶ほ足れりとせず、又趙に使を遣はして蔡皐狼の地を求めたる處、趙の君襄子は之を拒絶せしかば、知伯は之が爲め秘密に韓魏二氏と約束を結び趙を伐つの準備を爲せり、

襄子召張孟談而告之曰、夫知伯之爲人也、陽規而陰疏、三使韓魏而寡人不與焉、其措兵於寡人必矣、今吾安居而可、張孟談曰、夫董閼于、簡主之才臣也、其治晉陽而尹鐸循之、其餘教猶存、君其定居晉陽而已矣、君曰諾、第六大段の第五小段なり、趙子晉『陽城を以て防禦地となすを叙す、

【講説】趙襄子は其家老なる張孟談を召し之に語るやう、彼の知伯の人物は表面人と親密にして裏面は之を疎斥する性質なるが、今三度も使を韓魏に遣りながら、此方へは何等の沙汰なし、是れ彼等の間に秘密關係あるに似たり、則ち此方を攻撃すべきや疑なし、左れば此方は何處に居つて敵を防がば宜しからんかと、張孟談答へて曰く夫の董閼于と申す者は君の御先代なる簡主の用ゐ玉ひし器量人なるが、其一代晉陽を治め、其後任の尹鐸も善く其業を繼で政を修め、其名殘が尚ほ存在する以上、人民も忠守して離るゝ事なかるべし、君は晉陽に居を定め玉ふ外あるべからずと、襄子は如何にもと承引せられぬ、

乃召延陵生、令將軍車騎先至晉陽、君因從之、君至而行其城郭及五官之藏、城郭不治、倉無積粟、府無儲錢、庫無甲兵、邑無守具、襄子懼、乃召張孟談曰、寡

して范中行氏を伐ち滅ぼし、凱旋の後數年の間は戰爭を爲さずして軍隊を休息に及び、今度は平和手段を以て土地を貪らんと欲し、使を韓氏に遣はして土地を要求せしめたる處韓子は固り與ふべき理由なきを以て之を拒まんとせり、其臣の段規諫めて曰く是は與へざるを得ず、何故なれば彼の知伯の人と爲りは慾深くして殘忍なり、今彼れの使來つて土地を求むるに之を與へざる時は、兵を吾國に加ふるに相違あるべからず、左れば君枉げて土地を割讓し玉へ、若し吾國が土地を割讓せば彼奴必ず味を覺えて善き事とし、此上又他國に向つて土地を要求すべし、他國恐らくは之を諾せざらん、之を諾せざらば知伯必ず兵力を以て之に臨むべし、然る時は吾が韓は先づ無難なる事を得るに足る、斯くして何かの事變を待つに若かずと、康子は之を聽入れ使者を以て一萬の戸數ある縣を知伯に割讓の手續を爲せしかば知伯は深く滿足に及びぬ、

【字解】〔鷙愎〕一に鷙愎に作る、殘虐の氣象を云ふ、

又令人請地於魏、宣子欲勿與、趙葭諫曰、彼請地於韓、韓與之、今請地魏、魏弗與、則是魏內自彊而外怒知伯也、如弗予、其措兵於魏必矣、不如予之、宣子曰諾、因令人致萬家之縣一於知伯、（第六大段の第三小段なり、知伯魏の地を貪るを叙す、）

【講說】知伯は韓の土地を要求して其目的を達せしかば、又魏に向つて土地を求めける處、魏の主人宣子は與へまじと思へり、然るに其臣趙葭諫めて曰く、彼れ先頃土地を韓に求めたるに韓は柔順に之を與へたり、今此の魏に同一の請求を爲すに當り之を與へざる時は、是れ魏が自ら强がりて知伯の怒を招く次第となる、土地を與へざる結果必ず兵を發して魏を攻むべきぞ、與ふる方宜しと、宣子其言に從ひ是れ亦韓と同じく人を以て萬家の一縣を割き知伯に與へたり、

知伯又令人之趙請蔡皐狼之

聞かし呉れよと、師曠も是非なく淸角の曲を彈しけるが、一たび奏すれば黑雲西北の方より涌き出で、再び之を奏すれば大風吹起り、大雨も共に降り洒ぎ、幕や戶張は引裂かれ、食器は打碎かれ、廊の瓦は崩れ落ち、其勢凄じかりしかば居並びたる人人那處這處に逃げ走り、平公も恐れて色を失ひ廊室の間に俯伏せり、是れより晉は大旱三年に亙り、土地は一物をも生せず、平公自身は大病となられぬ、故に政治の務を怠り徒に音樂に耽つて際限なき時は、則ち身を苦むる事なりと曰へるなり、

【字解】〔泰山〕五岳の第一神山として崇ばるゝ山東省に在り、〔象車〕孔子家語に據れば山より出づる天然の車を云ふ、〔六蛟龍〕六疋の蛟龍を車に繫ぎて之を引かしむるなり、蛟龍はミヅチ、俗に云ふ雨龍角なし、或は云ふ魚身蛇尾、〔畢方〕木の精靈なり、〔蚩尤〕史記正義に、黃帝攝政有蚩尤兄弟八十一人、獸身人語銅鐵額とあり、〔騰蛇〕龍の一種足なくして飛ぶ者、〔將有敗〕敗は失敗、祟と云ふが如し、〔狙豆〕前に出づ、食器、〔赤地〕赤は赤貧の赤、カラなり、一物もなきなり、〔癃〕篤疾なり、

奚謂貪愎、　第六大段の第一小段なり、名目に因て發問す、

【講說】何如なる事を指して貪愎と謂ふや、

昔者知伯瑤率趙魏韓、而伐范中行、滅之、反歸休兵數年、因令人請地於韓、韓康子將欲無與、段規諫曰、不可不與也、夫知伯之爲人也、好利而鶩愎、彼來請地而不與、則移兵於韓必矣、君其與之、與之彼狃、又將請地他國、他國且有不聽、不聽則知伯必加之兵、如是韓可以免於患、而待其事之變、康子曰、諾、因令使者致萬家之縣於知伯、知伯說、　第六大段の第二小段なり、知伯韓の地を貪るを敍す、

【講說】昔者晉の知伯名は瑤、趙魏韓三氏の兵を引率

合鬼神於泰山之上、駕象車而六蛟龍、畢方並轄、蚩尤居前、風伯進掃、雨師灑道、虎狼在前、鬼神在後、騰蛇伏地、大合鬼神、作爲清角、今主君德薄、不足聽之、將恐有敗、平公曰、寡人老矣、所好者音也、願遂聽之、師曠不得已而鼓之、一奏之、有玄雲從西北方起、再奏之、大風至、大雨隨之、裂帷幙、破俎豆、隳廊瓦、坐者敗走、平公恐懼、伏於廊室之間、晉國大旱、赤地三年、平公之身遂癃病、故曰、不務聽治而好五音不已、則窮身之事也、『第五大段の第五小段なり、師曠清角の曲を彈して平公禍を得たるを叙す、

【講說】平公は滿足の餘、杯を持て師曠の前に進み祝儀を述べられ、本の座へ戾りし後問はるゝやう、音は清徵より一層悲しき者ありやと、師曠云ふ清徵の悲しきは清角に及ばずと、平公は何とかして清角を聽かれまじきやと懇望に及びし處、師曠云ふ其れは叶ひ申さず、昔し黃帝が鬼神を泰山の上に集合せし時、象車と云へる天然の車に六頭の蛟龍を着けて之を引かしめ、畢方の神は車の左右に附添ひ、攝政の蚩尤は車の前驅を爲し、風の神は塵を吹き掃ひ、雨の神は道に水をまき、前には虎狼案內を爲し、後よりは鬼神隨行し、龍の一種なる騰蛇は地に伏し、鳳凰は虛空に翔れり、此の如き森嚴靈異の光景を以て大に鬼神を會せし時、斯の清角の曲を作りたるなり、今主君は德薄く在らせらるゝが故に、之を聽き玉ふの資格なし、故に不可なり、若し强ひて之を聽き玉はゞ恐らく珍事出來に及ばんと、平公曰く此方已に老年に及び餘命幾もなく而して何よりも好む所は音樂なれば、何卒

に答へて、師曠は是れ謂はゆる清商なりと、

【字解】〔靡〕 奢侈淫佚の意、靡々とは殷の紂王長夜の飲の曲名、
〔清商〕 商は五音の一、五音は宮商角徵羽、清は其聲の澄めるなり、

公曰、清商固最悲乎、師曠曰、不如清徵、公曰、清徵可得而聞乎、師曠曰、不可、古之聽清徵者、皆有德義之君也、今君德薄、不足以聽、平公曰、寡人之所好者音也、願試聽之、師曠不得已、援琴而鼓、一奏之、有玄鶴二八、道南方來、集於郎門之垝、再奏之而列、三奏之、延頸而鳴、舒翼而舞、音中宮商之聲、聲聞於天、平公大悅、坐者皆喜、〔第五大段の第四小段なり、師曠清徵の音を彈ずるを叙す、〕

【講說】平公問ふ清商は元來最も悲しき聲なるや、師曠答ふ清徵の悲しきには及ばず、平公問ふ清徵は承る事出來得べきや、師曠云ふ出來申さず、古に於て此曲を聽きし人は皆德義ある君主なり、然るに今吾が君は德薄く在せらるゝ故、之を聽き玉ふ資格なしと、平公押して云はるゝやう、此方の好む所の者は音樂の外なし、何卒試に聽かし吳れよと、師曠も君命已むことなく琴を引寄せて彈じけるが、一たび奏するや黑鶴が八疋二列となつて南方より飛來り、廓門の棟木の端に集れり、再び之を奏するや一列となり、三たび之を奏するや頷を長くして鳴き、翼を伸はじて舞始めぬ、其音は宮聲商聲に叶ひ、聲の高きこと天にも達する計なり、平公大に興に入り、列座の人人も皆喜びたり、

【字解】〔郎門〕 郎は廊の事、廊とは堂下に在り、左右に並行せる廻廊湯島敎育圖書館の聖廟を見れば其制分明ならん、

平公提觴而起、爲師曠壽、反坐而問曰、音莫悲於清徵乎、師曠曰、不如清角、平公曰、清角可得而聞乎、師曠曰、不可、昔者黃帝

靈公起[公]曰、有新聲願請以示、平公曰善、乃召師涓令坐師曠之旁援琴鼓之、未終、師曠撫止之曰、此亡國之聲、不可遂也、平公曰、此道奚出、師曠曰、此師延之所作與紂爲靡靡之樂也、及武王伐紂、師延東走、至於濮水而自投、故聞此聲者、必於濮水之上、先聞此聲者國必削、不可遂、平公曰、寡人所好者音、子其使遂之、師涓鼓究之、平公問師曠曰、此所謂何聲也、師曠曰、此所謂清商也、（第五大段の第三小段なり、師涓清商の音を彈するを叙す、）

【講説】晉の平公は衛の靈公の訪問を受けしかば、之を施夷と云へる臺上に饗應しける處、酒宴の半に及び靈公は起立して晉君に述べらるゝやう、自分近頃珍らしき琴曲を得たるが、何卒之を御紹介致すことを許し玉へと、平公心得候と申されしかば、靈公は隨行の師涓を召し寄せ、晉の樂官の曠とて有名なる音樂家の旁に席を占めさせ、彼曲を彈ぜよと命ず、師涓は琴を引寄せ之を彈き始め、未だ曲を終らざるに師曠は絃を押へ、止めて云ふ、此れは亡國の聲なり、終まで奏すべからずと、平公問ふ一體此曲は出處は如何にと、師曠答ふ此は昔し紂の太師なる延が紂王の爲に作り出したるみだらの樂なり、周の武王紂を伐つに及び、延も東方に脱走せしが濮水に至つて河中に投身して死せり、左れば此聲を聞く者は濮水の畔に限る、斯く不祥の聲なる故、尤も先に之を聞たる者は其國必ず他より削らるゝの憂あり、決して終まで奏すべからず、平公云ふ此方の好む所は音樂より外なし、議論はあるにしても且く此曲を遂げしめよと、師涓因て曲の終まで之を彈ぜり、平公師曠に向ひ此は音樂の上に於て何と稱する聲なるやと問はれたる

【講説】何如なる事を指して好音と謂ふや、

昔者衛靈公將之晉、至濮水之上、稅車而放馬、設舍以宿、夜分而聞鼓新聲者而說之、使人問左右、盡報不聞、乃召師涓而告之曰、有鼓新聲者、使人問左右、盡報不聞、其狀似鬼神、子爲聽而寫之、師涓曰諾、因靜坐撫琴而寫之、師涓明日報曰、臣聞之矣、而未習也、請復一宿習之、靈公曰諾、因復留宿、明日而習之、遂去之晉、第五大段の第二小段なり、師涓新曲を學ぶ事を叙す、

【講説】昔し衛の靈公が晉國に往かんとし途中、濮水の邊に至り、車より馬を釋き放し、假屋を設けて止宿せし處、夜半の頃何處にか耳新らしき琴の音聞えたり、王は殊に心に叶ひしかば、人を左右の假屋に馳せて何者が何處にて彈ぜるかを問はれけるに、孰も臣等は一向聞き申さずと答へぬ、因て樂官の涓を召し告げらるゝやう、新規なる琴の曲を奏する者あるが故に、今馳せて左右の假屋に宿する者に尋ねしめたれども、皆聞かざる由を言へり、余に聞えて他の者に聞えざるとは不思議なり、如何にも其樣子は鬼神に似たり、其方吾が爲に之を聽て其曲を寫し取り呉れよと、涓は畏りまり奉ると答へ、因て端然と心を靜かにして默坐せしが、名人の事とて他人には聞えざる奇怪の琴の音も聞えたる者と見え、己の琴をば之に合せて寫し取り、翌日靈公に報告すらく、臣は已に之を寫し候得共未だ十分手に入らざる間、何卒もう一晩此に宿して熟習致したしと、靈公は尤もなりとて許しければ、更に一宿に及び其翌夜之を習ひ覺えぬ、其れより此處を出立して晉に赴きぬ、

【字解】〔稅〕 馬車より馬を取るなり、〔夜分〕 分は半、〔鼓〕 琴をヒクのヒク、〔師涓〕 師は太師にして伶人の長なり、

晉平公觴之於施夷之臺、酒酣

愛小利而不虞其害、故曰、顧小利則大利之殘也、（第三大段の第四小段とす、論斷を下す、）

【講説】故に虞公が兵危くして土地を削られたるは何故なりやと云ふに、是れ他なし、玉や馬の如き小利に心を奪はれ、其國を亡ぼすの大害を警戒せざりしに由る、故に小利を顧るは則ち大利の殘なりと曰へるなり、

奚曰行僻、（第四大段の第一小段なり、行僻の名目に因て發問す、）

【講説】何如なる事を指して行僻と謂ふや、

昔楚靈王爲申之會、宋太子後至、執而囚之、狎徐君、拘齊慶封、中射士諫曰、合諸侯不可無禮、此存亡之機也、昔者桀爲有戎之會、而有緡叛之、紂爲黎丘之蒐、而戎狄叛之、由無禮也、君其圖之、君不聽、遂行其意、（第四大段の第二小段なり、楚の靈王の行僻なりし事實を述ぶ、）

【講説】昔し楚の靈王は申の地に於て列國の會合を爲したる時、宋國の太子が期日に後れて到着せしを怒り、之を捕へて押込たる上、徐の君を侮辱し、齊の大夫慶封を拘留せしかば、中射士を勤むる一人之を諫めて曰く、諸侯を會合するには禮なくしては宜しからず、禮あると否とは此れ存亡の分るゝ所なり、昔し夏の桀王有戎の會を爲せし時有緡の國之に叛き、殷の紂王黎丘の地に狩を催ふせし時戎狄之に叛けり、是れ共に禮なかりしに由る、主君宜しく思慮を運らし玉へと、然るに靈王從はず思ふ儘に振舞へり、

居未期年、靈王南遊、羣臣從而劫之、靈王餓而死乾溪之上、故曰、行僻自用、無禮諸侯、則亡身之至也、（第四大段の第三小段なり、其結果を叙べて論斷を下す、）

奚謂好音、（第五大段の第一小段なり、好音の字に就て發問す、）

用ゆる珠玉黄金刀布の類、

虞公貪利其璧與馬、而欲許之、宮之奇諫曰、不可許、夫虞之有虢也、如車之輔、輔依車、車亦依輔、虞虢之勢正是也、若假之道、則虢朝亡而虞夕從之矣、不可、願勿許、虞公弗聽、遂假之道、荀息伐虢克之、還反、處三年、「反」興兵伐虞又剋之、荀息牽馬操璧而報獻公、獻公說曰、璧則猶是也、馬齒亦益長矣、『第三大段の第三小段なり、『虞公小利を貪つて亡びたることを叙す、

【講說】虞公は晉より贈れる玉と馬とを貪り得とし道を貸すことを許さんとせしに、其臣宮之奇之を諫めて云ふ、是は許すべきに非ず、元來我が虞の國に隣邦の虢あるは車輪に挾木あると同じく、挾木は車輪に依り傍ひ、車輪は挾木に依り添ひ、互に持合ひて存立する者なるが、虞と虢との關係は正しく是の通なり、故に若し晉に道を貸さば、虢が朝亡ぶるとすれば虞は其跡を追ふて夕刻に亡ぶべく、即ち虢の滅亡は虞の滅亡を促す者と謂ふべし、左れば許すは不可なり、何卒許し玉ふ勿れと、然るに虞公は寶に迷ひ宮之奇の諫を用ゐず、結局晉に道を貸せしかば荀息は虞の領地を通過し、虢を伐つて之を征服し本國に立歸れり、然るに兎角して三年を過ぎるや、晉は復び兵を興して虞を伐ち、又もや之を征服せり、乃ち荀息は以前虞公に贈りたる玉と馬とを取戻し、馬を牽き玉を手にして獻公に捧げ、萬事見込通に運びたる事を示せしに、獻公は大に滿足せられて曰はるゝやう、玉は疵もなく以前の儘なり、馬は御蔭にて益す成長せしぞと、

【字解】〔輔〕車の輪の脫けざるやうに押へ着ける木を云ふ、〔馬齒〕齒は年齡、

故虞公之兵殆而地削者何也、

昔者晉獻公欲假道於虞以伐虢、荀息曰、君其以垂棘之璧與屈産之乘、賂虞公求假道焉、必假我道、君曰、垂棘之璧、吾先君之寶也、屈産之乘、寡人之駿馬也、若受吾幣不假之道、將奈何、荀息曰、彼不假我道、必不敢受我幣、若受我幣而假我道、則是寶猶取之內府而藏之外府也、馬猶取之內廐而著之外廐也、君勿憂、君曰、諾、乃使荀息以垂棘之璧與屈産之乘、賂虞公而求假道焉、第三大段の第二小段なり、晉の虞を欺くを言ふ、

【講説】昔し晉の獻公は虢を伐たん事を謀り、虢に往くには虞を過ぎざるを得ざるが故に道を借らんと欲し、其方法を相談しけるに、大夫なる荀息の云ふ、垂棘の美玉と屈の馬とを虞公に進物として道を借ることを請はゞ必定許容すべしと、獻公曰く垂棘の玉は吾が先代の寶とせられし者、又屈の馬は此方の愛する駿馬にして、共に大切の品なり、然るに萬一吾邦の進物のみを受け收めて道を貸すことを拒まば、取戻の出來ぬ話なるが如何にすべきやと、荀息之に答へて彼れ道を貸さゞる程ならんには、必ず進物をば平氣にて受取るまじ、若し又進物を受取つて道を貸す以上は、早晩之を亡ぼす事故、玉は一旦手放すと雖も、宛も奥倉より取出して表倉の中へ入置くと同樣なり、馬も亦奥の廐より表の廐に繫ぎ換へると同樣なり、雙方とも萬萬失ふ懸念あらざれば君には憂慮爲し玉ふなと、獻公は之を聞て善し承知せりと宣ひぬ、是に於て荀息を使者とし、馬と玉を虞公に進物として道を借ることを要求に及びたり、

【字解】〔垂棘之璧〕 垂棘は美玉の產地なり、〔屈產之乘〕 屈の地より出でたる馬、乘は馬四頭、四頭馬車に用ゆべき者、〔幣〕 進物に

而還、曰、今日之戰、不穀親傷、所恃者司馬也、而司馬又醉如此、是亡楚國之社稷、而不恤吾衆也、不穀無復戰矣、於是還師而去、斬司馬子反、以爲大戮、（第二大段の第三小段なり、大忠の賊たる所以の事實を叙す、）

【講說】戰爭已に終りし後、楚の共王は尚も一戰を試みて前度の辱を雪がんと欲し、使を以て子反に出頭せよと命じける處、子反は酒に醉ひ居たる故、胸痛を申立てゝ之を辭しぬ、共王は其容體を見んとて馬車を命じ自身出張して子反の起居せる幕の中まで入られしに、酒氣紛紛として鼻を衝きしかば、扨はと且つ悟り且つ呆れて其儘本營に立戻り、左右の者に言ひけるやう、今日の戰爭には身方運拙く此方さへ手傷を被りたる程にて、指揮思ふに任せず、恃とする所は唯司馬のみなり、然るに肝心の司馬が此樣に醉ひたる以上は致方なし、是れ實に楚の國家を亡ぼす者なり、又我が軍隊の困苦を心配させる者なり、最早戰ふべき氣力もなければ戰ふまじと、斯かる次第にて退軍の上歸國せられ、司馬子反を斬罪に處して大なる鑑戒とせり、

【字解】〔不穀〕不善不祥と云ふ事にて王公の謙遜的自稱なり、

故豎穀陽之進酒、不以讐子反也、其心忠愛之、而適足以殺之、故曰、行小忠則大忠之賊也、（第二大段の第四小段なり、論斷を下す、）

【講說】左ればボーイの穀陽が子反に酒を進めしは、子反が酒を好みけるゆゑ之を喜ばさんとの考にて、固り害心あつての事には非ず、其心は親切を盡せしなれども、反つて之が爲に子反を殺すことゝなりぬ、故に小忠を行ふは則ち大忠の賊なりとは曰へるなり、

奚謂顧小利、（第三大段の第一小段なり、小利の名目に因て發問す、）

【講說】何如なる事を指して小利と謂ふや、

に頓着せず、是れ國を失ふの禍なり、第七は内國を離れ遠く漫遊を試み、諫言する者あつても之を度外にす、是は其身の危險を招く致方なり、第八は過失ありたる時忠臣の言を用ゐず己の所存を遂ぐる、是は名譽を潰し人より笑はるゝ根本なり、第九は自國の力をも量らず、徒に外國の勢力を恃とす、是は國を削り取らるゝ害を招く道なり、第十は國小にして禮儀なく、諫言の士を用ゐず、是は子孫の絶ゆる形勢なり、

【字解】〔殘〕 敗るなり、ソコナフなり、〔僻〕 カタヨル、〔愎〕 モトル、

奚謂小忠、第二大段の第一小段なり、小忠の名目に因て發問す、

【講說】何如なる事を指して小忠と謂ふや、

昔者楚共王與晉厲公戰於鄢陵、楚師敗而共王傷其目、酣戰之時、司馬子反渴而求飮、豎穀陽操觴酒而進之、子反曰、噫退酒也、穀陽曰、非酒也、子反受而飮之、子反之爲人也、嗜酒而甘之、弗能絶於口而醉、第二大段の第二小段なり、小忠の事實を答ふ、

【講說】昔し楚の共王が晉の厲公と鄢陵に戰ひし時、楚の兵は敗北に及び共王は敵の矢に中つて目に負傷せり、此戰の眞最中、楚の司馬を勤むる子反と云へる者喉乾きて堪へ難かりしかば、何か飮料をと叫びぬ、其僕の穀陽は角製の杯に酒を注ぎ之を手に持ちて差出しけるに、子反は酒なりと見て、あいや酒である、怪しからぬ、持ち去れよと云ひける處、穀陽は否とよ酒にては之なしと云ふ、因て子反は其れを受け取つて飮みたるが、元來子反と云へる人は酒好にて之を賞翫せし故に、息をも繼がず飮干して醉倒れぬ、

【字解】〔豎〕 ボーイなり、〔觴〕 は角にて造りたる朝顔形の杯、〔噫〕 驚き且つ怒る、感嘆辭、〔退〕 軍中酒を禁ずる故なり、

戰既罷、共王欲復戰、令人召司馬子反、司馬子反辭以心疾、共王駕而自往、入其幄中、聞酒臭

遠からざるが如し、

韓非子巻三

十過

【篇旨】此れ本書の第十篇にして、諸侯の政治上、統御上、十條の過失あるを論ず、

【分段】全篇分つて十一大段とす、第一大段は起手より絶世之勢なりに至る、十過の名目を列擧して綱領を立つ、以下一過毎に一大段を成す、

十過、一曰、行小忠、則大忠之賊也、二曰、顧小利、則大利之殘也、三曰、行僻自用、無禮諸侯、則亡身之至也、四曰、不務聽治、而好五音、則窮身之事也、五曰、貪愎喜利、則滅國殺身之本也、六曰、耽女樂、不顧國政、則亡國之禍也、七曰、離内遠遊、而忽於諫士、則危身之道也、八曰、過而不聽於忠臣、而行其意、則滅高名、爲人笑之始也、九曰、内不量力、外恃諸侯、則削國之患也、十曰、國小無禮、不用諫臣、則絶世之勢也、（第一段なり、）

【講說】十過とは第一は小なる親切を施す、是は大なる親切の敵なり、第二は僅かの利を懸念す、是は大なる利益の害なり、第三は極端なる我流を振まひ、列國に無禮を爲す、是は此上もなき身を亡ぼすの源因なり、第四は政治の奏聞を聽くことを勵まずして音樂などを好む、是は己の困苦を來すべき事なり、第五は貪慾にして道に戻り、利益を喜ぶ、是れ國を亡ぼし命を失ふ原因なり、第六は女樂師などに深入りして政治

利多者買官以爲貴、有左右之交者、請謁以成重、功勞之臣不論、官職之遷失謬、第二大段の第一小段なり、官爵授敍の目的に反するを言ふ、

【講説】今日は之と同じからず、賢不賢を課するに功勞あると功勞なきとを論ぜず、唯諸侯に威力ある者を用ゆるか、左なくば左右近侍の取持を聞入れ、臣下の方に在つては之を利益問題として周旋料を取り、私の黨派を立つるが故に、金力ある者は官を買つて貴き位を得、君主の近臣に緣故ある者は運動を行つて己の價値を高むるなり、此くの如くなるを以て功勞ある者も之を選ぶことなく、升級陞爵の如き全く其當を誤まるに至る、

是以吏偷官、而外交、棄事而財親、是以賢者懈怠而不勸、有功者隳而簡其業、此亡國之風也、第二大段の第三小段なり、結果を言ふ、

【講説】是の結果として官吏は其職を胡麻化して運動に力を用ゐ、其務を打棄てゝ利益のみ之れ謀る、之が爲め賢者は張合なきを以て勵まず、功ある者も沮喪して其業を放擲するに至る、是れ亡國の形勢なり、

【字解】〔隳〕　怠なり、

槩論

是れ官は其才德に應じ賞は其功勞に應ずべきを論ずる者にして、固り正當の理なり、然れども此の如きは村夫子も亦能く言ふ所にして、別に韓非の特色を見ず、又何れの點よりするも八姦と直接の關係なし、是れ或は他篇の一部分此に攙入せしものならん、

文評

凡そ物奇なれば則ち變じ、偶なれば則ち定る、故に文も三段に至つて始めて變化あり、然るに此篇は唯一正一反二大段を以て構成せし者に過ぎず、冒頭なく、結論なく、其文の單純なること猶ほ其主意の如く之を沒趣味と云はんか、之を沒意匠と言はんか、平平凡凡一として其喜ぶべき所あるを見ず、然れども之を他篇の一部分と視做すときは尙ほ一段として見るを得べし、乃ち之を以て攙入となすの說中らずと雖も

の姿態かこれあらん、乃ち段別に結束の語を用ゐざる爲め、最後の一小段に於て小波瀾を捲き起し、以て人目を聳せしや疑なし、蓋し具眼の士之を知る、

○附篇

【篇旨】此篇當時官爵の授叙當を失へるを論ず、

【分段】分つて二大段とす、第一段は起手より故事成功立に至る、先づ明主の爲す所を擧げて標準を示す、第二大段は今則不然より結末に至る時弊を切論す、

明主之爲官職爵祿也、所以進賢材勸有功也、（第一大段の第一小段なり、官爵の目的を擧ぐ、）

【講說】明君が官職を設け俸祿を定むるは、其主意賢德才能の士を引き揚げ、功勞ある者を奬勵するに在り、

賢材者處厚祿、任大官、功大者有尊爵、受重賞、官賢者量其能、賦祿者稱其功、（第一大段の第二小段なり、官爵授叙の正規を示す、）

【講說】但し其仕方によれば德あり才ある者は厚祿の地位に居り、大官の職に任じ、功勞の大なる者は高爵を有し重賞を受く、而して官は能を量つて之を任じ、祿は功を計つて之を與ふ、

【字解】〔稱〕秤にかけるなり、

是以賢者不誣能、以事其主、有功者樂進其業、故事成功立、（第一大段の第三小段なり、結果を言ふ、）

【講說】此の結果として賢者は其主君に對し己の所長を僞り飾らず、功ある者は益す功を建てん事を喜ばしく思ふが故に、事業は成就し、功績は確立するなり、

今則不然、不課賢不肖、論有功勞、用諸侯之重、聽左右之謁、父兄大臣上請爵祿於主、而下賣之以收財利、乃以樹私黨、故財

字を以て喚醒し、其性質を明にすると共に姦臣の手を下すべき材資を示し、然る後是に因て行ふ所の術を訐き、「此之謂」を以て一條目を收む、章法亦極めて明白なり、但し第五民萠の一小段は特に變化を施し、方術と資料とを分排せず、自ら之を句中に寓せり、則ち「爲人臣者散公財以說民人、行小惠以取百姓、使朝廷市井皆勸譽己以塞其主、」と云ふが如き、民人は資なり、公財を散ずるは術なり、百姓は資なり、小惠を行ふは術なり、朝廷市井は資なり、己を勸譽せしむるは術なり、是れ其變化の法を見るべきなり、

八姦盡く列擧せらるゝや、翻つて之を防止すべき道を說けるが、其間に凡此八者の一段を挿み、前を束ね後を起すの過渡と爲す、而して如何に之を結び如何に之を開けるや、請ふ本文を點檢せよ、「凡此八者人臣之所以道成姦」（前を結べり）「世主所以壅劫所以失其所有也」（八姦の結果にして前後に共通す）「不可不察焉」（後を起す）、

八姦を防止すべき道を說きたる一段も亦前段の順序に從ひ、一條目每に分說せり、但し前段の一條目は句數稍多く、後段の一條目は文字較少し、是れ一詳一略、所謂繁簡の法を用ゐたるなり、

舊說に據れば「法則聽之不法則距之」を以て八姦の終とし、「所謂亡君」以下を別論に屬す、翼毳の如きは他章の錯簡なりと云ふに至る、然れども是れ文法を解せざる者なり、蓋し八姦防止策を論ずる處每節の文字數行に出でざるが故に、彼を以て此れを律し、其過長なるを以て此の如き說を生じたるのみ、成程「不法則距之」の二句に一頓し大意は已に盡きたるなり、然れども此一問題こそ韓非が尤も重んぜし所の者なれば、更に痛切の論を加へたるのみ、且つ「法則聽之不法則距之」のみにては對外の方針に關しては則ち可なり、外交を利用する姦臣に關しては未だ足らざる所あり、「則不受臣之誣」の斷語あり始めて完密にして遺漏なし、然るに此れを以て別章となすは「所謂亡君」の句を突出の如く想へる爲めなるべきも、是れ大國に聽くの不可なるを論ずるの前提として聊か辭の端を更めたるのみ、若し此一小段を以て一文章と視做し首尾段節を審にする時は余の言の妄ならざるを知るべし、且又前段八姦を擧げて餘波を揚げず、後段亦八姦を制するの道を說いて結束の語なければ、何

鼻息を伺ふべからず、君主が外國の要求を容れざるを知らば臣下も列强に向つて賣國的運動に出でざらん、抑も群臣が君を欺いて外交を利用するは、君が外國を畏れて屈從するの心あるを以てなり、今君主列國の要求に妄從する事なければ、何に由て群臣の誣言に欺かれんや、

【字解】〔亟〕速なり、

槩論

夫れ鼠は穴より出で、蚤は縫目より入る、姦臣の術を行ふや亦必ず乘ずべきの隙に於てす、此篇每每其乘ずべき點を擧げ、而して之を利用するの方法を摘發す、寫し來つて深刻、肺肝見るが如く、一片の照魔鏡、靈光の映ずる所魑魅罔兩其影を遁るゝ能はず、蓋し戰國の末に至り、衰世の極人臣の道全く地を掃ひ、小にして城狐社鼠、大にして封豕長蛇、姦佞の言、毒逆の志、復た人理なきに至る、此の如き者滔滔皆然り、則ち是れ韓非の耳聞目睹せる所にして必ずしも思想上より得來りし者に非ず、然れども其觀察の鋭敏にして隱微を洞見するに非ざれば亦焉ぞ能く此に至らん、夫れ姦は外人と結托するより姦なるはなく、惡は賣國より惡なるはなくして、當時亦必ず此種の賊に乏しからざりしならん、彼が八姦の終に於て之を擧げたるは、其元凶なるが爲に外ならず、乃ち八姦を制する道を論じたる一段に於ても、他の項は各僅僅二三行を以て之を了せるに、此一條に關しては數十百言を費して猶ほ足らざるの觀あり、是れ焉ぞ其三たび意を致したる者に非ざるなきを得んや、「聽大國爲救亡也而亡亟於不聽」と、豈に韓の爲に之を言ふか、然らざれば何ぞ其言の沈痛なる、聽くも亡び聽かざるも亦亡ぶ、何ぞ聽かざるの愈れるに若かん、孟子が「斯城を築き斯池を鑿つ」と云ふも亦此を以てのみ、古來小弱國たる者何ぞ限らん、而して其形勢皆此一語の外に出でず、嗚呼是れ確乎不拔の言なり、而して今韓非之を八姦に於て發するを觀れば當時の人臣たる者亦以て知るを得べし、是れ益す八姦の論せざるべからざる所以なる歟、

文評

先づ姦臣の八術ある事を以て綱領とし、以下「一曰」「二曰」以て條目を分ち、八姦を說明す、篇法極めて明白なり、而して條目每に先づ名稱を揭げ、「何謂」の二

其於勇力之士也、軍旅之功無踰賞、邑鬭之勇無赦罪、不使羣臣行私財、（第十一大段の第七小段なり、威强の姦を察して之を制する道を言ふ、）

【講說】明君は勇力の士即ち姦臣の爪牙となる劍客壯士に就て如何にするやと云へば、戰爭に於て功あらば決して賞與を等閑にせざると共に、平生市中巷に於て私に爭鬭を行はゞ又決して其罪を赦さず、斯くして彼等を取締る時は、群臣の爲に雇はるゝが如き事なければ、從つて群臣も私を行はじ、

【字解】〔邑鬭〕都邑に在て爭鬭するなり、〔踰〕主道篇に從ひ偸に作るべし、〔財〕集解に從ひ衍とす、

其於諸侯之求索也、法則聽之、不法則距之、所謂亡君者、非莫有其國也、而有之者皆非己有也、令臣以外爲制於內、則是君人者亡也、聽大國爲救亡也、而亡亟於不聽、故不聽羣臣、羣臣知不聽、則不外市諸侯、諸侯之不聽、則不受臣之誣其君矣、（第十一大段の第八小段なり、四方の姦を察して之を制するの道を言ふ、）

【講說】明君は大國强國の要求に就き如何にするやと云ふに、彼の提言する所正當ならば之を諾し、不正當ならば之を拒絕するのみ、世に亡國の君と稱する人主も其國を失ひたる人主のみに限らず、或は儼然其國土を有すると雖も臣下之を自由になす以上、己の所有にして所有に非ず、人臣が外國の勢力を盾にして自國の權を專にする時は、是れ即ち君の亡びたる時なり、元來大國の要求に服從する所以は、若し之を拒絕せんか攻擊を受けて滅亡に及ぶべきが故に、滅亡を免れんが爲めなり、然れども一たび大國の要求に從はゞ飽くまでも之に乘じて欲望を逞うすべく、終には國を傾くるも猶ほ足らず、今度は口實を設けて伐たるゝ事となる、故に其滅亡は反て要求を聽かざるよりも速なり、左れば群臣の言に從つて大國の

使以罰任於後、不令妄擧、（第十一大段の第三小段なり、父兄の姦を察して之を制するの道を言ふ、）

【講說】明君は父兄大臣に就て如何になすやと云へば、彼等の勸に因て人を用ゆる事あるも、後日其薦めたる人物の過罪に就て責を負ひ罰を受けしめ、斯くして妄に人を推薦するの弊を絶つ、

其於觀樂玩好也、必令之有所出、不使擅進、不使擅退、羣臣虞其意、（第十一大段の第四小段なり、養殃の姦を察して之を制するの道を云ふ、）

【講說】明君が遊戯場娯樂品等に就き如何にするやと云へば、何品なりとも各之を掌る官職あつて其手より差出す事とし、其他の者をして君の思召を推測して隨意に獻上に及び若しくは撤退せしむるを許さず、

其於德施也、縱禁財、發墳倉、利於民者、必出於君、不使人臣私其德、（第十一大段の第五小段なり、民萌の姦を察して之を制するの道を言ふ、）

【講說】明君は恩惠を降し施與を行ふに就き如何に爲すやと云へば、或は御府の財寶を支出し、或は大倉廩を開いて穀物を發し、凡そ人民の利益となるべき事は皆直接に君主より出で、人臣をして私に恩德を施さゞらしむ、

【字解】〔縱〕ハナツ、〔禁財〕禁庫の財、非常に備ふる所の者、〔墳倉〕墳は大なり、又米粟が積んで墳の如く高きより云ふ、

其於說議也、稱譽者所善、毀疵者所惡、必實其能、察其過、不使羣臣相爲語、（第十一大段の第六小段なり、流行の姦を察して之を制するの道を言ふ、）

【講說】明君は辯士抔の遊說に就て如何になすやと云へば、譽むる者が善として勸むるも、誹る者が惡として斥くるも、能力の實否を考究し果して其言の如くなりせば之を用ゆるのみ、過失の有無を調査し果して其言の如くなりせば之を退くるのみ、妄に彼等の言語に左右せられず、此の如くなれば群臣決して交換的に利害を君主に訴ふることなし、

爲人臣者、重賦斂、盡府庫、虛其國、以事大國、而用其威、求誘其君、甚者擧兵以聚邊境、而制斂於內、薄者數內大使、以震其君、使之恐懼、（第九大段の第三小段なり、姦を成すの術を言ふ、）

【講說】人臣の姦謀を成さんと欲する者、下は重税を人民に課し、上は政府の財貨を費し盡し、一國の富を空虛にして大國の好意を買ひ、其威力を借りて己の君主を左右せんとし、尤も甚しき者に至つては敵國と謀り、兵を擧げて自國の疆界に聚らしめ、己內に在て其君を制御するに至る、左程までに非ざるも尙ほ屢ば己の內通せる大國の使を招き入れ、其君を威壓して恐懼せしむ、

【字解】〔索〕求むるなり、〔斂〕收縮の意に用ゆ、

此之謂四方、（第九大段の第四小段なり、名目を結ぶ、）

凡此八者、人臣之所以道成姦、世主所以壅劫失其所有也、不可不察焉、（凡そ以上の八件は人臣が其姦を成す方法にして、世の人君が昏まされ劫されて其國を失ふ原因なれば、最も察せざるべからざる事なり、）

明君之於內也、娛其色而不行其謁、不使私請、（第十一大段の第一小段なり、同牀の姦を察して之を制するの道を言ふ、）

【講說】明君は閨門に關して如何にするやと云へば女色を娛まざるに非ざるも、外間の取次などを爲さしめず、私に物事を願ひ出づるを許さず、然るときは姦臣の賄賂も施す所なからん、

其於左右也、使其身必責其言、不使益辭、（第十一大段の第二小段なり、在旁の姦を察して之を制するの道を言ふ、）

【講說】明君は近臣に就て如何にするやと云へば、彼等の身に其言の責任を負はしめ、餘計なる辭を陳べしめず、

其於父兄大臣也、聽其言也、必

此之曰流行。『第七大段の第四小段なり、名目を結ぶ、』

七曰威彊。『第八大段の第一小段なり、名目を掲ぐ、』

何謂威彊、君人者以羣臣百姓爲威彊者也、羣臣百姓之所善、則君善之、非羣臣百姓之所善、則君不善之、『第八大段の第二小段なり、姦を行ふべき資料を言ふ、』

【講説】威彊とは何を指すやと云ふに、人君の威あり力ある所以は其群臣百姓を有するに由る、而して彼等の善しとする所は君從つて之を善とし、彼等の不善とする所は君亦從つて之を不善とす、則ち群臣百姓の思想は君を動かすに足れり、

爲人臣者、聚帶劍之客、養必死之士、以彰其威明、爲己者必利、不爲己者必死、以恐其羣臣百姓、而行其私、『第八大段の第三小段なり、姦を成すの術を言ふ、』

【講説】人臣姦謀を成さんと欲する者、劍客や壯士を抱へて其威勢を輝かし、己の爲にする者には利益を與へ、己に不利なる者は之を殺し、此の如き手段を以て群臣百姓を嚇して吾が意の如くに爲し、因て私曲を行ふ、

此之謂威彊。『第八大段の第四小段なり、名目を結ぶ、』

八曰四方。『第九大段の第一小段なり、名目を掲ぐ、』

何謂四方、曰、君人者、國小則事大國、兵弱則畏彊兵、大國之所索、小國必聽、彊兵之所加、弱兵必服、『第九大段の第二小段なり、姦を行ふの資料を言ふ、』

【講説】四方とは何を指すやと云ふに、凡そ人君たる者其國土小なれば大國に順從せざるを得ず、兵力弱ければ强兵を畏れざるを得ず、從つて小國は必ず大國の要求を許し、弱國は必らず强國の兵力に屈するなり、

朝廷市井、皆勸譽己、以塞其主、而成其所欲、『第六大段の第二小段なり、姦を行ふべき資料と姦を成すの術とを言ふ、』

【講說】民萠は何を指すやと云ふに、姦臣は官の貨財を振巻き、若しくは區々たる恩惠を施し、國民を悅ばして其人望を取り、朝野の差別なく皆自分を稱贊せしめ、君主の恩德をして下に及ぶ能はざらしめ、而して己の志を逞うす、

【字解】〔萠〕邊鄙の民なり、〔市井〕數說あり、市を立つるには必ず方形となし井田を造るの制の如きゆゑに市井と謂ふ、是れ一、井田に因て市となす、是れ二、井は共に水を汲む所なるより言ふ是れ三、

此之曰民萠、『第六大段の第三小段なり、名目を結ぶ、』

六曰流行、『第七大段の第一小段なり、名目を揭ぐ、』

何謂流行、人主者固壅其言談、希於聽論議、易移以辯說、『第七大段の第二小段なり、姦を行ふべき資料を言ふ、』

【講說】流行とは何を指すやと云ふに人君深く九重の中に在り外間と隔絕するが故に、平生其面を見るを得る者少く、其面を見るを得る人と雖も君と言語を接する者は至極希なる有樣なれば、無論誠僞曲直を辨別する力なく、適ま議論を聞くときは尤もなりとて之が爲に動かさるゝこと容易なり、

爲人臣者、求諸侯之辯士、養國中之能說者、使之以語其私、爲巧文之言、流行之辭、示之以利勢、懼之以患害、施屬虛辭、以壞其主、『第七大段の第三小段なり、姦を成すの術を言ふ、』

【講說】人臣姦謀を成さんとする者、外は他國の辯士を雇ひ、內は國中の論說に巧なる者を養ひ、之を利用して己に便利なる事を言はしむ、而して此輩は修飾の議論と有効の辯舌を以て、利を前に示して君の心を誘ひ、害を後に設けて君の心を恐れしめ、虛構の言語を作り君主を惑亂す、

【字解】〔流行〕水の流るゝが如く然らざるを得ざるの勢を云ふ、〔施屬〕設け綴る、

男美女を獻上して歡心を得、而して大臣廷吏を引入れる方法に至つては、或は外に向つて其名譽を發表し、或は之が爲に君の御前を宜しく取成すべき約束を結び、大臣廷吏の機關となつて君主に進言する所あり、其事成就せば大臣廷吏功を以て爵位進み俸祿加はる、姦臣は是れ己の力なりとて大臣廷吏に恩を衣せ、遂に之に勸めて君主に抵抗せしめ、君臣の間柄不和を生ずるや、己之に乘じて奸計を運すなり、

【字解】〔收〕引入るゝなり、〔廷吏〕司法官を云ふ、〔辭言〕言語を以て譽め立つるなり、

此之謂父兄。『第四大段の第四小段なり、名目を結ぶ、』

【字解】〔父兄〕大臣廷吏は槪れ人主の伯叔父若しくは異母弟なるが故に父兄と曰ふなり、

四曰養殃。『第五大段の第一小段なり、名目を揭ぐ、』

何謂養殃、曰、人主樂美宮室臺池、好飾子女狗馬、以娛其心、此人主之殃也、『第五大段の第二小段なり、姦を行ふべき資料を言ふ、』

【講說】養殃とは何を指すやと云ふに、人君が宮殿庭園の壯麗を樂み、若き男女や犬馬などを多く蓄へ飾つて娛樂に供するは人主の凶事なり、

爲人臣者、盡民力以美宮室臺池、重賦斂以飾子女狗馬、以娛其主、而亂其心、從其所欲、而樹私利其間、『第五大段の第四小段なり、姦を成すの術を言ふ、』

【講說】人臣姦謀を成さんと欲する者は飽くまでも人民に賦役を課して王宮の築造などに從事せしめ、又重き租稅を取り立てゝ子女狗馬等の用に供し、君主の快樂を充して其精神を亂し、君主の欲望に從つて兎角の間に私利を植ゑ附くるなり、

【字解】〔賦斂〕賦は割附るより言ひ、斂は徵收するより言ふ、

此曰養殃。『第五大段の第四小段なり、名目を結ぶ、』

五曰民萠。『第六大段の第一小段なり、名目を揭ぐ、』

何謂民萠、曰、爲人臣者、散公財以說民人、行小惠以取百姓、使

底を看て取るなり、此輩は進むも一同、退くも一同、君之に命ずる所あれば同聲に應じ、君之に問へば同聲に答へ、一様の言一様の行を爲して君主の心を動かす者なり、

【字解】〔優笑侏儒〕皆樂人の類にて所謂道化師、侏儒は短人とて身の長卑く滑稽などを演ずる者、〔唯唯〕丁寧にして速なる返辭、〔諾諾〕簡略にして稍遲き返辭、〔軌〕前に出づ、

爲人臣者、内事之以金玉玩好、外爲之行不法、使之化其主、此之謂在旁、『第三大段の第三小段なり、姦を行ふの術を言ふ、』

【講說】人臣姦謀を成さんとする者は、金玉其他美術工藝娛樂品等を贈物として其機嫌を取り、又彼等の爲に不法の事を以て利益を啗し、之を利用して君主を惡道に入れしむ、

此之謂在旁、『第三六段の第四小段なり、名目を結ぶ、』

三曰父兄、◎『第四大段の第一小段なり、名目を揭ぐ、』

何謂父兄、曰、側出公子、人主之所親愛也、大臣廷吏、人主之所與度計也、此皆盡力畢議、人主之所必聽也、『第四大段の第二小段なり、姦を行ふべき資料を言ふ、』

【講說】父兄とは何を指すやと云ふに、妾腹の公達並に君の連枝は君主の親み愛する所、又大臣以下朝廷の役人は人主の相談相手にして、此等は皆其力を盡し十分の熟議を遂ぐる者なれば、人君は必ず其言ふ所を聞き入るなり、

【字解】〔側出公子〕側出は妾腹、公子は汎く君の旁系を言ふに似たり、〔度計〕商議なり、度はハカル、

爲人臣者、事公子側室、以聲音子女、收大臣廷吏、以辭言處約、言事事成則進爵益祿、以勸其心、使犯其主、『第四大段の第三小段なり、姦を成すの術を言ふ、』

【講說】人臣姦謀を成さんとする者は、公子側出の機嫌を取るに音樂などの娛樂を以てし、又は年若き美

僻好色、此人主之所惑也、託於燕處之虞、乘於醉飽之時、而求其所欲、此必聽之術也、『第二大段の第二小段なり、姦を行ふべき資料を言ふ、』

【講說】同牀とは何を指すやと云ふに高貴の夫人なり、位號ある官女なり、君の氣に入りたる美貌の小姓等なるが、此の人々は君主の惑溺する所の者なり、左れば人主が已に朝務を終り奥殿にて寬がるゝ折抔は、嚴格ならざるゆゑ何事にても申出し易く、又人主が酒に醉ひたる時抔は何の思案も有らざれば、斯かる機會に乘じて望む所の事を願ふが如きは是れ必ず聞屆らるゝ事を期するの手段なり、

【字解】〔愛孺子〕孺子は婦人の美稱、妾の中にて位を有する者、〔便僻〕寵幸を謂ふ、〔虞〕娛に通ず、

爲人臣者、內事之以金玉、使惑其主、『第二大段の第三小段なり、姦を成す所の術を言ふ、』

【講說】扠人臣姦謀を成さんとする時は奥向に手を入れ、此等の宮女抔に金玉等の寶を贈つて其機嫌を取り、之を利用して君主を迷はせしむるなり、

此之曰同牀、『第二大段の第四小段なり、名目を結ぶ、』

二曰在旁、『第三大段の第一小段なり、名目を揭ぐ、』

何謂在旁、曰優笑侏儒、左右近習、此人主未命而唯唯、未使而諾諾、先意承旨、觀貌察色、以先主心者也、此皆俱進俱退、皆應皆對、一辭同軌、以移主心者也、『第三大段の第二小段なり、姦を行ふべき資料を言ふ、』

【講說】在旁とは何を指すやと云ふに、滑稽にして人を笑はしむる優人や、一寸法師や、左右近侍の輩の如きは、人主が未だ何事をも言はず何事をも申付けざるに、唯々と畏み諾々と呑込み、君の意を察して立ち働き、君の思ふ通りに事を處し、顏附目色等を窺つて其未だ言はず未だ行はざる中に心

て上弱下强の患成る、是れ人君が當に其神威を用ゆべき所、「大臣之門唯恐多人」と云ふ、禍根此に在り、「黨與之具臣之寶也」と云ふ、敵の利器此に在り、「臣之所不弑其君者黨與不具也」と云ふに至つては其結果の如何に畏るべきを喝破せし者にて、一讀毛髪の竦立するを覺ゆ、之を先んずるに虎の喩を以てし、之を後にするに枝の喩を以てす、皆朋黨の事に關せざるなし、而して賜を適し聚を伐つは朋黨の防遏手段にして、彼が此篇に於て度量と稱する者即ち是なり、

文評

若し上篇を評して古奥となす時は、下篇は之を稱して古雅となすべし、但し首段言を聽くを論じたる處は尚ほ上篇と其體を同うし、唇乎齒乎の數句の如き筆致の高古なる老子に神似すと謂ふも可なり、末段木を披くの譬三十餘句、句を隔てゝ相承け層累して下り、流麗喜ぶべし、「不勝春風枝將害心」に至つては文に詩趣あり、起手の深峭と反映して濃淡色を異にし、絶澗幽壑の間柳暗花明の一村を着くるが如し、而して其收筆は則ち如何ん、「主上用之如電如雷、」何等の斗絶、嶄然崛然一落千丈の勢を成す、此の如にして始めて偏枯の弊を免る、

八姦

【篇旨】此れ本書の第九篇にして、人臣が其私曲姦計を遂ぐる所以の術八種あるを言ふ、

【分段】段落は八姦各一大段を成す、唯之と接續せる明主之爲官職爵祿也より以下は是れ汎く官爵の失當を論じたる者にして、八姦と緊切の關係なき問題なるが故に、附篇として別に之を講ぜんとす、

凡人臣之所道成姦者、有八術、

第一大段なり、一篇の大綱を掲ぐ、

【講說】凡そ君に事ふる者が姦惡を遂ぐるに用ゆる所の術八種あり、

一曰在同牀、

第二大段の第一小段なり、第一姦の名目を掲ぐ、

【字解】（同牀）君と枕席を同うするを謂ふ、

何謂同牀、曰貴夫人、愛孺子、便

【講說】夫れ人君は根幹なり、人臣は枝葉なり、人君たる者屢ば枝を伐り拂ふが如く、臣下の威權を削るべし、木の枝蔓るときは里門を塞ぎ公道の妨を爲すべければなり、大臣の門、人多ければ、朝廷の上、人なきに至り、君主は壅蔽を免れざらんとす、幾度も木を洗して枝の横へ突出さぬやうにすべし、即ち臣下の權を削り法外に踰えざらしむるを要す、蓋し枝横に出づる時は主人公の席を犯すべければなり、又何回となく、木を洗して枝が大にして幹が小なるが如き事無らしめよ、枝大にして幹小なりとて直ぐには折れざるべきも、一旦春の微風吹き來れば尙ほ搖動に堪へざらんとす、臣強く君弱きも俄に亡びざるべしとは云へ、一點の動機あらば刼奪の患を防ぎ難し、春風に堪へざらば枝將に木の心を害し、刼奪に堪へざらば臣將に國を亡さんとす、妾腹の公子已に多數にして勢力嫡子を陵ぐが故に、嫡子は地位の危を憂ひて嘆息す、之を止むるの方法は木を洗して枝を茂らざらしむるに在り、屢ば枝を伐り開くときは黨與解散に及ぶべし、凡そ根を掘る時は其木伸びず、臣下其君權を侵さば國家强大なる能はず、但し人君姦臣を制せんとするも決して意中を洩らす勿れ、夫れ水淸ければ人其深淺を窺ふ、是故に水の湧き出づる處を泥にて塞ぎ止め、濁らして底の知れざるやうになすべし、而して吾の臣下に對するや室より庭を見るが如く、其心術を看破して黨を立て威を振ふを得ざらしむ、人君の此の手段を用ゆるや疾雷の耳を掩ふ能はざるが如く、閃電の目にも留らぬが如く神變不測なるべし、

【字解】〔扶疎〕茂密の貌、〔春風〕春は風多しとの說あり、〔宗室〕適子の家、〔洶〕涌くなり、〔塡其洶淵〕其二句古來の注皆非常識なり、從ふべからず、

槩論

上篇に比すれば稍具體的にして哲學上の成分を缺き、半腹以下は純乎たる政治論なり、其御臣の術を言ふに至つては敢て上篇と異らずと雖も此篇の特に力を致せし所は人君の神にして測るべからざる事を言ふに在り、曰く「主上不神下將因之」と、而して最後の一句「若電若雷」を以て之を收む、是れ以て其精神の存する所を知るに足れり、夫れ畏るべきは大臣の勢力にして之を成す者は朋黨の力なり、大臣朋黨を得

しめ、斷て削るや月の次第に斷くるが如くす、俄にすれば怨むべきが故に覺らぬやうにするなり、又殖して之を揚るや熱に觸るゝが如くす、急にすれば危險なるが故に徐徐と試むるなり、法令を適切にして誅責を愼重にし、苟も罰すべき者ならんには少しも假借せず、法令は罪惡を射るの弓なれば汝の手に持てる弓は張り詰めて弛むる勿れ、國に專權の大臣ありて君と並立するは猶ほ一個の塒に二疋の雄雞居るが如く、一個の塒に二疋の雄雞住む時は突き合ひ蹴合ひて爭ふべし、猨を羊小屋に置けば羊の繁殖する例なきと均しく、姦臣をして民を治めしむれば民は之が爲に膏血を浚られて斃れんのみ、一家に二人の戸主あらば命令二途に出でゝ何等の事も成就せざらん、又夫が指圖を爲し妻が之に從ふは常道なるに、夫婦各家政を握りなば其子たる者何れに從ふべきかに惑ふ、君臣の關係も此れに異らず、是れ弓を弛めずして己に對抗する者を射るの必要ある所以なり、

【字解】〔內索出圉〕內索外圉若しくは入索出圉と云ふべきを、一は內外の內を用ゐ、一は出入の出を用ゐたるは、漢文に特有なる互文法の一種なり、其意は入つては內に於て詮索し、出でては外に向つて防禦すると云ふ事なり、〔靡〕は華靡にして俗に云ふ立派なり、〔簡〕エラブ、選擇なり、〔勿弛而弓〕而は汝と訓ず、〔嚬嚬〕爭鬪の貌、〔牢〕檻なり、豕小屋なり、

爲人君者、數披其木、毋使木枝扶疏、木枝扶疏、將塞公閭、私門將實、公庭將虛、主將壅圍、數披其木、無使木枝外拒、木枝外拒、將逼主處、數披其木、毋使枝大本小、枝大本小、將不勝春風、不勝春風、枝將害心、公子既衆、宗室憂吟、止之之道、數披其木、毋使枝茂、木枝數披、黨與乃離、掘其本根、木乃不神、塡其洶淵、毋使水清、探其懷、奪之威、主上用之、若電如雷、第六大段の第二小段なり、本を强うし、末を弱うすべきを言ふ、

て其下を制遏す、是れ互に無形の干戈を交ゆるに非ずして何ぞや、故に君臣の利害は正反對を爲し、法度は臣下の勢力を割くべき利器なるゆゑ其堅固なるは君の寶なると同時に、黨派は又私を成就するの機關なるゆゑ、其具備するは臣下の寶なり、但し臣が其君を弑せんと欲して尙ほ手を下さゞる所以は黨派の具備せざるが爲のみ、臣下の侵さんとするは積極にして君主の防がんとするは消極なり、故に上が一寸二寸を失へば下は一丈も二丈も得る所あり、但し上の下を制するや道あり、凡そ君にして國都に在る以上、他の都城の大に過ぐるを許さず、道を守るの臣下は自分の家を貴しとせず、道を守るの國は其臣を貴しとせず、若し臣下を富貴になす時は彼れ我が位を奪ひ國を盜むべければなり、苟も國家の危險を憂ふるなれば急に太子を定め置くに若くはなし、此の如くすれば禍の由て起るべき端緖あらず、

【字解】〔黃帝〕太古五帝の一、老子學派の本づく所、〔度量〕度は物差、距離を計り、量は枡、容積を測る、法は功罪を量る者なれば借りて法度に譬ふ、〔扶寸〕扶は四本の指を並べたる長さ、〔尋常〕八尺を尋と云ひ、一丈六尺を常と云ふ、〔置太子〕人君女色を好む者大抵多く妾を蓄へ、從て庶子少からず、臣下各己の事ふる所の王子を立てゝ君と爲さんとし、之が爲に簒弑の禍あり、內訌の患あり、故に國と身の危險を豫防せんとせば、早く太子を立てゝ希望の心を絕つの必要あり、

內索出圉、必身自執其度量、厚者虧之、薄者靡之、虧靡有量、毋使民比周、同欺其上、虧之若月、靡之若熱、簡令謹誅、必盡其罰、毋弛而力、一棲兩雄、一棲兩雄、其鬭㘖㘖、豺狼在牢、其羊不繁、一家二貴、事乃無功、夫妻持政、子無適從、（第六大段の第一小段なり、君臣の威權兩立すべからざるを言ふ、）

【講說】內に在つて宮廷の佞人を驅り、外に於て政府の姦臣を防ぐ爲に、是非とも自身法度を握り、臣下の富貴に過ぎたる者は之を殺で薄からしめ、俸祿の足らざる者は之を增して厚からしめ、各其程度を失はず、民をして徒黨を作り共に君主を欺くことなから

見て、殊勝なる人間と化し、其本相に反へるなり、

【字解】〔腓〕フクラハギ、〔狗信〕狗は葡の誤、戸崎の說を採る、

欲爲其國、必伐其聚、不伐其聚、彼將聚衆、欲爲其地、必適其賜、不適其賜、亂人求益、彼求我予、假讎人斧、假之不可、彼將用之以伐我、『第四大段の第三小段なり、領地の授與を制限すべきを言ふ、』

【講說】其國を治むるには必ず朋黨の結合を打破せざるべからず、左なきときは彼の虎と爲る者將に多數の味方を集めんと、是れ謂はゆる大臣の門人多きを恐るゝものなり、又地方を治るには是非とも采地を與ふることを適度にせざるべからず、左なきときは謀反心ある者加增を乞ひ、乞ふに任せて之を與ふるときは敵に斧を貸すと同然なり、是れ決して爲すべきに非ず、何となれば我が與へたる斧を以て吾を伐つべければなり、

【字解】〔聚〕黨與と云ふが如し、

黃帝有言曰、上下一日百戰、下匿其私、用試其上、上操度量、以割其下、故度量之立、主之寶也、黨與之具、臣之寶也、臣之所不弑其君者、黨與不具也、故上失扶寸、下得尋常、有國之君、不大其都、有道之臣、不貴其家、有道之君、不貴其臣、貴之富之、備將伐之、備危恐殆、急置太子、禍乃無從起、『第五大段なり、』

【講說】昔し黃帝軒轅氏の言はれたる語に曰く、上は防がんとし下は侵さんとし、上は制せんとし下は抗せんとし、上下の間相反する此くの如く、一日中相戰ふこと間斷なしと、下は望む所ある故に常に其私利の念を隱蔽して君に探を入れ、君は又法度を實行し

强大にして官民其門に出入する者の多きは偏に忌むべき事なるが、此れ主上神聖ならずして下民鼎の輕重を知る者あるに因る、凡そ政治の至極は人君周密にして下其實情を窺ひ得ざるに在り、精密に形名即ち言行を比較して責任を正すときは、群下職を守り君に背かざるべきに、此れを以て淺近と心得、別に方法を求むる如きは之を大なる惑と謂ふ、何となれば形名の術を用ゐざらんか、是非曲直皆反對となり、良民と思へる者は狡猾の人民にして益す多數となり、方正の士と思へる者は姦邪にして君側は此輩を以て充滿するに至る、故に確言あり曰く、其臣を富まし之をして人民に私恩を貸さしむる勿れ、其臣の爵位を高くして君主に逼らしむる勿れ、專ら一人を信用して其國を失ふ勿れと、

【字解】〔周〕一にまとむるなり、

腓大於股、難以趨走、主失其神、虎隨其後、主上不知、虎將爲狗、主不蚤止、狗益無已、虎成其羣、以殺其母、爲主而無臣、奚國之有、主施其法、大虎將怯、主施其刑、大虎自寧、法刑狗信、虎化爲人、復反其眞、（第四大段の第二小段なり、譬を以て前小段の主意を說く、）

【講說】腓が股より大ならば步行も奔走も出來ざるが如く、臣下の力君主より大ならば君主は何を以て之を制するを得ん、人君若し其神秘の威を失はゞ、人臣は虎と爲つて背後より間隙を伺ふ、人君尙ほ悟らざる時は虎は多く部下の狗を作り朋黨の勢を成さんとす、人君早く手を下して之を制止せざる時は、虎に隨ふ狗は加はるのみにて已むことなけん、虎已に多くの一味徒黨を得れば、其母(君は下を憐むが故に譬へしなり)を噬殺すに至る、夫れ人君の位に在りと雖も臣下盡く虎となる以上、何ぞ其國を保つを得ん、然らば則ち如何にすべき、人君が法刑を以て下に施すならば、彼の大虎も懼を抱き、自然其患は消滅して安泰を得るなり、法刑誠に實行せられなば、虎猛なりと雖も已に爪牙を失ひ孤立となる以上、勢の不可なるを

る時は、他の三邊自然法に合ふが如し、

【字解】〔固閉内扃〕扃は戸の締を爲す横木、内情見はれず外邪入らざるに譬ふ、〔從室視庭〕此方より向を視るを得るも、向よりは此方を視るを得ず、〔咫尺〕近きを謂ふ、咫は八寸、〔皆之其處〕之は於てすとして解す、〔規矩〕前に出づ、

主上不神、下將有因、其事不當、下考其常、若天若地、是謂累解、若地若天、孰疏孰親、能象天地、是謂聖人、』第三大段なり、

【講説】君主は神秘ならざるべからず、然らざれば人臣は取附く所を得て之に乘ずることあるべし、則ち人君の擧措其當を失へば、下民常理を引て之を批判するを免れず、是れ君の神聖を傷け其德を累はすものに非ずや、故に天地の神變不思議なる如きを尊しとす、是をば累解と云ふ、德の累となるべき七情を解脱することとなり、又天の私に覆はず地の私に載せざるが如く、誰を親しみ誰を疏んずると云ふ差別なきを要す、此く能く天地を模範として能く之に類する者を指して聖人と謂ふ、

【字解】〔累解〕荀子の揚注に嬰累解釋とあり、

欲治其内、置而勿親、欲治其外、官置一人、不使自恣、安得幷移、大臣之門、唯恐多人、凡治之極、下不能得、周合刑名、民乃守職、去此他求、是謂大惑、猾民愈衆、姦邪滿側、故曰、毋富人而貸焉、毋貴人而逼焉、毋專信一人而失其都國焉、』第四大段の第一小段なり、尾大不掉の患を言ふ

【講説】君主若し其宮廷を治めんと欲せば、郎中侍從等の職を置くとするも、個人的親密の關係を生ずる勿れ、又政府の百官を治めんと欲せば、一官一人とし他の職權に干渉して專横を爲すを得ざらしむるに若くはなし、此の如くなるときは焉んぞ君主の權力を己に移し國家を併呑するを得んや、元來大臣の權勢

臣子は枝葉の如し、根幹已に道體を得て虚靜不變なる時は、枝葉如何に動くも其元氣を消失することなく、枝葉を働かしめ己は虚靜無事の道を守り以て之を改め化すべし、臣下の建白の如き、人君之を歡迎する時は人臣之に乘じて諂諛を事とし、將に其累に堪へざらんとす、又之を排斥する時は人臣不平を抱いて終には意見を上陳する者あらざるべし、喜ぶも惡むも共に心の虚ならざるより生ずる者にして、已に有爲に屬するが故に道に異なれり、左れば此の如き喜惡の念を去り其心を虚にして道を舍すに若くはなし、

【字解】〔道之情也〕道は象なく形容すべからざるを以て情と云ふ、情は情慾の情に非ず、マコトヽ訓ず、〔參伍比物〕參は間へ這入るなり、伍は入り組むなり、比物は種類相依るなり、〔參之以比物伍之以合虚〕參伍以て物を比し虚に合すと云ふに同じ、特に筆を弄して不可解的に寫し出したるのみ、〔溶〕ユタプルなり、〔爲道舍〕道を入れる處とす、道の居り場處とす、

上不與共之、民乃寵之、上不與義之、使獨爲之、上固閉內扃、從室視庭、參咫尺已具、皆之其處、以賞者賞、以刑者刑、因其所爲、各以自成、善惡必及、孰敢不信、規矩既設、三隅乃列、（第二大段なり、）

【講説】人君其威權を臣下と共有することなく政令一途なるときは、人民も歸向する所あり、二重制度に苦しまざるが故に之を尊重す、然れども其政務に至つては人君敢て容喙せず、臣下をして專ら之を爲さしめ、我が內情を隱し此方より人臣の動作を視るは室內に居つて庭上を見渡すが如く、目前咫尺の中に在り、善者は善きに見はれ、惡しき者は惡しきに見はれ、各其立場の通りに實相を呈するが故に、是に因つて其賞すべきは賞し、罰すべきは罰す、蓋し彼の所行如何に因り或は善或は惡、自ら其區別を生ずることなるが、善惡共に必ず其結果あり、善なれば賞至り、惡なれば罰至る、斯く賞罰違はざるときは、何人か信ぜざる者あらん、一たび法度を設くる上は萬事皆整理に就くべし、猶ほ四等邊方形の一邊を正當に畫す

乎、彼自離之、吾因以知之、是非輻輳、上不與構、第一大段の第一小段なり、人をして言はしめ己は唯之を辨識すべきを言ふ、

【講説】凡そ人君が臣下の言を聽くの道は、己の言はんと欲する所をも吾より發言する事なく、人臣をして説を陳べしめ之を我が耳に入る、我が耳に入れて如何するやと云ふに、其主張を審に觀察して、其問題を確立し、其性質を明かに認識して其種類を區別するなり、但し臣下に隔意あつては言ふべき事をも言はざるが故に、其言論を聽くの方法として吾は宛もどんよりとして酒に醉ひたると同一の情態ならざるべからず、然るときは彼れ安心して十分に意中を盡さんとす、唇にせよ齒にせよ、己れの方よりは此の談話機關を用ゐて發言せざるべきぞ、則ち臣下より口を開くに相違なし、齒にせよ唇にせよ、此方は在れども無きが如く、何も解らぬやうに爲すべきぞ、則ち臣下の議論は愈よ明白ならん、臣下自ら勝手に議論を吐き、人君は其れに因つて彼が何等の言をなすかを知る、其言は是なるあり、非なるあり、何れも車の矢が心棒に集中するが如く、都て君の處に纏り來るも、君は唯之を容るゝのみにて、必ず之と一致せず、所謂信じて同うする勿れなり、

【字解】〔以其所出云云〕古來注家皆解を得ず、今獨見に依て講ず、〔齒乎唇乎〕前句を重ねて唇齒の字を順逆にす韻を諧へしめ趣を取る爲なり、〔溶〕醉て取留なき貌、〔始〕首唱なり、〔惛〕微暗の貌、〔離〕陳なり、〔構〕合なり、

虛靜無爲、道之情也、參伍比物、事之形也、參之以比物、伍之以合虛、根幹不革、則動泄不失矣、動之溶之、無爲而改之、喜之則多事、惡之則生怨、故去喜去惡、虛心以爲道舍、第一大段の第二小段なり、實に應ずるに虛を以てするを言ふ、

【講説】道の眞相は空虛にして實質なく、靜寂にして安然、何等の作爲なき者なり、事實の形跡は錯綜して比較的なり、宜しく種種なる事物を類推對照して之を道の虛體に合せしむべし、人君は木の根幹の如く、

句必ず四字なる上に、初より終に至るまで盡く韻を用ゐたる爲め、宛も箴や銘を讀むの感あり、蓋し文に發語の辭を用ゐず、接續の語を用ゐず、代名詞の指す所明ならずして、文意の含糊なる詰屈聱牙人をして讀むに難く、解するに苦しみ、纔に想像を模索の間に逞うせしむる處、是れ其反つて古色を有する所以なり、抑も先秦の文韻を用ゆる者固り少からず、顧ふに口耳相傳ふる古代に在つては、人の記誦に便なるが爲めに然るなり、然れども往々數言に止り、連章累句の多きに及ぶ者あらず、獨り韓非に至つては一篇の長き、首尾中腹、韻を押さざる所なく、而して此の如き者獨り揚權に止らず、是れ彼の絶技なり、彼の特色なり、余を以て之を觀るに彼が好んで此種の體裁を取りたる者は、徒に人の諷誦に便にして廣く流傳を期したるのみに非ず、形名主義と文學趣味と相合して聊か其伎倆を發揮したるに非ざるなきを得んや、

○揚權下

【篇旨】臣下の言論を聽くの道を以て起すと雖も、究竟法度を以て大臣を制するの策を陳べたる者にして、所謂强幹弱枝の道是なり、

【分段】分つて六大段とす、第一大段は篇首より虛心以爲道舍に至る、虛靜無爲を以て人言を聽くべきを言ふ、第二大段は上不與共之より三隅乃列に至る、虛心無爲を以て臣下の實行を視、刑賞を以て之に應ずべきを言ふ、第三大段は主上不神より能象天地是謂聖人に至る、人君の作用神の測るべからざるが如きを言ふ、第四大段は欲治其內より將用之以伐我に至る、大臣の黨與を豫防すべきを言ふ、第五大段は黃帝有言より禍乃無從起に至る、法度を以て朋黨を制するの機關となすべきを言ふ、第六大段は內索出圉より結末に至る、法度を行ふの嚴肅なるべきを言ふ、

凡聽之道、以其所出、反以爲之入、故審名以定位、明分以辨類、聽言之道、溶若甚醉、脣乎齒乎、吾不爲始乎、齒乎脣乎、愈惛惛

【字解】〔道之出也〕道を出す所なりと云ふが如し、

道無雙、故曰一、是故明君貴獨、道之容、君臣不同道、下以名禱、君操其名、臣效其形、形名參同、上下和調、　第六大段の第三小段なり、人君の道に法るべきを言ふ、

【講說】道は絶對的なり、故に一と曰ふ、固より萬物に異る、是れ天の大命なり、人の大命は天の大命より生ず、故に明君は獨立にして群臣と同じからざるを貴ぶ、是れ道體の形式なり、左れば君臣の踐むべき所は相同じからず、群臣は建議を以て君の採用を求むべく、君は其名義を握り、臣は其實務を致す、此名義と實効とを一致せしむれば君臣の間和合を致す、

【字解】〔禱〕求むるなり、請ふなり、

槩論

一篇奇想なく、妙旨なし、大意唯天賦の大命を全うすべしと云ふに在り、而して先づ攝生の事を言ひ、權不欲見を以て之を承く、殆ど無意味なるが如し、太田方之を解して曰く、人の道を得ざる所以は心神の昏惑に由り、心神の昏惑は外物之を擾すに由る、擾すの大なる者は權と食色とより大なる者なく、其他の紛累皆此より出づ、凡人の情は之を斷つ能はず、唯聖人は能く之を禁絶するを知り、亦能く之を用ゆるを知る、此篇之を用ゆる所以の道を說くなり、然れども三者の中に於て食色の人に於ける學を待たずして之を能くす、其戒甚を去り泰を去るに止まるなり、獨り權は榮名利勢其用甚だ廣し、故に以下專ら權の道を說くと、是れ稍前後の關係を看破せし說なり、然れども昏惑より說を立てたるは尙ほ未だ肯綮に中らず、要するに大命を人君の性命と位地とに分つて保全の道を示せしに過ぎず、而して性命の方は客なり、位地の方は主なり、客太だ短くして主甚だ長く、且つ這種の文體上轉接の語を省きたる爲め、一見して脈絡の在る處を辨ずる能はざるのみ、

文評

此篇は形名の學に哲理の性質を附與し、具體的事物を抽象的に發揮せる者にして、主道篇に比すれば一層神秘的の傾向を帶ぶるが故に、其文字も神託の如く、隱語の如く、自ら一種古奧の致を含めり、殊に、一

【字解】〔反形之理〕反は復ろ形は天の無形に對して人を謂ふ、天則に法りたろ人則、〔督參鞠〕督は考ふ、參は比較、鞠は推究、〔終則有始〕有は又なり、〔虛以靜後〕虛靜以待の誤ならん、

夫道者弘大而無形、德者覈理而普至、至於羣生、斟酌用之、萬物皆盛、而不與其寧、道者下周於事、因稽而命、與時死生、參名異事、通一同情、（第六大段の第一小段なり、道の本體を示す、）

【講說】夫れ道は廣大にして包まざる所なきも、形の認むべきなく、德は明確にして屆らざる所なく、萬有に普及す、其流行する事水の如く、酌取つて之を用ゆるに因り萬物皆盛に其生を遂ぐ、而して道自身は少しも之に與らずして寧し、寧は靜にして動かざるを謂ふ、又道は萬事に行き渡るが故に、此道に從つて汝（人君）の天命を考へ、其政事の一張一弛、命令の一舉一廢、其時の如何に從つて其作用を異にし、種種の職務は、其名義と對照して當不當の別を知り、而して一理即ち道を以て事情の同じき者を貫く、

【字解】〔覈理〕道の物に在ろを理と云ひ其事實上明白の證あるを覈と謂ふ、覈は實なり、〔死生〕原文に生死とあるは誤れり、今改む、〔參〕方言に云ふ分なり、同情は道なり、

故曰道不同於萬物、德不同於陰陽、衡不同於輕重、繩不同於出入、和不同於燥濕、君不同於羣臣、凡此六者道之出也、（第六大段の第二小段なり、治者と被治者と別あるべきを言ふ、）

【講說】道若し萬物と一とならんには、何に由て萬物を生ぜんや、德若し陰陽と一ならんには、何に由て陰陽を成さん、然るに道萬物と同じからず、故に能く萬物を生じ、德陰陽に同じからず、故に能く陰陽を成し、其他秤は輕重に同じからず、故に輕重を量るを得、繩は長短に同じからず、故に長短を度るを得、和（樂器にて燥濕の爲に音を變ぜざる者）は燥濕に同じからず、故に燥濕を平均するを得、君は群臣に同じからず、是を以て群臣を制するを得、此の六條の理は皆道より出づ、

言の名義に因て之に事務を任じ、之に職權を與ふるときは彼れ自ら其事務を取り捌き、其職權を擧行せん、君は名義を握り、臣は事務に當り、各正當の地位に立ち事物をして自然に整理を得せしむるを肝要とす、人君彼の陳言に從つて臣下を擧用し、其陳言の可否不分明なれば其實行の跡に就て之を求め、形名を照し合せて形が名に叶へば賞を用ゐ、叶はざれば罰を用ゐ、賞罰正しくして虛文に陷らざる時は、臣下は實情を致すべし、故に人君は謹て己の天職を修めて天命を待つべく、其天職とは要を守る事にして、果して要を守れば即ち聖人なり、

【字解】〔用一〕一は要を云ふ、前段に要在中央而不二とあり、〔名倚物從〕倚はカタヨル、從は變轉するなり、〔執一〕執要と云ひ、用一と云ひ、執一と云ふ、皆同じ、唯文面を變ぜしに過ぎず、〔使名自命事自定〕主道篇を參考すべし、〔釆〕色どりなり、飾なり、忠信は本質、智巧は飾、〔貢〕貢獻の貢、差出す、〔事之任之〕二句に析つと雖も互文にして異義あるに非ず、〔所生〕賞罰を謂ふ、

聖人之道、去智與巧、智巧不去、難以爲常、民人用之、其身多殃、主上用之、其國危亡、因天之道、反形之理、督參鞠之、終則有始、虛以靜後、未嘗用己、凡上之患、必同其端、信而勿同、萬民一從』

第五大段なり、

【講說】聖人の仕方は智と巧とを除き去るに在り、智も及ばざる所に至つて窮し、巧も能はざる所に至つて窮するが故に、永久の効力あるものとして恃むべきに非ず、人民智巧を用ゆれば其身に祟多く、君主智巧を用ゆれば其國の危亡を免れず、天の道(天の大命)に從ひ、形の理(人の大命)に復するあるのみ、天人の道理を推窮せんか、一始一終、循環して盡ることなし、我は虛と靜とを以て之に應じ、人の先に立たずして常に受身となり、決して我より先づ手を出すことなし、凡そ人主の弊は人臣の陳述を聞き可否を擇ばず其說を尤とするに在り、但し群臣の言を信ぜざれば誰も意見を言ふ者なき故擇んで信ずるは可なるも、盡く許用するは宜しからず、若し許用するときは萬民皆朋黨を作り一となつて上を欺くべきが故也、

しきを失ふ、自ら其能を誇るに至つては自然臣下の諛を好み、其結果、彼等の欺く所となる、人君小利口にして辯才あり、若しくは懦弱にして婦人の仁を好む時は、臣下又人君の此の如き性質に因つて其私を成すべし、靜は君の宜しき所なり、動は臣の宜しき所なり、君は自ら能を用ゐざるを適當とし、臣は能を用ゆるを適當とす、然るに往々君臣の地位顚倒して君が臣下の爲すべき事務を執り、臣が君の握るべき權力を占むるが故に國家治まらざるなり、

【字解】〔司夜〕司は番をさせる意、夜の明くるを注意して知らしむるを謂ふ、〔狸〕狸を野猫と云ひ、猫を家狸と云ふ、故に狸猫の名相通じて之を用ゆ、〔不方〕筋を失ふ、〔矜〕ほこる、〔辯惠〕辯は辯口善きなり、惠は慧と通じ小智あるを謂ふ、人君此の如くなれば必ず已の過失を飾る、故に臣下意見を陳ぶる者なし、必ず自ら萬事を行はんとす、故に臣下之が爲に力を盡さず、〔好生〕姦佞の人をも殺すに忍びずして之を赦すなり、人君此の如くなれば其威立たずして臣下惡事を行ひ易し、

用一之道、以名爲首、名正物定、名倚物徙、故聖人執一以靜、使名自命、令事自定、不見其采、下故素正、因而任之、使自事之、因而與之、彼將自舉之、正與處之、使皆自定之、上以名舉之、不知其名、復修其形、形名參同、用其所生、二者誠信、下乃貢情、謹修所事、待命於天、毋失其要、乃爲聖人、』第四大段なり、

【講說】用一は要を執るを謂ふ人君の要を執るの道は名義を第一とす、名義は本にして事物は末なるが故に、名義確として動かざれば事物定まり、名義不正なれば事物從つて其當を失ふ、是故に要を執つて虛靜を守り、先づ人臣をして意見を陳べ、自ら責任を負はしむ、是れ彼れ自ら名義を立るなり、名義已に立つ、彼れ自然其責任ある事務を行ふ、是れ事をして自ら定まらしむる也、人君智能を見はさざるを以て群臣亦本質を守り、巧僞を事とせずして正道に赴く、其陳

道陰見陽、左右既立、開門而當、勿變勿易、與二俱行、行之不已是謂履理也、『第二大段なり、』

【講説】人君の權力、是れ亦天より賦與せられたる者にして、其堅實なるべきは人君の法則なり、而して之を外に見はすときは失墜の憂あるが故に、務めて見はすべからず、又動けば則ち外に見はるゝが故に、平素務めて清淨無爲なるべきなり、凡そ事務を執る所の者は四圍の群臣なりと雖も、其樞軸は中心たる君主に在り、聖德の君主其樞軸たる道を握るが故に、四方の臣民來つて之に歸す、君は自ら虛心にして之に對し、彼等各其能を用ゐて事を爲す、四方既に我が懷抱の內に在るときは、陰を後にして陽に向はしむ、陰は罰なり、陽は賞なり、民をして後に畏るべきの罰を負はしめ、前に欲すべき賞を見せしめ、賞罰既に立つときは虛心を以て之を待ち、偏せず私せず、善く公平を保ち、此の一定不朽の道を變改することなく、何處までも賞罰を離れ失はず、之を行ふて間斷なきをば道理を履行すると謂ふ、

【字解】〔素〕常なり、素無爲とは平生絕えず無爲なるなり、〔效〕致なり、〔以之〕以は用なり、〔道陰見陽〕道は從ひ依ると云ふ所より負ふの義を生ず、見は前に見るなり、〔左右〕陰陽を謂ふ、陰陽は賞罰を隱喩す、〔與二俱行〕二は賞罰、

夫物者有所宜、材者有所施、各處其宜、故上下無爲、使雞司夜、令狸執鼠、皆用其能、上乃無事、上有所長、事乃不方、矜而好能、下之所欺、辯惠好生、下因其材、上下易用、國故不治、『第三大段なり、』

【講説】元來事物には各適當なる所あり、器材には各適用すべき所あり、故に君は君とし臣は臣とし、各其道を修むれば從つて上下とも無爲なり、若し上の下を使ふことが、雞に夜明を報ぜしめ猫に鼠を捕らしむるが如く其能力を用ゆるときは、上たる者勞せずして治まる、然るに上たる者何事によらず長ずる所あらば、是れ上たるの道を失ふものにして、百事其宜

より身乃無害に至る、天賦の心神を全うする所以を言ふ、第二大段は權不欲見より是謂履理也に至る、天賦の權力を全うする所以を言ふ、第三大段は夫物者有所宜より國故不治に至る、上下各爲す可き所あり相亂るべからざるを言ふ、第四大段は用一之道より毋失其要乃爲聖人に至る形名の要を執るべきを言ふ、第五大段は聖人の道去智與巧より信而勿同萬民一同に至る、人君自ら智巧を用ゆべからざるを言ふ、第六大段は夫道者弘大而無形より結末に至る、人君道に法り臣下の區別を立つべきを言ふ、

天有大命、人有大命、第一大段の第一小段なり、人法即ち天則なるを言ふ、

【講說】天に大なる法則あり、而して人之を受けて亦大なる法則あり、

【字解】〔天〕有形の天上にある無形の主宰を指して云ふ、〔命〕命令の命の如し、轉じてサダメの義となる、

夫香美脆味、厚酒肥肉、甘口而病形、曼理皓齒、說情而損精、故去甚去泰、身乃無害、第一大段の第二小段なり、命を害する色食の慾を節すべきを言ふ、

【講說】夫れ人の精神肉體は天より賦與せられたる者にして、自己保存は即ち人の法則なり、之を害するは法則を害するなり、然るに香しくして口當り柔らかなる美味の食物、若しくは濃厚芳烈なる酒、並に脂肪に富みたる肉の如きは、舌には甘きも身體の疾を釀し、肌麗はしく齒の眞白なる美人の如きは情慾を滿足せしむべき者なれども亦人の精氣を消耗する事あり、元來性慾食慾は生命を養ふ所以の者なるも、其度に過るときは反つて生命を害するに至る、是故に極端と過度とを戒むる時は害を免れて性命を全ふすることを得、

【字解】〔脆〕モロキなり、柔かきなり、〔厚酒〕醇酒なり、〔曼理皓齒〕曼理キメコマカ、皓齒白き齒、〔泰〕太に同じ、

權不欲見、素無爲也、事在四方、要在中央、聖人執要、四方來效、虛而待之、彼自以之、四海既藏、

【講説】右の理由なるが故に古語に之れあり、人君が自分の好き嫌ひを取り去れば、群臣も取り着く術なく、僞を爲すの間隙なく、自然其眞情眞相を見はすことゝなる、群臣の眞情眞相見はるれば、其結果人君は目を昏さるゝ患あらざるぞ、

【字解】〔故曰〕此句素と惡と韻を押す、〔素〕白地なり、下地なり、物の飾を加へずキヂ其儘なるを言ふ、

槩論

此れ任賢の弊と妄擧の弊とを以て人君の二患と爲すと雖も、妄擧の弊は何人も極めて明白に知る所なるゆゑ、專ら任賢の弊を以て問題とし、通篇一も妄擧に渉る所なし、而して其論理は甚だ簡單なり、今之を約説すれば左の如し、曰く人君賢に任ずる時は人臣將に賢に乘じて以て其君を劫さんとす、是れ群臣が行を飾り以て其君を迎へ群臣の情顯かならざるに因る而して其原因は人君が情を以て臣下に借すに在り、故に人君は好を去り惡を去り群臣をして眞情を呈せしむべしと、

文評

二患より特に任賢を抽て把柄となし、「群臣飾行」より故事に入り、故事の中燕子噲の處、好賢の二字を出して「人主好賢」の句に顧應せしめ、故事より本意に復し、誣能は飾行と相貼す、而して「人君以情借臣之患也」の一句、前段の數百言を結住し斷じ得て堅確、頓挫淋漓、句調響あり、此より以下任賢の患を去るべき方法を言ふ處、別に力を費さず、韻語を以て之を出す、乃ち古雅にして乾燥ならず、

揚權　句句押韻

【篇旨】此れ本書の第八篇にして、人君が賞罰の柄を操つて以て四方を御するの術を論じたる者、揚は擧ぐるなり、顯はすなり、權は國柄、即ち賞罰なり、本題を今日の語に改めんか、猶ほ君主特權の宣明と云ふが如し、但し揚權の二字文選蜀都賦劉逵註に據れば揚搉なり、揚搉の字は淮南子及び莊子に出づ、大凡と云ふ意なり、

○揚權上

【分段】此篇分つて六大段とす、第一大段は篇首

を見はせば、群臣が己の賢能を詐はつて用ゐられんと欲す、故に人君が何に因らず己の希望を示せば群臣は之を利用して種種なる風を粧ふ、

【字解】〔端〕心情の端緒なり、

故子之託於賢以奪其君者也、豎刁易牙因君之欲以侵其君者也、其卒子噲以亂死、桓公蟲流出尸而不葬、何也、人君以情借臣之患也。『第三大段なり、』

【講說】故に燕の子之は賢人に事寄せて其君の地位を奪ひたる者なり、豎刁易牙は君の食色の慾に因り其君に喰ひ込みたる者なり、而して結局子噲は國亂の爲に其身を失ひ、桓公は死後五公子亂を爲せしかば葬ることも出來ずして、屍骸より蟲が匍出すまでに至れり、此の如き原因は何なるやと云ふに、人君が己の心情を臣下に貸し與へて之を利用せしむる弊害なり、

【字解】〔尸〕一に戸に作る、

人臣之情、非必能愛其君也、爲重利之故也、今人主不掩其情、不匿其端、而使人臣有緣以侵其主、則羣臣爲子之田常不難矣、『第四大段の第一小段なり、臣下の危險なるを警告す、』

【講說】元來人臣の情は其君を愛するとは限らず、表面其君を愛するが如くに見ゆるは利を重んずる爲の結果に過ぎず、是を以て今若し人君が其好き嫌の情を秘密にせず、又其希望の端緒を隱蔽せず人臣をして之を手蔓として吾が威權に喰ひ入らしむる時は、群臣或は他人を機關として君の讓位を促すこと燕の子之の如く、或は私恩を施して民心を己に收むる田常の如くする事容易なり、

【字解】〔田常〕上篇に出づ、

故曰、去好去惡、羣臣見素、羣臣見素、則人君不蔽矣、『第四大段の第二小段なり、人君が實情を掩ふの効を言ふ、』

情不效、則人主無以異其臣矣、』第一大段の第二小段なり、群臣の實情知り難きを言ふ、

【講說】故に人君賢を好めば群臣行を飾り賢者の風を粧ひ、君の欲する所に投合するを以て群臣の眞面目は見えざるなり、然るときは人君たる者其臣下の果して賢たるや否を辨別する能はざるぞ、

【字解】〔要〕求むること即ち君の欲する所に中らんとするなり、ムカフと訓す、〔效〕顯はるゝなり、

故越王好勇、而民多輕死、楚靈王好細腰、而國中多餓人、齊桓公妒[外]而好內、故豎刁自宮以治內、桓公好味、易牙蒸其首子而進之、燕子噲好賢、故子之明不受國、『第二大段の第一小段なり、臣民が人君の欲に投合する故事を引く、

【講說】故に昔し越國の王武勇を好むや、人民は死を輕んじ、楚の靈王が柳腰の美人を好むや、婦人は瘦せんことを欲し餓死せし者多く、齊の桓公は妒深き人にして女色を好みしかば、豎刁と云ふ者は自ら生殖器を切つて宮中の取締となり、桓公又珍味を好みしかば、易牙と云ふ者は己の長男を蒸燒にして之を奉り、燕王子噲は賢を好みしかば其宰相の子之は王が位を讓らんとせし時之を受けざる心程を明かにせり、

【字解】〔越王云云〕淮南子に民皆奮死を爭ひ、水火に赴きて却走せずとあり、〔楚靈王云云〕墨子に據れば楚王男子の細腰を好まれたるにて、其臣皆一飯を食量と定め、起居不自由なるに至る事を記し、戰國策荀子亦皆士となす、今管子に從ふ、同書に楚王好小腰而美人多省食とあり、〔豎刁自宮〕宮とは生殖器を除くなり、彼れ斯くしたるは桓公の嫌疑を受けずして宮中に出入する事を得ればなり、〔易牙〕桓公の料理職なり、

故君見惡、則羣臣匿端、君見好、則羣臣誣能、人主欲見、則羣臣之情態得其資矣、』第二大段の第二小段なり、前の例證に因つて人臣が君の希望に乘ずるを言ふ、

【講說】故に人君が其惡む所を見はせば、群臣が其心緒を隱して己も亦之を惡む風を粧ひ、君が其好む所

名——言不異事——刑

- (正)功當其事——守業其官
- (反)功不當其事——言小而功大——以爲不當名——罪典官——越其職——越官而有功
- (正)事當其言——所言有眞
- (反)事不當其言——言大而功小——功不當名——罪典衣——失其職——陳言而不當

——不得朋黨相爲

○二柄下

【篇旨】此れ人君が人臣に對して實情を示すべからざるを言ふ、

【分段】分つて四大段とす、第一大段は篇首より人主無以異其臣矣に至る、賢を好むに附帶する困難を言ふ、第二大段は故越王好勇より群臣之情態得其資矣に至る、人臣が君の欲する所に乘ずるを言ふ、第三大段は故子之託於賢より人君以情借臣之患也に至る、人君が欲する所を示すの害を言ふ、第四大段は人君が其欲する所を隱すべきを言ふ、

人主有二患、任賢則臣將乘於賢以劫其君、妄擧則事沮不勝、

第一大段の第一小段なり、先づ二患を説明す、

【講説】凡そ人君に二患あり、才智ある者を任用する時は、彼れ其才智あるに乘じて君を劫す事あるべし、是れ一患なり、左ればとて妄に愚人不肖者を引き上る時は、政府壞亂して殆ど手を措く所なきに至る、是れ又一患なり、

【字解】〔賢〕眞の賢人君主に非ず、世俗の所謂賢者にして、人君眼識なきを以て徒に評判などを以て之を擧ぐると知るべし、〔不勝〕堪えざるなり、

人主好賢則羣臣飾行以要君欲、則是羣臣之情不效、羣臣之

を罪せしは衣服掛にもあらざる身分を以て君の衣服の事に干渉せしは差出でたりと謂ふに在り、無論寒さを厭はざるには非ず、然れども官規を亂る所の害は寒より畏るべしと爲すが爲なり、

【字解】〔覺寢〕は寢て醒めたろなり字を倒にしたろと同義、

故明主之畜臣、臣不得越官而有功、不得陳言而不當、越官則死、不當則罪、守業其官、所言者貞也、則羣臣不得朋黨相爲矣、

第三大段なり、

【講說】此の例證の如く、明君の臣下に對する仕方は、臣下が其職掌以外に功を立つるを許さず又意見を上陳し己其局に當つて之に違ふことを許さず、前者は死刑に處し、後者は相當の罰に處す、此の如にして群臣各其職を守つて越權の行爲なく、言ふ所正しくして無責任の議論に非ざれば、群臣が私黨を結んで互に助くることを能はざらん、

【字解】〔貞〕正なり、〔爲〕助くろなり、

槩論

此れ形名の一致せしむべき二種類に就て兩兩並び論ぜる者にして、一は職務を盡さゞるもの也、一は職權を越ゆるもの也「言小而功大者亦罰」に至つては形名の精神を極端に發揮せしと謂ふも不可なく、殆ど人の意表に出づ、韓非の韓非たる所此に在り、

文法

「言不異事」の四字より全篇を孕み出だし、失職と越權の二者を把つて逐次に分疏排論し、結末の一句に至り忽ち別境を開き、數里間變化なき兩山の間を曲折し來つて俄然一泓の深碧に達し、心爽に眼明かなるを覺ゆるが如し、而して上篇に在つては字眼たる刑賞の二字離合一ならず、末に至つて始めて之を湊合せしが、此篇の越權と失職とは到底相對して相合せず、故に結末單句を以て之を收め、一種の雙關法を成す、是れ之を文の變化と謂ふなり、今圖を以て之を表せば玆に示すが如し、

事件に適當し、事件が彼の言へる所に違はざるときは之を賞し、若し反對なるとき之を罰す、是れ形名を一致せしむる所以なり、

故羣臣其言大而功小者則罰、非罰小功也、罰功不當名也、羣臣其言小而功大者亦罰、非不說大功也、以爲不當名也、害甚於有大功、故罰、『第一大段の第三小段なり、形名審行の適用を言ふ、』

【講說】左れば群臣の議論が大にして功績の小なる者は之を罰す、是れは功が小なりとて罰するに非ず、功が其言ひたる所と違へるが爲め、言行不一致の點を以て罰するに外ならず、乃ち群臣の議論が小にして功績の大なる者も亦之を罰す、是れは大功を滿足に思はざるにはあらねども、其功績が其言ひたる所に違へるが爲め、言行不一致の害は大功の利と比較して寧ろ害の方が勝れる故に罰するに過ぎず、

【字解】〔說〕悅に同じ、〔甚於有大功故罰〕諸家の說皆明瞭を缺く、功の字の下に「之利」の二字を加へて見れば明白なり、

昔者韓昭侯醉而寢、典冠者見君之寒也、故加衣於君之上、覺寢而說、問左右曰、誰加衣者、左右對曰、典冠、君因兼罪典衣與典冠、其罪典衣、以爲失其事也、其罪典冠、以爲越其職也、非不惡寒也、以爲侵官之害、甚於寒、』第二大段なり、

【講說】昔し韓の昭侯と云へる君が或る時酒に醉ふて打臥されたる處、冠を預る役人は君の寒からんことを思ひ、衣服を把つて君の上に掛けたり、然るに昭侯は目を覺まして滿足に思はれ、近侍に問はるゝやう誰なるぞ余に衣を掛けたる者はと、近侍は答へて其は典冠にて候と、昭公は斯く其人が判然せしかば此の冠の掛と衣服の掛とを同樣に罰せられぬ、但し衣服掛を罪せしは其職分を怠りしと謂ふに在り、冠掛

層を進め、二柄を失ふの結果君臣顚倒するを說き、「君反制於臣矣」と言ふに至つては大主意の在る所にして、鐵案一斷何等の嶄絕ぞ、田常子罕の例、一は德、一は刑、之を評論せる二句も亦分つて之を陳べ、而も議論の口調を用ゐずして仍ほ叙事の法式に依り、僅に徒の字而の字の以て叙事を議論に變ぜしのみ、何等の姿態ぞ、末段は刑德の字を一括して之を治め、一柄を失ふも尙ほ危し、況や二柄をやと云へる累進法に出で「甚於簡公宋君也」の一句を以て、本段と前段とを湊合し、曰く「失刑德」、曰く「不危亡」此等の句逆に篇首を收めたる所何等の工力ぞ、而して徹頭徹尾、刑賞の二字或は離れ或は合し、以て全篇を一貫す、是れ所謂字眼なる者、何等の周密ぞ、善く此篇を玩味せば必ず文の法格結構を悟るを得べし、

○二柄中

【篇旨】形名の必要を論ず、

【分段】分つて三大段とす、第一大段は篇首より害甚於有大功故罰に至る、形名の一致せざるべからざるを言ふ、第二大段は昔者韓昭侯醉而寢より侵官之害甚於寒に至る、例證を擧ぐ、第三大段は故明主之畜臣より結末に至る、形名一致の効力を言ふ、

人主將欲禁姦、則審合刑名者、言不異事也、『第一大段の第一小段なり、刑名一致の主意を提起す、』

【講說】人君が人臣の姦曲を禁制せんと欲する時は、明細に、形名を對照すると謂へる意味は、言論と實行とを一致せしむる事なり、

【字解】〔刑〕形なり、實行を謂ひ、事業を謂ふ、本書中往往形を刑の字とし通用す、別義に非ず、形名の說明は主道篇を參看すべし、

爲人臣者、陳事而言、君以其言授之事、專以其事責其功、功當其事、事當其言則賞、功不當其事、事不當其言則罰、『第一大段の第二小段なり、言行一致を說明す、』

【講說】人臣たる者が或る計畫或る事業を擧げて己の意見を言ふ時は、人君其者の言へる所に從ひ、上陳せし事件を委任し、其事件に就て成功を責め、結果が其

を示す、

【講説】此の田常の方は慶賞權を用ゐたるのみなるが簡公は尙ほ弑せられたり、子罕の方は殺戮權を用ゐのたるみなるが、宋君は尙ほ劫されたり、

故今之爲人臣者、兼刑德而用之、則是世主之危、甚於簡公宋君也、故劫殺擁蔽之主、非失刑德而使臣用之、而不危亡者、則未嘗有也、『第五大段なり、』

【字解】〔徒〕イタヅラニと讀む、ダヾなり、

【講説】是に由て觀れば、今日の人臣たる者刑賞の二柄を併せて之を己の手に使用する以上、人君たる者は二柄の一を失ひし簡公宋君よりも一層危險なり、左れば人臣より昏まされて己の刑賞權を失ひ、反つて人臣の使用する所となり、其結果身を危くし國を亡さゞる者は古來其例なき所なり、

【字解】〔劫殺〕此の二字は古來の注家一も疑を挾みたる者之れなきも、余は斷然衍文として之を删り去れり

槩論

此れ有度篇の神髓なり、有度篇の縮本なりと謂ふべく、專ら賞罰の二柄を切論し其他に涉らず、權謀なく術數なく、一片の眞理其間に行はる、主道篇に曰く、「不固其門虎乃將存」と、今や虎の危きを示して門を閉づべきを論ず、穩健にして適切、之を戰國の實勢に照すときは尤も善く肯綮に當る、孔子曰く、「唯名與器、不可以假人」と亦是れ此意、

文評

論旨已に有度篇の縮本たり、文に至つても亦然り、彼は冗長、此は簡潔、彼は散漫、此は肅括、而して議論明晰、條理整然、始むるに積極を以てし、終るに消極を以てし、譬喩あり、例證あり、初學議論文の模範と爲すに足れり、見よ初に一虛字を用ゐず、口を開けば、「明主之所導制其臣者二柄而已矣」と云ふ、所謂破題格にして、何等の直截ぞ、而已矣の三字最も力あり、而して二柄を分つて刑德とし、刑德を分つて殺戮刑賞とし、先づ二柄の何たるを說明するや、姦臣の之を竊みて君威の爲めに墜つるを云ひ、「此人主失刑德之患也」を以て之を斷ず、何等の嚴密ぞ、此より更に一

爪なり、虎の爪牙を取り去つて犬に之を用ゐしめば、虎も反つて犬に制せらるゝぞ、

人主者以刑德制臣者也、今君人者、釋其刑德而使臣用之、則君反制於臣矣、『第三大段の第二小段なり、前の譬喩に就て主意を斷ず、』

【講說】人君は刑德即ち賞罰を以て臣を制する者にして、君は猶ほ譬の虎の如く、刑德は爪牙の如く、臣は犬の如し、然るに其爪牙なる刑德を其身より離し、臣下に之を用ゐしむる時は、犬の虎を制する道理にて、君が反つて臣下に制を受くる事となるぞ、

【字解】〔釋〕手離すなり、

故田常上請爵祿而行之羣臣、下大斗斛而施於百姓、此簡公失德、而田常用之也、故簡公見弑、子罕謂宋君曰、夫慶賞賜與者民之所喜也、君自行之、殺戮刑罰者民之所惡也、臣請當之、於是宋君失刑、而子罕用之、故宋君見劫、『第四大段の第一小段なり、齊宋に於て君の臣を制したる故事を述ぶ、』

【講說】是故に齊の田常は上下に私恩を施し、一方に於ては爵位俸祿を國君に申請して群臣に之を授け、一方に於ては、人民より年貢抔を取り立つるに小さき枡目を用ゐ、米粟を人民に與ふる時は大なる枡目を用ゐたるが、此れ齊の簡公が恩賞の權を失つて田常が之を用ゐたるなり、左れば其結果簡公は弑せられぬ、又宋の子罕は野心を抱きし者から、或る時其君に申し上げけるやう、凡そ恩賞を被り下され物に有附くは人民の喜ぶ所なれば、我君之を行ひ玉へ、人民は必ず有難く思ひて君を大切にし奉らん、誅戮刑罰は人民の嫌ふ所なれば、臣は此方面に當つて其怨を引受け申すべしと、斯くして宋君は刑罰の權を失つて子罕之を用ゐたり、其結果宋君は劫されぬ、

田常徒用德、而簡公弑、子罕徒用刑、而宋君劫、『第四大段の第二小段なり、二柄の一を失ふも尙ほ簒弑を免れざる』

一を德とす、刑德とは、何を指すかとなれば、殺戮をば刑と名づけ、恩賞をば德と名づく、

【字解】〔導〕 道の字と同義に用ゆ、由るなり、從ふなり、〔柄〕 エなり、凡そ物の柄を執る時は其器の操縱己の掌中に在り、故に云ふ、〔德〕 道德の德に非ず、恩德の德にてメグミ、〔慶〕 賜の意、

爲人臣者、畏誅罰而利慶賞、故人主自用其刑德、則羣臣畏其威而歸其利矣、故世之姦臣則不然、所惡則能得之其主而罪之、所愛則能得之其主而賞之、今人主非使賞罰之威利出於己也、聽其臣而行其賞罰、則一國之人皆畏其臣而易其君、歸其臣而去其君矣、此人主失刑德之患也、『第二大段なり、』

【講說】 凡そ臣下は誰も誅戮刑罰を畏れて褒美賞與の利益を望むが故に、人君が自ら二柄を用ゆるときは、群臣は誅を畏れて罪を避け、賞を期して忠に向ふ、是の如く賞罰は人を威服せしむる者なれば、姦臣は己其利益を收めんと欲し、人君の心より賞罰を行はしめず、吾が惡む所の者は巧に君に讒し、君の威を借て之を誅し、吾が愛する所の者は巧に君を惑はし、君の恩を借て之を賞す、是れ人君自ら賞罰を行ふに非ずして姦臣之を行ふなり、斯く人君が賞の恩德と罰の威力をば自身より發するに非ずして臣下の言ふが儘に之を行はんか、一國の人民は實際賞罰の主動者なる姦臣を畏れて其君を何とも思はず、皆姦臣に歸服して其君を見放すに至ると知らずや、此れ人君が刑罰の實權を失ふ所の弊害なりとす、

【字解】〔威利〕 恩威と云ふが如し、

夫虎之所以能服狗者爪牙也、使虎釋其爪牙而使狗用之、則虎反服於狗矣、『第三大段の第一小段なり、譬喩を以て主意を說く、』

【講說】夫れ虎が犬を威服する所の利器は其鋭き牙と

守要の二字は第三段の「先王之所守要」に應じ「釋法用私」は第一段の「釋國法而私其外」に應じ、所謂首尾相顧る者なり、然れども公平に之を論ずれば此文は繁重なり、冗長なり、殊に國無常彊云々と云へるが如き堂堂たる筆を以て起し來れるにも似ず、末段に至つては唯辛うじて前文を收めたるのみにて甚だ氣勢なく、稍龍頭蛇尾の觀あり、而して論理上より仔細に觀察する時は順序を失へる所亦少からず、

二柄

【篇旨】此れ本書の第七篇にして專ら賞罰の事を論ず、二柄の意義は本文に在り、全篇の內容分明に三部を成し、問題に就ては互に關係を有するも、文章としては各獨立するが故に、段落を以て區別するは當を得る者に非ず、乃ち分つて上中下となす、

○二柄上

【篇旨】人君たる者己の握るべき賞罰の權を臣下の爲に奪はるゝ時は身を亡ぼし國を失ふべき事を論ず、

【分段】分つて五大段とす、第一大段は篇首より慶賞之謂德に至る、二柄の定義を下して積極的に主意を揭ぐ、第二大段は爲人臣者より此人主失刑德之患也に至る、二柄を失ふの害を言ひ、消極的に主意を說く、第三大段は夫虎之所以能服狗より反制於臣に至る譬喩なり、第四大段は故田常より宋君見劫に至る例證なり、第五大段は故今之爲人臣者より結末に至る、例證に依り斷案を下して主意を結ぶ、

明主之所導制其臣者、二柄而已矣、二柄者刑德也、何曰刑德、曰、殺戮之謂刑、慶賞之謂德、（第一大段）

【講說】明君が由て以て其臣下を制御する所の機關は二柄の外はあらざるぞ、此の二柄とは一を刑とし、

而して其謂はゆる法は專ら賞罰の道と官吏服務規律の如き者を指せしに過ぎず、篇中往往民の字下の字あるも、亦是れ百官群臣を指せる者多きに居る、則ち彼は法を以て君臣間の關係を嚴重ならしめ、臣下をして其分を踰え君權を侵さゞらんとするの機關と爲すに非ずや、故に列國衰亡の原因を斷ずれば即ち曰く、「其群臣官吏皆務所以亂而不務所以治也」と、而して下に「去私曲就公法者民安而國治」とあるを觀れば、明明人臣の法を奉ぜざるを言へるなり、又曰く「舍己能而因法數審賞罰」と、最後には「上尊而不侵則主彊」の一言を以て之を收む、蓋し法嚴なれば君權強く、君權强ければ國勢自ら强しとは、彼の論理法なり、先王の道一變して法となる、韓非の法猶ほ先王の禮の如し、唯禮に制裁なくして法に制裁あり、禮は和雍にして法は嚴肅のみ、然れども其實體に至つては君臣之禮即ち君臣の法、義務關係と道德關係との別ありと雖も、彼を以て之を推せば韓非の法なる者は其範圍固より狹隘なるが故に、今日の法律概念を以て之を觀察するときは毫釐千里の差を來たす無しとせず、彼れ人材登庸の道と論功行賞の方とを陳べて曰く、「故明主使法擇人不自擧也、使法量功不自度也」と、是れ亦功罪に應じて賞罰するの法則を言へる者にして、別に官吏登庸法若しくは進級條例の如き者在らざりしに似たり、然れども此の語の如きは之を今日法治の世界に應用するも尙ほ金科玉條たるを失はざる者にして韓非子中有數の格言なり、

文評

此篇國家の强弱と法律との關係を論ずる終に於て臣下の亂るゝ所以を務むるを言ひ、國法を釋てゝ其外に私するは即ち亂るゝ所以なるを示し、之を承けて第二大段は縱橫に私曲と公法とを論辯し、之が爲に全文の三分の二を費したるは尤も力を用ゐたる處なり、而して「奉公法廢私術」の六字を以て盡く之を結束し、始めて之に斷制あり、然るを其長文なるが爲に一段なる事を覺えず分つて數段と爲す者は結構の在る所を知らざるに出づ、故に張賓王の如きも此の文を評して眼目を立てず分界を畫せず、意と詞を命ず洶洶として涯なしと云へるも、眼目を立てざるに非ず看破せざるのみ、分界を畫せざるに非ず辨別せざるのみ、而して末段主彊の二字は起首の國彊に應じ、

而守レ要、故先王貴而傳レ之、人主釋レ法用レ私、則上下不レ別矣、』第四大段の第二小段なり、法の效力を言ひ、全篇を收む、

【講說】法は相手の身分が貴しとて之に諛つて或は寬にし或は赦すことなし、猶ほ墨繩が正直にして、曲れる者を曲れるとし、決して繕はざるが如し、法を被れる以上、智者も逃るゝ術なく、勇者も爭ふ力なし、過罪あつて刑を施すとなれば大臣と雖も憚らず、善功あつて賞する場合には賤の男と雖も、洩さず、左れば在上者の過失を矯正し下民の邪惡を詰責して制裁を加へ、不秩序を整へ難局を解き、法外の行を斥け、不正の事を正當とならしめ、人民の標準を同一にするは法に勝るものなし、又官吏を勵まして公務に盡さしめ、人民を威して惡事を犯さゞらしめ、淫靡の風危險の俗を排斥し、詐僞の所行を禁遏するは刑に勝るものなし、刑罰嚴重なれば、所謂法の前に貴賤なき者なれば、貴き身分の者も勢を挾んで賤者を侮らず、法明備なるときは人君の位地尊きが故に、下より侵さるゝ事なし、下より侵さるゝ事なければ人君の勢力强盛にして、所謂要點を守る者なり、此の如くなるより先王は法を尊んで之を後世に傳へ玉へり、然るを人君たる者此の大切なる法を棄て私意私智を用ゐなば、上下の區別立たざる事と爲るべし、

【字解】〔弗〕不に同じ、〔矯〕タメナホス、〔詰〕何處までも處分する、〔亂〕絲のばらばらとなりたるより云ふ、〔繆〕絲のコンガラカリたるより云ふ、〔羨〕元來餘計の意、法度の外へハミ出でたるを謂ふ、〔齊非〕不正の者を正しきに纒める、一樣に正しくならしむ、〔軌〕車のワダチ、右は兩輪の度は天下中同一なる處より云ふ、〔殆〕危なり、〔易〕輕く視る、〔貴之傳之〕二の之の字は要にして、要は即ち法なり、

槩論

韓非の法治主義なる、法律の威力を絕對無上なりとし毫も情實を容れず、國家の强弱も唯法の强弱に因ると謂ふに至つては、殆ど極端に之を重ずる者と言はざるを得ず、余嘗て米國マサチウセッツの憲法を讀みたるに、開卷第一に言へるあり曰く、我が政府は法の政府にして人の政府に非ずと、是れ實に法治の精神を發揮せしものにして、韓非の本領頗る之に庶幾し、然れども韓非の法は民の法に非ずして君の法なり、其政府は國の政府に非ずして君の政府なり、

起すの憂あり、極めて智慧ある人は敏活の施設能く其事業に適中するに拘らず、之を恃まずして先王の法を式例と爲す、是れ法は永久なるも智は常と爲すべからざるが故なり、左れば大工の用ゆる墨繩が眞直なるに因り、反りたる木も其反れる點明白なるが爲に切り殺ぐを得るなり、水盛が水平を保つに因り、木の節なども凸の處明白なるが爲に削り取るを得るなり、秤にフンドンを懸けて見て、重き方を減じ輕き方に加へ以て平均を得、枡を備へ量つて見て多ければ減じ少なければ增し以て枡目の量を得るなり、法は譬ふれば墨繩の如く、水盛の如く、枡の如く、秤の如し、故に法を以て國を治むるは唯法を擧げて國の上へ置けば其れにて十分なれば容易の事のみ、

【字解】〔積漸〕 積り積つて段段にと云ふ事、〔端〕 物のハツなり、此にてはツカマヘ處、又は方針と云ふが如し、〔東西易面而不自知〕 東の方を向いて居りたるを西の方を向かせられても氣が着かずと云ふ事、〔司南〕 〃案ずるに日時計の如き物、此れに因つて時刻を知り、併せて方角を辨ず、〔端朝夕〕 端は正しくす、蓋し朝を正とし夕を斜とす、法を以て正邪を正すを譬ふるに指南を以て朝夕を正すとを以てせしなり、〔遊〕 隨意的なるを謂ふ、〔惠〕 私惠を謂ふ、賞罰は法なり、然るに賞罰に就て私惠を行ふが故に法之內と云ふ、〔淩過游滅私〕 諸家皆遊の字を衍とす、戶崎允明の正誤には淩を恐れしむるの意に解す、集解は峻法過外私に作る、從ふべし、先謙の集解に從ふ、〔貸錯〕 錯は措なり、施行する事、或云ふ貸は貳の字の誤、〔共門〕 門は出づる處なるより云ふ、政令二途(君臣)より出づるを謂ふ、〔危〕 詭に通ず、ウソなり、〔目意〕 目と心、〔規矩〕 規は曲り金とも云ふ、差金とも云ふ、矩はブンマハシ、〔捷擧〕 捷ははしこし、擧は仕事、〔比〕 例なり、〔枉〕 反る、まがる、〔科〕 飛出でたる處 〔權衡〕 秤の干とふんどん、〔縣〕 懸に同じかゝるなり、ブラサガル、〔斗石〕 枡なり、

法不阿貴、繩不撓曲、法之所加、智者不能辭、勇者不敢爭、刑過不避大臣、賞善不遺匹夫、故矯上之失、詰下之邪、治亂決謬、絀羨齊非、一民之軌、莫若法、厲官威民、退淫殆、止詐僞、莫如刑、刑重則不敢以貴易賤、法審則上尊而不侵、上尊而不侵、則主彊

端朝夕、故明主使其羣臣不遊意於法之外、不爲惠於法之內、動無非法、法所以凌過遊滅私也、嚴刑所以遂令懲下也、威不貸錯、制不共門、威制共則衆邪彰矣、法不信則君行危矣、刑不斷則邪不勝矣、故曰巧匠目意中繩、然必先以規矩爲度、上智捷擧中事、必以先王之法爲比、故繩直而枉木斵、準夷而高科削、權衡縣而重益輕、斗石設而多益少、故以法治國、擧措而已矣、（第四大段の第一小段「法の恃むべきを言ふ、」）

【講説】夫れ人臣が其君の權を侵すは宛も地形が耕されて、次第に削減を致すが如く、漸を以て侵し込むものにして、人君は端緒を失ひ、方角の變ずるをも知る能はず、故に先王は國の司南とも云ふべき法律を立て、日影に因て朝夕の時刻を正當にすると同じく、依る所を知らしむ、故に明王は之に法り群臣をして法度の除くの外其心を留めざらしめ、法律を行ふ內に於ては私惠を施し無功を賞して有罪を赦すが如きことを爲さしめず、凡ての行動法に循はざる者なし、鋭き法律は法外の私曲を抑止する所の者にして、嚴しき刑罰は命令の目的を達し人民を懲戒する所の者なり、威權は臣下に貸し與へず、政令は一途に限るべし、威權政令を臣下と共通に爲す時は、種種の姦邪是に由て生出するに至る、又法を立つる以上、其實なければ君の行ふ所反覆して食言となり、刑を用ゆるに當り之を斷行せざれば邪惡に勝つを得ず、故に古語に之れあり、其技に巧なる大工は目分量と云ひ、胸算用と云ひ、墨繩を以て測る所にきちんと合する者なり、然れども尙ほ且つ物差や曲り金を以て寸法を定む、此れと同じく法を舍てゝ私智に任すは惑亂を引

躁不得關其佞、姦邪無所依、遠在千里外、不敢易其辭、勢在郎中、不敢蔽善飾非、朝廷羣下、直湊單微、不敢相踰越、故治不足而法有餘、上之任勢使然也、『第三大段』なり、

【講說】夫れ國民の君たる身を以て自ら逐一百官の事を察する時に於ては、終日從事するとも時間足らず、而して精力も之に供するに堪へず、其上文察することの出來ざる事情あり、君が目を以て察すれば、臣は外觀を粧ふゆゑ眞相を視るを得ず、君が耳を以て察すれば、臣は其言語を繕ふゆゑ本響を聞くを得ず、君が思慮を以て察すれば、其辯說を煩しく爲すがゆゑ、惑はされて眞情を知るを得ず、先王は耳目思慮を以て察するを不完全なりとせしが故に、己の才能を棄て置いて法術に從ひ賞罰を明にせり、先王の執り守る所は此の如き要點なり、故に法は簡略なれども民善く之を奉じて違はず、專制獨斷を以て天下を治め、權門勢家の國政を擅にするを容さず、聰明才智の者も詐を以て君を欺くを得ず、利口多辯の者も佞を以て君に取入るを得ず、姦邪も依り附く所なく、遙か千里を隔てたる場所に在るも、法律の照す所虛言を構へず、近く郎中の官に在るものと雖も、亦善人を蔽ひ非行を飾るを得ず、在朝の群臣より直ちに疏賤の人に至るまで、敢て其分限を踰えず、是故に國家の事務は少くして暇多し、是れ人君が當に然らざるを得ざるの立場に立たしめて之に任ずるの結果なり、

【字解】〔險躁〕險は儉に通ず、利口なり、躁は多言なり、〔關〕通ずるなり、いるゝと訓ず、〔勢〕俞樾暬の誤とす、今之に從ふ、〔郎中〕近侍の官なり、〔直湊單微〕衆說紛々として一定せず、今王先愼の說を取り湊を合する、アハセテの意として解を附したり、依田利用は云ふ、尊顯にして自達を得る者と卑賤にして自達を得さる者なりと、亦參考とするに足る、

夫人臣之侵其主也、如地形焉、積漸以往、使人主失端、東西易面、而不自知、故先王立司南、以

擧げて之に任ず、右は君の名譽を落して己の聲望を高め、國の資力を害して己の私利を遂ぐる者にして、一見智の如くなるも是れ姦計猾術に過ぎざれば、臣は智と稱せず、此等の廉忠仁義智は險惡なる世態に行はれて口實となる說なり、而して先王の法に於ては此の如き邪說を禁ずるが故に、其排斥する所なり、

【字解】〔收下〕民心を收攬するなり、〔耗〕ヘラシツクス、損す、〔陂〕際と云ふが如し、マギハなり、一說に篆書にて際と字形似たる處より誤れるなりと、〔此數物者〕物は事なり、〔簡〕棄なり、

先王之法曰、臣毋或作威、毋或作利、從王之指、毋或作惡、從王之路、古者治世之民、奉公法、廢私術、專意一行、以待任、『第二大段の第九小段なり、先王の法を引て此一大段の總結となす、』

【講說】古代明王の法に云ふ、人臣たる者は擅に殺戮形罰等を施して私の威を振ふが如き事あるべからず、擅に褒賞賜與等を行つて私の利を圖るが如き事あるべからず、偏に王の容旨に從ふべし、私に人を愛憎するが如き事あるべからず、偏に王の針路に從ふべしと、昔し治世の臣民は公法を遵奉して私術を放棄し、意は君國に專注し、行は君國に合一し、意と云ひ行と云ひ、毫も私事に用ゆることなく、其儘据ゑ置いて君の使用に供したり、

【字解】〔先王之法〕書經の洪範なり、但し今に傳はれる者と文句少しく異なる所あり、〔毋〕勿れなり、禁止の辭、〔治世〕原本に世治とあるは倒置なるが如し、

夫爲之人主、而身察百官、則日不足、力不給、且上用目、則下飾觀、上用耳、則下飾聲、上用慮、則下繁辭、先王以三者爲不足、故舍己能、而因法數、審賞罰、先王之所守者要、法省而不侵、獨制四海之內、聰智不得用其詐、險

【字解】〔北面〕北を上とし、南を下とす、故に君は南に向ひ、臣は北に向ふ、〔委質〕委はゆだぬる、質は贄なり、音「し」初めて臣下と爲る時君に差出す物、〔軍旅〕兵二千五百人を軍とし、五百人を旅とす、軍隊を指すことあり、戰爭を指す事あり、〔脩〕整ふなり、シマツチスルなり、〔鏌鋣〕又莫邪に作る、吳の大夫にて寶劍を作り其名を冠せしと云說あり、又吳人干將二劍を作り、一を干將と曰ひ、一を莫邪と曰ふ、干將は莫邪の妻なりと、要するに寶劍を謂ふ、〔傳〕至るなり、〔搏〕ハタクなり、〔蹙〕慼の字となし、戚の義に釋す、〔提衡〕ハカりを平に持つ事、

今夫輕爵祿、易去亡、以擇其主、臣不謂廉、詐說逆法、倍主强諫、臣不謂忠、行惠施利、收下爲名、臣不謂仁、離俗隱居、而以非主、臣不謂義、外使諸侯、內耗其國、伺其危險之陂、以恐其主、曰、交非我不親、怨非我不解、而主乃信之、以國聽之、卑主之名、以顯其身、毀國之厚、以利其家、臣不謂智、此數物者、險世之說也、而先王之法所簡也、『第二大段の第八小段なり、姦臣の私曲を言ふ、』

【講說】一體茲に爵位俸祿を何とも思はず、其國を造作なく棄て去つて君を擇ぶ者ありとせんか、一見廉潔の如くなるも、是れ更に高位高祿を求めんとするものなれば、臣は之を廉と稱せず、又虛僞の議論を設け國法に反對し、君の志に違ひて强諫する者は一見忠の如くなるも、是れ君に盾突く者なれば、臣は忠と稱せず、又人民に恩惠を行ひ利益を與へ、人氣を取り名聲を求むる者は一見仁の如くなるも、是れ私恩を賣りて己の勢力を養ふ者なれば、臣は仁と稱せず、又社會を離れ隱士となつて其君を非議する者は、一見義の如くなるも、是れ君の惡事を世間に廣告する者なれば、臣は義と稱せず、次に他國に使を奉じ、外交の點より自國に損害を被らせ、今や危機一髮と云へる場合を窺ひ、其君を嚇して云ふ、列國の交際も己が力に非ざれば親密を得ず、敵國の怨恨も己の力に非ざれば消滅するを得ずと、人君之を尤と思ひ國家を

【字解】〔非〕誹なり、〔譏〕可否を比較して定むるなり、

賢者之爲人臣、北面委質、無有二心、朝廷不敢辭賤、軍旅不敢辭難、順上之爲、從主之法、虛心以待令而無是非也、故有口不以私言、有目不以私視、而上盡制之、爲臣人者、譬之若手、上以脩頭、下以脩足、淸暖寒熱、不得不救、鏌鋣傅體、不敢不搏、無私賢哲之臣、無私智能之士、故民不越鄕而交、無百里之蹙、貴賤不相踰、愚智提衡而立、治之至也、（第二大段の第七小段なり、賢臣の公義を言ふ、）

【講說】賢者は人の臣下として如何に己を持するやと云ふに、一旦仕官に及び奉公の印たる贄を捧げたる以上、二心を抱くことなく、平日朝廷に列する時は地位卑しと雖も之を厭はず、戰時に際して軍陣に臨むときは困難と雖も敢て憚らず、上の爲す所に順從し、君の法律を遵奉し、何等の我意を挾まずして訓令を仰ぎ、決して是非の議論を言はず、故に其口は君の爲に言ふの機關、其目は君の爲に視るの機關として、私に之を用ゐず、而して君主が一より十まで之を指揮制御することとなり、人の臣下たる者を譬へて言はば君の手の如し、手は頭の頂を整ふれば又足の爪端をも整へ、凉しきも、暖きも、熱きも、寒きも、手を以て扇を揮ひ火を焚き之を陵がざるを得ず、白刄身に迫るときは手は自然之を打ち拂はざるを得ず、然れども賢哲智能の臣を用ゆるは私心を以てするに非ず公義を以てするなり、賢能朝に立てば國家泰平なるが故に、人民は國を愛し鄕を慕ひ、敢て國境を出て他處の民と交らず、從て百里外に親密の關係を有する事なし、是れ實に慶すべき次第ならずや、斯くして貴賤各其分を守り、智者と愚者と兩兩並に其所を得るは治世の至極なり、

官爲事、此其所以然者、由主之不上斷於法、而信下爲之也、『第二大段の第五小段なり、朋黨の原因は人君が法を用ゐざるに在るを言ふ、』

【講説】臣は朝廷に人なしと云ふも、朝廷が空虚となつて人の居らざる意味に非ず、卿大夫即ち家老格の者等力を盡して私門のみを營み、國を裨益することを務めず、大臣等亦偏に己の尊大を謀り君の尊榮を致すの道を務めず、是に於て卑官小臣の徒は唯權家の心に逆ひ禍に遇はんことを恐れ、一生懸命俸祿に噛り附き、一方に於ては交際運動を事とし、地位を進めんとするに忙しく、其職務の如きは固り之を爲すの暇もなく、又之を盡すの心なし、然らば則ち朝廷の人なれども、實は權門の犬なれば朝廷に人なしとは言へるなり、而して此の如き結果に至りたる所以は他なし、人君が法を以て國政を斷せずして、人臣の隨意に任すが故なり、

故明主使法擇人、不自擧也、使法量功、不自度也、能者不可蔽、敗者不可飾、譽者不能進、非者不能退、則君臣之間、明辯而易治也、故主讎法則可也、『第二大段の第六小段なり、人君法を以て政を斷ずべきを言ふ』

【講説】以上の理由なるを以て明君の人を擇んで官職を授くるや、法の定むる所に依つて之に任じ、決して自ら之を擧用せず、是れ即ち法律人を擧ぐるなり、官吏の功績如何を決するにも、名を以て實を責むるが如き法則に從つて之を量り、決して自ら之を定めず、是れ即ち法律其功を計算するなり、法は私なし、法は僞なし、故に法を以て功を量る上からは才能ある者は隱蔽せんと欲するも得べからず、功なき廢れ物は飾つて欺かんとするも得べからず、無能の者は之を譽むる人あるも進む能はず、有功の者は之を謗る人あるも退くる能はず、斯くあるときは君の臣下に對する善惡功過、明白に之を區別するを得て其國を治め易し、故に人君は法の可否を調査して之を定むるときは則ち宜しきを得るなり、

に忌まるゝ時は忠臣と雖も罪なきに罪を負はされ、或は危難に罹り或は誅戮を被ることあり、姦佞邪惡の徒と雖も功なきに安樂を享け利益を占むることあり、夫れ忠臣が無罪に拘らず危死するを見れば他の忠良の臣も禍の己に及ばんことを恐れ各身を全うせんとて退き隱るゝに相違なし、又姦邪の臣が功なくして安樂幸福なるを見ば、他の姦臣等己も其例に倣はんとて續續進み出づるに相違なし、忠臣退き姦臣進むは國家滅亡の原因なり、

若是則羣臣廢法而行私重、輕公法矣、數至能人之門、不一至主之庭、百慮私家之便、不一圖主之國、屬數雖多、非所以尊君也、百官雖具、非所以任國也、然則主有人主之名、而實託於羣臣之家也、故臣曰亡國之廷無人焉、『第二大段の第四小段なり、朋黨の弊、君權下に移るを言ふ、』

【講說】此の如く朋黨の勢力甚しき時は、群臣皆法律よりも朋黨を大切とし、國家を輕んずるの結果に至る、彼等は始終權門に出入するも朝廷へは絕えて參候することなく、屢ば有力者の利益を圖れども、君國の利益に至つては一も念頭に置かず、左れば君主の臣下は如何に多數なるも皆朋黨のみを重んずる以上、君主を尊ぶ人人には非ず、政府の百官盡く具備するとも、官吏皆權家に阿つて公事を顧みざる以上、其職に當る者に非ず、此の如くなるときは人君は唯君たるの名義を有するに過ぎずして、實權は移つて群臣の家に在るなり、故に臣は亡國の朝廷には人なしと申すなり、

【字解】〔數〕屢なり、〔能人〕專權の臣なり、智能あるより能と曰ふ、〔託〕は寄なり、

廷無人者、非朝廷之衰也、家務相益、不務厚國、大臣務相尊、而不務尊君、小臣奉祿養交、不以

の事を說き起すなり、〔審得〕綿密に調べて手に入るゝなり、〔有法度之制者〕法度は國法なり、國法を標準とし其れに從つて行動する者、〔有權衡之稱者〕權はハカリのオモリ、衡はサヲ稱は中心、物を秤に懸けて善く釣合の正しき處を保つ人、即ち輕重を辨ずる人を謂ふ、

今若以譽進能、則臣離上而下比周、若以黨擧官則民務交而不求用於法、故官之失能者、其國亂、以譽爲賞、以毀爲罰也、則好賞惡罰之人、釋公行行私術、比周以相爲也、忘生外交進其與、則其下所以爲上者薄矣、交衆與多、外交朋黨、雖有大過其蔽多矣、『第二大段の第二小段なり、法度に由らずして人を用ゆる時は朋黨の禍あるを言ふ、』

【講說】今若し名譽を資格として才能を引擧るときは、人臣、君主の利害を顧みず、唯己の虛名を得んが爲に互に結び合ひ、稱贊を事とするなり、若し又黨派に因つて官職に登庸せんか、人民は交際に奔走し運動を專一にして應援を求むるなり、故に官吏其人を得ざる時は國亂る、人の毀譽を標準として賞罰を爲すの結果は、何人も賞を欲し罰を嫌はざる者なきが故に、公義を放擲して利己の手段を行ひ、共に結托して相互の利益を謀るに至る、其君を忘れて私交を務め各其黨與を進むるの結果、下の上に盡す所は薄らざるを得ずと知るべし、交際は廣く徒黨は多く、內外一味の者のみなれば、君は全く孤立となり彼等に大過失あるも隱蔽を受くること少からずと知るべし、

【字解】〔周比〕比は組合ふ、周は遍し、別用すれば比は私、周は公なれども、連用するときは阿黨の意となる、故に黨同比周の語あり、

故忠臣危死於非罪、姦邪之臣、安利於無功、忠臣危死、而不以其罪、則良臣伏矣、姦邪之臣、安利不以功、則姦臣進矣、此亡之本也、『第二大段の第三小段なり、朋黨の弊忠臣退き姦臣進むを言ふ、』

【講說】夫れ一國已に朋黨世界なるが故に、苟も朋黨

ことを、此の數君は法を奉ずる強き人なればなり、然るに今日に至り楚齊燕魏の諸國皆亡ぶるに至りたる所以は他なし、其國の群臣官吏孰れも國の亂るべき事のみに從事して治まるべき事に從事せざりしが故なり、亂るゝ所以とは法を蔑にするを謂ひ、治まる所以とは法を重んずるを謂ふ、

其國亂弱矣、又皆釋國法而私其外、則是負薪而救火也、亂弱甚矣、第一大段の第四小段なり、更に一歩を進め強國と雖も法を奉ぜざれば亡ぶるゆゑ、弱國にして法を奉ぜざれば一層危險なるを言ふ、

【講說】今茲に一國あつて其形勢は已に亂弱なりと知れ、然るに之に加へて國人皆國法を度外にして恣に私を營む時は、宛も燃料となる薪木を負ひて火災を救はんとするに異らず、其一層火勢を強むるが如く、亂弱は益す亂弱となるべきぞ、

故當今之時、能去私曲就公法者、民安而國治、能去私行行公法者、兵彊而敵弱、故審得失有法度之制者、加于群臣之上、則主不可欺以詐僞、審得失有權衡之稱者、以聽遠事、則主不可欺以天下之輕重、第二大段の第一小段なり、私を棄て法を重んずる者を任用すべきを言ふ、

【講說】左れば今日の世に於て臣下たる者能く私利を棄てゝ公法に從はゞ、人民は安寧にして國家無事なるべく、臣下が能く私意を棄てゝ公法に從はゞ兵力強盛にして敵國畏るゝに足らざるべし、故に善く法度を守る所の者を篤と撰び取つて群臣の上に立たしむる時は、群臣詐僞を構へて君を欺くことならず、又彼の事の輕重を誤らざる者を篤と撰擇に及び邊境の事を取り捌かしむる時は、群臣國家の利害形勢に關し、大を小とし輕きを重しと爲して君を僞ることならず、

【字解】「今之時」前段既往外國の例證を擧げ、此に至り現在自國

莊王の時の土地にして、人民は依然たる莊王の時の人民なりき、然るに其亡びたるは何ぞ、法を奉ずる弱きが故のみ、齊の桓公は三十國を略し三千里の領土を增せり、此の如き强國なれども亦終に亡びぬ、其亡びしに當り其土地は依然たる桓公の時の土地にして、其人民は依然たる桓公の時の人民なりき、然るに其亡びたるは何ぞ、法を奉ぜざるが故なり、燕の昭王は黃河に至るまで國疆を展開し、薊を以て首府となし、涿と方城とを外面に繚らして屛障とし、齊を荒らし中山國を平定せしかば、列國の燕を身方とする者は威勢重く、之と結托せざる者は威勢輕し、此の如き强國なれども亦終に亡びぬ、其亡びし時に當り其土地は依然として昭王の時の土地にして、其人民は依然として昭王の時の人民なりき、然るに其亡びたるは何ぞ、法を奉ぜざるが故なり、魏の安釐王は燕を攻めて趙を救ひ、燕の有する河東の地を取り、定陶の衞の地を攻擊して餘す所なく、齊を征伐して平陸の都を獨占し、又韓を攻めて昔し管叔の都せしと云ふ管を拔き取り、淇下に勝利を得、其睢陽に於て楚と對抗するや楚の兵は長陣に疲勞して退却に及び、上蔡召陵の役に於ては楚軍敗北せり、是に於て魏の兵は天下四方に橫行せざるなく、其威力は中國到る處に行屆けり、然るに安釐王死せる後魏も亦終に亡びたるは何ぞ、法を奉ぜざるが故なり、

【字解】〔荊〕 楚を謂ふ、其理由は初見秦に載す、〔氓〕 本來他國よりの移民を謂ふ、然れども往往民の字と同義に用ゆ、〔燕襄王〕 昭王の事、秦の莊襄王の諱を避けて字を易へたるなり、〔襲〕 衣をかさぬるのかさぬ、固め(カタ)と爲すなり、蔽(オホヒ)と爲すなり、〔私〕 獨り利を專にするなり、〔冠帶之國〕 冠を戴き裝束を著けたる國、衣冠の國と云ふに同じ、禮儀を知らざる夷狄に對する中國の稱、

故有荊莊齊桓、則荊齊可以霸、有燕襄魏安釐、則燕魏可以强、今皆亡國者、其羣臣官吏、皆務所以亂、而不務所以治也、（第一大段の第三小段なり、前小段に列擧せし事實に就て論斷を下し、其原因群臣官吏の法を奉ぜざるに在るを言ふ、）

【講說】前述の事實に徵すれば乃ち知るべし、莊公桓公の如き君あるときは楚、齊霸權を有するを得、襄王安釐王の如き君あるときは燕魏强國となるを得る

時より奉公法廢私術專意一行具以待任に至る、私曲を去り公法に就くべきを言ふ、第三大段は夫爲之人主より上之任勢使然に至る、人君の法術に依賴すべきを言ふ、第四大段は夫人臣之侵其主也より結末に至る、法を施す嚴ならざる可らざるを言ふ、

國無常彊、無常弱、奉法者彊則國彊、奉法者弱則國弱、（第一大段の第一小段なり法を奉するの强弱は國家强弱の分るゝ所なるを言ふ、）

【講說】凡そ國の强弱は常なく、强者も或は弱となるを免れず、弱者も或は强とならざるに非ず、之を要するに國法を奉ずる强固なれば其國强く、國法を奉ずる薄弱なれば其國弱し、

【字解】〔者〕何何することのこととして用ゆ、

荊莊王并國二十六、開地三千里、莊王之氓社稷也、而荊以亡、齊桓公并國三十、啓地三千里、桓公之氓社稷也、而齊以亡、燕襄王以河爲境、以薊爲國、襲涿方城、殘齊平中山、有燕者重、無燕者輕、襄王之氓社稷也、而燕以亡、魏安釐王攻燕救趙、取地河東、攻盡陶衞之地、加兵於齊、私平陸之都、攻韓拔管、勝於淇下、睢陽之事、荊軍老而走、蔡召陵之事、荊軍破、兵四布於天下、威行於冠帶之國、安釐王死而魏以亡、（第一大段の第二小段なり、亡國の例四條を擧ぐ、）

【講說】楚の莊王は庸舒を始として二十六箇國を併せ取り、版圖を廣めたる事三千里、此の如き强國なれども亦終に亡びぬ、其亡びし時に當り土地は依然たる

は尤も古奥なりと謂ふべし、蓋し一は有韻文にして、製句排字自ら普通の文に異りたるが爲なり、一は一句纔に終れば重ねて其句を用ひ、相起し相承け、蟬聯して下り、「故」若しくは「故曰」の字を以て處々の針線と爲せしが爲なり、此の如く句を追ひ語を複して轉ずるが故に、一篇一意段落を分つべからざる如きも、看來れば結構完密、儼として規律あり、試に上篇に就て之を言へば、第一大段、道より虛靜の二字を支出し、其反對字なる動實より又言(名)事(形)を呼び起し、第二大段虛靜を行ふ方法を叙するに至り、先づ意欲の字を出し好惡を以て欲を承け、舊智を以て意を承け、其智の字を捉へて下の智行勇を起し、之を去るの結果を叙する處は行を變じて賢と爲しなり、第三大段寂乎漻乎は仍ほ是れ虛靜を換稱せし者にて、第一大段第二大段との連絡を保ち、不窮の二字を智能名に配當して三箇處に同格の句を用ひ、賢主之經の經は首句の道の字を收めたる者、則ち決して漫然筆に任せて寫し去りたる者に非ず、
下篇は古奥に過ぎて稍晦澁を免れざる所あり、「不言而善應」の七句の如き究竟通ずべからず、但し「虎乃將存」の數句は古拙にして簡勁、先秦文字の味ふべき處此に在り、

韓非子卷二

有度

【篇旨】此れ本書の第六篇にして、篇內に有法度之制者加以群臣之上則主不可欺以詐僞の語あり、其中の二字を取つて名づけたる者なり、其主意は國の强弱は法を遵奉するの嚴なると否とに由る、故に人君は臣下をして之に服從せしめざる可らず、而して臣下をして法律に服從せしめんと欲せば、人君亦法律に依て行動せざる可らずと云ふに在り、韓非法治論の大體は此篇に由つて之を窺ふを得べし、
【分段】全篇分つて四大段となす、第一大段は篇首より則是負薪而救火也亂弱甚矣に至る、楚齊燕魏の亂弱は群臣が法を奉せざりしに由るを言ひ、先づ一篇の主意を掲ぐ、第二大段は故當今之

實を一致せしめよ、言を以て行を責めよと言ふのみ、果して此の如くならば儒者輩と雖も亦何ぞ之を攻撃するの理あらんや、然るに彼の彼たる所以は隱微の心を以て惡辣の術を行はんとするに在り、其眼中法あつて德なく、君あつて臣なく、疑あつて信なく、術あつて誠なく、其極父子夫婦と雖も危險の思を爲して警戒せざるを得ざるに至る、其慘礉少恩を以て排斥せらるゝ亦宜ならずや、然らざれば堯の鯀を殛するも亦形名參同の致す所、堯には則ち可にして韓非には則ち不可なるの理由なきなり、

此篇道者萬物之始也を以て筆を起す、宛然たる老子の口氣、此れ老子を奉ずるに非ずして何ぞ、韓非子の中『喩老』『解老』の二篇あるを以て觀れば益す其學の老子に得る所あるを徵すべし、故に太史公も原於道德之意と言へり、道德とは老子の道德說なり、案ずるに老子周末に生れ、深く繁文縟禮の弊と智巧功利の禍とを慨し、古傳の說に本づいて虛無恬淡の說を唱へ、此世界をして天地未剖の前に法り、上古淳朴の情態に復歸せしめんとし、小國寡民の章の如き彼の理想世界を描出せる者なり、夫れ世間的、而も形名主義の韓非が、出世間的、而も規矩準繩を排斥せる老子の學に原づきたりとは矛盾なるが如し、然れども審に老子の書を看れば、智を愚に寓する處あり、巧を拙に藏する所あり、出世間の中に處世の手を斂ゆる所あり、「奪はんと欲すれば先づ與へよ」と云ふが如き、「國の利器は以て人に示すべからず」と云ふが如き、一變して陰險となり狡猾となるは自然の勢にして、莊子は其高妙なる方面より自得し、韓非は其實際の方面より悟入せしのみ、其れ然り、此篇の道なる者、其語は則ち老子に出づると雖も、固り玄妙なる意を有するに非ず、虛の替字靜の換稱として之を用ゐたるに過ぎず、故に知る韓非は老子幽眇の說を借り來つて淺近の論を飾りし事を、而して其虛と云へるは人君が情意を匿して胸中を見すかされざる事に非ずや、靜と云へるは人君が自ら政事に手を出さずして人を働かしむる事に非ずや、則ち韓非の所謂道なる者は脩辭上より之を解すべく、哲理上より之を求むべからず、

文評

先秦の文孰れか古奧ならざらん、而して此篇の如き

則功臣墮其業、赦罰則姦人易爲非、是故誠有功則雖疏賤必賞、誠有過則雖近愛必誅、近愛必誅則疏賤者不怠、而近愛者不驕也、』第四大段の第二小段なり、信賞必罰を論ず、

【講説】故に群臣の建議を爲す者あるときは、人君其言に就て建議せし問題の實務を任じ、其實務に就て之が成功を責め、其成功が果して其問題を解決し、前の見込通に運びたる時は之を賞し、之と反對なれば誅を加ふ、抑も明君の道は人臣が無責任の意見を陳るを許さゞるが故に、明君の賞を行ふはタップリとして時節に適したる降雨の如く、百姓盡く其恩惠に沾ひ、罰を行ふや畏ろしげなる雷霆の如く、神聖の人と雖も其怒を和むる能はざる程なり、故に明君は賞を苟もすること無く、罰を赦すこと無し、何となれば賞を苟もすれば有功無功の差別立たざる爲め、功臣も其業を怠るべく、罰を赦す時は姦惡の徒赦さるべき事を僥倖して不正を働くべければなり、賞罰の重んぜざるべからざる此の如し、故に實際功あらば如何に疎遠にして身分賤しき者と雖も之を賞すべし、若し又過あらば如何に親近寵愛の者と雖も必ず之を誅すべし、此の如く賞は疏賤に及び、誅は近愛を漏さざるときは、疎賤の者も勸む所あつて怠らず、近愛の者も懼るゝ所あつて驕り恣なる事なし、

【字解】〔偷〕カリソメなり妄なり、〔曖乎〕温和なる貌、

槩論

曰く有言者自成名、有事者自爲形、形名參同、君乃無事、焉歸之其情、と是れ韓非が君權を維持して臣權を抑制する絶對の主義、唯一の手段にして、所謂形名の學なる者此外に出でず、意欲を見はさずと云ひ、智賢勇を去ると云ひ、人臣の望を絶ち意を破ると云ひ、五壅を戒むると云ひ、信賞必罰と云も、皆形名の豫備に非れば其方法なり、即ち全篇盡く此五句を敷衍せる者と謂ふも可なり、豈に獨り此篇のみならん、韓非子一部亦皆之が注釋に過ぎず、則ち決して輕輕に看過すべからず、夫れ形名參同看來れば單純の理、平凡の論、奇想新説の驚くべき者なく、一言にして云へば名

君は其身方を失ふ、此等の權能は人君が獨り占有すべき所の者にして、人臣の行使すべき所の者に非ず、豈に之を人臣に貸すべけんや、

【字解】〔壅〕 雍なり、原と水が四面を環る事にして、四方より塞ぎ込むを謂ふ、〔樹〕 植ゑ立てるなり、

人主之道、靜退以爲寶、不自操事而知拙與巧、不自計慮、而知福與咎、是以不言而善應、不約而善增、言已應則執其契、已增則操其符、符契之所合、賞罰之所生也、 第四大段の第一小段なり賞罰の本源を言ふ、

【講說】人君の道は靜と退とを寶として之を尊重するに在り、即ち引込みて自身に國務の處置を爲さず、臣下に働かしめて己は彼等の巧拙を見て取り、又靜に沈默して自身思慮を運し計畫を案ずることなく、群臣をして經營を爲さしめ、己は其結果の禍福を辨ず、此の如くなる故に人君自ら言を發せざれども臣下進んで意見を吐き人君約せざれども事業は遂に增進す、臣下吾が意に應じて意見を吐く者あるときは、其言質を捉へて證となし、事業果して增進する時は言行と云へる割符を用ゐ、此證據物件の對照こそ賞罰の生ずる所なり、

【字解】〔契〕 は人より差出させる證文の如き者にて之を執つて先方を責むる具なり、〔符〕 ワリフ、二つに分つて甲一片を取り、乙一片を取り、引合せて證據と爲すもの、

故羣臣陳其言、君以其言授其事、以事責其功、功當其事、事當其言則賞、功不當其事、事不當其言則誅、明君之道、臣不得陳言而不當、是故明君之行賞也、曖乎如時雨、百姓利其澤、其行罰也、畏乎如雷霆、神聖不能解也、故明君無偸賞、無赦罰、賞偸

り、姦臣の犬となつて隱謀を內通するが故なり、然らば如何にすべきかと云ふに、其黨與を破壞して之を捕へ、吾が權柄の門戶を閉ぢて乘ずべき隙なからしめ、彼の爪牙と爲つて働く者を逐ひ拂ひ、以て其勢力を弱からしむべし、是に於て國家の虎たる大姦も獨立し難くして存在せざるに至る、抑も君主の器識廣大なる智慮深遠なる、人臣をして測量する能はざらしめ、言行名實を引き合せ、法度式例を精密に取り調べ、專橫の所行を爲す者を誅する時は國に賊の在る事なし、

【字解】〔忒〕 隱情なり、〔散其黨收其與〕 散收は黨與の兩字に對し、共通の動辭として用ゐらる、此の如きを漢文法にて互文と謂ふ、〔刑名〕 形名に同じ、〔同合〕 前の參合稽合に同じ、

是故人主有五壅、臣閉其主曰壅、臣制財利曰壅、臣擅行令曰壅、臣得行義曰壅、臣得樹人曰壅、臣閉其主、則主失明、臣制財利、則主失德、臣擅行令則主失制、臣得行義、則主失名、臣得樹人則主失黨、此人主之所以獨擅也非人臣之所以得操也、『第三大段』

なり、

【講說】夫れ國の虎なる者は先づ權柄を得んと欲し、之が手段となす所の者五種あり從つて人君のふさげらるゝ所の者亦五あり、姦臣が己一人君主の耳目となり、門戶となり、其見聞を塞ぎ、其智識を狹くし、上下の情を通ぜざらしむるを壅と謂ふ、是れ一、姦臣が財政を取り料ふを壅と謂ふ、是れ二、姦臣が君主を蔑にし專斷を以て命令を行ふを壅と曰ふ、是れ三、姦臣が私の名を以て君の爲すべき公義を行ふを壅と曰ふ、是れ四、姦臣が官職などを分配して己の黨派を作るを壅と謂ふ、是れ五なり、試に其結果如何を見よ、其君の聞見を閉鎖すれば、君は觀察力を失ひ、姦臣が財權を左右すれば君は利得を失ひ、姦臣が政令を自由にすれば君は其統治權を失ひ、姦臣が公義を行ふを得れば君は其名分を失ひ、姦臣が私黨を立つれば

の成績と對照して檢察を行ふべし、官吏中或る一人が秘密を知るとせんか、之を他に漏洩せしめず、即ち甲之を知れる時は乙丙丁に漏さず、乙之を知れる時は甲丙丁に告げず、此の如くならば萬機の關鍵吾が一手に在り、宛も物を函中に一括するに異らず、吾が行ふ所の痕跡を晦し吾が思ふ所の端緒を隱さば、臣下は君の意欲を推し窮むる能はず、吾が智を取り除き吾が能を切り放さば、臣下は君の才力を量る能はず、

【字解】〔以往〕押通すなり、〔官有一人〕講義は太田全齋の說に據りしなれども再び案ずるに、是は一官一人とし、兼任せず、同役なき事にして勿令通言は群臣各分業にして自他獨立氣脈を通ぜざるを謂ふ、

保吾所往而稽同之、謹執其柄而固握之、絕其望、破其意、毋使人欲之、不謹其門、虎乃將存、不愼其言、不掩其情、賊乃將生、弑其主、代其所、人莫不與、故謂之虎、處其主之側、爲姦臣、聞其主之忒、故謂之賊、散其黨、收其與、閉其門、奪其輔、國乃無虎、大不可量、深不可測、同合刑名、審驗法式、擅爲者誅、國乃無賊、『第二大段なり、』

【講說】吾が取り押へたる針路を維持して人臣の言行を檢考し、大切に威權の柄即ち賞罰を己の手に持して、堅固に之を握りつめ、人臣の覬覦を止め其目的を破るべし、人臣をして之を得んとするの心を抱かしむる勿れ、戶締を用心せず門の出入を嚴重にせざれば虎が侵入する事あるが如く、人君若し權柄を守る隙あらば國を窺ふ所の虎あるべし、一擧一動に注意せず、心中の機密を包まざる時は賊應に現出すべし、臣が之を虎と謂ふ所以は、彼等其君を弑し代つて其地位に立ち、勢力の在る所何人も之に從ふこと猛虎の呑噬を逞うして百獸歸服するが如くなればなり、又之を賊と謂ふ所以は、小人の徒、日夜君主の傍に居

る者となる、即ち勞動する者は臣下にして、成功の利益を收むる者は君なり、此の如き遺方を稱して賢主の經と謂ふ、經とは常道なり、

【字解】〔寂〕シヅマリカヘル、形體なきの意に用ゆ、〔無位〕ゝ位は猶ほ立場と云ふが如し、〔漻乎〕空虛の貌、〔竦懼〕フルヒオノヽク〔師〕ヒキユル意に用ゆ、師弟の師に非ず、〔正〕タヾス、〔經〕常なり、人君の行ふべき所は萬機多端なれども、唯此道は一定不變、織物に竪絲あるが如くなるより云ふ、

○主道下

【篇旨】專ら應用に就て言ふ、

【分段】分つて四大段とす、第一大段は篇首より下不能意に至る、人君我が虛を以て人臣の實を察識すべきを言ふ、第二大段は保吾所往より國乃無賊に至る、臣下をして我を窺はしむべからざるを言ふ、第三大段は是故人主有五壅より非人臣之所以得操也に至る、壅蔽の實質を言ふ、第四大段は人主之道靜退以爲寶より結末に至る、專ら賞罰の道を言ふ、

道在不可見、用在不可知、虛靜無事、以闇見疵、見而不見、聞而不聞、知而不知、知其言以往、勿變勿更、以參合閱焉、官有一人、勿令通言、則萬物皆盡函、掩其跡匿其端、下不能原、去其智絕其能、下不能意、第一大段なり、

【講說】人君の主意は隱微にして見るべからざるに存し、其作用は機密にして知るべからざるに存し、體より言へば虛、狀より言へば靜、働より言へば無事、臣下之を觀れば不明瞭なり不可解なり、然るに暗中より明處に在る物を觀れば甚だ明白なるが如く、人君己を闇まして臣下に臨むときは、善く其疵を發見する事を得、然れども尙ほ心得べき點あり、即ち見たりとて見ざるが如くにし、聞きたりとて聞かざるが如くにし、臣下が如何なる主張を爲したるかを辨知せし以上、必ず何處までも之を押へ置きて證據を握り置き、後日の論と前日の說と相違するを許さず、實行

功を立つるを得、己の勇を取り去れば臣下各勇を奮ふことと故反つて國を强うすべし、人君上に大綱を握り、羣臣各其職分を守り、百官皆一定の服務あり、臣下の才能に從つて其れ其れ之を使用す、此の如きを稱して習常と謂ふ、初に揭げたる道に合ふ事なり、

【字解】〔所欲〕 嗜好慾望、〔意〕 思想心情、〔素〕 物の質にして未だ飾を加へざる者、俗に云ふヂなり、〔舊〕 舊は舊來知る所の事なり、一說に賢の誤とし、又巧の誤とし、又故の誤とす〔習常〕 老子の語、習は襲なり、襲は入るなり、習常とは常道に入るを謂ふ、常道とは萬古不變なる處より稱す、習常の解は大田氏老子全解の說に從ふ、

故曰、寂乎其無位而處、漻乎莫得其所、明君無爲於上、羣臣竦懼於下、明君之道、使智者盡其慮、而君因以斷事、故君不窮於智、賢者效其材、君因而任之、故君不窮於能、有功則君有其賢、有過則臣任其罪、故君不窮於名、是故不賢而爲賢者師、不智而爲智者正、臣有其勞、君有其成功、此之謂賢主之經也、（第三大段なり、）

【講說】故に古語に之あり、人君智勇賢を去り、寂然不動殆ど察識すべからざるの態度を取り、欲を示さず意を示さず、空々然として窺ひ知るべからずと、凡そ明君が上に在つて無爲なる時は群臣下に在つて恐懼す、其欺くべからず測るべからざるを以てなり、蓋し明君の方針は智者をして十分其智慧を出さしめ、善なれば之に從ひ不善なれば之を否認し、其謀る所に就て決斷を行ふのみ、斯く一己の私智を恃まずして衆人の智を用ゆるが爲め智に限量なく、從つて差支ざるなり、又賢者をして其器量を働かしめ、己は其才幹に從つて之に任すのみ、之が爲め人君の能力限量なく從つて差支ざるなり、而して効果擧れば則ち人君賢德の致す所なりと云はれ、失錯あれば則ち人臣其責任を負ふことゆゑ、人君の名譽は事善惡共に傷くことなく殆ど窮らざるなり、左れば人君は不賢なるも賢臣の指揮者となり、不智なるも智臣を匡正す

にして絲のシメクヽりなり、〔善敗〕 成敗と云ふが如し、〔名〕〔形〕名實なり言行なり、譬ば人臣が富國策を建白すると爲さんに、是れ富國と云へる名(今の語にて問題と云ふに當る)を提出するなり、但し此れには責任附帶する者と知るべし、而して其臣下が富國の實行に當り、或は成功し或は成功せざるとは形なり、其問題を執て効驗を責むる、是れ形名の術なり、〔命〕 名づくるなり、〔參同〕 入り雜せで考ふ、即ち比較研究するを謂ふ、〔歸之其情〕 之は形名なり、情は情愛の情に非ず、マコトと訓ず、實なり、形名の一致するや否の實は臣下の如何に任ずと謂ふが如し、

故曰、君無見其所欲、臣自將彫琢、君無見其意、臣將自表異、故曰、去好去惡、臣乃見素、去舊去智、臣乃自備、故有智而不以慮、使萬物知其處、有行而不以賢、觀臣下之所因、有勇而不以怒、使羣臣盡其武、是故去智而有明、去賢而有功、去勇而有彊、羣臣守職、百官有常、因能而使之、是謂習常、第二大段なり、

【講説】人君は虛靜ならざるべからざるが故に、古語に人君は己の欲する所を秘して人に示す勿れとあり、但し人君が其欲する所を知らるゝ時は姦佞の臣下等自然と之に乘じて種々の細工を爲さんとす、人君は其意志を示すも亦宜しからず、意志を示す時は人臣が其意に叶はんとて非常なる忠義振を表すべければなり、故に又古語に人君が好き嫌を取り除けて見はさざる時は、臣下は其本質を出すべく、經驗と智識とを取り除けて見はさざる時は、臣下の者も自然警戒をなすと、右の次第ゆゑ人君は智あるとも之を運らすことなく、萬人をして各己の智慧を搾つて其職分責任の在る處を知るやうになし、美行ありとも其賢なる事を鼻にかける事なく、臣下の行爲の動機を察し、勇ありとも之を發することなく、羣臣をして其武を盡さしむ、左れば之を概言せんに、人君が己の智を取り去れば反つて臣下の誠僞を察するの明あり、己の賢を取り去れば反つて臣下各力を盡すことゆゑ反つて

曰寂乎より此之謂賢主之經に至る、君の逸を以て臣の勞に對すべきを言ふ、

道者萬物之始、是非之紀也、是以明君守始、以知萬物之源、治紀以知善敗之端、故虛靜以待、令名自命也、令事自定也、虛則知實之情、靜則知動之正、有言者自成名、有事者自成形、形名參同、君乃無事焉、歸之其情、（第一大段）なり、

【講說】無名無象にして絕對獨存の道其物は天地萬物開發の本源なり、人間是非善惡の總括なり、左れば天則を奉ずる明君は道の本源たる處を守つて萬事萬物の由て生ずる所を知り、是非利害の總くゝりを纏めて成功と失敗との端緒を知る、道の體は虛なり、道の容は靜なり、人君已に其身を道と一致せしむるが故に、心を虛にし動を靜にして臣下に對し、臣下の建議せし問題は彼をして自ら發言の責任者たらしめ、其實效は彼をして自ら成否を定めしめ、君主は唯だ之を監視するのみ、凡そ物の內部が虛なれば實體を受け入るゝも其大小を量り得らるゝが如く、人に至つても己れ虛心なる時は他人の情僞を計ることを得べし、凡そ波靜なる時は魚の行動も明白なるが如く、己れ靜止する時は動きつゝある者の眞相を分つことを得べし、然らば則ち人臣胸中の忠姦擧措の正邪、皆吾が眼中に映ずるなり、今臣下が何事か意見を陳ぶれば、君主其言質を押へ置くゆゑ、自然責任を有する問題となる、之を名と謂ふ、人之を實行するに當り、彼れ自ら能否を實現す、之を形と謂ふ、其上陳せし所(名)と其實効(形)とを突き合せ照し合せ、言行一致せしむる時は、人君たる者手を束ね無爲にして、萬事盡く自然の成行に任せて滯る所なし、

【字解】〔道〕儒者の道は人の踐み行ふ所率ひ行く所より、道路の道に譬へて言へる者なれども、韓非の道は老子に出でたる者にして、此れに異り、老子の謂ふ所は現象に對する絕對的實體なり、一を以て古今を貫くの原理なり、然れども此にては唯道體の虛と道容の靜とを捉へて論據とせしのみ、深遠なる意義あるに非ず、〔紀〕綱紀の紀

人臣あるのみ、斯民の休戚に至つては殆ど其度外視する所、是れ彼が政治家たるを得ずして刑名家たる所以なり、

文評

此篇初の一段虚字を用ゐずして結束せる外、各段の末斷案を下す處は悉く也の字を以て束住せり、見よ「此君人者所外也」と云ひ「此君人者之所職也」と云ひ「莫不從此術也」と云ひ「此明君之所以備不虞也」と云ひ、頗る嶄絶を覺ゆるに非ずや、第五大段「法備」の二字より兩股を支出せしが如き亦稍綿密の作法なり、

篇中處々韻を用ゐたり、故に自ら古致を存す、韻字は右旁に●を施し之を示せり、

主道　通篇押韻

【篇旨】此れ本書の第五篇なり、道を根據として君道を論ぜるが故に斯く名づく、其論ずる所は人君が臣下を駕馭操縱するの術にして、愛臣篇と多少相關するも、彼は法制を以て言ひ、此は心術を以て言ひ、彼は現實を以て言ひ、此は理想を以て言ひ、彼は具體的なり、此は抽象的なり、而して其所謂道は老子の道にして司馬遷が韓非子刑名の學の淵源となす所、但虚と云ひ無と云ひ、老子は此れを以て道體を說明したるなれども、韓非子は之を君主の心理に應用し、之を政理に敷衍したる者なり、

此篇は論理上より視るも、文法上より視るも、內容に分界あり、同一の命題なれども劃然として兩篇を成すが故に、研究の方法より言へば之を區別するを可とす、乃ち今便利上上下二篇として講說すべし、

○主道上

【篇旨】專ら原則に就て言ふ、

【分段】分つて三大段となす、第一大段は篇首より歸之其情に至る、人君の道體に則るべきを言ふ、第二大段は故曰君無見其所欲より是謂習常に至る、道體に則るの方法を言ふ、第三大段は故

府庫不得私貸於家、此明君之所以禁其邪、第五大段の第二小段なり、法制を言ふ、

【講說】威權の臣下に偏重するを防がざるを以て、大臣の祿は如何に大なりとても、城市の土地を私領と爲すを得ず、其配下の者如何に多數なりとても、君の士卒を吾が臣下となすを得ず、故に人臣たる者平日國に在つて私に政府を立つるを得ず、又武將としては國家の士卒と私的關係を結ぶを得ず、其府庫の財貨を以て私に貸し與へ恩を賣るを得ず、右は明君が大臣の邪曲を防壓する方法なり、

【字解】〔籍〕籍に通ず、籍は土地の臺帳とも稱すべき者にして、今日にて云はゞ登記を爲すが如く、記錄して吾が所有に入るゝなり、兪曲園の說に從ふ、〔私貸於家〕於家の二字古注の文字が紛れ入りたりとの說當れるが如し、削るに若かず、

是故不得四從、不載奇兵、非傳非遽、載奇兵革、罪死不赦、此明君之所以備不虞者也、第五大段の第三小段なり、防備を言ふ、

【講說】是故に外出するにも、駟とて四人乘の車を引き從へて行くを得ず、又非常の兵器を車に載せて携帶するを得ず、凡そ內亂外寇等の變に際し、宿次ぎの車馬を以て此等の武具を運送する場合の外、戰時の器具甲冑を持ち行く者は之を死罪に處して赦さず、右は明君が大臣等の不虞の變を釀さん事を慮つて之に備ふる方法なり、

【字解】〔四從〕四は駟に通ず、左傳の注に據れば四人乘りの車、從は後より附隨ふ車なり、〔傳遽〕共に驛車なり、傳は遞送より言ひ、遽は急劇より言ふ、日本にて昔し傳馬と云へるもの、〔奇兵革〕兵は弓矢干戈の類、革は甲冑の類、〔不虞〕不慮と云ふが如し、意外の變を謂ふ、

槩論

法治主義にして君權論者たる韓非の特說は始めて此に見はれたり、蓋し君德已に衰へ臣義已に亡びたる戰國の世となつては、唯法制に因て權力を繫ぎ秩序を持するの一途あるのみ、況や弑虐相繼ぎ簒奪相倚る韓非の列擧せし如くなるをや、則ち韓非の論たる時世の必要に應じたる者と謂ふべく、又時勢の必要は自然韓非一流の主義を醞釀したる者と謂ふべし、然れども彼の君權を强うせんと欲せしは何の爲ぞ、君權の爲に君權を張るに過ぎず、其眼中唯だ人君對

之所以弑其君者皆此類也、故上比之殷周、中比之晋齊、下比之燕宋、莫不從此術也、『第四大段なり、』

【講說】昔し殷の紂王の亡びしは、西伯（周の文王）が天下三分の二を有し、其版圖王室を陵ぎたる結果にして、周の天子の微弱となりしは、春秋の時代諸侯の領土が制限を踰えたる結果なれば、即ち皆諸侯の博大に由れる者なり、又晋が其三家老の趙氏魏氏韓氏に分割せられ、齊が田氏に國を奪はれたるも、共に群臣の過分に富みたるが爲なり、彼の燕に於ては宰相子之の亂あり、宋に於ては子罕國を奪ひ其君の終を全うせざりしも、亦皆此れと類を同うせり、故に遠くは殷周、中頃は齊晋、近くは燕宋の例に徵するに、臣下が强大の勢力を有する時は簒弑を爲さゞる者なし、

【字解】〔燕宋之所以弑其君〕燕は位を奪ひたる子之も、奪はれたる噲も、齊人に殺されたるにて臣民に弑されたるに非ず、然るに宋と一様に記したるは漢文の拘らざる處なれども、要するに疏漏を免れ難し、〔卑〕國語韋注に卑は微なりとあり、

是故明君之蓄其臣也、盡之以法、質之以備、故不赦死、不宥刑、赦死宥刑、是謂威淫、社稷將危國家偏威、『第五大段の第一小段なり、人君が法制防備を以て臣下を御すべきを言ふ、』

【講說】夫れ人臣の威力盛なるときは其禍前述の如くなる故、明君が其臣下に對する手段は法制に由り、貴賤大小となく之を總べ、防備を設けて邪惡を爲さゞるやうに之を正すに在り、左れば殺すべきは殺し、刑すべきは刑し、決して赦免宥恕せず、死罪を赦し刑罰を宥むるをば威淫と名づく、君の威嚴散失する事なり、凡そ社稷の危からんとするや、君の威嚴散失して臣下の威嚴反つて重くなるに由る、

【字解】〔蓄〕待つと云ふが如し、〔威淫〕淫は放散、

是故大臣之祿雖大、不得藉城市、黨與雖衆、不得臣士卒、故人臣處國無私朝、居軍無私交、其

千乘の大臣が君主の間隙に乘じて不軌を圖る事ゆゑ姦臣は益す增加し、從つて人君の人君たる所以衰亡するに至る、是の理由を以て諸侯の土地廣くして勢大なる事は天子に取つて害であり、群臣の富裕に過ぎたるは君主に取り破滅を招く原因なり、其れ然り宰相將軍等が其君國の利害を二の次にして自家の隆盛を圖る者あらば、人君は宜しく此の如き危險の臣下を排斥して遠けざるべからず、

【字解】〔千乘萬乘〕初見秦に出づ、〔蕃息〕繁ぐ生ずる事、〔群臣大富〕大は太として讀む、富み過ぐるなり、

萬物莫レ如ニ身之至貴一也、位之至尊也、主威之重也、主勢之隆也、此四美者、不レ求ニ諸外一、不レ請ニ於人一、議レ之而得レ之矣、故曰、人主不レ能レ用ニ其富一、則終ニ於外一也、此君レ人者之所レ職也、『第三大段なり、

【講說】凡そ人君に取つては、天下何物と雖も其身の極めて貴きに及ぶ者なく、其位の極めて高きに及ぶ者なく、其君たる威權の重きに及ぶ者なく、其君たる勢力の優れたる者に及ぶ者なし、而して身と云ひ、位と云ひ、威と云ひ、勢と云ひ、此の四の結構なる物は元來固有する所のものなれば、之を外に求むることを要せず、人に請ふことを要せず、自ら之を保たんと謀るときは直ちに我物となるなり、又之を等閑にするときは忽ち人に奪はる、左れば人の言に人君が其寶を用ゆる能はざれば流浪して他鄕に死すと云へり則ち身位威勢の四者は人君の守り主る所なり、

【字解】〔隆〕中高なり、此處にては中央集權の如き意、〔美〕身位威勢を指す、〔議〕義の誤にて宜しきに合はしむるの意なりと解せし說あるも反つて通じ難し、議は謀議の議、ハカルなり、原と言語にて商量する意なれども、轉じて心の中に考ふる事となる、〔富〕財貨を謂ふに非ず、猶ほ寶と云ふが如し、亦身位威勢の四者を指すに外ならず、〔終於外〕外は外國なり、放逐出奔等是れなり、終るは死するなり、〔職〕ツカサドル、持分とする、一本に識となす、心得る事なり

昔者紂之亡、周室之卑、皆從ニ諸侯之博大一也、晉之分也、齊之奪也、皆以ニ羣臣之大富一也、夫燕宋

萬物莫如身之至貴也より此君人者之所職也に至る、人君の其地位勢力を尊重保持すべきを言ふ、第四大段は 昔者紂之亡 より 莫不從此術也 に至る、強臣の家國を亡ぼしたる實例を舉ぐ、第五大段は是故明君より結末に至る、大臣に施すべき制限を陳ぶ、

愛臣太親、必危其身、大臣太貴、必易主位、主妾無等、必危嫡子、兄弟不服、必危社稷、（第一大段なり、）

【講說】近臣左右の者を遇する親密に過ぐれば、彼等寵幸に乘じて姦計を運らし、君を輕んじ君を侮り、或は大臣抔と結托するが故に、必ず君の身を危ふするに至る、又大臣の權威貴きに過ぐれば、遂に謀叛を起して君を廢し國を奪ふに至る、夫人と妾と上下の差別なき時は、妾腹の子も正室の子も同等となる事ゆゑ嫡子も安穩なるを得ず、人君の兄弟が主權者たる人君の命令に從はざる時は、位を爭つて國家を危からしむ、

【字解】〔愛臣〕氣に入りの臣なり、〔等〕貴賤の階級、〔主妾〕主は本妻、

臣聞千乘之君無備、必有百乘之臣在其側、以徙其民而傾其國、萬乘之君無備、必有千乘之家在其側、以徙其威而傾其國、是以姦臣蕃息、主道衰亡、是故諸侯之博大、天子之害也、羣臣之太富、君主之敗也、將相之後主而隆家、此君人者所外也、（第二大段なり、）

【講說】臣聞く千乘の君若し無用心なる時は、必ず百乘の臣は其側に居つて君の人民を我方に歸服せしめ終に其國を倒す者あり、又萬乘の君無用心なる時は、必ず千乘の臣其側に居つて君の威權を已の手に移し、此の如くにして其國を倒す者ありと、此の古語の通り千乘の國なれば百乘の大臣、萬乘の國なれば

邊に在り、故に第四大段に列擧せし事實は說者が智者にして聽者が愚人なるの例證に非ざるはなし、而して「愚者難說」の一句を以て聽者を收め「君子難言」の句を以て說士を收む、夫れ愚者は聽かずとすれば賢者は之を聽くべし、大王は賢者なり故に聽くべしとは是れ彼れの論理法なり、是故に文字の上より言ふ時は、第五大段は餘波に屬すれども、精神の上より觀るときは其主意全く之に在り、

一篇用筆の妙處は第三大段「故子胥善謀」の數行に在り、何となれば一見甚だ不規律なるが如くにして、審に之を視れば決して蕪雜ならざればなり、即ち一段の中智者對愚者兩節を成し、智者對愚者一節を成し、智者對愚者を前後に出して智者對智者を中間に挾みたるが如き、是れ陳深が所謂齊而不齊不齊の齊なる者なり、

第四大段事實を列擧する所、二十三人の死亡戮辱を叙するや、短きは三字句、四字句、五字句、乃至は七字八字、長きは九字句、最も長きは十七字句、長短參差變化を弄するのみならず、時代の前後の如き敢て順序を趁はず、拉拉雜雜に排置せしが如き、是れ文の姿態ある所以なり、

然れども此に擧げたる二十三人は、盡く說客に非ず、諫臣に非ず、辯論を以て罪を得たる者のみに非ず、然るに此れを以て難言の實例に供したるは牽强附會を免れず、彼れ自ら言はずや、「多言繁稱、連類比物、則見以爲虛而無用」と、而して此の如きは所謂無用の辯に非ずして何ぞ、蓋し戰國の辯士輩往往にして然り、則ち何ぞ獨り韓非を咎むべけんや、

愛臣

【篇旨】此れ本書の第四篇なり、人君たる者宜しく親ら威權を握り人臣の專橫を防ぐべきを論ず、

【分段】全篇分つて五大段とす、第一大段は篇首より兄弟不服必危社稷に至る、上下尊卑の分嚴ならざる時は君國の危險なる事を概言す、第二大段は臣聞千乘之國より此君人者所外也に至る、專ら人臣の强大なる危害を言ふ、第三大段は

子難言也、『第四大段の第二小段なり、前の事實に就き斷案を下し一篇の主意を歸納す、』

【講說】然らば賢人聖人と雖も死亡を免れ誅戮恥辱を脫する能はざる所以は何故なりやと云ふに、他なし愚者は說を進むるに困難なり、從つて君子即ち智者賢者は說を陳べ難きなり、

且至言忤於耳、而倒於心、非賢聖莫能聽、願大王熟察之也、『第五大段なり、』

【講說】只さへも意見は兎角陳べ難きが上に、眞實にして臆面なき議論は聽く人の耳ざはりになり、又其人の心に反對する者なれば、賢聖の君に非ざる以上之を採用する者あらず、大王は所謂賢聖の君に在す事故定めて嘉納し玉ふ事と存じ、斯く建白に及ぶ間何とぞ篤と御諒察下さるべし、

【字解】【忤】逆ふなり聞て惡感情を催す事、【倒】サカサマ、裏反なり、反對なり、

槩論

支那の人主概ね猜疑の念に富む、況や戰國の時骨肉相殘ひ君臣互に賊す、自國の臣民と雖も豈に復た獅子身中の蟲に非ざるを知らん、又況や敵國の浪士、逐臣、亡命の徒の如き、焉ぞ其果して間諜に非ざるを知らん、其果して刺客に非ざるを知らん、故に警戒の嚴なる、檢察の密なる、遊說は冒險の業にして、一歩を誤るときは三寸の舌未だ乾かざるに白刄已に頭上に臨む、是に於て韓非は先づ進說の困難なるを提起し來り、證するに歷史上の事實を以てし、最後に賢聖の君にして始めて人言を容るべきを言ひ、一は以て誅戮の禍を免れ、一は以て採用を得んと欲せしなり、然らば即ち採用を求むる議論は別に存するあり、此篇は之を達する手段として特に奉呈せし者なるが如し

文評

此篇巳に難言を以て主題とす、故に劈頭に「非難言也」と言ひ、第一大段の終に「此臣非之所以難言而重憂也」の句を以て之を收め、結末に又「故君子難言也」の六字を置て束住す、此三句の本篇に於けるは猶ほ三足の鼎に於けるが如し、

「至智を以て至聖に說くも直ちに受けられず、智を以て愚に說くも聽かれず」とは難言の難言たる所以なり、然れども重きを置く所は「以智說愚必不聽」の一

は魏に於て肋骨を折られたるに非ずや、此の數十人の者は孰れも世間に於て仁德賢才を具へ、忠臣良質にして道を守り術を知れる人なり、然るに不幸にして非理亂逆にして不明愚惑の人君に出遇ひたるが爲に其身を失へり、

【字解】〔翼侯〕史記に所謂鄂侯の事、〔鬼侯〕・史記に九侯とす、九と鬼と音近ければ通用す、〔腊〕肉を干したる者、今謂ふヲカンなり〔梅伯醢〕梅伯は紂の時の諸侯、醢は鹽びしほ、〔伯里子〕秦の穆公を佐けたる百里奚の事、孟子萬章の篇を參看すべし、〔傅說轉鬻〕傅說は殷の高宗が靈夢に因て求め得たる賢相、後世伊尹と並稱して伊傅と云ふ、轉鬻は那處此處に傭はるゝ事、〔孫子臏脚〕孫子は齊の軍師なり、魏の將龐涓と云へる者嘗て孫子と共に兵法を學びたる處、之に及ばざりしかば深く之を忌み、將軍たるに及び罪に當てゝ兩足を斷ち黥を施したる事史記に見ゆ、〔吳起云云〕吳起は孫子と並稱せらるゝ名將なり、兵學家なり、魏の武侯に仕へ西河の鎭將たりしが、武侯が讒を信じて之を召喚せし時、岸門に至り車を止め西に向つて泣けり、其僕問ふ主公の志を觀るに、天下と雖も屣を棄つるに異らざるに、今西河を惜み玉ふは何故なるやと、吳起答へて云ふ、我が君善く吾を知り十分伎倆を盡させ玉はゞ、西河を以て王業を立つる事を得べきに、今讒を信じて吾を廢し玉ふからは、西河も久しからずして秦に奪はるべし、此故に悲むなりと、收は抆の誤、ぬぐふ事、枝解は手足を切り落す事、〔公叔座〕魏の宰相なり、重病に侵され惠王見舞に來りて後任者を尋ねられし時、其座にありし公孫鞅を勸め之に國家を託し玉へと曰ひけるに、惠王は其年若く且つ微賤なるより之を侮り、王宮に還りし後近侍に謂て曰く、公叔座は餘程大病なり、氣の毒なる事には病にボケタル故か、此方に向つて公孫鞅に國政を任せよと云ふ、豈に不常理ならずやと、公孫鞅は後に秦の商君となれる人なり、〔公孫鞅奔秦〕公孫鞅は魏王の用ゐざるに因り秦に出奔せり、〔關龍逢〕夏の桀王の臣なり、桀王の酒池を爲れるを諫め、起立したる儘席を退かざりしかば禁獄の上殺されたり、〔萇弘分腌〕周の靈王の大夫萇叔なり、晉人の脅迫により周王之を殺す分腌は腸をエグリ取るなり、〔穽於棘〕穽は落し穴なり、荊棘の中に陷れたるなり、古代此の如き刑罰ありしとの說あり、〔司馬子期〕楚の惠王の時白公と云ふ者亂を作し之を殺す、〔辜射〕普通罪なくして射殺されたりと云ふも其實辜射は磔を謂ふ、〔浮於江〕江水へ沈むる事、〔陳〕サラス事、〔宰予〕此れは田常と齊君の寵を爭ひたる鬪止の事なり、但し鬪止の字は子我にして孔子の門人宰予も字は子我なりしかば、韓非誤つて宰我となせしのみ、〔范雎〕魏人なり、嘗て須賈と云へる者が齊に使せし時隨員となつて赴きたる處、齊王は其辯舌を悅び金と酒肉を賜ひけるに、須賈は范雎が自國の秘密を洩せしかと疑ひ、魏の宰相魏齊に告げしかば魏齊は大に憤り、范雎を笞ちたる上肋骨を折り齒を打碎き、簀卷にして厠の中に置き、醉客をして交も其上に尿せしめたる事あり、范雎後に秦の昭襄王の丞相となり應侯に封ぜられぬ、〔十數人〕列擧する所凡て二十三人なれば數十人の誤ならんか、

然則雖二賢聖一、不レ能下逃二死亡一避中戮辱上者何也、則愚者難レ說也、故君

傳說轉鬻、孫子臏脚於魏、吳起收泣於岸門、痛西河之爲秦、卒枝解於楚、公叔座言國器反爲悖、公孫鞅奔秦、關龍逢斬、萇弘分胣、尹子穽於棘、司馬子期死而浮於江、田明辜射、宓子賤西門豹不鬭而死人手、董安于死而陳於市、宰予不免於田常、范雎折脅於魏、此十數人者皆世之仁賢忠良有道術之士也、不幸而遇悖亂闇惑之主而死、〔第四大段の第一小段なり、説者が暗君の爲に殺されたる實例を擧ぐ、〕

【講說】智者を以て愚人に說くときは萬に一も聽られざるが故に、見よ文王紂に說いて紂は之を押込めたるに非ずや、翼侯は火炙りの刑に處せられ、鬼侯は其屍を乾肉とせられ、比干は胸を裁ち割られ、梅伯は鹽漬とせられたるに非ずや、是れ皆紂王を諫めて殺されたる人なり、又管仲は魯の國にて繩目の耻を受けたるに非ずや、曹羈は曹君に戎狄と開戰することを諫めて用ゐられず、陳に出奔し秦の伯里子は道路に乞食となり、殷の賢相傳說は諸方へ傭はれ歩きたるに非ずや、孫子は魏に於て膝蓋骨を切り取られたるに非ずや、吳起は岸門に立て落涙に及び、西河が秦に亡ぼされん事を悲みたるが爲め、楚にて四體を分解せられたるに非ずや、衞の公叔座は商君を大臣の器量ありとて薦めたる處、反つて非常識とせられたるに非ずや、而して其商君は秦へ逃れたるに非ずや、夏の忠臣關龍逢は首を斬られ、周の萇弘は腸を刳られたるに非ずや、尹子は荊棘の中に陷れられ、楚の司馬子期は屍骸を江水に沈められたるに非ずや、田明は磔となりたるに非ずや、宓子賤西門豹の二人は鬪もせず空しく人に殺されたるに非ずや、趙の董安于は縊れ死して尸を市に暴されたるに非ずや、孔子の弟子宰予は齊の田常の亂に殺されたるに非ずや、范雎

也、『第三大段なり、』

【講說】說者の信せられざる此の如し、故に子胥は善く呉の爲に計を立てたれども呉は反つて之を誅せり、孔子は辭令を善くせられたれども匡人の爲に攻め圍まれ、管仲は實に賢人なりしも魯の國は之を囚へたり、其故を案する子胥孔子管仲の三大夫は何とて不賢者ならんや、呉なり匡なり魯なりの君が不明にして其說を見分くる能はざりし爲なり、又上古に於て殷の湯王は至極の聖人なり、伊尹は至極の智者なり、其智者が聖人に向つて說くことなれば、容易に採用せらるべき筈なるに、七十回も說いて尙ほ受け入れられず、是に於て自身鼎や爼の如き割烹具を手にして料理方となり、押し近づきて次第次第に親密を重ねければ湯も始めて伊尹の賢者なることを知て之を用ゐたり、故に古人も非常の智者を以て非常の聖人に說くとするも、其人に接近せば直ちに聽入れらるゝとは限らずと云へり、伊尹の湯に說きたるは即ち此れに當る、又智者を以て愚人に說くときは必ず容れられずとの語あり、文王の殷の紂王に說きたるは此れに當る、

【字解】〔子胥〕春秋時代の人、名を員と曰ふ、子胥は其字なり、楚人、伍奢の子、伍奢が楚にて誅せられしに因り、其敵國なる呉の闔廬に仕へ、呉の兵を以て楚を伐ち仇を報ゆ、闔廬の子夫差の立つや又之に仕へ、夫差が越王勾踐の降を許さんとせし時、子胥は越が他日禍を爲すべき事を豫想し、之を諫めたれども聽かれず、反て自殺を命ぜられたり、〔仲尼〕孔子の字、孔子陳國に赴く途中匡の地を過ぎける處、陽虎と云ふ者嘗て此地を暴せし事あり、而して孔子の狀貌が陽虎に似たる爲め匡人は人違ひにて之を圍めり、〔管夷吾〕管仲字は夷吾、齊の襄公無道なりしかば其弟の子糾は魯に走り、管仲之を佐け、小白は莒に奔り鮑叔之を佐けたり、襄公弑せられ齊に君なかりしかば國人は小白を招きたるに、魯は子糾の後援となり兵を以て之を齊に送りたる處、子糾は敗れて小白齊君となれり即ち桓公なり、此時魯は管仲を囚て齊の命を待てり、然るに桓公は鮑叔の薦に因り管仲を赦して執政となし、遂に霸業を大成せり、〔有湯〕殷の湯王なり、有の字は湯の一字にては呼び惡き故加へたる者にて無意味なり、此他有虞有周抔其例多し、〔伊尹〕湯の宰相、〔鼎爼〕鼎はカナヘ物を烹るに用ゆ、爼は肉を盛る器、〔庖宰〕庖は肉を屠る處、宰は肉を料理する者、

故文王說紂而紂囚之、翼侯炙、鬼侯腊、比干剖心、梅伯醢、夷吾束縛、而曹羈奔陳、伯里子道乞、

〔文采〕 采は色ドリ、〔史〕記錄を掌る官名、大抵記錄家は修辭を主とし、虛文にして事實を飾る事多きが故に、浮華なる者を指て史と謂ふ〔殊釋〕 殊は絕つ、釋は釋つる、〔道法〕 道は言ふ、二字にて議論古代を法とするの意となる、〔徃〕 往に同じ、〔誦〕 口にて其文句を言ひのぶる事、

故度量雖正、未必聽也、義理雖全、未必用也、『第二大段の第一小段なり、前段の事實を抽象的に歸納し以て下文を引起す』

【講說】右の次第なれば計策する所正當なりと云ふとも聽納せらるゝとは限らず、義理完全なりとも採用せらるゝとは限らず、

【字解】 〔度量〕 度はモノサシ、量はます、從つて物をツモル事となり、計算計策の義に用ゐらる一說に法度とす、亦度量が標準たるの意あるに由る、

大王若以此不信、則小者以爲毀訾誹謗、大者患禍災害死亡及其身、『第二大段第二小段なり說者の危險を言ふ』

【講說】大王若し以上謂ふ所の如く、何れの言論にも難癖を附けて說者の言を信せざるときは、其說士たる者小にして讒謗と視做され、大にしては種種の禍を蒙り、甚しきは誅戮に罹つて其身を亡ぼすに至らん、

【字解】 〔小者大者〕 小なれば大なればなり、〔毀訾誹謗〕 毀は中傷、訾は人の缺典を擧ぐ、誹謗は共に惡言を放つなり、〔患禍災害〕 患は難儀、禍は人よりする者、災は天よりする者、

故子胥善謀、而吳戮之、仲尼善說、而匡圍之、管夷吾實賢、而魯囚之、故此三大夫豈不賢哉、而三君不明也、上古有湯至聖也、伊尹至智也、夫至智說至聖、然且七十說而不受、身執鼎俎爲庖宰、昵近習親、而湯乃僅知其賢而用之、故曰、以至智說至聖、未必至而見受、伊尹說湯是也、以智說愚、必不聽、文王說紂是

れ無し、然るに陳ぶるを憚る所以は說に左の十二種あり、從つて又十二種の誤解あればあり、凡そ言論が先方の意に逆はず打解けて語に艷(ツヤ)あり、立派にして口を衝て出づる時は、華(ハナヤカ)にして實なしと思はるゝ其一なり、篤實丁寧にして堅くるしく手落ち無き時は、拙劣にして秩序立たずと思はるゝ其二なり、多辯を費やし有らゆる事を引き、類似の點を竝べ立て、彼此れ譬を列擧すれば空漠にして無用と思はるゝ其三なり、奥意を總括し要領を說明し、一直線に陳べ去て不必要の語を省き、議論に飾なき時は、餘り略し過ぎて言ひ足らずと思はるゝ其四なり、急激に露骨に、ひしひしと他人の內情を言ひ中つる時は、分限を越えて無遠慮なりと思はるゝ其五なり、廣大無邊にして奥底深き高尚の議論を吐く時は、誇にして役に立たずと思はるゝ其六なり、鄙吝の計算を爲し錢金の辯論を吐き、目の子勘定を試むる時は、きたなしと思はるゝ其七なり、當世風に叶へる議論を陳べ、其語をおとなしやかに爲す時は、自分の身を愛して人君に媚る者と思るゝ其八なり、之に反して世間に外れたる議論をなし、自己流の奇變なる冗辯を弄する時は、出鱈目と思はるゝ其九なり、流暢の辯、筋道善く立ち時の間に合ひ、文飾濃厚なる時は、脩辭家と思はるゝ其十なり、文華を取り除き專ら實質のみを以て言ふ時は、野蠻と思はるゝ其十一なり、時に由て詩經書經を引證し古代を模範として言ひたつる時は、古書の復習と思はるゝ其十二なり、此の十二の難儀ある事は臣が言ふを憚つて深く心配する所以なり、

【字解】〔順比滑澤〕　順は先方の意に隨ふ、比はクッツク、滑澤は色艷なり、〔洋洋纚纚〕　洋洋は美麗、纚纚は連續、〔敦祇恭厚〕　敦は勉む、祇は敬ひ謹む、恭はウヤウヤシ、厚は鄭重、〔鯁固愼完〕　鯁は魚の小骨、侃侃諤諤の論は宛も魚の骨が咽に支へて通らざるが如き所より之を用ゆ、固は俗に云ふ一點張なり、愼は眞心なり、完は缺典なきなり、〔拙而不倫〕　拙は巧ならず、不倫は條理なきなり、次第なきなり、〔連類比物〕　連類は引證を謂ひ、比物は譬喩を謂ふ、〔總微說約〕　總は概括、微は微妙の微、約は大旨の在る處、〔徑省〕　徑はタヾチと訓ず、横目を觸れず横道に外れざる事、省はハブク、簡略にするを謂ふ、〔劌〕　割き削る事、〔閎〕　物の內場の廣きを閎と謂ふ、〔妙遠不測〕　妙は道理の深きより言ひ、遠は常識を離るゝより云ふ、不測は料り難きなり、〔夸〕　夸は大ゲサ、〔織計小談〕　織はコマカシ、共に金錢食料抔の勘定を指す、〔具數〕　計算を合はせる事、一說には具を算の字の誤とす、〔詭躁人間〕　詭は權略、躁は譟に通じ多言なり、人に對して權變を用ゐ、多言を爲すを謂ふ、〔捷敏辯給〕　捷は速、敏は口カシコシ辯は語に分別あるを謂ひ、給は應對に差支ざるを謂ふ、

し、

【分段】全篇分つて五大段とす、第一大段は篇首より此臣非之所以難言而重憂也に至る、難言の種類を列擧して大旨を概論す、第二大段は故度量雖正より大者患禍災害死亡及其身に至る、善言と雖も說者の身に禍あるを言ふ、第三大段は故子胥善謀より文王說紂是也に至る、相手が智者なると愚者なるとに論なく聽納せられざる場合多きを言ふ、第四大段は故文王說紂而紂囚之より故君子難言也に至る、專ら愚主が說者を虐待せし事を述べて其說き難を言ふ、第五大段は且至言忤於耳より結末に至る、始皇を賢聖として竊に採用の望ある意を寓す、

◎臣非非難言也、所以難言者、言順比滑澤、洋洋纚纚然、則見以爲華而不實、敦祗恭厚、鯁固愼完、則見以爲拙而不倫、多言繁稱、連類比物、則見以爲虛而無用、總微說約、徑省而不飾、則見以爲劌而不辯、激急親近、探知人情、則見以爲僭而不讓、閎大廣博、妙遠不測、則見以爲夸而無用、纖計小談、以具數言、則見以爲陋、言而近世、辭不悖逆、則見以爲貪生而諛上、言而遠俗、詭躁人間、則見以爲誕、捷敏辯給、繁於文采、則見以爲史、殊釋文學、以質性言、則見以爲鄙、時稱詩書、道法往古、則見以爲誦、此臣非之所以難言而重憂也、

第一大段なり、

【講說】臣韓非自身に於ては說を陳ぶるに憚る事は之

陰險なるを窺ふべきと共に、亦始皇の謀臣たるに愧ぢざるを知るに足らん、唯韓非の心事を訐けるが如き所謂人身攻撃にして卑劣の根性千歳の下猶ほ見るが如し、

李斯の韓王に上れる書は如何、韓非の始皇に說くや種種の方面より道理を設けて之を動さんとせしに、李斯は唯脅嚇の語を重複せしに過ぎず、殆ど比較するの價値なき者なり、

文法

事已に焦眉なり、一刻の猶豫を許さず、從つて文も亦單刀直入、秦漢の關係上より筆を下し「天下明趙氏之計矣」の一句を以て韓の利害を轉じて秦の利害となす、斡旋力ありと謂ふべし、乃ち韓の問題を擺脱するかと思へば、忽ち又「夫韓小國也」の數句を以て韓の未だ侮るべからざるを言ひ、韓の爲に氣焔を吐くと共に秦の爲に警戒する所あり「趙之福而秦之禍なり」の斷案を下すや、復だ趙に歸納する所筆力萬鈞、後世蘇東坡父子善く此種の筆を弄す、已にして對六國の策を述ぶるや最後に「兵者凶器也不可不審用也」と言ふ、明白に韓伐つべからずと言はずして、唯戰の妄に起すべからざるを諷す、是れ聊か謹愼の態度を取つて始皇の嫌疑を避けんと欲せしのみ、何ぞ其小心なるや、然るに末段に至つては務めて前文を收拾すると雖も氣局逼促にして語氣軟弱、其情の切迫する所或は此に至りたるかも知れざれども、文の上より之を言へば殆と前後相稱はざるの憾あり、

難言

【章旨】此れ本書の第三篇にして篇首難言の二字を取つて名とす、是れ論語の首章に學而時習之とあるに因て學而を篇名とし、孟子の首章に孟子見梁惠王とあるに因て梁惠王を篇名となしたるが如く、先秦の古書往往此の如し、

此篇は人君に向つて意見を說くの困難なる事を陳べ、始皇の如き賢聖の君は善く人言を容るゝに足ると云ふ點に歸納して其心を迎へ、以て自說の採用を求めたる者なり、舊注に因れば是れ亦始めて秦の始皇に遇ひたる時の文なるが如

强弱在今年耳」と、猛虎羊を追ふ、顧れば豺狼の背後に牙を磨するあり、彼れ豈に羊を舍てゝ之に備へざるを得んや、韓非始皇の爲に趙の狼を指點して韓の羊を脱せしめんとするの策なり、今や羊の命旦夕に迫る、焦眉の急を免れんとせば此外に途なかるべく、張儀蘇秦をして韓非の地に立たしむるとも豈復た別に妙計あらん、而して當時の形勢上秦の利害未だ必ず此論の如くならずと謂ふべからず、然れども韓非は韓の公族なるが故に、縱令秦の利害上より言を立つるも、韓の利害上より着想せし者なることは始皇李斯に非ざるも亦洞見すべき所なり、況や平日なれば兎も角も、今將に韓を伐たんするに際して韓の後にすべく、趙の先きにすべきを言ふ、誰か先づ其眉に唾して之を聽かざらん、然らば則ち韓非の李斯に乘ぜられ身死して國亦亡びたるものは、其辯の到らざるに非ず、其智の足らざるに非ず、人其人に非ず、時其時に非ざりしが爲のみ、

翻つて韓非の正反對に立ちたる李斯の始皇に上りたる書を觀るに、一喝して韓非の所説を論破せんとするの概あり、「臣斯甚以爲不然」と、是れ先づ頭上より鐵槌を下せるなり、而して韓非が韓を以て秦の郡縣と異るなしと言へば、李斯は反つて腹心の病となし、韓非が韓を以て秦の扞蔽席薦なりと言へば、李斯は以て信ずべからずとなし、韓非が秦の韓を伐つを以て趙の利益を資する所以なりと言へば、李斯は韓を侵すを以て趙を脅す所以なりとす、是れ即ち彼の弓を操て彼の盾を衝く者と謂ふべし、而して趙を以て問題の骨子と爲すに至つては二人共に然り、「趙氏破膽」と云ひ、「趙氏可得而與蔽矣」と云ふ、如何に李斯が趙を重視せしかを觀るべし、趙の問題に就て始皇を動かす者勝つ、得るか失ふか、是れ韓李の天王山なり、而して韓非は趙を伐つの害より説を立て、李斯は之を侵すの利より論を着く、一は消極にして一は積極なり、始皇の雄なる豈に退守を以て甘んずる者ならんや、則ち其採るべき所何れに在るやは固より言を待たず、然れども二人の發起點を異にするは其立場の同じからざるが爲にして、着眼に前後あり術數に優劣あるに非ず、然るに其對策に至つては辣の又辣なる者にして、韓非の如く存韓の手段として揑造せし者に非さるが故に、鑿鑿として聽くべく、其人物の

言、願得身見固急、與陛下有計也、今使臣不通則韓之信未可知也、夫秦必釋趙之患、而移兵於韓、願陛下幸復察圖之、而賜臣報決、第七大段なり。

【講説】若し臣斯の言上する所、事實に適せざる者ありと思召玉ふならば、何卒御前に出て〻遺りなく議論を陳述せしめ玉へ、果して殺し玉ふにせよ、吾が說を聞き取り玉ふまで待たせらる〻とも決して晩からざる事なり、之を要するに秦王は飲食も甘しとせられず、遊覽も面白しとせず、唯專一に趙を倒さんと企つる所より、臣斯を派遣せし次第なり、左れば謁見を得て至急に陛下と御打合せに及びたし、然るに此使者に遇ひ玉はず使命達せざらんには、秦は韓を信ずる能はざるが故に、必ず趙の禍は打棄て置き趙に向ふべき兵を轉じて韓に向ふべし、陛下何卒篤と御勘考の上御回答を賜はれ、

【字解】〔吏誅〕法吏の手に渡して誅するなり、〔畢辭於前〕御前に於て十分に所說を言ひ盡す、〔有計〕相談せんとする、〔固〕誠なり、

槩論

劈頭韓の秦に忠實にして列國に怨まるを叙し暗に憐を請ひしは情に訴ふるなり、秦の獨り功を收めたるを斷言して暗に其存すべきを諷せしは慾に訴ふるなり、次に趙を舍き韓を伐つの前後を誤るを論ぜしは時に訴ふるなり、次に韓の遽に取るべからざる事と其無益有害を辨ぜしは利害心に訴ふるなり、次に列國の兵質となり天下の取るべからざるを豫言せしは畏懼心と功名心とに訴ふるなり、其外交の策略を陳せしは智慮に訴ふるなり、最後の結論は一般の形勢に訴ふる也、而して始皇の當時最も邪魔物と爲したるは合從に外ならず、合從の牛耳を執る者は趙に外ならず、則ち趙は秦に取り正面の敵にして、趙の勢力を殺ぐは當行の急務なり、是を以て韓非は全力を用ゐて始皇の眼を趙に轉せしめんとし、曰く「天下明趙氏之計矣」と、曰く「以韓魏資趙」と、曰く「趙之福而秦之禍也」と、曰く「非所以亡趙之心也」と、曰く「趙雖與齊爲一不足患也」と、曰く「以秦與敵衡」と、曰く「趙秦

玉へ、何となれば秦は續續兵を發して攻撃を加ふべけれぱ韓の國家は安かるまじ、臣が韓の市に殺されて屍を暴す事とならば、臣が眞心より出てたる計を彼此考へんとし玉ふとも力に及ばず、邊鄙の地は秦の爲に荒され、國城の如きも勢、固守せざるを得ず、鐘太鼓の聲も間近かく大王の御耳に入るならん、偕も危いかな、然るに此に至つて臣斯の計を用ゐんと爲し玉ふとも最早手後れに有之候ぞ、

【字解】〔搆〕結ぶなり、〔暴〕公示、サラス、〔鐸〕鈴の一種、〔邊〕國ハヅレ、〔殘〕殺傷多きを言ふ、〔國〕國都なり、

且夫韓之兵於天下可知也、今又背彊秦、夫棄城而敗軍、則反掖之寇必襲城矣、城盡則聚散、聚散則無軍矣、使城固守、則秦必興兵而圍王一都、道不通則難必謀、其勢必不救、左右計之者不用、願陛下熟圖之、『第六大段なり、』

【講説】且つ韓の兵力が列國中如何なる地位に在るかは分り切つたる事なり、以前五箇國と秦を打ち同盟軍の敗るゝや、五箇國は韓の地を割て秦に謝したるに非ずや、五箇國已に恃むべからざるに、今又强國の秦に背き、城を棄てゝ逃れ敗軍して退くときは、必ず內亂を醸す者あつて城を襲はん、城落ちなば、民衆散失すべく、民衆解散する時は則ち是れ軍隊なきなり、若し堅固に城を守らしめんか、秦は兵を興して韓の一都會を圍むべく、道路已に斷ち切らるゝからは救ひたくも方法なく、自然敵手に落つるを免れず近臣の之が計畫を立つる者ありと雖も用を爲すまじ、願はくは陛下篤と方針を立て玉へ、

【字解】〔反掖〕掖は腋に同じ、身近の譬にて反掖は內變を謂ふ、〔寇〕左傳杜注に來なりとあり、

若臣斯之所言有不應事實者、願大王幸使得畢辭於前、乃就吏誅不晩也、秦王飲食不甘、遊觀不樂、意專在圖趙、使臣斯來

渉を爲すや、秦は使を韓に送つて警告せしに非ずや、今秦が外臣李斯を貴國に來らせしも亦好意に外ならず、然るに謁を賜らざるは何ぞや、外臣の恐るゝ所は大王の近臣が昔日に於ける姦臣の計を引續き、復び韓をして土地を割くが如き禍に遇はしむるに在り、若し到底謁見を許し玉はざらば、外臣李斯は御暇を請ひ歸國の上其事を敝國の君に報告致さん、左すれば兩國の關係は必ず斷絶する事と思召し玉へ、

【字解】〔將〕送なり、

斯之來使、以奉秦王之歡心、願效便計、豈陛下所以逆賤臣者邪、臣斯願一得見前、進道愚計、退就葅戮、願陛下有意焉、』第四大段の第三小段なり、謁見を許さゞるの不都合を詰り、併せて謁見を希望するの切なるを言ふ、

【講説】外臣の李斯が貴國に來りしは秦王の好情を奉じ、貴國の爲に有益なる計を致す心底なるに、陛下の之を疎外し玉ふは如何にも臣斯を待遇し玉ふべき筋に之れあるまじ、臣斯に於ては何卒一度にても謁見を遂げ、進んで愚存を陳述せし上にて無禮の御咎を受け謹で誅戮を蒙りたし、願はくは陛下御思量あらせられよと、

【字解】〔效〕イタス、〔逆〕迎ふるなり、此一句は秦の使臣を迎ふる禮に非ずとの意、校注の如きは國策高誘注を引き拒絶の意に解すれども文義に通ぜざる解釋なり、〔葅戮〕刑の名なり、肉を醢びしほにする事、

今殺臣於韓、則大王不足以彊、若不聽臣之計、則禍必構矣、秦發兵不留行、而韓之社稷憂矣、臣斯暴身於韓之市、則雖欲察賤臣愚忠之計、不可得已、邊鄙殘、國固守、鼓鐸之聲聞於耳、而乃用臣斯之計晩矣、』第五大段なり、

【講説】今貴國が臣斯を殺したりとて、其れが爲め大王が強くなり玉ふ次第にもあらず、而して臣の計を用ゐ玉はざる時は禍が必ず結んで解けざる事と知り

能使韓復彊、『第三大段の第三小段なり、韓の微弱は秦に背いたる結果にして、悔ゆるも及ばざるを言ふ、』

【講説】夫れ韓は一たび秦に背いてより、國勢は危く、土地は侵略を被り、兵力は衰弱して、今日に立至れり、其此に至りし理由は、姦臣の取るに足らざる議論を採用し、實際の利害を測量せざりし爲なり、然れども之が爲め斯く否運に陷りたる以上、今更此等の姦臣を誅戮するも韓を以前の如く强國となす事は望むべからず、

【字解】〔浮説〕輕々しき説なり、〔權〕秤なり、従て秤を以て物の重さを量るが如くつもり見るを云ふ、

今趙欲聚兵士卒、以秦爲事、使人來借道、言欲伐秦、其勢必先韓而後秦、且臣聞之、唇亡則齒寒、夫秦韓不得無同憂、其形可見、『第四大段の第一小段なり、秦韓互に利害を同うするを言ふ、』

【講説】今趙は軍隊を徴集し專ら秦の征伐を行はんとし、貴國に使節を送り秦を征伐なし度ゆゑ貴國の領土を通過するの許可を請ふ、大王は之を信じ玉ふやも知れざれども、臣の考にては行き懸り上第一に韓を攻撃し秦を後廻しになすは必定なれば、他國を伐つこととなれば道を貸すも差支なしとて油斷を爲すべきに非ず、其上臣の承れる古語に、唇が亡くなれば齒も直ぐに風が當つて寒さに堪へずとあり、秦と韓とが其憂を共にせざるを得ざる形勢は此の如く明白なり、

魏欲發兵以攻韓、秦使人將使者於韓、今秦王使臣斯來、而不得見、恐左右襲曩姦臣之計、使韓復有亡地之患、臣斯不得見、請歸報、秦韓之交必絕矣、『第四大段の第二小段なり、秦の好意を空しくせば再び以前の如き禍あるべきを言ふ、』

【講説】以前此の如き場合に秦は韓に對し果して如何なる態度に出でたるか、魏が韓を攻めんとて秦に交

兵罷、『第三大段の第一小段なり、韓が秦に對し怨を讎とせしを言ふ、

【講説】然るに又先頃五諸侯が連合して秦を攻めたる時、本來なれば秦の身方となるべき韓は反つて諸侯の同盟に入り、剩へ其先鋒となつて函谷關の下に戰へり、但し此戰には列國の兵が困難に陷り、國力も最早堪へざる迄に爲りたれば、如何ともする事ならず連合軍も終に退陣せり、

【字解】〔先時〕先頃、〔先〕進なり、〔鴈行〕雁は段段と順次を成して飛翔する者故、普通の場合は物の次第に前後を成すを謂ふも、此處は顔行と同一の意味にして先驅となることなり、〔嚮〕向ふなり、〔罷〕退くなり、

杜倉相秦、起兵發將、以報天下之怨、而先攻荊、荊令尹患之曰、夫韓以秦爲不義、而與秦兄弟、共苦天下、已又背秦先爲鴈行、以攻關、韓則居中國、展轉不可知、天下共割韓上地十城以謝秦、解其兵、『第三大段の第二小段なり、韓が諸侯にも信用を失ひ、罰を受け地を損せしを言ふ、

【講説】其後杜倉秦の宰相となるや、列國に攻められたる怨を霽さんとて、軍隊を徴集し將軍を派出し、第一に楚を攻めたる所、楚の執政は之を患ひて謂ひけるやう、元來韓は秦をば不義の國と爲しながら反つて之と兄弟の好を結び、共同して列國を苦しめしに、暫くして又秦に背き、今度は列國の先鋒となつて函谷關を攻む、是に由て觀るときは韓は中國に於て此上如何に反覆するも知るべからずと、遂に他の諸國と協商の結果、韓の上黨の地を切り取り之を秦に與へて賠償とせり、

【字解】〔天下之怨〕天下は即ち六國、六國に對する怨を謂ふ、〔令尹〕他國にては大夫と曰ひ、楚にては令尹と曰ふ、宰相の如き官なり、〔展轉〕不定の貌、反覆なり、アチラに附き、コチラに從ふ事、〔上地〕或は上等となし、或は黄河上流の地となす、今荀子揚倞注により上黨の地となす、

夫韓嘗一背秦、而國迫地侵、兵弱至今、所以然者、聽姦臣之浮說、不權事實、故雖殺戮姦臣、不

秦に背きたる爲め禍を受けたるを言ふ、第四大段は今趙欲聚士卒より願陛下有意焉に至る、秦の好意に背くべからざるを言ふ、第五大段は今殺臣於韓より乃用臣斯之計晩矣に至る、李斯の言を用ゐざるの害を言ふ、第六大段は且夫韓之兵於天下可知也より願陛下熟圖之に至る、韓の形勢の恃むべからざるを言ふ、第七大段は若臣斯之所言より結末に至る、謁見を許さざる結果秦必ず韓を攻むべきを言ふ、

李斯往詔韓王、未得見、因上書曰、』第一大段なり

【講説】李斯は韓へ赴き國王に來意を傳奏せしと雖も、尚は謁見を賜はざりしかば、之が爲め上書に及びしが、其文言は

昔秦韓戮力一意、以不相侵、天下莫敢犯、如此者數世矣、前世五諸侯嘗相與共伐韓、秦發兵以救之、韓居中國、地不能滿千里、而所以得與諸侯班位於天下、君臣相保者、以世世相教事秦之力也』第二大段なり

【講説】昔時秦韓兩國は力を合せ志を同うして互に其土地を攻め侵す事なく、一致して助け合ひたる故、列國も妄に手を出さゞりし事數代に及び候ぞ、先きつ頃五諸侯が共同して韓を攻撃せし節は秦より兵を發して危難を救ひたり、韓の國土は中原に在て、版圖千里に足らず、申さば小國なり、然るに天下に於て列强と同列の地位に立ち君臣とも安穩に居らるゝ所以は、代々訓令を傳へ授けて秦に服從し來れる効力に因れるなり、

【字解】〔戮〕合はす、〔班〕列する、

先時五諸侯共伐秦、韓反與諸侯、先爲雁行以嚮秦、軍於闕下矣、諸侯兵困力極、無奈何、諸侯

愚臣之計、無ㇾ忽。』第四大段なり、

【講說】今臣の愚意を以て思料するときは、吾邦先づ軍隊を發して何れの國を伐つとも明言せざらば、韓の當局者は必ず秦が自國を征伐する事と思ひ、秦に服從するを得策となすに相違なし、臣の陛下に請ふ所は韓に赴き、國王に謁見の上之に勸めて入朝せしむるに在り、陛下韓王と會見なし玉はゞ、之を幸に囚へて歸すことなく、韓の社稷の臣即ち樞要に居る者を召び付て、國王と土地との交換問題を提出に及び、賣買的政略を施すならば多分の土地を割讓せしむべし、乃ち又象武に命令を下して秦の東郡部隊を發し、國境の處に出師準備を行はせ、其時も亦目的地を言はざるときは、齊國の者は疑ひ懼れ、曩に遊說に赴きたる荊蘇の計に從つて趙と關係を絕つは必定なり、然るときは我が軍隊を派遣するに及ばずして彼の手剛き韓其國の君主も威力を以て虜となすべく、强國齊も理窟上より服從なさであるべき、此事諸侯に傳はるときは其盟主たる趙は驚いて沮喪し、楚人は同盟の成敗に疑惑を生じ必ず秦に心を傾けん、楚が中立の態度を取らば魏は孤立となるゆゑ、最早懸念するに足らず、形勢斯くある以上、宛も蠶が桑の葉を食むが如く、次第次第に列國の領地を併吞して終には之を取り盡すべく、趙も已に之を助くる者なき故、與に戰つて斃すことを得べし、何卒陛下には愚臣の計を御分別在らせられたく、努々輕忽に付し玉ひぞ、

【字解】〔社稷之臣〕社稷は前に出づ、之と存亡を共にすべき國家の重臣を謂ふ、〔市〕交易賣買、〔關〕元來演習觀兵の意、〔象武〕人名、

秦遂遣ㇾ斯使ㇾ韓也。』第六大段なり、

【講說】秦は李斯の意見に由り、李斯を使者として韓へ差遣せり、

存韓附載下

【章旨】此れ韓の利害を論じて謁見を求むるの書なり、

【分段】全篇分つて七大段とす、第一大段は章首より上書曰に至る、上書の理由を言ふ、第二大段は昔秦韓戮力一意より世世相敎事秦之力也に至る、秦の韓に恩を與へたるを言ふ、第三大段は先時五諸侯共伐秦より不能使韓復彊に至る、韓が

自便之計也、臣視非之言、文其淫說、靡辯才甚、臣恐陛下淫非之辯、而聽其盜心、因不詳察事情、第三大段なり。

【講說】韓非の秦に來りしは、必ず韓國の保存を得べきが爲に非ずして、彼れ自身韓に重んぜられんとする目的に過ぎず、言論に文章に、善からぬ事をば取繕ひ、僞の謀計をば作り設け、秦の利益を餌にして陛下の意を窺ひ、隙に乘じて韓の利益を收めんとす、夫れ秦韓の交際親密とならば、韓非は自然兩國より重んぜらるゝ道理にして、此れ即ち利己主義の手段なり、韓非の議論を見るに、其不正の說を飾りたて邪辯を弄する手際は頗る巧妙なれば、臣の恐るゝ所は陛下が彼の辯舌に引込まれて盜賊の心を尤なりと思召し、十分に事情を察し玉はざるに在り、

【字解】〔闚〕のぞくなり、〔自便〕自分勝手、〔文〕立派に見せる、〔淫說〕人をたぶらかすが如き不正の說、〔靡辯〕飾多き辯舌、〔淫〕耽り惑ふ、〔盜心〕盜賊の如き害心、

今以臣愚議、秦發兵而未名所伐、則韓之用事者、以事秦爲計矣、臣斯請往見韓王、使來入見、大王見、因內其身而勿遣、召其社稷之臣、以與韓人爲市、則韓可深割也、因令象武發東郡之卒、闚兵於境上、而未名所之、則齊人懼而從蘇之計、是我兵未出而勁韓以威擒、彊齊以義從矣、聞於諸侯也、趙氏破膽、荊人狐疑、必有忠計、荊人不動、魏不足患也、則諸侯可蠶食而盡、趙氏可得而共蔽矣、願陛下幸審

秦之義、而服於彊也、今專於齊趙、則韓必爲腹心之病、而發矣、韓與荊有謀、諸侯應之、則秦必復見崤塞之患、第二大段なり、

【講說】臣斯は此意見をば頗る當を得ざる者と考ふるなり、但し秦に韓國のあるは譬へて見るに、人が內臟の胸や腹に病根を有すると同じく、腹心の病も高燥の地に居り空氣の流通宜しければ、唯少しく凝のある事を覺ゆる位に過ぎざれども、若し濕地に住ひ、其病が附着して離れざるに突然勞動奔走するが如き事あらば、直ちに痛などを發する者なり、夫れ韓は秦の屬國と云ふものゝ、秦の累を爲さずとは限らず、平日は兎も角、今若し何か急變あらば韓は決して安心出來ざるなり、秦は趙と敵對するに就き、先頃荊蘇と云ふ者を齊に遣はし之に說いて趙と關係を絕たしむべき手順なれども、其結果は未だ知れず、然れども臣の觀察する所にては荊蘇が往きたればとて齊趙の關係は絕えざるべし、果して絕えずとすれば、是れ秦の兵を盡く發するも相手は二大國なれば戰難儀なり、而して韓は秦に服すと雖も義に服するに非ずして力に服するに過ぎざるを以て、機會あらば背くものと知るべし、則ち今秦が專ら齊趙に力を用ゐて他を顧みるの暇なからんか、韓は必ず腹心の病が打て出づるが如く大害を釀すべし、斯くして韓が楚と申し合せて、他の諸侯之に應じなば、其れこそ天下の一大事にして、秦は昔日崤塞の役に於けるが如き禍に遇ふ事ならん、

【字解】〔虛處〕風氣流通の處、翼毳の或說に從ふ、〔悷然〕妨ある貌、〔著〕持病となるなり、〔極走〕極は亟に同じ、スミヤカ、又劇なり、ハゲシ、〔發〕急症となつて痛を起すなり、〔卒報〕急報と云ふが如し、〔崤塞〕崤は山名、齊の宣王秦を攻め大に之を崤塞の上に困めたる事あり、

非之來也、未必以其能存韓也、爲重於韓也、辯說屬辭、飾非詐謀、以釣利於秦、而以韓利闚陛下、夫秦韓之交親則非重矣、此

韓非の自作は前篇に止り、以下の二篇は後人の收錄せし所にして、一は李斯が韓非を駁せし意見書、一は李斯の韓王に上りたる書なり、普通本には前篇と接續するも是は元來混合すべき性質に非ざるが故に、今余は附載として之が區別を立てたり、

【章旨】韓は腹心の禍ゆゑ韓非の言を信ずべからずと云ふに在り、

【分段】此篇分つて五大段となす、第一大段は章首より下臣斯に至る、是は記者の辭にして李斯の意見書の問題を掲ぐ、第二大段は臣斯甚以爲不然より秦必復見崤塞之患に至る、韓の除かざるべからざる理由を言ふ、第三大段は非之來也より因不詳察事情に至る、韓非の獻策は利己心より出で、信ずるに足らざるを言ふ。第四大段は今以臣愚議より結末に至る、李斯の對韓策並に合從破壞の大計とを言ふ、第五大段は秦遂遣斯使韓の一句にして、李斯意見書の結果を述ぶ、亦記者の辭なり、

詔以韓客之所上書、言韓之未可擧、下臣斯、（第一大段なり、）

【講説】秦の始皇は詔を發し、韓國の未だ取るべからざる事を論じたる韓人韓非の上書を大臣李斯に下附して之を議せしめたり、

臣斯甚以爲不然、秦之有韓、若人之有腹心之病也、虛處則㤥然、若居濕地、著而不去、以極走則發矣、夫韓雖臣於秦、未嘗不爲秦病、今若有卒報之事、韓不可信也、秦與趙爲難、荊蘇使齊、未知何如、以臣觀之、則齊趙之交、未必以荊蘇絕也、若不絕、是悉趙而應二萬乘也、夫韓不服

なるを言ふ、

【講說】今秦と趙と一騎打を爲すに當り、齊は趙に附くが故に已に平均を失へり、然るに今其上に韓に對し信義を破つて之を伐たば新に敵を增す道理なり、而して楚魏はと云へば未だ之を身方にすべき處置を取らざりし事ゆゑ、一たび韓と戰つて勝たざれば、列國鋒を揃へて一時に秦に向ひ禍結ぼれて解けざるべし、凡そ計なる者は事の成敗に關する者なるを以て十分研究せざるべからず、韓を伐つ一事は決して輕々に斷行する勿れ、

【字解】〔敵衡〕衡は秤の棒なり相對抗匹敵する事、

趙秦彊弱在今年耳、且趙與諸侯陰謀久矣、夫一動而弱於諸侯、危事也、爲計而使諸侯有意伐之心、至殆也、見二疏、非所以彊於諸侯也、臣竊願陛下之幸熟圖之、夫攻伐而使從者間焉不可悔也、第六大段なり、

【講說】趙と秦との雌雄を決するは今年に在り、趙一國すら尙ほ侮り難きに、趙は諸侯と密に秦に向ひ反對運動を爲すこと多年なれば、之に機會を與ふるは不可なり、夫れ一たび韓に手を着け諸侯の爲に弱めらるゝは危き事なり、又韓を伐つの計を建て之が爲め諸侯をして到底秦の攻擊を免れざる事を意識せしむるは極めて安からざる事なり、韓を伐つの行動と云ひ計畫と云ひ皆害あつて利なし、此二の失錯を示すは秦が諸侯の中に强きを致すの道に非ず、臣は恐れながら陛下が何卒此儀を篤と思慮し玉はん事を願ひ奉る、要するに韓を征伐して合從論者に乘ずべき隙を與ふるときは悔ゆるとも及ぶまじ、

【字解】〔趙秦〕趙の字本と韓に作る今解詁に載せたる中島恒久の說に從て之を改む、識誤には轉の字とし王先愼は之を採る、然れども竟に趙の妥なるに若かず、〔殆〕危に同じ、〔意伐〕伐一に我に作る、我を疑ふ事、〔二疏〕疏は拙なり、〔間〕反間なり、一に閒に作る、

存韓附載　上

命が金や石の如く長久なりとするも、御在世の中に天下を一統する事は望叶ふまじ、

【字解】〔均〕 もしの義、〔質〕 四寸的、〔以金石相弊〕 以はトなり弊は俗に云ふコハレル、金石は堅き物にて容易にこはれず、其の如くに長く壽命を保つ事、

今賤臣之愚計、使人使荊、重幣用事之臣、明趙之所以欺秦者、與魏質以安其心、從韓而伐趙、趙雖與齊爲一、不足患也、二國事畢、則韓可以移書定也、是我一擧、二國有亡形、則荊魏又必自服矣、故曰、兵者凶器也、不可不審用也、『第五大段の第一小段なり、韓を伐たずして外交政略を用ゆべきを言ふ』

【講說】今賤臣の愚案に據れば、使者を楚に遣し、同國の權力を握れる大臣に厚く賄賂を啖はし、之を取入れて趙が秦を欺きたる事を信ぜしめ、趙との關係を離間すべし、又魏には人質を與へて安心せしめ、斯く二國を手撫け、然る後趙を伐たば、縱令趙が齊と合體する事あるも決して心配するに足らず、已に齊趙を倒すときは韓は唯だ檄文を送るのみにて之を平定するを得べし殊更に兵を發して伐つに及ばず、是れ秦は一擧して齊趙を滅亡の形勢に陷らしむる者にして、齊趙亡形あるときは楚魏も亦屈伏するに相違なし、故に兵器は不祥の器なりとの語あり、兵を用ゐずして濟むときは用ゐざるを可とす、善く其用方を明にせざるべからず、韓を伐つは危險なれば先づ外交政略を用ゐて好結果を收むるに若くはなし、

【字解】〔賤臣〕 韓非自ら卑下して云ふ、〔幣〕 貨なり、〔用事之臣〕 當局者、〔從韓〕 愈樾の說に從ひ韓の字を衍とす、〔兵者凶器也〕 孫子の語、

以秦與趙敵衡、加以齊、今又背韓而未有以堅荊魏之心、夫一戰而不勝、則禍構矣、計者所以定事也、不可不察也、『第五大段の第二小段なり、韓を伐つの失計

其從而以與爭彊、則趙之福而秦之禍也、『第三大段の第二小段なり、趙の勢力増すべきを言ふ、』

【講說】韓已に秦に叛かば魏は之と合體すべし、趙は齊に據て勢力を厚くすべし、左あるときは、韓魏を以て趙の資力に供し齊の利用に任ずると一般にして、之が爲め合從は鞏固とならん、則ち趙には福にして秦には禍なり、

【字解】〔厚〕一に原に作る、齊の國本を固うする川の源あると同じ、〔資〕給なり、

夫進而擊趙不能取、退而攻韓弗能拔、則陷銳之卒、勤於野戰、負任之旅、罷於內攻、則合羣苦弱、以敵而共二萬乘、非所以亡趙之心也、『第四大段の第一小段なり、趙を亡すの本意に違ふを言ふ、』

【講說】夫れ進んで趙を擊つと雖も取ること能はず、則ち退いて韓を攻むると雖も拔くこと能はず、曠日彌久の間に我が勇兵は野戰に疲勞し、輜重の任に當る者は運搬に惱むとすれば、是れ多數の弱り果てたる兵卒を以て、齊趙二國を相手とするなり、抑も秦の計畫は列國の合從を破り、其盟主なる趙を孤立せしめて之を倒さんとするに非ずや、然るに韓魏已に敵となるが上、齊趙の關係益〻親密に赴き、韓魏之に附するとせば、趙の孤立など思ひも寄らず、反て恐るべき勢力を得る事なれば秦の本意とは相違するなり、

【字解】〔陷銳之卒〕陷は突破るなり、銳は敵の銳兵なり、〔勤〕一に勦に作る、勞なり、〔負任之旅〕負任は負ふ事、載する事、輜重を謂ふ、旅は衆なり、〔內攻〕攻は功と同じ仕事なり、野戰に對して內と謂ふ、

均如貴臣之計、則秦必爲天下兵質矣、陛下雖以金石相弊、則兼天下之日未也、『第四大段の第二小段なり、秦の天下を取らんとする本意を失ふことを言ふ、』

【講說】若し果して要路の人の計の如く韓を伐つとせば、天下の兵は秦に聚り、秦は宛も其的となつて盡く之を引受けざるを得ず、然るときは縱令陛下の御壽

發して韓を征伐するの計畫ある由、是は甚だ得策に非ざるべし、何となれば趙は方に兵士を徵集し合從論者を收容して、列國の連合軍を組織するの志あり、列國に諭告するやう、列國と秦とは勢兩立せず、若し秦を挫かざれば列國は秦の爲に宗廟を亡ぼさるべしと、趙が西方に向つて秦を亡すべき計を運らすや一朝一夕に非ず、則ち趙は敵なり、韓は身方なり、然るに敵の趙を舍て置き、吾が臣下同樣の韓を打ち拂はゞ、列國は內臣の韓すらも亡ぼさるゝ位ゆゑ、自國の如きは到底秦の併呑を免れざるべしと思ひ、趙の言ふ所を信じて連合の心を固うすべきは必定なり、

【字解】〔入〕納るゝなり、職は賦稅、或は云ふ之の字の誤、或は云ふ人の字の誤、〔從徒〕蘇秦の徒にて合從に從事する者、〔贅〕綴るなり、繫ぐなり、〔西面〕秦は西方に在るが故に云ふ、〔其意〕秦を倒すの心、〔非一日之計〕趙は肅侯以來合從の盟主たり、〔宗廟〕國家と謂ふが如し、〔擯〕拂ひ除けるなり、排斥するなり、

夫韓小國也、而以應天下四擊、主辱臣苦、上下相與同憂久矣、修守備、戒彊敵、存蓄積、築城池、以固守、今伐韓、未可一年而滅、拔一城而退、則權輕於天下、天下摧我兵矣、『第三大段の第一小段なり、韓の容易に亡ぼし難きを言ふ』

【講說】夫れ韓は元來小國なり、然るに秦に荷擔せし結果、天下の怨を受けて四方の敵に當り來りし事ゆゑ、其人民も自然戰爭の經驗を積み決して弱兵とは謂ひ難し、況や其君は恥辱を忍び其臣下は勞苦を重ね、諸共に國家の艱難を憂ひて一心同體の如く、大勢を挽回せんとする事已に多年に及べるをや、是に於て防禦の備を補充し、强敵に對する警戒を嚴にし、糧食を貯藏し、城を築き、濠を作り、堅固に之を守るが故に、今韓を伐つとも一年位にては迚も之を滅す能はざらん、去りとて僅に一城を拔て引上げなば、秦の權力は失墜して天下より輕んぜられ、天下は秦の兵を摧くに至らん、

【字解】〔應〕當るなり、〔摧〕挫くなり、

韓叛則魏應之、趙據齊以爲厚、如此則以韓魏資趙假齊以固

永久一統の宿志を遂ぐる見込なかるべきを言ふ、第五大段は今賤臣之愚計より不可不察也に至る、秦の當に取るべき方針を言ふ、第六大段は韓秦彊弱より結末に至る、韓を攻むるの危險なるを言ひ以て全篇を收む、

韓事秦三十餘年、出則爲扞蔽、入則爲席薦、秦特出銳師、取韓地而隨之、怨懸於天下、功歸於彊秦、』第一大段なり、

【講說】韓は秦に服して命に從ふこと三十年の久しき間少も背きたることなく、戰時出陣の場合は每に秦の盾となつて敵國の衝に當り、平日內を守る場合は秦の敷物となつて起居を安からしめ、秦が其精兵を發して列國を征するや、韓國をして從軍せしむるが故に、韓は天下中より怨を受け、利益は獨り秦の手に歸す、則ち秦韓の關係は韓に害ありと雖も秦には利ありと謂ふべし、

【字解】〔扞蔽〕扞は干に同じ、盾なり、蔽は車馬の防禦具なり、〔席薦〕席は蒲のムシロ、薦は莞のムシロ、一說に薦は席の下に布く所の藁なりと云ふ、校注には親近の意とす、〔特〕時の字の誤ならんか、〔取韓地而隨之〕本文の儘に解すれば秦が韓の地を略することゝなる前後の關係妥ならず、今取の字の意味を輕く取り、以てとして講じたり、翼毳校注皆同說なり、但王先愼は本文を改めて「取地而韓隨之」とす、若し此の如くならば何等の疑義なし、〔懸〕結ぶなり連なるなり、

且夫韓入貢職、與郡縣無異也、今臣竊聞貴臣之計、擧兵將伐韓、夫趙氏聚士卒、養從徒、欲贅天下之兵、明秦不弱則諸侯必滅宗廟、欲西面行其意、非一日之計也、今釋趙之患、而攘內臣之韓、則天下明趙氏之計矣、』第二大段なり、

【講說】其上韓より秦へ貢を納れ其役使に供する事は秦の郡縣と異る所なく、已に殆ど領地も同一なり、然るに昨今臣の洩れ聞く所に據れば秦の大臣には兵を

存韓

【篇旨】此れ本書の第二篇にして、韓非が本國の爲に計畫せし所の大目的を發揮したる者なり、蓋し秦の始皇は初め韓非の著書を讀み、已に其人物を慕ひ其議論を悅び、一たび之と膝を交へて胸中の秘を叩き、次第に因ては幄幕に參せしめて己の用に供せんと欲したるに、彼が韓の使となつて秦に入るや、秦の弱點を擧げ謀臣を罵り、六國の合從を破り秦をして覇たり王たらしむるの奇策妙計を運す者は、吾に非ずして誰そやと云へる氣勢を示したるが故に始皇は益す傾倒して稍や之を信任せんとする氣色ありしならん、是に於て韓非は此說を進め表面秦の利害を以て始皇の心を動かし、裡面には韓の滅亡を救ふべき苦衷を達せんと圖りたるなり、然るに秦にも亦人あり、李斯姚賈の徒は韓非の心術を看破し、到底秦の爲に忠なる者に非ずと爲せしかば、遂に始皇に勸めて罪に陷れ、從て毒殺に及びたるが、古人の言へるが如く李斯が韓非の始皇に重んぜられたるを見て、猜忌の心より中傷を行ひたるは必無の事に非ざるべし、然れども存韓の一篇こそ之をして乘ずるを得せしめたる者に非ずや、史に云ふ始皇已に韓非を獄に下せし後之を悔い、人を遣はして赦さんとせしに韓非は已に死したりと、夫れ一たびは始皇の疑を免れざりしと雖も、之をして悔ゆるに至らしめたるを以て觀れば、亦以て如何に其才力の大なりしかを知るに足らん、

【分段】全篇分つて六大段とす第一大段、篇首より功歸於彊秦に至る、秦韓の關係は韓に損にして秦に益なるを言ふ、第二大段は且夫より天下明趙氏之計矣に至る、韓を伐たば現在秦の大敵なる趙をして天下の助を得せしむるの結果に陷るを言ふ、第三大段は夫韓小國也より趙之福而秦之禍也に至る、韓を伐たば趙の幸となつて秦は反て害を受くべきを言ふ、第四大段は夫進而擊趙より兼天下之日未也に至る、趙韓兩つながら取る能はず、終には天下共同の敵と視倣され、

る者之を觀て何等の感を起すべきか、且つ現在始皇の謀臣として機密に參する者は何人ぞ、彼が同窓の友にして功名の敵たる李斯に非ずや、乃ち知る彼が腹中の劍は存韓論を待たずして早くも韓非の頭上に臨みしことを、然らば則ち韓非の手段巧か拙か嗚呼『說難』なるかな、

古來註釋家評論家多く此篇を以て天下を取るの大計を陳せし者と謂ふ、然れども讀み去り讀み來り、天下の大計を陳する處安にか在る、論ずる所は謀臣の失錯のみ、此に由て之を觀れば天下の大計は尙ほ彼の胸底に在り、先づ此論を以て始皇を動かし、然る後始皇をして徐に之を叩かしめんとするに過ぎず、此れ見易きの道理なり、然るに一人も之を道破せし者なし、何ぞ具眼の士少きや、

文評

韓非の文、思想を以て勝る者あり、格法を以て勝る者あり、字句を以て勝る者あり、初見秦一篇は則ち格法を以て勝る者に屬す、蓋し此文は謀臣の不忠を以て經とし、大事の成らざるを緯とし、秦の實力を機杼とし、天下の形勢を模様として縱横に織り出せし者にして、始と終に「以此與天下天下不足兼而有也」の句あり、門の兩柱の如く、「四隣諸侯不朝霸王之名不成」と曰ひ、「霸王之名不成、四隣諸侯不朝」と曰ふ、門の兩扇の如く、又處處に「失霸王之道一矣」「二矣」「三矣」とあるは門扇の楔の如く、「其謀臣皆不盡其忠」の句、「是謀臣之拙也」の句は門の兩端に同じく、而して三箇處に在る「而謀臣不爲」の句は門を差込む金具と視るべし、又最後の「以爲王謀不忠者なり」の句に、「謀」の字を出して謀臣の謀の字を收めたるは頗る緻密なり、唯初の治亂正邪順逆の三句は照應もなく落着もなく、聊か疎漏の恨あり、後世唐宋八家に至ては此の如き事なし、是れ時世の變なり、

要するに此文は奇變の文に非ずして條理の文なり、然れども齊整の中に變化を取りたる處あり、彼の對趙策の失敗を叙するが如き、前例に由り「失霸王之道四矣」となすべきを略して言はざる事一なり、又趙は六國の盟主にして殊に秦の勁敵なる故、特に之が爲に一段を設けたる事二なり、汪道昆は此文を評して波瀾起伏汪洋千頃と云ふと雖も、寧ろ規矩整然章法嚴密と謂ふべきなり、

す、是れ豈に宇内を席巻するの資格あらんや、然るに獨り秦に至つては、孝公以來統一の野心は牢として拔くべからず、危きも懼るゝことなく、敗るゝも撓むことなく、時あつて且く其鋒を藏むるは是れ鷙鳥の將に搏たんとするなり、子よりして孫、孫より玄孫、必ず其目的を達せざれば已まざらんとす、況や雄武始皇の如き、豈に甘んじて崤函甕大の天地に跼蹐する者ならんや、而して秦の利益は山東の諸侯と國別の戰を爲すに在り、合從は障碍なり、故に合從の破壞策は彼が最も苦心の在る所にして、苟も此手段を遂ぐるの用に供すべきならば、小人にもあれ、盜賊にもあれ、仇讎にもあれ、其言を聽き其人を用ゆるに躊躇する者に非ず、況や其著論を觀て未見の前に心醉せし韓非の如きをや、韓非は秦の國是を解せり、始皇の心術を看破せり、其煩悶を理會せり、故に彼の雄猜老猾なる私生兒が韓非を利用して六國破碎の奇計を運さんとするや、此深辣峭刻なる怪公子は又逆に始皇を利用して故國の社稷を保全せんとし、口を開けば則ち曰く、秦は天下を取るの實力ありと、是れ先づ彼が心に投じたるなり、已にして秦が楚との戰に於て、

魏との戰に於て、趙との戰に於て、每に自ら機會を棄てゝ一簣の功を缺き、徒に禍根を遺したればこそ、六國の合從は解けて又結び、破れて復た成る、夫れ分るれば弱く、合すれば强し、合從の存在する以上始皇如何に長生するも統一は覺束なきを言ふ、此等の事始皇の智を以て豈に之を知らざるの理あらん、然れども韓非は始皇の之を知るを知れり、之を知るを知つて尙ほ言ふ者は何ぞや、其悔恨の念を激發せんとするのみ、而して韓非は結局斷ずるに謀臣の不忠不能を以てす、彼れ一個羇旅の臣を以て其滯在國の謀臣を罵倒して憚る所なし、是れ之を旁若無人と謂ふ、危險は則ち危險なり、然れども虎穴に入らざれば虎子を獲ず、彼が獲んと欲する虎子は果して何物なるか、彼は此れに因て己が秦を視ること本國の如く、毫も嫌疑を避けざる忠情を表明するなり、乃ち公にして始めて秦の大計を畫すべき事を暗示するなり、知らずや秦の謀臣を罵倒するは則ち自己を推薦する所以なる事を、彼の望を繫ぐ所此に在り、一身を賭する所此に在り、精神を注する所亦實に此に在り、抑も始皇が此論に耳を傾けたるや否やは姑く置き、秦の謀臣た

なれば、天下を併吞して吾が有と爲すことを得らるべき道理なり、

臣昧死願望見大王、言所以破天下之從、舉趙亡韓、臣荊魏、親齊燕、以成霸王之名、朝四鄰諸侯之道、大王誠聽其說、一舉而天下之從不破、趙不舉、韓不亡、荊魏不臣、齊燕不親、霸王之名不成、四隣諸侯不朝、大王斬臣以徇國、以爲爲王謀不忠者也、

【字解】〔名師〕解前に出づ、

第五大段なり、

【講說】臣は死罪を犯して大王に謁見を願ひ、列國の同盟連合を破壞し、趙を略取し、韓を討滅し、楚魏を服從せしめ、遠方の齊燕は暫く身方に附けて、霸王の名を成し四隣の諸侯を朝參せしむるの手段を言上せんと欲す、大王幸に卑見を採用し玉ひし上、萬一臣の見込違にて、一たび事を擧ぐるも列國の合同破るゝ事なく、趙は取れず、韓は亡びず、楚魏は屬國とならず、齊燕は身方とならず、從て霸王の名成就せず、四隣の諸侯參內せざるときは、所謂言て當らざる者にて死罪に當る事故、大王は宜しく大王の爲に謀りしこと不忠なりとの理由を以て臣を斬罪に處し國中にふれ示し玉ふべし、

【字解】〔昧死〕昧は冒す、死を冒して言ふ、秦にては人臣の上書を以て不敬となし、當然死罪を冒して言ふべき者となせり、〔誠〕戰國策には試に作る、優れるに似たり、〔以爲王謀不忠者也〕此句は國策及び諸本異同あり、今國策の吳師道註補に引く所に據る、
○以主不忠於國者（戰國策）○以爲爲王謀不忠者也（拾補）○以戒爲王謀不忠者也（通鑑綱目）○以爲王謀不忠者也（原文）

槩論

戰國の七雄、東西に割據し、南北に紛拏し、龍戰虎鬪、雲を捲き風を起すに當り、孰れか八荒を併吞し、一躍して帝となり王となるを欲せざらん、然れども他の列國に在ては理想のみ空想のみ、遠交近攻、纔に寸壤尺地を得れば則ち驕り、適ま一挫折に遇へば則ち屈

を引率し、右の方は淇溪に、左の方は洹谿に、其馬を放つて水を飲ませたるに、淇水も之が爲に涸れ、洹水の之が爲に流れざりとかや、此の如き大軍を以て周の武王と戰端を開きたる處、武王は僅に三千人の小勢、而も父文王の喪中なりしかば、白色の鎧を着けしめたるが、之を以て僅か一日の戰に紂王の國城を破つて紂を虜となし、殷の土地に根據を据ゑて其儘人民に君臨せしかど、天下何人も紂を懸然と思ふ者なかりしは、是れ紂が筋道を失へるに反して武王が之を愼みたるが爲のみ、又晉の知伯が三箇國の兵を率ゐ、趙襄主を晉陽の城に圍みし時、河水を切り落して水攻を爲し、三箇月の間、城は全く水浸となり最早陷らんとする計なりき、然るに趙襄主は龜の甲を灼きて占ひ筮竹を取つて占ひ、敵の三箇國中何れの國に降るべきを決し、其臣の張孟談と云へる者に使を命じたるが、談は水中をくゞりて敵の圍を出で、知伯と同盟せる韓魏に說いて知伯に裏切せしめ、此二國の軍勢を身方として知伯を攻め之を虜となせしかば、襄主は以前の如き勢力を恢復せり、是れ知伯が其筋道を失へるに反して襄主が之を愼みたるの致せし所に非ずや、

【字解】〔戰々云々〕二句韻語なり、栗日の二字之を押せり、〔苟愼云々〕此二句亦韻語にして道有の二字之を押せり、〔將率〕將もひきゐるなり、〔趙襄主〕主とは大夫の稱、大夫とは家老の如き者、〔鑽龜〕占法に卜と筮との二種あり、卜とは龜の甲を火に炙つて、其裂け目に因て吉凶を視る、其方は先づ荊の華に火を點じて龜甲を鑽す、之を鑽と曰ふ、裂目は之を兆と稱す、又筮とは五十本の蓍草を以て占ふ事にて、後世は竹を以て蓍に代用す、〔占兆〕卜に出でたるが兆、筮に見はれたるが占、〔潛〕水底を行くなり、

今秦地折長補短、方數千里、名師數百萬、秦國之號令賞罰、地形利害、天下莫如也、以此與天下、天下可兼而有也、』第四大段の第二小段なり、秦は有らゆる點に於て列國に勝るが故に、若し其筋道を愼まば以前の失敗を恢復して天下を得べき事を言ふ、第一小段の客に對して主たる處なり、

【講說】今秦の地は長き處を斷ち切て短き處に繼ぎ足さば數千里四方となり、實に大國なり、而して精銳の名ある軍隊數百萬を有し、號令の行き屆ける、賞罰の確實なる、地形の攻守に利益なる、天下の諸國之に及ぶ者なし、此の如き資格を以て列國を相手にする事

此の如き事理に由て觀察を下すときは、天下の合從は決して困難に非ざるかの如く思はるゝなり、翻て顧みれば内に在ては兵卒の疲弊、士民の疾苦と云ひ、財貨の竭き果てたると云ひ、田畝の荒廢と云ひ、穀物倉の空虛と云ひ、國勢甚だ薄弱を免れず、而して外に在ては列國の關係甚だ鞏固なれば、前途の事未だ知るべからず、偏に大王の深慮あらせられん事を願ひ奉る、

【字解】〔戰悚〕戰はフルヘル、悚は畏縮、〔李下〕邑名、〔反運〕運の字を改めずして解するときは反を及の誤と視ざるを得ず、糧食の繼がざる事なり、〔幾〕殆なり、

且臣聞之曰、戰々栗々、日愼一日、苟愼其道、天下可有、何以知其然也、昔紂爲天子、將率天下甲兵百萬、左飮於淇溪、右飮於洹谿、淇水竭而洹水不流、以與周武王爲難、武王將素甲三千、戰一日而破紂之國、禽其身、據其地、而有其民、天下莫傷、知伯率三國之衆、以攻趙襄主於晉陽、決水而灌之、三月城且拔矣、襄主鑽龜數筮、占兆以視利害、何國可降、乃使其臣張孟談、於是乃潛行而出、反知伯之約、得兩國之衆、以攻知伯、禽其身、以復襄主之初、第四大段の第一小段なり、故事を引き、苟も方法宜しきを得ば弱小と雖も天下を取るに足るを言ひ、次の一小段の客とす、

【講說】且つ臣の承はりし古語に、懼れに懼れて今日も愼み明日も愼むと云ふが如く、其日其日に愼むとあり、誠に其筋道に注意して誤らざれば天下をも有つに足れり、何に由て因て之を理會せしやと云ふに、昔時殷の紂王は天子の位に居り、天下中の武士百萬

不霸、天下固以量秦之謀臣一矣、乃復悉士卒以攻邯鄲不能拔也、棄甲負弩、戰竦而卻、天下固已量秦力二矣、軍乃引而退、并於李下、大王又并軍而至、與戰不能剋之也、又不能反、運罷而去、天下固量秦力三矣、內者量吾謀臣、外者極吾兵力、由是觀之、臣以爲天下之從幾不難矣、內者吾甲兵頓、士民病、蓄積索、田疇荒、囷倉虛、外者天下皆比意甚固、願大王有以慮之也、』

第三大段の第六小段なり、更に對趙策の失錯より生ずる不利益を陳べて、秦が霸王となるの遺口を誤れる最大源因なる事を示し、前六小段を結束す、

【講說】其上以前にも言へるが如く、種々なる點に於て趙は當然亡ぶべき道理なるに亡びざるなり、秦は當然霸となるべき道理なるに霸とならざるなり、是れ秦の方針が宜しからざりし爲に外ならざれば、列國は無論秦の謀臣の無智無策なる事を看破せり、是れ輕んぜらるゝの一つなりと知るべし、然るに重ねて士卒の數を盡して邯鄲を攻めて拔く事かなはず、鎧を脫ぎ棄て石弓を背負ひながら恐れ戰いて退却したれば、列國は勿論秦の實力を見拔かずして在るべきや、是れ輕んぜらるゝの二なりと知るべし、邯鄲にて擊退せられたる兵は李下の地まで立戾り、此に集合せし處會ま大王も諸軍を總て來着し玉ひ、再び趙兵と一戰に及びたれども勝利を得ず、乃ち還らんとするに反へる事もならず、其中に兵士は疲れて用を爲さざるに至り、結局辛うじて退陣せしが如き、列國は無論秦の强弱を測り知りたるや疑なし、是れ輕んぜらるゝの三なりと知るべし、之を要するに趙との戰に於て、列國より內部は謀臣の才智を窺はれ、外部は兵力の程度を知られたる者と謂ふべし、

て、代の四十六縣と上黨の七十縣とは皆秦の領土となるなり、此の如く右の兩地が一戰をも試ずして盡く秦の地となり、而して趙が秦の爲に弱めらるゝを見ば、齊燕二國は傍觀すべきに非ず、必ず此機に乘じて分割する所あらんと欲し、東陽河外は以前齊の土地なりしを以て、齊は先づ之を取つて版圖に併すことと知るべし、燕も亦呼沲河より北の地を得ることと知るべし、此等の地方は秦の兵力の及ばざる所なれども二國の爲に取らるゝ事故、秦の略せる代上黨を一つにして觀るときは趙は最早餘す所なし、右の如くならば趙の全國拔取らるゝならん、趙擧りなば韓も保ちきれずして亡ぶべく、韓の身方を失なはゝ楚魏二國も獨立して秦に當る能はざるべく、楚魏二國獨立し難しとせば、是れ邯鄲を攻むるの一擧を以て、韓を破壞し魏を腐蝕し、楚を引倒し、直接に兵力の屆かざる齊燕は斯く其同盟國を剪り除く以上無勢力とならしむるを得ん、又白馬津の河口を切り落して魏都の大梁を水浸(ミヅビタシ)になさば、是れ唯一働を以て三晉の名ある韓魏趙は滅亡に及び、中心の無き以上列國の同盟は瓦解するに至るなり、即ち大王に於ては安坐して好結果を待ち玉ふに過ぎず、天下の國々は珠數繋(ジユズツナギ)きとなつて服從する事は明白なり、然るときは覇王の名も成就すべき次第なるに、何事ぞ謀臣は此方針を取らずして退軍に及び、重ねて趙と和を講せり、

夫れ大王は英明の君に在(マシマ)し秦の兵は强勇なるに、萬々成功の望ある覇王の業を放擲したるは、反す反すも千秋の遺恨ならずや、剩(アマツサ)へ折角手に入れたる土地は守る事ならずして何等の得る所なく、戰勝國たる地位を以て趙の如き敗亡の國より馬鹿にせらるゝに至つては、言語に絶えたりと謂ふべく、是れ偏に秦の謀臣の拙劣なるが爲なり、

【字解】〔民萌〕萌は氓に同じ、都外の民を謂ふ、〔爭韓上黨〕趙孝成王の四年、韓の上黨の守將馮亭趙に降り、桓惠王十四年に秦之を攻む、〔上下〕君臣なり、〔貴賤〕卿士なり、〔莞〕引くるめる事、〔羊腸〕太行山の坂道の名、〔一領甲〕一かされの鎧、〔蠧〕蟲ばみ、〔白馬之口〕黄河の渡の名にして衛の附近に在り、〔垂拱〕衣を垂れ手を拱きて何事をも爲さゞるを謂ふ、一本に拱手に作る、〔編隨〕一筋の繩にて幾個の物を段々とからげるが如く、繩を引けば之につれて來るを謂ふ、編は一に徧に作るアマネクなり、

且夫趙當レ亡而不レ亡、秦當レ霸而

而畢爲燕矣、然則是趙擧、趙擧則韓亡、韓亡則荊魏不能獨立、荊魏不能獨立、則是一擧而壞韓蠹魏拔荊、東以弱齊燕、決白馬之口以沃魏、是一擧而三晉亡、從者敗也、大王垂拱以須之、天下編隨而服矣、霸王之名可成、而謀臣不爲、引軍而退、復與趙氏爲和、夫以大王之明、秦兵之彊、棄霸王之業、地曾不可得、乃取欺於亡國、是謀臣之拙也。

第三大段の第五小段なり、謀臣の不忠無能により秦が霸王の道を失ひたる第四例を擧ぐ、但し前三例と少しく結語を變化せり、

【講說】趙は邯鄲に都し、燕より言へば南に當り、齊より言へば西に當り、魏より言へば北に當り、韓より言へば東に當り、列國の中央に位する國なるが故に、四面敵を受くる不利あり、四隣諸國の民寄留雜居するが故に、自ら統一を缺くの不利あり、又自國の人民は輕薄にして實心なきが故に、戰爭に用ゐ難き不利あり、號令は行屆かず、賞罰は實行せられず、而して首府の邯鄲には防禦に適する險阻なく、加之上に居る者無能にして十分國民の力を用ふる能はず、されば趙は實際亡國の形勢なり、然るに民衆の不幸をも顧みず妄に干戈を動かし、有る限りの士民を以て軍隊を組織し、長平の城下に出陣して秦と韓の上黨を爭へり、大王は詔を發し將軍に命じて之を擊ち破り、邯鄲の西なる武安縣を拔き玉へるが、此時趙の國狀は如何なりしかと云ふに、政府と人民と和合せず、上流と下流と互に猜疑を挾み、毫も擧國一致の實なかりき此の如くなれば邯鄲は籠城を遂ぐ可らず、則ち秦兵は直ちに之を拔き、山東河間の地を一纏に取り込め、其れより此處を打棄てゝ西方に向ひ、河內の修武縣を攻め、太行山の羊腸道を踰えて代と上黨とに臨まば、我が戰勝の餘威を以て之を降すを得るは必然なり、然るときは一兵卒を勞せず一士民を惱さずし

兵而欲以成兩國之功、是故兵終身暴露於外、士民疲病於內、霸王之名不成、此固以失霸王之道三矣、（第三大段の第四小段なり、穰侯の不忠無能により秦が霸王の道を失ひたる第三例を擧ぐ。）

【講説】以前宰相の穰侯が秦の政治を執りたる時に於ては其勢力殆ど一の國君の如く、秦の兵を用ゐて一には秦の爲に侵略を行はんとし、一には自己の爲に呑併を試みんと欲せしかば、軍卒の如き少も休息の暇なく、一生敵地に轉戰して風雨に打たれ、而して國內の士民は築城の勞役、戰費の負擔等の爲め疲弊を極め、何の得る所もなくして霸王の道、成功を得ず、是れ實に三たび霸王たるの遺口を誤れる者と知るべし、

【字解】〔穰侯〕姓は魏名は冉、秦の昭王の母宣太后の弟にして穰は其封邑、〔兩國之功〕穰侯は昭王の時齊を伐つて剛壽の地を取り私領の陶邑を廣めんとせし事あり、〔暴露〕さらすなり、露宿なり。

趙氏中央之國也、雜民所居也、其民輕而難用也、號令不治、賞罰不信、地形不便、下不能盡其民力、彼固亡國之形也、而不憂民萌、悉其士民、軍於長平之下、以爭韓上黨、大王以詔破之、拔武安、當是時也、趙氏上下不相親也、貴賤不相信也、然則邯鄲不守、邯鄲不守拔邯鄲、筦山東河間、引軍而去、西攻修武、踰羊腸、降代上黨、代四十六縣、上黨七十縣、不用一領甲、不苦一士民、此皆秦有也、代上黨不戰而畢爲秦矣、東陽河外不戰而畢反爲齊矣、中山呼沲以北不戰

趙危、趙危而荊狐疑、東以弱齊燕、中以淩三晉、然則是一擧而霸王之名可成也、四隣諸侯可朝也、而謀臣不爲、引軍而退、復與魏氏爲和、令魏氏反收亡國、聚散民立社稷主、置宗廟令、此固以失霸王之道二矣、〔第三大段の第三小段なり、謀臣の不忠無能により秦が霸王の道を失ひたる第二例を擧ぐ、〕

【講說】其後天下の諸侯が又も連合して華山の麓まで兵を進め秦に攻入らんとせし時、大王は謀臣等の意見に由らず、獨斷を以て宣戰の布告を發し、連合軍を打破り玉ひたるが、秦兵は遂に長驅して魏の都なる大梁の外郭に迫れり、此時若し大梁を圍むこと數十日に及びしならば、之を攻落すことを得たるなり、已に首府を攻取るときは魏の全國を征服するを得べく、魏の全國を征服するときは、是れ迄楚趙二國は魏が中間に立つて同盟の氣脈を通じ居りたる事ゆゑ、忽ち關係を絶たるゝ結果となるべく、二國の連絡已に絶ゆるときは、趙は尤も秦に近ければ危險に陥らざるを得ず、趙の勢危險に陥るときは、楚は孤立となり將に疑懼に堪へざらんとす、斯く東方に於ては齊燕の勢を弱め、中原に於ては三晉を挫くとすれば、唯大梁を攻落すの一事を以て霸王の名を成すを得、四疆に隣れる諸侯をして秦に參內せしむべくありしなり、然るに何事ぞ秦の謀臣は此に出でず、大梁の攻擊軍を引戻し、又もや魏と和を講じ、亡ぶべき魏國をして反つて殘破の國都を修復し、離散せる人民を糾合し、社稷の主を立て宗廟の令を置くを得せしめたり、此れ言ふまでもなく再度霸王たる遺口を誤りたる者と知るべし、

【字解】〔比周〕比は近、周は密、互に結托する事、〔華下〕華陽なりとの說あれども、六國の兵此に達せし事なければ華山の下と定む、但し函嶠諸山皆華嶽の支麓なる故、函谷關(內は秦)を指せるが如し、〔詔〕片山兼山、計の誤とす、〔狐疑〕狐は疑多き動物故に云ふ、但し戰國策には此二字なく單に孤に作れり、然らば孤立の意味にて善く通ず、

前者穰侯之治秦也、用一國之

て追擊に及はゞ、楚國を一拔きにする事を得べかりしなり、然るときは其人民も秦の國民と爲すべく、其土地も秦の領地となすべく、從來同盟中の大國として楚を恃とせる齊の如き燕の如き、自然微弱とならん、此等は遠方の事故、楚を滅するの餘勢を以て間接に其力を殺ぐに過ぎざれども、中原の三晉に至つては直ちに之を踏みにじる譯なり、此の如くなるときは是れ一擧して霸王の名を成就するに足り、秦の四疆と國を接する諸侯をして參內せしむる事を得るなり、則ち引續いて楚を征討すると否とは、實に利害得失の一大轉機に非ずや、然るに秦の謀臣の爲す所は此に出でず、本來なれば追擊を爲すべき所なるに、反つて軍隊を撤退し、又もや楚と和議を講せり、楚國は之が爲め焦眉の急を免れしかば、其間に一旦滅亡せし都城を繕ひ、離散せし人民を召び集め、社稷の主を立て、祖宗の廟守を置いて、先づ自國の基礎を固め、今度は前日の恨を霽さんと列國を率ゐ從へて秦と戰端を開くに至れり、此れ皆秦の手滑(ヌカリ)より起りたる事にして、一たび霸王となるの遺口(ヤリクチ)を誤りたる者と知るべし、

【字解】〔且聞之〕　且の字の下に臣の字あるを可とす、〔削迹云々〕　此三句は根、鄰、存の三字韻を押せり、又此語は後文に秦が三箇國を破りながら之を取らずして和を許せしは、根本を除かざるの處置なる事を論ずるに因て、先づ抽象的に大意を揭げたるなり、〔洞庭五湖江南〕　洞庭は湖名、五湖は五渚なりとの說當を得たり、卽ち湖中に在て人の住へる五箇の洲なり、江南は楊子江の南なる十五邑を指す、〔東服〕　服或は伏に作る、匿(カク)るゝ義、〔擧〕　取ること、其國を拔くの容易なる物を持ち擧ると同じき處より言ふ、〔貪〕　利するなり、〔一擧〕　擧は行ふと謂ふが如し、〔收〕　俗に謂ふ始末する、〔亡國〕　國は國都、楚の首府郢を指す、〔社稷〕　社は土の神、稷は穀の神なり、人の生活は穀物を要し、穀物は土地より生ず、故に諸侯の國に於ては必ず之を祀る、但し土地は廣大にして遍く敬ふ能はず、五穀は衆多にして一々祭る能はず、社稷を立てゝ之を祭るが故に社稷主と云ふ、社稷の二字は往々國家の代表名詞となる、〔宗廟令〕　宗廟は宗祖の廟、令は宮司の如き者、社稷宗廟の句は國家を恢復したる事なり、此令の字下句に附けて讀む說あれども通ぜず、

天下又比周而軍華下、大王以詔破之、兵至梁郭下、圍梁數旬、則梁可拔、拔梁則魏可擧、擧魏則荊趙之意絕、荊趙之意絕則

齊が五戰にして興り一戰にして亡びたるに由つて之を觀るときは、戰爭と云ふ者は大國の存亡を爲す者なり、

【字解】〔詔〕布告と云ふが如し、〔剋〕克に同じ、カツなり、〔淸濟濁河〕濟水は淸く黃河は濁るが故に謂ふ、〔長城〕齊の顯王の時、房と云へる處に長城を築けり、巨防とは黃河の道筋に沿ひ濟水を引て作れる大堤防なり、〔萬乘〕乘は戰車一輛を謂ふ、一乘には甲士三人を載せ、步卒七十二人之に從ふ、此れ皆國中に割宛てゝ出さしむるものにして、諸侯の國は千乘を出し、天子の國は萬乘を出す規定なれど、戰國時代に及びては弱肉强食の結果、諸侯にても萬乘の國を領する者あり、故に謂はゆる萬乘とは大諸侯の事なり、

且聞之曰、削迹無遺根、無與禍鄰、禍乃不存、秦與荊人戰、大破荊、襲郢、取洞庭、五湖、江南、荊王君臣亡走、東服於陳、當此時也、隨荊以兵、則荊可擧、荊可擧則民足貪也、地足利也、東以弱齊燕、中以淩三晉、然則是一擧而霸王之名可成也、四鄰諸侯可朝也、而謀臣不爲、引軍而退、復與荊人爲和、令荊人得收亡國、聚散民、立社稷主、置宗廟令、率天下西面以與秦爲難、此固以失霸王之道一矣、第三大段の第三段なり、謀臣の不忠無能により秦が霸王の道を失ひたる第一例を擧ぐ、

【講說】其上臣の承はる古語に、凡そ樹木などを切り拂つて跡の遺らぬやうにするには、木の根を留め置くべからず、成るべく禍に近づかねば、後々まで禍の遺る憂なしと、齊國の如きも、燕を存しおきたる爲め大害を受けたるに非ずや、然るに秦も亦齊と同一の失錯を爲せり、即ち先頃楚國との戰爭には大に之を打破り、其都なる郢までも不意に攻入り、楚の版圖に屬する洞庭、五湖、江南等の地方を手に入れ、楚王は最早戰鬪力を失ひ、群臣と共に脫走して東國の陳を賴み、此處に逃げ込みたり、此の場合に當り勢に乘じ

【講説】然るに之に反して今日の有様は如何にと云ふに、軍隊は疲弊して役に立たず、士民は離溢して生氣なく、糧食の積蓄は已に竭き、田畝は荒蕪に歸し米倉は空虛となり、從つて武威も衰へたる結果、遠國は勿論近隣の諸侯すらも服從せず、天下の盟主となり若しくは王號を稱せんとする大目的の成就せざるは、是れ外に仔細あるに非ず、全く大王の帷幄に在つて畫策の任に當れる謀臣が、十分眞心を以て國家の大計を全うせざるに因る、

【字解】〔兵甲〕兵は武器、甲は鎧、軍隊を謂ふ、〔頓〕やぶれくづる丶意、俗に謂へるサンザンの體、〔索〕盡きる事、〔田疇〕疇は田の界又井田の法に本づける一井の地を指す、一井とは囲の如き區畫にて、圖中九箇の方形は各百畝、合せて九百畝なり、一説に麻地を疇と曰ふ、〔霸王〕霸は諸侯の盟主、王は天下一統の君、

臣敢言レ之、『第三大段の第一小段なり、前段を承けて後段を起す、卽ち過渡轉接の處』

【講説】唯謀臣其忠を盡さずと計りにては御會得なるまじ、左れば憚りながら此儀に就て申上げん、

【字解】〔敢〕冒す義、恐入る事なれどもと云ふが如き語氣、

往者齊南破レ荊、東破レ宋、西服レ秦、北破レ燕、中使二韓魏一、土地廣而兵强、戰剋攻取、詔二令天下一、齊之清濟濁河、足二以爲一レ限、長城巨防、足二以爲一レ塞、齊五戰之國也、一戰不レ剋而無レ齊、由レ此觀レ之、夫戰者萬乘之存亡也、『第三大段の第二小段なり、齊の失敗を擧げ、秦に取り善き戒なる事を言ふ』

【講説】從前齊の國は曾て南方に於ては楚を破り、東方に於ては宋を破り、西方に於ては秦を屈服せしめ、北方に於ては又燕を破り、中原に於て韓魏二國を使役し、版圖は廣大なるが上に兵力强盛なりしかば、戰ふときは必ず其敵に克ち、攻むるときは必ず其地を取ること前述の如く、天下に號令を發して我が威權に從はしめたるが、其國防の要害はと云へば、濟水及び黃河の二大川は敵兵を喰止むるに十分にして、長城と大なる障壁とは要塞に充つるに十分なる事ゆゑ、進んでは敵國を攻むるを得、退いては自國を守るを得べき地位に在り、而して齊は是れ迄五たび戰つて五たび勝ちたる國なるに、僅か燕國との一戰に克つこと能はざりし爲め、全國盡く敵手に歸しぬ、斯く

て丶奮闘するときは敵の十人に當る事を得、十人は百人、百人は千人、千人は萬人と十倍の効力を生じ、一萬の人數は天下中の兵に打勝つべし、

【字解】〔有功無功相事〕事は一々意を用ゆるを謂ふ、一說には任ずるの義となし、功ありし者も功なかりし者も武を勵む事を以て己の任となすと解せり、〔衽〕衣の衿なり、〔耳〕或はノミと訓じ上句に屬す、〔頓足〕小踊して地を踏鳴すこと〔裼〕衣服の上部をぬぎて肉を露すなり、〔鑪〕鍛冶の具、〔民爲之〕斷死を謂ふ、

今秦地折長補短、方數千里、名師數十百萬、秦之號令賞罰、地形利害、天下莫若也、以此與天下、天下不足兼而有也、是故秦戰未嘗不剋、攻未嘗不取、所當未嘗不破、開地數千里、此其大功也、『第二大段の第四小段なり、秦が天然に於ても人力に於ても列國に勝り、戰勝の功ありしを謂ふ、』

【講說】今秦國の不規則なる地形をば、長き處を絕ち切り短き處に足し加へ、平均の大さを量るときは五六千里四方の大國なり、而して武勇名高き軍隊は數十百萬人に及び、加之號令賞罰の嚴明なる、地理の要害堅固なる、天下の諸國之に及ぶ者なし、此の如き優勢を以て天下を相手として雌雄を爭はゞ、列國を併呑して盡く我が版圖となすに餘ある位なり、されば從來秦は戰つて勝たざる事なく、攻めて取らざる事なく何れの敵と衝突しても破らざる事なく、領土を廣めたる事數千里、此れ實に秦の大功なり、

【字解】〔名師〕一說に特別の名稱ある精銳の部隊を謂ふ、即ちエパミノンダスの神聖隊、岳飛の岳家軍、伊井の赤備の如き者、〔利害〕身方に取つては利、敵に取つては害なる形勝、〔與〕クミスと訓す、對する事、相手取る事、〔當〕敵すること、〔此其大功也〕其の字一本に甚に作る、優れるに似たり、

然而兵甲頓、士民病、蓄積索、田疇荒、囷倉虛、四隣諸侯不服、霸王之名不成、此無異故、其謀臣皆不盡其忠也、『第二大段の第五小段なり、前陳の如き有利の形勢を占めながら、大目的の成功せざるは謀臣の失策なるを言ふ、』

名譽の戰死、名譽の負傷、何等の恩典にも浴し難く、逃走すればとて格別の刑罰を被むる譯に非ず、賞罰は在りながら有名無實なれば誰か命を差出す者あらん、是故に士民は敢て戰死せざるなり、

【字解】〔府庫〕貨財を藏する處を府と謂ひ、武具を藏するを庫と謂ふ、〔囷倉〕共に穀物を藏する處、囷は圓形、倉は方形、〔悉〕ヒキコゾル意味〔張軍〕兵數を大げさにいふ事、〔頓首〕諸説一ならず、山仲質は頓を衍文とし、集解引く所孫詒讓の説は頓首を頓足の誤とし、蒲坂圓は本文の儘に解して鑕を受くる時とし、太田方は首に記章を置くとし、依田利用は首を盾の誤とし頓を竪つるの意に解す、姑く太田の説に從ふ、〔戴〕必ず頭に戴する義のみに非ず、背に負ふ事も亦戴と謂ふ、〔斷〕キメル、〔斧鑕〕鑕は斧の一種、又鐵製の臺にて人を斬る時に用ゆる物、共に刑具、〔在後〕退く者を誅するが爲め後方に置くなり、〔卻〕卻の本字、〔言賞言罰〕民之を言ふとの説あれども、此處にては寧ろ階級を限らず、賞なり罰なりに就て何か言ふ所あつても位に解し置くを可とす、

今秦出號令而行賞罰、有功無功相事也、出其父母懷衽之中、生未嘗見寇、耳聞戰頓足徒裼、犯白刃、蹈鑪炭、斷死於前者皆是也、夫斷死與斷生不同、而民爲之者、是貴奮死也、夫一人奮死、可以對十、十可以對百、百可以對千、千可以對萬、萬可以剋天下矣、『第二大段の第三小段なり、秦の賞罰明かにして士民死を畏れず六國と反對なるを言ふ、』

【講説】今秦の方は如何にと云ふに、號令が發して服從する者を賞し違反する者を罰する事なるが、其方法は功ある者と功なき者と其れ其れ處分を爲し、畢竟區別を立てゝ混同せざらしむるなり、是故に人民は父母の懷を離れてより未だ敵に遇ひたる經驗あらざるも、戰爭ありと聞けば勇みて躍り上り、跣足肌脱のまゝ敵に向ひ鋒先を竝べたる敵中へも飛込み、燃え上る火焰の中へも踏込み、自分で必死を覺悟する者は一人二人に止らず、總體皆此の如し、抑も秦兵の必ず死なんと思ふと六國兵の必ず生きんと思ふとは雲泥の相違にて、强弱を異にするは言ふまでもなし、斯く人民が盡く死を決する所以は是れ上の人が戰死を貴び信賞必罰を行ふ結果なり、元來一人が命を棄

順當の國を攻むる者は孰れも滅亡に及ぶと、則ち列國の秦を攻むるは是れ三亡の形勢なり、自滅の外あるべからず、

【字解】〔天下〕 函谷關以東の地を指す、卽ち六國の在る處 〔陰陽〕 北を陰とし、南を陽とす、陰陽の二字此處にては動詞として用ゆ、又北と云ひ南と云ひ、連合の長たる趙を主として方位を分ちたるなり、〔連〕 連合の連なり、〔荊〕 楚の事なり、荊楚は共に一木の名なり、從て楚國の一名を楚と云ふ、秦の始皇の父は孝文王の太子にて名を楚と曰へり、故に之を避けて荊と代稱せしなり、依田利用云ふ、楚古へ多く荊と稱す、春秋以來專ら楚と稱す、始皇の時に至り復た荊と稱すと、以下荊とあるは皆楚の事と知るべし、〔從〕 三說あり、一に曰く關東を從となし、關西を橫となす、二に曰く南北を從となし東西を橫となすと、三に曰く利を以て合するを從と曰ひ、威勢を以て脅かすを橫となすと、〔西面〕 西に向ふ、六國より視れば秦は西に當る、面は向ふなり、〔强〕 力を測らざる意あり、

今天下之府庫不盈、囷倉空虛、悉其士民、張軍數千百萬、其頓首戴羽、爲將軍斷死於前、不至千人、皆以言死、白刃在前、斧鑕在後、而卻走不能死也、非其士民不能死也、上不能故也、言賞則不與、言罰則不行、賞罰不信、故士民不死也、『第二大段の第二小段なり、列國は賞罰立たずして兵士命を惜むを言ふ』

【講說】今列國の富力を視るに、國庫は餘裕なく、米倉は無一物と謂ふべき有樣にして財政困難なるにも拘らず、有る限の士民を軍隊に取り、其兵數を誇張して何千百萬人と號す、然るに實際頭に記章を戴き鳥の羽の指物を著けて愈よ戰に臨むや、主將の爲に豫め必死の覺悟を定むる者は、何千百萬と云ふ多數の中千人にも達せず、彼等最初は皆戰死の決心なりと言はざるはなし、然れども一日開戰となれば口程にもあらず、敵の白刃に向ふや否や畏縮して進みかね、其辟退卻する者は斬罪に處するの軍令なるに、尙ほ逃げ走つて戰死すること能はず、是は決して其國の士民が死を畏るゝ爲に非ず、上たる者が戰死せしむるやうに仕向ける事の出來ざる爲なり、其故は功ある者は賞すべきに、賞はと云へば之を與ふる事なく、罪ある者は罰すべきに、罰はと云へば之を行ふ事なし、

當亦當死、雖然臣願悉言所聞、唯大王裁其罪、『第一大段なり、』

【講說】臣の承りし古語に、凡そ事理をば十分に辨へずして彼此れ意見を陳ぶるは愚人なり、又善く事理を辨へながら默々として看過するは不忠を免れがたしと云へり、誠に此言の如く、臣下の身分にて有りながら君國の利害を坐視するが如き不忠の輩は、其罪死刑に當れり、さればとて不智をも顧みず無責任の議論を吐て、道理に違ひ時世に合はざる者も亦死罪に相當す、臣の論ずる所、或は當を得ずして不忠の罪に當るやも測られざれども、知りながら言はざる不忠に較ぶれば聊か心苦しからざる故、兎も角臣の聞き知る所を陳べて聖聽を煩はし奉りたし、罪の如何を定めさせ玉ふは一に大王の御心次第なり、

【字解】〔臣聞〕凡そ臣聞、又は吾聞等の辭を以て起すときは、其下の文句は古語若しくは古語として擧げたる者なり、〔智〕大抵知の字と同樣に用ゆれども、此處の如きは愚の反對字として見るを要す、〔悉〕コトゴトクと訓ず、逐一の意味あり、〔裁〕衣をタツのタツにて見料つて寸法を定むる意、

臣聞、天下陰燕陽魏、連荊固齊、收韓而成從、將西面以與秦強爲難、臣竊笑之、世有三亡、而天下得之、其此之謂乎、臣聞之曰、以亂攻治者亡、以邪攻正者亡、以逆攻順者亡、『第二大段の第一小段なり、列國の秦を攻むるは自滅の道なるを言ふ、』

【講說】承はる處列國の形勢は趙を中心とし、北には燕を扣へ、南には魏を抱き、楚を身方に引入れて齊との結合を堅くし、從來秦と親しき韓を取込めて六國の連合團體を組織し、西方に向つて無理にも秦に敵對せんとする由、臣は蔭ながら可笑しく思ふなり、何となれば世の中に滅亡の道三箇條あり、而して列國は之を併せ持つとの噂を聞きつるが、右は今列國が同盟して秦を攻めんとするが如き事を指せるならん臣の承る所に據れば、騷亂の國を以て治平の國を攻め、邪道の國を以て正義の國を攻め、暴逆の國を以て

韓非子巻一

初見秦

【篇旨】此れ本書の第一篇にして初見秦王とあるべきを省略して初見秦と題せしなり、(陳明卿本及び歸有光本は並に初見秦王に作る)題して初見秦と曰ふも其實未だ始皇に見えざる以前の作なり、案ずるに韓王安の五年秦始皇の十四年、韓非が韓王の命を奉じて秦に入るや、始皇に見えて陳述せんが爲に作りたる者にして、論ずる所は秦と天下との關係に外ならず、一篇の主意は秦が天下を統一すべき實力を有しながら其目的を達する能はざる所以は謀臣の無能なるが爲なりと謂ふに在り、

然るに戰國策に此文を載せて「張儀說秦王曰」とあるが故に韓非の作に非ずと爲す者あれども、是は國策の誤にして呉師道の注已に之を辯せり、又韓非が韓の庶公子たる身分を以て、自國に不利なる計を、敵國に獻ぜし事を疑ふ者なきに非ざるも、『存韓』の一篇は以て之を解決するに足りぬべし、但し初より存韓の意を洩すときは始皇に信ぜられざるが故に、先づ其意を迎へ、然る後徐に其目的を達せんと欲せしのみ、即ち韓非苦肉の計に外ならず、序說及び本篇の槩論を一讀せば其眞意自ら明なるべし、

【分段】全篇分つて五大段とす、第一大段は篇首より唯大王裁其罪に至る、上書の本旨を陳ぶ、文の前置なり、第二大段は臣聞天下陰燕陽魏より其謀臣皆不盡其忠也に至る、霸王の業成らざるは謀臣の不忠に本づくを言ふ、第三大段は臣敢言之より願大王有以慮之に至る秦の失錯を列擧して謀臣の不忠拙劣なる所以を詳論す、第四大段は且臣聞之より天下可兼而有也に至る、秦が天下を取るの實力あるを言ふ、第五大段は臣昧死より結末に至る、謁見の上霸王の道を陳べんとするの願意を言ふ、

臣聞不ㇾ知而言不智、知而不ㇾ言不忠、爲ニ人臣ㇾ不忠當ㇾ死、言而不

秦六國都地理圖

史記正義に載する所の秦六國都地理圖は玆に揭ぐるが如し

甚だ不完全を免れず、
淸の顧廣圻の『韓非子識誤』は簡略にして未だ盡さゞる所あり、考證の未だ精核ならざる者ありと雖も、亦參考に供するに足れり、盧文弨の『群書拾補』、王念孫の『讀書雜志餘編』、兪樾の『諸子平議』の如きも亦各得失あり、最後に出でたるを王先愼の『韓非子集解』とす、文字の異同を正せるのみにて章句の意義に至りては解釋を下せし處甚だ少し、但だ對語を對勘して誤字の發見に務めたるは其特長と稱すべし、
吾邦先儒の注本にて其名の知られたる者を擧ぐれば、

讀韓非子　徂徠荻生双松
韓非子正誤　太室澁井孝德
讀韓非子抹點　秉山片山世璠
韓非一滴　同
讀韓非子補　淡園戸崎允明
韓非子解　恕齋河野子龍
韓非論解　它山隄公愷
韓非子考異　煌亭岡田欽
韓非子校本　同
韓非斷　大峰冢田虎
韓非子考　星渚永井襲
韓非子考　西郊梅澤肅
韓非子解詁　鳳卿津田邦儀
韓非子釋義　愚亭帆足萬里
增讀韓非子　靑莊蒲坂圓
韓非子纂聞　同
韓非子諸注提要　同
韓子考　大麓萩原萬世
韓非子翼毳　全齋太田方
韓非子校注　依田利用
韓非子疏證　兒齋岡本保孝
評釋韓非子全書　南岳藤澤恒

明治以後國字を以て解釋せし者は

韓非子講義　南梁小宮山綏介
韓子講話　河村定靜
韓非子講義　鹿川宮內默藏
韓非子新釋　天隨久保得二
和譯韓非子　田岡嶺雲

○韓の世家譜系圖

景侯─┬─烈侯　文侯　哀侯─┐
　　　└─懿侯─昭侯─宣惠王─┐
　　　　─襄王─僖王─桓惠王─王安（滅）

神味に至りては難いかな之を解するや、物を疑へば際限なき者なり、『說難』は本書の中に於ても有數の名篇にして、古來韓非を論評する者多く此れを把りて標的とし、司馬遷の列傳を作るや亦之を挿み以て全篇の過半を割愛せり、然るに近時友人本城鷹峰の如きは之を以て僞作なりとして「說難は韓非の作に非ず」と云へる一論を作り、曾て余が發行したる雜誌『支那』に寄稿せられたる事あり、余は未だ同氏の說に首肯する能はず、又未だ曾て此問題に就き意見を鬪はせし事あらざれども、若し此問題に就て研究せんと欲する人あらば該雜誌の第二號を觀るべし、

○本書の來歷

此書は舊と韓子と稱せしが、宋より以後韓非子と稱す、是れ唐の韓愈と區別するが爲なり、『漢書藝文志』に韓子五十五篇とあり、張守節の『史記正義』に阮孝緒の『七錄』を引き韓子二十卷とあるに由れば、篇數卷數とも今本に同じ、然るに王應麟の『漢藝文志考證』に五十六篇とあるは全く傳寫の誤なり、宋の乾道元年初て之を刻す、謂はゆる乾道本にして尤も正確なるに庶幾し、道藏本之に次ぐ、元の至元三年に至り何犿本出づ、僅に五十三篇に止まり完書に非ず、明の萬歷十年趙用賢と云へる者宋刻を得て犿本と校合し五十五篇の舊に復せしが、尋で周孔敎の大字本あり、是より先き門無子の『韓非迂評』刊行せられしが此は本文を竄改せし處多く善本と云ふべからず、明には尚は吳勉學及び葛鼎の刻せし者と、凌瀛初本、黄策大字本、孫月峰評點本等あり、清朝に至り吳山尊の刻本は趙用賢の原本と他本とを參照せし者にして頗る信憑するに足れり、

○本書の注解

『唐書藝文志』並に鄭樵の『通志』に尹知章の注あることを記するも、當時已に亡びて久しかりしなり、元の何犿は舊と李瓚の注ありと言へり、李瓚は何人なるや審ならず、宋の乾道本には注者の姓名を記せざるが、其注は『太平御覽』、『事類賦』、『初學記』に引く所と同一なるを以て觀れば、注者は宋以前の人なるが如し、但し其注は往々淺陋に失するが上に殘缺多く、

が始皇の改稱なりと云ふに在り、然れども韓非は秦の稱呼に從ひて楚を荊と爲せし處、枚擧に暇あらず、則ち脩武の二字に於ても、亦焉んぞ秦の稱呼に從ひしに非ざるを知らんや、若し又始皇が韓非の死後に之を改めたりとせんか、是れ猶ほ孟子に梁惠齊宣の生存中に謚號を用ゐたるを以て孟子の自著に非ずと爲すが如し、知らずや後人の時稱に從ひて古書の固有名詞を改むる場合あることを、若し寗を脩武と改めたるを以て初見秦を韓非の作に非ずとせば、楚を荊と改めし處ある篇章も亦盡く韓非の作に非ずと爲さゞるを得じ、此の如くなる時は『韓非子』の過半は僞書となるべし、豈に誤ならずや、且つ韓詩外傳に「武王紂を伐ち兵を寗に勒し更めて寗を名づけて脩武と曰ふ」とあり、此れに據れば脩武は始皇以前の名なり、然るに初見秦に脩武の二字あるが爲に韓非の文に非ずと云ふは太早計なり、

存韓の中依田氏が後事を附會せしとの言は引證精確ならず、又「李斯の書何の韓非に益あつて之を收む」と言へるは韓非と他人たるとを問はず之を收めたる者の無意味なることを誹りたる辭なるも、是れ後人が韓非の末路を示さんが爲め附載せし者にして、之を本書の諸篇と並列すればこそ奇異の感もあるなり、附載として之を視るときは何の疑點か之れあらん、

次に『忠孝』『人主』『飾令』『心度』の四篇を贋作とするは津田鳳卿の『解詁』に始まり、『翼毳』は『心度』を除くの外同說にして、校注も亦之に雷同せり、他篇は姑く置き『忠孝』の如きは寃の寃たる者なり、津田太田兩氏は理由を明言せざるも、依田氏は「徒に無用の辯を騁し謬悠不儻」と言へり、是れ此篇が聖賢を痛罵して餘力を遺さゞるが爲め斯く思ひしならんが、是れ反て韓非の本色にして此れに非ざれば韓非となすに足らず、諸家皆陳深が「雅馴ならず」と云へる語より想像を下せし儒者氣質のみ、而して余の尤も惑ふ所は現今の學士が文氣薄弱なりとの理由を以て非の自作に非ずとなし、之を自作となす者も亦文氣薄弱の點を否定せざる事なり、敢て問ふ此篇の如き文氣の旺盛にして筆力の勁健なる果して他の諸篇に於て之を見るを得べきか、文氣の薄弱とは何を以て之を謂ふや、漢文の形式は黃口も尙ほ之を嘗むべし、漢文の

横の說、攻伐の事、秦儀の爲す所にして韓子の脩むる所に非ざるなり、其疑ふべき四矣、戰國策に初見秦を以て張儀の書となす、其疑ふべき五矣、又且つ此の二篇史官記事の體にして憤士著書の旨に非ざるなり、此れを以て之を觀るに、此の二篇蓋し一時事を好む者或は二事を以て書首に冠し以て韓子の事を序す、後人辨せず、之を篇目に列す矣、

依田氏は初見秦に就て言へるあり、

按ずるに此れ蓋し縱橫の徒言ふ所にして後人韓子に攙入するか、夫れ非、未だ嘗て韓の爲にせずんばあらざるなり、而して此篇韓を收め韓を亡すを以て言をなす者一にして足らず、其非にあらざるや明か矣、王應麟の『漢書藝文志攷證』に程廻を引て曰く「非の書存韓篇あり、故に李斯竟に非の韓の爲にし秦の爲にせざるを言なり、後人誤つて范雎の書を以て其書の間に厠ゆ、乃ち擧韓の論あり『通鑑』謂ふ非、宗國を覆さんと欲するは則ち非なりと、是の說之に近し、而して雎の書たる者果して然るや否を知らず」と、鮑彪曰く始皇の時の人作ると、案ずるに秦の始皇寗を改めて脩武と曰ふ、而して脩武此篇に見ゆ、則ち始皇以後の人の作たる見るべし、

存韓に就ては則ち曰く、

此れ亦非の爲す所に非ず、故に多く後事を附會し、他辭を擬取す、且つ李斯の書何の非に益あつて之を收むと、

余は謂ふ初見秦存韓の二篇は韓非の徒が附加したる者には相違なし、然れども入秦後の文字なるが故に其作に非ずとの理由を知るに苦しむ、而じて彼が亡韓を云々せし所以は其苦計の在る所にして毫も疑ふに足らざることは兩篇の後に附したる、『概論』に說けるが如く、國策に張儀の書と爲すに就ては吳師道の辯已に之を盡せり、太田氏は「縱橫の說攻伐の事は秦儀の爲す所にして韓子の脩むる所に非ず」と云へるも、必要ある以上、誰か縱橫の說攻伐の事を言はざらん、秦儀の如く專業となす者に非ざれば之を言はざるの理なきなり、又太田氏が此の二篇を以て史官記事の體となすに至りては全く文體を辨せざる見解にして殆んど論駁を加ふるの價値なし、依田氏の太田氏と疑點を異にする所は『初見秦』の地名なる脩武

きも亦褚遂良と倹を論ぜし時韓非の語を引證せり、宋哲宗の元祐二年詔して學子が申韓の學を攻むることを禁ぜり、然ども學者は固り博學の一端として之を讀み以て經藝の羽翼とし、殊に三蘇の如く經綸の志ありし者は窃に其學説に資せし所なしとせず、朱子も「理明なる後便ち申韓の書を讀む亦得るあり」と云へり、然れども宋學は頗る排他的にして異端を黜くるに汲々たりしかば韓非の如きも自然講習する者少なく、元を經て明に至り、文辭として之を愛讀する者漸く增し、從て諸種の校訂本刊行せられたるも、學説としては唯だ死灰の冷かなるを見るのみ、

○本書の作者

史記に秦の始皇が韓非の書を見て其人を慕ひし事を記するに據れば、此書か入秦以前に成り、非の自著なるや論ずるまでもなし、(但し史記の太史公自序には「韓非秦に囚はれて『說難』『孤憤』あり」と言へり、是れ列傳と矛盾する者にして孰れが是なるやを知らざるも、列傳に記する所恐らくは事實ならん)然るに『初見秦』『存韓』の二篇は入秦後の文字なるが故に、後世其手筆に非ざることを疑ふ者あり、翼毳の著者太田方校注の著者依田利用の如き、或は他人の撰する所となし、或は好事家の僞作となせり、

太田氏曰く、

初見秦篇に曰く、臣昧死言所以亡韓と、又曰く一舉而韓不亡、大王斬臣以徇と、夫れ韓子韓の諸公子なり、然るに亡韓を以て事となす、何ぞ宗國を之れ憫れまざるや、夫れ人の故を思ふ常情なり、韓子獨り情なからんや、其人や少恩と雖も、然れども亦必ず宗國を亡すの言を以て初見の秦王に說かず矣、若し夫れ果して是を以て之を說くか、必ず疑はるゝの數なり、豈に說難の義ならんや、假令實に是事あるも、然れども亦必ず宗國を亡ぼすの言を以て首篇となさず矣、是れ疑ふべき一矣、若し夫れ存韓篇は則ち韓子の說成らず李斯の議未だ知るべからざるなり、其卒や韓說果して敗れ、斯遊遂に成る、韓子何ぞ己の媿を彰して諸を次篇に屬せんや、其疑ふべき二矣、首に亡韓の言を載せ、次に存韓の事を記す、一人の書、一書の中、一亡一存、乍ち秦乍ち韓、何ぞ其特操なきや、其疑ふべき三矣、且つ縱

て記事の信ずべからざるを知るに足る、故に此書を以て歷史の參考に資するが如きは愚の至にして痴人夢を説くの類なり、『繹史』に云ふ「韓非の記事多く舛ふ、分地を言ふ、尤も謬る」と、唯だ『説林』『儲説』等に載する所は異聞を廣め談柄に供すべきのみ、

○韓非學説の顯晦

秦の韓非を殺せしや其心術を疑懼せし結果なれば、學説の効力に就ては毫も影響する所あらず、韓非の著論は秦人の間に傳誦せられたる者の如く、二世と李斯とが交も之を引用せしに由るも、其言の如何に重きを爲せしかを知るべく、已にして漢に及び張良が高祖に對へし語中にも亦韓非の論を擧げたる處あり、蓋し此時に當り六經は焚坑の禍に罹り、而して挾書の律未だ除かれず、乃ち諸子の勢力は儒教に勝ち、從て士大夫の間此れに通ぜし者ありしならん、然るに漢の創業已に終り統一守成の治を全うせんとするに至り自然敎學を一途に歸すべき必要を生じ武帝の建元元年十月丞相綰は朝廷に奏すらく「擧ぐる所の賢良或は申商韓非蘇秦張儀の言を治め國政を亂る請ふ皆罷めん」と帝之に從ふ、是れ戰國の學説に取りて致命傷なりと謂ふべし然れども漢の世に於て樊曄の如き陽球の如き申韓の崇拜者あり、而して其人は酷吏に非ざれば則ち性質嚴厲の人なりき、

蓋し韓非の主義たる矯激酷薄に失するも、其虛名を鄙み實用を貴ぶの點に至りては、活眼の士皆其の切實にして利益あることを認めざる者なし、是を以て三國の時蜀の先主は敕して曰く「申韓の書人の智意を增す、之を觀誦すべし」と、而して諸葛亮は自ら申韓の書を寫して之を後主に勸めたり、英主賢臣の見る所符節を合するが如し、北魏の太祖は慕容垂の諸子が分立割據して權柄の推移せしに懲り、又國俗をして敦樸の風を守らしめんが爲め、韓非の説を必要とし、公孫表をして其書を上らしめ、太宗は李先をして韓非の連珠論(八姦十過の如く先づ目を揭げ後に之に解せる者)二十二篇を讀ましめ、大に志に叶ひしかば、安東將軍壽春侯に拜して委するに軍國の大事を以てせり、又周の蘇綽は太祖の爲に帝王の道を説くや併せて申韓の要領を述べしに、太祖は膝の前むて覺えず之が爲に夜を徹せしと云ふ、唐の太宗の如

るも、博雅は之に過ぎ、王は簡勁韓非に似て更に拗折を加ふ、蘇老泉に至りては學術文章共に小韓非と謂ふべく、朱子が其文の進境を以て論語及び韓非子を熟讀せし事に歸したるを觀れば、老泉の宿好此に存したるを知るべし、『管仲論』の如きは是れ『難二』の一章より立案せし者なるが、右は脫化と云はんより寧ろ餘唾を拾ひたる觀あり、其『議法』に於て、「古は仁義を以て法律を行ひ後世法律を以て仁義を行ふ」と云ひ『中法』に於て、「古の法簡今の法繁簡なる者今に便ならず、而して繁なる者古に便ならず、今の法古の法に若かざるに非ずして、今の時古の時に若かざるなり」と云ふが如き、皆韓非より出でたる見解に非ざるなし、其子の東坡も亦韓非の文に似たる作あり、『勵法禁』の一篇は立意より觀るも行文より觀るも殆ど眞に迫り、韓非の再生せるが如き想を爲さしむ、但し蘇家父子に明快の處あり流暢の處あるは戰國策治安策等より來れる者なり、

明の世に於て操觚の士が韓非の文詞を艶し、珍重して帳中秘となせしは趙世楷之を言ふ、然れども明文の中に於て韓非に似たる者あるを見ず、

吾邦に於ては物徂徠が十三家の外に於て『水經』と『韓非子』とを必讀の書となせし事、『作文初問』に見ゆ、是れ韓非の文字を推重せし始なり、而して韓非の神髓を得たる作家は土井贅牙を推さゞるを得ず、其『談勇』『論武』『聖人論』等に至りては居然として吃公子の壘を摩するに足る、

○韓非の史的智識

韓非は荀子に學びたりと雖も、其志經世實用に存したるが爲め、博洽を以て能事と爲さゞりしが如し、而して其敎育主義が「吏を以て師となし、法を以て學となす」に在りしを觀るも、彼れの學殖が淺薄なりしは想像するに餘あり、故に著書十餘萬中引きし所は老子の言のみ、愼到の言のみ、其れ此の如し、書中歷史に涉る處の如き、時代を誤り事實に違へる者枚擧に暇あらず、蓋し彼の本意は此れを以て議論の材料と爲すに在り、從て眞僞得失を問ふの暇なく、且つ戰國の際、孟子の謂はゆる齊東野人の語一般に行はれ、韓非の之に據りし者も亦多かるべければ、固り韓非を咎むるに足らざれど、亦以て其史的知識の膚淺にし

ず、蓋し此等は其手定を經たる者に非ざるが故ならん、

韓非は好みて『故』の字を用ゐ、一篇中之を疊用し、前後を斡旋して轉換の手段となす、而して玆に知らざるべからざるは『故』の字往々本義に異り、『何者』(ナントナレバ)の意に用ゐられたる事なり、又彼は好んで『使』の字を用ゐ、『若』又は『縱令』の代稱とせり、

總べて之を評せば韓非の文致は古勁嚴密なり、然れども其失は千篇一律にして固滯なるに在り、蓋し彼の學識甚だ淺く、見る所廣からず、各種の事物より法術に歸納することを爲さず、其把捉せし所は一方面に限り、其引用せる人物は伯夷・盜跖・堯舜・桀・紂・王良・造父等の外に出でず、『文心雕龍』に「韓非博喩の富を著す」と云へるも、是れ恐らくは『難言』『說難』に敷衍舗張せる事例の豐縟なるを見て斯く評せしならん、博喩の點果して安くにか在る、余は反て彼が腹笥の枵然たるを見るのみ、文材の赤然たるを見るのみ、試に孟子を讀め、乾燥なる哲學倫理の學說も文學の趣味を帶ぶるに非ずや、是れ其着想の多樣にして用事の該博なるが爲にして、百讀倦まざる所以此に在り、孟子の文譬へば泰山の如し、巖々乎として狃るべからざるも、中に幽溪小壑あり、琪花瑤草あり、勝概百端、登臨の樂を得べし、韓非の文に至りては孤峰天を摩し、壁立千仞、望むべくして就くべからざるが如し、

古來韓非の文を評せし語を擧ぐれば王世貞は「峭にして深奇にして破的なる者」と云ひ、趙世楷は「古峭」と云ひ、門無子は「事を論ずる髓に入り文を爲る心を刺す」と云ひ、芳坤は「先秦の文韓子則ち擅場矣」と云ひ、更に數十言を費して曰く、

其書二十卷、五十三篇、十餘萬言、纖なる者、鉅なる者、譎なる者、奇なる者、諧なる者、俳なる者、欷歔する者、憤懣する者、號呼して泣訴する者、其心の爲さんと欲する所にして之を書に筆す、未だ嘗て其何氏何門を宗祖するにあらざるなり、一たび帙を開いて爽然、砉然、爀然、渤然、英精晃盪、聲・黃宮に中り、耳・聞くあり、目・見るあり、『韓子迂評後語』

後世文に於て韓非の氣格ある者を柳宗元とし、王安石とし、蘇洵とす、但し柳は奇峭の點に於て韓非に遜

難』は古來人口に膾炙し、韓非の代表的作品と視做す者少からず、然れど其內容は姑く置き、文章として之を論ぜんか、決して彼れの作の至れる者に非ず、唯だ結末の一喩人の意表に出て、掉尾の力あるものは此篇を然りとなす、余は謂ふ『難言』は結構の奇なる點に於て『說難』に過ぐるとするも及ばざるなしと、『顯學』『心度』『安危』の諸篇亦取るべき者あり、

蓋し五十餘篇の中別調に屬する者は『主道』『揚榷』にして、其特異なる處は法術の理論に哲學の形式を加へたる一なり、多く四字句を用ゐたる二なり、通篇韻を押したる三なり、之が爲め他篇に見るべからざる姿致を帶び、主道は古奧、揚榷は高古、蒼然の色、黝然の光、自ら烟火中の語に非ざるを覺ゆ、是れ蓋し老子を學びて更に規模を大にせし者なるか、其最も合作の處に至りては、之を老子の中に混ずるも復た之を辨ずる能はず、此外『愛臣』の如きも往々韻を用ゐて篇を成せり、此の如く數百言に涉れる押韻文字は韓非の獨擅にして長技の存する所なるが如し、

篇法の創格に屬する者は『內外儲』の經傳、就中經文の構造にして、頗る玩味するに足る、又『亡徵』が「可亡也」の二字を疊用すること四十七、而して最後に僅々數句を以て之を收め、且つ其之を收むるや逆筆を用ゐて轉捩一番せしが如き奇構比なし、『解老』『喩老』の體も亦韓非の獨創に係れり、

敍事の小品は『說林』と『儲說』とに於て之を見るを得べく、瑕瑜迭に出で精粗一ならずと雖も、逸事異聞を敍するに精簡の文を以てし、警語あり、冷語あり、或は正言直筆、或は冷笑熱罵、議論を用ゐずして議論中に在り、凡手の企及する所に非ず、又長篇の敍事に於て殊に筆力を窺ふべき者は『十過』の晉陽の戰を記したる一章にして、主客の對照、言ふべからざるの妙あり、然るに門無子の如きは之を左傳に比して技冗なりと云ふも是れ唯だ文字の多少を以て繁簡の別を立つるに過ぎず、且つ左氏自ら左氏の慣調あり、韓非子自ら韓非子の長所あり、豈に之を一にするを得ん、然れども韓非の文中亦粗卒なる者あり、繁重なる者あり、支離滅裂なる者あり、龍頭蛇尾なる者あり、『飾邪』の如き、『有度』の如き、『說疑』の如き、堂々たる大篇なるも皆以上の弊を免れざる者にして、完璧と稱し難し、其他魚目の明珠に混ずる者一二篇に止ら

韓非は孤峭の人なり徑直の人なり其明晰なる頭腦は理勢の在る處を視て之が利害を辨ずること、快刀の亂麻を絶つが如く、其猜疑の眼光は如何なる隱微をも看逃すことなく、社會の闇黑面に徹するやエッキス光線に異らず、此の如き性格は自ら其文字をして犀利深刻ならしめ、甚しきは毛を吹て疵を求め肉を剞て骨を刺す、『備内』の宮廷に於ける醜態を訐きしが如き、毒及の觸るゝ所物として全きはなく、沈痛慘酷の極、人をして拍案快と呼ばしむるよりは、寧ろ卷を掩ふて憮然たらしむ、蓋し彼は人の言ふ能はざる所を言ふに止まらず、人の敢て言はざる所を言て顧ず、眞情徑行旁人なきが如し『難言』『説難』の二篇、人情を揣摩するの微細なる、王世貞の謂はゆる「人巧を極め天致を奪ふ」者にして他の先秦諸子の中殊に其類を見ざる所なり、

彼の辯難攻撃の文は往々單刀直入、人觸るれば人を斬り馬觸るれば馬を斬るの概あり、然れども一歩を進むれば必ず一歩を固め、前面を攻むれば必ず背面に備へ、左右の翼を張り、長蛇の勢を成し、部勒の整然たるは亦以て其細心なるを見るべし、故に賴山陽は評して曰く「凡そ非の文一種糾繞老藤の枯木を纏ふが如く、又老吏の文を舞はして巧詆し、人をして解脱する能はざらしむる者是れ其本色」と『難一』『難二』『難三』『難四』を觀れば其尤も肯綮に中るを覺ゆ、而して『忠孝』に至りては宛然突貫の態度にして、筆力の廉悍にして鋒鋩の四射せる、殆と正視すべからず、然るに何者の盲目漢ぞ之を以て僞作なりとなす、此れ豈に文を語るに足らんや、

彼が家國身世の不平は『孤憤』と爲りて發せり、若し他人ならしめば血脈僨興して怒罵口を衝て出づる者あらん、然るに其不平たるや理的にして情的に非ず、故に當路と法家との曲直利害を痛論せるのみにて、一滴の涙一點の血を認むる能はず、是れ徹頭徹尾法家者流の文たるを免れざる所以なり、

此より進んで韓非の名篇を擧ぐべきが、山陽は『難勢』を以て壓卷となすも、余は寧ろ『五蠹』を以て傑作となす、蓋し前者は奇を以て勝り、後者は正を以て勝る、『五蠹』の篇たる、氣局雄大にして步武堂々、論旨の精、爭力の健眞に戰國の大文章なりと謂ふべく、韓退之の原道も之に比するときは殆ど兒戲に類す、『説

り、唯だ其時運の必要に迫られ、濟世の精神に驅られ、言に已む能はずして筆墨を借りたる事とて、一片の眞氣其間に盤旋し、專ら巧を務めずして自ら巧なりしのみ、其れ然り、個人的性僻は結撰の上に影響を及ぼして各其特色を成し、一派の文格是に於てか立てり、

玄圃の積玉一として夜光に非ざるはなきも、連城の價ある者に至りては僅に指を屈すべし、戰國の名家蔟りて雲の如しと雖も、其中卓然として一代に傑出し、千古に傳はりて磨滅せざる者を求むれば、孟子なり、莊子なり、孫子なり、屈子なり、而して之と雁行すべき者を韓子とす、則ち韓非其人は、法術家として支那の史上に獨歩すると共に、文家としても亦古今有數の地位を占む、

抑も支那文學は實用に偏す、唯だ其偏する所此に在るが故に長ずる所も亦此に在り、而して實用中に於て最も實用を旨とせし者は韓非に若くはなし、彼の本領の法術に在ることは、彼をして自然法術に適合したる文體を取らしめたるべきも、彼の文辭に於ける天才が初より斯かる長所を有せしに非ざれば、豈に亦彼の如く善く其目的を發揮して毫髮遺憾なきを得んや、唐荊川は其『初見秦』を評して「法度繩墨の文」と云ふも、奚ぞ獨り『初見秦』のみならん、『韓非子』五十四篇、一も法度繩墨の文に非ざる者あらず、而して『二柄』の如き、『三守』の如き、『南面』中の責任を論じたる一章の如き、布置と云ひ、照應と云ひ、字眼と云ひ、規矩の嚴密なる、結構の整正なる、尤も初學の模範となすに足り、後世支那に在りては汪堯峰、日本に於ては昔日の森田節齋、今日の三島侍講一流の藍本なりと謂ふべく、又『八姦』『十過』の二篇は謂はゆる綱目を分てる文體にして、法律書の總則と分項との好典型なり、蓋し韓非は一段の收束に於て「矣」の字「焉」の字等の助字を用ゐず又「乎」の字「哉」の字の如き反語を用ゐずして多く「也」の字を用ゐたるが故に結論嚴格にして斷案力あり、法家の文自ら此の如くならざるべからず、然れども之れが爲に靈活の妙を缺きて流動の趣に乏しきは、勃窣の議論をして益す乾燥無味ならしめ、能く理性に訴へて人を屈するも感情に訴へて人を動かす能はず、是れ豈に其短所に非ずや、

何ぞ其言の正々堂々たるや、孟子の謂はゆる王道と雖も亦此れと大に異る所なし、唯儒者は禮樂を用ゐ、韓非は法刑を用ゐ、治國の機關同じからざるあるも、理想とする所目的とする所、豈に氷炭の相反するが如くならんや、然れども韓非が人民の德性を無視し敎育を蔑如せし一點は、到底儒家と相容れざるものなり、

○韓非の文辭

「曲を貴ぶ者は文なり」とは袁隨園の言なり、而して複雜ならざれば則ち曲ならず、奇變ならざれば則ち曲ならず、支那に於て文辭の淵源とも稱すべき虞夏商周の書は、渾々として噩々、正は則ち正なりと雖も、統一の政治の下に統一の社會を成し、統一の學術を以て統一の思想を養ひたる時代なれば、其文學に至りても亦中央的にして地方的ならず、國家的にして個人的に非ず、上流的にして普遍的ならず、內容外形兩つながら統一なる以上、豈に謂はゆる曲なる者を求むべけんや、且つ此時に當り、文辭に就て伎巧の心ありしに非ざれば、未だ藝術を以て之を論ずるを得ず、則ち又文章を以て之を目すべからざる者あり、今夫れ一泓の水、淵然として深く、湛然として靜に、晶瑩玉の如く玲瓏透徹なりとせんか、人をして神聖の念を起さしむるも、波瀾動盪の妙は之を盡すに由なし、周の末造、政權散じて學說分るゝや、思想界の隄防を一時に切落したる者にて、鬱勃たる水勢は潰裂四出し、橫流の間、石に激し岸に觸れ、回轉噴騰奔りて湍となり、懸りて瀑となり、汪洋萬頃の大海となり、一瀉千里の長江となり、形容萬狀天下の至變を極め、文界の多方面なる、有らゆる思想を含み、有らゆる式樣を具へ、活氣の炎々たる、空前絕後の奇觀を見るに至れり、

戰國の諸子は已に思想の羈絆を脫せしが故に、各己れの見る所を以て一家の言を立て、此れを以て天下を風動せんと欲せざるはなく、從て其說を有効ならしめんが爲には、之が機關たる文辭に於ても幾多の工夫を施せしや知るべきなり、勿論文學を以て專業と爲せしに非ざれば、後世の如き洗錬修飾の痕跡を着くることなきも、彼の如き魁奇絕特の文辭が無意識の中に成るが如きは固り有るべからざるの理な

取るに足らずと爲せしに非ざるか、彼れ「人生必事君事親」と云へり、君に事ふる道は忠に非ずや、親に事ふるの道は孝に非ずや、忠孝は儒教の本位なり、彼已に儒教の本位を是認せしとすれば其儒教を敵とせざるや知るべきのみ唯其腐敗せる儒者轉化せる仁義に至りては則ち掊擊して餘力を遺さず、腐敗せる儒者轉化せる仁義を掊擊して餘力を遺さゞるは、是れ彼が儒教に於て確乎見る所あり能く眞僞を辨ぜしが爲めなり、

天下皆以孝悌忠順之道爲是也、而莫知察孝悌忠順之道而審行之、是以天下亂、『忠孝』

此言たる孝悌忠順の名あるも其實を失へることを示すに非ずや、

世主美仁義之名、而不察其實、是以大者國亡、小者地削主卑、『姦刧弑臣』

此れ亦仁義の名あるも其實を失へることを示すに非ずや、

是に由て之を觀れば、韓非は儒教の流弊を目擊して、其國家に益なきことを看破せしなり、其本質に至りては何ぞ必ず之を輕んぜんや、唯だ己れ其人に非ず、世又聖賢其人なく、杯水の車薪を救ふべからず、五穀の不熟稊荑に若かざるを知り、斷然仁義を舍て、法律を取りたるのみ、其時ありて孔子を譏りしは亦猶ほ佛家祖を罵るの類なり、蘇軾の賈誼を慕ひて其短を議し、王安石の荀子を好んで其失を擧げたるが如き、皆然らざるはなし、漢の高祖儒服儒冠の者を見れば其服を解き其冠に溺して之を辱しめたるに、孔子の廟を過ぎし時は乃ち太牢を以て之を祭れり、此等の事實を湊合して深く眞相を求むるときは思半に過ぎん、故に余は思ふ韓非は儒教の畸形兒にして老子の系圖を借り、法家と云へる別戶を搆へたる者なりと、

彼が法治を主張せし直接の目的は、主權を固うし上下を一にし、以て富强を謀るに在りと雖も、間接の目的に至りては頗る遠大にして、抱負の在る所左の一節に於て之を見る、

聖人者審於是非之實、察治亂之情也、故其治國也、正明法陳嚴刑、將以救群生之亂、去天下之禍、使强不陵弱、衆不暴寡、耆老得遂、幼孤得長、邊境不侵、君臣相親、父子相保、而無死亡繫虜之患、亦公之至厚者也、『姦刧弑臣』

而患之至甚也、『姦劫弑臣』

居學之士、國無事、不用力、有難不被甲、禮之則惰修耕戰之功、不禮則周主上之法、國安則尊顯、危則爲屈公之威、人主何得於居學之士哉、『外儲左上』

亂國之俗、其學者則稱先王之道、以藉仁義、盛容服而飾辯說、以疑當世之法、而惑人主之心、『五蠹』

儒以文亂法、俠以武犯禁、『五蠹』

國平則養儒俠、難至則用介士、所養者非所用、所用者非所養也、此所以亂也、『顯學』

博習辯智如孔墨、孔墨不耕耨、則國何得焉、修孝寡欲如曾史、曾史不戰功、則國何利焉、(中略)貴文學以疑法、尊行修以貳功、索國之富强、不可得也、『八說』

小兒等戯に塵を以て飯となし、泥を以て羹とし、木を以て肉となせども、夕刻各我家に歸りて食事に就く所以は、塵の飯と泥の羹は戯に可なるも實際食ふべからず、上古の書を口に上せて多辯なるも切實を缺き、先王の仁義を述るも國を正す能はざるは此類にして、儒者の仁義は戯るに可なるも國を治るには不可なりとは、彼が『外儲』に於て儒者を嘲りたる一節なるが、罵倒し得て痛快を極むるものと謂ふべし、彼れ終に實例を擧げて曰く、

夫慕仁義而弱亂者三晉也、不慕而治彊者秦也、『外儲左上』

夫れ孔子の聖なる、仁を以て天下に木鐸せしや春秋の時なり、而して仁終に行はれざりき、孟子の賢なる仁義を揭げて齊魏に遊說せしや戰國の初なり、而して仁義又終に行はれざりしなり、戰國の末、社會の腐敗、人心の墮落其極に達したる時に於て、仁義の効なきや固り言を待たず、然れども韓非が爾く冷嘲熱罵を逞うせし所の者は果して孔孟の謂はゆる仁義なるや否や、余を以て之を觀るに、彼は憐愛慈惠を指して仁となし、狷介操守を指して義となせしのみ、而して仁義が眞の仁義に非ず、儒者が眞の儒者に非ざることも亦之を認めたるが如し、

儒分爲八、墨離爲三、取舍相反不同、而皆自謂眞、孔墨不可復生、將誰使定後世之學乎、『顯學』

八儒三墨、源遠くして末益す分れ、派多くして說愈よ變じ教祖の眞意復た窺ふべからず是に於て韓非は復た

變與不變、聖人不聽、正治而已、然則古之無變、常之毋易、在常古之可與不可、『南面』

欲治其國、而難變其故者、民亂、不可幾而治也、故治民無常、唯治爲法、法與時轉則治、治與世宜則有功、『心度』

韓非は仁義を以て法に若かずとし、更に進んで益なしとなし、又極言して害ありとなせり而して其理由は父子の間も利害心ありと謂ふに在り、威力の効恩愛に勝ると謂ふに在り、仁義は最後の苦痛ありと謂ふに在り、則ち法律を以て仁義に易ふべしとの結論を生ず、

父母之於子也、產男則相賀、產女則殺之、此俱出父母之懷、然男子受賀、女子殺之者、慮其後便、計之長利也、故父母之於子也猶用計算之心以相待也、而況無父子之澤乎、『六反』

法之爲道、前苦而長利、仁之爲道、偸樂而後窮、聖人權其輕重、出其大利、故用法之相忍、而棄仁人之相憐也、『六反』

父母之愛、不足以敎子、必待州郡之嚴刑者、民固驕於愛聽於威矣。『五蠹』

嚴家無悍虜、而慈母有敗子、吾以此知威勢之可以禁暴、而德厚之不足以止亂也、『顯學』

善毛嬙西施之美、無益吾面、用脂澤粉黛、則倍其功、言先王之仁義、無益於治、明吾法度、必吾賞罰者、亦國之脂澤粉黛也、故明主不道仁義、『顯學』

有道之主遠仁義、去智能、服之以法、『說疑』

彼の仁義を有害とするや之を暴虐と同視するに至る、

仁暴皆亡國者也、『八說』

夫れ已に仁義を以て害物とす、安んぞ儒者を敵視せずして已まんや、以爲らく彼等耕作を務めず、兵役に服せず、戰時には臆病にして用をなさゞるに拘はらず、無事の日には徒に名譽を貪り、何等の智慮なく、反て法術の士に反對し、無用有害の者に過ぎず、然るに國家此の如き徒を養ひ、戰士を養はず、一旦緩急あるに際して、此輩固り用ゆるに足らず、其害豈に言ふに勝えんやと、

世之愚學者皆不知治亂之情、讘談（セフセン）多誦先古之書、以亂當世之治、智慮不足以避穽井之陷、又妄非有術之士、聽其言者危、用其計者亂、此亦愚之至大、

し、

治ㇾ民者禁ニ姦於未萌一『心度』

聖人之治ㇾ民、度ニ於本一、不ㇾ從ニ其欲一、期ニ於利民一而已、故其與ニ之刑一、非ニ所ㇾ以惡ニ民也、愛之本也、『心度』

行ㇾ刑重ニ其輕者一、輕者不ㇾ至、重者不ㇾ來、此謂ニ以ㇾ刑去一ㇾ刑、罪重而刑輕、刑輕則事生、此謂ニ以ㇾ刑致一ㇾ刑、其國必削、『飭令』

夫れ法家の出でたるは固り時世の變に由ると雖も、彼の法家なる者亦能く時世の變に着目し、古代道德政治の復た當時に効なきことを看破し、應急の方策を案出して自家立脚の地を定めたるに非ずんばあらず、韓非の如き殊に歷史的の根據より法治の必要を感せし者にして、其觀察せし所多く社會の側面に係ると云ふと雖も、如何んせん皞々驩虞の王覇時代に在りてこそ側面なるべし、韓非の時代に在ては側面即ち正面にして前後左右悉く醜怪險惡、別に謂はゆる側面なきを、

古者極ニ於德一、中世逐ニ於智一、當今爭ニ於力一、『八說』

爭ニ大爭之世一、而循ニ揖讓之軌一、非ニ聖人之治一也、『八說』

彼れ古代の道德政治を望むは偶然の期望にして必然の結果なきを喩へて云ふ、宋に田を耕せる者あり、或る時一疋の兎田中の木株に衝突し、首骨を折て死せり、宋人意外の獲物に喜び、每も斯くあらんかと耕作を止めて木株の番をなせしが、兎は最早來らずして世の物笑となりぬ、

今欲ニ以ニ先王之政一、治ニ當世之民一、皆守ㇾ株之類也、『五蠹』

古今異ㇾ俗、新故異ㇾ備、如欲ニ以ニ寬緩之政一、治ニ急世之民一、猶ニ無ニ轡策一而御ニ悍馬一、『五蠹』

而して其民俗の實際より法治の已むべからざるを說明するや左の如し、

今民儇侗智慧、欲ニ自用一不ㇾ聽ㇾ上、上必且勸ㇾ之以ㇾ賞、然後可ㇾ進、又且畏ㇾ之以ㇾ罰、然後不ㇾ敢退、『忠孝』

民智之不ㇾ足ㇾ用、亦明矣、『顯學』

其れ然り、國家の政法は必ず時運に鑑みて變更せざるべからず、然れども變更は問題に非ず問題は新故の可不可に在り、

聖人不ㇾ期ㇾ修ㇾ古、不ㇾ法ニ常行一、論ニ世之事一、因爲ニ之備一、

『五蠹』

かんと欲せざるなし、上長の權威は實に是に由て生す、韓非は凡そ人類を左右すべき力の中に於て此れより大なる者なきを信じ、遂に賞罰を以て絶對的權威となし、之を外にして復た人を動かす者あらざるが如くに思へり、

凡治㆓天下㆒必因㆓人情㆒、人情者有㆓好惡㆒、故賞罰可㆑用、賞罰可㆑用、則禁令可㆑立、禁令立而治道具矣、『八經』

好㆑利惡㆑害、夫人之所㆑有也、賞厚而信、人輕㆑敵矣、刑重而必、人不㆑北矣、『難一』

然れども世には名利に淡泊なる者あり、刑辟を畏れざる者あり、彼は此れを以て除外例とし、爲めに通則を變ずべからざる者とせり、

太上之士不㆑可㆓以㆑賞勸㆒也、太下之士不㆑可㆓以㆑刑禁㆒也、然爲㆓太上士㆒不㆑設㆑賞、爲㆓太下士㆒不㆑設㆑刑、則治國用民之道失矣、『忠孝』

蓋し賞罰を以て天下に臨むに當り、苟も賞罰の爲に動かざる者あらば、賞罰も此等の人物に對しては則ち窮せざるを得ず、韓非は之を罵りて無益の臣と曰ひ、不令の民と曰へり、

古有㆓伯夷叔齊者㆒、武王讓以㆓天下㆒而弗㆑受、二人餓㆓死首陽之陵㆒、若㆓此臣㆒者不㆑畏㆓重誅㆒、不㆑利㆓重賞㆒、不㆑可㆓以㆑罰禁㆒也、不㆑可㆓以㆑賞使㆒也、此之謂㆓無益之臣㆒也、『姦劫弑臣』

許由、續牙、晉伯陽、秦顛頡、衞僑如、狐不稽、重明、董不識、卞隨、務光、伯夷、叔齊、此十二人者見㆑利不㆑喜、上雖㆓厚賞㆒無㆓以勸㆒之、臨㆑難不㆑恐、雖㆓嚴刑㆒無㆓以威㆒之、此之謂㆓不令之民㆒也、先古聖王、皆不㆑能㆑臣、當今之時、將安用㆑之、『說疑』

韓非が何人をも賞罰の中に驅らんと欲せしは他なし、一たび我が賞罰の範圍内に入らば之を操縱する意の如くなればなり、故に伯夷叔齊の如く到底賞罰の中に驅るを得ざる者は之を除き、天下をして盡く賞罰の對象に適する人のみと爲さゞるべからず、是れ彼が太公望の喬士を誅せしを是認せし所以なり、

勢不㆑足㆓以化㆒則除㆑之、『外儲右上』

彼の法治主義の骨髓は刑に在り、重刑に在り、然れども刑法の精神たるや復讐的に非ずして、豫防的なり、是故に其大目的より言へば皐陶の「刑期無期」と異る所なし、一概に酷薄を以て之を議すべからざるが如

『用人』

信賞必罰に非ざれば以て刑名の効を擧ぐるに足らず已に信賞必罰と云ふ、階級の別なく、親疏の差なし、

明君無偷賞、無赦罰、『主道』

誠有功、則雖疏賤必賞、誠有過、則雖近愛必誅、『主道』

刑過不避大臣、賞善不遺匹夫、『有度』

然るに法令の下に行はれて上に行はれざるは和漢今古皆然らざるなし、苟も此の如きときは法治の名ありて其實なし、而して當時韓國は此弊に堪へざりしならん、韓非乃ち憤惋して云ふ、

犯法爲逆以成大姦者、未嘗不從尊貴之臣也、然而法令之所備、刑罰之所以誅、常於卑賤、『備内』

韓非の謂はゆる法は刑是れのみ、彼れ賞罰を以て人主の二柄となすと雖も、其主とする所は罰なり刑なり、以爲らく賞は往々姦邪の乘ずる所となるが故に、寧ろ刑を以て民を制するを得策とすと、

刑勝而民靜、賞繁而姦生、刑勝、治之首也、賞繁、亂之本也、『必度』

彼は又刑を用ゆる上に於て重きを利とし輕きを害として曰く、輕刑は罪人の幸にして良民の不幸なれば、一を刑して百を懲らし、國家の治安を謀らんとせば、勢重刑を用ゐざるを得ずと、六反篇は此意を説明すること頗る詳なり、

今取於輕刑者、其惡亂不甚也、其欲治又不甚也、其欲治不甚也者、此非特無術也、乃無行、此故決賢不肖愚知之分、在賞罰之輕重、『六反』

重一姦之罪、而止境內之邪、此所以爲治也、『六反』

今不知治者皆曰、重刑傷民、輕刑可以止姦、何必於重哉、此不察於治者也、夫以重止者、未必以輕止也、以輕止者、必以重止矣、是以上設重刑而姦盡止、姦盡止、則此奚傷於民也、所謂重刑者姦之所利者細、而上之所加焉者大也、民不以小利蒙大罪、故姦必止者也、(中略)今輕刑罰、民必易之、犯而不誅、是驅國而棄之也、犯而誅之、是爲民設穽也、『六反』

ベンザム言はずや「天然は吾人を苦樂と云へる二個の君主の下に置けり」と、苦痛のある所、何人も之を避けんと欲せざるはなく、快樂の在る所、何人も之に就

人主之大物、非法則術也、『難三』

明主之所道制其臣者、二柄而已矣、二柄者刑德也、何謂刑德、曰殺戮之謂刑、慶賞之謂德、『二柄』

夫虎之所以能服狗者爪牙也、使虎釋其爪牙而使狗用之、則虎又服狗矣、人主者以刑德制臣者也、今君人者、釋其刑德而使臣用之、則反制於臣矣、『二柄』

刑名とは一言にして言へば臣下の言行一致を責むることなり、

群臣陳其言、君以其言授其事、以其言責其功、功當其事、事當其言則賞、功不當其事、事不當其言則誅、『主道』

審合刑名者、言不異事也、『二柄』

人臣たる者は獨り言行一致せざるべからざる而已ならず、言々亦一致せざるべからず、

主道者、使人臣前言不復於後言、後言不復於前言、『南面』

夫れ刑名の積極的精神は功を立てしむるに在り、消極的精神は罪を犯さゞらしむるに在り、刑名其物は之が手段に外ならず、然るに韓非の刑名に忠實なる何物をも之に殉して憚らず、縱令目的たる功績あるも、刑名に當らざるときは一歩も假す所なし、

群臣其言大而功小者則罰、非罰小功也、罰功不當名也、群臣其言小而功大者亦罰、非不說大功也、以爲不當名也、害甚於有大功、故罰、『二柄』

蓋し此の如く言行一致を責むる以上、無責任の議論を吐く者なかるべきも、或は又責任を怖れて沈默の策に出づる者なしとせず、苟も然らば彼れ實に刑名の範圍外に在り、之を鞭撻し之を威嚇するを得ず、是に於て韓非は臣下の無言を許さず、必ず之をして言ふ所あらしめ、已に言ふ所あれば、則ち責むるに實功を以てし、刑名の中に罔羅せざれば已まざらんとす、

主道者使人臣知有言之責、又有不言之責、『南面』

韓非は刑名を用ゆると共に、官制に於ては分業を可とし、事務に於ては權限を嚴にし、責任の在る所を明にして功罪兩つながら顯然たらしむべき方法を取れり、

臣不得越官而有功、不得陳言而不當、『二柄』

使士不兼官、故技長、使人不同功、故莫爭訟、

柄』

臣之所不弑其君者、黨與未具也、『揚權』

臣主之利與相異也、何以明之哉、曰主利在有能而任官、臣利在無能而得事、主利在有勞而爵祿、臣利在無功而富貴、主利在豪傑使能、臣利在朋黨用私、此人臣之所謂主便私也、『孤憤』

人臣之於其君、非有骨肉之親也、縛於勢而不得不事也、故爲人臣者、窺覘其君心也、無須臾之休、『備內』

君以計畜臣、臣以計事君、君臣之交計也、害身而利國臣弗爲也、害國而利臣君不行也、（中略）至夫臨難必死、盡智竭力、爲法爲之也、『飾邪』

臣主之間、非兄弟之親也、刼殺之功、制萬乘而享大利、則群臣孰非陽虎、『說疑』

『知臣主之利異者王』　八經

彼は臣下の絕對的服從を主張し、放伐の如きは言ふに及ばず、縱令禪讓に因るも臣下が君位に登ることは斷々乎として不法となす所なり、故に儒家の謂はゆる聖人と雖も彼より之を觀れば亂臣賊子のみ、

堯舜禹湯文武、咸反君臣之義、亂後世之敎者也、

『忠孝』

備內篇に桃左春秋を引て人主の病氣を以て天壽を終りし者は半にも過ぎずと云へり、而して人主弑虐の禍は往々父子夫婦の關係に於て尙ほ之を見る、骨肉伉儷の間も此の如しとせば、他人の結合なる君臣の際は推して知るべし、故に韓非の人主に敎ゆる所は疑の一字なり、諺に謂はゆる「人を見ば盜賊と思へ」とは彼が護身の祕訣にして人を信ずるを以て大害となす所以なり、

人主之患在於信人、信人則制於人、『備內』

夫以妻之近與子之親、而猶不可信、則其餘無可信者、『備內』

夫れ臣下已に信ずべからず、則ち我れ之に備ふるの必要あり、苟も信ずべからざる者を駕御せんとす、則ち又其道なかるべからず、是に於てか法術の要あり、但し法は臣民に行はれ、術は獨り臣のみに施すものなり、術の具體的なるを刑名とし、刑名に効力を附するものを賞罰とす、君主が臣下に對し其威嚴を保つ所以は則ち賞罰に外ならず、若し賞罰を失はゞ君臣の地位顚倒するに至る、

主たる者之を失はば法効亦滅すべし、之れ君主が務めて主權を守り、隨意的と强制的とに論なく之を分割すべからざる所以なり、

威不貸借、制不共門、『有度』

一家二貴事乃無功、『揚權』

上失其一臣以爲百、『內儲說』

韓の起るや趙魏と其君國を瓜分せしに由り、田齊の起るや亦呂氏の國を奪ひしに由る、春秋以來諸侯天子を僣すると共に、大夫亦諸侯を陵ぎ、君權の微弱なる戰國に至り其甚しきに達し、大臣の勢位往々君主の上に出で、百官群臣皆之が用を爲し、宮庭亦其黨あつて內外結托陰謀を運らし、遂に簒奪の禍を馴致するが如きは常に見る所にして、韓非の憂ひし所此よりは大なるなく、其韓王に用ゐられざりしも一は大臣の忌む所となり其志を通ずる能はざりしが爲めなり、

大臣太擅、必易主命、『愛臣』

大臣之門、唯恐多人、『揚權』

以私爲重人者衆、而以法事君者少矣、『姦劫』

萬乘之患、大臣太重、千乘之患左右太信、此人主之所公患也、『孤憤』

所謂亡君者、非莫有其國也、而有之者非己有也、令臣以外爲制於內、則是君人者亡也、『八姦』

蓋し古代より支那に於ける君臣の關係は固り吾が日本の如き嚴然たる者に非ざりしと雖も、「君々臣々」の眞理は尙ほ多少行はれ來りしなり、然るに戰國に及び三綱淪んで九法斁れ、愛情の薄き巧詐の深き、君臣の間、義を以て合せずして利を以て合し、而して上下の利害常に一致せず、臣下其利を求めて君の利を顧みざるの結果、佞媚となり、欺罔となり、簒奪となり、弑虐となりて、國家の覆滅を致す者比々皆是なり、韓非乃ち以爲らく臣下は君主に缺くべからざる機關なると共に、又極めて危險なる性質を帶ぶる者なり、其危險を避けて其功用を收めんとせば、一方に慾望を以て之を驅り、一方に恐懼を以て之を制するに若くはなしと、是れ臣下の有する苦樂二感を操縱して君主の傀儡たらしめんと欲する者なり、是を以て臣下の危險なる事情を訐き來りて君主を警醒せしこと枚擧に暇あらず、

人臣之情、非必能愛其君也、爲重利之故也、『二

臣也、故因人以知人、『難三』

故に人君は浮動的の智を舍て確實的の法に由らざるべからず、

先王以道爲常、以法爲常、『飾邪』

因道全法、『大體』

故に人君は法に忠實ならざるべからず、

明主之道忠法、其心忠法、『安危』

故に人君は法の神聖を害すべからず、

搖鏡則不得爲明、搖衡則不得爲正、法之謂也、『飾邪』

不引繩之外、不推繩之內、不急法之外、不緩法之內、『大體』

法治の具體的說明に曰く、

明主使法擇人、不自擧也、使法量功、不自度也、『有度』

是れ人を擧ぐるば必ず官吏登庸法に據り功過を定むるは必ず職務規定により、君主が其好惡愛憎を施すを得ざるの意にして、專制の世に此言あるは最も偉とすべく、其今日の思想に近き處此に在り、

儒者は桀紂を恐れて堯舜を待つと雖も、桀紂常に出でざると共に堯舜亦期すべきに非ず、韓非は堯舜桀紂の如き善惡とも極端なる君主の出づるは偶然にして、古來概ね皆中材庸主なるを見、標準を中材庸主に取りて其法治論を組織し偶然を期せずして必然を恃むの道に出でたるなり、

世之治者不絕於中、吾所以言勢者中也、中者上不及堯舜、而下亦不爲桀紂、抱法據勢則治、背法去勢則亂、今廢勢背法、而待堯舜、堯舜至乃治、是千世亂而一治也、抱法處勢而待桀紂、桀紂至則亂、是千世治而一亂也、且夫治千而亂一、與治一而亂千、是猶乘驥駬而分馳也、相去遠矣、『難勢』

彼れ又譬を以て之を說明して曰く、

設押非所以備鼠也、所以使怯弱能服虎也、立法非所以備曾史也、所以使庸主能止盜跖也、『守道』

堯舜は法なしと雖も可なり、桀紂は法ありと雖不可なり、法の必要なるは中材庸主に在り、法は中材庸主の護身符なり、而して法能く君位を維き、法能く君權を持するに足ると雖も、君主ありて而して此法あり、此法ありて而して君主あるに非ず、主權は一なり君

術也者主之所㆑執也、法也者官之所㆑師也、『說疑』

君道を有効ならしむるの道は君主を尊嚴ならしむるに在り、君主を尊嚴ならしむるの道は、君主を神聖ならしむるに在り、是に於てか老子幽玄の說に假託し、萬物開發の本源たる道と、道の有形に寓する天地とに根柢を求むるの必要あり、

道不㆑同㆓於萬物㆒、德不㆑同㆓於陰陽㆒、衡不㆑同㆓於輕重㆒、繩不㆑同㆓於出入㆒、和不㆑同㆓於燥濕㆒、君不㆑同㆓於群臣㆒、凡此六者道之出也、『揚權』

道無双、故曰㆑一、是故明君貴㆓道之容㆒、『揚權』

道者萬物之始、是非之紀也、是以明君守㆑始、以知㆓萬物之源㆒、治㆑紀以知㆓善敗之端㆒『主道』

古之全㆓大體㆒者、望㆓天地㆒、觀㆓江海㆒、因㆓山谷㆒、日月所㆑行、雲布風動、『大體』

此れに據れば君主は道の人化せる者にして道と同神同體なれば臣民たる者之と並ぶを得ず、之に違ふを得ず、之を犯すを得ず、此の如にして其法術の無形的効力先づ備はる、

道は元來形の尋ぬべき者なし、君主已に道を體する以上は是れ亦虛ならざるべからず、靜ならざるべからず、己れ人を知ると雖も人をして己れを窺はしむることなく、人の能力を用ゆるも敢て我が能力を用ゆることなきを要す、此の如くならば臣下の之を畏るゝ雷電鬼神の測るべからざるが如くならんとす、

虛而待㆑之、彼自以㆑之、『揚權』

上有㆑所㆑長、事乃不㆑方、『揚權』

明主者使㆓天下不㆑得㆑不㆑爲㆓己視㆒、天下不㆑得㆑不㆑爲㆓己聽㆒、故身在㆓深宮之中㆒而明照㆓四海之內㆒、『姦劫弒臣』

人主之道、靜退以爲㆑寶、不㆓自操㆒㆑事、『主道』

彼は智と法との利害得失を比較し、人主をして其智を舍て、專ら法に依らしめんとせり、其理由は人主が一人の智を以て萬事に應じ、一人の眼を以て萬人を視るは不可能にして、苟も法に由るときは思慮形體を勞せずして目的を達するを得べし且つ智者と雖も一失あり、目分量を以て輕重を計り手加減を以て方圓を畫くは、秤を用ゐ規矩を用ゆるの萬全なるに若かずと謂ふに在り、

智能單道、不㆑可㆑傳㆓於人㆒而道法萬全、『飾邪』

物衆而智寡、寡不㆑勝㆑衆、智不㆑足㆓以徧知㆒㆑物、故因㆑物以治㆑物、下衆而上寡、寡不㆑勝㆑衆、君不㆑足㆓以徧知

ことを、蓋し此時に方り七雄並び立ち、生存競爭の甚しき、苟も隙あれば乘ぜられ、備なければ破られ、安危存亡の決、其間髮を容れず、況や彼れの生國なる韓は積衰積弱の餘を以て大國の間に介し、耽々たる虎狼の秦は近く其疆を接し、已に屢ば其爪牙に觸れて肉を傷つけしこと一再に止まらず、其跳梁一躍我を噬ふの日は將に遠からざらんとす、韓非乃ち以爲らく外に備へんと欲せば宜しく先づ内を治むべく、富强の道は主權を固うし秩序を嚴にするに若くはなしと、是れ其法治主義は深遠なる學理に根據せずして、實際の國勢に胚胎せしを見るに足る、故に曰く、

國無常强、無常弱、奉法者强、則國强、奉法者弱、則國弱、『有度』

國有常法、雖危不亡、『飾邪』

亡徵一篇、凡そ國家の滅亡すべき源因を列擧すること四十七條、是れ皆法度なきより生ずる現象に非ざるはなし、其人主を警戒する所以深しと謂ふべし、夫れ一國の亡徵は則ち他國の興徵なり、是に於てか我れ能く法術を行はゞ、獨り滅亡を免かるゝのみならず、進んで他國の亡徵ある者を滅すを得、而して列國方に亡徵あるが故に統一の業も亦爲すに難らず、是れ韓非が竊に韓に期待せし所にして、彼の爲に實例を供したるものは即ち秦是れのみ、彼は敵を師して敵に對せんとす、「柯を執り柯を伐る其則遠からず」其商鞅に眷々たる者豈に偶然ならんや、

亡徵者非曰必亡也、言其可亡也、夫兩堯不能相王、兩桀不能相亡、亡王之機、必其治亂其强弱相踦者也、木之折也、必通蠹、墻之壞也、必通隙、然木雖蠹、無疾風不折、墻雖隙、無大雨不壞、萬乘之主、有能服術行法、以爲亡徵之君風雨者、其兼天下不難矣、『亡徵』

今夫れ全國を打て一團とし他國と雄を爭はんと欲せば、勢中央聚權ならざるべからず、故に曰く、

事在四方、要在中央、聖人執要、四方來效、『揚權』

明君執權而上重、一政而國治、『心度』

一國の中心たる者は君なり、君位は唯一なり、君權は絕對なり、唯一の位に居り絕對の權を行ふ所以を君道となし、君道の實體を法となし、君道の活用を術となす、術を用ゆるは自己に在り、法を行ふは機關に由る、

満腔の議論之を實地に施す能はざりしは韓非の爲に惜むべきが如しと雖も、若し之をして二子の地位に立たしめしならば、其事業果して能く二子に頡頏するに足るべきか、抑も亦趙括の兵に於けるが如くなるべきが是れ疑問なり、

津田鳳卿は韓非を以て申不害に勝れりとして曰く、人、申韓と云ふ、是れ歲次を以て論ずるなり、予を以て二君子を品隲するに申不害幸に韓昭の講治に遇ひ、其法を一國に伸べ、功効千秋に聞ゆ、其押撿を顧るに術數餘りあり、而して至誠足らざるなり、非子は則ち法術を兼用し、國を憂ひ書を著す、韓王用ゐず、非をして秦に入らしむ、非、秦に入る、韓終に秦に降る、幾くもなく國亡ぶ、乃ち知る非子韓に在り、秦手を下し易からず、雄俊の賓臣と謂ふべきなり、『解詁』

太宰春臺亦申韓の比較に於て韓を優れりとして曰く、

申韓並び稱する者其道相類するを以てなり、其人を以て之を言へば韓、申に及ばざるに似たり、然れども韓、其書あり、申は則ち其書傳はらず、以て之を考ふるなし、只だ國策載する所申子一二事を見る、其韓に及ばざる啻に雁行のみならざるを知る、『紫芝園漫筆』

余は謂ふ商鞅の天資酷薄なる、韓非の峻峭と相類する所あり、而して彼が其君を干し其術を行ふの巧なるに至つては恐らく韓非の及ぶ所に非ず、唯だ其人品に至りては陋劣鄙しむべし、二子の末路、一は車裂一は毒藥、共に其慘を極め、而して人の韓非を憐み、商鞅に甘心する所以のもの、豈に其心事の一は自私にあり一は忠公に在るより、其人心に及ぼす所のもの自然異るを致すか、

○韓非政法論の綱要

韓非を稱して法治主義の人なりと謂ふ、即ち其學說は西洋の臭味を帶ぶるが如しと雖も、支那の君主專制國なることを忘るゝ勿れ、「鸚鵡能く言つて飛鳥を離れず」、彼れ豈に獨り專制の範圍を出づるを得んや、見よ、其法治主義たるや、自由民權の思想と關聯せる法治主義に非ずして、君主專制の實を擧げ君主をして絕對無限の權力を以て衆庶に臨ましむる所以なる

後君之令下、申不害不㆑擅㆓其法㆒、不㆑一㆓其憲令㆒則姦多、故刑在㆓故法㆒前令則由㆑之、利在㆓新法㆒後令則道㆑之新故相反、前後相悖、則申不害雖㆘十使㆓昭侯㆒用㆖㆑術、而姦臣猶有㆑所㆑譎（イツハル）㆓其辭㆒矣、故託㆓萬乘之勁韓㆒、七十年而不㆑至㆓於霸王㆒者雖㆑用㆓術於上㆒、法不㆓勤飾㆒於官㆒之患也、

此れ申不害が術あつて法なきを論ぜし者なり、

公孫鞅之治㆑秦也、設㆓告相坐㆒而責㆓其實㆒、連㆓什伍㆒而同㆓其罪㆒、賞厚而信、刑重而必、是以其民用㆑力勞而不㆑休、逐㆑敵危而不㆑却、故其國富而兵彊、然而無㆓術以知㆒㆑姦、則以㆓其富彊㆒也、資㆓人臣㆒而已矣（中略）故戰勝則大臣尊、益㆑地則私封立、主無㆓術以知㆒㆑姦也、商君雖㆓十飾㆓其法㆒、人臣反用㆓其資㆒、故乘㆓彊秦之資㆒、數十年而不㆑至㆓於帝王㆒者法不㆓勤飾㆒於官㆒、主無㆑術㆓於上㆒之患也、

此れ商鞅が法あつて術なきを論ぜし者なり、

尙ほ申不害に就ては「治不㆑踰㆑官、雖㆑知弗㆑言」の一語を捉へ之を攻撃して曰く其職權が本官の範圍を出づべからずとは職分を守ると謂ふべきも、心に得失を知りながら之を口外せざるは過と謂ふべし、凡そ人主は一國の目を以て視、一國の耳を以て聽くが故に聰明絶倫なるのみ、然るに今臣民たる者知て言はざるときは、人君何を以て耳目となさん、人君は人臣をして其職權を踰えしめざると共に、其知る所は何事も言はしめざるべからず、左れば申子の立法は未だ十分ならずと、又韓非が商君に就て攻撃せし所を觀るに、「元來商君の法に據れば戰陣に於て敵の首一を斬る者は爵一級を授け、官途の志なれば五十石の官となし、官爵は都て斬首の數に準ず、然れども若し試に法を設け首を斬りし者を醫者と爲し大工と爲さんか、家屋は成らず病氣は癒えざるべし、大工は手工を要し醫者は配劑を知らざるべからず、故に斬首の功ありとも大工となり醫者とならば無能の醫者大工たるべし、之と同じく官を治むるには智能を要し、首を斬るには勇力を要するに、勇力者に智能の事を行はしむるは斬首の功ありし者を醫者となし大工と爲すに異らずと云ふに在り、

韓非は申子を祖述し商子を欽慕せしと雖も、亦之を屑とせざる此の如し、是れ二子の足らざる所に鑒み長ずる所を併せて其上に陵駕せんと欲せしなり、然るに彼等が明王に遭遇せしと異り、終身轗軻にして

情を推せば誠に「新舊過渡の際にして、衝突扞格の甚しき、我維新の初の如く、現在の清國の如き者あり、其不便不利なるより自然研究の必要を生せしや言を待たず、法律思想の發達是に是てか在り、

秦國の俗、貪狠、強力、寡義にして利に趨き、威すに刑を以てすべくして化するに善を以てすべからず、勸むるに賞を以てすべくして勵すに名を以てすべからず、險を被つて河を帶び、四塞以て固となす、地利形便、蓄積殷富、孝公虎狼の勢を以て諸國を呑まんと欲す、故に商鞅の法生ず、『淮南子』

乃ち知る商鞅の法酷と雖も、此れに非ざれば剽悍の民を治むべからざりしなり、彼が信賞必罰此の剽悍の民をして忠勇の兵たらしめたる者、亦其俗に因り以て法を設けたる者にして、必要に投じたるに外ならず、

○申商と韓非

申不害は鄭の人韓の昭侯の宰相となり、內は政教を修め、外は諸侯に應じ、其身を終るまで國治まり兵强かりき、『論衡』に云ふ、「韓申不害を用ゐ其三符を行ひ、兵境を侵さゞる蓋し十五年」と、是れ法治の効なり、而して其効は一時に止らず、大賢司馬溫公の如きも尙ほ曰く、

韓微弱の國を以て天下の衝に居り、首尾腹背敵を受けざるなし、然れども社稷血食幾ど二百年、豈に昭公法を奉ずるの嚴なる、賞、功なきに加へず、罰、罪あるに失せず、後世不肖と雖も尙ほ遺烈を崇り以て自存を得るか、『資治通鑑』

商鞅は衞の公孫鞅なり、秦の孝公の宰相となり、信を徙木に立て威を棄灰に示し、阡陌を開きて富國を謀り、什伍告坐の法を設けて姦惡を禁じ、民をして私鬪に怯に公戰に勇ならしめ、之が爲め國力の强盛なる他日六國を幷呑するの基となれり、

申商の二子殆ど其時を同うし、一は法家、一は術家として戰國に異彩を放ちし者なり、而して韓非は內に於て申不害の感化を受け、外に於て商鞅を理想とせしも尙ほ二子を以て法術の一に偏したる者とし、己は則ち法術を併せ說けり、而して彼は二子に就て何とか謂へる、

晉之故法未息、而韓之新法又生、先君之令未收、而

以て五覇の時代を終る、五覇の征伐の權を執るや、臨時的便宜的の者なりしかば、從て諸侯の去就反服亦一ならず、稱して以て半統一の時代となすべし、

覇道の思想を代表すべきは管仲なるが、彼が經世の大綱は時勢に應じて周公の制度を變通せし者、禮は其三代德治の緒を承け、其法は戰國法治の端を發せり、觀よ「惡は民の仇讎、法は民の父母」とは、已に法律の効用を重視せしに非ずや、然れども又曰く「禮義廉恥は國の四維」なりと、是れ豈に禮義の根本的必要を主張せしに非ずや、然らば即ち管仲の政治は禮法兩本位にして、德治法治の一大關鍵を爲す者なり、後世管仲を以て法家に列するは其一面を見得たるのみ其大本領を揭げたる牧民篇を觀れば、政治家なり經濟家なり、法家を以て之を稱するは當らず、

術家は名家より出で、名家は名に就て實を求むることを研究する學派にして、時としてレトリシャンに類し、時としてソフヰストに類し、本と空論家に過ぎず、其夙に著れたるを鄧折とし、之に次で愼到あり、一は春秋の終一は戰國の初に出づ、已にして、一變して政治的學派となり、玆に始めて刑名の稱起る、而して之を主持する者を術家となす、戰國に至り、法家に李悝あり商鞅あり、術家に申不害あり、此れ皆法術家たる韓非の先驅を爲す者なり、

○法治思想の秦韓に行はれし理由

韓嘗て申不害を用ゐて法治を行ひ、韓非風を聞て起る、秦嘗て商鞅を用ゐて法治を創め、韓非竊に其成功を羨む、而して韓非の法治論は始皇の喜ぶ所、遂に韓の使となり秦に入り秦に死す、秦韓二國と申商及び韓非との法治關係此の如し、今申商と韓非との關係を説くに先だちて、此の二國が何故に他邦と異りて法治に適合せしかを説かん、而して左の引證は以て之を審にするに足るべし、

韓は晉の別國なり、地墽民險、而して大國の間に介す、晉國の故禮未だ滅せず、韓國の新禮重ねて出づ先君の令未だ終らず、後君の令又下り、新故相反し、前後相繆る、百官背亂用ゆる所を知らず、故に刑名の書生ず、『淮南子』

此れ韓非の書に據り説を立てし者なるが、當時の事

なく、仁愛を去り專ら刑法に任じ、以て治を致さんと欲す、至親を殘害し、恩を傷め厚を薄うするに至る、『漢書藝文志』

夫れ刑を設くるの理已に象を伏羲の噬嗑に發し、三代と雖も固り之を缺くことを得ざりき、然れども其本意は政教の及ばざる所を補はんが爲め、萬已むを得ずして用ゆるに止り、刑を用ゆるは王者の德を疚しむる者と思惟せしが如く、其政治は純乎たる道德にして、之が機關は禮樂是のみ、而して道德の基礎は愛情に在り、

禮に成文なるあり、不成文なるあり、國家の大憲之を禮と謂ひ、國際の通則之を禮と謂ひ、官制之を禮と謂ひ、律令之を禮と謂ひ、冠婚葬祭之を禮と謂ひ、上下尊卑の別之を禮と謂ひ、社會上の習慣にして、其從違に因り名譽に關する効力ある者之を禮と謂ふ、故に禮は今謂はゆる法律なりと謂ふを得ざるも、今謂はゆる法律は即ち禮に外ならず、三代の時禮と曰つて法と曰はざるは之が爲にして、三代固り法なきに非ず、但だ「偏なく頗なく蕩々たる王道」の下に、普天率土統て遺さゞる主權の下に、道德的統一と名譽的制裁の効力多かりしが爲め、法律は禮の中に寓して足り、復た獨立の必要なかりしなり、

離々たる禾黍鎬京に滿ち周道の鞠まりて茂草となるや、王綱紐を解き統一已に破れ、世は將に無政府の情態に陷らんとす、是に於てか諸侯の雄なる者出で、南征北伐天子を挾んで四海に令す五霸の如き是なり、五霸は桓公より盛なる者なく、之を佐けて一匡九合、内王室を尊び外夷狄を攘ひし者を管仲字は夷吾となす、齊は故と太公望呂尙の封ぜられし處、呂尙は武王の軍師、兵家の鼻祖、賢を尊び功を上ぶを以て治國の第一義とし、地利を用ゐ、人工を開き、東海の夷土、滄桑一變、富力を以て中國を制す、功利の思想已に濫觴すべし、豈に流風餘韵の後に傳はる無らん、君に桓公を出だし、臣に管仲を出だせしは決して偶然に非ず、此時に至り周室式微なりと雖も大義名分尙は存し、道德陵遲なりと雖も仁義の効未だ亡びず、乃ち諸侯を率ゐて天子に朝せざるを得ず、仁義を假て其跡を飾らざるを得ず、唯其至誠惻怛に出づるに非ずして利害の計に出づ、是れ「孔子の謂はゆる仁者仁に安ずの時已に去て、知者仁を利す」の世となり、此れを

○法術の由來

孟子は「豪傑の士文王無しと雖も猶ほ興る」と曰へり然れども是れ唯だ動機の己に在り人の當に自ら奮ふべきことを提醒せしのみ、特殊の思想の如き往々一個人の獨創新見に歸すると雖も、是れ固り有るべからざる事にして、必ず之が端緒を爲す者あり、之が先驅を爲す者あり、其或は微にして未だ顯れず、或は潜みて僅かに存する者、歲月漸磨し形質の進化自ら其間に行はる、而して會ま氣運の促する所、有力の人士起りて之を揭け、參するに衆智を以てし、加ふるに新得を以てし、別に生面を開いて一代に標榜するに及び、玆に始めて剏創者たり發明家たるの名を受くるは古來皆然らざるなし、韓非の法術に於ても何ぞ獨り由來する所なきを得んや、

凡そ上堯舜の世より下秦の始皇が六國を幷せしまで政治は三大變を閱せり、今圖式を以て之を表すれば左の如し、

	第一	第二	第三
〔時代〕	唐虞三代	春秋	戰國
〔政綱〕	王道	霸道	雜道
〔國狀〕	統一	半統一	無統一
〔目的〕	道德	功利	侵略
〔機關〕	禮樂	禮、法	法術
〔心理〕	情	智	力

唐虞三代の事跡は後世より理想化せし者なるが上に、尙書は縱令宣尼の聖筆を經たるにもせよ、其材料は孔子が「文質に過ぐれば則ち史」と云はれたる史官其人の手に成りたる者なれば、深仁廣澤の如何を信ずべからざるも、其堯の德を擧ぐるや「親九族」に起り「於變時雍」を以て之が結果とし、舜禹の揖讓、皐夔稷契の都兪吁咈、藹然たる和氣親愛の情より發せしを見る、湯武は放伐を以て天下を得たりと雖も又之を承くるに偃武の治を以てし、周公の製作に至りて禮樂の盛を極め、成康刑措の風は其效力の尤も烜著なる者なり、蓋し唐虞の時皐陶士たり、禹に禹刑あり、湯に湯刑あり、周には則ち理官の設あり、

法家者流は蓋し理官に出づ、信賞必罰以て禮制を輔く、易に曰く、先王以て罰を明にし法を飭す、此れ其長ずる所なり、刻者之を爲すに及び則ち敎化

聖人禮儀法度を設けて之を正す、故に國を治むるに禮法を本として外部より抑制せざるべからずと云ふに在り、其れ然り、韓非が更に進んで法治主義を唱へたるは必至の勢なり」と、

夫れ師弟の間必ずしも悉く遺傳的ならず或は其門に在て已に叛旗を飜へす者あり、或は其師死して異說を立つる者あり、然れども授受せる中の一元素は尙ほ潛傳默移して新說の萌芽を爲すこと無きに非ず、荀子の禮一變して韓非の法となりしが如き、時勢の氣運自ら之を促したるに由るべきも、亦是れ師弟の連鎖として觀るべきものとす、

此に由て之を觀れば、韓非は荀子の影響を受けたるも老子の影響を受けざるなり、狩野良知氏其『支那敎學史略』に於て「韓子の學荀卿に得る所なくして反て老子に得る所あり」と言ふと雖も余の意見は之と正反對に在り、

○刑名法術

韓非の本領として主張せる刑名法術とは何ぞや、韓非自身の語を以て之を說明するに若くはなし、

有」言者自爲」名、有」事者自爲」刑、（刑は形の意に用ゐたる者にして形に作べし）刑名參同、君乃無」事焉、『主道』

右は刑名の解釋なるが、其意味は凡そ臣下として意見を陳述せば、自ら其事項の名義を生ず、（水害豫防なれば水害豫防と云へる名義）又事務を擔任せば自ら其實行の成蹟を致す、其名義と成蹟とを照し合せて一致せしむるときは、君主無爲にして治まるべしと謂ふなり、卽ち臣下に言責を負はしめ必ず其意見の結果を實現せしむるに外ならず、

法者編」著之圖籍」設」之於官府」而布」之於百姓」者也、術者藏」之於胸中」以偶」衆端」而潛御」群臣」者也、故法莫」如」顯、而術不」欲」見、『難三』

右は法術の解釋なるが、此れに據て觀れば、法とは今日の法律規則にして術とは臣下を駕御使用するの手段なり、

其れ然り、刑名法術と稱するも刑名は術中の一に過ぎざれば、法術の二字こそ韓非の本領を表示するものなり、

恬淡とは老子の敎を謂ひ、恍惚とは莊子の言を謂ふ、韓非果して老莊の主義を執りながら之を無用無法天下の惑術なりと絕叫するに至ては、狂人の自殺に均し、韓非何すれぞ其れ然らん、夫れ仙術は以て政治を資くるに足らず、禪學は以て法律思想を養ふべからず出世間的の言行を有害無益となすの韓非にして老莊を學說の根柢となすが如きは萬あるべからざるなり、然るに古來の諸家史記を信じて『忠孝』篇を疑ひ『忠孝』篇に據て史記を正すを知らず、是れ亦韓非子に出てたる「鄭人反取履」の類なり、

余を以て之を觀るに、韓非自負の篤き、危言極論敢て頓着する所なしと雖も、空言信なく獨智重からず、是に於てか託して以て其說を飾る所あらんと欲し、老子幽玄の論を假り、卑俗なる世務に高尙なる觀念を附し、乾燥なる道理に微妙の印象を與へたるにて、其學術を神聖ならしむる所以に外ならず、

次に考察すべきは荀子より影響を受けたるの有無なるが、之に就て支那の學者は一人も論及せし者あらず、是れ韓非が法術を崇んで仁義を斥け、儒者より視れば獅子身中の蟲とも稱すべき者なればば、大抵其師に背きしを咎め、或は荀子が此の如き門人を出せし事を非りし者のみ、何良俊曰く、

韓非の李斯と倶に荀卿に事ふ、夫の荀卿、儒術に本づき、而して二子倶に名法を以て顯はる、竟に刻急を以て自ら其身を滅す何ぞ大に其師說に背くや、

『語林』

王應麟は曰く

荀曰く、其人に非ずして之を敎ゆ、盜に糧を齎(モタラ)し賊に兵を借すなり、獨り李斯韓非を知らずや、『困學紀聞』

然るに輓近日本に於て漢文學に指を染めたる諸學士は率ね荀韓の關係を看出するに務め、其論究の結果は殆ど一口に出づるが如し、其要を擧ぐれば則ち「孔子は仁を主とし孟子に至りて義を唱へ、荀子に至りて禮を隆くす、次で來る者は何ぞ法に非ずや、禮とは先王の法のみ、法とは今王の禮のみ、唯術は韓子が全く荀子に得ざりし者なり、縱ひ韓非法家たるを得ざりしとするも、荀若し一步を進めば豈に韓たるなきを保せんや、荀子の學說は性惡にして、此の如き先天的性情は肉慾に驅られて惡事を行ふ外はあらざればば

の老子を解したるも亦此の如き因縁に出でたるならん、則ち縱令老子を祖述せざるまでも思想の關係は兩者の間に存在せしや疑なし、然れども思想の關係あるの故を以て直ちに其神髓を得たりと謂ふべからず、又其主義を胚胎せしと謂ふべからず、

『喩老』は事實を以て老子の語を說明せしに非ず、老子の語を以て事實の標識となせしのみ、即ち韓詩外傳の詩に於けるが如く斷章取義の者なれば、韓非の造詣を考ふるには尙ほ不十分なる所あり、請ふ之を『解老』に徵せん、

『解老』の篇たる、老子の精神より言へば郢書燕說にして、文字より言へば牽强附會、此れ或は少年研究の時の作なるやも測り難けれども淺薄鹵莽の處多きを觀れば彼は少くとも之を著はせし當時に於ては老學の堂奥に達せざりし者なり、此れに由て其主義を形成すべき程に爛熟せざりしなり、

韓非子の中老子の口吻を用ゐて篇を成せし者は『主道』と『揚權』なるが、主道篇は劈頭先づ「道者萬物之始是非之紀也」を以て筆を起す、是れ何ぞ老子の第一章「無名天地之始、有名萬物之母」に似たるや、曰く「人主之道靜退以爲寶」と、曰く「虛而待之彼自以之」と、曰く「道無双故曰一、是故明君貴道之容」と、曰く「虛靜無爲道之情也、參伍比物事之形也」と、曰く「虛心以爲道之舍」と、其字面は則ち老子の字面なり、其語氣は即ち老子の語氣なり、之に加ふるに老子と同じく韻を用ゆ、孰か韓非の學老子に本づかずと謂はざる者あらん、然り其形式よりすれば『柱下叟』をして再生せしむるも亦此の如くなるに過ぎじ、然れども虛と曰ひ道と曰ひ講義に點出せるが如く、實體に於て老子と歸を殊にせり、故に蘇轍子由が

使人君據法術之自然、而無所復爲、此申韓所謂老子之道、而實非也、『韓非論』

と云ひたるは流石に『老子』の注者として其神味を咀嚼せし人たるに背かず、乃兄東坡に比すれば眼光高きこと一層なり、

蓋し韓非は形式に於て老子に取る所あるも、內容に於ては獨り之を取らざるのみならず、反て攻擊の態度を取り、莊周に對しても亦然り、

恬淡無用之敎也、恍惚無法之言也、(中略)恍惚之言、恬淡之學、天下の惑術也、『忠孝』

んが是れ亦正鵠を失する者と謂はざるべからず、其理由は下文に於て陳ぶる所あるべし、

朱子と終局點を同うして發起點を異にする者を黄震の說とす、

老聃氏自全自利、一切無情の流弊、亦詎此に至るを料らん、『黄震文集』

老聃必ずしも自全と謂ふべからず、必ずしも自利と謂ふべからず、韓非は斷じて自利に非ず斷じて自私に非ず、謬見なりと謂ふべし、

間接に老子より出でたりとなす者を鄧元錫の說とす、

申韓の學、黄老に歸本して刑名を主とす、莊生より來、道德の聖を絕ち知を棄て、學を絕ち憂なきの旨に緣り、益す其辭を荒唐にし、以て 媮快自適し、儒學を絀け仁義禮法を掊、孔子の徒を詆訾し、以て老子の術を明にす、非、其風を聞て之を說ぶ、其術、其心を虛靜無爲に游ばす、意謷然として制する所なく、刑を以て體となす、『解詁附錄』

此れ韓非の老子に於けるは莊子の感化に由る事を言へるなり、其絕聖棄知を引きたるは未だ全く所見なしとせず、然れども心を虛靜無爲に遊ばしむると云ふに至ては韓子の謂はゆる虛靜無爲を解し得ざるなり、

康有爲の如きは鄧元錫と其說を同うする者にして曰く、

韓非、堯舜湯武孝弟忠順を攻む、旦古悖論、未だ是より甚しきあらず、然れども其端實に老子之を開く、老子仁義孝慈を棄て聖智を絕つ、故に韓非之を承く 『孔子改制考』

以上諸家の說其理由となす所は多少異れども韓非の思想學說が直接間接に老子の影響を受けたりと爲すに至ては則ち同じ、蓋し其根據は史記に明文ある事其一なり、韓非子に『喩老』『解老』の二篇ある事其二也、老子の語意各處に散見する事其三也、而して史記と雖も恐らくは第二第三の點より想像を下したる者なるべければ、此の兩點を考究するときは諸家の說が果して肯綮を得たるや否を知るに足らん、

凡そ古人の書を注するに己れと氷炭相反する言論を擇ぶ者あらず、必ずや其師宗する所なり、然らざれば嗜好する所、若しくは臭味を同じくする所なり、韓非

す、

今老聃莊周、君臣父子の間を論ずる汎々乎として萍の江湖に游んで適ま相値ふが如きなり、夫れ是を以て父、愛するに足らず而して君、忌むに足らず、其君を忌まず其父を愛せず、則ち仁以て懷くるに足らず、義以て觀るに足らず、禮樂以て化するに足らず、此の四者皆用ゆるに足らず、而して天下を有る無きに置かんと欲す、夫れ有る無き豈に誠に以て天下を治むるに足らんや、商鞅韓非、其說を求めて得ず、其天下を輕しとして萬物を齊ふするの術を得、是を以て敢て殘忍を爲して疑ふなし、（中略）今其天下を視る眇然爲すに足らざる者の如し、此れ其輕く人を殺す所以か、『韓非論』

此論の「天下を輕んじ萬物を齊ふす」と云へる前提は正確なるに庶幾しと雖も、韓非が之を得たりと云へる中提は無根なれば從て「殘忍を爲して疑ふなしと」の結論は成立するを得ず、

全く理由を着けずして一槩に史記の言ふ所を是認する者を張文潛とす、

史選、老子を將て中韓と傳を同うす、是れ強て安排するに非ず、其源此の如きなり、

此れ史記に斯く言へるが故に史記の言ふ所は信なりと謂ふに同じく、殆ど取るに足らざるなり、

含糊兩端なる者を朱子の說とす、

或る人問ふ、史記に云ふ申子卑々、名實に施こす、韓子繩墨を引き事情に切、是非を明にす、其極慘覈恩少し皆道德の意に原づく、曰く（朱子）張文潛の說之を得、楊道夫曰く、東坡謂ふ商鞅韓非、老子天下を輕んずる所以の者を得、是を以て敢て殘忍を爲して疑なし、曰く（朱子）也是這意、之を要するに只是れ孟子謂はゆる「楊氏我が爲にす、是れ君なきなり」『朱子語類』

此れ韓非の學を以て老子に出づるとなし、又楊氏の利己的精神、無君的事實と其歸を一にする者となすなり、老子言はずや「域中四大あり王一に處る」と、又言はずや「侯王一を得て天下の貞たり」と、老子豈に君を無にせんや、則ち又豈に楊子と同じからんや、而して韓非は君權主義の人なり、楊氏と同じき處安くにかある、且つ韓非を爲我なりとなすは何の據る所あつて然るか、或は『說難』一篇を捉へて言へるなら

古來多數の學者は韓非の思想を以て老子の影響を受けたる者とす、而して、其根據となす所は皆太史公の言なり、曰く「韓子繩墨を引き事情に切、是非を明にす其極慘礉（礉は訐）恩少し、皆道德（老子の學）の意に原く」と、然るに老子は虛無恬淡の主義にして其謂はゆる「三寶」なる者は慈なり儉なり天下の先たらざるなり、然るに韓非の書には之と正反對なる說多し、慈に就ては則ち曰く「彼の貧困に施與する者は是れ世の仁義なり、百姓を哀憐し誅罰に忍びざる者、是れ世の謂はゆる慈惠なり、夫の貧困に施與するは功なき者賞を得るあり誅罰するに忍びざるときは暴亂止まず」と、儉に就ては即ち曰く、「齊國方三千里にして桓公其半（租稅の半額）を以て自ら養ふ、是れ桀紂より侈れるなり、然り而して五霸の冠たり」と、又曰く「侈、景公に倍するも國の患に非ざるなり」と、敢て天下の先たらざるに就ては則ち曰く「萬乘の主能く術を服し法を行ひ以て亡徵の君の風雨となる者あらば其天下を兼ぬる難からず」と、是に於てか古來定見なき學者輩は一方に於て太史公の言を金科玉條となすと共に、一方に於ては流石に韓非が老子の說と正反對の議論を爲せしを見て心安からざりけん、種々附會の說を揑造して太史公の言を證明せんと試みたり、

其中附會ながらも一縷の關係を把捉し、全く揑造に非ざる者を晁公武の說とす、

　其極刻覈、誠悃なく、夫婦父子舉げて相信ずるに足らずと謂ふ、而して解老喩老の篇あり、故に太史公以爲く大要皆道德（老子の說）の意に原くと、夫れ老子の言高し矣、世皆怪しむ流裔何ぞ此に至ると、殊に知らず老子の書「將に之を歙（ちゞむ）せんとす、必ず固く（姑く）之を張れ、及び人に上たらんと欲す、必ず言を以て之に下れ、人に先だたんと欲す、必ず身を以て之に後る」等の言あり、是れ詐に出づ、此れ一傳して非と爲る所以歟　『讀書記』

是れ韓非は詐術なりとの前提を下し、老子に詐術の要素を含蓄するが故に其說老子に原くの證となすべしと謂ふなり、老子の此言に就ては陰謀となすと然らざるとの兩說あるも、其如何に拘はらず余は前提の果して確實なるや否を疑ふ、

又心理上より獨斷的說明を試みたる者を蘇軾子瞻と

斯の始皇に事へたるは其初年にあり且つ以前郡の小吏となりし事ありとすれば此時李斯は少くとも弱冠を踰えたるなるべし、同門の友必ず年齢相若く者のみならずと雖も桑原氏が李斯より推して韓非が荀卿に師事せしを二十前後となせしは蓋し近からん、然れども縦令荀卿に師事せしを二十前後となすも、之が爲に黄老を學び若しくは刑名を攻しことが其後なりとの理由を發見する能はず、且つ韓非が數ば法術の士を云々するに據れば、焉んぞ法律は當時少年處士輩の流行的學問ならざりしを知らん、乃ち又韓非が荀卿の門に入るに先だちて法律を學びたるに非ざるを知らん、或は同時兼學、宛も明治の初年に書生が漢學塾に在て法律學校に通學せし類に非ざるを知らん、是に於て疑問は終に解決を得ざるの憾あり、

之を要するに韓非が刑名法術の士にして黄老の學を窺ひたる事あり、荀子の門に遊びたる事ありとして攻究すべき問題は左の如くなるべし、

黄老と荀子とは韓非の性格に感化を及ぼし思想に影響する所ありしや否や、

若し之れありとせば其感化影響は一方より來れるか將た双方より來れるか、

若し双方より來りしとせば其深淺の程度は如何ん、

余は先づ性格と思想とを分ちて之を論ずべきが、性格に就ては將に言はんとす、韓非は恐らく荀子より多少の感化を受けたるなるべしと、蓋し荀子は迂緩なる讀書家にして、才力なく活氣なく、其言を出すや諄々として老婆の如くなりしも、剛愎不遜自ら許すこと太だ過ぎ、其性惡說と曰ひ非十二子論と曰ひ、蘇東坡の謂はゆる「喜んで異說を爲して讓らず敢て高論を爲して顧みざる者」なり、荀子の非とせし所は思孟に止るも、韓非は進んで孔子を是非し、世論物議、毫も憚る所なく、偏狹の氣、狷介の操、其師に酷似せる點あり、是れ豈に荀子の感化に由る者なからん、縦令彼の性質元來此の如しとなすも、戸祝の致す所、薫染の及ぶ所、益す其傾向を長じたるや知るべきのみ、而して老子とは剛柔相反し、虛實相乖き、初より其性格を異にするのみならず、風馬牛相及ばざる者の如し、

次に思想の點は則ち如何ん、

して想像說に過ぎず、果して黃老に歸納せし者とせば、是れ韓非子の著論より來れる見解なるが故に、想像に非ずして推定なり、但し古來の學者は皆此の想像說に據ると雖も余は寧ろ推定說を取る者なり、而して推定說を取るの結果、將に言はんとす、韓非は本と黃老を學びたる事は則ち之あり然れども刑名法術の學を喜びしは黃老を學びたるために非ずして、刑名法術を攻めし後反て之を舊と學びたる黃老の學に附會せしなりと、

第二に時代の疑問とは何ぞや、荀子に學びたると刑名法術を講せしとの前後是れなり、史記の叙事の順次を觀れば先づ刑名法術の學を喜び其歸黃老に本づける事を記し、次に口吃にして道說する能はず善く書を著せしを記し、又次に李斯と共に荀卿に事へたる事を記せり、是れ時の早晚に從て斯く次第せし者ならんか、則ち黃老刑名を學びしは先にして荀卿に事へしは後なること明なれども、若し初には本領を揭げ、中には人物に關する特異の點を示し、終には其學問の原づく所を表せし者ならんか、其前後竟に知るべからず、何となれば刑名法術の本領あればとて荀卿に學ばずとは限られず、先に荀卿に學びたればとて刑名法術の本領を立てまじきにも限らざればなり、

古來學者の通說は荀卿に學びたるを以て先となすも、遽に首肯すべからざる者あり、桑原隲藏氏の如きは一層具體的なる想像說を下して曰く、

かゝる學說(荀子性惡說)をしかも靑年時代に吹き込まれたる韓非は、所謂先入主となるといふ道理で更に一歩を進めた法治主義を鼓吹し、萬事法律に依賴して治國平天下の目的を達せんとするに至りしは必然の結果と申さねばならぬ、勿論韓非が荀子に就學した時代は明白でないけれども、彼の同窓の友なりし李斯が荀子の門を辭してから四五十年の長年月を經て秦の二世の世に趙高に讒せられて非命の死を遂げた事實を考へ合せば、韓非は二十前後の頃荀子に就學せしならんとの想像は略實際に近いのである、『東洋哲學八編第六號』

荀子の生卒年月は知るべからず、李斯の歿年も亦史に明文なし、意ふに始皇は三十七年に轀涼車の客となり二世の二年を合すれば三十九年を得、而して李

居るに及び愈よ親しくして愈よ愛すべし、嗚呼純明篤實の君子と謂ふべきなり、『故覇州文安縣主簿縣主蘇君墓誌銘』

後の小韓非此の如し、前の大韓非亦焉んぞ然らざるを知らん、且つ『韓非子』其物に就て之を徵するも、功利の中に施濟の意あり、智巧の中に迂拙の處あり、意ふに酷薄に流るゝ傾向は之を有せしならんも、天性必ず酷薄に非ず、唯だ其理想の爲に情を矯め實効の爲に愛を絶ち、苟も自信の在る處、直情徑行、其是を是とし其非を非とせし意志の强き人なりしが如し、試に見よ、其著せし十餘萬言の中一語の含蓄ありや、之なきなり、一語の詼謔ありや、之なきなり、徹頭徹尾、枯燥なる法律論を主張して煩を憚らざるが如き、適に以て其主義の人たり眞面目の人たるを見る、眞面目の人は牽ね不融通なり、從て偏狹に陷り易く、偏狹の極、執拗となり狠戾となるは往々免れざる所、彼の韓の諸公子を以て當途に忌まれ國王に信ぜられず、而して國勢は方に滅亡に瀕す、憂憤の氣舒るに由なくして自我の念益す堅く、自然排他的ならざるを得ず、孔墨老莊の別なく假すに寸毫を以てせざりしが如き是れ豈に陰柔佞媚なる者の能く及ぶ所ならんや、狂と云へば則ち狂なり、小人と謂ふは則ち當らず、

○韓非學說の二元

韓非の學說の二元なることは、左に掲ぐる史記の文に徵して之を知る、

喜刑名法術之學、而其歸本于黃老、
與李斯倶事荀卿、

余は之に就て二個の疑問を有す、一は原文の意義に關する者にして、一は時代の前後に關する者なり、意義に關する疑問とは何ぞや、「其歸本于黃老」の句是れなり、若し客觀的とすれば太史公より觀て韓非の刑名法術が歸する所黃老に本づき、其れより演繹せしものとなり、又主觀的とすれば韓非が其刑名法術の學を黃老に歸納せしことゝなる、則ち源因と結果と、解釋の如何に因て顚倒を來さゞる能はず、知らず本文の眞意孰れに在りや、果して黃老を演繹せし者とせば是れ太史公が韓非の『喩老』『解老』を作り、又時に老子を襲ひたる痕跡あるより判斷を下せし者に

定評なりと謂ふも亦決して不可なるなし、然れども漢初に於ては韓非の崇拜家ありしと見え、甚しきは之を聖人となすに至れり、

陳人武臣あり子鮒(孔鮒)に謂て曰く夫れ聖人なる者は誠に高材美稱なり、吾れ謂ふ聖人の知、必ず未形の前に見はれ、功、身後に垂れ、教を立てゝ戾夫犯さず、言を吐て辯士破らざるなり、子の先君(孔子)之に當ると謂ふべし矣、然れども韓子法を立つる其夫子の謂に異る者紛如たり、予每に其意を探て其事を校す、久きを持し、遠を歷、姦を遏め善を勸む、韓氏未だ必ず非ならず、孔子未だ必ず得ざるなり、吾れ今にして後、乃ち知る聖人世として有らざるなく、前聖後聖、法制固り一ならざるなり、韓非の若き者亦當世の聖人なり、『孔叢子』

聖人と否とは姑く置き此品評たる韓非の政綱學說よりして言を立てたる者にして人格の論に非ず、然らば即ち韓非の人格は果して何如ん、『史記』『國策』を始めとして秦漢の史傳之に言ひ及ぼしたる者なく、司馬遷が「其極慘礉少恩」と云へるは其說の歸する所を示したるのみ、是に於てか韓非の性格を徵すべきものは『韓非子』其物を舍て他に求むべからず、而して『韓非子』其物を繙くときは何人も一見して彼が深峭なるを覺えん、刻薄なるを覺えん、露骨なるを覺えん、是故に大田錦城は彼を盜賊の智なりと云ひ『梧窗漫筆』陰毒の人なりとなし、賴山陽の如きは左の如く評せり、

韓非は蓋し國朝惡左府の如きのみ、韓の諸公子を以て慧黠自ら喜ぶ、實用に施さしめば必ず當に敗露すべし、用ゐられずして死す幸のみ、『山陽書後』

『韓非子』に依て見たる韓非は大抵此の如き者也、然れども知行必ず一ならず心跡必ず同じからず、後世議論に文章に韓非の十一を彷彿すべき者は宋の蘇老泉に非ずや、『辨姦論』を讀めば其激烈の人なるを想像すべく、『權書』を讀めば其機變の人なるを想像すべし、然るに何ぞ測らん想像は全く事實と相反することを、若し歐陽修の之を表するに非ざりせば彼の人格は千歲の下尙は必ず誤解を免れざりしならん、

君の文、博辯宏偉、讀む者悚然其人を想ひ見る、已に見て溫々言ふ能はざるに似たり、之に即て與に

據れば說客なり辯士なり、韓非本と遊說の士を惡むと共に人臣として外、敵國に交はりて內、權勢を自國に求むるを害とし其著論に於て此意を反復せしもの一にして足らず、則ち始皇に向ひて姚賈の所行を訐きしが如きは必無の事と謂ふべからず、又決して彼が成功を忌むが如き陋劣なる心術より讒誣中傷を逞うせしものと謂ふべからず、然れども姚賈たる者之を聞て如何んぞ銜む所なからん、況や親しく始皇の爲に詰問せられたるをや、其秦の貨財を以て列國と交りし事と監門子たり趙の逐臣たり梁の大盜たる事とに至りては彼れ亦之を否定するを得ず乃ち李斯が逐客を諫めたる口吻を學び詭辯を以て始皇の信用を恢復せしと雖も、之が爲に恩讎を忘るゝが如き彼に非ず、時機を待て韓非に報ぜんと欲せしや必せり。其李斯と結托して韓非を死地に陷れたるもの未だ嘗て此れに由らずんばあらず、

韓非已に死し、韓王が韓非と謀りし所も畫餅に歸しぬ、是年韓より秦に倂合を請ひたるを以て觀れば韓王が韓非の死せしより全く絕望に及びし事を知るべし、嗚呼彼の一生一死、韓國存亡の繫る所、亦以て其人となりを見るに足る、越えて二年韓王安は秦に虜にせられ、其翌年韓卒に亡びぬ、死者にして知るあらば其れ瞑せんや、

○韓非の人格

漢の武帝が董仲舒の議を用ゐ孔子を尊びて諸子百家を排斥せしより、儒敎一統の世となり、苟も儒敎に違ふ者は獨り其學說のみならず、其人を倂せて之を惡み、動もすれば、小人と呼び姦物と呼ぶ、況や儒敎を敵として之を攻擊する者に於てや、而して謂はゆる異端の中に在りても、儒敎の本尊なる孔子を愚弄し非毀して憚らざりし者は莊周と韓非とのみ、蓋し莊子は戲謔の文字を以て無責任の論をなすに過ぎざるが故に、愚弄も滑稽に歸し非毀も寓言に類し、儒者と雖も大人氣なしと思ひてか、張膽明目之を論駁する者なきも、韓非は正面より莊語を以て孔子の神聖を犯すが故に、儒者の之を視ること蛇蝎の如く、其書を以て世道人心に害ありとし、其人を以て殘忍酷薄の小人と爲さゞるはなし、而して世の學者は即ち儒者にして儒者の外に學者あらざれば、此れ即ち學者の

し、姚賈對へて曰く、賈願はくは出でゝ四國に使し、必ず其謀を絶ち而して其兵を案め、乃ち車百乘、金千斤を資し、衣するに其衣を以てし帶ばすに其劍を以てす、姚賈辭し行き其謀を絶ち其兵を止め、之と交をなして以て秦に報ず、秦王大に説び、賈を千戸に封じ以て上卿となす、韓非之を短つて曰く、賈珍珠重寶を以て南、荊齊に使し、北、燕代の間に使する三年、四國の交未だ必ず合はざるなり、而して珍珠重寶、内に盡く、是れ賈、王の權を以て外、自ら諸侯に交はる、願はくは王之を察せよ、且つ梁の監門子、嘗て梁に盜し趙に臣として逐はる、世の監門子梁の大盜、趙の逐臣を取り、與に同じく社稷の計を知せしむ、群臣を厲ます所以に非ざるなりと、王、姚賈を召して問ふて曰く、吾れ聞く子、寡人の財を以て諸侯に交はると諸れありや、對へて曰く有り、王曰く何の面目ありて復た寡人を見る、對へて曰く曹參其親に孝、天下以て子と爲さんを願ふ、子胥其君に忠、天下以て臣と爲さんを願ふ、貞女工巧、天下以て妃と爲さんを願ふ、今賈、王に忠にして王知らざるなり、賈、四國に歸せず尙は焉にか之かん、賈をして君に忠ならざらしむ、四國の王、尙は焉んぞ賈の身を用ゐん、桀、讒を聽て其良將を誅し、紂、讒を聽て其忠臣を殺し、身死し國亡ぶるに至る、今王讒を聽かば則ち忠臣なし矣、王曰く、子は監門の子、梁の大盜、趙の逐臣と、姚賈曰く太公望は齊の逐夫、朝歌の廢屠、子良の逐臣、棘津の讐庸、(醜傭)文王之を用ゐて王たり、管仲は北鄙の賈人、南陽の敝幽、魯の免囚、桓公之を用ゐて覇たり、百里奚は虞の乞人、傳賣するに五羊の皮を以てす、穆公之を相として西戎を朝せしむ、文公は中山の盜を用ゐて城濮に勝つ、此の四士は天下に詬醜大誹あり、明主之を用ゆ、其與に功を立つべきを知るなり、卞隨、務光、申屠狄の如くならしむるも人主豈に其用を得んや、故に明主其汚を取らず其非を聽かず、其己が用たるを察す、故に以て社稷を存す、外誹する者ありと雖も聽かず、高世の名ありと雖も咫尺の功なき者賞せず、是を以て群臣敢て虛願を以て上に望むなし、秦王曰く然り、乃ち復た姚賈を使ひ、而して韓非を誅す、

姚賈の人物は之を審にするに由なしと雖も、此れに

と雖も、若し其留まる久しきに及はゞ始皇の或は之を用ゐんを恐れ、姚賈と共に始皇に勸めけるは、韓非は韓の諸公子なれば今大王列國を并さんと欲するに當り、彼が韓の利害を謀り秦の爲にせざるは此れ人情として然るべき所也、左れば今之を用ゆれば格別、用ゐずして久しく留置き然る後之を歸さば、滯在中の智識を利用して如何なる手段に出づべきも計られず此れ殊更に禍を遺す道理なれば過法を以て之を誅し後患を絕つに若かずと、袁了凡は其『歷史綱鑑補』に於て此の中傷は秦の宗室が曾て李斯を離間したる口氣を韓非に適用せしことを言ふも、未だ其據る所を知らず、始皇の英邁なる、一方には韓非の才能を悅びしも、又一方には敵國の間牒なるを知て心を許さゞりしかば、遂に二人の言を然りとし韓非を牢獄に下し有司に付して其罪を糺さしめぬ、韓非自ら始皇に見えて辯疏せんと欲せしも許されず、李斯は始皇が萬一或は悔いて之を赦さんことを恐れ、人を以て毒藥を送り之をして自殺せしめたり、然るに始皇は果して韓非を罪せしを悔い、特に赦罪使を發したれとも其到着せし時は韓非已に雲陽の獄中に死せし後なりき、

此れを以て之を觀れば韓非の死因は李斯と姚賈とが始皇に勸めしに在り、夫れ李斯は韓非の同門なり、同門の朋、極めて親厚ならざれば則ち又極めて疾惡なるは古來皆然らざるはなし、李斯の韓非と共に荀況に學ぶや已に以て及ばざると爲せしに非ずや、而して彼は陰險卑劣の小人に非ずや、始皇が動もすれば韓非を信ぜんとするを見て功名寵利の敵なりとし、妨害百端之を必滅の地に置かんとせしが如きは固より想像するに餘あり、乃ち知る始皇に說て之を誅せしめたるは、秦の利害上より計りし所も或は之あらん、然れども動機の大部分は全く其妬忌の心に出でしことを、史記に「毀之曰」とあるは即ち其讒言なるを謂へるなり、唯だ姚賈と韓非との關係に至りては史記に於て之を知るを得ず、戰國策に載する所多少其消息を窺ふに足るが故に今之を左に掲げん、

四國(燕趙吳楚)一となり將に以て秦を攻めんとす、秦王群臣賓客六十人を召して問ふ焉、曰く四國一となり將に以て秦を圖らんとす、寡人內に屈して百姓外に靡く、之を爲す奈何ん、群臣對ふる莫

明なること火を觀るが如く、千歳の下、猶ほ一滴同情の涙を注がんと欲す、然るに楊愼の輩「非、韓の削弱を見、秦を以て韓を存せんと欲す、韓、非を用ゐず、非韓を疾み意專ら秦に屬す」と云ふ、眞に腐儒の見なるかな、

秦の韓を攻め韓の非を使せしめたる所以に至りては已に曉然たるも、始皇か之を得んとせし目的の如何は尙ほ考究すべき問題なり、藤田東湖の韓非論に言へるあり「嬴政、非の書を觀て嗟嘆する者特に其才を愛するのみ、其人見に在るを聞くに及びては則ち蓋し且つ喜び且つ忌み、其意必ずしも之を用ゆるを欲せず、唯だ韓の之を用ゆるを畏るゝなり、然らざれば豈に其人を得んと欲して急に其國を攻むる者あらんや、其未だ見ざるや、之と游ぶを得ば死するも恨みずと曰ひ、其見るや過法を以て之を誅せんと欲す、是れ其虎狼の心、忌の喜に勝るや亦明なり」と、「經史論存」余を以て之を觀るに始皇の韓非を求むるや逐客の令を除きし後に在れば、彼が已に其の人物に傾倒せし以上、苟も吾が用を爲さしむべければ之を用ゆべく、縱令吾が用を爲さゞるも敵國の用を爲さゞらしめば、一害を除く所以なりとの利害問題より打算せしは復た疑ふべからず、東湖の說は善く其一邊を洞見せし者と謂ふべし、始皇の祖先なる穆公が戎に由余の賢あるを不利益として之を除かんとせし事は現に韓非の『十過篇』に出づ、是れ固ゟ秦の慣用手段にして始皇豈に之を知らざるの理あらんや、

韓非已に秦に入りし後、使命の目的果して遂げたるや否や史に明文なしと雖も、始皇本紀に「秦、李斯の謀を用ゐて非を留む」とあるに因れば或は一段落を告げたるか、若しくは懸案とせし者なるべし、韓非書を以て始皇に說き、陽に秦の利を謀り陰に故國の命脈を持せんと欲せり、然るに始皇は韓非を悅ばざるに非ざりしも、尙ほ未だ信用するに及ばず韓非の存韓を論ずるや始皇之を李斯に謀りしに、李斯は力を極めて其不可を駁し「秦の韓あるは人の腹心の病あるが如し」と曰ひ、「秦韓の交合すれば則ち非重し此れ自全の計なり」と曰ひ、獨り國家の利害上より原案を攻擊するを以て足れりとせず延て其人身攻擊に及び「臣恐らくは陛下其盜心に聽かんことを」と云ふに至る、初め李斯自ら始皇に勸めて韓非を抑留せし

せり、曰く「韓非子政を韓になす且つ十年、韓の貴人多く法に死する者完家なし、是に於て韓に曠官多し」と定めて據る所あるべきも未だ遽に信すべからず、韓非の著書は或る人に因て秦に流傳せり、秦の始皇は其『孤憤』『五蠹』を見、何人の作なることを知らざりしも、深く其議論を悦びて曰く、嗟乎寡人若し此人に遇ひ共に遊ぶことを得ば死すとも恨なしと、李斯之に韓非の著書なる由を告げしかば始皇は是非ともに韓非を秦に致さんとせり、其始末に就ては史記の本傳に之を記して曰く、「秦因て急に韓を攻む、韓王始め非を用ゐず、急なるに及び乃ち非をして秦に使せしむ」と、然れども本文甚だ簡に過ぎて要領を得るに苦しむ、其疑問は何故韓を攻むるときは韓非必ず秦に來るべきかと云ふに在り、顧ふに韓は韓非を用ゐざりしと雖も、朝廷の上別に人あるに非ず、外交の難局に當り專對折衝の任を全うすべき者復た韓非に若くはなし、故に始皇の智なる乃ち以爲らく、我れ韓を攻めば韓必ず非を起して請和使に充つるならんと、是れ其遽に兵を發して之を擊ちし所以か、蓋し此想像たる中らずと雖も遠からざるべし、而して韓王果して非を遣せしも、其本意に至りては又本傳に因て窺ふを得ず、『始皇本紀』を案ずるに李斯は始皇を諫めて逐客の令を止めし後、勸むるに先づ韓を取て他國を脅すべきことを以てせしが始皇之に從ひ李斯に命じて韓を降さしめんとせり、此れに據れば始皇已に韓を擊たんとするの志ありし處、適ま韓非の文を讀みて其人を得んと欲し、因て其計畫を早め、之を攻めたる者の如し、本紀又云ふ「韓王之を患ひ韓非と秦を謀る」と、此れにて韓王が非を遣はしたる委曲自ら明白なるのみならず、古來の學者が『初見秦』と『存韓』の二篇に關する聚訟も亦刃を迎へて解決すべし、然るに一人も之を發見せし者なきは何ぞや、蓋し韓王も事急なるに臨み始めて悔心を生じ韓非を使節に用ゐたるは、但だ使節として用ゐたるに止まらず、深く熟議する所ありて彼の意見を容れ、委ぬるに全權を以てして其手腕を揮はしめんと爲せしや論を俟たず、韓非が慷慨闕を辭したる日は宛も荊軻が易水を渡りし時の如く滿目の光景「風蕭々」たるの觀なきを得んや、嗚呼誰か知らん『初見秦』『存韓』は君臣苦肉の計に出でし者なることを、是に於て乎韓非の心事

九年には陘城を拔かれ、二十四年には成皐滎陽を削られ、二十六年には上黨を奪れ、二十九年には又十二城を失ひ、安王の位に即くや國已に亡兆あり「韓世家」是れ韓非が方に遭遇せし國家の情勢なりき、彼れ國家と休戚を共にすべき諸公子の地位を以て、豈に默々として坐視するを得ん、況や其精悍の氣、崛强の志、此の如き危急存亡の秋に臨み益す興奮する者あるに於てをや、

韓非は是に於て乎熱血を文字に注ぎて韓王を諫めしこと一再に止まらず、然れども不幸にして用ゐられざりき、彼が『孤憤』『五蠹』『儲說』『說林』『說難』等の十餘萬言、即ち本書の大部分を作りし動機は此の如し、然れども彼は此を以て不平を洩さんとせしにも非ず、又其學說を傳へて知己を千秋に待たんとせしにも非ず、『難言』の末に言はずや、「至言耳に忤て心に倒す、賢聖に非ざれば能く聽くなし、願はくは大王之を熟察せよ」と、夫れ韓非の著、『難言』其首に在り、(初見秦存韓の編次に就ては下文に之を論ず)而して其結語に據れば明に君主に奉呈せし者なり、(原注に此れ亦初見秦の詞とあるは誤にして其實韓王に呈せしなり)乃ち知る他の諸篇も亦皆然らざるはなく、唯だ『難言』の一篇は全書の冐頭にして他篇の先容をなすべき者なれば、特に上書の體を以て之を結びたることを、蓋し此時に方り韓の形勢たる、獨り敵國外患の懼るべきものあるに止まらず積弊百出して綱紀弛み、蕭墻の憂更に甚しきものあり、韓非以爲らく、國に中心なく君に主權なく、上下の分明ならず富强の實立たざれば、以て侵略を禦ぎ社稷を保つべからずと、是に於て多く弊の由る所政の失ふ所を擧げて反省を求めたるに外ならず、法制の修まらざるが如き、賞罰を執て群臣を御せざるが如き、富强を謀りて賢才に任せざるが如き、姦臣の正士を妨ぐるが如き、亂法の儒、犯禁の俠を寵するが如きの類是なり、引證せし所の往者得失の變は即ち當時の鑒戒に非ざるなし、若し韓王をして之を用ゐしめたらんには縱令天日を既墜に回らす能はざりしとするも、山西の餘暉豈に遽に函谷の中に沒せんや、而して韓王の之を用ゐざりし原因は『孤憤』に由りて之を知るを得べし、

然るに『郁離子』には韓非が韓に用ゐられし事ありと

涯は實に此時代に在り、此時代の最後に在り、

○韓非の傳記

韓非の事跡は史記の『老莊申韓列傳』『始皇本記』並に『李斯傳』に見ゆる外殆と徵すべき者なく、而して史記に載する所も僅に槩略を叙するに止まり、其詳なることを知る能はず、蓋し其人、本と理論家にして事業の見るべき者なきが故に材料多からざるの致す所なり、是に於て司馬遷の如きも『說難』の全文を引用して本傳の寂寞を補ふに至れり、今姑く史記及び本書に據て其略傳を叙ぶべし、

韓非は韓の疏遠なる王族にして荀子の門に遊び李斯と同窓の關係ありしが、李斯は韓非に及ばざることを自認せしと云ふ、李斯の事は人の知る如く秦の始皇の謀臣にして統一の業を佐け封建を廢して郡縣となし書を焚き儒を坑にしたる大手腕家也、彼の才略を以て尙ほ一籌を讓りしとせば韓非の聰明なる知るべきのみ、然るに生來吃にして十分懷抱を陳べ思想を達する能はざりしかば、自然の結果として舌に換ゆるに筆を以てし好んで書を著はしぬ、夫れ蘇張三寸の舌、能く一世を飜弄せしも、宛も飇風の過ぐるが如く萬籟一寂、何等の餘響を留めざるに、韓子の十餘萬言、千古に傳はり靈光異彩、今尙ほ新に硎を發するが如きものは豈に彼が天質缺損の賜に非ざるを得んや、韓非又刑名法術の學を喜べり、而して史記には其刑名法術の學を講ぜしと、荀子の儒敎に親炙せしと、孰れか前孰れか後なるかを明言せざるも、禮法進化の順序よりして之を推すときは、其專ら法術に力を致せし事が儒敎を學びし後に在るや疑なし、然れども此れを以て其以前に法律の素養なかりしとは斷言するを得ず、

彼の生國なる韓は舊と趙氏魏氏と共に晉の三卿と稱せられたる者、戰國の初景侯虔晉を亡ぼして諸侯となり宣惠王に至り始めて王號を稱し、七雄の一に列せしと雖も、其疆域は褊狹にして秦楚大國の敵に非ざるのみか趙、魏にも尙ほ若く能はず故に韓非も始皇に對して小國と稱し「存韓」李斯も亦千里に滿つる能はずと曰へり「上書」、而して其地位たる列國の間に介し、險要に乏しく四面敵を受け、其又最も秦に近きが爲め最も秦の衝に當り、桓惠王以來は殆ど寧日なく、

春秋の次を戰國時代となす、平王より第二十世威烈王に始まり以て周の滅亡に至る。威烈王の時晋の世卿趙、魏、韓の三氏其君を弑して晋國を瓜分せしに、王之を討たざるのみならず立てゝ諸侯に列せしめたり、曩には周室の威令諸侯に及ばざりしもの、今や又倍臣に及ぶ能はず、其初已に此の如し、其終知るべきのみ、即ち春秋の十二列國は秦、楚、燕、齊、趙、魏韓の七大國となり、或は合從、或は連衡、互に天下を爭ひ、志す所は富國强兵、務むる所は攻伐侵略、世道壞れて倫常廢す、豈に亂世の極と謂はざるを得んや、抑も春秋の世、王室は已に統一の實を失ひ、周公の制度弛頽息むに近くして纔に其禮を魯に存せしのみ、列國の諸侯各法度を異にして殆ど獨立に等しく、甚しきは鼎の輕重を問ふに至る、然れども王室と謂へる觀念は猶ほ未だ全く去らず、大義名分の四字は多少の効力を有せしが故に、五覇の功利を主とするも尙ほ或は尊攘に託し、仁義を假らざるを得ず、其君子の爾雅重厚にして其文辭の溫粹典麗なる、衰世と雖も尙ほ三代雍熙の餘韵を存せり、然るに戰國に及びてや、群雄制據、率ね王號を稱し、周室は在れども亡きが如く、統治權全く絕えたるのみならず名義と雖も亦已に微々たり、夫れ鼎沸亂麻の世に於て名敎の行はれず人心の危險に趨くは自然の勢にして、權謀術數の流行となり、處士の横議となり、亂臣賊子の君を弑し父を弑する、視て以て常事となし、毒藥猛獸の禍復た春秋の比にあらず、唯だ其政治の統一已に破れたると共に思想の統一亦破れ、正義異端、古道新說、並び起りて長を爭ふ、猶ほ七雄の相角逐するが如く、莊周は洸洋自恣の說を以て其人世觀を描き、揚朱は兼愛を唱へ頂を摩して趾に放らんとし、墨翟は爲我を標榜して利己主義の嚆矢となり、孟軻は命世の才を以て仁義王道を揭げ、荀子は性惡に本づきて禮を尊び、蘇張の縱横に於ける、申商の法術に於ける、孫吳の兵略に於ける、公孫龍惠施の名實に於ける、屈平宋玉の辭賦に於ける、「道天下の爲に裂くる」もの是に至りて實現餘す所なく、其間互に相攻擊し、互に相辯難し、風雲の釀す所、刀槊の摩する所、人中の龍、文中の虎、一生の知勇を推倒し、萬古の心胸を開拓して、人に慷慨悲壯の感あり、文に殺伐蒼凉の氣ある者、上下四千年其れ唯だ戰國か、然り而して韓非の生

韓非子國字解上

破天荒齋 松平康國 講述

序説

○韓非の時世

周の武王牧野の一戰に殷を滅ぼして都を鎬京に奠め、周公禮樂を制して郁文の化を布きしより、赧王の秦に降りしまで、世を傳ふる三十七、年を歴る八百六十七、古來支那に於て國を建てし者、其長久にして隆盛なる未だ周の如きはあらざるなり、然れども其實周室の威令善く行はれしは三四世に過ぎず、武王の曾孫に當れる昭王は南巡の際膠舟に載せられて溺死し、其子の穆王に至りては荒服至らず諸侯親しまず、第九世の夷王は堂を下りて諸侯を見、楚の始めて王號を僭せしは此時に在り、次の厲王は國人に攻められて彘に奔り、宣王に及び一時中興の業を成せしと雖も、其子の幽王は褒姒を愛して民心を失ひ、遂に驪山の下に於て、犬戎の爲に殺されたり、此れ春秋以前の槩略にして已に王道の陵遲と、封建の通患なる尾大不掉の萌芽とを見る、

謂はゆる春秋時代は幽王の子平王の世に始まる、平王は西都鎬京が犬戎に壓迫せられし爲め東都洛邑に徙れり、史家之を稱して周の東遷と曰ふ、平王の四十九年は魯の隱公の元年に當り、孔子の春秋を著すや筆を此に起す、此れより二百四十二年の間を稱して春秋と曰ふ、孟子言へるあり「世衰へ道微に邪説暴行また作る、臣其君を弑する者之れあり、子其父を弑する者之れあり、孔子懼れて春秋を作る」と、平王の時周室衰微し、諸侯の强なる者弱を幷せ、大なる者小を兼ね、中央集權の薄弱なる、封建制度の腐敗せる、東遷の擧は實に世運の一轉機と爲すべく、麟經の端を平王に發せし所以全く此に在り、司馬遷云ふ、春秋の世に於て君を弑する者三十六、國を滅す者五十と、亦以て其世態を知るべし、

卷九

內儲說上　七術……四六九
總說……四七〇
【經】參觀一……四七一
【傳】一……四七三
【經】必罰二……四八二
【傳】二……四八二
【經】賞譽三……四九五
【傳】三……四九六
【經】一聽四……五〇二
【傳】四……五〇三
【經】詭使五……五〇七
【傳】五……五〇八
【經】挾智六……五一一
【傳】六……五一一
【經】倒言七……五一四
【傳】七……五一四

卷十

內儲說下　六微……五一七
總說……五一七
【經】權借一……五一七
【傳】一……五一七
【經】利異二……五二二
【傳】二……五二三
【經】似類三……五二八
【傳】三……五二九
【經】有反四……五三五
【傳】四……五三六
【經】參疑五……五四〇
【傳】五……五四〇
【經】廢置六……五四五
【傳】六……五四五
【經】廟攻七……五五〇
【傳】七……五五一

出生入死章……三四三
天下皆謂章……三四七
使我介然有知章……三五一
善建者有不拔章……三五四

卷七

喩老……三六〇
天下有道章……三六〇
善建者不拔章……三六二
重爲輕根章……三六四
將欲喩章其一……三六六
將欲喩章其二……三六七
將欲喩章其三……三六八
天下大事章……三六八
(佚文)扁鵲章……三七〇
其安易持章……三七三
天下有始章其一……三七五
天下有始章其二……三七六
知不知章……三七七
其安易持章……三七七
不出戸章上……三八〇
不出戸章下……三八二
上士聞道章……三八三
知人者智章其一……三八四
知人者智章其二……三八五
善行無轍跡章……三八六

卷八

說林上……三八七
說林下……四一一
觀行……四三三
安危……四三七
守道……四四四
用人……四五一
功名……四六〇
大體……四六四

二柄中……一二八
二柄下……一三一
揚權上……一三四
揚權下……一四一
八姦……一五〇
附篇……一六一
卷三
十過……一六三
卷四
孤憤……二〇〇
說難……二一六
和氏……二二九
姦劫弑臣……二三五
卷五
亡徵……二五九
三守……二七二
備內……二七六
南面……二八五
第一……二八六
第二……二八八
第三……二八九
第四……二九〇
第五……二九二
飾邪……二九六
卷六
解老……三一二
上德不德章爲學日益章……三一三
其政悶悶章……三二一
治人事天章……三二六
治大國章……三三二
天下有道章……三三五
(佚文)道理之者也……三三九
視之不見章……三四二
道可道章……三四二

韓非子國字解上目次

序說

韓非の時世……一
韓非の傳記……三
韓非の人格……九
韓非學說の二元……一一
刑名法術……一九
法術の由來……二〇
法治思想の秦韓に行はれし理由……二三
申商と韓非……二三
韓非政法論の綱要……二五
韓非の文辭……三八
韓非の史的智識……四三
韓非學說の顯晦……四四
本書の作者……四五
本書の來歷……四八
本書の注解……四八
○韓の世家譜系圖……四九
○秦六國都地理圖……五〇

卷一

初見秦……五一
存韓……六九
附載上……七四
附載下……七八
難言……八六
愛臣……九四
主道上……九九
主道下……一〇三

卷二

有度……一〇九
二柄上……一二四

讀法

全書を通看するの餘暇なき人の爲めに必讀の篇名を揭げて指針とす

孤憤
大臣と法家との衝突を論じたる者にして韓非の境遇を知るべし

難言
說を進むるの冒險的なる事を論じたる者

說難
韓非の辯說に於ける機略此に審なり

備內
宮廷の隱微を擿發し、人を信ずるの不可なるを論じたる者

八姦
姦臣の君を惑はす手段を列擧せし者

姦劫弑臣
法術の恃むに足り仁義の無用なるを論じたる者

難勢
智德と法術との優劣、偶然と必然との得失を比較せし者

二柄
賞罰の權を論じたる者

六反
重刑と輕刑の利害論なり

有度
法治の必要を論じたる者

五蠹
韓非の法政原論とも謂ふべき者にして大本領を窺ふに足る

主道及揚權
法術と哲理とを湊合し君道を說きたる者

忠孝
君臣父子の道を論じ、堯舜孔子及び老莊者流を罵倒せし者

顯學
儒墨の有害無益を喝破せし者

說林及儲說
智術の資料とすべき小話奇談を錄せし者

文章の傑作に就ては序說中『韓非の文辭』に於て梗概を論評せり

置く、讀者蛇足を以て之を視ることなければ則ち可なり、
講説の體裁は時として漢文直譯、時として言文一致、本文の如何に由り解釋の便宜上之を異にせり、又語調の如きは務めて流滑ならんことを欲したれども、本書の性質、本と佶屈なるが故に、往々固滯を免れざる處あるは、復た奈何ともする能はず、
一、漢文には自ら漢文の讀方あり、強て國文と一致せしむる時は、語氣の緩急文勢の強弱を辨するに由なし、故に本文の送假名の如きは余の慣讀せる語路に從ひ、敢て流俗の用法に雷同せず、是れ自家の經驗上此の如くならざれば漢文の神味を咀嚼する能はざるべしと信ずるが故なり、

所なり、故に本解は大旨大意を發揮して遺さゝらんが爲め、諸注の疎謬なる處は之を正し、衝突せる處は之を斷じ、缺漏せる處は之を補ひ、如何なる難解の意義と雖も人をして理會せしめざれば已まず、篇章毎に先づ主意を掲げ、解說の後に字解を設け、篇章の終には概論を附し、有らゆる點より說明を試みたり、

一、原本の體裁或は其當を失ひ或は解剖に便ならざる者は必ずしも舊樣に依らず、譬へば存韓篇に於ける李斯の上書を附載と爲せしが如き、主道揚權の兩篇を各上下に分ちしが如き、二柄篇を上中下に分ちしが如き、八姦篇の最後一段を附篇となせしが如き、觀行以下五篇各分ちて若干章となせしが如き、儲說篇の傳文を以て直ちに其經文に接せしが如き是なり、整理したるのみ改竄したるには非ず、

一、漢文を解せんと欲せば文の脈絡を尋ねざるべからず、蓋し論理の前後順逆を考へ、思想の次序轉換を窺ふの法、此れに若く者なければなり、故に分段の一項を設けて全文の構造を示し、大段を畫するに└を用ゐ、小段を畫するに□を用ゐ、作者の論點をして一目瞭然たらしむ、

一、韓非は先秦の文豪にして、筆力の勁拔なる、格法の嚴密なる、議論文の典型と爲すべき者なり、故に本文の要處妙處には批圏を施して眉目を明にし、篇末に文評の一欄を

韓非子國字解　凡例

一、本書は獨り漢學專攻の學生に資するに止まらず、廣く世間讀書家の參考に供するが爲に之を著せり、故に平易明白を以て本旨となし、寧ろ繁詳に失するも簡略の失なく、寧ろ妄斷に近きも曖昧の弊なからんことを期せり、

一、先秦諸子は儒敎に壓せられて徧く行はれざりしが爲め、展轉の際、傳寫眞を失ひ、錯簡脫文あり、贅句訛字あり、韓非子の如きも亦然り、從て異本頗る多く、殆ど適從するに由なし、然れども古來乾道本を推す者多ければ今且つ其正文を用ゐ、疑ふべき處、通じ難き處は他本に據りて訂正を施せし所あり、但し異本の正文に從ひし場合は別に出處を擧げざるも諸家の注に「何に作るべし」、「疑ふらくは何の誤」とあり、此れに從ひし場合は正文の旁に改字を記し、其原きし所は字解の項下に於て一々之を審にせり、又衍文は□を施し補字は〔〕を加へ、以て混同すること無らしめたり、

一、古來の注家概ね文字の異同を校し訛誤を正すことに力を用ゐ、章句の意は措て講ぜず、且つ考證家の如きは首を畏れ尾を畏れ、古人の說を臚列するのみにて敢て決斷を下さず、初學の士に益する所甚だ少し、是れ韓非子を研究せんと欲する者の病ふる

主讀之則明。明主讀之則察。治世用之則亂。亂世用之則治。顧取舍何如耳。夫法律之精。莫若西洋。國家取以立制。稱爲法治。然韓非之論法治。在二千年前。乃知古昔東洋之學無所不有。苟會萃而演繹。其必有裨人智。補治化者。則如此書。亦决不可廢也。曩者早稻田大學出版部刻漢籍國字解。所收皆前脩之著。今又有續刻之擧。而管墨荀韓四子。雖有注本。悉係漢文。絕無國字注。乃囑牧野藻洲。菊池晩香。桂湖村暨余。分作之解。余得韓非者。以其嘗學法律也。抑韓非初師荀卿。終歸法術。余則出法家而爲孔子之徒。其跡雖反。所學則通。庶幾可以解此書乎。

破天荒齋松平康國譔

蘆湯客舍得一絕

刑名舊業寸心違。懷抱如今筆發揮。
一穗靑燈幽壑底。陰風黑雨注韓非。

韓非子國字解

自序

昔者周之盛也。政教綜於上。學術一而風俗同。其衰也。王綱解紐。禮崩樂壞。不可收拾。天乃生仲尼。木鐸萬世。然職非師儒。斯文既降在下。道固將裂矣。及至戰國。國各異政。人各殊學。諸子百家。雜然並作。玄門一開。衆妙畢呈。無言不具。無事不該。殫天下之智。析天下之理。儒者乃以其牴牾先王之道。斥爲邪說。閑聖闢異。惟懼不及。硜々乎其鄙哉。蓋宇宙間自有此理。故又有此言。諸子何可廢也。韓非以韓諸公子。不忍見國勢日蹙。刑名法術。欲以濟之。當此之時。韓內有擅主之臣。外有伺釁之敵。其民悍而犯法。亡在旦夕。殆哉岌々。豈復暇舞干戚陳籩豆。況八儒三墨。觚而不觚。迂僻乖謬不足用乎。韓非卑虛名。貴實功。嚴君臣之分。明賞罰之權。是所謂彊弗友剛克者。亦皇極之一道也。故識者或取焉。唯其舍情而理。舍敎而法。賊人倫。滅天性。君子所不與。可以救一時之弊。不可以爲百世之訓。暗

雖も、概して良書と稱し難きを遺憾とす。本書が既出の諸書に比して、巍然として一頭地を拔けるは、江湖の等しく認むる所なるべきを信ず。

明治四十三年十一月

早稻田大學出版部

先哲遺著、追補漢籍國字解全書第二十四卷

例言

一、本卷に收めたる韓非子は、二千年の往時に在りて、今日の謂はゆる法治主義を首唱し、帝王の神聖、法律の萬能を絶叫したる韓非その人の遺著たり。故に識見俊邁、行文遒勁にして、政治家、法律家、文章家等の必讀典籍たるに拘らず、先哲の國字解の絶無なるものたり。これ先哲遺著の追補として、松平教授の新釋を求め、本全書の完成を圖れる所以なり。

一、本書の卷頭には、著者の心血を注げる長文の序說ありて、原著者の時勢、境遇、學說、其書の傳來等に就て、之を詳說したれば、今は重複を厭ひて解題を省けり。

一、韓非子には、近時出版せられたる二三の解釋書なきに非ずと

第二十四巻

韓非子 上

松平破天荒齋講

先哲遺著追補

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版

漢籍國字解全書